

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1	令和4年6月27日	令和4年7月20日	障害者雇用の法定雇用率を身体・知的・精神の3障害それぞれに設定する	現在の法定雇用率は3障害合算での数字のため、障害程度が健常者とほとんど変わらない程度の障害者ばかりが盲介庁・民間ともに雇われる傾向だ。重度の障害者であっても合理的配慮や労働環境整備を適切に行えば、人並みの生産性が期待できる。そうした取り組みを推進するために、3障害別の法定雇用率の設定を期待した。	うつ病などの精神疾患により精神障害者保健福祉手帳を所持している障害者雇用の法定雇用率算定対象となる。軽度の精神疾患であると診断や投薬により仕事には十分な障害者とならない障害者雇用機会をめぐり、差別は差別意識の確保だけ配慮を行わなければならない投資は行わなくても良くなる。また精神障害者保健福祉手帳は3年程度の有効期限が設定されているが、現行制度では雇い入れ時にだけ手帳の確認を行うだけである場合が多く、疾患が寛解して手帳が無効となっても自己申告が無い限りそのまま障害者雇用で雇われ続ける。これは内部疾患等による軽度の身体障害者手帳所持者にも有効期限以外はない。それ以外の重度中度の身体障害者、精神障害者および知的障害者は、常時サポートが必要であったり雇ったための設備投資を行わなくてはならないため非常にコストがかかる。それを行ったとしても政策に見合ったリターンが期待できないため、日本国内ほとんどの企業・事業所で低賃金の軽作業(業績に影響しないもの)しか障害者求人を行っていない。	個人	厚生労働省	○法定雇用率 全ての事業主は、従業員の一部割合(法定雇用率)以上の障害者を雇用することが義務づけられており、当該法定雇用率は、労働者及び失業者の総数に対する対象障害者である労働者及び失業者の総数の割合を基準として設定されており。 ○重度障害者の雇用の促進 就労の困難度の高い重度障害者の雇用を促進するため、事業主に対して職種の拡大の努力を促すとともに、施設、設備の改善等にかかる多くの負担を考慮し、重度身体障害者と重度知的障害者は、その1人をもって2人の労働者に相当するものとみなしています。	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第2項、第43条第4項	対応不可	○法定雇用率制度は、「採用の自由」に一定の制約を加えるものであることから、その制約は必要かつ最小限のものとする必要があります。 ○障害者別に能力が揮やすい職場、働きやすい職場等がある中で、障害者の職種や職場への適性を無視して、一律に障害者割合ごとに一定割合以上雇用しなければならぬと、企業に過度な障害者雇用を強いることにならねず、かえって実効性が下がらざる障害者の雇用機会を狭める結果ともなりかねません。 ○また、既に障害者雇用が進んでいる中で、それぞれの障害者種別の雇用枠を企業にから求めた場合、既に雇用が進んでいる障害者種別の障害者が解雇される等の混乱が生じることから、ご提案については対応は困難と考えています。 ○なお、重度障害者の雇用の促進については、制度の現状に鑑みて、雇用率制度上有利に取り扱うとともに、ハローワークによる障害特性に応じた専門的な支援や合理的配慮の提供を事業主に義務づける等、積極的な支援を行って、引き続き適切に対応していきたいと考えております。	△
2	令和4年6月27日	令和4年7月20日	調理師試験は実務経験なしで受験資格を与える	今調理師試験は、実務経験2年で受験資格を与えている。実務経験なしで試験に合格しその後実務経験1年で免状を与えることを提案します。	福祉施設や病院などの厨房(ちゅうぼう)では、直営でも委託の場合でも、人手が足りていません。なぜか申請し上げますコロナで休業者が戻って飲食業界の方が働きに来てくれないのです。そこで提案として調理師試験実務経験なしで受験資格を与えてほしいです。短期間で資格を取ることができ、調理師の職種選抜が広がるのが可能になり、人手不足が解消する。	個人	厚生労働省	○調理師法で、「調理師」とは、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者と都道府県知事の免許を受けた者をいいます。 ○調理師の免許は、下記の1か2のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与えることとしています。 1 学校教育法(昭和二十二年法律第六十六号)第五十七条(高等学校の入学資格)に規定する者で、都道府県知事の指定する調理師養成施設において、一年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たる必要知識及び技能を修得したもの 2 学校教育法第五十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの	調理師法第2条 調理師法第3条	対応不可	調理師免許は、左記のとおり、「調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を有することが確認できる前に付与されるものである。こうした技能等は、養成施設での修得や一定の実務経験なしに得られるものではないため、御提案への対応はいたしかねます。 なお、調理業務については、調理師免許がなくても従事することは可能です。	
3	令和4年6月27日	令和4年4月14日	登記完了証の記載事項を、書面/オンライン問わず、登記記録を転写すること	平成30年に提案された受付番号300713001の回答によれば、「登記完了証は、趣旨で「登記が完了した」旨を通知するに過ぎないものである。現在の内容でも不十分ではないとしている。 また、登記完了証を記載した登記完了証を希望するならばオンライン申請をすべきである。しかし、書面/オンライン問わず、申請によって登記された内容を登記完了証に記載すべきである。	1.補正率減少による登記事務の効率化・法令遵守の遵守 法務省は申請情報を登記完了証に反映させるにはオンライン申請を利用すべきであるとするが、たとえば所有者の氏名が誤って住民票から明らかな補正対象とならない場合は間違えたままの申請情報を登記完了証を発行するものなのか？ 法務省推薦の資格者(代理人)による代理申請において、依頼人の氏名が間違っていたら登記完了証を返さなければ、代理人の借用問題になるであろう。住民票で誤記が明らかな場合は単則により補正対象とならずその補正を求めることは通達違反であるし、登記完了証の記載事項を訂正するためだけに補正を求めることは登記事務の効率性を害するだけでなく、申請人にとっても無用の負担となる。すなわち、オンライン申請をしたために、申請書の誤記が依頼人に発見してしまいがちになるのである。 2.書面申請であっても、登記された内容を申請人が確認する手段を容易すべきである。 平成29年に提案された受付番号290722001の回答において、申請情報が省略できない理由で「登記手続については、その正確性が確保される」としている。しかし、どれだけ正確に申請情報を記載しても、不動産登記法上、勘違更正の手続が制度とされているように、登記による過誤は避けられない。そのおかげで登記記録が公示されることは不動産登記制度の矛盾であり、単急に登記を更正して正しい表示をすべきであろう。したがって、書面申請においても、登記完了時に申請人に登記記録の内容を確認させ、過誤登記の早期発見につなげるとともに、不動産登記法1条の目的を実現できるようにすべきではないか。	商業登記 ザンロン	法務省	登記官は、登記の申請に基づいて登記を完了したときは、申請人に対し、登記完了証を交付することにより、登記が完了した旨を通知しなければならないとされており、当該登記完了証については、①申請の受付の日及び受付番号、②同席の場合の席位番号、③不動産番号、④土地の所在、地番、地目、地積、建物の家屋番号、建物の種類、構造及び床面積等、⑤共同担保目録の登録及び目録番号、⑥登記の年月日、⑦申請情報(電子申請の場合)については、申請人又は代理人の電話番号その他連絡先及び住所(コードを載せた部分全て、書面申請の場合)については、登記の目的のみ。)を記録して作成することとされています。 また、社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出席し、陳述をすることができます。	不動産登記規則第181条	対応不可	登記完了証は、登記が完了した旨を通知するためのものであり、現状の記録事項であっても、その目的を達成することができることから、特段の対応は要しないものと考えられます。	
4	令和4年6月27日	令和4年7月20日	特定社会保険労務士の業務	規制改革・民間開放推進3か年計画に基づき、特定社会保険労務士の業務に関して 1. 個別労働紛争に係る簡易裁判所における代理業務の追加(法第2条) 2. 労働審判における代理業務の追加(法第2条)を検討すべきです。	日々の労務管理、労働相談に従事している特定社会保険労務士が労働紛争に携わることは有益なことであるが、万が一労働紛争が起るといって解決すべし訴訟になった場合に再度弁護士に再委託しなければならない労働者、企業の負担は大きい。よって、軽微・簡易して特定社会保険労務士が訴訟の場面で労働紛争の手續きに携わることができるようにすることは労働者、企業の両者の利益に資すると思われる。	個人	厚生労働省	特定社会保険労務士は、個別労働紛争について厚生労働大臣が指定する団体が行う裁判外紛争解決手続において、当事者の代理(紛争価額が120万円を超える事件は弁護士との共同委任が必要)をすることができます。 また、社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出席し、陳述をすることができます。	社会保険労務士法第2条及び同法第2条の2	対応不可	平成26年の社会保険労務士法改正により、社会保険労務士の業務の範囲が広がったことであり、まずは、現行制度において、個別労働紛争解決手続代理業務等の実績を積み重ねていくことが重要であると考えています。	
5	令和4年6月27日	令和4年7月20日	弁護士等による戸籍簿本等の職務上請求書の廃止	弁護士等による戸籍簿本等の職務上請求書について、職印の押印を必要とする戸籍法施行規則の規定を改め、押印を不要とする。	近年の押印廃止の流れにより、一般国民や官公署が戸籍簿本を請求する場合は押印を要しなくなったが、弁護士等による職務上請求においては、戸籍法施行規則により押印が義務付けられている。弁護士等が使用する職務上請求書には、番号が記載され、どの弁護士等が利用したの番号により職務上請求できるため、職印の押印がセキュリティ上必須であるとは考えにくいので、速やかに押印廃止していただきたい。また、押印は、弁護士等が戸籍簿本のオンライン請求ができる環境を整える上での障害となっており、今後のオンライン推進に当たり重要であると考えられる。	個人	法務省	弁護士等が、戸籍法第10条の2第3項から第5項までの規定に基づき戸籍簿本を請求する場合には、弁護士等の所属する会が発行した戸籍簿本等の交付を請求する書面(統一請求書(いわゆる職務上請求書))に弁護士等の職印が押印されたものによって請求する必要があります。	戸籍法第10条の2第3項 戸籍法第10条の3第1項 戸籍法施行規則第11条の2第4号	対応不可	統一請求書の使用及び当該統一請求書に係る弁護士等の職印の押印については、不正請求を防止する観点からも必要な措置であるところ、統一請求書に記載された番号の確保の観点では、当該弁護士等本人が使用しているものを確認することは可能です。なりやすくなる請求について対応することができないことから、職印の押印の代替手段とはならず、職印の押印をなくすることは相当ではありません。 なお、オンライン申請の際には、請求情報に対し、請求者の電子署名を付した上で、当該電子署名に係る電子証明書を送付する必要があることから、職印の押印の要否により手続が異なるものではなく、職印の押印がオンライン申請の促進の妨げとなるものではありません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
12	令和4年6月27日	令和4年7月20日	刑法175条の改正或いは撤廃	刑法175条によるわいせつ物の陳列の禁止はわいせつ物の定義が曖昧であり、またわいせつ物を陳列することを禁止することにより憲法21条の定める知る権利や表現の自由を著しく侵害しているため、これを侵害しないよう改正、或いは撤廃することを強く求める。	海外とインターネットで自由に情報がやり取りできる現在において、国内でのみわいせつな表現の陳列を禁止することはもともと無意味であり、また、現実の被害者よりもこのような電子データのやり取りに対して警察等の人員が割かれてしまい、結果として現実に存在する被害者を救済することに及びない。また、海外からわいせつな表現を購入することが出来るため、本来日本国内で循環させられる金銭が海外へと流出してしまうという経済的損失も存在する。刑法175条を改正或いは撤廃することでこれらわいせつな表現の頒布等を合法化することでこれらの諸問題を解決することが出来ると考えられる。また、公文書件やくせいな子艦など往々にして刑法175条は恣意的な運用が成されておられ、表現の自由の萎縮に繋がっているため、憲法21条の観点から見て違憲であると考えられる。	個人	法務省 警察庁	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を処罰することを規定しています。 刑法第175条に「わいせつ」とは、最高裁判所の判例によれば、「徒らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常な性的発動心を害し、善良な性的道義観念に反する」とをいうと解されています。	刑法第175条	対応不可	刑法第175条にいう「わいせつ」の意義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性には問題はなく、また、同条は、憲法第21条に違反するものでもなく、個別の事案に応じ、収集された証拠に基づき適切に運用されていると承知しています。 したがって、刑法第175条を改正又は廃止する必要はないと考えます。	
13	令和4年6月27日	令和4年7月20日	国交省海事局 海技試験受検書類期日の柔軟化	海技士身体検査証明書の提出期限を海技試験申し込み締め切りから実際の受験日まで遅らせてほしい。	海技試験を受検するにあたって、申請書等とともに海技士身体検査証明書を提出する必要がある。この証明書は船員規程医務所に提出試験開始前日以前以内に作成されなければならない。国内航路に従事する船舶であれば比較的容易に作成できるが、外国航路に従事する場合非常に困難である。この規則が施行された当初は外航船舶には医師が乗り組んでおり、この船舶によって作成されていた予想される現在の船舶には医師は乗り組んでいないため作成が非常に難しくなっている。そのため証明書の有効期間1年に延長する。あるいは提出期限遅延に業船中等正な理由がある場合は受験日までであれば遅れを認める等の緩和措置をとってほしい。これによって現在不足しているといわれる外航船舶の上級資格取得が容易になり、タイムラグが合わないことで試験が受けられず、昇進できない等の不利益を解消することができる。	個人	国土交通省	海技試験の申請の際に必要な海技士身体検査証明書については、指定医館により試験開始前日以前六月以内に受けた検査の結果を記載したものでなければなりません。 海技試験申請書及び上記の書類を含めた添付書類の提出期限については、定期試験については試験開始前日の35日前から15日前まで、臨時試験については試験開始前日の10日前までとしています。	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三十七条第一項第六号、海技試験の定期試験の期日及び場所を定める告示(平成二十三年八月八日国土交通省告示第八百二十八号)、船舶職員及び小型船舶操縦者法事務取扱要領第三十二条第三項	検討を予定	海技試験においては、提出された身体検査証明書を参考に、海技試験官が試験日に合格判定を行うこととしております。このため、試験開始前日6月以内に受けた指定医師による検査に基づいて、試験日の1年前まで広がる場合、検査から試験までの間に状態が変化している可能性があることから、当該検査結果の有効性を担保出来なくなる恐れがあるため、対応は困難です。 なお、身体検査証明書の提出期限については、運輸局において書類の不備を確認し必要な補正を行わせていただく上で受理し、試験日までには身体検査証明書の内容を予め審査する必要があることから、これらに関する期間を考慮し現行の提出期限となっているところ、現在進めている行政手続きのオンライン化やデジタル技術の発展等を考慮して検討してまいります。	
14	令和4年6月27日	令和5年2月16日	自動車登録変更時等における書類の原本返付のため	自動車登録変更又は抹消時などにおいて提出する書類のうち、原本の保管を要しない書類は全て原本返付をしていただきたい。	相続時の戸籍謄本、遺産分割協議書等の相続証明書に関しては、平成28年頃より原本返付が可能となったが、先般、相続人の成年後見人として、相続を原因とする所有権変更及び一時抹消手続きを行った際、成年後見登記事項証明書及び成年後見後見人の住民票、成年後見人の印鑑証明書の提出を求められ、いずれも原本返付できない旨の説明を受けた。これらの行政文書はいずれも確認ができずすればよく、運輸支局においては記録として写しを保管するのみであり、原本ではないか、原本提出を求めるところで、国民にとって過大な負担となっていないものではないか。今一度、相続証明書に限らず、原本の保管を要しないもの、要しないものを精査していただき、国民の負担軽減のため、原本の保管を要しないものについては、原本返付をしていただきたい。	個人	国土交通省	自動車登録令(昭和26年政令第256号)第16条及び第18条に基づき、登録の原因が相続となる場合には、その事実を証する書面として登記事項証明書や住民票等が提出されることがあり、併せて新所有者に係る書面として印鑑証明書等の添付が必要となっております。これら書類の原本を含め自動車登録に係る申請書及び添付書類については、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第21条第2項において、運輸支局等において6年間保存しなければならないこと定められております。	自動車登録令(昭和26年政令第256号)第16条第1項(印鑑証明書)、第18条(登記事項証明書、住民票)	検討を予定	自動車の所有者の権利を確実に保全するため、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第5条(登録の一般的効力)により、登録に對抗力を与えることで、自動車の所有権の公益を行っております。登録の内容が真正なものであるためには、登録という行政行為が、公的機関(国土交通省)によって管理され、厳正な手続きによって行われる必要があります。そのため、各種書類の原本提出を求めているところです。 死にたい取扱いについては、申請者が写しを持参するか、職員が窓口で写奪を行うこととなりますが、持参する写しの精度や職による複製、原本との照合に時間的要素する等、車検や登録事項等通知書等の交付までの待ち時間が更に増加することが考えられます。 相続については、不動産の相続登記といった他の財産の相続手続きも戸籍謄本等を使用することから、申請者の負担軽減を図る観点から申請者からの求めがなかった場合は原本を返却しておりますが、その他の書類の取扱いについても検討してまいります。	
15	令和4年6月27日	令和4年7月20日	身寄りのない高齢者が死亡した際の死亡届出ができる者の範囲の拡大	身寄りのない高齢者が入院中に病院で死亡した場合においては、通常、病院の管理者が死亡届出をする義務を有するが、諸事情により病院側が届け出を行えない又は行わないケースがある。市町村の運用では、入院直後の死亡であれば、死亡届出の所していた老人ホームの管理者が家庭管理者として届け出することが難しいケースであるが、「入院直後」の定義も曖昧であり、「直後」と判断するのが難しいケースでは届け出に支障が出る弊害も生じている。通常、老人ホームでは入居者の身元を把握しており、迅速かつ正確な届け出を行うことができる環境があることから、運用を要し、入院直後に死亡し、死亡届出の所していた老人ホームの管理者は家庭管理者として死亡届出ができるようにすべき。現行では、老人ホームの管理者は死亡記載の申し出はできるとは思われが、迅速性の観点からは届け出の方が良いと考ええる。なお、本件については病院の管理者に対して連絡を課することは別視点から提言している。	身寄りのない高齢者が入院中に病院で死亡した場合において、死亡届出の所していた老人ホームの管理者が死亡届出をすることができるように制度を整備する。	個人	法務省	死亡の届出は、届出義務者(同居の親族、その他の同居者、家主、地主又は家庭管理人若しくは土地の管理人)が死亡の事実を知った日から7日以内(国外で死亡があったときは、その事実を知った日から3か月以内)、これをしなければならぬとされています。 なお、死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者も、これを行うことができるとされています。	戸籍法第86条、87条	対応不可	戸籍法上、死亡の届出については、迅速・的確な報告を求められているところ、老人ホームの管理者は、必ずしも現行の届出義務者及び届出資格者と同程度に迅速・的確な報告を期待できるほどの関係性を有しているものとは認められません。 また、死亡届出(あるいは死亡報告)の際の届出資格の審査においても、市町村長において老人ホームの管理者である者の届出資格を確認することは容易ではありません。 以上から、御要望に応じることは困難です。	
16	令和4年6月27日	令和4年7月20日	民生委員による死亡報告の制度の導入	民生委員が死亡届に代わる報告を行うことで、戸籍に死亡事項の記載ができるようになる。	現行法では、民生委員は死亡届を出すこともできるものに含まれておらず、死亡事項の職権記載を促す申し出のみができる運用がされている。しかし、身寄りのない高齢者が増加している許今において、職権記載に係る方法は建設的ではなく、高齢者を支え、関わる機会が多い民生委員であれば法律から迅速な報告ができる。また、民生委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、社会的信用があることから、報告におきかえし、報告に当たっては、死亡の事実の確認を担保するために、死亡診断書の提出を準用し、報告書(記載内容は届書に準拠)に添付することとする。警察交際のない同居していない親族でも届け出が出来るのと同じく、警察交際のあつた民生委員でも、届け出が可能と考ええる。なお、民生委員制度は厚生労働省所管であるが、縦割りの壁を考慮し、法務省にも検討していただきたい。	個人	法務省	死亡の届出は、届出義務者(同居の親族、その他の同居者、家主、地主又は家庭管理人若しくは土地の管理人)が死亡の事実を知った日から7日以内(国外で死亡があったときは、その事実を知った日から3か月以内)、これをしなければならぬとされています。 なお、死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者も、これを行うことができるとされています。	戸籍法第86条、87条	対応不可	戸籍法上、死亡の届出については、迅速・的確な報告を求められているところ、民生委員は、必ずしも現行の届出義務者及び届出資格者と同程度に迅速・的確な報告を期待できるほどの関係性を有しているものとは認められません。 また、死亡届出(あるいは死亡報告)の際の届出資格の審査においても、市町村長において民生委員である者の届出資格を確認することは容易ではありません。 以上から、御要望に応じることは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
17	令和4年6月27日	令和5年4月14日	不動産登記オンライン申請の特例方式に関する規定を附則から本則にすること(1/3)	登記原因証明情報については2/3で、登記識別情報については3/3で説明する。法務省はオンライン申請率の向上のみを目的として対策を講じた結果、当初想定していた電子申請の制度と、現在の特例方式とは相容れない制度が数多く存在する。その一つが受付番号が10で記載した電子署名の問題である。電子署名の必要性については審議会で議論されているため調整が、上記提案で指摘した書面申請との制度上のアンバランスも重要な論点である。なぜ第三者が三文判で偽造の書面申請を行えるのに、電子申請のみ厳格な本人確認と改ざん防止が求められるのか、法務省は上記提案に対する回答でも、全く答えていない。すなわち、ここに電子申請の制度上の矛盾がある。究極的には、書面申請と電子申請との相違は、申請情報が電子的に到達するか書面に印刷されるのみである。どちらの制度でも不正は起こり得る。それを防止するためのオプションは、あとから足せばよい。しかし、不動産登記法改正時に、電子申請と書面申請の両方で同時に提出してもオンライン申請でも可能とすればよい。この転換により、さらに至る方式であるQRコード申請の廃止も可能である。	登記原因証明情報が送付されていなくても全別の書面に添付されているも補正が可能である。電子申請で補正ができないのは均衡を失う。派生の申請方式であるQRコードや運用での政策策も、根本的な解決にはなっていない。電子申請として必要なことは申請情報が電子的に登記所に到達することであり、重ねて申請書を提出したり、連申申請に添付されれば補正できるなど、制度としての一貫性が無いからである。理由は、電子申請に、申請情報と同時に受付番号を付すためである。この原則があるために、電子申請の受付番号と矛盾しない登記原因証明情報が必要になってしまう。オンライン申請の即時性というメリットを生み出す代わりに、制度上の歪みが生じたのである。しかし、申請情報と添付情報と同時に受理を同時に行うべきである。仮に、法務省がオンラインのメリットと対する即時性については、遠隔地の登記所の申請であれば、近隣の登記所へ添付書面を提出し、近隣登記所でPDF化して申請先の登記所へ送信すればよい。原本とPDFとの確認が必要であれば、法24条2項の嘱托と同様に別の登記官が確認すれば済む。	商業登記 ゲロン	法務省	登記の申請は、書面申請のほか、電子情報処理組織を使用する方法(オンライン)によってすることができます。また、オンラインによって登記の申請をする場合において、添付情報(登記識別情報を除く。)が書面に記載されているときは、当分の間、当該書面を登記所に提出する方法により添付情報を提供することができます。(特例方式)とされています。なお、オンラインによって登記を申請するときは、申請人等は申請情報に電子署名を行わなければならないとされています。	不動産登記法第18条、不動産登記令第12条、附則第5条第1項	対応不可	不動産登記において、オンライン申請の方法で登記の申請をする場合には、添付情報は作成者の電子署名がされている電子文書である必要がありますが、添付情報の中には、書面のみで作成され、作成者の電子署名を付すことができないものもあり、このことが、事実上、オンライン申請ができない原因となっています。特例方式は、このようなオンライン申請の阻害要因が一定程度解消されるまでの当分の間の措置として認められたものであることから、本則に規定すべきものではないと考えます。	
18	令和4年6月27日	令和5年4月14日	不動産登記オンライン申請において登記原因証明情報のPDF添付を不要とすること(2/3)	現在の不動産登記オンライン申請では、申請時に登記原因証明情報がPDFとして添付されなければ却下事由となり、補正も認められない。これは、登記申請時に登記原因の発生を証明するためである。しかし、この方法は電子申請を書面申請と対した法体系の結果であり、本来の必然性があるものではない。そこで、オンライン申請が登記所サーバーに到達した際に受付番号を発行し、添付書面に到達時に正式の受付番号を付すことにより、登記原因証明情報のPDF添付を不要とすべきである。これはすべてのオンライン申請共通のルールとしてである。そして、別件提案で示した添付書面を受付時にPDF化する方によって時間を記録できる。	なぜ申請情報がPDFを添付しなければならないのか。書面申請であれば申請書に登記原因証明情報が添付されているにもかかわらず補正が可能である。電子申請で補正できないのは均衡を失う。派生の申請方式であるQRコードや運用での政策策も、根本的な解決にはなっていない。電子申請として必要なことは申請情報が電子的に登記所に到達することであり、重ねて申請書を提出したり、連申申請に添付されれば補正できるなど、制度としての一貫性が無いからである。理由は、電子申請に、申請情報と同時に受付番号を付すためである。この原則があるために、電子申請の受付番号と矛盾しない登記原因証明情報が必要になってしまう。オンライン申請の即時性というメリットを生み出す代わりに、制度上の歪みが生じたのである。しかし、申請情報と添付情報と同時に受理を同時に行うべきである。仮に、法務省がオンラインのメリットと対する即時性については、遠隔地の登記所の申請であれば、近隣の登記所へ添付書面を提出し、近隣登記所でPDF化して申請先の登記所へ送信すればよい。原本とPDFとの確認が必要であれば、法24条2項の嘱托と同様に別の登記官が確認すれば済む。	商業登記 ゲロン	法務省	登記の申請をいわずの特例方式である場合において、登記原因証明情報を書面で提供するときは、申請情報と併せて当該書面に記載された情報を記録した電磁的記録をオンラインで提供しなければならないこととされています。	不動産登記令附則第5条第4項	対応不可	制度の現状に記載した取扱いは、登記の申請のための要件が整っていないにもかかわらず、順位確保等を目的とした申請がされることを防止するために必要であると考えます。	
19	令和4年6月27日	令和5年4月14日	不動産登記のオンライン申請において、登記識別情報の書面の添付を認めること(3/3)	現在、不動産登記のオンライン申請では、登記識別情報をオンラインで暗号化して送信する方式しか認められていない。書面申請では当然、書面での提出をするのであるが、オンライン申請で添付書面を物理的に送付する特例方式において、オンライン申請で暗号化して送信することを義務付ける。しかし、オンライン申請でも、登記識別情報を添付情報としての書面で提出するならば、登記識別情報の完全な書面上も問題ないはずである。したがって、オンライン申請でも、登記識別情報の提供を書面でできるようにすべきである。	電子申請と書面申請とで異なる体系として定義する不動産登記法では、両者の取扱いが根本的に違っている部分がある。その一つが登記識別情報の提供方法であり、オンライン申請では暗号化した上でオンラインで送信することとなっている。これは理論上の完全オンライン申請であればそうなのであるが、主流である特例方式においては辻褄が合わない制度である。なぜ書面申請では添付書面として提出ができるのに、オンライン申請の添付書面としては提出ができないのか。理論的な整合性の問題だけでなく、次のような問題も生じている。 1.民事局迅速で登記識別情報の暗号化には特別の採権が必要であることとあり、委任状の委任事項として記載しなければオンライン申請が出来ない。政府のオンライン推進政策と矛盾している。 2.それでもオンライン申請をしようとするれば、委任者が独断で委任事項を追記する。有印私文書交差リスクが発生する。 3.委任状に暗号化の委任がないにもかかわらず、それを気づかずオンライン申請した場合、委任状の差し替えというムダな手続が生じる。また、この手間を省くため、代理人と登記官が共同の上、上記有印私文書交差が行われる危険が生じる。それが出なければ無駄な取下げ再申請が行われる。つまり、特例方式が事実上の原則となっているオンライン申請において、登記識別情報の提供を送信する必然性がなければ、合理性もない。 なぜ全く普及しない完全オンライン申請のモデルを来代に堅持しているのか。オンライン申請に必要なことは、申請人の利便性向上と登記所内部の効率化であろう。目的に沿った形に再定義すべきである。	商業登記 ゲロン	法務省	電子情報処理組織を使用する方法により登記の申請をする場合において、添付情報が書面に記載されているときは、当分の間、当該書面を登記所に提出する方法により添付情報を提供することができる(特例方式)とされていますが、登記識別情報は除かれています。また、オンライン申請により登記義務者の登記識別情報を提供する場合に、電子情報処理組織を使用して登記識別情報を提供する必要があります。	不動産登記令附則第5条第1項、不動産登記規則第61条第1項第1号	対応不可	登記識別情報は、不動産登記のオンライン申請を実現させるために、従来の登記簿証に代えて、オンラインで提供されることを前提として導入された制度であり、情報そのものを提供すれば足りるものです。また、特例方式は、オンラインで提供することができない添付情報について、別途登記所に提出することを認める方式であることから、常にオンラインで提供することが可能な登記識別情報については、申請情報とともにオンラインにより提出する必要があります。	
20	令和4年6月27日	令和4年7月20日	自転車自賠責保険の制度を作る。	自動車については「自動車損害賠償責任保険」が導入されている。しかし、自転車による損害賠償については、民間保険会社の利用を推奨するだけで、国としての保険制度がない。国土交通省の調べでは、自転車保険の加入について、令和3年時点で約9割が義務、1割未満が努力義務となっている。義務化の理由について、委員を例にとり、委員のホームページに掲載されている「自転車損害賠償に対する高額な損害賠償の請求事例が発生しており、自転車利用者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減と、被害者の保護を図るため、自転車損害賠償責任保険制に加入する義務を条例で定めたとある。国土交通省ホームページで「自賠責保険(共済)は、交通事故による損害を救済するため、加害者が負うべき経済的な負担を補てんすることにより、基本的な対人賠償を確保することを目的として自賠責保険があると書いている。つまり、自転車と自動車の違いがあるだけで自転車保険義務化も自賠責保険と同じ趣旨・目的で導入されているのである。国は、都道府県や民間保険会社に丸投げするのではなく、自転車保険による被害者救済のため、自賠責保険と同じ仕組みとして「自転車損害賠償責任保険」を法律で定めるべきである。	自動車については「自動車損害賠償責任保険」が導入されている。しかし、自転車による損害賠償については、民間保険会社の利用を推奨するだけで、国としての保険制度がない。国土交通省の調べでは、自転車保険の加入について、令和3年時点で約9割が義務、1割未満が努力義務となっている。義務化の理由について、委員を例にとり、委員のホームページに掲載されている「自転車損害賠償に対する高額な損害賠償の請求事例が発生しており、自転車利用者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減と、被害者の保護を図るため、自転車損害賠償責任保険制に加入する義務を条例で定めたとある。国土交通省ホームページで「自賠責保険(共済)は、交通事故による損害を救済するため、加害者が負うべき経済的な負担を補てんすることにより、基本的な対人賠償を確保することを目的として自賠責保険があると書いている。つまり、自転車と自動車の違いがあるだけで自転車保険義務化も自賠責保険と同じ趣旨・目的で導入されているのである。国は、都道府県や民間保険会社に丸投げするのではなく、自転車保険による被害者救済のため、自賠責保険と同じ仕組みとして「自転車損害賠償責任保険」を法律で定めるべきである。	個人	国土交通省	自転車損害賠償責任保険等について、国としては、自転車活用推進本部において地方公共団体に向け種別条例(技術的助言)を作成・配布し、地方公共団体における条例の制定を支援しています。地方公共団体における、自転車損害賠償責任保険等の加入の義務化等条例の制定状況については、令和4年4月1日時点で、義務が30都府県、努力義務が9道県となっております。	なし	対応不可	「自転車版自賠責保険制度」については、自転車利用者や自転車販売店の事務負担の増加や、市区町村におけるデータ管理等のシステムコストの発生などの課題があることから、全国の各地方公共団体による条例制定をサポートするほか、国としても情報提供を強化すること等により、自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図っていくこととされております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
21	令和4年6月27日	令和4年7月20日	担保権設定の登記において共同担保となる場合は、システム上、共同担保目録の入力を必須とすること	抵当権設定登記において共同担保目録を追加する職権更正の記載があった。共同担保目録は、共同担保関係にある登記では必須の記載事項である。なぜ登記情報システムでこのような登記が行われるのか。同一受付番号で申請不動産が複数あり、登記の目的が抵当権設定であれば、共同担保目録の入力を必須とするこにより、過誤登記を未然に防止できたとはいえず、システムのエラーチェックが十分ではないか。	法令上、仮に、例外的に共同担保とならない場合があったとしても、ワーニングメッセージを表示すればよいだけであるから、共同担保目録を入力する場合は原則として処理すればよいのではないかと。登記がコンピュータ化されて以降、30年以上経過しているはずだが、制度に変更はなく、もっと早くに実装すべきだったのではないかと。	個人	法務省	登記情報システムは、不動産登記及び商業・法人登記に係る事務を適正に処理するための情報システムです。 登記官は、二以上の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存又は設定の登記の申請があった場合において、当該申請に基づく登記をするときは、共同担保目録を作成することとされています。	不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第166条第1項	その他	御提案の内容については、今後、過誤登記の防止の観点から登記情報システムの機能改修を検討する際の参考とさせていただきます。
22	令和4年6月27日	令和4年7月20日	国産ウイスキー(ジャパニーズウイスキー)の表示基準に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づき国産ウイスキーの国際的な地位を向上を図る。	国産ウイスキー(ジャパニーズウイスキー)の表示基準に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づき国産ウイスキーの国際的な地位を向上を図る。	国産ウイスキー(ジャパニーズウイスキー)は、世界的な知名度を誇る「ワールド・ウイスキー・アワード2022」で日本の酒造メーカーが生産したウイスキーが世界最高賞を受賞しました。しかし、日本酒は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づき「清酒の製法品質表示基準を定める件」を制定して日本酒の品質表示を定めて日本酒のブランド力を高めていますが、ジャパニーズウイスキーはあまりありません。ジャパニーズウイスキーは、業界団体(日本洋酒造組合)が自主基準として「ウイスキーにおけるジャパニーズウイスキーの表示に関する基準を定めています。国が定める基準と業界団体が定める基準では、世界における評価が大きい(異なり、ジャパニーズウイスキーの国際的な地位向上にとってデメリットになっている)と思います。特に、日本の流通大手のプライベートブランドを推進しているウイスキーにはモルト、グレーンだけでなく醸造アルコールが添加されたものも流通しており、このようなウイスキーとジャパニーズウイスキーとを明確に差別化して、ジャパニーズウイスキーの国際的なブランド力を向上を図るべきです。国は、業界団体(日本洋酒造組合)とより相談していただき、国が法に基づいてジャパニーズウイスキーの品質表示基準を作るべきだと考えます。	個人	財務省	酒類の表示については、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)第86条の6の規定に基づき、酒類の取引の円滑な進行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質など一定の事項の表示につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができるとされています。ウイスキー(酒税法第3条第15号に規定するウイスキーをいいます。)に係る同規定に基づく表示基準は、現在制定されておられません。	酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の6	その他	日本洋酒造組合は、国内外の消費者の適正な商品選択に資することで消費者の利益を保護し、事業者間の公正な競争を確保するとともに品質の向上を図ることを目的として、「ジャパニーズウイスキーの表示に関する自主基準」を制定し、令和3(2021)年4月1日から運用を開始しています。当該自主基準で規定される製法品質の要件に該当するウイスキーであるときに限り「ジャパニーズウイスキー」と表示することができます。業界団体におけるこうした動きは、ジャパニーズウイスキーの国内外での信頼性を高め、今後一層の需要拡大につながるものと期待されます。 なお、当該自主基準では、制定前に事業者が販売するウイスキーについて、令和6(2024)年5月31日までの間、従前の表示を認める経過措置が設けられており、制度の移行期間中であるところ、国取引としては、こうした業界の自主的な取組を見守りつつ、当該基準の内容が定着するよう、事業者や消費者に対して周知啓発を図るなどの側面的な支援を行っています。 「国産ウイスキー(ジャパニーズウイスキー)の表示基準を法に基づいて国で作るとご提案については、今後、自主基準の運用状況を適切に把握するとともに、業界団体とも意見交換しながら、ウイスキー取引の円滑な進行及び消費者の利益に資するためウイスキー表示の適正化を図る必要があるかどうかを検討していきます。したがって、対応の分類は「その他」としました。
23	令和4年6月27日	令和4年7月20日	運転免許証について、準中型自動車のオートマチック限定免許を創設する。	準中型自動車の区分においてもオートマチック車は存在しており、必要があることから、免許の前設はその需要に応えるものとなる。 また、普通自動車についてはオートマチック限定免許を取得する者が多くなっており、今後の運輸業の人材確保を考えると準中型自動車においてもオートマチック限定免許等に対応できなければならないと考える。	個人	警察庁	現行制度上、四輪自動車の運転免許の中でオートマチック限定免許(以下及び対応の概要欄において「AT限定免許」といいます。)で取得が可能なのは、普通免許及び普通第二種免許のみで、準中型免許や大型免許等にはAT限定免許は導入されておられません。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第91条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第33条	検討に着手	準中型免許や大型免許等へのAT限定免許の導入については、令和3年度にAT限定解除のための教育や審査の在り方に関して調査研究を実施したところであり、現在、その結果を踏まえ、検討を行っているところです。	
24	令和4年6月27日	令和4年7月20日	ジャパニーズクラフトジンの国際的なブランドを確立する。	国産のジンについて、法律に基づく基準を作ると、ジャパニーズクラフトジンとして国際的なブランドを確立する。	大手酒造メーカーから中小酒造メーカーに至るまでジンの生産を行っています。日本酒と異なり、国が法律に基づく基準を作っていないため、国際的なブランド力がないように思われます。国産ジンのうち、法律に基づく基準を満たしたものを「ジャパニーズクラフトジン」として認定して国際的なブランドを確立し、輸出の拡大と国内消費の拡大をさせることができると考えます。	個人	財務省	酒類の表示については、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)第86条の6の規定に基づき、酒類の取引の円滑な進行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質など一定の事項の表示につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができるとされています。ジンを含めた「スピリッツ」(酒税法第3条第20号に規定するスピリッツをいいます。)に係る同規定に基づく表示基準は、現在制定されておられません。	酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の6	その他	ご提案のジンに関する表示基準の制定については、法律の趣旨を踏まえ、酒類の取引の円滑な進行を図る必要があるかどうか、消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があるかどうか、スピリッツのブランド価値の向上をを行う方法として表示基準の制定が必要かどうかといった観点も踏まえ、業界団体とも意見交換しながら、制定の必要性について検討する必要があるものと考えています。したがって、対応の分類は「その他」としました。
25	令和4年6月27日	令和4年7月20日	不動産登記事項証明書をコンビニで取得できるようにする	不動産登記事項証明書について、コンビニ交付ができるように制度及びシステムの整備を行う。	不動産登記事項証明書は各登記所において交付を行っているが、コンビニで取得できるようにすれば法務局が近隣の住民にとって利便性が増す。オンライン申請よりも使いやすいから需要があると考えます。また、不動産登記情報は、戸籍や住民票と異なり、何人でも請求できることからコンビニ交付の利便性が高いと考える。システム設計や予算の問題もあろうが、法改正を含め導入を検討すべき、なお、請求できる範囲はコンピュータ後の登記情報とする。	個人	法務省	不動産の登記事項証明書の交付を請求する場合には、請求書に必要な事項を記載し、登記所に直接持参又は郵送する方法のほか、インターネットを利用してオンラインより請求する方法があります。	不動産登記法第119条 不動産登記規則第193条、第194条	その他	コンビニで不動産の登記事項証明書を交付することについては、関係法令における制度の趣旨や利用者の利便性向上の観点等を踏まえて、費用対効果も考慮しつつ、慎重に検討をまいっています。
26	令和4年6月27日	令和5年4月14日	法人代表者が改印した場合、改印前の使用を認めると	不動産登記で義務者の印鑑証明書の添付が必要である場合、当該義務者が法人であるときは現在の登録印により委任状を作成すべきものとされている(不動産登記実務総覧第99頁)。 他方、代表者が選任していれば、代理権不消滅として、継続された印鑑情報を利用できる。 しかし、後者の論理が正しいならば、現在の代表者であっても委任状作成当時の登録印が押捺されている委任状は有効なものであり、かつ、法務局において印鑑照合が可能ならばである。 なぜ選任した場合のみ前印鑑情報を利用できるのか。 前印鑑本については3か月規定の適用がないため、どの時点での登録印でも有効な委任状と認めらるべきである。	会社代表者が選任していた場合と、会社代表者が改印していた場合とで行政手続を別異にする必要はない。 1.民法上、代表者の選任が委任の終了事由とされているにもかかわらず、不動産登記法で代理権不消滅の特例を定めているのに対し、改印前の委任状は、民法上も権限ある代表者が作成した文書のはずである。 2.また、経済活動としてみても、継続的な企業活動において作成された委任状がたまたま商業登記の改印手続を経たことにより無効となるのは、取引社会における弊害となる。 3.そもそも、改印しないとは多分行政裁量に左右されることである、たとえは改印取替が重なる場合、原則的にその委任期間が終了しているのだから印鑑を登録し直すのが原則であるが、運用上の省力化として、同一の印鑑であっても継続的に登録印とされているのみである。 4.前印鑑登録簿本については変更されることがないため3か月以内である必要はないことは印鑑証明書についても同様である。そして、会社法人等番号を記載すれば印鑑証明書の添付を省略できるものであるから、現在の登録印に規定する理由はなくない。 5.そもそも選任代表者の代理権不消滅が増えるためには、選任代表者が発行した委任状の基礎となっている委任契約の有効性も確認できるようにするのが、会社の証明制度をつかさどる商業登記所の役割であろう。すなわち、過去の時点の印鑑であっても印鑑証明書を発行して委任状の発行権限を確認できるようにしなければ、登記申請の代理権不消滅は絵に描いた餅ではないかと、現行制度は、制度としての一貫性を欠いている。	商業登記 ゲンロン	法務省	委任による代理人によって登記を申請する場合には、申請人又はその代表者は、法務省令で定める場合を除き、当該代理人の権限を証する情報を記載した書面(委任状)に記名押印しなければならず、当該委任状には、法務省令で定める場合を除き、記名押印した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならないとされています。	不動産登記令第18条第1項、同条第2項	対応不可	制度の現状のとおり、委任による代理人によって登記を申請する場合には、委任状に記名押印した上で、押印された印鑑に係る印鑑証明書の添付が必要とされています。これは、委任状に押印された印鑑と、印鑑証明書の印影を登記官が照合し、委任状の真正性を担保することにあり、改印前の印鑑によって押印されている場合、印鑑証明書には改印前の印鑑が証明されるため、両者の印鑑が一致せず、委任状の真正性を確認することができません。 したがって、改印前の印鑑が押印された委任状は、原則として認めることはできないものと考えています。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
31	令和4年7月22日	令和4年10月12日	通院休暇の法制化	<p>病気の種類によっては専門医が総合病院や大学病院にしかいない場合、診察日が平日かつ週1～2回と限定されていることが多く、それに合わせて受診することが求められる。また大病院中診察や会計計算の待ち時間が長時間となるため、病院だけで半日が潰れるものも少なくない。専門医以上に高度な医療技術や機器が備わっている病院は数に数に限られる。居住地によって長距離の移動も避けられ、結果的に平日以上の時間が消費されてしまう。</p> <p>休暇制度は本来リフレッシュのために設けられているかと思うが、この通院のための休暇ではリフレッシュどころか疲れてしまう原因となってしまうため本末転倒である。</p> <p>通院休暇を別途設けることで、余暇活動の活性化が期待されて経済効果も期待可能だ。</p>	<p>労働時間等設定改善法に基づきガイドラインでは、事業主に対し、労働者の個々の事情を考慮し、労働時間や休暇などの設定の改善を図るよう努めなければならないこととされています。また、通院を含む病気休暇などの特別休暇制度の普及を促進するため、特別休暇制度の活用事例集の作成を行うとともに、病気休暇の必要性を周知するためのリーフレットを作成・配布し、また、病気休暇などの特別休暇制度を新たに導入する中小事業主を支援するための助成金を支給するなどの支援を行っています。</p> <p>さらに、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」では、事業場における治療と仕事の両立支援の具体的な取組み（休暇制度等の環境整備を含む。）を取りまとめ、治療と仕事の両立支援を行うための環境整備として、企業における休暇制度や勤務制度等の導入について、シンポジウムやセミナーの開催等により企業等に対して周知・啓蒙を進めています。</p> <p>不妊治療については、通院期間を長く、不妊治療のための時間を確保できるよう、次世代育成支援対策推進法に基づき行動計画策定指針において、各企業の実情に応じて、事業主が策定する行動計画に盛り込むことが望ましい事項として、不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施を規定しています。</p> <p>これを踏まえ、事業主・人事部門向けのマニュアル等の作成・周知や、不妊治療のための休暇制度の整備等の要件を満たした中小事業主への助成金の支給等の支援を行っています。</p>	<p>労働時間等設定改善法 次世代育成支援対策推進法 行動計画策定指針</p>	対応不可	<p>労働時間等設定改善法に基づきガイドラインでは、事業主に対し、労働者の個々の事情を考慮し、労働時間や休暇などの設定の改善を図るよう努めなければならないこととされています。また、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」では、治療と仕事の両立支援の具体的な取組み（休暇制度等の環境整備を含む。）を取りまとめています。さらに、不妊治療については、次世代育成支援対策推進法に基づき行動計画策定指針において、各企業の実情に応じて、事業主が策定する行動計画に盛り込むことが望ましい事項として、不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施を規定しています。このため、制度の現状に配慮しましたとおり、まずは、通院を含めた病気休暇や不妊治療等の休暇制度の普及促進、導入の支援を行い、制度の利活用が図られるように今後も努めてまいります。</p>	△			
32	令和4年7月22日	令和4年8月19日	電気事業者別排出係数報告の改善・効率化について	<p>次のように、排出係数報告の改善を提案します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スケジュール感の裏返し 特に必要な数字の公表を早急にする。または、証書のオークション時期を遅らせる。 2. 提出方法の改善 システム化等で入力負担を軽減する 3. マニュアル整備や情報提供の実施 マニュアルの公表やメール以外での情報提供をする。 	<p>1 スケジュールについて 排出係数を下げるために、非化石証書の利用をすることができ、どれだけ排出係数を下げることができるかと言う計算をするために、全国平均係数とFIT補正率という数字が必要になる。この二つの数字は、例年9月にない公表されていないが、非化石証書を手入するためのオークションは例年5月中旬中に開催されるため、遅延した証書にどれだけ削減効果があるのかわからない状態に陥ることになる。一方で、顧客に対しては係数がゼロの電力で、かつ、RE100にしたいと電力です。といったことが説明しているため、必要以上に証書を購入し、事業者にとって必要な負担となっている。そのため、必要な情報を早く提供するようするようにしてほしい。または、オークション開催の時期を遅らせて欲しい。</p> <p>2 報告方法について 現状では、エクセルの報告様式をメールで提出する方法であるが、全ての購送した電気について、購送先とその量を仕分けし、係数を入力する必要があるが、係数については既に公表されている情報をひとつづつ調べる必要がある。自前から即販売した電気についても同様である。そのほかにも入力しなければならない情報は多岐にわたるが、そのほぼ全てで係数をつなげなくてはならない。システム化してそういった無駄を排除して欲しい。</p> <p>3 マニュアルや情報提供について 現状、係数算定にマニュアルは公表されていない、遅延があるのでとても分かりにくい、不明点があるたびに事務局に確認する必要がある。効率化するためにも、マニュアルの公表をお願いしたい。また、制度説明以外の係数関連のHPを作って情報提供してほしい。</p>	個人	経済産業省	<p>1 スケジュールについて 排出係数において非化石証書を活用するに必要となる全国平均係数やFIT補正率については、例年6月上旬に連発の報告様式とともに公表されています。データ自体の収集が6月にかかると公表後に適宜更新しています。 記の内、全国平均係数については、毎年1月頃に公表されている電気事業者別の排出係数一覧（夏および秋報告反映分）において公表される数値を改めて記載しています。また、FIT補正率については、毎年度の非化石証書の最終オークションの結果が判明した後でなければ算出できません。 なお、最終オークションについてはこれまで事業者の要望もあり、22年度のオークション時期は従来よりもう少し後ろにしています(6月下旬)。</p> <p>2 報告方法について 現在はエクセルの様式を提供し、入力すべき箇所に情報を入れていただいています。</p> <p>3 マニュアルや情報提供について 毎年夏報告前、電気事業者別排出係数の確認事務局より事業者説明会を開催し、マニュアルも提供しています。</p>	<p>【地籍測量図交付について】 【現行制度下で対応可能】 【登記情報提供サービスについて】 対応不可</p>	<p>1 スケジュールについて 全国平均係数については、毎年1月頃に公表されている電気事業者別の排出係数一覧（夏および秋報告反映分）において公表される数値を改めて記載しているものであり、通達等の公表と併せて出しているため、これらの公表時期自体を従来より6月上旬より早める対応が可能か検討致したいと存じます。 FIT補正率については、毎年度の非化石証書の最終オークションの結果が判明した後でなければ算出できません。最終オークションのタイムリをこれまで以上に後ろにできるかは、排出係数の実務との兼ね合いも踏まえて、検討致したいと存じます。</p> <p>2 報告方法について 現行の報告様式をシステムにて対応できるかは、今後検討を致したいと存じます。</p> <p>3 マニュアルや情報提供について マニュアルなどをHPなどにおいても公表できるよう、今後検討致したいと存じます。</p>		
33	令和4年7月22日	令和4年4月14日	地籍測量図の発行見直しについて	<p>大規模開発を行い、数百筆にもわたる分筆登記申請を行った土地の地籍測量図の発行は、請求があった筆のみが発行とするよう変更していただきたい。</p>	<p>先日、大規模開発により、数百筆にもわたる分筆登記申請が行われた土地のうちの1筆の地籍測量図を請求したところ、248筆の地籍測量図が発行された。内容を見ると、分筆登記申請されたすべての筆の地籍測量図が印刷されていた。このように枚数が多くなる場合、登記情報提供サービスでの取得をすることもできないことになっている。はっきりして完全な無駄であり、その筆ごとの発行とするよう直ちに見直すべきである。</p>	個人	法務省	<p>地籍測量図については、全部又は一部の写しのいずれかによって、その交付を請求することができます。なお、一部の写しの交付を請求する場合には、その旨を請求書に記載する必要があります。また、登記情報提供サービスにおいて、提供できる地図又は図面情報の請求に係る情報量の制限は、3メガバイトまでとなっています。</p>	<p>【地籍測量図交付について】 【現行制度下で対応可能】 【登記情報提供サービスについて】 対応不可</p>	<p>制度の現状に記載のとおり、御指摘の点は法務局の窓口での請求の場合、現行制度下においても対応可能と考えられます。なお、登記情報提供サービスの請求に係る情報量の制限の緩和については、システム上、対応が困難である点、御了承ください。</p>		
34	令和4年7月22日	令和4年8月19日	自転車整備関連法案の見直し	<p>自転車道の幅員と道路網を自転車が一利用者として適切に利用できるような道路空間の専有の観点から自動車や歩行者と専有幅員のバランスをとり、安全性を向上させる。</p>	<p>本邦における自転車道は路側帯を背に塗ただけのもの、歩行者と共用する道路がほとんどを占めており、歩行者と共用する道路は、歩行者と共用する道路として整備されていない。前者は路側帯が元になっていることから側溝の上を走行することや余儀なくされることから側溝の蓋の不備により自己にあうような事件も起きている。</p> <p>また道路の専有においても過度に自動車に充填がおかれ、他欧州諸国であれば一方通行化等される3.5m程度の幅員道路で自動車に対して歩行者が専有し歩行者や自転車を利用できないなど道路利用面でバランスが欠けている。</p>	個人	国土交通省	<p>・道路構造令(昭和45年政令第320号)第9条の2において、自動車及び自転車の交通量が多い道路には、自転車通行帯を設けるものとされています。また、自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路には、安全かつ円滑な交通を確保するための自転車の通行を分離する必要がある場合には、自転車通行帯を設けるものとされています。自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものと規定されています。</p> <p>・道路構造令第10条において、自動車及び自転車の交通量が多い道路で設計速度が1時間につき六十キロメートル以上であるものには、自転車道や交通量が多い道路で設計速度が1時間につき六十キロメートル以上であるものには、安全かつ円滑な交通を確保するための自転車の通行を分離する必要がある場合には、自転車道や道路の各側に設けるものとされています。自転車道の幅員は、1.5メートル以上とするものと規定されています。</p>	<p>道路構造令(昭和45年政令第320号)第9条の2、第10条</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>・現行制度では、自転車等の交通量が多い道路での安全かつ円滑な交通の確保のため自転車道及び自転車通行帯を整備することとなっております。そのため、現行制度の運用で自転車通行帯の安全性を確保できるものとしております。なお、国においては、第2次自転車活用推進計画を策定し、歩行者、自転車及び自動車などが適切に分離された安全で快適な自転車通行帯の計画的な整備を推進しております。</p>	
35	令和4年7月22日	令和4年8月19日	登記簿を他人が閲覧した場合、誰がいつ本人に通知する制度を導入する。	<p>登記簿を他人が閲覧した場合、誰がいつ閲覧したかについて本人に通知する制度を導入する。</p>	<p>個人情報保護の保護が強く求められる世の中であるにもかかわらず、日本の登記制度は、所有者の氏名、住所、担当権者などの個人情報を手数料さえ支払えば、誰でも簡単にその情報を入手できる制度になっています。これでは、この情報を利用して名簿を作成し勝手に営業チラシを配る等の迷惑行為を可能とし、個人情報保護も通用せず、悪質な営業活動を放置して消費者保護に欠ける状態です。そこで、登記簿を閲覧した場合、誰がいつ閲覧したかを本人(所有者や担当権者など権利者)に通知する制度を作って個人情報の保護を実現すべきです。登記簿が誰でも見られるのは取引の安全を確保する上でやむをえないとしても個人情報の保護に与えるのはおぼろげです。その通知費用も手数料に追加すればいいだけで、新たな財政負担を生むものではありません。自己情報のコントロール権の確保はEUでは普遍的な思想であり、世界の潮流です。取引の安全と個人情報の保護を実現するためにも、この提案を速やかに採用してください。</p>	個人	法務省	<p>個人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に登録されているものの全部又は一部を証明した書面の交付を請求することができます。また、何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に登録されている事項の概要を記載した書面の交付を請求することができます。</p>	<p>不動産登記法第119条第1項、第2項</p>	<p>対応不可</p>	<p>不動産登記制度は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示することにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とした制度であるため(不動産登記法第1条)、法令に規定された手続に則って請求することにより、何人も、登記事項証明書等の交付を受けることができます。交付請求等を行った場合に、その者の氏名等を本人に通知する制度は、国民からの登記事項証明書の交付請求等を委縮させる可能性があり、それによって不動産登記制度の目的を阻害しかねないと考えられます。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
36	令和4年7月2日	令和4年8月19日	OMS省令第72条第1項の国内品質業務運営責任者の要件の緩和	OMS省令第72条第1項の国内品質業務運営責任者の要件の1つ「品質管理業務その他これに類する業務に3年以上従事した者」を、少なくともプログラム医療機器において、平成26年厚生労働省令第87号附則第3条第1項 https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_ryou/iyakuhin/dl/140825_6-1.pdf https://www.mhlw.go.jp/stf/shingiro/2/9852000002e36.pdf 「3年以上の実務経験」は日本特有の規制です。この規制が無ければ、経歴者をアドバイザー的な形で招きつつ、若い方がon the job trainingで品質管理も出来るようになり、メリットしかないように思います。	OMS省令はハードウェア医療機器とプログラム医療機器を併せて扱っていますが、全く異なるものです。ソフトウェアは1人でも開発出来るという最大の特徴があり、スタートアップの強みにもなりますが、医療機器として上市した場合、3年以上の品質管理経験のある国内品質業務運営責任者を採る必要があります。最大の望みとなっています。国内でプログラム単体が医療機器となつたのは2014年であり、プログラム医療機器の品質管理経験がほゞない中で、3年以上品質管理に就いた経験があったとしても、プログラム（医療機器）を扱ったことが無い医療従事者である要件とは考えにくく、事実上、省令要件を満たすための形式上の方法となり、ソフトウェア開発経験のある若手が実際のソフトウェア品質管理を行うような実態にならないままです。プログラムの開発者やプログラムの開発者が任前制に厳格な細部まで知り尽くしており、特別講習のように開発者自身がすぐ国内品質業務運営責任者になれることが望ましいと考えます。かつては総括製造販売責任者も5年以上以上の経験者の縛りがありましたが、「新規参入に対して大きな障壁となっている」ことから平成24年に廃止されています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingiro/2/9852000002e36-att/2/9852000002e36.pdf 「3年以上の実務経験」は日本特有の規制です。この規制が無ければ、経歴者をアドバイザー的な形で招きつつ、若い方がon the job trainingで品質管理も出来るようになり、メリットしかないように思います。	株式会社 サイアメント 厚生労働省		医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号。以下「OMS省令」という。）第72条第1項において、製造販売業者は国内品質業務運営責任者及び品質管理の基準に関する省令第72条第1項第2号	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第169号。以下「OMS省令」という。）第72条第1項において、製造販売業者は国内品質業務運営責任者及び品質管理の基準に関する省令第72条第1項第2号	対応不可	品質の業務については、以下のような品質管理業務への理解や経験が前提となるものであり、医療機器プログラム自体への理解や数日間の講習への参加で習熟することは困難であることから、当該業務の実施能力を担保するものとして、品質の要件の1つに、品質管理業務への従事経験を義務付けています。 ①医療機器の品質確保に係る業務 ・品質管理業務の統括、確認 ・製品の出荷の判定及びその記録の作成 ・製造方法等変更時の措置（情報の収集、影響の評価、管理責任者等への文書での報告） ②品質不良等発生時の措置 ・苦情、品質不良情報等の収集、管理責任者等への文書での報告、記録の作成、必要な措置の検討 ・回収時の適切な管理（回収した製品の適切な処理等） ・関係機関への品質情報等の文書による通知 ・安全管理部門との連携 ご提案のあった講習受講による措置については、単体プログラムが医薬品医療機器等法の規制対象となった際、既に単体プログラムを製造販売していた業者に限っての経過措置であったため、当該取扱いを恒常的に適用させるのは難しいと考えています。	△
37	令和4年7月2日	令和4年8月19日	動産執行にインターネット競売を導入する。	民事執行法を改正して、動産執行にインターネット競売を導入する。	民事執行法における動産執行は、実務では、執行官が債務者の家を訪ねてその所有する動産をその場で差し押さえて、その場で競売することが一般的であると聞く。しかし、債務者の家に押し掛ける競売人は一般人ではなく特定の専門業者であり、競争入札が採行されていない。着札額が低い。そこで、国税法で導入されているインターネット競売を民事執行法に導入し、競争入札を拡大し、着札額を少しでも釣り上げるべきである。そうすることで、債務者は、より少ない動産債務を履行することが可能となる。国税法で導入している以上、民事執行法で導入できないとは思えないはずであり、法務省は、速やかに動産執行のインターネット競売を導入するべきである。	個人	法務省	動産執行における差押物の売却は、執行官において、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める方法によらなければならないものとされており（民事執行法第134条）。これを受けて、最高裁判所規則では、執行官は、動産の種類、数量等を考慮して相対と認めるとは、執行官の許可を受けて、競り売り又は入札以外の方法により差押物の売却を実施することができるものと定め（民事執行規則第121条第1項）、また、執行官以外の者に差押物の売却を実施させることができるものと定めており（同規則第122条第1項）、インターネットを利用して動産の買受入札を募り、売却することは、制度上否定されていないものと承知しております。	民事執行法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄記載のとおりです。	
38	令和4年7月2日	令和4年8月19日	生活保護法の保護基準を全国一律にする。	生活保護法8条2項を改正して「所在地域別」を削除し、生活保護の支給金額を全国一律の基準にする。	生活保護法は、憲法25条に基づいても大切な制度ですが、支給される金額が都市部が高く、地方が低いです。憲法は、「日本国内で」健康で文化的な最低限度の生活を営むことを国民の権利として認めており、地域ごとに差を設けることで求められていることは明らかです。そこで、生活保護法8条2項の「所在地域別」を削除して、「日本国内で健康で文化的な最低限度の生活を営む金額」を全国一律の基準にします。このような制度にすることで、生活保護として支給される金額の範囲内で生活できる地域に移住を促すことで、地方の人口増加にも寄与し、生活保護から脱却するために就労ができる方はその地域で就労することで、地域活性化にも繋がります。	個人	厚生労働省	生活保護制度においては、生活保護法第9条2項に基づき、地域における生活様式の違いにより生活に要する費用に地域差が生じることを見まえ、各地域において同一の生活水準を保障する観点から、該制度により基準額の地域差を設けている。	生活保護法8条2項	対応不可	各地域における同一の生活水準を保障できなくなるため対応できない。	
39	令和4年7月2日	令和4年8月19日	パーキングパーミットの普及推進(運用の準ルール策定)	パーキングパーミットについては国交省が全国の事例をまとめている。 https://www.mlit.go.jp/common/001285172.pdf この3頁で制度対象となる障害者等の分類があるが、身体障害者以外に精神障害者や難病患者、妊産婦も対象としている自治体があることがわかる。しかしすべてが、居住する都道府県によって交付対象者や担当窓口が異なることや、そもそも自治体行政の意向で制度の実施自体が行われていない市町村があるなど運用が全国均一ではない。また制度の広報が不十分で、障害者用駐車スペースに健常者が駐車している例も多数ある。こうしたことを減らすために、運用方法や広報等の標準ルールを定めて支援をいざわらせるよう努めていただきたい。	障害者等の支援を求める人にとつてはありがたい制度ではあるが、居住する都道府県によって交付対象者や担当窓口が異なることや、そもそも自治体行政の意向で制度の実施自体が行われていない市町村があるなど運用が全国均一ではない。また制度の広報が不十分で、障害者用駐車スペースに健常者が駐車している例も多数ある。こうしたことを減らすために、運用方法や広報等の標準ルールを定めて支援をいざわらせるよう努めていただきたい。	個人	国土交通省	パーキングパーミット制度については、施設管理者の協力のもと、幅の広い車椅子利用者用駐車施設や通常幅の専用区画について、条件に該当する希望者が使用できる利用証を交付する制度（地方公共団体における任意の制度）で、40府県4市で導入（令和3年末時点）されていると承知しております。令和3年度に実施した調査によると、平成30年度の調査と比べ、妊産婦等を利用対象者として位置付ける地方公共団体が増加傾向にあるなど、地方公共団体ごと運用の大きな差異がみられつつあるところです。また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律において、車椅子利用者用駐車施設を含む、高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を促進するための広報啓発等を行うこととされており、施設利用者等に対する広報啓発より、車椅子利用者用駐車施設の適正利用を促進しております。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第4条の2、第5条	現行制度下で対応可能	地方公共団体において任意の制度として導入されている。パーキングパーミット制度について、引き続き、導入促進を図るとともに、適切な運用がなされるよう、地域の実状等に応じた制度運用を前提とした、基本的な考え方の統一、地方公共団体に対する周知・普及を行い、ポスターによる車椅子利用者用駐車施設の適正利用に関する広報啓発等の実施を合わせ、適正利用の推進に取り組んで参ります。	
40	令和4年7月2日	令和4年8月19日	原動機付自転車（ミニカー）の乗車定員の緩和	自転車と同様に原動機付自転車（ミニカー）にも幼児2人（または1人）の同乗を認めたい。	自転車は幼児2人同乗基準適合率に限って幼児2人を乗せた3人乗りが地域により認められていますが、これを適切な乗車装置がある場合その他の条件を付けて、現在定員が運転者1人のみに限られている原付（ミニカー）に拡大しても良いのではないのでしょうか。自転車と軽自動車との間の実績があることは古くは昔で世代が下ります。ミニカーは積載90キロ車まで走行に支障がない事が確認されていることからしてもおよそ20キログラムの幼児1〜2人を乗せて問題が起きることが明らかであるとは言えず、検討し値すると思います。	個人	警察庁	道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第22条第1号及び第23条第1号において、原動機付自転車及びミニカーの乗車定員については、一人を超えないこととされています。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条第1項、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条第1号及び第23条第1号	対応不可	原動機付自転車及びミニカーは、一般に、自転車等の軽車両と比較して運転時の最高速度が高く、乗車人員に危険が生じるおそれが大いため、交通の安全を図る観点から、これらの車両に幼児を乗車させて運転することは適当ではないと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
41	令和4年7月22日	令和4年8月19日	送還忌避者対策について	入管法02条2項を改正し、退去強制令書が執行できる者に「自衛隊員」を加える	現在、紛争地域や外務省から避難勧告等が発出されている国への送還は事実上困難となっている。しかし、これらに対して、国際平和活動(IPC)の枠組みで自衛隊員が派遣されていることから、入管法02条2項【警察官又は海上保安官は、入国警備官が足りないため主任審査官が必須と認めて候補としたときは、退去強制令書の執行を行うことができ、】中、「自衛隊員」を加え、「入国警備官が足りないため」が必要と認められるべきと判断し、その他必要な修正を行った上で、「警察官、海上保安官又は自衛隊員は、出入国管理庁長官又は出入国管理官の長若しくは主任審査官の依頼のもと、退去強制令書の執行ができる。」と改めることで、これらの国へも送還忌避者の送還が可能になる。	個人	法務省	退去強制令書の執行は、退去強制令書の交付を受けた者を速やかに所定の送還先に送還し、もって我が国のルールに違反する外国人に対しては速に正に対応するという意を達するところ。この目的を達成するために必要な退去強制令書の確保、身体拘束などがこれに含まれるところ。入国警備官が退去強制令書を指定された送還先(外国)まで送還することが原則とされています。	出入国管理及び難民認定法第52条	対応不詳	そもそも、紛争地域への送還が困難であるのは人道的見地によるどころが大きく、自衛隊員に代替することで直ちに送還可能な性質のものではないことに加え、国際平和活動の枠組みによる自衛隊員の海外派遣入国警備官による送還業務では、その目的が大きく異なるものであることにも鑑みれば、御提案については対応困難と考えています。
42	令和4年7月22日	令和4年8月19日	オンライン登記手続の受領証を指定メールアドレスに申請内容を送信することで代行する	不動産・商業登記制度には申請書のコピーを提出させ、登記官が押印する受領証制度がある。これは、代理人が、申請人に対して、当該登記申請が受け付けられたことを証明するために用いられるものである。しかし、このような迅速な方法を用いなくとも、オンライン申請ソフトに、受け付けられた申請情報を、指定メールアドレスに対して法務省から送信する機能が付加すれば、法務局側も代理人も受領証を必要としないのではないか。これが可能になれば、執行はAIより迅速な通知を受けられるため、代理人に対してオンライン申請を利用するよう要求するであろうし、ひいては政府のオンライン推進政策にも合致するはずである。	1.申請人が代理人に申請手続を委任しても、本人の申請権限がなくなるのではなく、法務局から直接通知を送ることは制度趣旨に反する 2.申請内容は登記記録として第三者に公開される性質のものであるから、暗号化メールで送信しても問題はない。 3.法務省は電子証明に強こだわりを持っているが、それを徹底するなら、メールもホームページも使えないはずである。 4.申請書が受領されたからといって登記がされるものではなく、そもそも受領証自体がただの気休めである。 5.仮に間違ったアドレスに送信したとしても、それは代理人の過失である。 6.受領証は申請書と同一の書面であるとされているが、申請人への迅速な連絡が求められるから秘密の理由でできるはずもなく、制度を考へ直している。 7.商業登記ではオンライン申請に申請書と受領証を作成するという時代錯誤などをやっているが、改めるべきである。 8.法務省はオンライン普及を司法書士にはバリアビリティしているが、申請人にメリットのある制度にする上で、オンライン申請に対応した代理人を選ばせることが順序である。 9.押印廃止の流れの先には、当然、ペーパーレス化を視野に入れるべきであり、紙でなければ証明できないという発想を転換すべきである。 10.受付時に必要とされる受領証は受付窓口の渋滞を引き起こす原因となるため、受領証交付請求者以外の申請書を迅速に受け付けるという登記所本来の機能を阻害しており、早急に改善すべきである。 11.このような手続に人的コストを発生させるのは、日本経済と行政の無駄である。	商業登記 ゲンロン	法務省	登記手続において、申請人は、申請に係る登記が完了するまでの間、申請書及びその添付書類の受領証の交付を請求することができます。	不動産登記規則第54条 商業登記法第2条、商業登記規則第38条の2	その他	受領証は、登記手続が登記官による審査を要するものであり、申請書等が提出されたときに直ちにその処理を完了することができない性質上、登記が申請してから完了するまでの外形的に申請がされたことが分かるようになるまでの間、申請に係る登記の申請書及びその添付書類が登記所に提出されていることを申請人との間で明らかにするものです。 オンライン申請をした場合には、申請用総合ソフトや登記・供託オンライン申請システムのウェブサイトの処理状況一画面において、申請した事件についての処理状況等を申請人自ら確認することができるところ、近時のオンライン率の向上により、受領証を発行する必要性は低くなりつつあります。 一方で、登記申請をする者が受領証を必要とする可能性がある以上、書面申請をした場合に、窓口で受領証を交付する手段についても維持する必要があるものと考えております。 なお、現状の窓口で受領証を交付する手段については、登記の受付の迅速な処理の妨げにならないよう、受領証の交付を請求する申請人へ、申請書の内容と同一の内容を記載した書面を提出してもらい、これを利用して受領証を作成する取扱いとしています。
43	令和4年7月22日	令和4年8月19日	高等教育課程を終了した障害者に対する適切な就業環境を整備	障害者に対する教育は特別支援課程等の環境整備により平成の30年間で著しく発展し、障害者数が増えながらも高校・大学を卒業することも増えつつある。しかしそうした人たちに適した職業(障害者雇用)が官民あわせても絶対数が少ない(特に地方)、昭和から続く法定雇用率ありきの制度を見直し、それぞれ経験や適性に合わせた就業環境を整備する方向にシフトしてはどうか。	障害者の学びの環境整備は文部科学省や同省所管の(独)法日本学生支援機構が中心となり進んでいる。 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/002.htm https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/index.html そのためハード面だけでなく、心理的・学術的ソフト面でもしっかりとした整備がされている。しかし経済等の社会活動においては、障害者の生産性について関心が薄いため、障害者雇用促進法の法定雇用率があるため決してコストで雇用している事業所が官民とも大多数だ。大企業は社会的責任も大きいことから、雇用と清掃といった本来は関係が深い業務のみで行っている特例会社で障害者雇用を大量採用することで法定雇用率を充足させている。また、農産物産出の下で農業を行う特例会社も存在するが、そこで収穫された農産物は出荷せず社内で消費もしくは処分される事業所もある。企業および官公庁は毎年6月1日時点の障害者雇用状況を発表しているが、法定雇用率が未達成であるも労働局は口頭もしくは書面で指導を行い強制命令を催促するのみで、何が原因となり未達成であったのかなど事業所に検討させるようなフォローアップをしない。教育現場は文科省や学生支援機構が積極介入するのは正反對だ。せつかつ全国4都道府県ごとに労働局を配置しているのだから、きめ細かい指導ができるものと思われる。	個人	厚生労働省	障害者雇用を進める上では、法定雇用率の達成はもとより、障害者一人ひとりが、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮し、活躍できることが重要です。 このため、障害者雇用促進法においては、 ・各事業主は、雇用する障害者に対し、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場の提供や適正な雇用管理に努めなければならないとされているほか、 ・雇用する障害者に対する合理的配慮の提供が義務付けられています。 また、法定雇用率の達成に向けては、毎年6月1日時点において、法定雇用率が未達成の事業主に対し、個別訪問等による雇用促進の支援措置を行っているほか、指導にもかかわらず、障害者の雇用が進んでいない企業に対する対象障害者の雇入れに関する計画的作成命令や、当該計画の実施状況にじた勧告等も実施することを通じて、雇用率達成に向けた計画的、着実な取組を求めているところです。さらに、国や地方公共団体についても、雇用率達成の場合には、障害者採用計画の作成・実施の義務があり、当該計画の実施状況に応じた勧告を行っております。 加えて、特別支援学校や高等学校、大学等の障害者有する生徒・学生等を対象に職業評価や職場実習等を実施するほか、専門的な職業指導や職業相談・紹介を、労働局やハローワークが関係機関と連携し行うといった取組等を推進しています。 これらを通じ、引き続き、障害者一人ひとりが、希望や能力に応じて、活き活きと活躍できる社会の実現に取り組んでいます。	障害者の雇用の促進等に関する法律第36条の3、第38条第1項、第46条第1項、同条第6項	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。
44	令和4年7月22日	令和4年11月11日	信託銀行による暗号資産を含む財産の信託の委託を認めると(信託業法第2条第3項各号に掲げる信託の引受けに限る)	信託銀行による暗号資産を含む財産の信託の委託を認めていただく(信託業法第2条第3項各号に掲げる信託の引受けに限る)	・暗号資産を含む財産の信託の委託は、信託会社には認められているが、信託銀行には認められていない。(業営法施行規則第3条第1項第6号) ・令和元年資金決済法改正により信託を含む「ブロックチェーン」の結果(2020年4月3日公表)では、信託銀行に暗号資産等の委託が認められていない理由として、 「(イ)マネー・ローミング等に利用されるリスク」 「(ロ)暗号資産の管理にかかるとシステムリスク」 「(ハ)分散化・複合化のブロックチェーンネットワークの特性」が示されている。 一方で、令和元年資金決済法改正による暗号資産交換業者に対する規制の整備やAML/CFT対応の高度化により業務が定着。信託銀行においてはブロックチェーン技術を用いたサービスの提供が進んでおり、その知見・態勢を暗号資産等の委託に活かすことが可能。 ・信託銀行がブロックチェーン技術を活用して暗号資産等の委託を行うことは、十分な利用者保護とリスク管理態勢の構築を前提とし、我が国における暗号資産資金の更なる堅硬化に資するものと思料。また、海外では機関投資家の需要を受けて金融機関による暗号資産カストディへの参入が進んでおり、市場や金融機関としての国際的な競争力向上という観点からも効果があるものと思料。	一般社団法人 信託協会	金融庁	業営法施行規則第3条第1項第6号のとおり、信託業金融機関においては、暗号資産を含む財産の信託の委託が認められておりません。	業営法施行規則第3条第1項第6号 (業営法第1条第1項、業営法施行令第3条第4号)	対応	信託会社に認められている暗号資産の委託のうち、管理型信託業に該当するものについて、業務方法書の変更認可手続を経た上で、信託銀行も行うことができるようにすべく、令和4年6月30日「金融機関の信託業務の業営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について公表。 当該府令については、同年10月19日に公布、同年10月20日から施行されております。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
49	令和4年8月2日	令和4年10月12日	「居住用不動産の贈与の特免し免除」規定で、受贈者が先に死亡した場合の効果も明らかになること	<p>法務省はこの制度改革について「法律婚の尊重、高齢の配偶者の生活保障に資する」としているが、当初の相続分引き上げの代用として導入された経緯から、受贈者が先に死亡した場合の相続分が不明確でないと思われる。制度の前提が「婚姻期間が20年以上」であるため、贈与者・受贈者ともに高齢であり、居住用不動産は同一であろうから、受贈者が先に死亡することも起こり得る。この場合、贈与者が贈与した居住用不動産を相続するという複雑な関係が発生するだけではないか。遺産分割で贈与者が贈与した居住用不動産を取得できなければ、この制度の趣旨である「法律婚の尊重、高齢の配偶者の生活保障」は達成されないであろう。(続く)</p>	<p>(承前) 法制審議会の議事録でも、この点について議論されていないようである。そもそもこの問題は、相続制度の改正を贈与に対応したボタンの掛け違いにあると考える。夫婦間の財産を居住や分配のためにならざるであれば、1/2ずつの共有状態もついでに考えたい。</p> <p>そして、一方配偶者が死亡したときの地方配属者への権利移転は、信託や仮登記といった既存の制度を応用するの、あるいは配属者居住権のような新しい権利を創設するの、死亡時に残り1/2の権利を生存配偶者へ移転すれば済む。居住用不動産が目的であるから、その権利移転は登記によって公示される。すなわち、不動産登記の公示技術の問題であると考えられる。</p> <p>問題は、法務省が一般人からの登記相談について極めて後ろ向きな態度を取り続けているため、このような法技術で対応しようとするれば、大量の申請難航が発生し、制度が機能しないことである。</p> <p>一方配属者から地方配属者への1/2の移転手続を一つのパッケージとして提供するならば、よりシンプルで合理的な制度が実現したはずである。</p> <p>こうした制度が理想ではあるが、行政の無責任によって、「特免し免除の推定規定」は数十年間続くであろう。そして、10年20年経過すると、受贈者のほうが先に死亡して居住用不動産を失う贈与者が生まれるケースが続々と起こってくるため、制度導入時のような議論が再検討されるはずである。</p> <p>相続登記未了問題の補を踏まないためには、制度導入の現在から、受贈者が先に死亡した場合の対策を啓発すべきではないか。</p>	商業登記官 ケンガン	法務省	<p>民法第903条第4項は、婚姻期間が20年以上である夫婦の一方の配偶者が、他方の配偶者に対し、その居住用不動産の遺贈又は贈与をした場合について、同条第3項の持ち戻し免除の意思表示があったものと推定し、贈与者を被相続人とする遺産分割においては、原則として当該居住用不動産の持ち戻し計算を不要とする(相続人である配偶者・受贈者について、当該居住用不動産の価額を特別受益として扱わないことができる)ことを定めている。</p> <p>受贈者が贈与者より先に死亡した場合にも、受贈者の相続につき、その相続人は、相続の一般的な規定に従い、受贈者である被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継し(同法第896条)、相続人間の遺産分割により、相続財産の権利者が確定します(同法第909条)。</p>	第903条第4項	対応不可	<p>現行法上、受贈者が先に死亡した場合に生じる相続の法的効果は明らかであり、ご提案事項に対応することは困難です。</p> <p>なお、ご提案は、受贈者が先に死亡した場合において、贈与者が贈与した居住用不動産を当然に取得すること等を可能とすべきであるとの見解に基づく立法政策のご提案を含むものとして理解いたしますが、財産の処分又はその効果に制約を加えることについては慎重な検討が必要であることから、ご提案への対応は困難と考えます。</p>
50	令和4年8月2日	令和4年9月15日	地上デジタルテレビジョン放送中継局低圧非常用発電設備の統括管理の適用につきまして	<p>地上デジタルテレビジョン放送中継局(以下中継局)は、放送エリアを確保するために多数の中継局ネットワークが設置されています。多数の中継局設置は電波確保の非常に重要設備として、低圧発電設備、バッテリーが設置されています。</p> <p>それらは、中継局ごとに制御、監視は一括管理されており、放送エリアを確保するため多数の中継局ネットワークが設置されています。多数の中継局設置は電波確保の非常に重要設備として、低圧発電設備、バッテリーが設置されています。</p> <p>それらは、中継局ごとに制御、監視は一括管理されており、放送エリアを確保するため多数の中継局ネットワークが設置されています。多数の中継局設置は電波確保の非常に重要設備として、低圧発電設備、バッテリーが設置されています。</p>	<p>発電事業では、自家発電設備のうち、電圧170kV未満の風力、太陽電池、水力発電所等は統括事業所としての取扱いが認められていますが、発電事業以外の需要家設備においても同様のシステムがあります。</p> <p>現状例として、電波法の5年毎に免許を受けて運用している地上デジタルテレビジョン放送中継局(以下中継局)は無人中継局等で、内電力火力低圧発電設備が多数存在し、電波ネットワークを構成しております。それらは、一括で保守会社又は自前の放送局が設備、監視制御と設備、管理が行われているものが多く、電波確保の上で低圧非常用発電設備も設備規模に関係なく無統括事業者が保守管理しております。</p> <p>1995年12月の施行から(電気事業法第38条第4項)10kW以上の内電力火力発電設備が自家発電設備として設置されたものが、同一放送エリアの中に多数存在します。該当中継局も電波法における免許事業設備の一部で発電設備と関係なく電波確保のための安全、信頼性を求められるため、管理運営につきましては、総務省、経産省の違いはありますが同等です。しかし、自家発電設備となつた発電設備のみ保安設備に再委託したと運用管理とされています。</p> <p>電気事業法施行規則第52条第4項の適用では、主任技術者相当の人員を公共機関ないし山地等に設置する無人設備に充当することにより、設備規模と主任技術者の数からしても現実的でないと思えます。</p> <p>発電事業と同様に統括事業所の取扱いの選択も考慮いただきますと現実的な保守管理に含笑すると考えます。</p>	民間企業	経済産業省 総務省	<p>【経済産業省】 電気事業法施行規則関係 電気事業法では、一定規模以上の電気工作物(自家発電設備)の設置者に対して、保安規程の制定や電気主任技術者の選任義務等を課しており、内電力を原動力とする火力発電設備(非常用予備発電設備を含む。)については、電気事業法施行規則第48条で出力10kW以上を自家発電設備として位置づけられています。</p> <p>また、同規則第52条第2項では、電気主任技術者を外部委託する設備の規模を規定しており、出力2,000kW未満であつて、電圧7,000V以下の火力発電所は外部委託を可能としています。</p> <p>【総務省】 放送法施行規則第108条関係 放送設備の安全・信頼性に関する記録簿・機能確認 予備機器等に対して定期的に機能確認等の措置が、また、電源設備に対して定期的に電力供給状況の確認等の措置が講じられていなければならないと規定されています。</p> <p>(電力供給状況の確認等の措置は規定されていますが、出力等については規定されていません。)</p>	【経済産業省】 電気事業法第42条、第44条 電気事業法施行規則第48条、第52条第2項	【総務省】 放送法施行規則第108条	<p>【経済産業省】 重要設備(非常用発電設備も含む)についても、太陽電池発電所及び風力発電所の設備同様、令和4年6月に主任技術者制度の解釈及び運用(内規)を改正し、統括制度を利用するための要件を明確化したため、必要な要件を満たすことによって内電力を原動力とする火力発電設備についても統括制度の利用が可能とします。</p>
51	令和4年8月2日	令和4年10月12日	都市計画法適合証明手続きの簡素化	<p>現在、建築確認を出す際に都市計画法の開発行為に該当しない旨の証明が必要とすることがありますが、硬直的で無駄な審査が行われています。審査も担当者の意欲やこだわりが入り、明後日ではありません、一定条件の建築の場合には適合証明は不要とした方がよいと思えます</p>	<p>簡略化することで迅速な建設活動が実現できると、行政担当者の負担軽減にもなること。</p>	個人	国土交通省	<p>建築基準法第6条第1項等において、建築主は建築物を建築しようとする場合、工事着工前にその計画が建築基準法に適合するものであることについて、確認の申請書を提出し、建築主又は確認検査委員の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないこととされています。</p> <p>確認申請時には、建築基準法施行規則第1条の3の規定に基づき、都市計画法第29条第1項等が適用される建築物については、開発行為の許可を得たことを証する書面(以下、開発許可証という。)の写し等の都市計画法第29条第1項の規定に適合することを証する書面を求めます。</p> <p>上記の開発許可証の提出がない場合は、開発許可が不要であることを確認するため、都市計画法施行規則第60条に規定する都市計画法第29条第1項等に適合していることを証する書面(以下「60条証明書」とい。)を求めることがあります。</p>	建築基準法第6条第1項、都市計画法施行規則第60条	対応不可	<p>建築確認制度は建築物に対する規制であり、開発許可制度は開発行為に対する規制であつて、ともにあつて健全な都市づくりを図るものであり、建築行為と開発行為が一体として行われる場合においては、建築確認と開発許可が必要です。</p> <p>このため、建築確認を行う際には、建築基準法第6条第1項等の規定により、開発許可証がない建築物、開発許可の要件が確認できないものについては、60条証明書等により開発許可が不要である旨を確認する必要があります。</p> <p>この確認については、建築確認に係る建築物自体の規模や用途等では、必ずしも開発許可の要件が明白でなかったため、一律に確認する必要があり、また、所定の審査期間内に円滑に建築確認を行うためには、当該書類の提出は必要です。</p>
52	令和4年8月2日	令和4年10月12日	行政の都市計画書における登記簿情報の省略について	<p>建物の建設に際して行政から許認可を受けられる際に、審査で登記簿原本や公図の原本を法務局で取得して添付することを求められる。現在インターネットで情報取得でき簡単に調べられるため、添付を不要にする</p>	<p>法務局へ向かう手間の削減、手続きの簡略化、役所に保管される書類のペーパーレス化、印紙代の削減</p>	個人	国土交通省	<p>建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更(開発行為)を行う際には、都市計画法に基づく開発許可の申請手続を経る必要があります。許可申請の手続については、都市計画法第30条第1項に規定する申請書の提出及び同条第2項に規定する開発区域位置図等の図書の添付を規定しております。</p> <p>上記、都市計画法に定める書類のほか、開発許可権者である地方公共団体が条例や手引書等において、必要な提出書類を独自に定め、一般的に、登記事項証明書や公図等の添付を求めていると認識しております。</p> <p>開発許可事務は地方公共団体の自治事務であり、法令等に定める書類以外の提出書類については地方公共団体が定めるものですが、国土交通省では、開発許可制度運用指針において、①提出書類等の簡素化・統一化を図ることが望ましいこと、②登記事項証明書等のうち、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第55条表中に掲げる書面等については、添付の省略が可能とすることが望ましいこととしているところであります。</p>	都市計画法第30条、都市計画法施行規則第15条～17条、開発許可制度運用指針	現行制度下で対応可能	<p>現行制度下で対応可能(制度の現状欄に記載のとおりです。)</p>

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
53	令和4年8月2日	令和4年10月12日	デジタルプラットフォームを対象とする盗品譲受け等罪を新設する。	個人間売買を仲介するデジタルプラットフォームが盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって譲渡された可能性のある物について有償の処分があった場合、刑罰を軽減する。また、盗品等の有償の処分を受けた場合、刑罰を軽減する。	メルカリをはじめ個人間売買を仲介するデジタルプラットフォームでは盗品が流通しており、現に逮捕者も出ている。しかし、被害者が盗品された自己の所有物であることを証拠を示してデジタルプラットフォームに申告しても取引の停止に応じることなく、警察が動いてようやく取引停止に協力するという非常に不親切な対応しているとのニュースで報じられている。そこで、このような個人間売買を仲介するデジタルプラットフォームを提供しているデジタルプラットフォームが、盗品の可能性のある物から取引の停止をしない場合、刑法第256条第2項の「有償の処分を受けた場合、刑罰を軽減する」という規定を新設してほしい。このように巨額の罰金を科す刑罰を新設すれば、デジタルプラットフォームが盗品の売買を抑制しやすくなり、安心して個人間売買をデジタルプラットフォームで行うことができ、経済活動が活発になる。	個人	法務省	刑法には、「盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって譲渡された物」の「有償の処分を受けた者」を「10年以下の懲役及び50万円以下の罰金に処することとする盗品等処分あっせん罪(刑法第256条第2項)」が設けられているが、御指摘のような個人間売買を仲介するデジタルプラットフォームの提供者について、特に同条の処罰を加重するような規定は設けられていません。	刑法第256条第2項	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、刑法には盗品等処分あっせん罪が設けられており、個人間売買を仲介するデジタルプラットフォームの提供者が、故意に盗品等の有償の処分をした場合には、同罪により、10年以下の懲役及び50万円以下の罰金に処されます。また、盗品等処分あっせん罪の犯罪収益については、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第19条第1項に基づく没収の対象になります。このように、盗品等の有償の処分があつた場合には、現行法上、十分に重い刑罰が設けられていること、当該あっせん行為の利得を制する仕組みも設けられていることから、御指摘のような新たな罰則を設ける必要はないと考えています。	
54	令和4年8月24日	令和4年9月15日	死亡時の手続きの一元化、電子化	相続人が、自治体に死亡届を出した時点で下記関連省庁、自治体で情報共有して、各省庁、自治体へのリンクがある死亡時の手続きデータベースができて、そこに各省庁へのリンクを張り、オンライン手続きができるようにして、相続人の負担を最小限にすべきと考えます。理想は、システム的に一元化すべきと考えますが、システムが私立しているのが難しいかと思えます。 1. 各書類発行(戸籍、住民票、印鑑証明等)(市区町村) 2. 不動産名義変更(法務局) 3. 年金(厚生労働省) 4. 国民健康保険(市区町村) 5. 相続税など(税務署) 6. 国土交通省 車の名義変更 7. 民間の手続き 銀行、保険など	父が死亡したのですが、関連の各役所での手続きが多く、煩雑で多くの時間を要しています。日本の少子化は止まらないと思います。労働人口が減少していく中で日本の年間死亡者は増加の一途をたどっています。相続人の負担を軽減しないと、ますます労働生産性が低下すると考えます。 概略損失金額(10年間) 所要時間(h) 死亡者(万人) 金額/時間 損失金額(億円) 20 × 100 × 5000円 × 10年 = 1兆円 行政以外の民間手続きも考えると50〜100時間かかっているかもしれません。 ・不動産名義変更 オンライン手続きでできるようですが、マイナンバーカードのカードリーダーが必要、戸籍簿本等の発行書類が紙提出(PDFにすべき)で実現には、オンラインで完了できません。また、法務局の担当の方が、不動産登記申請は紙で申請したほうが楽ですよ、という始末でした。 ・年金の未払い請求 年金事務所へ申請書類を提出しましたが、年金事務所の請求書提出前に投函するとの事で断然しました。また、未払い年金は、3ヶ月に支払われるという事であまりに遅いと思います。年金事務所と日本年金機構の情報共有が全てでないかと思えます。 このような非効率なことをしては、日本の未来はないと思います。改善を強く希望します。 この提案ページに関して TEXTで保存できるのは、とても良いと思いますが、できればPDFでも保存できるようにしていただきたいと思えます。	個人	デジタル庁	「デジタル・ガバナンス実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、内閣府は、関係府省とともに、「死後・相続アシスタンス」の推進に向けて、①死後・相続に関する行政手続き整理、遺族が行う手続きを削減、②故人の生前情報をデジタル化し、死後、信頼できる第三者による相続人であることをオンラインで確認された遺族が、当該情報を死亡・相続の事務に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、③死亡・相続に関する事務の総合窓口について、地方公共団体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行うことができるよう、地方公共団体に対し円滑な設置・運営のための支援を行うこととしています。 当該実行計画に基づき、2020年(令和2年)5月に、内閣府情報通信(IT)総合戦略室において、地方公共団体が、精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を一元的に案内し、申請書の作成補助などをいながら事務の負担を軽減する「おぐやみコーナー」(死亡に関する総合窓口)の設置を支援する「ツール(おぐやみコーナー設置自治体支援パッケージ)」を整理し、その活用方法を定めた「おぐやみコーナー設置ガイドライン」を策定・提供しており、現在もデジタル庁において当該ツール及びガイドラインの提供を継続しているところです。	なし	対応	デジタル庁では、遺族の負担軽減に向けた施策として、従来から実施してきた地方公共団体における「おぐやみコーナー」の設置支援策としてのツールやガイドライン提供の取り組みに関する検討を引き続き行っていきますが、将来的にマイナンバー等を活用し、オンライン上で死亡に関する手続きが実施できる仕組みの構築に向けた検討も行うといった取り組みを行ってまいります。 この度頂戴したご意見につきましては今後の施策推進に向けて参考とさせていただきます。	
55	令和4年8月24日	令和4年10月12日	元地の地籍を変更する分筆登記において、新地の「原因及び日付」欄に、元地の変更前の地籍を併記すること	不動産登記記録では、地籍が「5番」の元地を「5番1、6番2」に分筆する場合、新地の「原因及び日付」欄は「5番」から分筆」と記述する。地方、土地所有者が住所や本籍で「5番」としている場合、地籍変更による住所等の変更を避けるため、「5番、6番2」とする取扱いがされている。この運用が完全に実施されていなければ問題ないが、実際には元地の地籍を変更しない場合に「5番、5番1」と登記されていることがあり、この後、さらに元地を分筆して地籍変更するとき、「5番2、5番3」となってしまう。こうした、「5番」の登記記録から元地を推定して「5番」もしくは記載されていないため、手がかりがない(録0)	(承前)「5番」の土地は変更されて存在せず、「5番1」は元地ではないからである。仮に、2度目の分筆の前に1度目の分筆新地が分筆されて「5番100」まで核番が付されていたならば、分筆元地の新地番は「5番101」となるが、2度目の分筆新地「5番102」の登記記録から辿りようがない。そのため、分筆元地の地籍が変更された場合は、分筆新地の「原因及び日付」欄に変更後の地籍を併記し、「5番(5番101)から分筆」とすべきではないか。現在の取扱いは、おそらく簿中で筆すつめつければそのうち見つかる」という発想から出たものであろうと思われる。元地が合筆等で閉鎖された場合はどうなのかと、閲覧手数料は1筆分であって1冊全部見るのは違法であるとの問題があるにしても、しかし、コンピュータ化された分筆新地の登記記録のみから元地を探すことにはならない。コンピュータ化に対応した平成17年改正正時に、この記録例も変更されるべきではなかったか。正確には、コンピュータ化が開始された登記所から順次記録例を変更する取扱いすべきであったらう。法務省は、自治体登記記録例について「指摘のような問題点があることを前提に、現在、検討中であり、令和5年度当初からの取扱いの変更を目的に、必要な整備を要することを予定しています。」としているが、プライバシーや登記情報の整合性など、安直な前例踏襲が多すぎる。たとえば、印紙納付の廃止について、法務省は未だに「検討」としているが、このSNS時代に1円印紙納付がなくなれば、登記所の機能は直ちに停止するであろう。もっと時代に合わせた政策にすべきである。	商業登記 ゲンロン	法務省	分筆の登記の記録方法は、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第101条及び不動産登記事務取扱手続規則(平成17年2月25日付民二第456号通達)第74条において規定されています。5番の土地を筆1に分筆する場合、5番の土地の登記記録の表題部の「原因及び日付欄」には「③5番、5番2(分筆)又は①③5番1、5番2(分筆)」と記録され、5番2の土地の登記記録の表題部の「原因及び日付欄」には、「5番から分筆」と記録されます。	不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第101条 不動産登記事務取扱手続規則(平成17年2月25日付民二第456号通達)第74条	現行制度下で対応可能	分筆の登記がされた土地の登記記録の表題部には、制度の現状のとおり記録がされるため、分筆元地の手がかりがなくなることはありません。したがって、現行制度下で対応可能であり、御指摘の対応は要しないと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
56	令和4年8月24日	令和4年10月12日	数次相続における中間省路登記を認めた手続を廃止すること、または相続回数分の登録免許税を徴収すること	<p>不動産登記においては、中間省路登記は、権利移転の経緯を正しく公示しないものとして原則として認められていない。</p> <p>例外的に、包括承継で、かつ中間者が1名である場合は、手続の効率化と、公示上の簡明さの観点から中間省路登記が許容される。</p> <p>この中間省路登記についての解説では公示上の問題のみが論じられるが、実際問題として、中間相続で登録免許税が課税されない問題がある。</p> <p>相続登記が任意であれば即税として許容されても、相続登記が義務化された現在においては、相続登記をしないインセンティブを発生させるだけであろう。</p> <p>法務省は相続登記促進のために中間相続の登録免許税を免除する政策を実施している。(続く)</p>	<p>(承前)</p> <p>しかし、これが時間的な措置である以上、恒久的な免税手段を残しておくことは政策的な矛盾となる。</p> <p>法務省が公開している記載例も「平成2年3月21日法務省令(令和1年6月20日相続)」と、相続登記申請業務違反になることが前提になっている。</p> <p>仮に10万円の過料を支払っても、登録免許税が100万円、200万円とかかるのであれば、唯一の中間相続人が死亡するのを待たざるを得ないであろう。</p> <p>令和3年3月23日衆議院法務委員会、当時の民事局長が過料を課さない「正当な理由」の例示として「相続人自身の入院」を挙げているが、意図不明であればともかく、入院だけでは弁護士等に委任することもできる。</p> <p>だが、形式的な書面審査を前提とする権利登記においては、弁護士に依頼できない経済的状況を聴取することはできないし、そもそも入院の事実の証明も求められないであろう。</p> <p>死者に過料を課せるのか知らんけど、結局、中間者が1名であれば、第1次相続の登記を申請せず、中間者の死亡を待たざるを得ない。</p> <p>このように、中間省路登記を認めている限りは、中間相続人が1人の場合のみ、特例として、期間なしに免税措置を課せられる矛盾が生じてしまう。</p> <p>財務省は「公平・中立・簡素」を税制上の基本原則と説明する。</p> <p>しかし、相続登記の中間省路は、中間相続人が1人の場合のみ免税となるため公平でなく、相続登記をさせないインセンティブが生じる点で中立でなく、相続ごとに課税する原則を損なう点で簡素でない。</p> <p>すなわち、数次相続における中間省路登記は純粋な登記公示上の方便であり、登記費用の問題を考慮していなかった時代の遺物であろう。</p>	商業登記 法務省	<p>数次相続の場合において、中間の各相続における相続人がそれぞれ1人とは、最終の相続人は1人の申請で直接自己名義へ所有権の移転の登記をすることができます。</p> <p>また、登録免許税は、登記等を受ける者が納めることとされています。</p>	<p>不動産登記法第1条、59条第3号 不動産登記令第3条第6号 昭和30年・12・16民事 甲第2670号民事局長 登録免許税法第3条</p>	対応不可	<p>物権変動を公示するという不動産登記制度の趣旨に鑑みると、相続が数回にわたって行われた場合、その相続登記は相続があることに、順次行われるが原則ですが、中間の相続が単独相続の場合には、登記原因に当該中間の相続人と相続年月日を記載することにより、権利変動の経緯を公示することができます。また、このような公示方法を採用しても、中間者の利益を害しないと考えられることから、1年の申請で数次の相続登記をすることが認められており、これを廃止する予定はありません。</p> <p>この場合、登録免許税の納付は「登記等を受ける者」であるところ、登記等を受ける中間の相続人ではなく、相続登記における所有権の登記名義人であることから、提案事項にある「相続回数分の登録免許税を徴収する必要はない」と考えます。</p>	ワーキング・グループにおける処理方針	
57	令和4年8月24日	令和4年9月15日	水素製造の規制緩和	<p>オンサイト水素ステーションにて、発電用途の水素製造が可能となれば、水素製造設備の効率的な利用が可能となる。</p> <p>現状の通り、用途が自動車だけに限られてしまうと、水素の需要が伸びず、水素製造の自立産業化が遅れてしまう。</p> <p>水素ステーションに限り規制緩和が進んでいるが、ステーションを設置しない形態でもステーションを設置する場合と同様の保安基準を満たす事で、再生可能エネルギー発電所にステーションを設置しない水素製造設備の建設が可能となれば、グリッド水素の供給が可能となる。</p> <p>建築基準法施行令では「燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充つるための圧縮水素」のみが例外として扱われているが、「発電用途のための圧縮水素」のみが例外として扱われているが、「発電用途のための水素」と差別化する合理的理由がない。保安基準は高圧ガス保安法で定めつつ、建築基準法では差別化を外せば、水素の広範囲な利用と製造が促される。</p>	<p>オンサイト水素ステーションにて、発電用途の水素製造が可能となれば、水素製造設備の効率的な利用が可能となる。</p> <p>現状の通り、用途が自動車だけに限られてしまうと、水素の需要が伸びず、水素製造の自立産業化が遅れてしまう。</p> <p>水素ステーションに限り規制緩和が進んでいるが、ステーションを設置しない形態でもステーションを設置する場合と同様の保安基準を満たす事で、再生可能エネルギー発電所にステーションを設置しない水素製造設備の建設が可能となれば、グリッド水素の供給が可能となる。</p> <p>建築基準法施行令では「燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充つるための圧縮水素」のみが例外として扱われているが、「発電用途のための水素」と差別化する合理的理由がない。保安基準は高圧ガス保安法で定めつつ、建築基準法では差別化を外せば、水素の広範囲な利用と製造が促される。</p>	個人	国土交通省 経済産業省	<p>建築基準法第48条により、用途地域が定められている地域においては、圧縮ガスの製造等により、建築制限がかかります。また、建築基準法施行令第130条の9の7により、圧縮ガスの製造のうち、燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充つるための圧縮水素に係るものであって、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する製造設備を用いるものについては、第一種住居地域等で建築が可能です。</p>	<p>建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の9の7</p>	現行制度下で対応可能	<p>ご提案理由にある圧縮水素スタンド(圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器)に当該圧縮水素を充填するための処理設備を有する定置式製造設備の差別化については、一般高圧ガス保安規則において、技術上の基準が定められ、防火型の設置等の安全措置がとられた、より厳しい技術基準が適用されておりますので第一種住居地域等で建築可能と見られます。</p> <p>また、再生可能エネルギー発電所にステーションを設置しない水素製造設備については、建築基準法第48条において、同条ただし書き許可を活用することで、ご提案は対応可能と考えられます。</p>	
58	令和4年8月24日	令和4年9月15日	大型自動車運転免許における自衛隊用自動車限定の解除について	<p>平成19年以降に自衛隊で大型自動車免許を取得した場合、免許の条件欄には「大型車は自衛隊用自動車に限る」と記載され、自衛官退官後運転できるのは中型車までとなっている。この限定を解除することができる自動車教習所は、全国的に少ないと聞いている。</p> <p>退職自衛官の中には、再就職先としてトラックやバスの運転手希望する人がいると思う。これではせっかく取得した資格も生かせず、運転手への職種転換するためには運転免許試験場で直接検定を受けるか、自動車教習所へ一から教習するしかない。</p> <p>退職自衛官の就職先を探すのは難しい状況と考え、上記の状況を改善する必要があるのではないかと、ましてやトラックやバスのドライバーも不足している状況なので、進路先として元自衛官を運転手として雇う場合も大きなメリットがあるのではないか。</p> <p>防衛省や警察庁は、連携して上記の不具合を無くす状況改善を望んで欲しい。警察庁は、自衛隊自動車限定を解除できることがあるカリキュラムがある自動車教習所を増やして欲しい。防衛省は、希望する退職自衛官に対して円滑な手続きや情報提供ができるような仕組み作りをして欲しい。</p>	<p>退職自衛官の中には、再就職先としてトラックやバスの運転手希望する人がいると思う。これではせっかく取得した資格も生かせず、運転手への職種転換するためには運転免許試験場で直接検定を受けるか、自動車教習所へ一から教習するしかない。</p> <p>退職自衛官の就職先を探すのは難しい状況と考え、上記の状況を改善する必要があるのではないかと、ましてやトラックやバスのドライバーも不足している状況なので、進路先として元自衛官を運転手として雇う場合も大きなメリットがあるのではないか。</p> <p>防衛省や警察庁は、連携して上記の不具合を無くす状況改善を望んで欲しい。警察庁は、自衛隊自動車限定を解除できることがあるカリキュラムがある自動車教習所を増やして欲しい。防衛省は、希望する退職自衛官に対して円滑な手続きや情報提供ができるような仕組み作りをして欲しい。</p>	個人	警察庁 防衛省	<p>指定自動車教習所において、自衛隊用大型自動車を使用して大型免許に係る教習を受け、技能検定に合格した場合、運転することができる大型自動車は「自衛隊用自動車に限る」旨の限定を付された大型免許を受けることとなります。</p> <p>当該限定の解除を受けるためには、都道府県警察の運転免許試験場において審査を受ける方法のほか、大型免許に係る指定を受けた自動車教習所において当該限定を解除するための教習・審査を受ける方法があります。</p> <p>令和3年12月末現在、全国には1,300校の指定自動車教習所があり、このうち大型免許に係る指定を受けたいのは、全体の約1割に当たる約145校となっています。</p> <p>防衛省においては、若年定年等退職予定自衛官に対する就職援助施策の中で職業訓練を実施しており、自衛隊用自動車に限る大型免許の限定解除についても職業訓練の一つとして部外の大型免許に係る指定を受けた自動車教習所に委託して実施しています。</p>	<p>道路交通法第91条 道路交通法施行規則(昭和35年総務府令第60号)第18条の5</p>	対応不可	<p>大型免許に係る指定を受けた自動車教習所が、「自衛隊用自動車に限る」旨の限定を解除するための教習・審査を実施するかどうかについては、民間企業である個々の自動車教習所の判断になりますので、全ての自動車教習所において当該教習・審査を受けることは困難です。</p> <p>防衛省としては、若年定年等退職予定自衛官に対し、自衛隊用自動車に限る大型免許の限定解除に係る職業訓練について、引き続き情報提供に努めていきます。</p>	
59	令和4年8月24日	令和4年9月15日	第三級海上特殊無線技士の操作範囲の見直し	<p>北海道で発生した遊覧船の遭難事故で、小型船舶の通信手段が問題になっている。該当船舶に船舶の無線設備が搭載されていないことは、無線の資格を返却の一つではないが、結果的には事故防止の観点から、国際VHFの開設がゆるやかだと聞いている。今回のような事故が二度と起こらないように、第三級海上特殊無線技士の操作範囲を拡大すべきではないか。</p> <p>また、事故が起った際遅やかに通報できるような、三級には認められていないDSCの使用も認めるべきではないか。</p>	<p>北海道で発生した遊覧船の遭難事故で、小型船舶の通信手段が問題になっている。該当船舶に船舶の無線設備が搭載されていないことは、無線の資格を返却の一つではないが、結果的には事故防止の観点から、国際VHFの開設がゆるやかだと聞いている。今回のような事故が二度と起こらないように、第三級海上特殊無線技士の操作範囲を拡大すべきではないか。</p> <p>また、事故が起った際遅やかに通報できるような、三級には認められていないDSCの使用も認めるべきではないか。</p>	個人	総務省	<p>現時点では、第三級海上特殊無線技士が操作できる無線電話は5W以下のものであり、5Wの国際VHFは操作可能となっております。</p>	<p>電波法施行令第3条</p>	対応不可	<p>国際VHFについては、世界共通波であることから、無線通信規則(RR)において、その運用に当たり、一定の資格要件が求められております。</p> <p>第三級海上特殊無線技士は、主としてVHFポート等での無線機器の利用を想定し、限定した操作範囲とすることで資格取得をより容易なものとしたものであり、取得要件では、5Wを超える国際VHFやデジタル選択呼出装を正しく取り扱えるかを確認する項目は含まれておりません。</p> <p>そのため、第三級海上特殊無線技士の資格で高出力の国際VHFやデジタル選択呼出装を操作することを認めるのは困難となっております。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
60	令和4年8月24日	令和4年9月15日	獣医師以外に家畜の採血の解禁について	獣医師または家畜の所有者のみに制限されている家畜(牛、豚、鶏)の採血を、農場従業員、農協職員、人工授精師等が業務として実施できるようにしたい。	食料・農業・農村基本計画(令和2年3月閣議決定)において、2030年に牛肉の輸出を3,600億円、牛乳・乳製品を720億円にする目標を掲げているが、この目標を達成するには効率的な牛の繁殖(子牛の生産)が不可欠です。現在地方においては、家畜に対応する獣医師が圧倒的に不足していることは獣医師の登録検査官等でも明らかになっており、増員対策はまったく奏効しておらずこの10年間で獣医師全体は1万人程度増加しているにも関わらず、家畜に対応する獣医師はほとんど増えておらず、むしろ高齢化が進んでいるものと考えられます。獣医師が不足しているにも関わらず、採血は獣医師または家畜の所有者にのみ制限されていることから、現在の集約された農場では適時に採血することが困難な状況です。この結果、代術プロファイルテストや採血による妊娠検査などが滞ることから、子牛の生産に支障をきたしています。そのため、農場従業員、農協職員、人工授精師といった業務から家畜に接している者に対して、講習等を行うことで採血業務の解禁を要望します。採血の業務制において可能になることで限られた獣医師より資源を獣医師にしかできない家畜の治療や予防といったより専門性の高い業務に集中させることで衛生環境をより向上させることができ、豚熱や鳥インフルエンザといった感染症が流行しないように対策をすることも可能になります。ペットに対しては愛玩動物看護師が獣医師の指示のもと採血が可能となっていることから、何らかの形で家畜の採血が獣医師以外にも解禁されることで輸出目標の達成等に寄与するものと考えています。	個人	農林水産省	愛玩動物分野では、愛玩動物看護師法第40条第1項に基づき、獣医師法第17条の規定にかかわらず、愛玩動物(犬、猫等)に対する採血等の一部の診療行為を、愛玩動物看護師が獣医師の指示の下でのみ、診療の補助として行うことが可能です。なお、愛玩動物看護師の資格を取得するためには、基本的に大学又は養成所で3年以上愛玩動物看護師の業務に必要な知識及び技能を修得した上で、国家試験に合格する必要があります。	獣医師法 愛玩動物看護師法	対応不可	採血は、非常に高度な獣医学的知識及び技能が必要な獣医療行為です。実施者の知識や技能が十分でない場合、動物に対して危害を及ぼすおそれがあり、最悪の場合、対象動物が死亡する可能性もあります。加えて、採血の際には、家畜伝染病のまん延防止、動物福祉、飼養衛生管理等の観点から留意するための専門的な獣医学的知識が必要になります。このため、採血を含む獣医療行為は、大学で6年間の専門的な獣医学教育を受け、国家試験に合格した獣医師が携わることになっています。御指摘の愛玩動物看護師についても、基本的に大学又は養成所で3年以上獣医学教育を受け、国家試験に合格した上で、愛玩動物に対する一部の獣医療行為の実行が、獣医師の指示の下に認められているものです。	△
61	令和4年8月24日	令和4年10月12日	DV被害者の裁判手続(例: 破産手続、保護命令など)に関して	・(要望) DV被害者の方が裁判手続を行う際に、DV被害者(親族を含む)の住所が官報掲載時に、秘匿できるようにしてほしい。 ・(親族がDV加害者であり、住民基本台帳事務における支援措置の加害者として指定する場合) 親族に対して裁判手続である保護命令の手続きを行える形でお願いしたい	(経緯) 1)東京地裁の保護命令の手続きのことで、直接東京地裁の保護命令に関する担当窓口へ電話をした際に、次のことを言われたこと。 [東京地裁の担当窓口の方から言われたこと] 「※親族を含めた親族を保護命令の手続きの相手先として親族を指定すること自体、法律上では想定されていないため、親族を相手先として手続きを行うことができません。」 (要望) ※親族を含めた親族を保護命令の手続きの相手先として親族を指定すること自体、法律上では想定されていない親族からDVを受けていた状況において、現行法では、裁判手続の際に官報に住所が公開される 2)1)のようなことを、聞いて、私自身としては次のように思いましたこと。 「親族からDVを受けていたとしても、裁判手続としてDVを行っていた親族に対して住所が公開される懸念がある。」 「そもそも官報に掲載されること自体は法律で定まっていたとしても、DV被害者の住所が官報に掲載された場合、DV被害を加速するのではないか?」 「配偶者以外が想定されていない時点で、DV被害者の自立更生、DV被害者のプライバシーが守られないのでは?」	個人	法務省 内閣府	【法務省】 「提案の具体的内容」及び「提案理由」の記載に照らすと、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令に関する手続きを念頭に、「現行法では、裁判手続の際に官報に住所が公開される」との理解から、御提案いただいたものと理解しました。しかし、民法において、保護命令を発したときに、当事者の住所等を官報に掲載すべきものはされておられません。 【内閣府】 「提案の具体的内容」(要望)の2ポイントについて 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を固めるという法の趣旨・目的に鑑み、配偶者以外の親族からの暴力については、保護命令(加害者への接近禁止等)の対象としておりません。しかし、一定の要件を満たせば、加害者が、配偶者からの暴力を受けている被害者の親族等に接近することを裁判所が命ずるものとしております(同法第10条第4項)。なお、当該DV加害者による暴力が、暴行罪、傷害罪等に該当する場合には、刑事罰の対象となり得ます。また、配偶者以外の親族に対する接近禁止等の裁判手続として、民事保全法(平成元年法律第91号)に基き、平穩に生活する権利を保護権利として、相手方の接近や探索行為を禁止する仮処分を申し立てることが考えられます。	【内閣府】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条、第10条等 民事保全法(平成元年法律第91号)第22条、第24条等	【法務省】 事実確認 【内閣府】 現行制度 下で対応可能 【法改正】 については、対応不可	【法務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【内閣府】 「提案の具体的内容」(要望)の2ポイントについて 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律を改正して、配偶者以外の親族からの暴力を保護命令の対象とすることは、予定しておりません。なお、「制度の現状」欄に記載のとおり、配偶者以外の親族に対する接近禁止等の裁判手続としては、民事保全法の仮処分命令の制度を活用することが考えられます。	
62	令和4年8月24日	令和4年10月12日	所有者だけでなく債権者についても会社法人等番号等を追加することにより申請不要で住所変更する	1. 真実性の確保 提案591の回答で、法務省は「登記申請された内容が真実である」ということを担保するために共同申請が必要であるとする。しかし、債務者の変更で証明すべきは「不動産登記簿上の本店」からの移転であって、「不動産登記当時の本店」の証明ではない。法務省は提案139での各府による移転登記で不動産登記当時の統合併合会社の存在証明を求めないため、債務者の本店移転についても、「本店移転」を原因として別法人に入れ替えることも可能である。「真実性の確保」のためには、申請ではなく自動化すべきである。 2. 登記識別情報の不変性 提案100の回答で登記識別情報の秘匿性として「第三者に知られないように本人により厳重に管理しなければなりません」とするが、職権で変更できるのに申請しないことは、それだけ登記識別情報の漏洩リスクが高まる。まして、パスワードを住所変更のほかが政府のデジタル化戦略に合致するのではないか。 さらに、法務省が繰り返し110番の回答で強調する「登記の真実性や『登記識別情報の厳重管理』」に沿っている。債務者側や乙種区役所側にも同様の情報を追加することで、その変更登記申請を不要とすべきである。 3. 行政手続の効率化 所有者の住所変更を申請不要にしても、不動産取得時に担保設定を定めていれば金融機関から債務者の住所変更を求められ、所有者と債務者と連帯で変更申請することが多い。所有者側のみ職権で変更しても、申請の手間はほとんど変わらないであろう。	所有者不明土地対策のために、登記記録の所有者情報は、自然人は生年月日、法人は会社法人等番号が追加される。これによって所有者の同一住所同名を排除し、職権により住所の変更が可能になる。これは所有者を指定する対策として有効であるが、担当権債務者や乙種区役所についても当てはまる。むしろ、単独申請の住所変更よりも、共同申請の債務者住所変更のほうが政府のデジタル化戦略に合致するのではないか。 さらに、法務省が繰り返し110番の回答で強調する「登記の真実性や『登記識別情報の厳重管理』」に沿っている。債務者側や乙種区役所側にも同様の情報を追加することで、その変更登記申請を不要とすべきである。 4. 行政手続の効率化 所有者の住所変更を申請不要にしても、不動産取得時に担保設定を定めていれば金融機関から債務者の住所変更を求められ、所有者と債務者と連帯で変更申請することが多い。所有者側のみ職権で変更しても、申請の手間はほとんど変わらないであろう。	商業登記 センター	法務省	令和3年4月に成立・公布された「民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)」において、不動産登記法の一部が改正され、令和8年4月までに住所等変更登記の申請を義務づけるとともに、その申請義務の実効性を確保するための環境整備策として、手続の合理化・簡素化を図る観点から、登記官が他の公開機関から取得した情報に基づき、職権的に変更登記をする新たな方法が導入されます。	不動産登記法(平成16年法律第123号)第76条の5(令和8年4月までに施行)	対応不可	今般の住所等変更登記の申請の義務化と併せて設けられる新たな仕組みとして、法人が所有する登記名義人となっている不動産について、会社法人等番号が登記事項として追加され、登記官による住所等変更の職権登記に活用することが想定されています。これは、所有者不明土地の発生予防の観点から設けられた仕組みです。これは、まずして、担当権等の債務者について会社法人等番号を登記事項とすることは想定しておりません。なお、「提案の具体的内容」において、自然人について生年月日が登記事項として追加される旨の記載がありますが、自然人についての登記事項たる生年月日の取扱いについては、これまでと変更がないことを申し添えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
63	令和4年8月24日	令和4年9月15日	難病患者への福祉的支援(都道府県から区町村への患者名簿の提供義務化)	難病対策は「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」の下で政策として施策が行われているが、その多くが研究費や医療費の助成といった医療面からのものとなっている。一方で社会福祉の面からの支援が手薄となっている。その一因として難病患者の名簿が都道府県(もしくは該省指定都市)にのみ集まっていることである。福祉の実施主体は市区町村であるので、名簿を有していないと支援が行われない。都道府県の裁量で名簿の提供が可能としても、裁量次第ではそれが行われない可能性がある。国の命令や通知もしくは特例法で法定で義務的に名簿提供を行わせるようにして、全国レベルで難病患者にも福祉サービスの提供を受けられるようにしてほしい。	これまでの規制改革推進会議やその各ワーキンググループでも議論になった通り、都道府県や市区町村は法によるローカルルールによってほとんど政策を展開している。また大多数の市区町村役場は上位機関である都道府県庁の意向には従属的で、市区町村はそれに異を唱えることは現実として得られない。	個人	厚生労働省	難病に関する情報の収集等においては、法律にて、国及び地方公共団体は、難病に関する情報の収集、整理及び提供並びに教育活動、広報活動等を通じた難病に関する正しい知識の普及を図るよう、相互に連携を図りつつ、必要な施策を講ずるよう努めることとされています。	難病の患者に対する医療等に関する法律	検討を予定	市区町村への難病患者の名簿の提供については、個人情報取扱の観点から慎重な検討が必要であり、直ちに御提案を実現することは困難ですが、障害福祉サービスについては、利用者からの申請に基づき支給決定を行っているため、名簿がなくてもサービスの利用は可能です。また、難病患者の障害福祉サービス等の利用を促進するため、難病情報センターや難病相談支援センター等において、難病患者が障害福祉サービス等を利用可能であることを周知しております。
64	令和4年8月24日	令和4年9月15日	地方自治体における各種証明書のコンビニ交付やオンライン申請を促進するための手数料の基準を整備する	地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める手数料のうち、各種証明書の交付手数料について、コンビニ交付やオンライン申請における金額を設定する。金額は従来の窓口交付よりも低額とすることで、コンビニ交付やオンライン申請の利便性を促進する。もしくは、各種証明書の交付手数料について、コンビニ交付やオンライン申請における金額を自治体の事情に応じて政令に示す金額よりも低額の手数料に設定することができる。現状、窓口交付やオンライン申請の利用を促進する。	各種証明書のコンビニ交付やオンライン申請を促進するには、利便性に加えて、金銭面におけるインセンティブが求められる。そのため、一部の自治体において、条例によって証明書のコンビニ交付の金額を窓口交付よりも低額にしている先行事例があるが、政令との兼ね合いが疑問視され、後続の自治体が躊躇している。地方自治法に規定された政令である地方公共団体の手数料の標準に関する政令は、従来の窓口交付を前提としていることから、新たな申請方法を展開されている現在の状況に合わせて整備する必要がある。なお、現行の規定で対応可能であるならば、その旨、回答願いたい。	個人	総務省	地方自治法第228条1項では、「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として、条例を定めなければならない。」とされていることである。本規定における標準として、条例を定めなければならない。合理的な理由がある場合は、政令で定める手数料の金額等と異なるものを定めることは差し支えないというものであり、本規定の趣旨を踏まえ、政令よりも低い手数料を条例で設定することは、差し支えありません。	地方公共団体の手数料の標準に関する政令	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。
65	令和4年8月24日	令和4年9月15日	学術振興のための著作権法第31条第1項第1号(図書館等における複製等)における複製等の範囲を拡大する	著作権法第31条第1項第1号は、国立国会図書館をはじめとする図書館等が、その所蔵する図書等の資料を、利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供する目的で複製することとされている。しかし、その複製の範囲には制限があり、「公表された著作物の一部分」とされている。この制限について、例えば、利用者が、調査研究機関における複製等(研究者、学生等)である場合には、「著作物の全部」を複製できるとする例外規定を設けられないか。あるいは、採集標本に記載するのとおり、問題は論文集に記載されている論文のコピーにあるため、(法期刊行物の範囲外のように)対象を絞った上で、学術目的の例外規定を設けられないか。	当該著作権法の規定があることにより、図書館の資料を活用した学術研究が著しく制限されている。このような制限は、我が国の学術研究の振興にとり著しい妨げとなっており、科学技術立国の実現のため、早期に撤廃ないし特例を設けることが必要である。具体的な問題は以下のとおりである。当該著作権法の規定には、定期刊行物に係る例外規定があるため、研究雑誌(法学で言えば「ジュリスト」)等が該当するに類された論文に関しては、図書館において、各論文を丸ごと複製してもらうことが可能である。一方、論文集(例えば「〇〇先生追記論文集」等)については、その論文集に掲載された各論文をそれぞれ1つの著作物であると考えられており、著作権者の許諾をなくし、論文を丸ごと複製してもらうことができないこの点に、https://www.ndl.go.jp/copy/copyright/index.html)通常、論文集は1冊数行するものであり、一般市民が購入し読むことは想定されていない。故に、図書館における論文全体の複製としては、書籍の売上で負の影響を考えると考えにくい。また、各論文を執筆した著者は、学術の発展を目的として論文を公表していると想定され、論文の一部(一部)をコピーを認めないという意思を込めているとは考え難い。これらを踏まえ、提案のような例外を設けたとしても、何ら経済的社会的損害をもたらすものではなく、むしろ学術研究の促進につながるのと同時に、一々絶対の許可をとる国立国会図書館の負担も軽減できる。著作権者団体との関係でも、例外を限定すれば実現可能と考えられる。	個人	文部科学省	図書館資料については、その閲覧や貸し出しについては、基本的には全部の利用が可能です。その複製については、著作権法第31条第1項(第1号)により、図書館等においては、利用者の調査研究の用に供するたがに、公表された著作物の一部分を一人につき一部提供する場合に限り、図書館資料を複製することが可能となります。また、令和3年度改正により、著作権者の定期刊行物(発行後相期間経過後のものに限る)については、例外として、全部を複製して良いこととなっています。また、令和3年度改正により、著作物の全部の複製物の提供が権利者の利益を不当に害しない認められる特別な事情があるものとして政令で規定し、「全部」の複製を可能とすることとしています。	著作権法第31条	検討に着手	著作権法の一部を改正する法律(令和3年法律第52号)において、著作物の全部の複製物の提供が権利者の利益を不当に害しない認められる特別な事情があるものについて政令で規定し、「全部」の複製を可能とすることとしています。改正法において、「権利者の利益を不当に害しない」と明記されているのは、図書館資料の複製により、当該図書館の販売等市場に影響を及ぼす恐れがあるためです。このことを踏まえ、全部の複製を可能とする具体的な対象については、現在、関係者の意見を伺いながら検討しているところです。
66	令和4年8月24日	令和4年10月12日	不動産登記・商業登記で住居表示実施地区画整理等の変更証明書の提出を現時点で不要とすること	住居表示や区画整理により住所や本店に変更があった場合、その変更に伴って公的証明書が必要とされる(商業登記では免脱要として)。しかし、番号495の回答で、法務省は「上記証明書等が添付されていない場合であっても、登記官は、住居表示等の事実の有無について審査を行います。」とする。そうであるならば最初に変更証明書添付は不要であり、添付書類削減という政府の方針に照らしても妥当でない。各業務執行時にはシステムが整うであろうが、現時点ですでに商業登記の登記官が確認できているならば、不動産登記所の登記官も確認ができるはずであり、同様に変更証明書から審査できるはずである。	1.場はいけな。2.仮に、非常に非効率な手段によって登記官が確認しているならば、そのような方法は行政のオペレーションとして妥当ではなく、コストな法律の執行方法が間違っていることとなる。したがって、番号495の提案の通り、変更証明書を義務化するべきである。3.そもそも職権で地番変更の事実を確認しているならば、商業登記で添付しない場合に登録免許税を課すことの説明がつかない。変更証明書の添付の有無にかかわらず、本店変更は公的限用であるから、登記官は、変更の原簿(行政機関の都合)であることを確認した上で登録免許税を徴収していることとなる。地方公共団体が法律の実施主体として住所等の地名を変更し、その変更の経緯を他の行政機関が把握しているにもかかわらず、その変更を税として課するのは、特定の地域の住民に対してのみ法律の施行の結果として納税義務が発生していることとなり、租税平等主義の観点から整合性が取れないのではないかと。	商業登記センター	法務省	【不動産登記】不動産登記においては、住居表示の実施を照例として登記名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更登記等を予定する場合は、添付情報として変更証明書が必要とされています。【商業登記】商業登記においては、登記簿に記載された行政区画等に変更があった場合には、その旨の登記がないときであっても、その変更による登記があったものとみなされます(商業登記法第26条)。この場合には、商業登記法第26条(商業登記法第26条第1項)に基づき、変更があったことを記載することができるとされています(商業登記規則第42条第1項)。なお、当事者が行政区画の変更について、登記所に職権発動を促す申出をする場合には、行政区画の変更に係る市町村長の証明書等を提出する必要があります。住居表示が実施され又は変更された場合、その日から週間以内(本店の住所等)について変更登記の申請をしなくても(登録免許税第5条第4号)、「住所表示が実施された場合には、当該登記について登録免許税は課されません(登録免許税法第5条第4号・5号)」。なお、上記証明書等が添付されていない場合であっても、登記官は、住居表示等の事実の有無について審査を行います。	不動産登記令第7条第6項 商業登記法第26条 商業登記規則第42条第1項 登録免許税法第5条第4号・5号等	対応不可	【不動産登記】不動産登記においては、住居表示実施証明書等の変更証明書は、登記名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更登記を行う際に住居表示等が実施されていることを審査し、真実に反する登記申請がされることを防止するために必要な添付情報として、提出を求めているものであるため、変更証明書の提出を不要とすることは困難です。【商業登記】商業登記においては、制度の現状に記載のとおりです。なお、市町村長の証明書等が添付されていない場合であっても、登記官は、住居表示等の事実の有無について審査を行います。当該事情に住居表示の実態に係る市町村長の証明書等が添付されない場合には、当該登記について登録免許税が課されることとなります(登録免許税法第5条第4号・5号等)。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
71	令和4年9月1日	令和4年10月12日	メールによる入林届の提出について	入山届の提出に当たり、森林管理署等への持ち込みによる方法、郵送による方法しか認められていない森林管理局があるが、メールによる提出を可能とすべきである。	北海道森林管理局では、入林届の提出を、森林管理署等への持ち込みによる方法、郵送による方法に限定している。以下URLの「各森林管理署等の連絡先、入林届の提出先」参照 https://www.rmya.maff.go.jp/hokkaido/apply/nyurin/index.html 北海道森林管理局では、入山届をメールにより提出したため、森林管理署のメールアドレスの指示を求めたところ、7月1日付けのメール(white@maffa.jp)で、「メールに関しては、セキュリティ上の関係などから原則手続きを行っておりません。」との回答があった。しかし、他の森林管理署等の中には、メールで送付した入林届を受理いただき、接受印を押下したものを写しをPDFで即日返信いただいた管理署(中部森林管理局中信森林管理署)や、入林届提出のためメールアドレスの開示を依頼したところ、開示していただいた森林管理局(東北森林管理局、関東森林管理局)もある。このため、「セキュリティ上の関係など理由によりメールアドレスの開示を入林届の提出が行えない」というには疑がある。さらに、入林届の提出目的は、北海道の国有林に旅行し、ドローンを飛行させるためであるが、飛行させるには接受印のある届の写しの携行が求められている。しかし、自宅に郵送されても旅行先で携行できず、また、天候不順などで旅程を変更し、届を出し直す必要が生じた場合にも旅行先では対応できないなどの支障がある。加えて、政府全体で行政手続のオンライン化に取り組む流れにも逆行していると思われる。	個人	農林水産省	国有林野への入林につきましては、国有林野管理規程第78条に基づき、各森林管理局において入林に関する規則を定めており、入林の目的別に様式を定め、各森林管理署等において受け付けております。 ○国有林野管理規程 昭和36年3月28日農林省訓令第25号 【最終改正】令和2年12月25日農林水産省訓令第28号 【国有林野への入林】 第78条 森林管理局長は、国有林野の適切な管理又は国有林野へ入林する者の安全の確保を図るために必要があると認めるときは、国有林野への入林に関する規則を定めることができる。	国有林野管理規程第78条	対応	各森林管理局において定めている規則では、書面による提出に限定しておりませんが、実務上、メールでの受付ができないようになっている森林管理局(北海道)があることから、メールでの受付ができるよう準備を進めております。令和4年内を目途に運用開始する予定です。
72	令和4年9月16日	令和4年10月12日	労働安全衛生法に基づく健康診断の「胃エックス線検査」を廃止して「胃カメラ」に統一する。	労働安全衛生法に基づく健康診断の「胃エックス線検査」はがんの早期発見が不可能なものでこれを廃止して、がんの早期発見が可能な「胃カメラ検査」に統一する。	労働安全衛生法に基づく健康診断については、厚生労働省はすでに「胃エックス線検査」と「胃カメラ検査」を選択制としています。しかし、「胃エックス線検査」で見逃されるがんは大きい病変だけです。「胃カメラ検査」と比較して早期にがんを発見することは不可能です。そして、バリウムを飲むことで腸閉塞の危険もあり、かつ、エックス線を多く浴びるため健康に与える影響も小さくないです。しかし、「胃エックス線検査」で見逃された場合、「胃カメラ検査」をするに比べて、だんだん初めから「胃カメラ検査」をすればいいはず。このように、「胃カメラ検査」ががんの早期発見について優位であることは、日本消化器内視鏡学会も示しています。厚生労働省は、労働安全衛生法に基づく健康診断の「胃エックス線検査」を廃止して「胃カメラ検査」に統一してください。厚生労働省が「胃エックス線検査」と「胃カメラ検査」を選択制しているせい、早期のがん発見を見逃し、余計な医療費を国民に支出させています。これは、医療費の無駄遣いであり、がん対策基本法13条にも違反しています。	個人	厚生労働省	労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目は次のとおりです。 一 既往歴及び業務歴の調査 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 三 身長、体重、血圧、視力及び聴力の検査(※) 四 胸部エックス線検査及び喀痰検査(※) 五 血圧の測定 六 貧血検査(※) 七 肝機能検査(※) 八 血糖検査(※) 九 心電図検査(※) ※厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる項目。	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第44条	事実認識	制度の現状欄のとおり、労働安全衛生法に基づく定期健康診断においては、「胃エックス線検査」及び「胃カメラ検査」を義務又は選択制の項目として定めていません。
73	令和4年9月1日	令和4年10月12日	入林届の提出方法改善について	国有林を管轄する森林管理署への入林届の提出について、持ち込み、郵送による方法しか認められていない森林管理局があるが、メールによる提出を全国に可能とするよう改善して頂きたい。特に北海道森林管理局では郵送による提出に固執しているため、メールによる提出も可能とするよう改善して頂きたい。	北海道と九州を除く全国の森林管理局では入林届の提出を、森林管理署等への持ち込み、郵送、FAX及びメールから選べるようになっているが、北海道森林管理局では持ち込み郵送による方法に限定しており、九州森林管理局では提出方法に関する明確な規定がない。先般北海道森林管理局へ各森林管理署のメールアドレスを開示するよう要請したところ、セキュリティ上の関係などからメールに関しては原則手続きを行っていないのでアドレスを開示しないとの回答があった。しかし、例えば中部森林管理局内の中信森林管理局による入林届を既に受理しており、提出済の届けに対して接受印を押した写しを即日返信いただいた経緯があるため、「セキュリティ上の関係など理由によりメールによる入林届の提出が出来ない」という事には大きな疑問がある。また政府が推進している行政手続デジタル化の方針にも逆行するものであり、事務効率化を阻害するだけでなく、郵送やFAXによる紙資源の浪費にも繋がる。現在入林届の提出は1週間余裕をもって行うよう要請されている一方、入林時には接受済の届けの写しを自宅へ取り寄せることも求められている。しかし旅行中には郵送による接受済の届けの写しを自宅へ取り寄せることが出来ず、彼でそれを携行することもできない。また、ドローンによる撮影を目的とした入林予定者が天候不順で撮影放棄となり届けを出し直す必要が生じた場合も、郵送やFAXでは対応できない。従って、旅行に携帯するスマホやパソコンを用いたメールによる迅速な手続きは入林届の提出には不可欠であり、これを全国の森林管理局で可能とするよう、早急に行政改革を推進して頂きたい。	個人	農林水産省	国有林野への入林につきましては、国有林野管理規程第78条に基づき、各森林管理局において入林に関する規則を定めており、入林の目的別に様式を定め、各森林管理署等において受け付けております。 ○国有林野管理規程 昭和36年3月28日農林省訓令第25号 【最終改正】令和2年12月25日農林水産省訓令第28号 【国有林野への入林】 第78条 森林管理局長は、国有林野の適切な管理又は国有林野へ入林する者の安全の確保を図るために必要があると認めるときは、国有林野への入林に関する規則を定めることができる。	国有林野管理規程第78条	対応	各森林管理局において定めている規則では、書面による提出に限定しておりませんが、実務上、メールでの受付ができないようになっている森林管理局(北海道)があることから、メールでの受付ができるよう準備を進めております。令和4年内を目途に運用開始する予定です。また、提出方法が明確でない森林管理局(九州)においては、速やかにホームページに掲載することとします。
74	令和4年9月1日	令和5年9月15日	行政書士会の強制加入の廃止、社内行政書士の許可	行政書士会への強制加入の廃止 行政書士の一般企業内での業務許可	・強制加入廃止 現在行政書士は日行連と都道府県行政書士会の2つに所属しなければ業務を行うことができない。 そのために必要な初期登録費は約30万円、その後毎月々の費用がかかる。ある都道府県会ではHP作成に1200万円程度利用したり、パワハラやモラハラなど、トラブルが発生しているが行政書士の資格を人質に、自由な振舞いを続け、品位がどんどん損なわれている。資格を人質に取られている、それに対して抗争することができない状況。権力の形が強んでいるように思う。せめて強制加入は日行連のみでなくべき。 ――一般企業内での業務許可 行政書士会の強制加入により、社務士などのように一般企業の中で資格を活かして働くことが阻害されている。行政書士として働くには独立をするしか方法がない。そのため、コンサルなどの一般企業が不正に監査の許認可申請を行っていることがよくある。それに対する企業への指導も薄く、行政窓口の注意喚起のチラシ1枚だけ。 企業内に、行政への申請ごとの専門家として勤務することができれば、資格手当など給与で還元されたり、社内での特典など行政書士資格自体の価値を向上させることができる。府および資格を行うことで法律に即し、正しく行政への申請を行うことができる。企業側も行政届申請にかかる手間・時間を短縮できる。 今の状況で、IT化が進むと、行政書士の国家資格としての価値がなくなってしまう。関連収入が激減する資格になってしまう。ただでさえ食えない資格と判断されているので、なんとかしてほしい。	商業登記 ゲンロン	総務省	行政書士会への強制加入の廃止 ○行政書士法(昭和26年法律第4号)第15条第1項において、行政書士は、都道府県、区域ごとに、会則を定めて、一面の行政書士会を設立しなければならないと規定され、行政書士法、同法第16条の9第1項において、日本行政書士会連合会による行政書士会名簿への登録を受け、その事務所の所在地にある都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となると規定されています。 ○一方、日本行政書士会連合会については、行政書士法第18条第1項において、全国の行政書士会は、会則を定めて、日本行政書士会連合会を設立しなければならないと規定されており、日本行政書士会連合会の構成者は、全国の行政書士会となっております。 行政書士の一般企業内での業務許可 ○行政書士法第19条第1項において、行政書士又は行政書士法人でない者は、業として、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することとできないと規定されています。	行政書士法第15条第1項、第16条の9第1項、第18条第1項、第18条の6及び第19条第1項	行政書士会への強制加入の廃止 行政書士の一般企業内での業務許可 一 現行制度下で対応可能	行政書士会への強制加入の廃止 ○制度の現状に記載のとおり、行政書士法上、行政書士は都道府県行政書士会の会員となるものであり、日本行政書士会連合会の会員となるものではないため、都道府県行政書士会と日本行政書士会連合会に重複して会員になるものではありません。これを日本行政書士会連合会の会員とするときは、都道府県行政書士会会員の地位を保持し、その業務の改善を進めると、会員の指導及び連絡に関する事務を行う目的で法律上設立し強制されている法人であり、行政書士がこれに加入し、その指導、助言、情報提供を受けようとする行為は、その業務を適正に行う上不可欠であるため、適当ではないと考えます。 ○なお、都道府県行政書士会については、行政書士法第18条の6において、都道府県知事は行政書士会につき、必要があると認めるときは、報告を求め、又はその行う業務について監督することができるものと規定されています。 ○なお、行政書士法人以外の法人その他の団体と雇用関係にある従業員等が、行政書士であった場合に、当該団体が当該従業員等と書類作成に係る契約を締結し、当該従業員等に書類作成を依頼することは、行政書士が書類作成を行う行為であると解されるため、御提案については、現行の制度でも対応できるものと考えます。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
75	令和4年9月1日	令和5年4月14日	権利義務代表取締役の任期を後任者が「就任するまで」ではなく「就任登記が完了するまで」に改めるとか	1.後任者がいない代表取締役は認められない。 2.会社は後任者の就任である。 3.この「後任」を株主総会の選任と解すると、「就任登記が完了するまで」が不在になるため、制度上の矛盾が生じる。 4.地方、「就任登記」を「登記年月日」とすれば、番号705で法務省が回答したように「就任登記申請日」として登録可能である。 5.権利義務代表取締役の退任日は、本来の任期満了日であることとする。 6.したがって、すべての登記が完了した後の証明書で、前任者退任後後任者就任までは次の問題が生じる。 6-1.定款で代取を2人以上としている場合、定款の最低人数は公示されないため、(続く)	(承前)1人の代取が権利義務者となって行為をする、当人の任期満了後はその代表権を証明書から確認できない。 6-2.登記年月日は後任者の就任登記と同一であるが、それが権利義務規定によるものであるのか、単なる解であるのかを区別できない。 7.また、後任者就任後次のような問題が生じる。 7-1.代取が1人であれば、後任者の就任登記申請後登記完了までは権利義務代表取締役が適法的に無権限になるため、証明書からその代表権を確認できない。 8.この「無権限っぽい権利義務代表取締役問題は、7-1については提案705のようにすれば解消する。 8-1.しかし、法務省は制度を変えないという。 9.そこで、次のように制度を改めるべきである。 9-1.会社法「権利義務代表取締役の任期は後任者の就任登記が完了するまでである」という一文を加える。 これによって現行法で「就任」と意味が不明確である問題を解消できる。 9-2.前任者退任と後任者就任の登記をする場合は、「役員に関するその他の事項」として前任者が権利義務代表取締役であった任期(後任者の就任登記完了日まで)を記載する。 本来は機関設計である会計限定監査役について役員欄に意味不明な記録をしているのであるから、このくらいのことでもバツは当たらないと思う。 10.仮に法務省が登記年月日を登記完了日に改めたとしても、7-1に示したような問題があるため、上記の矛盾が解消しない。 10-1.定款規定の代取最低人数を登記するなら7-1問題の解消も可能になるが、そんな内部ルールを登記として公示する必要はないであろう。	商業登記 ゲンロン	法務省	会社法第351条第1項において、「代表取締役が欠けた場合又は定款で定めた代表取締役の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表取締役は、新たに法定された代表取締役が就任するまで、な代表取締役としての権利義務を有する。」と規定されている。	会社法第351条第1項	事実確認	株主総会の決議等により後任の代表取締役が選任され、当該選任された者が就任を承諾することにより、代表取締役が就任するため、就任登記が完了するまで代表取締役が不在となるわけではありません。
76	令和4年9月16日	令和4年10月12日	書面交付の電子化	特定商取引法の契約書の交付の電子化に関し、消費者庁の検討会は範囲を非常に限定したものとし、基本的には書面交付を維持する方向で最終とりまとめがなれつつあり、電子交付の承諾を確認する際も、書面を請求する方向で進んでおり、これは昨年の法改正の趣旨が無意味なものになります。 仮に提案が実現すれば、書面交付の電子化の道が開けます。		個人	消費者庁	令和3年の特定商取引法改正(公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行)により、事業者が交付しなければならない契約書等について、消費者の承諾を得る電磁的方法で行うことを可能とする規定が新設されました。	訪問販売について、令和3年改正特定商取引法第4条第2項、同条第3項、第5条第3項、電話勧誘販売について、同法第18条第2項、同条第3項、同法第19条第3項。	検討に着手	契約書等の電子化については、令和3年の改正法の附帯決議においては、書面交付の電子化に関する消費者の承諾の要件を政省令等により定めるに当たっては、書面交付義務が持つ消費者保護機能が確保されるよう慎重な条件設定を行うこと、書面交付の電子化に関する承諾の要件を検討するに当たっては、関係者による十分な意見交換を尽くすこととされた。このため、令和3年7月から「特定商取引法等の契約書等の電子化に関する検討会」において検討されているところであり、今後、その結果も踏まえ、令和5年6月の施行までに必要な政省令改正を行う予定です。
77	令和4年9月18日	令和5年4月14日	無資格者であっても登記事項証明書の取得代行を可能にすること	1.平成11年12月13日参議院法務委員会において、当時の長官が「司法書士の業務の中には謄抄本を請求することと入っております。」「司法書士の業務に関する事項を有償で反復継続して行うことは司法書士法違反でございますと答弁した。 2.不動産登記法(https://dnd.go.jp/info/dnpj/pid/2947983/1)、商業登記法(https://www.shugi.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/04319630709125.htm)ともに制定当時から「何人も、謄抄本を請求することができる。 (続く)	(承前) 3.平成19年5月9日衆議院内閣委員会で、法務省審判官が「登記所のそばにそういう事業者の方が会社を構えられて、一般の方からそちらに申し込みをされて登記事項証明書の取得を代行する。そういう事業は行われているものと承知しております。」と答弁した。 4.申請権が法定され納税行為を伴う登記申請であればともかく、手数料を納付して「何人も」できる証明書の請求を代行するだけで法律違反するのは特異な点ではないか。 5.司法書士法が独占業務とするのは「登記手続の代理」であり、証明書の発行については代行業者本人の資格で請求できるから、独占業務に当たらないと解すべきである。 6.司法書士法73条で「非司法書士の取扱いを法定し、司法書士業務を行える法人は司法書士法人のみであり、司法書士法人は会社組織ではなく、司法書士が会社による証明書取得代行の事業を営んでいるのであれば、非司法書士による登記手続と類似した調査すべきではないか。 7.法務省が取得代行業者を承認しているということは、事実上、事実として行っていることですよ。 8.平成11年答弁でも、利害関係ある場合のみ認められていた期間が「事実上、従来の業務でも、問題について特に利害関係を調査しているわけではなく、閲覧にあればだたでも閲覧していただくという扱いになっておりまして、規則が空文化していただくことを認めている。 9.こんなしよーもない規制をするよりも、登記情報を大量請求＆データベース化して販売している業者をなんとかすべきじゃないですか？	商業登記 ゲンロン	法務省	登記又は供託に関する手続について代理することは、司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第1項第1号において、法務局又は地方法務所に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成することは、同項第2号において、それぞれ司法書士の業務とされており、同法第7条第1項より司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者が、これらの業務を業として行うことはできません。	司法書士法第3条第1項第1号、第2号、第73条第1項	対応不可	登記事項証明書の交付請求手続の代理は、司法書士法第3条第1項第1号に規定する登記に関する手続について代理することに該当し、その請求書の作成は、同項第2号に規定する法務局又は地方法務所に提出する書類を作成することに該当するため、これらはそれぞれ司法書士の業務となります。したがって、他の法律に別段の定めのない限り、司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない事業者が、業としてこれらの業務を行うことはできません。
78	令和4年9月1日	令和4年10月12日	精神障害の公的給付診断書からICD-10コード記入欄削除	精神疾患における自立支援医療や公的年金障害給付の診断書には病名とともに国際的な疾患分類であるICD-10コードも記入してはならない。しかしICD-11という病名がすでに国際的に発効されており、決して最新の疾患分類とは言えない。最新の知見を取り入れた治療を全国各地でも受けられるようにするために検討してほしい。	自立支援医療用の診断書記入例には「(1)「主たる精神障害」及び(2)「従たる精神障害」の欄には、国際病分類に位置づけられる病名を記入しICD-10コードを併記してください。」と記述がある。 ※都道府県で診断書様式は異なるが、記載しなくてはならない事項はほぼ同一。 また年金用の診断書では、ICD-10コード記入欄のほか平成23年までの様式では作成した医師の精神保健指定医の登録番号記入を求めている。 https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12501000-Nenkinkyoku-Soumuka/0000075329.pdf 上記2点の診断書とともに身体等の別障害のものではこのような記入欄は存在しない。	個人	厚生労働省	<自立支援医療用の診断書について> 精神通院医療は、認定の対象となる精神障害及びその状態像の範囲をICDに基づいて規定しております。申請を受けた自治体は診断書に記載されたICDコードを確認の上、支給認定の事務を行っています。 <年金用の診断書について> 障害年金の障害等級に該当する障害の状態については、国民年金法施行令別表及び厚生年金保険法施行令別表第1号において定められています。さらに「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「障害認定基準」)において、具体的な障害の部位ごとに詳細に把握出来るよう定められております。精神の障害については、障害認定基準の第9節精神の障害において、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分(感情)障害」、「気分(感情)障害を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」の病態区分ごとに基準を定め、認定に当たっては、精神病の主たる病態がどの病態区分に属するかを診断書に記載されたICD-10の病態区分を参照し判定した上で、該当する基準を適用し審査を行っているため、診断書にICD-10コード記入欄を設け診断書作成時に記載をお願いしているところです。 なお、障害認定基準及び診断書様式の見直しについては、最新の医学的知見等を踏まえ行う必要があるため、その分野の専門家(医師等)のご意見を伺いながら順次検討を行っているところです。ICD-11については、2022年1月に国際的に発効され、現在国内の公的統計への適用に向けて準備が進められておりますので、障害認定基準における適用についてもこの動きを踏まえて専門家(医師等)のご意見を伺いながら検討を進めていくものと考えています。	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第35条第1号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期にわたって継続しなければならない等として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年3月28日 厚生労働省告示158号)、「自立支援医療費の支給認定について」(平成16年3月5日 厚生労働省告示158号)、「国民年金法施行令第四條の六、厚生年金保険法第三條の八	対応不可	<自立支援医療用の診断書について> 指摘の通り、2022年1月に世界保健機関(WHO)では国際疾病分類(ICD)の第11版(ICD-11)を発効しています。これを踏まえて、障害認定基準(厚生労働省告示158号)の「主たる精神障害」及び「従たる精神障害」の欄には、ICD-11の病名を記載していただくICD-11に基づくものへ変更することを予定しています。また自立支援医療(精神通院医療)では、認定の対象となる精神障害及びその状態像の範囲をICDに基づいて規定しており、ICDコードは支給認定を行う上で必要な情報であるため診断書の記載から外することは不可能です。 <年金用の診断書について> 制度の現状で述べたとおり、障害年金の認定に当たっては、精神病の主たる病態がどの病態区分に属するかを診断書に記載されたICD-10の病態区分を参照し判定した上で、該当する基準を適用し審査を行っており、障害の状態を適正公平に判断するためには、ICD-10による病態区分の検証が必要であり、診断書のICD-10コード記入欄を削除することは困難です。 なお、ICD-11については、2022年1月に国際的に発効され、現在国内の公的統計への適用に向けて準備が進められておりますので、障害認定基準における適用についてもこの動きを踏まえて専門家(医師等)のご意見を伺いながら検討を進めていくものと考えています。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
79	令和4年9月16日	令和4年10月12日	児童発達支援管理責任者と児童指導員等の業務について	児童発達支援管理責任者基礎研修(以下「基礎研修」という。)修了者が、2人目の児童発達支援管理責任者(以下「児童発達支援管理責任者」として随時児童発達支援事業所で従事する場合には、児童指導員等との業務を認めるもの。	令和元年度に見直された児童発達支援に係る研修制度では、基礎研修修了後、2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験を経たずして、児童発達支援管理責任者実務研修(以下「実践研修」という。)を受講することにより、児童発達支援管理責任者として業務に従事することが可能となっている。また、基礎研修修了者は、実践研修を受講するまでの間、2人目の児童発達支援管理責任者として個別支援計画作成業務等を行うことが認められているが、現行の基準省令では、児童発達支援管理責任者等業務に従事することは想定されていない。通常、児童発達支援事業所では、各事業所における直接支援業務の中心となる人物であり、常勤の児童指導員等として配置されていることが多いが、児童発達支援管理責任者の業務が認められないため、児童発達支援事業所の業務を担うために別の児童指導員を雇用したり、追加加算を取り下げるといった対応が必要となり、事業所にとっての金銭的負担が大きい。つまりは、児童発達支援事業所の持続的な運営の両立を可能とするため、2人目児童発達支援管理責任者の業務を可能とするよう、規制緩和を認めていただきたい。	個人	厚生労働省	児童発達支援事業所や指定放課後等デイサービス事業所において、専従である従業者は、職種間の業務は認められるものではありません。児童発達支援管理責任者についても、児童発達支援計画や放課後等デイサービス計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるため、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者や直接支援を行う児童指導員等とは異なる者でなければなりません。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年3月3日厚生労働省令第15号)	対応不可	指定児童発達支援事業所や指定放課後等デイサービス事業所において、児童発達支援管理責任者基礎研修修了者が児童発達支援計画や放課後等デイサービス計画の原案の作成業務を担う場合、児童発達支援管理責任者の配置とみなされるため、制度の現状に記載のとおりは扱いとなり、ご提案を認めることは困難です。	
80	令和4年9月16日	令和4年9月15日	住民票コードが記載された住民票の写しをコンビニで交付できるようにする。	住民票コードが記載された住民票の写しをコンビニで交付できるようにする。	住民票コードが記載された住民票の写しの交付を求める場合、コンビニでは交付することができず、市町村の窓口に行き住民票コードが記載された住民票の写しの交付を求めなければならないというです。コンビニで住民票コードが記載された住民票の写しを交付できないのは不便です。住民票コードの記載のない住民票の写しをコンビニで交付できるようにする、住民票コードの記載の有無だけで区別する合理的な理由はないはずです。総務省は、直ちにルールを改めて、住民票コードが記載された住民票の写しをコンビニで交付できるようにしてください。	個人	総務省	住民基本台帳法第7条第13号の規定により、住民票の記載事項として住民票コードが定められておりますが、同法第12条第5項の規定により、住民票の写しについては、市町村長は、特別の請求がない限り、住民票の写しの交付請求があった時は、住民票コードの記載を省略した住民票の写しを交付することができます。とされています。	住民基本台帳法	対応不可	住民票コードについては、住民基本台帳法第30条の37及び第30条の38において、告知要求制限、利用制限等に係る規定が設けられているところであり、住民票コードの秘匿性を確保する観点から、住民票コードを記載した住民票の写しの交付に当たっては、慎重に取り扱う必要があります。このため、住所地市町村長以外の市町村長に対する住民票の写しの請求があった場合、請求者が特別の請求を行った場合であっても、交付地市町村長は、これらの規定の趣旨を請求者に十分説明し、その理解を得て、できる限り、住民票コードの記載を省略した住民票の写しを交付することが適当であるとしています。こうしたことから、コンビニにおける証明書の自動交付サービスにおける交付においては、住民票コードの記載を省略した住民票の写しを交付することが適当であると考えます。	
81	令和4年9月16日	令和4年10月12日	行政の障害者施策における二次医療圏と経済圏の不整合是正	障害者への行政における各種施策は医療・福祉がベースとなっているため現住地が属する二次医療圏内で完結されるよう設計されている(特に地方)。しかし常時医療措置や保護的就労が必要とならない障害者の場合、自身の障害特性やスキルに合った就職先を求めて同一の経済圏である近隣の二次医療圏で就労することが多い。しかし各種公的支援サービスは基本二次医療圏内のみでしか活動できないため、圏外での就労は対象外となってしまう。こうした医療福祉保護と経済活動との圏間不整合を是正し、障害者であっても自由な経済活動を行えるよう整えていただきたい。	(参考)岐阜県「障がい者就労支援圏ネットワークについて」 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/12734.html しかし医療技術の発展や障害者への高等教育が一般的となってきた中で、制度が時代とマッチしていない状態となっている。制度内で想定している障害者は現代的な職や職種の必要が常に必要な身体障害者や、精神・知的障害者といった医療的ケアが必要な方ややむを得ない保護的処遇に限定している。しかし経度かつ現役世代・若年層の障害者や難病患者には労働意欲が高い人も多く、一定の合理的配慮があれば一般的な就労可能なことが多い。その合理的配慮の中で障害福祉サービスによる定型的な就労支援も必要だが、自身の居住地と勤務先の二次医療圏が異なっていると管轄区域の隔りて訪問活動を断られることが少なくない。こうした管轄による不都合が起きるのも、二次医療圏と経済圏が必ずしも一致していないことによる。	個人	厚生労働省	提案理由の参考でふられている障害者就業・生活支援センターを含め地域の職業リハビリテーションを担う機関については、障害福祉圏域や管轄区域を設定し、それぞれの区域ごとに設置を進めてきたところであり、多くの場合は身近な区域に所在する機関を利用することでより効果的な支援を行うことが可能であると考へていますが、区域外からの利用を制限するものではありません。なお、就労系障害福祉サービスについても、二次医療圏・障害福祉圏域等といった圏域によって、利用が制限されるものではありません。	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	△
82	令和4年9月16日	令和4年10月12日	官報の法的措置位置を定直し、デジタルファースト原則に基づきオンライン公布・公告を原則にする	国立国会図書館の「日本・官報(法令情報)の調べ方」(https://main.vnd.go.jp/jp/guides/post_510.html)によると、官報による法令公布には法的な根拠がないとのことである。政府は「インターネット版官報で「国政上の重要事項を正確かつ確実・迅速・提供しています」とするが、なぜ未だに紙が原則なのか?」法令等は平成15年以降、政府訓達等は平成28年以降は紙で確認できなくなる。印刷で確認できなくなる。印刷で確認できなくなる。	(参考) 総務省110番提案623に対する回答で、30日に限定する趣旨は個人情報保護のためであるとするが、会社の合併情報や決算公告が個人情報であるとは思えない。一律に30日としているのは、官報というメディアを未だに「路傍の看板」というイメージで捉えているからではないか? 個人情報が含まれているからといって公開できないものだけを非公開にして行政保有情報は原則公開とするのが政府方針であったはずである。決算公告などは過去数年に遡って確認するからこそ意味がある。官報の目的が「国政上の重要事項」の「伝達・提供」であるならば、原則を、厳格無条件に紙で公開する。政府は「情報システム」にすべきではないか? 総務省110番の回答は、「利用者視点の欠如、現状を改善不能なものとする姿勢、慣習への無意識な追従などの意識の壁」(デジタル社会の実現に向けた重点計画)が多すぎる。したがって、次のような仕様を提案する。1.個人情報の問題があるものについては、これまで通り30日で閲覧可とする。2.個人情報が含まれる場合で、法令が定める効力発生日の数日後(例えば1か月前までに)以前に公告をした場合(例えば2か月前)には、効力発生日まで公開する。3.会社情報は代表者の住所を除き、会社等法人番号で検索可能なデータとして公開する。4.告示は省庁別内容別に分類し、個人情報を除いてすべて公開する。5.国家試験合格者は受験番号しか掲載していないにもかかわらず、個人情報として意味が分からない。6.行政死亡人や相続財産管理人等死者に関する情報で関係者を検索する情報はすべて公開する。	商業登記 内閣府	国立印刷局が提供する「官報情報検索サービス」においては、昭和22年5月3日から直近までの官報の内容を、日付やキーワードを指定して検索及び閲覧することが可能です。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
83	令和4年9月16日	令和5年4月14日	現在の会社等法人番号以前の会社等法人番号を添付することにより登記事項証明書の添付省略を認めること	<p>(添前)</p> <p>1.これはマイナンバーと同様の問題であり、政府はその対応を改めている。 「社会の基盤として、識別子としてのマイナンバーと、本人確認・認証手段としてのマイナンバーカードを峻別した上で、デジタル社会におけるIDであるマイナンバーの利用の拡大を図る」(デジタル社会の実現に向けた重点課題)</p> <p>2.政府がデジタル・ガバメント実行計画において添付省略対象としているのは、「現在の会社法人等番号」に限らない登記事項証明書一般である。</p> <p>3.合併による移転登記で閉鎖会社の登記事項証明書が必要であると提案した番号139の回答で、法務省は「申請人に適宜な負担を課すことと実態を反映した意図の担保とのバランス等を考慮して、慎重に検討すべきものと考えます。」という理由で存続会社の登記事項証明書のみでの手続を正当化しているが、閉鎖会社の会社法人等番号を添付すれば「適宜な負担」がなくなり、「実態を反映した登記の担保」が可能になる。</p> <p>4.同一法人の会社法人等番号の統一を提案した番号159の回答で「閉鎖事項証明書に現在と異なる会社法人等番号が記載されている場合にも、登記事項を確認することにより当該法人が同一であることを確認することができます。」としているが、この理由が合理的であるならば以前の会社等法人番号でも事務処理上の支障はないはずである。</p> <p>5.不動産登記の名義義務化で、会社については商業登記の変更に基づいて自動処理するとしているが、当然会社法人等番号を変更する以前の名義である不動産もある。この場合、登記官が職権でその同一性を確認するものであるから、名変や合併による移転でも同様の処理が可能ははずである。</p>	商業登記 ゲンロン	法務省	不動産登記の申請において、申請人が法人であるときは、当該法人の会社法人等番号(商業登記法第7条に規定するもの)を提供することとされています。	不動産登記令第7条第1項第1号 商業登記法第7条	対応不可	不動産登記手続において、会社法人等番号の提供を求める理由は、登記申請人である会社が「現行登記簿の資格者として」であることを確認することにあるため、以前の会社法人等番号を提供することで商業登記事項証明書の提供に代えることはできません。		
84	令和4年9月16日	令和5年4月14日	商業登記申請中の不動産登記申請において会社法人等番号を添付することで登記事項証明書の添付を不要にする	<p>不動産登記申請では資格証明書等として商業登記事項証明書の添付が必要であるが、会社法人等番号を添付することで省略できる。 商業登記申請中である場合は、原則として不動産登記手続が中断される。 その例外として、3か月以内の商業登記事項証明書を添付することにより、不動産登記手続が処理される。 しかし、当該登記事項証明書に記載された内容は法務局内部で確認できずともあり、添付を義務付ける必要はない。 1.添付される登記事項証明書は3か月前まで可能であるため、現在手続中の商業登記申請以前の、既に完了した登記が反映されない可能性がある。 2.金融機関や司法書士法人は膨大な証明書が必要になり現実的でない。</p>	<p>3.デジタル・ガバメント実行計画で定めているのは登記事項証明書の省略であり、会社法人等番号の代替が登記事項証明書では本来証明である。 4.法務省は番号143の回答で、登記事項証明書の添付を認める理由が「不動産登記事務の遅滞、ひいては、経済活動の停滞を避ける」としているが、登記事項証明書を添付しない場合はこの懸念が現実化することになり矛盾である。 5.また、前回答で法務省は「代表者が、その代表権を喪失している疑いに足りる客観的かつ合理的な理由がある」と認められれば「代表権を喪失する」という一方で、310402003提案に対する回答では、登記申請中であっても「登記申請の内容が印鑑証明書の記載事項に影響し及ばない」と確認できるときには、印鑑証明書の交付が可能とするという。 すなわち、登記官は商業登記申請中の印鑑証明書に影響をおよぼさず、その事実を踏まえれば、「代表権を喪失している」と疑いに足りる客観的かつ合理的な理由がある」というべきではない。 そうであるならば、このような中途半端なマトリクスは取らずに、審査はわば血までの精神で、最初から登記記録を直接参照すべきである。 6.番号705で提案したように、商業登記は登記完了をまたなければ変更内容を確認できないが、実際は登記申請日をもって効力発生しているため、そもそも商業登記事項証明書を添付したところで何の証明もなっていない。 7.会社法人等番号であればプログラムによる自動処理が可能であるのに対し、登記事項証明書では目視による確認が必要になる。デジガバ実行計画は目視を減らせと言っている。</p>	商業登記 ゲンロン	法務省	不動産登記の申請において、申請人が法人であるときは、当該法人の会社法人等番号(商業登記法第7条に規定するもの)を提供することとされています。 また、登記官は、申請情報が提供されたときは、遅滞なく、申請に関するすべての事項を調査しなければなりません。	不動産登記令第7条第1項第1号 不動産登記規則第36条、第57条	対応不可	制度の現状欄に記載したとおり、不動産登記手続においては、登記官は、申請情報が「提供されたときは、遅滞なく、申請に関するすべての事項を調査しなければならぬ」となっています。そのため、申請人である会社等の資格を証する会社法人等番号を提供して不動産登記申請する場合において、当該会社等が商業登記申請中であるときは、不動産登記申請の受付の時点において当該会社の登記情報を確認することができないことから、当該商業登記が完了するのを待って、不動産登記申請の内容を調査する必要があります。	
85	令和4年9月16日	令和4年10月12日	四輪バイクの解禁	タイヤが4つついた四輪バイクの規制緩和をしてください。	二輪のバイクはタイヤが2つしかないで、不安定で危ないです。タイヤが4つついた50cc以上の四輪バイクを認めてください。	個人	国土交通省 警察庁	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条の2において、3個以上の車輪を有するものであって、一定の要件を満たすものについては、二輪自動車又は二輪を有する原動機付自転車の基準を適用することができることとされています。	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条の2	現行制度 下で対応可能	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条の2において、3個以上の車輪を有するものであっても、一定の要件を満たすものについては、二輪自動車又は二輪を有する原動機付自転車の基準を適用することができることとされています。	
86	令和4年9月16日	令和5年4月14日	登記申請 完全デジタル申請	登記に關して義務化するなら、手続きの簡素化と登録免許料を廃止して、完全にデジタル申請(特例方式はあってもいいと思います)できるようにしてください。	<p>離れた親の相続登記をする場合に、時間、距離を短縮し、手続きのスピードに影響するから。(これからこれが経済的にも社会的にも一番効果大きい) デジタル化しているのに、紙の書類を添付する理由がわからないから。 必要な書類をへらせるから。</p> <p>10代20代が登記申請するにはスマートフォンからでもできるようにしてほしい。</p> <p>法定相続情報を作成するまで書類を揃えるのは、理解できる。しかし、法定相続情報一貫図の写しがデジタル情報で受け取れないのが理解できない。 相続人又は親族がおこなう代理申請は法定相続情報の申請者と同じであるから、登記に必要な委任状は免除できるようにしてほしい。 マイナンバーカードで電子証明書や電子署名を申請用総合ソフトにつけているなら、紙の委任状を免除できるようにしてほしい。</p>	個人	法務省	不動産登記の申請は、オンラインの方法により行うことができ、この場合には添付情報も電子文書としてオンラインで添付する必要があります。 なお、添付情報が書面で作成されているときは、当分の間、当該書面を提出することができます。	登録免許税法第2条	その他	制度の現状欄に記載のとおり、不動産登記の申請を完全オンラインで行うことは原則可能ですが、書面で作成されている添付情報(戸籍簿本等)については書面で提出する必要があります。 なお、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。	◎
87	令和4年9月16日	令和4年10月12日	古物営業法の時代に即した改正のご提案	ヤフオクを始めとするインターネットオークションやメルカリを始めとするフリマアプリなどでの非対面取引において、古物営業許可を取得している者が非常に煩雑な本人確認を実施することは、個人情報等の重要性が叫ばれる風潮や、悪意を持った者が悪用を企及する恐れ、記名者や個人情報を引継ぎに際しては、取引方法が各オークションやフリマアプリのスタンダードな取引手法となっている中で、実際に厳格に履行することは不可能に近い状況である。 一方で、取引の安全性を担保するうえで、各プラットフォーム(ヤフオク、メルカリ等)におけるKYC課や本人確認制度の受け取りによる本人確認などのアカウントの本人確認精度が急速に悪化している。 加えて、各プラットフォームには取引毎に取引IDが発番されており、購入もアカウントが存在しなければ購入ができない。 これらの状況を踏まえ、各プラットフォーム側で取引内容や個人の本人確認が十分に確保されていると見えれば、古物引渡側が本人確認を行わず、取引プラットフォーム側のアカウントのKYCによる厳格な本人確認で免除できるように改正や、古物営業法において求める本人確認の台帳への記載を行わずに、取引プラットフォーム側、取引IDの記載と改正する古物営業免許取得者がインターネットオークションやフリマアプリなどでの取引の簡便化を図る時代に即した改正をご提案申し上げます。	また、昨今のSDGsが叫ばれ、限りある資源を最後まで使う循環型社会のさらなる形成という観点から、この改正を行うことによってもたらされる循環型社会の形成に寄与できると考えております。	個人	警察庁	古物営業法(昭和24年法律第108号)に係る本人確認について、法第15条第1項で、古物商は、古物を買入れ、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、相手方の真偽を確認するため、両当事者のいずれかに掲げる措置をとらなければならないとされています。 非対面取引における本人確認の方法については、古物営業法施行規則(平成7年公安委員会規則第10号)第15条第3項各号に規定されています。 帳簿等の記載について、法第16条では、古物商は、売買若しくは交換のため、又は売買若しくは交換の委託により、古物を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、両当事者に掲げる事項を、帳簿等に記載し、又は電磁的記録方法により記録しておくなければならないとされています。	古物営業法(昭和24年法律第108号)第15条第1項及び第16条 古物営業法施行規則(平成7年公安委員会規則第10号)第15条第3項	対応不可	本人確認義務と帳簿作成義務は、盗品流通の防止と古物の追跡可能性の確保、立入り等の的確な実施による古物営業の適正化等を目的とした規制であり、盗品の売買の防止等の古物営業法上の目的を達成するための中核的な規制です。そのため、これらの義務に違反した場合は行政処分や刑事罰の対象とすることで義務の履行を担保しているものです。 一部のプラットフォームでは、本人確認、取引の記録の措置を行っていることと承知しておりますが、それらは努力義務又は自主的な措置であり、措置の内容も古物商の義務を十分に代替できるものではないことから、これをもって古物商の義務を免除することは盗品流通防止や古物の追跡可能性の確保等に支障を来すおそれがあり、適当ではありません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
88	令和4年9月16日	令和4年10月12日	運転免許の限定解除の拡大	運転免許の条件解除について、下位免許の条件解除が運転免許試験場や自動車教習所でもできるようにする。	自動二輪の免許について、普通自動二輪のAT限定、大型自動二輪のAT限定と併せて取得しました。 この度、125ccのMT車の購入を考え、併せて、小型自動二輪の限定解除も考えました。 しかし、大型自動二輪AT限定免許を所持している、小型限定のAT限定解除について、運転免許試験場でも行っておらず、大型自動二輪のAT限定解除をすしなくない状況です。 小型限定のMT車に乗るために、大型自動二輪のAT限定解除をするのは大変です。 身の丈にあつた車種で限定解除ができるよう、下位免許の条件解除が実施できるようにしていただき、十分な周知を図っていただきたい。	個人	警察庁	AT車の大型自動二輪車又は普通自動二輪車（以下及び対応の概要において「車両」という。）を使用し、都道府県警察の運転免許試験場等における技能試験又は指定自動車教習所における卒業検定に合格した場合は、運転することができる車両がAT車に限定された大型自動二輪免許又は普通自動二輪免許を受けることとなります。 運転免許に付された限定の全部又は一部の解除を受けるためには、都道府県警察の運転免許試験場において審査を受ける方法のほか、指定自動車教習所において当該限定を解除するための教習・審査を受ける方法があります。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第91条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第18条の5	現行制度下で対応可能	運転することができる車両がAT車に限定された大型自動二輪免許及び普通自動二輪免許をお持ちの方が、MT車の小型自動二輪車が備え付けられた運転免許試験場等又は指定自動車教習所において、当該小型自動二輪車を使用して審査に合格した場合は、小型自動二輪車に係る部分のみAT車限定を解除することができます。	
89	令和4年9月18日	令和4年10月12日	小型トレーラー限定のけん引免許の受検機会を拡大について	普通免許で運転できる車両のサイズが小さくなるなか、けん引免許を取得するためには、中型免許区分の車両で試験を受ける必要があり、キャンピングトレーラーの運転を目的とした場合、実態と合わない部分もあるため、免許センターや教習所でも小型トレーラー限定のけん引免許が取得できるようにするための車両等を含む体制の整備を行う。	キャンピングトレーラーなどを運転する際、トレーラーの総重量が750kgを超える場合、けん引免許が必要となる。 しかし、現行の普通免許のAT限定免許しか持っていない場合、そもそもけん引の試験車・教習車に慣れることが難しく、けん引免許の取得自体が困難である。 まず、トレーラーヘッド自体が中型免許が必要な大きさであり、普段、総重量3500kg未満の車両しか乗らない人にとっては車両感覚に慣れることが自分で大変である。また、トレーラーヘッドのブレーキが球気ブレーキであり、これもまた日常の運転で用いるものとは異なっている。さらに、AT限定の免許しかもっていない場合、MT車の運転操作を見ることも大変である。 一方、セミトレーラー以外のキャンピングトレーラーその他の車両総重量2000kg未満の被牽引車は持ち込みは技能試験を受けられ、車両の持ち込みを本人に依頼したりと受験にあつた際のハードルは高い。 今後、乗車予定のない車で普通でけん引免許を取得するのはライセンスのためだけであつて、試験や教習を受ける必要はない。一方のけん引の技術の向上との関わりは深い。小型トレーラーで技能試験や教習を受けられ、小型トレーラー限定のけん引免許取得後の実態と近く、技能の向上にもつながると考えられる。 免許センターや教習所でも普通車の教習車を950登録し、小型トレーラーを準備すれば、普段、けん引の受験等が無い場合は普通車として試験等でも行うこともできるため、設備投資を含めた負担は大幅なものではなく、普及しやすいと考えます。 いなくても免許の取得がしやすくなると思えます。	個人	警察庁	小型トレーラー限定けん引免許については、けん引の技能試験を受ける際に、通常の試験車両よりも小さい車両(車両総重量750kg超2000kg未満のキャンピングトレーラー等)を持ち込んで試験を受けることで、小型トレーラー限定のけん引免許を取得することとなります。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第85条第3項及び第4項 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第24条第6項及び第7項	対応不可	都道府県警察の運転免許試験場における試験車両については、個人の手動手段や公共交通機関、貨物の輸送手段として利用されることが多く、典型的な車両である大型自動車や中型自動車、準中型自動車、普通自動車、自動二輪車等を備えること、それ以外の車両については、予習や車両等の保管体制等の理由から、受験者等における車両の持ち込み等をお断りしているところ等。 なお、指定自動車教習所が定める車両を教習車両として整備するについては、それぞれの指定自動車教習所の判断によることとなります。	
90	令和4年10月18日	令和4年11月11日	大学生の二重学籍(二重在籍)に関する考え方の見直しに関する提案	大学入学資格ガイド(令和元年6月 文部科学省高等教育局大学振興課)P24に「二重学籍」に関する記述があります。複数の大学等に同時に在籍することが、「設置基準に定められた学修時間の確保等の面で困難である事象が想定されますので、本来は望ましくない」とありますが、これを「設置基準に定められた学修時間の確保等の面で困難である場合は、望ましくない」というように改め、望ましくないとする根拠が「籍」ではなく「学修時間」にあることを明確化することを提案します。そのうえで、二重学籍が制限される場合の根拠や基準を明示することを提案します。	私は放送大学の学生(全科履修生)であり、現在の学修を継続しながらより広い深い学びの実現のために国立大学への入学を望んでいます。放送大学の授業および単位認定試験等は、自宅場所を特定して参加するのではなく、二重大学の課程を同時に履修し学位取得を目指すことは可能であり、このような事情の下での二重学籍は、「望ましくない」場合にはあつたらないと考えます。 現状の二重学籍等の面で困難である場合が想定されますので、本来は望ましくないという記述では、各大学が、「学修時間の確保」ではなく「籍」の問題と捉え、学生の個別の事情を考慮すると多く、一律に二重学籍を禁止するような運用をしたり、あるいは学生等が、一律に二重学籍が許されない認識として、学修を断念したりかねないといった問題が考えられます(たとえば北海道大学、東北大学、九州大学などのWebページの更新告知のみでは、二重学籍を避けるために籍校を退学する必要はあるなどといった案内がなされています)。「……確保等の面で困難である場合は、望ましくない」という認識が普及することでこれらの問題は解消されると考えます。 また、近年政府は副業を推進しており、企業が副業を禁止する場合にはその理由を明示することを求めると聞いていますが、兼業のみならず兼学についても、一律に「望ましくない」ということができないので、二重学籍が制限される場合にも同様に合理的な理由が明示される必要があると考えます。 本提案が実現し、学生の望みに応じて二重学籍が可能になり認められるようになり多様な学びを実現しやすい社会となることを期待します。	個人	文部科学省	二重学籍は法令上明確に禁止されておらず、二重学籍を禁止するかどうかは各大学の判断となつていますが、ただし、複数の大学等に同時に在籍することは設置基準上定められた学修時間の確保等の面で困難である場合が想定されるため、本来は望ましくないものと思えます。	なし	対応不可	「制度の現状」欄に記載のとおり、文部科学省としては、二重学籍は本来望ましくないものと思認しており、「大学入学資格ガイド」の現行の記載を変更することは考えておりません。	△
91	令和4年10月18日	令和4年11月11日	会社法の社外取締役・監査役の要件を「2親等内の親族でない」から「3親等内の親族でない」にする	現行法は社外性の要件として、取締役又は重要や使用人の2親等内の親族でないこととしている。 親族に社外性を維持できないことは法制審議会でも意見が出されています。 現行制度は、会社が親族関係のない者を社外役員に選任しても「社外役員」としてひとくりにされて親族であるの疑いを免れず、公正に社外役員を選任している会社の信頼性を損なうものである。 これは海外からの投資促進や輸出拡大を目指す政府の方針と一致しないであろう。 したがって、まずは「2親等」を「3親等」に改めることで効果的である「社外役員」制度を実現すべきである。 1.当初のたたき案(第13回)は「その他の使用人の3親等内」であった。(続く)	しかし、企業側委員から「その他の使用人」ではアルバイトや契約社員まで調査する必要があると意見が出され、パブリコに示された中間案(第16回)では、なぜか「その他の使用人の2」親等内に縮小された。 そしてパブリコと、その後の第18回会議で研究者委員から、会社法の「重要な使用人」概念を採用すべきではないかの議論があり、最終的な案(第24回)で「執行法通りの」重要な使用人の2親等内となった。 「重要な使用人」に限定するのであれば、パブリコ段階で2親等内に縮小するの必要はなかったはずである。アルバイト云々は現実的に考えれば当然に想定される問題であり、考え所が定まらずに出しっぱなしの印象を免れない。 2.社外取締役が職務付けたらそれは本場企業であり、その企業規模と社会的重要性を考えれば、社外役員としてわざわざ親族を迎え入れるのは奇妙である。そして、それを許容する法制化を採用する日本という国に対して、外国の投資家や取引先は概念を拒んであつた。このような制度は日本の経済活動にとってマイナス要因ではないか。 3.法制審議会では親族関係の調査が困難であるとの意見が出されていますが、戸籍制度が時代相応にアップデートされていれば、役所に、役員と重要使用人の一覧と社外役員候補者との名簿を提出して、親族関係がないことの証明書が発行されているはずである。戸籍のコンピュータ化によりワークという概念がなく、市町村ごとにスタンドアロンな設計にしたに似てあつた。 4.2親等と3親等との違いは偶然的な事情の頻度でしかなく、3親等の関係であれば、当事者は当然に親族関係を認識しているであろう。	企業登記官 関川	法務省	会社法上、①社外取締役の要件の一つとして、当該株式会社取締役若しくは執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族でないことが求められており、②同様に社外監査役の要件の一つとして、当該株式会社取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族でないことが求められている。	会社法第2条第15号ホ、第16号ホ	対応不可	社外役員「社外性」の要件は、これもでも見直しはされてきておりますが(会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号))、ご指摘の親等数の点については、現時点で、現状の規律で大きな問題が生じているものとは認識しておらず、企業側による社外性の確認の負担をさらに増してまで法改正をする必要があるものとは認識しておりません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
92	令和4年10月18日	令和4年11月11日	郵便切手販売所以外での販売手続を簡素化する	日本郵便(株)から郵便切手類の販売等の委託を受け手が、郵便切手類販売所以外の場所で販売を行うための手続を簡素化する。	上記の者が郵便切手類販売所以外の場所で販売を行うには、事前に日本郵便(株)の承認を受けることとされており、この承認が認められるのはイベント等の特別な場合に限られている。そして、承認を受けて販売した場合、委託契約を解除しなければならないとされている。こうした規制がある中で、一人からして歩行困難な高齢者から切手を届けてほしいと依頼されても対応できないのが現状であり、簡単な手続で出張販売等ができるようにしてほしい。 郵便局ではネット販売も行っているが、100枚単位で送料も必要など、年金収入のみの高齢者には使いつらい。	個人	総務省	郵便切手類販売所は、日本郵便(株)との契約で定める場所に郵便切手類販売所を設置し、同社の承認を受けた場合を除き、当該場所において郵便切手類を販売することとされています。	郵便切手類販売所等に関する法律第3条、第4条第1項・第3項	その他	郵便切手類の販売に関する業務の委託については、第三者が当該業務を安定的な観点(郵便切手類販売所)で実施することが日本郵便(株)自ら実施するより経済的である場合に、委託の申込みを受けて行うこととされています。 提案理由に記載があるような個別需要に対応するための出張販売については、当該業務を確実に実施するために日本郵便(株)自ら実施することとしており、利用者は最寄りの郵便局等に連絡することで配達員による出張販売を受けることができます。
93	令和4年10月18日	令和4年11月11日	電気事業法規則52条に依る、被接続事業者の取組以上の需要家設備への検討について	統括管理につきまして需要家設備への適用も明確化されたところですが(令和4年6月22日施行の改正2022年10月3日(令和4年6月22日)「3. 直接接続する事業者の電気主任技術者の選任について」主任技術者の解釈運用(内規)の改正の7以上の設備等、一体として運用する場合を1とする例外規定が発送設備のみしか示されておらず、需要設備等については記載がありませんが可能かご検討頂きたい。	主任技術者の解釈運用(内規)の改正の一体として運用の場合を1とする例として(発送設備の場合)同一設置者が送電線又は変電所を介して電力系統に接続して運用云々・1発送設備のうち電力変電所が一体として運用の場合・1統括管理の需要設備への解釈拡大につき、需要設備についても一体設備の検討が必要と存じます。 「規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策」番号742でも述べました通り、地上デジタル放送設備(以後中継局という)の確保が前提として、低圧非常用火力発電設備を設置する多量の中継局は放送用エナを確保できるが、同一電源ネットワークを構成しており同一事業者、保守管理で一体として運用、保守、管理等がなされています。直接の監督官庁である総務省では放送設備の安全・信頼性に関する技術基準、機能確認など出の規則に制保安全信頼性確保することが中継局でも免許事業として義務付けられているところですが、その他需要家設備にも同様のケースがあろうかと懸念しますが、需要家設備でとる括りの基準を具体的にご検討いただきました。多数の中継局では常時監視体制が敷かれていますが、現行法では出力10W以上の当該低圧非常用火力発電設備の数が多(需要設備のみ外部委託となり、運用や保守運維統括監視もなっています。当該設備をもつ中継局は2省庁で監督されるケースとなりますが、電気事業法の電気主任技術者や第1種、2種電気工事士と電波法の第1級陸上無線技術士、第2級陸上無線技術士等で中継局の無線設備を一体で保守管理とするのが理想的と存じます。	合同会社 株式会社 ラビント	経済産業省 総務省	【経済産業省】 電気事業法では、一定規模以上の電気工作物(自家用電気工作物)の設置者に対し、保安規程の制定や電気主任技術者の選任義務等を課しており、発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業者を直接統括する事業者への主任技術者の選任については、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)で解釈を明確化しており、監督可能な事業者数については6と定めています。 【経済産業省】 電気事業法では、一定規模以上の電気工作物(自家用電気工作物)の設置者に対し、保安規程の制定や電気主任技術者の選任義務等を課しており、発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業者を直接統括する事業者への主任技術者の選任については、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)で解釈を明確化しており、監督可能な事業者数については6と定めています。 【総務省】 【放送法施行規則第108条関係】 予備確認等に対して定期的に機能確認等の措置が、また、電源設備に対して定期的に電力供給状況の確認等の措置が講じられていなければならないと規定されています。 (電力供給状況の確認等の措置は規定されていますが、出力等については規定されていません。)	【経済産業省】 電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	検討を予定	【経済産業省】 電気主任技術者制度において、監督可能な事業者数等、一律に求められている現行規制の趣旨・目的や規制の科学的根拠・合理性について、諸外国の規制との比較等も含めて調査し、審議会での議論をもとに、結論を得、必要な規制見直しを実施します。
94	令和4年10月18日	令和4年11月11日	都心部における学校施設(公園運動施設)の非営利法人等をはじめとする益団体の利用について	学校施設開放事業(市区町村教育委員会・スポーツ推進協議会が担当する課)・公園運動施設開放(提案・1.非営利・公益法人への貸出しの認可・利用する法人の登録制度整備(文科省)・3.施設貸出の回数数ないし単年度契約(内市区町村教育委員会・スポーツ及び文化振興課)) ※注はNPO法や会社法や税務上の運動施設(文科省による実用課税の負担軽減)・3は、現在の調整契約方式とのハイブリッド。非営利・公益法人・年度契約、任意団体・月次回の調整会議。	1.学校施設開放事業(放課後や土日の学校施設の開放)では、営利・非営利を問わず、法人や指導者が主体となる専門的チーム・スクール・教室形式の団体への貸出しを禁止している。→美懸としては、前項「準じた現在の状況もあるのか、全市町村の担当者は、それに対応可能な体制が構築されているか」が懸念点。2.毎月の調整会議で使用者団体で決定するため、各団体が安定的に利用できる保証がない。3.開放事業の趣旨として地元民による自主的な活動が謳われているが、法人や種別的に活動する熱意若くは若年層のプロの指導者や専門家の確保に場合、持続的に文化やコミュニティを形成するためのメンバーを持つ団体の育成や文化振興は望んでいる。4.地域の高い3区内の財(財)土地の有効活用(スポーツ・文化振興、受益者負担による経済効果。	個人	文部科学省	学校施設については、学校教育法において、学校教育上支障のない限り、社会教育その他公共のために利用させることができると規定されています。また、学校教育法においても、学校教育上支障のない範囲において、社会教育のために利用し得るよう努めなければならないと規定されているとともに、スポーツ基本法においても、同様に、学校の教育に支障のない限り、学校のスポーツ施設等を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならないと規定されています。その上で、学校施設の目的外使用に当たる場合、具体的な使用許可に関する基準については、地方自治体に基づいて、各自法体で定められています。また、自治体の設置する運動施設についても同様です。このため、学校施設や運動施設の貸出については、各自法体で対応するものと考えています。	学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条 学校教育法(昭和24年法律第207号)第44条第1項 スポーツ基本法(平成20年法律第78号)第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項	現行制度下で対応可能	制度の現状に記載のとおりです。
95	令和4年10月18日	令和4年11月11日	会社の目的を登記事項から外し、1.事業区分の選択、2.目的の登記、3.alpha:NFOに記録する	会社法では定款に目的を定め、登記事項とされている。/会社の権利能力は目的の範囲内であるため、株主の投資目的を保護し、権利能力の範囲を超えて行使し、公示する虞がある。/しかし、判例は「その目的を遂行するうえに直接または間接に必要な行為であれば、すべてに包含される」としており、実質的には能力範囲として機能していない。/また、敗訴の会社法でも現在では判例が示しているように、目的が登記事項の概要を知らずとも、定款記載の目的が現在の会社の事業と一致している保証はない。/結局、登記事項としての会社の目的は、当該会社のアイデンティティを公示しているだけである。/	一地方、定款に記載された目的をそのまま登記する制度となっている現在の商業登記法では、目的が何千何万個あっても登記すしかなく、書面を申請された場合は膨大な行政コストが発生し5万円の出発金も払えない。/仮に日本と敵対的な関係にある外国政府が合法的な財政赤字を試みて、日本語初級者が何万個の目的を手書きして目的変更を申請すれば、コロナ禍で危機的な財政状況にある日本はさらに打撃を受けるであろう。/それ以上に商業登記事務が停滞し、迅速な処理ができません。/自費経費が負担するであろう。/このみならずαタイプ法制度を刷新し、時代に即応した登記事項とすべきである。/そこで、目的の登記に代わる制度として次のような法が考えられる。/制度としての可能性であり、申請人による選択ではない。/1.消費税の簡易課税制度では日本標準業区分別に従った事業目的の分類がされており、この分類を公示する方法。/これは登記記録への流用でも、法人番号公表サイトからの取用でも可能である。/簡易課税制度を利用していない会社については、他の種類の納税で事業目的を申告させる。/2.電子公告と同様に、会社ホームページに目的が記載されたα目的を登記する方法。/デジタル形式がなければならぬにしても、権利能力の目的制限がなく、会社法人番号で会社を特定できれば、実質的な問題は生じない。/3.会社の目的をテキストや書面でも提出し、それをalpha:NFOで公示する方法。/PDF公開は、内閣府がNPOで行っている方法である。/課本が必要であれば、登記事項証明書発行時に、alpha:NFOの情報を流用すればよい。	商業登記 ゲランド	法務省	会社法上、株式会社及び持分会社ともに、会社の「目的」が定款記載、記録事項及び登記事項の一つとされている。	会社法第27条第1号、第578条第1項第1号、第911条第3項第1号、第912条第1号、第913条第1号、第914条第1号	対応不可	会社の「目的」(事業目的)は、会社を特定するための要素の一つであることに加えて、会社の権利能力や取締役等の職務権限の範囲を画するための重要な要素であるため、これを定款で定め、登記を通じて周知を図ることには重要な意味があるものと考えます。そのため、これを登記事項から除外することは相当ではないものと思料いたします。
96	令和4年10月18日	令和4年11月11日	日本入国のためのCOVID陰性証明書書式	日本に入国の必要とされている陰性証明書書式の自由化をおねがいします。現状日本の厚生労働省規定書式でなければ入国条件を満たさないため日本に行けぬの手段と費用負担が課せられています。	私はフロリダ州のマイアミに住んでいる日本人です。息子が大学入学準備のため今日日本に帰国しました。入国のため必要とされる日本規定の書式で陰性証明書発行できる期間は私の半分のところから30分以内とより33種類程異ななく、しかも日本規定の証明書の発行が5150を私にのみあります。アメリカの広い国土で証明発行可能機関限定されることは大変な年間に行きます。また一人当たり5150発費は負担に大きいです。例えば家族4人で日本に旅行しようと思つと5000かかることとなります。コロナ下でコロナPCR検査なども無料で行われます。それをこれだけ負担を強いことが日本にとっても大きな損害をもたらすこととなります。	個人	厚生労働省	○従前、検査証明書の様式については特に指定はなく、任意のフォーマットで御用意いただくことが可能です。なお、その際下記中に記載の必須項目が日本語又は英語で記載されている必要があります。なお、令和4年10月11日より、全ての帰国者・入国者について、国際保健機関(WHO)の緊急使用リストに掲載されているワクチン3回接種の証明書を提出する場合は、海外出発前72時間以内に受けた検査の陰性証明書の提出及び入国時の検査は求めないこととされています。 ＜参考＞【水際対策】出国前検査証明書＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunya/0000121431_00248.html	—	「制度の現状」欄に記載したとおり、従前、検査証明書の様式については特に指定はなく、事業承認です。なお、10月11日現在の措置では、全ての帰国者・入国者について、国際保健機関(WHO)の緊急使用リストに掲載されているワクチン3回接種の証明書を提出する場合は、海外出発前72時間以内に受けた検査の陰性証明書の提出及び入国時の検査は求めないこととされています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
101	令和4年10月18日	令和4年11月11日	デジタルで手続きを行う権利の創設	公・民間問わずデジタルで手続きを完了する権利を創設し、ソサエティ5.0の実装を推進する。特に金融関係の手続きにおいて各種規制や業界慣行から阻害されている手続きが多く、他のデジタル化の状況とバランスが取れない。	いくつかの事例のうちひとつについては、令和3年規制改革の119として取り上げで頂いた提案通り、現行では海外駐在などの海外居住において証券取引制限があり、非居住者にならざるが手続きに必要な書類を郵送で送る必要があり、そのうちの1つに特定口座から一般口座へ移管する手続きをする必要があるが、これは従来の手続きを三井住友銀行や三菱UFJ銀行といった金融機関に証券会社を通じて行う必要がある。このため20件以上におよぶ証券正式名称を紙に転記する必要があるが、同時に電話でのやり取りも1件ずつ電話口の向こうで承認が必要なフローとなっているように件ごと20分手続きしかかかった。	個人	金融庁	「提案理由への記載内容に関して」特定口座から一般口座への振替手続については、そのような手続を要するという事実は確認できません。なお、類似の手続として、株券電子化後も証券保管振替機構に預託されていない株式に関し、信託銀行等に開設されている特別口座から一般口座への振替手続がありますが、この手続の内容は法令等により定められたものではありません。	なし	その他	「提案理由への記載内容に関して」特別口座から一般口座への振替手続の内容は、「制度の現状」欄の通り、法令等により定められたものではありません。なお、金融庁では、金融分野における手続の電子化を促す観点から、「金融業界における書面・押印・対面手続に向けた検討会」を設置するなど、業界慣行に基づき書面・押印・対面手続の見直しなどの取組みを行っており、引き続き、各金融業界において見直しが進むよう促してまいります。	
102	令和4年10月18日	令和4年11月11日	不動産登記の原因日付を特定年以下のみにてなく、範囲をもって申請可能とすること	不動産登記の原因日付を特定年以下のみにてなく、範囲をもって申請可能とすること	一人人の証言については信用をおかず、公人の記録には頭が上がらない、登記行政の一貫性のなごの問題である。／登記行政に確立した基準があるならば、「令和1年3月1日から3日頃相続」と記録せずに「令和1年3月日不詳」とすればよいのに、公的記録を根拠とする場合のみ様々とした記録をする。／具体的な弊害としては、たとえば昭和40年から50年頃に一家を新築した金融、建物登記の原因日付は「昭和40年から50年頃月日不詳新築」ではなく「昭和40年3月日不詳新築」となる。／これは戦前に建築されたものか昭和末期に建てられたものか、登記記録上では全く分からない。／不動産を特定するために現況を公示する義務が曖昧な場合などには死亡診断書が日時の幅をもたせて記載されているにもかかわらず、昭和40年3月1日から日頃相続のように記録される。／なぜなら日頃の幅が許容される。他方は可能であるか、／これは、その根拠が公的証明によるか否かの問題ではない。／事実として確定できる日頃の幅は当然に法律上も想定されているにもかかわらず、一	不動産登記の原因日付を特定年以下のみにてなく、範囲をもって申請可能とすること	商業登記 ケンロン	法務省	登記原因の日付の一部又は全部が不詳である場合は、当該箇所を不詳として記録されます。	-	対応不可	登記原因の日付が不詳である場合の取扱いについては、御提案のとおりとした場合でも、実質的に不詳であることと変わりはないことから、公示を「不詳」とすることが相当と考えます。
103	令和4年11月18日	令和4年12月14日	刑法175条 わいせつ物に該当する物の明確化	刑法175条に規定の「わいせつ」に該当する物を明確にし、国民に公表する。	令和4年6月27日に規制改革・行政改革ホットラインに寄せられた「刑法175条の改正或いは撤廃」に対する法務省及び警察庁の回答に「わいせつ」の定義は明確であるとおぼし。しかし、実際に何が「わいせつ」であるかを法務省及び警察庁から基準を国民に周知していただくために該当する物や区分が作成できないかどうかが判断すること出来ません。／わいせつという物も明確な定義が作って公表してしまわないために「わいせつ」の明確な基準を公開をお願いします。	個人	法務省	刑法第175条は、第1項において、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者及び電磁的送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者を、第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は第1項の電磁的記録を保管した者を罰する旨を規定しています。刑法第175条にいう「わいせつ」とは、最高裁判所の判例により、「徒らに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ、普通人の正常的性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反することをいうと解されており、これに従って運用されていると承知しています。	刑法第175条	対応不可	刑法第175条にいう「わいせつ」の定義は、制度の現状欄に記載のとおりであり、明確性に関してはなく、また、最高裁判所の判例として、国民一般にも公開されており、これに従って運用されていると承知しています。したがって、これは別に、刑法第175条にいう「わいせつ」についての基準を作成し、公開する必要性はないと考えます。	
104	令和4年11月18日	令和4年12月14日	不正登記防止申出を無条件で可能とし、付記登記にすることで、受益者負担とリスクの公示を両立させる。	不正登記防止申出制度は、権利証や実印の盗難に遭った場合などに管轄登記所に申し出ることによって登記申請時に登記官が本人確認を行う制度である。／この制度は通常で規定されるが、既存の登記官による本人確認手続きをみ込むのみであり、登記手続そのものを却下することは出来ないし、その効力も3か月しかなく、そのつど延長しなければならない。また、管轄への被害届も必須となっている。／そのため、次のような問題がある。1.実印の盗難であれば印を改印することで対策ができるが、権利証の盗難は再発行がされないため対策のしようがない。／制度上は事前通知で代替されるものの、その前提としての虚偽の転届届は防ぐことができない。／	不正登記防止申出を無条件で可能とし、付記登記にすることで、受益者負担とリスクの公示を両立させる。	商業登記 ケンロン	法務省	不正登記防止申出は、実印が盗難された可能性がある場合等に、申請人となるべきものから、申請人になりすました者が申請するおそれがある旨を法務局に申し出る制度であり、その申出を基に、不正登記防止申出に係る登記申請があった場合は、登記官の申請人の本人確認調査を行います。	不動産登記事務取扱手続規則第33項第1項第2号、第35条第8項	対応不可	不正登記防止申出は、制度の現状に記載のとおり、なりすましなどの不正な登記を防止する目的で行われるため、その制度趣旨に鑑みれば、このようなおそれがない者にまで当該申出を認める必要はないと考えます。また、不正登記防止申出は、実印が盗難されたおそれがある場合等に行うものであるため、申出があった旨を付記登記することは、実印等が盗難された可能性があることを広く一般に公示することになり、かえって申出人に不利となることも考えられることから、御提案への対応は困難です。	
105	令和4年11月18日	令和4年12月14日	司法試験の受験資格の制限をなくす。	司法試験の受験資格を廃止して、誰でも平等に受験できるようにする。	司法試験は、法科大学院を卒業する又は予備試験に合格するという受験資格が定められており、受験資格を規制しています。司法試験は、裁判官、検察官、弁護士という国民の利益と公益の實現を担う法曹に就くための大事な資格試験である以上、より広い人材が受験することが国民の利益にはならず。令和4年の司法試験合格者が発表されましたが、法科大学院卒業生の合格率は38%、他方、予備試験合格者の合格率は39%です。管轄として法科大学院は司法試験に合格する能力を育成することができない無能な存在であることが証明されました。このように、法科大学院を卒業する法曹を養成する制度が破綻していることが客観的エビデンスとして明確に示されました。よって、国民の利益のために可能な法曹を生み出すために、法科大学院に数百万も支払うことができる人、で、老若男女問わず、年齢も問わず、誰でも、平等に、司法試験を受験できる制度にするべきです。司法試験の受験資格を規制している司法試験法を直ちに改正してください。	個人	法務省	司法試験法は、令和4年司法試験までは「法科大学院の課程を修了した者」と「司法試験予備試験に合格した者」に、受験資格を認めておりましたが、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」等の一部改正する法律により改正により、令和5年司法試験からは新たに法科大学院の課程に在学中者であって、当該法科大学院を設立する大学の学長が所定の要件を満たすことについて認定した者についても、司法試験の受験資格を認めるとなりました。	司法試験法第4条第1項及び同条第2項	対応不可	司法試験の受験資格の撤廃は、我が国の法曹養成制度の在り方に関わる重要な問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えています。なお、令和4年10月に、法科大学院教育の充実や法曹資格を取得するまでの時間的・経済的負担の軽減を目的とする「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」等の一部改正する法律が全面施行され、前記「制度の現状」とおり、令和5年司法試験からは、新たに法科大学院在学中の者にも一定の場合に司法試験の受験資格が認められます。法務省としては、文部科学省を始めとする関係機関等と連携しながら、法科大学院を中核としたプロセスによる法曹養成制度を前提として、必要な取組を進めていくと考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
106	令和4年11月18日	令和4年12月14日	海技免許講習に代わる英語民間試験活用	海技免許を受けようとする者が修了しなければならない航海英語講習、機関英語講習、上級航海英語講習及び上級機関英語講習において、外部の英語試験において所定の成績を得た者等は、その課程を修了することと要せず、又はより簡素な講習の修了により代えることができるものとする。	・海技士（機関／航海）の資格の海技免許を受けるには、船舶職員及び小型船舶操縦者法第3条第1項の規定により、互換性のある航海に関する英語講習の修了は日当たり又は3日間の上級航海英語講習の修了が義務付けられている。 ・他方、現在、船員の絶対数は不足しており、内航・外航船員の確保・育成が課題となっていることである。現状のように長大な講習が義務付けられているままでは、船員にならざる者の意欲をそそぐことが困難である。 ・折しも、大学入試における英語民間試験や、国家公務員採用総合職試験における英語試験のように、政策的にも外部の英語試験を活用することの議論がさかかっている。 ・そこで、外部の英語試験において所定の成績を得た者や英語に係る教育職員免許状を有する者について、講習の全部又は一部を免除することを求める。仮に、IMOの英語能力ではない特殊な用法を訓練する必要があるのであれば、現行の講習日程の一部に参加する等、引き続き長時間の講習を意旨すれば足りるものとする。 ・なお、STOW条約1995年改正を要したと思われる平成11年4月1日改正前の船舶職員法施行規則では、四級及び五級の海技士（機関）には英語講習が求められていなかった。最低でも、これらの資格については本提案が実現されるべきであると考える。	個人	国土交通省	海技士の免許を取得するに当たっては、資格中に定められた海技免許講習を修了する必要があります。4級・5級海技士（航海）免許を取得するためには海技免許講習のうち、レーダー観測者講習、レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ講習、救命講習、消火講習及び航海英語講習を受講し、修了試験に合格する必要があります。 また、4級・5級海技士（機関）免許を取得するためには、海技免許講習のうち機関救命講習、消火講習及び機関英語講習を受講し、修了試験に合格する必要があります。 さらに、上級海技士（航海／機関）免許を取得する場合は、英語に関する講習について、4級・5級海技士免許取得時に修了する英語講習よりも上級の内容を学ぶ「上級航海（機関）英語講習」を受講し、修了試験に合格する必要があります。 （参考1）航海英語講習の履修科目及び時間数 IMO標準海事通信用語 14時間 （参考2）航海英語講習の履修科目及び時間数 機関関係図書及び英会話 14時間 ①機関関係と書類に用いられている用語、表現及び構文 ②機関英語に関する基本的な英会話	船舶職員及び小型船舶操縦者法第4条第2項、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第3条の2、登録海技免許講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示	対応不可	STOW条約（※）において、甲板部の船舶職員（航海士）については「IMO標準海事通信用語の使用及び口頭による英語の使用」能力を有すること、また、機関部の船舶職員については、「機関室通報を使用し、かつ機関業務の遂行可能な適切な英語に関する知識」を有することが、強制基準として求められています。 なお、STOW条約の1995年改正時に、船舶職員の英語業務能力の一層の向上を図る趣旨から、甲板部職員だけでなく機関部職員についても英語能力を定めることとされたこととを踏まえ、国内法等を改正しております。 STOW条約において、上記の英語能力の証明方法について、「試験及び実地教育から得られた証拠」による評価により証明する旨定められており、この点、我が国では、5級以上の海技士免許について、学術試験及び英語講習の両方を課すことで条約を担保していることから、講習を行わないこととした場合、STOW条約を担保することができなくなるため、対応は困難です。 また、英語講習の内容としても、STOW条約が求める能力（船内で使用する海事専門用語に関する知識とその使用能力）を管理させるために特化したものとなっているため、外部の英語試験による一定言語に関する能力評価を担保して、講習内容の一部（又は全部）に代替することは困難です。 ※STOW条約…1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当連の基準に関する国際条約
107	令和4年11月18日	令和4年12月14日	監査等委員会設置会社における会計監査人設置義務の緩和	監査等委員会設置会社について、会社法第399条の3の規定による調査権を「監査等委員が選定する監査等委員」からすべての監査等委員に拡大する旨の定款の定めを置くことを条件に、会計監査人の設置義務を解除すること。	・監査等委員会設置会社は、従来の監査役設置会社及び指名委員会等設置会社に代わるあらたなガバナンス形態であり、少ない役員数で業務執行取締役の権限を拡大することができることから、実質性の伴った組織形態として上場企業において幅広く利用されている。特に、中小企業における従来型の取締役設置会社において、実質的に社外取締役を監査等委員として監査の任に専念させることで代表取締役の権限を強化することは、組織の実態にも合致しているものといえる。 ・一方で、中小企業においては、会計監査人の設置義務があることから、必ずしも監査等委員会設置会社を選択肢とはしていないものと認識している。会計監査人の設置には従って年間数百万円を要するものであり、組織形態の選択にはかなりの負担となる。 ・ところで、監査等委員会設置会社と監査役設置会社を比較したとき、その最大の差は、監査等委員の権限である。会社法第399条の調査権限は監査等委員が選定する監査等委員に限定されており、この点が監査等委員の大きな定めかざっている。 ・そこで、定款の定めをもって監査等委員に調査権限を付与する途をひらくことで、債権者に対して、監査役設置会社と同等のガバナンスを期待させることができる。そして、必ずすれば、監査役設置会社と実質的に相違しなくなるから、監査役設置会社と同様、会計監査人の設置義務を解除することができることとなるのと考えられる。	個人	法務省	会社法上、監査等委員会設置会社は、(i)監査役を置くことはできず、(ii)監査等委員である取締役は3名以上でその過半数は社外取締役でなければならないとされていることに加えて、(iii)会計監査人を置かなければならないとされています。 また、監査等委員会設置会社においては、監査等委員会が選定する監査等委員につき、いつでも、取締役及び支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は監査等委員会設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができることとされています。 さらに、監査等委員会設置会社における取締役は、内部統制システムの内容として、監査等委員の業務が実効的に行われることを確保するための体制や当該統制システムその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制等について決定しなければならないとされています。	会社法第327条第5項、第331条第6項、第399条の3第1項、第399条の13、会社法施行規則第110条の4等	対応不可	監査等委員会設置会社において、監査等委員は、指名委員会等設置会社の監査等委員と同様に、当該株式会社内部統制システムを利用した組織的な監査を行うことが想定されています。 そして、内部統制システムの構築に当たっては、計算書類の適正性・信頼性の確保の観点から会計監査人が重要な役割を果たすと考えられます。 また、監査等委員会設置会社制は、業務執行者に対する監督機能を強化することを目的として用いされたものであること、このような制度目的に鑑みても、計算書類の承認機関である取締役会の構成員である取締役から構成される監査等委員会が適切に監査を担うためには、取締役会から独立した第三者たる会計監査人の監査をも受けることが適切と考えられます。 そのような理由から、監査等委員会設置会社においては、大企業であるかどうかにかかわらず、会計監査人の設置を義務付けることとしております。 ご指摘のように、会社法第399条の3の規定による調査権限を「監査等委員会が選定する監査等委員」からすべての監査等委員に拡大する旨の定款の定めを付したような場合には、いかなるゆるい制限を監査役の監査に課すに留めたいと思っておりますが、それをもって直ちに上記のような監査等委員会設置会社の本来が変わるものではないと思料いたしますため、現時点で、ご指摘のような法改正を必要とするものとは認識しておりません。
108	令和4年11月18日	令和4年12月14日	不動産登記甲区所有者の項目名を所有権で統一し、登記事項証明書には所有者情報掲載の要請を併記する	不動産登記記録例では所有権移転時の権利者が1人であれば項目名が所有者になり、複数であれば共有者で表示される。／そして、共有者間で持分を移転して再び単有になれば、最後の移転登記の項目名が所有者となる。しかし、この基準は登記記録上の住所氏名の一覧のみであるから、転居や婚姻前の住所氏名が登記される共有者が残りの持分を取得しても、現在の住所氏名と一致しないため、項目名は共有者である。／この取扱いに次のような問題点がある。 1例として、A1(旧氏名)とBが所有権を取得して、その登記後Bの持分をA2(現氏名)に移転したとする。／ここでA2の登記の項目は共有者であるが、その後A1の氏名を	→A1に変更する登記をして所有権全部の帰属が明らかになっても、最後のA2の項目名は共有者のままで変更されない。／これは持分取得時の所有者表示のみを基準にしていることによる。／しかし、登記制度が国民への公示を目的としていることを考えるならば、そのようなジャーゴンを使い続けるのは業界内の自己満足にすぎず、証明書を取得した国民を混乱させるだけである。 2上記のA1・A2の例で氏名変更がない、所有者Aの場合を考える。／このとき単有となつた項目名として所有者が記録されるが、その後A1の住所移転が生じた場合の項目名は、共有時の項目が「共有者Aの住所」であり、単有時の項目が「住所」になる。／なぜ登記記録上単有であることが明記されているのに、項目名として共有者が復活するのか。／基準としての統一性がない。 3.2の例で、所有者となつたAからBに持分を一部移転した場合、AとBが共有者になるが、その際、単有であったAの登記の項目名は変更されず所有者のままである。／コンピュータで管理されているならば自動で変更することは容易であるが、紙の時代のルールが踏襲されているからである。 問題点は多々あるが、文字数の都合上、話を先に進める。／項目名として両者を区別するのは登記簿の記載として分かりやすくする工夫であろうが、コンピュータ化された現在では所有事項証明書が発行されているように、現在の所有者のみを表示することは容易である。／ならば、紙の時代のジャーゴンを放棄して「所有者」で統一しても矛盾はないが、現在、履歴事項証明書に所有者事項を併記すれば、一般国民の理解も容易になるのではないかと。	商業登記 ガンコン	法務省	登記簿の権利部甲区における権利者その他の事項には、単有の場合は「所有者」と記載され、共有の場合は「共有者」と記載されます。	不動産登記記録例集18 6、187	対応不可	不動産登記は、不動産に係る権利関係について適切に公示する必要があることから、共有の場合は「共有者」と記載することが相当であると考えます。
109	令和4年11月18日	令和4年12月14日	土壌汚染対策法の調査対象物質の緩和	土壌汚染対策法の土壌汚染状況調査において、使用している特定有害物質の量に限らず特定施設において製造し、使用し、又は処理した場合に調査対象となる。しかし特定施設に設置する場合はあらかじめ定めに基づく管理を行い、適切な施設で取り扱っており、かつ分析試薬としての使用は極微量であるため、土壌汚染や人の健康に係る被害は考えづらい。 製品として、製造・使用または処理した使用履歴のある特定有害物質を調査対象とすることを望む。 薬品としての「分析試薬のみ」の使用履歴のある特定有害物質を調査対象とし、5物質である。よって分析試薬のみの使用の場合を調査対象外とする。調査対象物質は現在の2、3と異なる。調査期間の短縮・調査費用の削減になる。	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項等に基づく土壌汚染の調査では、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令29号、以下「施行規則」。）第3条に基づき、対象となる工場・事業場及びその周辺の土地について、当該土地の所有者等は、土壌汚染のおそれ等を推定するための有効な情報を把握するため、土地利用の履歴や特定有害物質の使用等の状況等を調査したうえで、試料採取等すべき特定有害物質を選定することとされています。 提案にあるような分析試薬の使用等の履歴がある工場・事業場の土地においては、施行規則第3条の2に基づき、上記調査で把握した情報により特定有害物質の使用等の状況に応じて当該土地の土壌汚染のおそれの区分を分類することにより、試料採取等を実施することとしています。 当該区分については、「①土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地、②土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地、③、④以外の土地」に分類され、①に該当すると都道府県知事等が認めた場合は試料採取等は不要としています。	石油化学 工業協会	環境省	土壌汚染対策法施行規則第3条、第3条の2	対応不可	調査対象となる工場・事業場の土地における使用等履歴のある特定有害物質について、土壌汚染の有無を判断するに当たっては、①、②以外の土地に分類され、①に該当すると都道府県知事等が認めた場合は試料採取等は不要としています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
110	令和4年11月18日	令和4年12月14日	土壌汚染対策法の調査対象の機会の緩和	一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合は土壌汚染状況調査を行う必要があるが、建設残土を敷地外に出さない限り調査を不要とする。	一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合は、変更の場所及び着手予定日等を都道府県知事に届け出て、また当該土地の特定の有害物質による汚染の状況について調査を行う必要があるが、掘削において適切な工法で実施し、また発生した建設残土を敷地外に搬出しない限り、人の健康に係る被害は考えづらい。掘削において事業主が責任を持って管理を行うこととし、土壌を敷地外に出さない限り調査を不要とすることを要望する。現在は、土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出ししない場合は、軽易な行為とされている。調査期間の短縮・調査費用の削減になり、その後建設されるプラント製品の競争力強化につながる。	石油化学工業協会	環境省	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)では、軽易な行為を除く一定規模以上の土地の形質の変更を行う際には、法第3条第7項又は第4条第1項に基づき、事前に都道府県知事に届出する必要があること。当該土地が土壌汚染状況調査の除外に該当し、又は土壌汚染のおそれがある都道府県知事が認める土地である場合には、都道府県知事が法第3条第9項又は法第4条第3項に基づき調査命令を発出することで、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施することが義務づけられていない。軽易な行為については、土壌汚染対策法施行規則第21の4第2号及び第25条第1号において、提案で挙げられている土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しないことのみならず、形質変更深さが50cm未満であること等の条件を満たす必要があります。	土壌汚染対策法 第3条第7項、同条第9項、第4条第1項、同条第3項 土壌汚染対策法施行規則第21の4第2号、第25条第1号	対応不可	一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合に関して、仮に同一事業場の敷地からの搬出時以外における調査を不要とした場合、当該事業場の敷地内から自由に土壌の移動や工事が行われることにより、当該土壌が汚染されている場合における汚染されない土地や地下水への新たな汚染の拡散が懸念されることから、人の健康被害の防止のためには当該調査が必要であると考えています。
111	令和4年11月18日	令和4年12月14日	「ダブル連結トラック」の対象路線が拡充されたが、加えて、東京都海岸部と東名高速道路を結ぶ路線も対象路線に加えて頂くことを要望いたします。	2019年8月に「ダブル連結トラック」の対象路線が拡充されましたが、加えて、東京都海岸部と東名高速道路を結ぶ路線も対象路線に加えて頂くことを要望いたします。 要望経路 [東名 横浜IC]―〔保土ヶ谷バイパス〕―〔狩場 IC〕―〔首都高速 狩場線〕―〔本牧 JCT〕―〔首都高速 海岸線〕―〔新木場出口、または千鳥町出口〕等。	現状では、ダブル連結トラックの都内への乗り入れが出来ない、都内への乗り入れが出来ない為、海老名周辺等の物流施設で積み換えてから都内に配送しているが、これを直接都内まで運行を可能とすることにより、物流の大幅な効率化、トラック輸送の省人化が図れる。都内の物流施設の多くが海岸部(大田区～品川区～江東区～江戸川区)に集中しており、このエリアから直接、東名にアクセスできるようにすることを要望する。	一社)日本自動車工業協会	国土交通省	国土交通省では、1台で通常の大型トラック2台分の輸送可能な「ダブル連結トラック」を平成31年1月に導入し、令和元年8月に主な通行経路となる区間を東北から九州まで、令和4年11月には主な通行経路となる区間を2,050kmから5,140kmへ更なる拡充を行いました。今後は、運行状況や物流事業者のニーズを踏まえて、主な通行経路となる区間について検討することとしています。	道路法第47条の2	検討を予定	ダブル連結トラックの主な通行経路となる区間については物流事業者や有識者の意見を踏まえ、令和4年11月にそれまで2,050kmから5,140kmまで拡充を行いました。路線拡充については事業者からのニーズがあり、高速道路の本線に構造上の支障がないか等を踏まえ検討を行っています。ご提案いただいた路線のうち、首都高速道路海岸線については「ダブル連結トラック」の走行の際に曲線部で隣接車線にはみだす等のおそれがあるため、路線拡充の要望はあったものの拡充の対象からは除いております。今後は、引き続き運行状況や物流事業者のニーズを踏まえ検討してまいります。
112	令和4年11月18日	令和5年2月16日	自動車の回送運行の許可基準の緩和	運輸局発行の仮ナンバーの取得基準の緩和を要望する。製作業者とする者の許可基準が「自平均的製作率」が10割以上であることとなっているが、回送運行許可制度の「第9号様式」の団体会員であることの証明のみとし、製作台数台数条件を撤廃して頂きたい。	月平均10台未満の車両塗装メーカーは多く、塗装業界への新規参入の足かせとなっている。現状の規制等は、新車の場合、塗装業者は市役所ナンバーの取得が困難なため、(車検証が発行されている中古車などは容易)車両重量やクラス取得の費用負担、持ち時間増加で、月平均の生産台数が10台以下の塗装業者の競争力を失う要因のひとつとなっている。台数基準が撤廃されれば、搬送に要する時間やコストの削減、塗装業者への新規参入の増加により競争が活発化し、結果的には無許可、無保険運行の減少にも貢献できる。	日本自動車工業協会	国土交通省	回送運行許可制度とは、道路運送車両法第36条の2及び道路運送車両法施行規則第26条の2に基づき、商品自動車等といった同一車両を、同一目的、同一経路によって多数運行するといった「回送運行を目的」として行う自動車の製作、陸送、販売又は特定整備事業者を対象に本来、自動車運行の際に道路運送車両法において定められている登録(4条)や車検(59条)といった運行要件を満たしていない自動車であっても特例的に運行を可能とする制度です。	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第36条の2、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第26条の2	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、回送運行の許可を受けられるのは「自動車の回送を業とする者」(以下に特例的に認めている)のみです。これは道路運送車両法第36条の2に規定されており、業とするとは、自動車の回送を専らとして反復継続して行うことであり、そのため許可にあたっては、事業を営むに当たり、反復継続的に回送運行する必要性があるかを製作台数等の定量的指標で定めた許可基準に基づき確認していただきます。台数基準が撤廃されれば、反復継続性の確認が困難となり、また、回送運行許可制度は特例的に運行できる制度であることを踏まえると、台数基準を撤廃することは、容易に申請が可能となり、不適切な回送運行が増加し道路交通の安全性に支障が生じる恐れもあることから、対応は困難です。
113	令和4年11月18日	令和4年12月14日	マイナンバーカードを活用した宿泊者名簿記入の廃止について	旅館業法により、宿泊施設チェックイン時に宿泊者は住所や氏名などを紙に記入しなければなりません。マイナンバーカードの提示などで、手書きの手間を無くすことを提案いたします。	本提案のメリットは宿泊者や施設側の効率化及び宿泊者情報の保存の時間短縮化が出来る点と考えます。チェックインにかかる時間を減らし、宿泊者の観光時間、経済活動に充てられる時間を増やすことで経済的な活性化が見込めます。	個人	厚生労働省	旅館業法に基づき宿泊者名簿は、手書きは必須ではありません。具体的な取扱いが地方自治体が定めています。多くの地方自治体において、手書き不要とされています。	旅館業法第6条第1項	対応	旅館業法第6条第1項において、旅館業の事業者は宿泊者名簿を備えることとされていますが、手書きであることは要件とされており、自費での記載が必須とされるものではないことについて、令和2年10月12日に事務連絡を發出しています。
114	令和4年11月18日	令和5年1月20日	年次有給休暇の取得義務の緩和	右記のような休業から復帰する労働者については、基準数での年次有給休暇の取得で足りることとすべきである。また、基準日から1年間の途中において突然休業を開始する労働者や退職する労働者については、5日間の年次有給休暇を付与しない場合も法違反とならないことを明確化すべきである。	年次有給休暇(年休)は原則として業務上の傷病や産前産後、育児・介護休業中にも付与する必要がある。しかし、こうした休業等の業種に問わず、基準日から1年間において5日間取得させることが使用者の義務とされている。厚生労働省は、「この義務の目的は年次取得を確実に進めるために設けられたものであり、趣旨に鑑みれば長期休暇からの復帰後等においても他の労働者と同等に年5日の取得を必要とする必要がある」としているが、年休の立法目的は心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障することであり、年次取得促進を認めるとも大前提になる。一方で、例えば休業した労働者が事業年度の終了期間に復帰した後、年度内に5日間の年休を取得することは、実質的な労働日に占める休暇日の割合が過大となり、年休の立法目的にはそぐわない。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により労働基準法(昭和22年法律第49号)が改正され、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。	労働基準法第39条第7項	その他	使用者の年5日の年次有給休暇の時季指定義務は、年次有給休暇の取得が確実に進むよう設けられたものであり、その趣旨に鑑みれば、長期休暇から復帰した場合等であっても、年次有給休暇の権利が生じているのであれば、他の労働者と同様に年5日の年次有給休暇は取得されるようにすべきであることから、当該者についても年5日の年次有給休暇の取得をさせることを求めるものです。ご指摘のとおり、「改正労働基準法」に関するQ&Aにおいて、使用者にとっての義務の履行が不可能な場合については、法違反を問うものではない旨については既に既記してお示ししており、ご指摘の「突然休業を開始する労働者や退職する労働者」であっても、同様に取り扱うこととなります。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
115	令和4年11月18日	令和5年7月12日	フレックスタイム制の柔軟化	労働基準法には、労働時間の弾力的な運用を可能とする観点から「変形労働時間制」「フレックスタイム制」等の制度を使い分けている。しかし、複数の変形労働時間制を同一労働者に同時に適用することは認められていない。 例えば、1箇月単位の変形労働時間制が適用される現場フロント業務と、フレックスタイム制(清算期間1箇月)が適用される現場後方業務を同一月内に兼務した場合、全て1箇月単位の変形労働時間制が適用されることとなり、実際に業務で従事する従業員からは、後方業務の際の(同様と同様に)フレックスタイム制の適用を望む声が多々寄せられる。同時適用の禁止は、現に兼務している多くの従業員の柔軟な働き方を阻害するばかりか、業務に関心を持つ従業員が手を挙げる際の障壁ともなっている。 業務による人材育成や活躍機会の拡大、オフピーク通勤や家事・育児等との両立を可能にする柔軟な働き方の提供は、企業にとって、従業員のエンゲージメントと生産性の向上に向けた喫緊の課題である。 なお、2020年度の厚生労働省の「規制改革・行政改革ホットライン」回答では「通常労働時間制度の適用者であっても、始業時刻をその都度、事前に管理者の承認を得て変更することが可能」となっていたが、フレックスタイム制と比較して過度な事務手続きが従業員にとって負担となり、場合によっては負担が柔軟な働き方をする心理的ハードルになりうる。 また、2021年度は、「週単位で労働時間を規制し、労働者を保護するという労働基準法の労働時間規制の趣旨と絡めません」との回答を得たが、週単位での労働時間規制は通常労働時間制度におけるものでもある。フレックスタイム制や変形労働時間制度は、1箇月等の労使で定めた単位期間における週平均の労働時間をもつて規制されるもので、両制度を併用する場合も、それぞれに週平均(7日間平均)の労働時間を算出して規制することは可能であるため、「労働時間規制の趣旨と相容れない」という回答は当を得たものではない。エンゲージメント向上に資する柔軟な働き方の促進に向け、将来を見据えた回答を改めて要望する。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	フレックスタイム制は、一定の期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択して働くことにより、労働者が仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことを可能とする制度です。 1箇月単位の変形労働時間制は、労使協定又は就業規則その他これに準ずるものにおいて、変形期間を1か月以内の期間とし、変形期間を平均し1週間当たりの労働時間が労働基準法第32条1項の法定労働時間を超えない範囲内において、また、変形期間における各日、関連の所定労働時間を特定することを要件として採用できる制度です。	労働基準法第32条の2、第32条の3	対応不可	フレックスタイム制は、一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、始業及び終業の時刻の決定を労働者の自由に委ねることにより、労働者が仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことを可能とする制度です。一方で、変形労働時間制は、事業場の業務の繁閑に応じて使用者が労働時間を配分する制度です。このように、両制度は働く時間を決める主体が異なるため、ご提案のように、フレックスタイム制と1箇月単位の変形労働時間制の併用を可能とすることは困難です。	△
116	令和4年11月18日	令和5年6月15日	在宅勤務手当の「割増賃金の基礎となる賃金」除外項目への追加	新型コロナウイルス感染症の流行を契機に在宅勤務が普及する中、在宅勤務に必要な備品の購入費や通信費、光熱費等を手当として補助する会社が増加している。 労働基準法は、事業経営のために必要な実費を弁償するものは賃金に当たらないとしていることから、在宅勤務手当を「実費弁償」する場合は同法上の賃金に該当しない。割増賃金の基礎となる賃金から除外できると解釈されている。しかし、国税庁の「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税額欄)」に例示された方法で実費を計算する場合、企業は固定費の発生日数の他、通信費・電気料、自宅の固定経費、在宅勤務に使用した部屋の固定経費を把握する必要がある。とりわけ、在宅勤務を行うすべての従業員から個人ごとに毎月変動する通信費・電気料を収集することは業務上困難である。 もとより在宅勤務手当は、家族手当と同様に、労働とは直接関係のない個人的事情に基づいて支払われるものであり、在宅勤務により発生する固定費は労働とは直接関係がない。このような同手当と同様に、在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」に算入することは、他の手当との整合性を欠く。 また、在宅勤務手当が「割増賃金の基礎となる賃金」に算入されることで、社員間に不公平が生じる可能性もある。例えば、社内に在宅勤務が可能な社員と可能でない社員がいる場合、そのほかの条件をすべて同一と仮定すると、在宅勤務が可能な社員の方が「割増賃金の基礎となる賃金」が高くなり、両者間の公平性が保たれない。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	割増賃金の基礎となる賃金から除外できる賃金は、労基法第37条第5項及び賃金別第21条において限定的に列挙されていますが、これらは労働と直接的な関係が強く個人の事情に基づいて支給されていること(家族手当、通勤手当等)や、主として計算技術上の困難があるために除外を認めているもの(臨時に支払われた賃金等)です。 労基法上の賃金とは、名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払うすべてのものをいい、実給費と通信費といった事業経営のために必要な実費を弁償するものは賃金に当たらないことから、当然に割増賃金の基礎となる賃金にも該当しないものであります。	労働基準法第37条第5項、労働基準法施行規則第21条	検討し着手	在宅勤務をする労働者に使用者から支給される、いわゆる在宅勤務手当について、割増賃金の算定基礎から除外することができる場合を明確化するため、在宅勤務手当のうちどのようなものであれば、合理的・客観的に計算された実費を弁償するもの等として、割増賃金の算定基礎から除外することが可能であるかについて、令和5年度現在検討しており、結論を待たず、必要な措置を講じます。	◎
117	令和4年11月18日	令和4年12月14日	企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大	働き手のエンゲージメント向上のためにも、「課題解決型提案営業」と「裁量型PCDCAを回す業務」を早期に対象に追加すべきである。具体的には、前者では例えば、ITシステムの開発推進業務の担当者が、法人顧客のニーズを把握し、顧客ごとに製品やサービスをカスタマイズして組み合わせ、開発提案する業務が対象となる。また後者では例えば、製造ラインの改善を推進する技術者が改善計画の立案等に加え実際に改善提案を執行する場や、人事部門の働き方改革推進の担当者が、計画立案と執行結果の分析だけでなく実際に従業員等に説明施策を実施する場が対象となる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	企画業務型裁量労働制については、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査および分析の業務」であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるため、当該業務の遂行の手段および時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」と定めている。特に労働時間と成果が比例しない仕事に従事する労働者のエンゲージメント向上を図る上で、本制度は有効であると考えられる。 しかしながら、経済のグローバル化や産業構造の変化が急速に進み、企業における業務が高高度化・複合化する今日において、現行制度の職務要件は労働者の業務内容と大きく乖離している。そのため、円滑な制度の導入、運用が困難であり、現状、適用労働者は極めて少ない。 昨年度も同様の要望を提出し、厚生労働省から「検討し着手」として、厚生労働省で開かれている関係者検討会の中で、2021年6月に公表した裁量労働制実施調査の結果等も踏まえ、「裁量労働制が労使双方に有益な制度として活用されるよう、丁寧な検討を進めてまいります」との回答を得た。 実施調査結果によると、8割以上の適用労働者が制度に満足しているなど、大部分の企業では労使双方にとって有益な制度として活用されている。しかしながら当該検討会では、裁量労働制の活の活用を促すことに関する議論は乏しく、7月15日に公表された検討会の報告書においても、対象拡大についてはほとんど言及されておらず、拡大する具体的な業務の明示も無い、労働者の健康確保を前提とすつ、満足度の高い制度がより広く使われるよう、対象業務の拡大を確実に実施させるべきである。	労働基準法第38条の4第1項	検討し着手	裁量労働制を含めた労働時間制度のあり方については、学識者による検討会で、実態調査の結果や、労使の現場での運用状況等を踏まえた検討を行い、令和4年7月に報告書を取りまとめられました。現在、労働政策審議会労働条件分科会において報告書の内容を踏まえた議論を行っています。裁量労働制を含めた労働時間制度が制度の趣旨に沿って労使双方に有益な制度として活用されるよう、引き続き丁寧に検討を進めてまいります。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
118	令和4年11月18日	令和5年4月26日	公金出納事務のデジタル化の早期実現	地方公共団体に共通して活用できる基盤の整備を進めるに際しては、既に民間事業者は地方税についてeTAXを活用していることから、新たなシステムを構築するよりは、eTAXの対象範囲を地方税のみから公金へ拡大することが望ましい。また、その実現時期について、2022年度末までに提案に成果を公表すべきである。	令和4年度税制改正において、eTAXを用いた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段の拡大等が進む一方で、地方税に該当しない公金(道路占用料、行政財産使用料等)については、依然としてその多くの紙媒体の納金(通知書または納入通知書)により徴収され、収納金金融機関窓口での納付が前提となっている。 (要望実現により)企業業務のデジタル化の推進や働き方の柔軟化、パワークラスの生産性向上が実現される。	一般社団法人日本経済団体連合会	総務省 財務省	地方公共団体の公金収納については、現行においても、各地方公共団体の判断により、指定納付受託者制度(地方自治法第231条の2の2)を活用して、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ等を利用した決済方法を導入することができている。 地方、地方税については、これらに加えて全国共通の仕組みとして納付書に付された地方税統一QRコードを読み取ることで、eTAXを活用した収納が可能となっている。	その他	規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)において、「地方公共団体の公金納付のデジタル化の在り方について(略)地方公共団体共通の仕組みの構築の可能性を含めて所要の制度的・システム的措置について検討し、公金納付のデジタル化の在り方について結論を。」とされたことを踏まえ、デジタル庁及び総務省において、令和4年12月に「地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議」を立ち上げ、公金収納に係る地方公共団体共通の仕組みの構築に係る検討を行い、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方向性について」(令和5年3月30日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定)を決定したところである。 本方針においては、遅くとも令和5年9月にはeTAXを活用した公金収納を開始することを旨とするとしており、デジタル庁、総務省及び関係府省庁においては、本方針を踏まえ、必要な取組を推進していくこととしています。	◎
119	令和4年11月18日	令和4年12月14日	薬剤師の対人業務・ソフトに向けた対物業務の効率化	外部委託の対象となる業務について、一元化のみではなく高齢者施設の入所者をはじめとする在宅医療に関する薬剤も含めた上でメリット・デメリットや委託先・委託先薬局や患者の意見を把握し、その結果を踏まえて対象となる業務を効率化することすべきである。また、委託先薬局の実施を含め、これらの対象となる業務の拡大に向けたプロセスをスケジュールと共に早期に示すべきである。委託先と委託先の間の距離制限・地域制限はそれぞれも取るべきではなく、仮に上記取りまとめに基づいて規制を導入する場合には、メリット・デメリットの把握方法と見直しプロセスをスケジュールも含めて早期に示し、制限を撤廃すべきである。 併せて、薬剤師の業務基盤である、いわゆる処方箋の4枚綴りに対しても、枚数による規制ではなく、業務プロセスやアウトカムによる評価と評価など、制度設計や規制の在り方を抜本的に見直すべきである。	規制・服薬指導に関する様々な規制が、薬局・薬剤師の対物業務の効率化や対人業務の拡充を阻んでいる。その一つとして、調剤業務は処方箋を受け取った同一薬局に従事する薬剤師しか許されておらず、処方箋を受け取った薬剤師は調剤等の対物業務に追われ、薬剤師の専門性を活かした服薬指導に十分な時間を割くことができない問題がある。 規制改革実施計画(2022年6月閣議決定)において、処方箋を受け取った薬局による、機械化の進んだ外部の薬局への調剤業務の委託を解禁する方向性が確立した。しかし、厚生労働省の主催する「薬局薬剤師の業務および薬局の機能に関するワーキンググループ」の取りまとめ(2022年11月1日)では、外部委託の対象となる業務は当面の間、一元化のみとし、委託先は当面の間、同一二次医療圏内とするなど、調剤部委託によるメリットが大きいと認められている。上記取りまとめにおいては、外部委託が法令上実施可能なした後、必要に応じて一元化以外の業務への拡大や距離制限の見直しを検討しているが、これらの制限のもとでは、外部委託の効果を真に測定することは難しい。 (要望実現により)調剤外部委託の活用が促進され、対人業務と対物業務の分担が進むことで、患者に相対する薬剤師は対人業務に集中し、より付加価値の高い服薬指導を提供したり、在宅薬剤師として活躍するなど、地域医療の強固の一翼を担うことが可能になる。最終的には薬剤師と患者や家族の時間的・精神的・経済的制約を軽減することによって、社会全体が負う負担の軽減に繋がることが期待され、その社会的意義は大きい。	一般社団法人日本経済団体連合会 厚生労働省	調剤については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第11条の11において、「薬局開設者は、調剤の求めがあった場合には、その薬局で調剤に従事する薬剤師による調剤をしなければならない。ただし、正当な理由がある場合には、この限りではない。」としており、原則として、処方箋を受け付けた薬局において調剤することとしている。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第11条の11	検討を予定	薬局における対人業務の充実のための調剤業務の取扱いについては、「患者への服薬フォローアップと薬剤師の高度な薬学的な専門性をいかす対人業務を円滑に行う環境を整備すること」とも、調剤の安全性・効率性の向上を図る観点から、薬局における調剤業務のうち、一定の規制に関する調剤業務を、患者の意向やニーズを尊重しつつ、当該薬局の判断により外部に委託して実施すること可能とする方向で、その際の安全確保のために委託先と委託先が満たすべき基準、委託先の監督体制などの技術的詳細を検討する。(令和4年度委託先「結論」(「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定))としております。	◎
120	令和4年11月18日	令和4年12月14日	有機廃棄物からエネルギーを生成する技術の社会実装に向けた規制の緩和	施設設置許可の規制にからない産業廃棄物の処理施設と同様に、一般廃棄物の処理施設についても施設設置許可を不要とするべきである。	廃棄物処理法においては、廃棄物を、「国民の日常生活の中から排出されるものを中心とする」一般廃棄物と「事業活動に伴って排出され、量的又は質的に環境汚染源として問題とされるものからなる」産業廃棄物に区分している。 このうち、一般廃棄物についても設備かつ手段に低環境負荷なエネルギーに転換することが可能となれば、有機廃棄物のこれまでに以上の有効利用が見込まれる。すでに実際にゴミを分別することなく処理し、低環境負荷なエネルギーに転換する装置も開発されており、身近で発生するプラスチックや資源類初期処理の有機廃棄物を分別不かつ低環境負荷なエネルギー化することが可能となっている。しかし、この装置を実装する際、産業廃棄物法に基づく一般廃棄物処理施設設置許可を取得する必要がある。 産業廃棄物と比較して、一般廃棄物は「量的又は質的に環境汚染源として問題とされるものではない」と考えられる。しかしながら、産業廃棄物のうち「燃焼施設、焼却炉、焼却炉、焼却炉、焼却炉、焼却炉、焼却炉、焼却炉」等の処理施設については、施設の設置許可を不要としている一方で、1日当たりの処理能力が5t以上の一般廃棄物の場合には、処理物の如何に関わらず一律に施設の設置許可を必要としている。環境省が2021年度の「規制改革・行政改革ホットライン」で回答しているように、「生活環境保全上の支障を生ずる恐れのある施設かどうか」によって規制の有無を分けられているのであれば、産業廃棄物の処理施設に比し一般廃棄物の処理施設の規制が厳格であることは合理性に欠けると考えられる。 (要望実現により)冒頭の廃棄物処理設備の普及が促進され、環境負荷の低減を図ることができると考えられる。	一般社団法人日本経済団体連合会 環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「廃棄物処理法施行令」という。)、第5条で定める一定の要件を満たす一般廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)、第8条第1項)。	廃棄物処理法第8条 廃棄物処理法施行令第5条	対応不	廃棄物処理施設については、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が確保されていない場合は、廃棄物処理法「補正」がなされ、また施設そのものが生活環境保全上の支障を生じざることを恐れ、一定の要件の下で都道府県知事の許可を受けなければならないこととする。また、許可に当たっては、地元住民等の意見を踏まえつつ、生活環境保全上の支障の発生を未然に防止するという観点から、政令で定める廃棄物処理施設については生活環境影響評価結果等の公表への履歴や利害関係を有する者等による意見提出の機会を設けること等により、施設の安全性やそれに対する国民の信頼向上を図ることとする。一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設については、それぞれ廃棄物の処理責任の所在や廃棄物の範囲等の特性が異なることから、産業廃棄物の処理施設について許可の対象となっていないことを理由に一般廃棄物の処理施設について許可の対象とするということは適切ではありませぬ。 なお、ご要望の点は、既存制度の下で許可手続きを行っていただくことで実現できるものと考えます。	
121	令和4年11月18日	令和4年12月14日	転職再動向規制において副業が対象とならないことの明確化	副業のように離職を伴わず、早期離職の防止の趣旨に反しない場合の動向については、規制の対象とならないことを、指針等で明確化すべきである。	職業紹介事業者は、早期離職の防止という観点から、その紹介により就職した者(期間の定めのない労働契約を締結した者)に限って、当該就職した日から2年間、転職の動向を行ってはならないとされている。そのため、職業紹介事業者は、当該就職した者に副業の意欲があり、かつ、紹介先企業が副業を許可している状況においても、副業の動向が法令に抵触するリスクを恐れ、当該就職した者に対する副業の動向を抑制している。 (要望実現により)副業が促進され、働き手のスキルアップや自己研鑽、社外での幅広い視野・経験の獲得が可能となるなど、わが国の労働市場における人的資本の向上につながることを期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会 厚生労働省	職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業者を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針(平成11年労働省告示第141号)第6の5において、職業紹介事業者はその紹介により就職した者(期間の定めのない労働契約を締結した者)に限って、当該就職した日から2年間、転職の動向を行ってはならないとされています。	職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業者を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針(平成11年労働省告示第141号)第6の5	現行制度下で対応可能	指針の現行の記載においても、「就職した日から2年間、転職の動向を行ってはならない」と規定されており、離職を伴わない動向については特段規制を設けていないことは明らかであったため、改めて指針等で離職を伴わない場合の動向が規制の対象にならないことについて明確化を行うことは不要です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
122	令和4年11月18日	令和4年12月14日	専門的知識等を有する有期雇用労働者等の活用促進に向けた認定要件の緩和	<p>専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(以下、有期特措法)における第一種特別の適用を受けるには、年収要件や高度専門職の職種要件に加え、第一種特定有期雇用労働者が就く特定有期業務が5年を超える一定期間内に完了する業務(以下、プロジェクト)という要件が課せられている(同法4条2項1号)。また、プロジェクトは、第一種計画に内容と開始および完了の日を定め、申請書へ記載する必要がある。</p> <p>しかし、新規事業立ち上げ業務等の場合、開始日前に、完了の日を特定することが難しいことがあるため、第一種特別の認定を受ける阻害要因となり、高度な専門性を有する人材の活用機会が制限されている。例えば、新規事業立ち上げ業務において求められる人材と、立ち上げ後、事業を展開していくフェーズで求められる人材が異なるケースがある。新規立ち上げフェーズにおいて、事業立ち上げの完了日の特定が難しいため第一種特別を活用できないと、企業として高度な専門性をもつ有期契約労働者を養成し、有期プロジェクトを差まることが出来なくなるとともに、有期雇用を前提として高度な専門性を活用できる仕事をしたいと考えている人材にとって、働く機会が減少することが危惧される。</p> <p>(要望実現により)これまで期間を定めることができないことを理由として第一種特別の申請を見送っていた業務がプロジェクトと認定されるようになれば、高度な専門性を有する人材の活躍の場がより一層広がることが期待できる。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>高度な専門的知識等を有する有期雇用労働者について、その能力を有効に発揮できるよう、事業主がその特性に応じた適切な雇用管理を実施する場合に、一定の期間については、無期転換申込権が発生しないこととする特例が設けられています。本特例の適用を受けるためには、対象労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置についての第一種計画を作成し、本社・本店の所在地を管轄する都道府県労働局長に認定の申請を行う必要があります。第一種計画の認定を受けるに当たっては、当該事業主が雇用する第一種特定有期雇用労働者が就く特定有期業務の内容並びに開始及び完了の日について、申請書へ記載する必要があります。</p>	<p>専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第4条、第5条</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>現在においても、第一種計画の認定後に、特定有期業務の開始の日から完了の日までの期間に変更があった場合には、変更申請をしていただくことで、第一種計画を変更し、特定有期業務の開始の日から完了の日までの期間を変更することは可能となっています。</p>	△	
123	令和4年11月18日	令和5年1月20日	労働基準法の制定・改正例における「公聴会」開催の廃止	<p>労働基準法第113条は、「この法律に基づいて発する命令は、その草案について、公聴会で労働者を代表する者、使用者を代表する者および公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定する」と規定している。本規定に基づき、同法施行令や同法施行規則の制定・改正にあたっては、公労使から意見聴取を行う公聴会を経なければならない。</p> <p>しかしながら、労働基準法および同法に基づく命令の制定・改正にあたっては、公労使が参画する労働政策審議会労働条件分科会で審議が行われる。また、行政手続法第39条第1項により、命令等を定める際には当該命令の案を公示して広く一般の意見を求める(重要公法手続(パブリックコメント制度))も存在する。こうした状況下において、公聴会を開催する実質的な意義は失われており、労働安全衛生法や労働者災害補償保険法等、労働基準法以外の労働基準関係法令に類例の規定はみられない。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>労働基準法(昭和22年法律第49号)第113条に基づく命令を定めるに当たっては、労、使及び公益を代表する者の意見を聴いて行うこととし、その制定手続を民主的なものにするために設けられた規定です。</p>	<p>労働基準法第113条</p>	<p>その他</p>	<p>労働基準法は、憲法第27条第2項の勤労条件に関する基準を定める法律であり、憲法第25条第1項の国民の生存権保障とその趣旨を同じくするものであることから、その他の労働関係法令に於いて、法に基づく命令を制定するに当たっては、公聴会による意見聴取の手続きを必要とするものとしており、公聴会の廃止については慎重な検討が必要と考えています。</p>	△	
124	令和4年11月18日	令和5年1月20日	本社一括届出(36協定届)の要件緩和	<p>36協定届の本社一括届出について、事業場毎に協定届として適用されるため、行政機関への申請や届出は事業場毎に行うことが原則である。規制改革実施計画(2022年4月閣議決定)では、「厚生労働省は、労働基準法上の労使協定等に関する届出等の手続について、労使履行の変化や社会保険手続を含めた政府全体の電子申請の状況も注視しつつ、『本社一括届出』の対象手続の拡大等、より企業の利便性を高める方を検討し、必要な措置を講ずる」(令和4年度後計開始)とされた。本社一括届出の対象手続の拡大に限らず、既存の対象手続の要件緩和も視野に入れ、早期に検討を開始するよう求める。</p>	<p>労働基準法をはじめとする労働関係法令は、場所的観念等に基づく事業場を単位として適用されるため、行政機関への申請や届出は事業場毎に行うことが原則である。他方、労働基準法第36条第1項に基づく「時間外労働・休日労働に関する協定届」(36協定届)については、企業における届出事務の簡素化を図る観点から、本社を管轄する労働基準監督署に事業場を分をまとめて届ける(本社一括届出)が可能となっている。</p> <p>しかしながら、本社一括届出を利用するには、「事業の種類」「事業の名称」「事業の所在地(電話番号)」「労働者数」「労働組合の名称又は過半数代表者職名・氏名」「過半数代表者の届出方法」以外の項目が各事業場毎で同一でなければならない。具体的には、「業務の種類」や「時間外労働をさせる必要のある具体的事由」「休日労働をさせる必要のある具体的事由」等が各事業場で異なる場合、本社一括届出の要件を充たさないことになり、事業場毎に異なる届出・届出を併せて提出し、最速な働き方を模索する企業にとっては、依然として行政手続の届出負担を軽減できない状況にある。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>時間外・休日労働を行わせるためには、使用者は労務管理の単位である事業場ごとに、時間外・休日労働に関する協定(36協定)を締結し、事業場を管轄する労働基準監督署に届け出る必要があります。ただし、「業務の種類」「事業の名称」「労働者数」「労働組合の名称又は過半数代表者職名・氏名(電子申請のみ)」「過半数代表者の届出方法(電子申請のみ)」以外の協定事項が本社と各事業場毎で同一の場合は、本社を管轄している労働基準監督署(本社管轄署)に一括して届けることができます。</p>	<p>労働基準法第36条第1項 労働基準法施行規則第106条第1項</p>	<p>検討に着手</p>	<p>「業務の種類」や「時間外労働をさせる必要のある具体的事由」「休日労働をさせる必要のある具体的事由」等の届出の内容が各事業場で異なる場合でも、本社から一括して届出を可能とし、これを、本社管轄署から各事業場を管轄する労働基準監督署に送付(送信)するなどにより処理することが可能となるような方策について、システム改修を視野に速やかに検討を進めています。</p>	◎
125	令和4年11月18日	令和5年1月20日	人材開発支援助成金の申請方法の簡素化・明確化	<p>同一研修内容であれば講師が異なる場合でも1単位での申請を可能とすることや、実施状況報告書において、複数受講者が同一報告書に記載できる様式への変更等の手続の簡素化を求める。</p>	<p>企業が雇用する労働者に、職務に関連した専門的知識および技能を習得させるために一定時間以上の訓練を実施する場合、申請により助成金を受給することができ、以下のように、申請のための業務負担が重く、非効率である。</p> <p>【具体例1】 実施計画書、支給申請の手続きが煩雑である。 例1)同じ研修内容でも講師が異なる場合は、計画単位、申請単位を分ける(書類を分ける)必要がある。 例2)支給申請に際しては、研修受講者1人1人の詳細な受講記録および自署が必要である。</p> <p>(要望実現により)助成金活用企業の拡大による円滑な労働移動の推進につながると考えられる。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>(具体例1について) 訓練計画の提出にあたっては、訓練内容が同一であっても、講師が異なり、別の訓練となる場合は、計画を分けて提出していただく必要があります。</p> <p>(具体例2について) 審判にあたっては、日々の訓練が、所定労働時間内に実施されているかや、実施された訓練の内容が助成対象となっているかについてを確認を行っているため、詳細な受講記録の提出を求めています。なお、受講記録については、支給可否を判断するに当たり重要な書類であるため、事業主が架空の訓練実績を記載する等による不正受給を防止する趣旨で、受講者本人の自署を求めているところです。</p> <p>なお、本助成金の申請手続等の簡素化に関しては、事業内職業能力開発計画や定額制訓練における対象者一覧の記載事項の間隔化などの取組を行っているところです。</p>	<p>人材開発支援助成金 支給要綱 一般訓練コース(0500計)届書の提出、0600計届書の確認、0700支給申請書の提出、0800支給要件の確認 特定訓練コース(0500計)届書の提出、0600届書の確認、0700支給申請書の提出、0800支給要件の確認、0900支給申請書の提出、0600届書の確認、0700支給申請書の提出、0800支給要件の確認 専修科職業能力開発訓練(0700計)届書の提出、0704計届書の確認、0705支給申請、0706支給要件の確認 高度プロフェッショナル人材訓練(0803計)届書の提出、0804計届書の確認、0805支給申請、0806支給要件の確認 情報技術分野認定実習生用職業訓練(0903計)届書の提出、0904計届書の確認、0905支給申請、0906支給要件の確認 事業展開等リスキリング支援コース(0500計)届書の提出、0600届書の確認、0700支給申請書の提出、0800支給要件の確認</p>	<p>(具体例1について) 訓練ごとに要件を満たしていることを確認するため、現行制度のとおりの手続となっております。ご提案の内容については手続簡素化等の観点も踏まえ、具体的な対応内容について対応可能も含めて検討してまいります。</p> <p>(具体例2について) 本助成金は、労働者一人あたりの資金及び訓練経費に対して助成しており、労働者一人あたりの訓練実施の実態を把握する必要があります。現行制度のとおりの手続となっております。ご提案の内容については手続簡素化等の観点も踏まえ、具体的な対応内容について対応可能も含めて検討してまいります。</p>	△	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
126	令和4年11月18日	令和5年2月16日	雇用保険事業所非該当申請認可の弾力的運用	電子申請を前提に、企業が雇用保険事業を本社等で集約しシステム処理を行う場合には、1社1事業所での事務処理を可能とすべきである。	労働保険の被保険者に関する事務手続きは、各事業所に担当者を配置して、それぞれの事業所単位で所轄ホームページとの間で行うことが慣例である。事業所規模が小さく、担当者を配置できない等の事情がある場合には、「雇用保険事業所非該当承認申請」を提出し承認を受けることで、本社および支社等が一括して手続きを行うことができることとされている。しかし、上記承認申請は、各事業所の従業員規模が大いにとる主な理由として受理されない場合があり、企業の集中的な処理の阻害要因となっている。 (要望実現により) 官民一体となった事務効率化の一層の進展が実現する。	一般社団法人日本経済団体連合会 厚生労働省		雇用保険制度においては、就労形態や離職理由など、的確に給付等を行う上での必要な事項を迅速かつ正確に確認するため、労務管理等を行う事業所単位で適用し、被保険者に関する届出事務等を適用事業所単位で処理するよう定めています。 事業所非該当の取扱いを希望する事業主は、申請書を提出し、申請を受けた公共職業安定所において、事業所に該当するかどうかを決定します。非該当承認を受けた事業所の雇用保険事務は、主たる事業所に一括して処理することとなります。 なお、現行でも、個々の事業所が実際の申請事務を行うことは認められておらず、例えば、本社において各事業所の書類を作成し、事業主自らの名をもって、それぞれの管轄安定所に提出することも可能です。	雇用保険法施行規則第3条 雇用保険に関する業務取扱要領(令和4年10月1日以降) 22051～22060 2事業所非該当の取扱い	対応	規制改革推進に関する中間答申(令和4年12月22日規制改革推進会議決定)において、当面の規制改革の実施事項として以下のとおり、記載されたところである。 <規制改革推進に関する中間答申(令和4年12月22日規制改革推進会議決定)(抜粋)> 【>令和4年度検討開始、経路を複数案速やかに推進】 【>厚生労働省は、雇用保険事務手続について、企業が本社等で集中的な処理を行う場合に、公共職業安定所への提出についてより効率的な処理が行えるよう、速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。
127	令和4年11月18日	令和4年12月14日	建設分野における監理技術者等の活躍に向けた制度運用の柔軟化	昨今、企業間の協業や組織再編等で資本関係の複雑化が進み、加えて監理技術者等の人材確保が課題となつて、新たに通知等を発出して、雇用関係の取扱いの特例を、①親会社およびその持分法適用会社との間の出向、②同一持分法適用会社の連結会社間の出向に拡充すべきである。	国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル」において、建設工事の適正な施行を確保するため、監理技術者等(主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補位)は、所屬建設業者と直接的かつ恒久的な雇用関係にあることが求められている。他方、建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、国土交通省の通知(平成28年国土建第119号)により、親会社およびその連結子会社の出向社員を向先の会社で工事現場に監理技術者等として置く場合、当該出向社員と当該向先の会社との間に直接的かつ恒久的な雇用関係があるものとして取り扱う特例が設けられている。 (要望実現により) 監理技術者等の資格保有者が資格を活かして活躍できる機会が増加するとともに、建設業者にとっては、監理技術者等の人材確保がより柔軟に行えるようになることが期待できる。	一般社団法人日本経済団体連合会 国土交通省		建設業法において、建設業者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものとして、工事規模に応じて主任技術者又は監理技術者を置かなければならないこととされています(同法第26条第1項・第2項)。 監理技術者等がその職務(同法第26条の4第1項)を適正に実施し、建設工事の適正な施工を確保するためには、監理技術者等が所属企業の技術力(ノウハウ・施工法等)を熟知することで、技術者個人の技術力と企業の組織的技術力の双方を十分発揮することが重要であり、監理技術者等と企業との間、直接的かつ恒久的な雇用関係があることが必要です(監理技術者制度運用マニュアル)。 ただし、親会社と連結子会社間で在籍出向を行った監理技術者等については、親子会社が一体的な経営を行っており、技術者の育成方針が共通していることや、ノウハウの共有が図られていること等から、技術者と出向先企業との間で直接的かつ恒久的な雇用関係があるものとみなし、一定の要件を満たした場合に、その配置を特例として認めているところです。	建設業法(昭和24年法律第100号)第26条 監理技術者制度運用マニュアル2-4	検討を予定	「親会社・持分法適用会社間」又は「同一持分法適用会社の連結会社間」で出向した監理技術者についても、技術力を十分発揮し、適正な施工を確保することが可能か否かについて、まずは事例収集・実態調査を行っています。
128	令和4年11月18日	令和4年12月14日	電気主任技術者の確保に向けた資格制度の見直し	①認定校以外を卒業した第一種電気工事士の資格・免状取得者についても、実務経験年数5年または実務経験年数3年かつ電気主任技術者講習を受講することにより、第三種電気主任技術者の資格・免状を取得できること。②第三種電気主任技術者が必要講習(現行の講習および特別講習)を受けることにより、外部委託点検の委託に必要とされる実務経験の年数要件を、現行の3年から半年程度に短縮化すること、を求める。	電気主任技術者については、従来からの課題である高齢化に伴う離職率の増加、少子化による入職者の減少に加え、再エネの主力電源化により、発電・需電設備の保安点検を担う人材不足が一層加速することが見込まれている。政府においても、遠隔監視はじめスマート保安技術を活用した配置要件の見直し等、様々な検討を進めているが、第三種電気主任技術者の入職者数が伸び悩み、再エネ設備等の高圧電気設備の外部委託点検を委託可能な人材を増やすための努力が求められている。 高圧電気設備の扱いに関する知識・経験のある資格者としては、電気主任技術者の他、電気工士が該当する。現行制度では、経済産業省が定める認定校(工業高等専門学校)に限り、第一種電気工事士の実務経験によって第三種電気主任技術者の資格・免状を取得することが可能となっているが、認定校卒業でない場合は、合格率10%程度の資格試験に合格する以外に、第三種電気主任技術者資格を取得する道はない。また、電気主任技術者の実務経験が求められており、保安点検を委託するためには、最低でも3年間の実務経験が求められており、保安点検を担う人材を育成するうえで時間的・経済的に大いなる課題となっている。 (要望実現により) 電気主任技術者の不足に対応するのみならず、電気工士のキャリアパスの多様化、若手電気主任技術者の入職拡大等が期待でき、人の活躍促進に資する。加えて、電気主任技術者一人当たりの担当物件数増を進める施策と併せ、再エネ推進を支える電気主任技術者の不足の解消に資する。	一般社団法人日本経済団体連合会 経済産業省		①電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1号、電気主任技術者免状に係る学卒等の認定基準に関する告示 ②電気事業法施行規則第52条、第52条の2、第53条 平成15年経済産業省省令第249号	①対応不可 ②検討を予定	①両資格は電気保安に携わる資格であると言ふ共通点はあるものの、制度の現状で示した通り、電気主任技術者と電気工事は実用内容が異なることから、本格的に、必要な知識と能力を異なっております。そのため第一種電気工事士の免状取得者が業務経験を積んだとしても第三種電気主任技術者の認定については難しいと認識しています。 ②令和3年11月22日の第4回産業構造審議会保安・消費生活用品安全分科会電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて、外部委託承認制度に係る実務経験年数は、外部委託に必要な経験を講習で得ることによって3年に短縮できるという結論を得ました。 外部委託承認制度に係る実務経験については、高度の技術的知識及び相当の経験や、設置者の信頼を得るに足る十分な人格及び社会的信用が必要であるため、今後、本制度の適用による効果と把握し、慎重に検討させていただきますと考えております。	
129	令和4年11月18日	令和4年12月14日	オフサイト水素スタンションにおける保安統括者の経験要件の緩和	高圧ガス保安法に基づく保安統括者の要件について、少なくともいわゆる「オフサイト式」の水素スタンションについては、製造経験6か月以上の要件を撤廃すべきである。「オフサイト式」の水素スタンションは、原料である天然ガス等から化学反応により水素を精製するプロセスが当該サイトで行われることはない。したがって、保安統括者について製造経験6か月以上の要件は不要である。	カーボンニュートラルの実現に向けて、水素燃料自動車の普及が期待される中、水素スタンションの設置にあたり、保安統括者の確保が急務となっている。現行の高圧ガス保安法および一般高圧ガス保安規則においては、水素スタンションに保安統括者を一人選任しなければならない。保安統括者の要件として、可燃性ガスの製造に関し6か月以上の経験を有する者という要件が課されており、この要件を満たす保安人員を招聘することが困難な状況が生じている。 (要望実現により) 水素スタンションに従事できる保安統括者の数が拡大し、水素スタンションにおける保安統括者の確保が容易となり、人員費の削減にも資する。その結果、水素スタンションの普及が促され、カーボンニュートラル実現に不可欠な水素社会の実現に繋がると期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会 経済産業省		一般高圧ガス保安規則第64条第2項第5号のとおり、「処理能力が50立方メートル未満の圧縮水素スタンションは移動式圧縮水素スタンション又は当該移動式圧縮水素スタンションの圧縮水素及び液化水素の常用圧力が52MPa(ガス圧)以下のものに限る。」により、圧縮水素を製造する者には、次のいずれか(第7条の4第1項又は同条第2項の圧縮水素スタンション)については次のイに限り、)に該当する者による製造に係る保安について監督せしめものとしています。 イ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素スタンションにおける高圧ガスの製造に関する講習(当該講習を適切に実施することができる者が行うものに限る。)を修了した者であつて、圧縮天然ガススタンションに係る高圧ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者 ハ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素スタンションにおける高圧ガスの製造に関する講習(当該講習を適切に実施することができる者が行うものに限る。)を修了した者であつて、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者	一般高圧ガス保安規則第64条第2項第5号	対応不可	圧縮水素スタンションは高圧の圧縮水素を取り扱う危険な場所であり、その保安に係る責任を有する保安監督者は、水素等高圧ガスの製造に関する一定の現場経験を有していることとすべき。二機種のオフサイト式の圧縮水素スタンションについて、原料である天然ガス等から化学反応により水素を精製するプロセスが当該サイトで行われることがなくても、そのガスを圧縮することにより高圧の圧縮水素を製造していることには変わりありません。 二機種の保安監督者の資格要件から製造経験6ヶ月以上の要件を不要とすることについて、その要件の見直しを行ったとしても保安監督者としてその責任を果たす十分な安全の確保が図られることが必要であり、製造経験6ヶ月の要件に代わる何らかの要件をご提案いただくことが必要です。それについて検証を行い、同等の安全の確保が担保されることと確認された場合には、適宜見直しを行ってまいります。 なお、保安監督者の資格要件に関しては、規制改革実施計画(平成29年6月閣議決定)に基づき、令和2年2月、圧縮水素スタンションにおいて必要な保安に関する知識等を習得できる見込みの講習を修了することを条件として、水素の製造以外の可燃性ガスの製造に関する経験であっても、保安監督者として適任できるように措置を講じています。その他、令和2年11月、圧縮水素スタンション(一般高圧ガス保安規則第7条の4のものを除く。)に係る保安監督者の兼務を可能とするように所定の措置を講じたところでもあります。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類
130	令和4年11月18日	令和4年12月14日	デジタル教材作成時の著作権者に対する当然の配慮は踏まえつつ、著作権者の広範な利用を促進するために現行の制度を見直す必要がある。オンデマンド配信も有効な手段であるオンライン授業の特性を踏まえ、一定の期限等制限を設けつつ、「同時中継」でない場合も補償金の支払いを不要とすべきである。	変化の激しい時代に自ら価値を創造できる人材を育成するためには、現在の一元的教育カリキュラムを改め、個々の学生・生徒や、学びなおしを求める社会人等が置かれている個別の状況やニーズに則した、きめ細かカリキュラムを提供することが求められる。しかしながら、例えば著作権法上、他人の作品等を用いて資金増や行った授業を録音・録画して授業について、後日、副会場に改めて受講する場合には補償金の支払いが必要となり、個別カリキュラムの提供に支障が生じている。 〈要望実現により〉対面授業とオンライン授業を併用する場合、本会場・副会場の双方において講師が事前に設定できる、会場での実演・実習といった講義を実施することが可能となる。また、リカレント教育において、大学生・大学院生への講義を別途夜間の時間帯にオンデマンドで視聴可能にすることによって、大学の教員の負担を増やさず社会人の学びなおしを促進できる。さらに、企業の業務担当者による高度の講義を大学生・大学院生に早期開講・視聴可能にすることで、実学的かつ最新の講義を受講することが可能となる。	一般社団法人日本経済団体連合会	文部科学省	著作権を公衆送信などする場合に、著作権者の許諾を得て、必要に応じて利用の対価を支払うことが原則。 授業目的の公衆送信補償金制度は、ICTを活用した教育における著作権等の利用の円滑化を図り、学校等の教育の質の向上や教育機会の充実等に資するため、著作権者の権利を制限することで、著作権者の許諾を得ることなく学校等の授業の進捗が行われる公衆送信を行えるようにするとともに、権利が制限された著作権者への適切な対価還元を確保し、補償金をお支払いいただくものです。 ただし、従前から無償利用が可能であった、遠隔会議システム等を利用して、離れた学校の学級団上で同時中継で行ういわゆる「遠隔合同授業」については、既に補償金の対象とした場合、長期間にわたって事前に決定していた法規範に裏付けが加えられることにより法的安定性が損われ、教育現場の混乱を招きかねないとして、補償金の対象から除外されています。	著作権法第35条(学校その他の教育機関における複製等)	現行制度下で対応可能	ご提案内容にあるように、ICTを活用した教育の推進と著作権者に対する配慮のバランスは重要であり、現行の授業目的公衆送信補償金制度は、著作権者の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランスを取ることによって、この制度を活用し、一人当たりにおいて低廉な金額の補償金をあらかじめお支払いいただくことで、個別カリキュラムを提供するためのオンデマンド授業において、個々の著作権者への連絡や協議などといった許諾を得るための手続を一切要することなく著作権者の利用が可能であり、著作権者の利用を促進しています。
131	令和4年11月18日	令和4年12月14日	対象事業者のスタートアップへの限定(例:中小企業基本法に基づく中小企業者、かつ創業10年以内の非上場企業を対象とする)、専有面積の制限、居住用以外の利用用途といった一定の要件を条件に、留置利用であっても借地借家法上の建物の賃貸借から除く特例を設け、施設利用契約によるサービスオフィス利用の認可を認めるとを明確化すべきである。	サービスオフィス(事業活動に必要となる、受付や会議室、オープンスペース利用を含む各種サービスが付帯した個室付オフィス)の契約形態は賃貸借契約か施設利用契約のいずれかとなる。 初期投資削減の観点から開業や業務拡大時の拠点確保に選んでいる一方、セキュリティが確保された個室タイプの執務スペースを利用する場合は借地借家法に基づく賃貸借契約となり、借主は保証金を支払う必要がある。保証金は一例として資料の半半分から1年分に相当し、企業の与信力によって異なるが借主がスタートアップの場合、大企業よりも高額になる場合がある。更にはリーガルコスト、短期間での解約の必要性も発生し、こうした金額的・業務負担の観点確保の障壁となっている。実際に保証金の預け入れによる運転資金の減少がボトルネックとなり拠点開設を断念せざるを得ないケースも生じている。 〈要望実現により〉保証金や厳重なリアルチェックが不要となり、基本的に自動更新契約となるため、賃貸借契約と比べて非常に小さい負担で拠点確保が可能となる。創業期の限られたリソースでスムーズな拠点確保を実現するには、賃貸借契約より施設利用契約が適しており、リソースを本業に集中できるようにすることで、広くスタートアップ振興に寄与する。	一般社団法人日本経済団体連合会	法務省	借地借家法は、建物の賃貸借の契約の更新、効力等に關し別記の定めをしていますが、保証金についての規定はありません。	借地借家法第1条、第3章(第26条～第40条)	対応不可	借地借家法上は、建物の賃借人に保証金の支払義務を付ける規定は存在せず、サービスオフィスの利用者が保証金の支払義務を負うかどうかは、当事者の合意内容やいかによるものであるため、御提案は、その前提において論議があるものと考えられます。 したがって、サービスオフィスの利用について、借地借家法上の建物の賃貸借に該当しない旨の明文の規定を設ける必要性は認められません。 なお、サービスオフィスの利用を借地借家法上の建物の賃貸借からの除く旨の規律を法律で設けたい場合には、更新に関する民法の規律も適用されるため、「基本的に自動更新契約となる」との御指摘も、論議に基づくと考えられます。
132	令和4年11月18日	令和4年12月14日	スタートアップ拠点形成に向けた外国人起業家の在留資格取得要件の緩和	日本が世界有数のスタートアップ拠点を形成するためには、優れた外国人起業家を積極的に誘致することが欠かせない。とりわけ日本の大学・大学院の研究開発等を事業化する予定であったり、日本のプライム上場企業より一定の出資を受けているなど有望な外国人起業家については、後述措置を設けることで、起業・成長しやすいう環境を確保することが有効である。 現行制度下で外国人が日本で起業するには、在留資格「経営・管理」の取得が必要であり、その要件として、①国内に申請する事業経営のための事業所が存在すること、②その経営・管理に従事する者以外に、日本に居住する2人以上の常勤職員が従事すること、③資本金の額又は出資の総額が500万円以上であることなどが求められている。また、資本金の額又は出資の総額については、経済産業省の外国人起業家活動促進事業のもと、在留資格「特定活動」の取得が可能となっており、対象地方公共団体の承認を受けることが要件と定められている。しかし、スタートアップの多数を占める「関連事業」においては、開発やサービス提供においてサービスに常駐する必要性が強く、①の事業所要件は実質的に満たしていない。こうした状況から、国家戦略特別区域においては、コワーキングスペースを事業所とみなす特例措置を設けているが、活用地方公共団体は福岡市、仙台市、京都府に限られている。上記要件③の資本金についても、多くの日本人によるスタートアップの設立時資金が500万円を下回っているなかで、有望な外国人起業家に過度な負担を強いる状況にある。 また、経済産業省の外国人起業家活動促進事業については、起業準備に該当する事前市場現地調査や法人設立手続等を除く活動が認められない。そのため、未だ十分な外国人起業家は、資本金500万円に達し準備活動中の生活・活動資金を本国まで用意する必要があり、仮に起業準備期間中に生活資金が不足した場合でも、一時的な通訳・翻訳業務等により生活資金を取得することはできず、融資や第三者からの資金提供等を受けられない場合には帰国を迫られることになる。 〈要望実現により〉より多くの有望な外国人起業家が日本で活躍可能となり、日本のスタートアップ振興に資する。	一般社団法人日本経済団体連合会	法務省 経済産業省	①国家戦略特別区域内において、(国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用し)入国後、初の在留資格更新時に必要な事業所について、自治体が認定するコワーキングスペース等を最大1年間認める特例について、令和4年度中に特例の全国展開に関して検討を開始することとしています。 ②在留資格「経営・管理」については、在留の途中で事業が立ち行かなくなり、在留活動が途切れることが想定されるような場合には、在留資格「経営・管理」に該当する活動をを行うものと認められないこと。上陸準備省令の「資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2人以上雇用」という基準は、外国人の方が経営又は管理に従事する事が安定的・継続的に実行されることを確保するための重要な基準として、在留資格「経営・管理」の権利に関わるものであったため、緩和することは現状、困難です。 ③外国人起業家活動促進事業に関する告示第6(1)②において、起業活動促進事業を申請する外国人について、「起業準備期間に係る事業の計画が適正かつ確実なものであること」を要件としており、これは申請人が提出した起業準備活動計画の内容等から、申請人が行おうとする事業に実現性があり、当該事業が継続的・安定的に営まれる可能性が十分に認められるものであることを指しています。これを踏まえ、外国人が起業準備活動を行うに当たっては、当該外国人の生活の基盤が安定している必要があることから、借入金及び十分な生活資金が確保されていることを要件とし、地方公共団体において当該要件が満たされているか確認している。そのため、資格外活動により、生計を立てる手段として、起業準備活動と並行して別の資格を行うことについては、原則として認められません。	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用し入国後、初の在留資格更新時に必要な事業所について、自治体が認定するコワーキングスペース等を最大1年間認める特例について、令和4年度中に特例の全国展開に関して検討を開始することとしています。 ①検討を予定 ②、③対応不可	①制度の現状に記載した、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用し入国後、初の在留資格更新時に必要な事業所について、自治体が認定するコワーキングスペース等を最大1年間認める特例について、令和4年度中に特例の全国展開に関して検討を開始することとしています。 ②在留資格「経営・管理」については、在留の途中で事業が立ち行かなくなり、在留活動が途切れることが想定されるような場合には、在留資格「経営・管理」に該当する活動をを行うものと認められないこと。上陸準備省令の「資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2人以上雇用」という基準は、外国人の方が経営又は管理に従事する事が安定的・継続的に実行されることを確保するための重要な基準として、在留資格「経営・管理」の権利に関わるものであったため、緩和することは現状、困難です。 ③外国人起業家活動促進事業に関する告示第6(1)②において、起業活動促進事業を申請する外国人について、「起業準備期間に係る事業の計画が適正かつ確実なものであること」を要件としており、これは申請人が提出した起業準備活動計画の内容等から、申請人が行おうとする事業に実現性があり、当該事業が継続的・安定的に営まれる可能性が十分に認められるものであることを指しています。これを踏まえ、外国人が起業準備活動を行うに当たっては、当該外国人の生活の基盤が安定している必要があることから、借入金及び十分な生活資金が確保されていることを要件とし、地方公共団体において当該要件が満たされているか確認している。そのため、資格外活動により、生計を立てる手段として、起業準備活動と並行して別の資格を行うことについては、原則として認められません。	
133	令和4年11月18日	令和4年12月14日	役員員の株式保有に関する規律の見直し ①	①株式報酬の交付に係るインサイダー取引規制の適用除外 株式報酬としての1億円以上の株式の発行であっても、例えば高連通株式短期額面に対して発行価額が僅少である場合等、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微である場合は、インサイダー取引規制上の重要事項に該当しないこととすべきである。 ②株式報酬の交付に係るインサイダー取引規制の適用除外の場合、当該交付のインサイダー取引規制上の重要事項に該当する。そのため、当該重要事項の公表前においては、自己株式の処分等のコーポレートアクションに支障が生じうる。 〈要望実現により〉企業における株式報酬や持株金の利用が広がれば、人の活躍促進に資する。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	新株発行・自己株式処分の決定は重要事項とされており、払込金額の総額が1億円未満であると見込まれる場合は軽微基準を満たします。	金融商品取引法第166条第2項第1号イ、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第1項第1号イ	検討を予定	新株発行・自己株式処分の決定について、一定規模を超えたものが重要事項とされている趣旨は、これらの情報が投資家の投資判断に影響を及ぼすものと考えられていることに基づきます。 したがって、株式報酬目的の新株発行・自己株式処分の決定の重要事項の軽微基準の変更の可否につきましては、かかる趣旨を踏まえ、投資者の投資判断への影響を考慮しつつ、企業活動への制約の軽減、流通株式市場の活性化その他の要因による適切な基準の策定可能性等をも勘案した上で慎重に検討してまいります。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
134	令和4年11月18日	令和4年12月14日	役員員の株式保有に関する規律の見直し②	②自己株式の処分による株式報酬におけるインサイダー取引規制の適用除外 自己株式の処分はインサイダー取引規制における「売買等」に該当するため、上場会社等が役員・従業員に報酬として株式を交付する場合や、株式交付信託の委託者に株式を交付する場合において、当該会社の取締役が公表前の重要事実を知っているときは、株式報酬としての自己株式の処分がインサイダー取引に該当してしまうこととなり、株式の交付が困難となる。 しかしながら、インサイダー取引規制の趣旨は、証券市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を保護する点にあるところ、株式報酬の支給のために自己株式の処分を行う場合には、会社法に基づく決議を適正に経て行われる（役員報酬制度は、取締役会の決定に基づき事業報告で開示された範囲の決定方針に定められた範囲内で行われる）、投資者の信頼を害する危険性は小さい。また、株式の割当てに際しては会社法の手続きその他、有価証券届出書・通知書・取引所の適時開示が行われていることから同様に危険性は小さいものと考えられる。 さらに、2017年7月に施行された、株式報酬制度の柔軟な活用を可能とするための開示要件・取引規制等の改正にて、インサイダー規制の範囲を縮小しないようにするという観点から、インサイダー取引の未然防止のための法規制である役員等の売買報告書の提出制度等の対象から、役務の提供の対価として生ずる債権の給付と引換えに株式の交付を受ける場合について、ストック・オプションと同様に除外されたことも整合的と考ええる。 (要望実現により)企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資する。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	株式報酬としての自己株式処分は、職務執行の対価として交付されるため、インサイダー取引規制の対象となる「売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け」に該当するとも考えられます。	金融商品取引法第166条第1項	検討を予定	インサイダー取引規制の趣旨は、会社の未公表の内部情報を立派ゆえに知る者が一般の投資家と比べて著しく有利な立場で取引を行うことで、市場の公正性と健全性が損なわれ、市場への信頼が失われることを防止することにあります。 株式報酬としての自己株式の処分であっても、例えば、株価が下落するよう内部情報が存在している状態で、当該情報を知らない従業員に対する報酬として自己株式処分がなされる場合において、当該従業員が不当に不利益を被る等の弊害が生じる可能性がありますので、かかる趣旨が妥当します。 したがって、株式報酬としての自己株式処分をインサイダー取引規制の適用除外とするることにつきましては、上記のような弊害が生じる可能性を踏まえ、既存の適用除外の利用可能性等も勘案した上で慎重に検討してまいります。	
135	令和4年11月18日	令和4年12月14日	役員員の株式保有に関する規律の見直し③	③持株会による買付けの上限額の引上げ 持株会による株式の買付けがインサイダー取引規制の適用を受けない拠出金額の上限を、現状の1回当たり100万円未満から引き上げるべきである。	③持株会による買付けの上限額の引上げ 持株会による株式の買付けがインサイダー取引規制の適用を受けないようにするためには、各役員・従業員が1回当たりの拠出金額が100万円未満となければならない。しかし、当該規定の制定時に比べ、株式投資による資産形成の重要性が高まっていることから、持株会を通じて、インサイダー規制の対象とならない自社株式の取得を、1回100万円以上行いたいというニーズが高まっている。 (要望実現により)企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資する。	一般社団法人日本経済団体連合会	役員・従業員持株会、拡大従業員持株会、取引先持株会による上場会社等の株式の買付けは、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(1回当たりの拠出金額が100万円に満たない場合に限り)、インサイダー取引規制の適用除外とされます。	金融商品取引法166条6項12号、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条1項4号から8号まで	検討を予定	持株会の要件を満たす1回当たりの拠出金額の上限額の引き上げにつきましては、上限額を引き上げる必要がどの程度あるのか等を考慮した上で、慎重に検討してまいります。	
136	令和4年11月18日	令和4年12月14日	役員員の株式保有に関する規律の見直し④	④拡大従業員持株会の会員範囲の拡大 拡大従業員持株会の会員の範囲に、実施会社の被支配会社の従業員も含めることができるようにすべきである。	④拡大従業員持株会の会員範囲の拡大 現行法上、上場会社又はその被支配会社の従業員が当該上場会社の株式の取得することを目的とする通常の従業員持株会だけでなく、非上場会社の従業員が、当該非上場会社と密接な関係を有する上場会社の株式の取得することを目的とする持株会(拡大従業員持株会)も認められている。しかし、通常の従業員持株会と異なり、拡大従業員持株会の会員の範囲は実施会社(非上場会社)の従業員に限られており、その被支配会社の従業員は会員となることができない。そのため、例えば実施会社が分社型会社分割を行う場合には、一部の従業員が持株会の会員資格を喪失してしまうこととなり、これが拡大従業員持株会の利用拡大の妨げとなっている。 (要望実現により)企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資する。	一般社団法人日本経済団体連合会	拡大従業員持株会の範囲は上場会社等の関係会社の従業員に限定されており、上場会社等の関係会社の被支配会社の従業員は含まれておりません。	金融商品取引法第166条第6項第12号、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条第1項第6号・第7号・第3項	検討を予定	拡大従業員持株会の会員の範囲が一定の範囲に限定される趣旨は、拡大従業員持株会による一定の要件を満たす買付けがインサイダー取引規制の適用除外となる点、拡大従業員持株会に係る権利が金融商品取引法上の有価証券の定義から除外されることから、その範囲を明確かつ客観的に定める必要があることにあります。 したがって、上場会社等の関係会社の被支配会社の従業員まで拡大することにつきましては、拡大従業員持株会の会員の範囲の明確性・客観性を考慮しつつ、当該従業員と発行会社との関係性等を勘案した上で慎重に検討してまいります。	
137	令和4年11月18日	令和4年12月14日	役員員の株式保有に関する規律の見直し⑤	⑤持株会による株式の売付けに関する売買報告書提出の免除 持株会を通じて株式の売却について、少なくともその単位数が僅少である場合には、主要株主等売買報告書の提出を免除すべきである。	⑤持株会による株式の売付けに関する売買報告書提出の免除 上場会社等の主要株主が当該上場会社等の株式の売売を行った場合、原則として売買報告書を提出する必要がある。例外として、持株会による買付けに際しては報告書の提出を免除される一方で、売付けについては提出を免除されないため、持株会の管理運用に負担が生じている。しかし、従業員等が持株会を退会する際に持株会名義で売買単位未満の株式の売却をするに当たり、その合計が売買単位に達した場合であっても、その単位数は通常僅少であるため、報告書提出する意義は乏しい。 (要望実現により)企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資する。	一般社団法人日本経済団体連合会	役員・従業員持株会、拡大従業員持株会、取引先持株会による上場会社等の株式の買付けは、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員・従業員等の1回当たりの拠出金額が100万円に満たない場合に限り)、売買報告書が免除されますが、売付けは、単元未満株式の売却を除き、売買報告書が免除されません。	金融商品取引法第163条、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第30条1項2号から6号まで、金融商品取引法第163条の2、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第44条2号から6号まで	検討を予定	売買報告書の提出制度は短期売買利益の返還請求制度を実効化する趣旨で導入されており、持株会による株式の売付けに係る売買報告書の提出義務につきましては、かかる制度趣旨を踏まえつつ、持株会の管理運営への負担等を考慮した上で、慎重に検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
138	令和4年11月18日	令和4年12月14日	株式報酬の活用促進に向けた有価証券届出書の開示規制の緩和①	①譲渡制限付株式報酬の募集に係る有価証券届出書の提出不要の特例に係る制度の見直し ②譲渡制限付株式報酬を一部適用しやすくなるため、左記のよび「レギュラー」な事象による譲渡制限の解除があった場合には、「提出不要の特例」を認めるべきである。	①譲渡制限付株式報酬の募集に係る有価証券届出書の提出不要の特例に係る制度の見直し 2019年7月の府令改正により、譲渡制限付株式報酬の発行に際して一定の要件を満たす場合に、有価証券届出書の提出不要の特例が付けられた。しかしながら、付与対象者の死亡や発行会社の組織再編等のイレギュラーな事象による譲渡制限の解除があった場合には、「提出不要の特例」の要件を満たさないことから、提出不要の特例の利用件数は限定的である(譲渡制限付株式報酬を導入した企業1,374社のうち、「提出不要の特例」が利用され、臨時報告書によって開示がなされたのは、8社に留まる(2022年6月末時点))。 (要望実現により)企業における株式報酬の利用が広がり、人の活躍促進に資する。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	譲渡制限付株式報酬については、(1)交付対象者が発行会社等の役員等に限定されていること、(2)株式を取締役等が交付を受けることとなる日の属する事業年度経過後3月を超える期間譲渡が禁止される旨の制限が付けられていることを条件に、有価証券届出書の提出を不要とし、臨時報告書の提出事由としています。	金融商品取引法第4条第1項第1号、金融商品取引法施行令第2条の12	検討を予定	株式報酬における株式の譲渡制限解除事由の定めには、様々なものがあり得ると考えられるため、左記(2)の譲渡制限期間に関する要件を充足するかは、本規定の趣旨に照らして個々に判断されるべきものと考えられますが、ご指摘の交付対象者の役員等の死亡等の解除事由については、その定めから推察し、左記(2)の譲渡制限期間に関する要件を充足し得ることを明確化することを考えられたい、を検討します。なお、譲渡制限の解除事由として、期間以外の定めを設ける場合、譲渡制限の解除時期について、「(当該解除事由が生じた時)又は●年●月●日(株式の交付日の属する事業年度終了後)か月経過後時点のいずれか早い時点をもって譲渡制限を解除する」と定めるなど、解任プランの設計を工夫することにより、左記(2)の要件を満たすことも可能と考えられます。
139	令和4年11月18日	令和4年12月14日	株式報酬の活用促進に向けた有価証券届出書の開示規制の緩和②	②譲渡制限付株式報酬の募集に係る適算規定の適用除外 ③ストック・オプションの発行と同様に、譲渡制限付株式の発行においても、「適算規定」の適用を除外すべきである。	②譲渡制限付株式報酬の募集に係る適算規定の適用除外 譲渡制限付株式報酬を発行した場合、「提出不要の特例」を満たさない場合で、発行額が1億円以上の場合には、有価証券届出書の提出が必要になる。ここで、株式報酬の額が1億円未満の場合でも、割当決議の選定から1年以内に払込期日が到来した募集・売出しがあった場合で、当該募集・売出し行為に関して有価証券届出書を提出していないものがある場合には、その金額も適算して1億円以上となれば、有価証券届出書の提出が求められる(適算規定)。 こうしたことから、例えば、5,000万円～1億円未満の株式報酬を付与する会社には、「適算規定」が適用され、年度より提出書類が増えることとなる(例えば、1年目は有価証券届出書、2年目には有価証券届出書と提出)単年度において1億円未満の金額の譲渡制限付株式を発行するという実態が変わらないにも関わらず、年度毎に提出書類が増えるのは、手続が煩雑であり、実務上の負担が大きい。 (要望実現により)譲渡制限付株式報酬制度の安定的な運用が可能となり、その導入促進に寄与する。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	発行価額の総額が1億円未満の有価証券の募集については、原則、有価証券届出書の提出は不要で、有価証券通知書の提出で足りるとされています。ただし、当該有価証券の募集を開始する前1年以内に行われた同一種類の有価証券の募集又は売出しの発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が1億円以上となる場合には、有価証券届出書の提出が必要とす(金融適算規定)。なお、金融商品取引法施行令第2条の12の要件を満たす株券、新株予約権証券については、その合算対象から除外されています。また、1年以内に行われた募集又は売出しとは、過去1年以内に募集又は売出しを開始(有価証券通知書を提出した日)の日を以て開始した日とみなす。ししたものと及び過去1年以内に募集又は売出しの払込期日又は受渡期日が到来したものをい、起算の期日は当該募集又は売出しを開始する日の前日とするものとされています。	金融商品取引法第4条第1項第5号、第6項、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号、企業内容等の開示に関する留意事項4-6	検討を予定	譲渡制限付株式について、1億円未満の募集又は売出しを重複した期間の中で繰り返すことによる開示規制の潜脱を防止する金額適算規定の趣旨に照らすと、金融商品取引法施行令第2条の12の要件を満たさない以上、左記の金額適算規定の適用除外とすることは、困難であると考えられます。 ストック・オプションについても、金融商品取引法施行令第2条の12の要件を満たさない場合には、左記の金額適算規定の適用対象から除外されおけません。もともと、発行総額1億円未満の譲渡制限付株式を発行するという実態が変わらないにも関わらず、年度毎に提出書類が増えるといった事例が存在することをご指摘を踏まえ、当該事例に係る左記の金額適算規定の解釈・運用について、柔軟化することの適否も含め検討します。
140	令和4年11月18日	令和4年12月14日	株式報酬の活用促進に向けた有価証券届出書の開示規制の緩和③	③RSUを活用する場合等の有価証券届出書の提出免除 RSUの導入円滑化に向け、新株発行等における、有価証券届出書の開示規制を緩和すべきである。 【RSUの類型】権利確定に合わせて新株発行等を行う場合 発行する株式が譲渡制限付株式ではないことが一般的であり、その場合、発行価額が1億円以上となる場合には、有価証券届出書の提出が求められる。取締役等が一定期間経過後に株式を取得できる仕組みであるストック・オプションの発行において有価証券届出書の提出を免除する規定の趣旨を踏まえ、RSUについても、同様の規定を創設すべきである。 【RSUの類型】権利確定に合わせて株式を取得する場合 企業から報酬を受け、個人が権利行使時に一括して当該企業の新株発行等を引き受け株式の取得を行い、その後、権利確定時に権利行使の対象者に株式を交付する。この新株発行等の相手方が取締役等ではなく債権者となるため、発行価額が1億円以上となる場合には、有価証券届出書の提出が求められる。債権を活用したRSUの仕組みであるものの、債権は専断で過ぎず、取締役等が一定期間経過後に株式を取得できる仕組みであることと変わらないことから、この場合も、ストック・オプションと同様に、有価証券届出書の提出を免除する規定を設けるべきである。 また、RSUのみならず、債権を活用した株式報酬スキームにより新株発行等を行う場合に、インセンティブ報酬の効果があれば、幅広く有価証券届出書の提出を免除する規定を設けるべきを検討すべきである。	新株発行や自己株式処分(以下、新株発行等)における有価証券届出書の開示規制は、有価証券の発行者が、事業内容、財務内容、有価証券の発行条件等を投資家に開示する、重要な制度である。一方で、有価証券届出書の開示規制は、株式報酬制度導入の阻害要因となっている。投資家保護の法目的を損ねない範囲で、以下の通り、株式報酬の活用促進に向けた有価証券届出書の開示規制を緩和すべきである。 ③RSUを活用する場合等の有価証券届出書の提出免除 RSU(譲渡制限付株式ユニット)は、一定の在籍期間後に株式を付与される権利であり、実際に株式を付与する際に、会社から取締役等に株式を移転するもので、米国のIT企業等で導入が進んでいる。RSUは、ストック・オプションのように権利行使期間との差額ではなく、権利確定時の株金金額を付与対象者が享受できるため、企業価値向上、インセンティブ効果が高い。また、譲渡制限付株式と比べると、取締役等に対して権利確定前に株式を移転する必要がなく、権利が確定しなかった退職者等から株式を取り戻す必要がないといった利点もあり、日本でも、導入のニーズが高まっている。 (要望実現により)企業における株式報酬や持株会の利用が広がり、人の活躍促進に資する。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	いわゆるストック・オプションの募集については、(1)交付対象者が発行会社等の役員等に限定されていること、(2)新株予約権に譲渡制限が付けられていることを条件に、有価証券届出書の提出を不要とし、臨時報告書の提出事由としています。	金融商品取引法第4条第1項第1号、金融商品取引法施行令第2条の12、企業法第236条第1項第6号	検討を予定	ご指摘のRSUは、ストックオプション(新株予約権)のように法律上定めのある権利ではなく、金融商品取引法における有価証券として位置付けられていないと。そのような中で、金融商品取引法に、RSUを新株予約権と同様に扱い、開示規制の適用除外の対象とするについては、慎重な検討が必要であり、直ちに措置することは困難です。また、【RSUの類型】2.債権行使が企業から株式を取得する場合については、金融商品取引法施行令第2条の12が交付対象者が発行会社等の役員等に限定されていることを要件としている趣旨を踏まえ、より慎重な検討が必要です。なお、金融商品取引法上の開示規制の対象にRSUが該当するかが不明確となっていることから、RSUの導入に対する懸念がないとの声があることを踏まえ、今後、その取扱いを明確化することを検討します。
141	令和4年11月18日	令和5年4月14日	地方公共団体の支出負担行為に関する確認作業の民間委託促進	補助的な業務の委託を明確にすること。また、民間委託を行う場合に委託の適切な作業状況の監理等が行われることを前提に、地方公共団体職員による再度の確認・相合作業が必要である旨を、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき(仮称)的助言等によって明確にするべきである。その迅速化に向けた場合は、監査委員の毎月9日の休法(法235条の2)等によって、適切に支出負担行為の管理が行われることが前提となる。	地方公共団体の事業の効率化に向けて、業務の民間企業へのアウトソーシングが一つの選択肢となるが、実現に際しては様々な課題と障害がある。特に、地方公共団体の会計管理者の役割として地方自治法で規定される、支出負担行為に関する確認については、補助的な業務の民間委託が可能であるものの、その業務範囲は各地方公共団体の判断に委ねられている。しかし、この補助的な業務の定義が不明瞭であるために、民間委託できる範囲を、相合作業が必要である旨を、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき(仮称)的助言等によって明確にするべきである。その迅速化に向けた場合は、監査委員の毎月9日の休法(法235条の2)等によって、適切に支出負担行為の管理が行われることが前提となる。 (要望実現により)地方公共団体サービスを維持したまま組織のスリム化と業務効率性向上が図られ、ひいては民間に新たな雇用の機会を生み出し、地域経済の活性化が期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	総務省	地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第2項第6号の規定により、会計管理者は支出負担行為に関する確認を行うこととされています。	地方自治法第170条第2項第6号、第232条の4第2項	その他	御指摘のとおり、支出負担行為に関する確認に関する事務は地方自治法第170条第2項第6号の規定により、会計管理者の担任する事務とされており、これは、出納機関による牽制機能の確保のためであるところ、これを地方公共団体に属しない者に委任することはできないものです。委任に係る業務の範囲につきましては、会計管理者の適切な職務の遂行が確保される範囲で、各地方公共団体の実務に即して判断されるべきものと考えます。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
142	令和4年11月18日	令和4年12月14日	法人登記時の公証人による定款認証の撤廃	法人設立時にモデル定款および電子署名を利用することを要件として、公証人による定款認証を不要とすべきである。	法人(株式会社)の設立にあたっては、登記に先立ち、公証人による定款認証が求められている(会社法第30条)。2020年に「法人設立ワンストップ・サービス」が開始された後も、この定款認証については別法の予約・面談が必要であり、手続の完全オンライン化・デジタル化の阻害要因として、資本金の賦等に応じて1〜5万円の手数料が発生するなど、起業家にとって時間・費用双方の観点で負担となっている。 法務省は、定款認証については、①定款の存否、定款の記載内容全体について明確性を確保し、会社法等の関係法令違反の有無を確認することで、定款や法人格の存立にまつわる紛争を予防する機能、②定款作成の意思の真正性を確保し、不正な起業・会社設立を抑制する機能、③定款認証の際に実質的支配者となるべき者の把握を行う機能を有するとしている(規制改革推進会議第7回スタートアップ・イノベーション・ワーキンググループ提出資料、2022年4月14日)。 このうち、①については、会社法等の関係法令に適合したモデル定款の準備導入が有効である。また、定款は法人設立後は公証人による認証に変更することが可能であるため、定款認証が十分な紛争予防機能を担っているとは言えない。②については、そもそも代理人による手続が認められているほか、公証人法施行規則第19条の1に定める反社会的勢力の排除については、法人銀行口座を開設する際に同勢力との関係性に係る確認が行われており、反社会的勢力の排除に係る研修等を受けていない公証人にその責を担わせるのは合理的とは言えない。③については、発起人の電子署名による本人確認と改ざん防止措置を担保することで実現可能となる。	一般社団法人日本経済団体連合会	法務省	株式会社を設立するには、公証人による定款認証が必要である。また、公証人による定款認証に当たっては、公証人の面前において、公証人が、当該定款の署名若しくは記名捺印又は電子署名について自認する必要がある。 なお、公証人による定款認証は、①定款の存否、定款の記載内容全体について明確性を確保し、会社法等の関係法令違反の有無を確認することで、定款や法人格の存立にまつわる紛争を予防する機能のほか、②定款作成の意思の真正性を確保し、不正な起業・会社設立を抑制する機能を有している(公証人法、法令違反や無効な定款について認証を与えることはできません。)。また、上記②に関連し、マネーロンダリング対策の観点から、③定款認証の際に実質的支配者となるべき者の把握を行う取組も行っています。	会社法(平成17年法律第86号)第30条、公証人法(明治41年法律第59号)第26条、第62条ノ3、第62条ノ6第1項、第4項、公証人法施行規則(昭和24年法務府令第9号)第13条の4等	その他	定款認証については、規制改革実施計画(「R4.6閣議決定」)において、法務省は、定款認証時の不正抑制の効果をマネーロンダリング防止の効果が定量的に把握されていないことを踏まえて、公証人や嘱託人を対象として、定款認証に係る公益義務に関する実態を把握するための調査を行った上で、当該結果を分析し、定款認証が果たすべき機能・役割について評価を加えたとともに、その結果に基づいて、定款認証の改善に向けて、デジタル完結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえて、審判での経緯の双方の見直しを含め、起業家の負担を軽減する方策を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずることとされていることから、現在、同計画に従って対応を進めているところである。	◎
143	令和4年11月18日	令和5年4月14日	出勤日数の変動に伴う通勤費を考慮した標準報酬月額の変動の随時改定の対象拡大	通勤費を考慮して対応し、出勤日数が大幅に変動したため、標準報酬月額の差が2等級以上生じた場合でも、固定的な賃金の変動にのみならず、随時改定の対象に加えるべきである。	現行の標準報酬月額の制度は、通勤手当の単価等の変更、標準報酬月額の差が2等級以上生じた等の要件を満たす場合、随時改定されている。しかし、通勤費が実費払いで、労務の提供地が企業とされている場合、出勤日数の変動により標準報酬月額の差が2等級以上生じたとしても、固定的賃金の変動とみなさないため、随時改定の対象とはならない。このため、全国どこでも働けるようにして、従業員が多様な働き方を尊重する企業において、従業員の出勤日数の大幅な変動が実費払いの通勤費に対応する。働き方の実態と乖離した標準報酬月額をともに、従業員が年間を通じて社会保険料を支払うこととなるのは合理的と見られる。 (要望実現により)実際の出勤日数の状況を反映した標準報酬月額の算定が可能となる。「経済財政運営と改革の基本方針2022」(2022年6月閣議決定)で「多様な働き方の促進」が掲げられる中、従業員が多様な働き方を選択しやすくなることで、企業において多様な人材が活躍できる環境を実現することが期待される。なお、2017年4月20日の規制改革推進会議第14回投資等ワーキング・グループで、標準報酬月額に関する議論が行われた頃と比較して、人事業務のデジタル化が一層進んでいる。将来的な課題として、報酬額の変化を的確に反映し、従業員と企業の納得感を高めるために、月毎の報酬額に応じて社会保険料を毎月算出する仕組みの検討が必要である。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	現行制度においては、報酬月額において2等級以上の変動があり、かつ、その変動が固定的賃金の上昇または下落によって生じたものである場合に、随時決定の時期以外において、標準報酬月額を改定することができることとされています(随時改定)。当該労働日に伴う労働契約上の労務の提供地が事業所とされている場合であって、自宅から当該事業所に出勤するために要した費用を事業主が負担する場合、当該費用は、原則として通勤手当として「報酬等」に含まれますが、御指図の場合において、その額に変動があったとは、固定的賃金に関する変動とは認められず、随時改定の対象とされています。 なお、当該労働日における労働契約上の労務提供地が自宅とされており、業務命令により事業所等へ一時的に出勤し、その移動にかかる実費を事業主が負担する場合、当該費用は原則として実費弁償と認められ、「報酬等」には含まれません。また、在宅勤務・テレワークの導入に伴い、支給されていた通勤手当が支払われなくなる、支給方法が月額から日額単位に変更される等の固定的賃金に関する変動があった場合には、随時改定の対象となります。	健康保険法(大正11年法律第70号)第43条第1項 昭和36年1月26日保令第4号厚生省保長局長通知	対応不可	随時改定については、保険事務の効率化及び簡素化の観点から、固定的賃金の変動等を要件としているところですが、標準報酬月額の適切な設定については、今後にも必要に応じて検討を行ってまいります。	△
144	令和4年11月18日	令和5年6月22日	医療分野でのクラウド利用加速に向けた先進技術の活用	右記ガイドラインの該当箇所について、「TLSクライアント認証や、これと同水準で将来を適切に認証できる手法により認証を実施すること等、手法の選択の拡大を認める記載とすべきである。	クラウドを用いて医療機関にサービスを提供する事業者は、そのサービス提供にあたって、厚生労働省が「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参照している。そのため、クラウドを用いて医療機関にサービスを提供する事業者が安価かつ安全にサービスの提供を行うとしても、使用する認証方法は当該ガイドラインに記載されている方式に限定されず、サービスの安価かつ安全な提供に支障が生じている。また、毎年認証の登録更新が必要であるために、コストがかかっている。 一方、医療機関側でもクラウドを用いた業務効率化サービス等を利用しようとする場合に当該ガイドラインにおける認証方式に基づいて毎年証明書を発行しなければならないず、手間と費用が発生している。 TLSクライアント認証は企業が利用している方法であり、特定の端末からアクセスされていることを保証するシステムであるものの、①ユーザー単位の認証ではXPにログインできれば何でも操作可能など、②端末内に認証情報を保存するためマルウェア等に侵入された場合に漏洩であること、③利用端末すべてに対して定期的な証明書更新が必要であるため医療機関側のオペレーションコストが増大すること、④さまざまなクラウドサービスで間接的に使わらず、現在一般的に主流となっている技術の活用には制約が生じること等の課題がある。 他方で、ハードウェアキー(FIDOセキュリティキー等)を活用した2段階認証等では、端末認証は固有のキーデバイスを所持しており、なおかつ所有者が直接操作していることが確認できる。加えてオンライン上でユーザー認証も実施できるため、より簡単にセキュリティレベルの高い認証が実施可能であるなど、技術の進歩によって代替手段も講じられるようになってきている。 (要望実現により)医療分野における先進技術の活用が一層進展し、業務の効率化とコスト削減を図ることが可能となる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」の「13. ネットワークに関する安全管理措置」において、「オープンなネットワークにおいて、IPsecによるVPN接続等を利用してHTTPSを利用する場合、TLSのプロトコーループをTLS1.3以上と限定した上で、クライアント証明書を利用したTLSクライアント認証を実施すること」を求めています。	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版	検討を予定	ご提案の、IPsecによるVPN接続等を利用せずHTTPSを利用する場合にかかるTLSクライアント認証以外のクライアント認証方法については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」の策定にあたり、有識者交えた検討を重ねましたが、現時点で公開されている規格では、接続先にかかるクライアント認証について、TLSクライアント証明書を用いた認証方法と同程度のセキュリティを担保を確認することが困難であると考えています。従って、ご提案のガイドラインの修正については、引き続きの検討事項となります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果					
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
145	令和4年11月18日	令和4年12月14日	在留資格「特定技能」の対象分野(鉄鋼業)の追加	鉄鋼は建設、産業機械、自動車、造船等、幅広い産業で利用されており、社会インフラに欠かせない素材である。その製造プロセスでは、原料調達・加工から製鋼・圧延等の各生産工程のほか、鋳造、鍛造、圧延等、様々な技能作業があり、大手高炉メーカーをはじめ鉄鋼企業では、それら企業のグループ会社のほか、協力会社が現場での様々な技能作業を担っている。特に、国内の鉄鋼業界の従業者約21万人のうち、協力会社の従業者は約14万人を占めている。とりわけ協力会社においては、新規の採用で定員を充足できない状況が顕著であり、生産性向上や国内人材確保のための取組みを行っても、なお必要な人材を十分に確保することが困難な状況にある。協力会社の人材不足は、その製造プロセスの遂行を中心として、鉄鋼生産全体に大きな影響を生じさせ、結果的に鉄鋼のサプライチェーンの内滞な維持・発展や各鉄鋼重要産業への適切な供給責任という面からみて、大きなリスク要因を生じさせる恐れがあることから、協力会社における安定的な人材確保は、鉄鋼業界全体にとって不可欠な重要な課題となっている。	(要望実現により)鉄鋼業界の安定的な人材確保につながることを期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	法務省 経済産業省	【特定技能制度における特定産業分野の追加について】 特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材確保することが困難な状況にある産業上の分野(特定産業分野)において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるものであり、現在、介護業等12の特定産業分野のみ受け入れが認められています。 特定産業分野の追加については、新たに外国人材の受け入れが必要となる分野の所管省庁から、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材確保することが困難な状況にあることを示していただき、それを踏まえ、その分野での受け入れの適否を法務省を含む関係省庁で検討し、判断することとなります。	「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について(平成30年12月25日閣議決定)」	その他	【特定技能制度における特定産業分野への追加について】 まずは業界としての意向や人手不足等の詳しい状況を所管省庁(経済産業省)に示していただき、当該省庁における調査・検討を経て、特定産業分野に追加すべきであるとの判断がなされた場合には、法務省を含む制度関係機関においても適切に検討してまいります。	◎	
146	令和4年11月18日	令和4年12月14日	在留資格「特定技能」の対象分野(コンビニエンスストア)の追加	コンビニエンスストアは災害対策や公共料金の支払い、宅配便の荷物の発送等多様なサービスを提供しており、日常生活に不可欠な社会・生活インフラとしての役割を担っている。東洋や神奈川、大阪をはじめとする都市圏等を以ていた地方圏における人材不足は深刻であり、タワマンワークでの求人数に対する応募数は2022年2月時点で約0.6倍である。生産性向上や国内人材確保のための取組みを行ってもなお人材確保することが困難な状況にあり、人材不足によって安定した店舗運営については地域のインフラ機能にも大きな影響が生じる恐れがある。	(要望実現により)コンビニエンスストアの安定的な人材確保につながることを期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	法務省 経済産業省	【特定技能制度における特定産業分野の追加について】 特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材確保が困難な状況にある産業上の分野(特定産業分野)において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れるものであり、現在、介護業等12の特定産業分野のみ受け入れが認められています。 特定産業分野の追加については、新たに外国人材の受け入れが必要となる分野の所管省庁から、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材確保することが困難な状況にあることを示していただき、それを踏まえ、その分野での受け入れの適否を法務省を含む関係省庁で検討し、判断することとなります。	「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について(平成30年12月25日閣議決定)」	その他	【特定技能制度における特定産業分野への追加について】 まずは業界としての意向や人手不足等の詳しい状況を所管省庁(経済産業省)に示していただき、当該省庁における調査・検討を経て、特定産業分野に追加すべきであるとの判断がなされた場合には、法務省を含む制度関係機関においても適切に検討してまいります。	◎	
147	令和4年11月18日	令和4年12月14日	在留資格「特定技能2号」の対象分野拡大	建設業、造船・船用工業分野以外でも、一定の技能水準を条件として特定技能2号に移行できるよう早期に制度整備すべきである。	特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材確保が困難な状況にある「特定産業分野」において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れるものであり、平成30年の入管法改正により創設されました。 特定技能2号は、熟練した技能を有する業務に従事する外国人向けの在留資格であり、現在12の特定産業分野のうち建設及び造船・船用工業分野の2分野での受け入れが可能となっています。 特定技能2号の対象分野を追加する場合には、政府基本方針に基づき、法務省が、その分野を所管する省庁及び厚生労働省等の制度を所管する省庁とともに追加する分野の運用方針を変更する閣議決定を定めることとなります。	一般社団法人日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材確保が困難な状況にある「特定産業分野」において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れるものであり、平成30年の入管法改正により創設されました。 特定技能2号は、熟練した技能を有する業務に従事する外国人向けの在留資格であり、現在12の特定産業分野のうち建設及び造船・船用工業分野の2分野での受け入れが可能となっています。 特定技能2号の対象分野を追加する場合には、政府基本方針に基づき、法務省が、その分野を所管する省庁及び厚生労働省等の制度を所管する省庁とともに追加する分野の運用方針を変更する閣議決定を定めることとなります。	「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について(平成30年12月25日閣議決定)」	その他	特定技能制度施行後3年半を経過し、在留者数も約11万人(令和4年(2022年)9月末現在、速報値)に上っていることから、特定技能2号の対象分野の追加については、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、分野所管省庁において現場の結果を踏まえ、制度所管省庁としても、政府基本方針に基づき適切に対応してまいります。	◎	
148	令和4年11月18日	令和4年12月14日	特定技能所属機関による定期届出頻度の見直し	定期届出の提出頻度を四半期ごとから半年ごとに見直すべきである。	政府が閣議決定した「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」において、特定技能制度活用を促進する観点から、その実現には、受け入れ企業側に課されている書類作成業務などの負担軽減が必要である。現在、特定技能外国人を受け入れる企業には受け入れ状況・活動状況や支援計画の実施状況に関する届出などを四半期ごとに提出することが義務づけられている。例えば、支援計画の実施状況に関する届出については、日本語学習の機会提供や就職支援等への対応実施の有無などを記入するなど、一人あたり多数の書類を届出対象人数に応じて作成しなければならない。特定技能を活用する企業によっては書類の作成に2、3日かかることもあり、受け入れ企業の大きな負担となっている。とりわけ特定技能の活用が期待されている中小・小規模事業者にとっては四半期一度の報告業務は大きな負担である。当該報告業務に係る負担が軽減となり、特定技能制度の活用をためらう企業も存在することから、特定技能外国人の受け入れを阻害する要因の一つとなっている。	(要望実現により)受け入れ企業の書類作成の負担が軽減し、特定技能制度の活用促進が期待できる。	一般社団法人日本経済団体連合会	法務省	特定技能制度における特定技能所属機関による届出については、出入国管理及び難民認定法第19条の18第2項に規定されており、届出の頻度については、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の18第5項において、四半期に一度定められています。 (主な届出内容) 特定技能外国人の受け入れ状況に関する届出(例:特定技能外国人の受け入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等) 特定技能外国人の活動状況に関する届出(例:報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受け入れに要した費用の額等) 支援計画の実施状況に関する届出(例:相談内容及び対応結果等)※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合は除く	・出入国管理及び難民認定法第19条の18第2項 ・出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の18第5項	検討を予定	定期届出は、特定技能外国人の保護を目的として、特定技能所属機関が受け入れを適正に行っているかを定期的に確認する必要があるとの観点から、出入国管理及び難民認定法施行規則により四半期に一度、届出行うよう規定されているため、定期届出の頻度を半にについては、慎重に検討するものと考えています。 その上で、特定技能制度の更なる活用のために、受け入れ企業の負担軽減と、特定技能外国人の保護を目的とした届出に関する制度の趣旨の両立を目指し、適切な届出制度となるよう努めてまいります。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
149	令和4年11月18日	令和4年12月14日	専修学校卒業生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」取得に係る要件緩和	専修学校卒業生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」取得に係る要件緩和 専修学校卒業生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」取得に係る要件緩和 専修学校卒業生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」取得に係る要件緩和	在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、大学等を卒業した27万人の外国人材が幅広い分野で活用している資格である。その取得にあたっては、「従事しようとする業務に必要な技術力は知識に相当する科目を専攻して卒業している」とことが求められる。このうち大学および高等専門学校卒業生については、出入国在留管理庁は、その教育機関としての性格を踏まえ、業務と専攻との関連性を従来より柔軟に判断している旨を明らかにしている。一方、向し高等教育機関である専修学校の卒業生については、専門士あるいは高度専門士の称号があれば在留資格が許可されるものの、その業務と専攻の内容に「相当程度の関連性を有する」としている（出典：出入国在留管理庁「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について）。このため、専修学校卒業生については、在留資格の取得審査が厳格で、実際の職務内容と専攻から乖離しないよう厳しく制限されている。 例えば、ホテル業に関する専修学校の専攻課程を卒業した場合、ホテルの宿泊部門のうち、訪日外国人客への接客を伴うフロント業務には従事可能でも、客室管理・科教部門・宴会部門への従事も認められていない。ホテルでは従事可能でも、客室管理・科教部門・宴会部門への従事も認められていない。また、コミュニケーション系においては、店舗運営管理や運営・顧客を主とする業務として許可された場合、店舗で勤務している場合に当然必要としない接客、出店・出店等の業務（加盟店主や店長であったり必要に応じて実施するもの）が認められない。一方で現場等での業務のスキルアップが望ましいが、専修学校の卒業生は、日本人や大学を卒業した外国人と異なる配置やキャリアパスを強いられるのが実情である。 一方で、専修学校と同様、高校卒業後約2年間の修業年限を有する高等専門学校の卒業生や、短期大学卒業生（短期大学については在留資格「技術・人文知識・国際業務」の取得時に業務と専攻との関連性を柔軟に判断することが認められている。短期大学と専修学校は、その入学資格についても外国において、学校教育における12年の課程を修了した者（得た学位に相当し、修了後にいかなる大学への編入学を認められているなど、日本の学校教育制度において同等の扱いとなっている）。（要望実現により）専修学校を卒業した外国人材に一層の活躍の機会を提供することが可能となり、多様な人材の活躍促進に資する。	一般社団法人日本経済団体連合会	法務省	制度の現状 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とし、また、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとされており、このように教育機関としての大学の性格を踏まえ、大学における専攻科目と従事しようとする業務との関連性については、柔軟に判断しています。また、高等専門学校は、一般科目と専門科目をバランスよく配した教育課程により、技術者に必要な豊かな教養と体系的な専門知識を身に付ける機関であるとされており、大学の同様、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとされていることから、大学に申し渡して判断しています。その一方で、専修学校については、職業若しくは実業生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とされていることから、専修学校における専攻科目と従事しようとする業務については、相当程度の関連性を必要としています。	「出入国管理及び難民認定法」第7条第1項第2号の基準を定める省令 「学校教育法」第83条第1項、第2項及び第124条	対応不可	「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で認められる活動内容のうち、技術・人文知識の分野については、自然科学又は人文知識の分析に属する技術・知識を必要とする業務、すなわち学術上の業績を背景とする一定水準以上の業務に従事するものに在留資格該当性が認められるものであることから、職業若しくは実業生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする専修学校の場合にあっては、専攻科目と従事しようとする業務の関連性について相当程度の関連性が求められるため、緩和することは困難です。 なお、専修学校の場合について、従事しようとする業務に関連する科目を直接専攻したとは認められないような場合であっても、履修内容全体を見て、従事しようとする業務に係る知識を修得したと認められる場合においては、総合的に判断することとしています。また、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で認められている活動内容は前述のとおりであるため、大学等を卒業した方である専修学校を卒業した方があるにかかわらず、ホテルにおいて主として客室清掃や料金の配付に従事したり、コミュニケーションスタッフにおいて主として接客や案内出しなどに従事することは、基本的に認められておらず、両者に違いはありません。	◎
150	令和4年11月18日	令和4年12月14日	在留資格「技能実習」における申請書類の簡素化	提出書類の内容が氏名を除き同一である場合に限り、「技能実習計画認定申請書」「入国後講習実施予定表」「実習実施予定表」については、受け入れる実習生の一頁表を添付することで、正本・副本各1部にて足りることをすべきである。	外国人の技能実習を行うためには、出入国在留管理庁長官と厚生労働大臣から実習計画の認定を受けなければならない。現在、同計画の認定事務は、外国人技能実習機構（OTT）が担っており、団体管理型では申請手続で最大55種類の書類を書類で提出することが求められている。 このうち、「技能実習計画認定申請書」「入国後講習実施予定表」「実習実施予定表」については、申請者は、受け入れる実習生1名ごとに正本・副本各1部ずつ添付して提出する必要がある。複数の技能実習生を同一職種・同一企業・同一グループとして受け入れる場合、氏名以外の氏名以外の氏名に同一となるにもかかわらず、受け入れ企業において当該同一書類の印刷・取入れ（1名あたり12ページに及ぶ）に時間と費用がかかるのが現状である。 （要望実現により）官民双方において書類業務が効率化され、各社内で受け入れ環境の整備やOTTが取り組む不適切事例の監査等、より重要な対応に時間を割くことが可能となる。	一般社団法人日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省	技能実習計画の認定制は、平成29年11月に施行された技能実習法において、限られた実習期間の中で、技能実習生ごとに、段階的かつ計画的に技能等を確実に修得させる観点から、新たに設けられたものであり、要内容に「技能実習計画認定申請書」、これには「技能実習計画」「入国後講習実施予定表」及び「実習実施予定表」が含まれており、これは技能実習法施行規則第4条第1項において正表一部及び副表一部を提出して行うこととされているものであり、技能実習生ごとに提出していただく必要があります。 申請書類の簡素化に関しては、出入国在留管理庁及び厚生労働省では、同時に2以上の申請をする場合や、過去の一定期間同一の書類を提出している場合にあっては重複する書類の提出を不要とする、様式の統合や申請書類等の押印を原則として不要とするなどの取組を行っています。	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第4条	検討し着手	今後の取組として、御要望の技能実習計画の認定申請手続について、令和7年末までにオンラインで実施できるようにするべく、利用者の利便性向上に向けた検討を行ってまいります。 また、技能実習制度は技能実習法の附則において定められている見直し時期を迎えていること、制度の在り方の検討が今後行われることとなっており、そうした制度見直しの全体の議論の中においても総合的に検討を行うてまいります。	◎
151	令和4年11月18日	令和5年6月22日	遠隔健康医療相談に係る医療要件の緩和	右指針において、医師の指示の下で医療従事者等が遠隔健康医療相談を実施する場合は取扱いを明確化し、「遠隔健康医療相談（医師）」（またはそれと同等のもの）として認められている「患者個人の心身の状態に応じた医学的助言」を、「遠隔健康医療相談（医師以外）」においても可能とすべきである。	現行の「オンライン診療の適切な実施に関する指針（以下「同指針」という）では、遠隔健康医療相談における「患者個人の心身の状態に応じた医学的助言」は、医師が応対する「遠隔健康医療相談（医師）」においてのみ可能とされている。医師以外の者が応対する「遠隔健康医療相談（医師以外）」では、看護師等医師以外の医療従事者等が、医師が監督・作成したマニュアルを用い、医師の指示下で医学的に質の高いサービスを提供することは可能であっても、「患者個人の心身の状態に応じた医学的助言」を提供することはできない。 その結果、一般的な医学的助言の提供しかできないため、相談者の望む十分な回答ができず、応対の質・相談者満足度を向上させないという状況が生じている。また、応対者は「患者個人の心身の状態に応じた医学的助言」に該当しないよう、適度・慎重な表現と指針などによって事象が生じているとの指摘がある。同指針の見直しに関する検討では、「遠隔健康医療相談（医師）」と「遠隔健康医療相談（医師以外）」を区別する理由として、医師が持つ医療・医学の知識を重視している。一方で、看護師も医学的助言および技術に関する内容を含んだ専門教育を受け、一定の医学的助言能力を有していることを踏まえ、一定の医療行為（診療の補助）については、その能力の範囲内で実施できかつ否かに関する医師の医学的助言を前提として、看護師も実施することができることとされているが、同検討会でのことは提案されていない。看護師が一定の医療行為（診療の補助）を実施できるとされていることについては、遠隔健康医療相談においても考慮されしべきである。 （要望実現により）医師不足の状況下で看護師等の活躍の機会を拡大しつつ、遠隔健康医療相談サービスの質を向上することが可能になる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、「遠隔健康医療相談（医師）」は、「遠隔医療のうち、医師一相談者間において情報通信機器を活用して得られた情報のやりとりを行い、患者個人の心身の状態に応じた必要な医学的助言を行う行為」と定義し、「遠隔健康医療相談（医師以外）」は、「遠隔医療のうち、医師又は医師以外の者一相談者間において、情報通信機器を活用して得られた情報のやりとりを行うが、一般的な医学的助言の提供や、一般的な受診勧奨に留まり、相談者の個別の状態を踏まえた患者の罹患可能性の提示・診断等の医学的助言を伴わない行為」と定義している。	厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月（令和5年3月一部改訂）	検討を予定	規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、看護師が医師の指示・監督の下、相談者と情報通信機器を活用して得られた情報のやり取りを行い、患者個人の心身の状態に応じた必要な最低限の医学的助言を伴う受診勧奨は、医学的な判断を伴わない一般的な情報提供である遠隔健康医療相談の範疇に留まるものではありません。	◎
152	令和4年11月18日	令和5年6月22日	遠隔健康医療相談で実施可能な行為の拡大	右指針を見直し、右行為を遠隔健康医療相談として、看護師等においても実施可能とすべきである。	「オンライン診療の適切な実施に関する指針（以下「同指針」という）では、「患者からの症状の訴えや、問診などの心身の状態の情報収集に基づき、疑われる疾患等を判断して、疾患名を列挙し受診すべき適切な診療科を選択すること（以下「同行為」という）は、医療行為である「オンライン受診勧奨」に該当している」とされている。しかし、厚生労働省関係にある医療行為の解釈（＝当該行為が行う行為）は、医師の医学的助言および技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（以下「危険行為」という）に該当する。したがって、危険行為に該当する行為は、単に患者（相談者）の個別の状況に応じた医学的助言の提供として、適切な診療科を選択し送り出す行為は、場合によっては身体危害化のリスクがある経路診断や非受診的勧奨とは異なる。一方、人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為は「当該該当す、すなわちオンライン受診勧奨ではなく遠隔健康医療相談の範疇に留まるものと考えられる。 （要望実現により）相談者の適切な受診行動、ひいては疾患の早期発見等が可能となり、国民の健康増進につながる。さらに、不適切な診療科選択の減少や重症化の回避によって、国の課題である医療費適正化に寄与するとともに、医療機関側から見て、対応可能な診療科に当たった患者の早期の受診やスムーズな療養が可能になる。	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、「オンライン受診勧奨」は「遠隔医療のうち、医師一患者間において、情報通信機器を通して患者の診察を行い、医療機関への受診勧奨をリアルタイムにより行う行為であり、患者からの症状の訴えや、問診などの心身の状態の情報収集に基づき、疑われる疾患等を判断して、疾患名を列挙し受診すべき適切な診療科を選択すること、患者個人の心身の状態に応じた必要な最低限の医学的助言を伴う受診勧奨」と定義している。	医師法第17条、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月（令和5年3月一部改訂）	対応不可	患者からの症状の訴えや、問診などの心身の状態の情報収集に基づき、疑われる疾患等を判断して、疾患名を列挙し受診すべき適切な診療科を選択すること、患者個人の心身の状態に応じた必要な最低限の医学的助言を伴う受診勧奨は、医学的な判断を伴わない一般的な情報提供である遠隔健康医療相談の範疇に留まるものではありません。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
153	令和4年11月18日	令和5年7月12日	医療情報の保護に関するガイドラインの見直し①	<p>個々人のニーズにあわせて、いわゆるパーソナライズドヘルスケアサービスの需要が高まる中、その推進に向けて、現行の「医療情報の保護に関するガイドライン」、いわゆる3省2ガイドライン(以下、「ガイドライン」という)を以下とおし充実させるべきである。</p> <p>①「外部サービス」から「医療機関」へのデータ連携の明確化 データ連携に関する個としてのユースケースを公表し、ユースケースに付随して「パーソナル・ヘルス・レポート」(PHR)等の外部サービスから医療機関へのデータ連携にかかわる考え方、要求事項を明記すべきである。具体的には、PHR等の外部サービスから医療機関へデータ連携を許容する条件について、用途、データ項目、システム面でのセキュリティ対策要件等をガイドラインに記載すべきである。</p>	<p>ガイドラインには、「医療機関」から「外部サービス」へのデータ連携についての記載はあるものの、「外部サービス」から「医療機関」へのデータ連携についての記載がない。明確な記載がないことによる不安は、医療機関・外部サービス提供者双方がパーソナライズドヘルスケアサービスを活用する際、リスクをとって踏み込むことを躊躇する可能性があり、ひいては国民の利益を損なう恐れがある。</p> <p>(要望実現により)個人のデータを医療機関を含むヘルスケアサービス事業者に円滑に提供することが可能となり、パーソナライズドヘルスケアサービスの推進が期待される。その結果、未病・予防といった病気になる前の対策が可能となり、国民に利益をもたらすとともに、国としての社会保障費の抑制につながる。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省 経済産業省 総務省	<p>PHR事業者が遵守すべきセキュリティの要件等については、「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」(令和3年4月総務省・厚生労働省・経済産業省)において示しています。</p> <p>また、PHR事業者が、医療機関等との契約等に基づいて医療情報システム等(自宅で測定されたバイタルデータやマイクロを電子カルテシステム上に表示させる機能等)を提供する場合には、「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン第11版」(令和5年7月総務省・経済産業省)の対象となり、当該ガイドラインでは一律に要求事項を定めることせず、リスクベースアプローチに基づいたリスクマネジメントを実施することとなります。この場合、医療機関においては「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」(令和5年5月厚生労働省)の遵守が求められます。</p>	<p>民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針 医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン第11版 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	○
154	令和4年11月18日	令和5年7月12日	医療情報の保護に関するガイドラインの見直し②	<p>個々人のニーズにあわせて、いわゆるパーソナライズドヘルスケアサービスの需要が高まる中、その推進に向けて、現行の「医療情報の保護に関するガイドライン」、いわゆる3省2ガイドライン(以下、「ガイドライン」という)を以下とおし充実させるべきである。</p> <p>②ネットワークセキュリティの要求の明確化 暗号化や相互認証における要求事項を再検討し、国としてのユースケースや取り扱うデータ種別等に依り遵守すべき要求事項を定義し、公開すべきである。</p>	<p>ガイドラインにはネットワークセキュリティに関する要件や前提条件等の記載がないため、利用者である医療機関等にとって要求水準が曖昧し、結果として医療機関もサービス利用に消極的となるおそれがある。現状のままでは、サービス内容に独自性を発揮したい規模ベンチャーの参入が困難になるほか、医療機関や医療機関の再構築にかかわるリスクを過大に評価し、サービス利用に消極的ななど事態懸念される。</p> <p>(要望実現により)それぞれの事業者が自身の提供するサービスで、最低限どこまでセキュリティ対応が必要かが明確となり、データを提供する医療機関等に対して、その対策を明確に示すことが可能となるため、安心してデータの提供が可能となる。その結果、様々なパーソナライズドヘルスケアサービスの開発・利用が進むことが期待される。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省 経済産業省 総務省	<p>PHR事業者が遵守すべきセキュリティの要件等については、「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」(令和3年4月総務省・厚生労働省・経済産業省)において示しています。</p> <p>また、PHR事業者が、医療機関等との契約等に基づいて医療情報システム等(自宅で測定されたバイタルデータやマイクロを電子カルテシステム上に表示させる機能等)を提供する場合は、「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン第11版」(令和5年7月総務省・経済産業省)の対象となり、当該ガイドラインでは一律に要求事項を定めることせず、リスクベースアプローチに基づいたリスクマネジメントを実施することとなります。この場合、医療機関においては「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」(令和5年5月厚生労働省)の遵守が求められます。</p>	<p>民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針 医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン第11版 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	
155	令和4年11月18日	令和4年12月14日	ヘルスケアアプリ等の開発における倫理指針の適用範囲の明確化	<p>ヘルスケアアプリ等開発時のデータの取り扱いに関し、「生命・医学系指針」が対象とする「生命科学・医学研究」の範囲を明確化し、周知徹底すべきである。その際、特に、個人向けヘルスケアアプリ等から取得されたデータをを用いた研究の該当性について明確化を求める。</p>	<p>人を対象とする生命科学・医学系研究については、個人情報保護法を遵守したうえで、さらに人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(「生命・医学系指針」)の適用が求められている。一方、同指針が対象とする「生命科学・医学系研究」の定義が幅広く、企業によっては同指針を適用する研究の範囲に違いが生じており、ヘルスケアアプリ等の開発や効果検証において機会損失が発生している。</p> <p>例えば、適切な受診や検査といった行動を促すこととを目的とするような個人向けヘルスケアアプリの開発において、当該ヘルスケアアプリを介して取得した多数の医療機関の受診状況の情報を研究や実証等に活用し、同指針が適用されるかどうかは企業によって判断がわかれるところである。</p> <p>(要望実現により)ヘルスケアアプリ等の開発が促進され、それらを活用した個人による健康管理・予防行動の推進とともに、疾患の早期発見や適切な受診による健康寿命の延伸が期待される。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省 文部科学省 経済産業省	<p>「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)以下「倫理指針」という。)における、第2 用語の定義の(1)「人を対象とする生命科学・医学系研究」について、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 ガイドランス」(令和4年6月6日)では以下のように解説しています。</p> <p>「人を対象として、特定の食品・栄養成分の摂取がその健康に与える影響を調べる場合及びウェアラブル端末等(医療機関に該当しないものを含む)のレコメンドーションを踏まえた利用者の行動変容が健康に与える影響を調べ、医学的な評価を得ようとする場合は、「研究」に該当する。」</p> <p>また、実施予定の研究が倫理指針の対象となるか否かについて個別具体的な判断を要するといった場合には、倫理指針第8章に記載の倫理審査委員会に意見を求めたいところです。</p>	<p>人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)第8章 1章第2(1)ア、第8章</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	◎
156	令和4年11月18日	令和5年6月22日	疾患の予防を目的としたヘルスケアデータの解釈・生活改善提案の実現	<p>医師法における診断行為となる、疾患の治療を目的とした「検査結果の解釈」と、疾患の予防を目的とした「データの解釈・生活改善提案」を法的に分け、後者を一般企業でも行えるようにすることを要する。</p>	<p>高齢化に伴い、慢性疾患・生活習慣病が社会的に深刻化しており、例えば認知症患者による資産額は2017年時点で143兆円に達し、2030年には215兆円を記入るとされている(出所:第一生命経済研究所「Economic Trend」、2018年8月)。認知症に限らず、脳卒中や糖尿病、パーキンソン病等、免疫システムの制御不全が引き起こす慢性疾患・生活習慣病が社会に与える影響は大きく、介護保険・医療保険等の社会福祉に対する負担も増加している。こうした背景を踏まえ、生活習慣の改善による疾病予防の疾患予防仕組みを構築することは、日本経済・社会の持続可能性に重要な役割を果たす。</p> <p>このような状況において、スマートウォッチや遺伝子検査サービス、腸内細菌検査サービス等、先端技術を活用したイノベーションが顕出される一方で、日本では生体データの解釈を行うことが医師法の対象となる医師行為に該当する可能性があるとなっており、更なるイノベーションを促すうえで大きな障害となっている。また、イノベーションや新しい価値創造につながる研究開発をも牽制させる恐れがある。</p> <p>ヘルスケアサービスの活用により健康に対する意識を高め、予防策をとることは国民の命や健康を脅かさない予防策の行為であり、医師法で規定されている「医師の医学的判断及び技術をもってするのてなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある」医療行為とは区別されるべきである。また、ウェアラブルデバイスで取得されたデータや血液や尿検査等健康診断レベルの検査結果の情報について、一般企業もデータの解釈に基づいて生活習慣の改善や予防策を提案するサービスができるようにすべきである。</p> <p>(要望実現により)ヘルスケア領域においてもデータを活用したイノベーションが促進され、国民生活の向上に広く寄与することが期待される。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>医師法(昭和23年法律第201号)第17条に規定する「薬業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのてなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある、反復継続する意思をもって行うことであると解しております。</p>	<p>医師法</p>	<p>対応不可</p>	<p>医師行為の該当性については、個別具体的に判断する必要があるところ、ご照会の疾患の予防を目的とした「データの解釈・生活改善提案」の意味するところが明らかではなく、一概にお答えすることは難しいかと考えます。</p>	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
157	令和4年11月18日	令和4年12月14日	データベース研究の生命・医学系指針におけるインフォームド・コンセント規定の見直し	データベースやバイオバンク等を活用した研究において、生命・医学系指針における規定について、将来の研究への利用・提供について包括的な同意が取得されている場合には、通知または公開で既存試料・情報を利用・提供可能となる以下のような見直しすべきである。 ①他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合において、「自らの研究機関において保存している既存試料・情報を研究に用いる場合」と同様、既に同意を得ている研究の目的と相当の関連性があると倫理審査委員会において合理的に認められる場合には通知又は公開で提供可能な旨を規定すべきである。 ②「同意を要する時点で特定されなかった研究への試料・情報の利用の手続」について、「研究者等」の手続きだけでなく「他の研究機関に対して既存試料・情報の提供を行う者」の手続きについても記載すべきである。	人を対象とする生命科学・医学系研究においては、携わる全ての関係者が遵守すべき事項が人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（生命・医学系指針）に規定されている。将来への様々な研究への利用を目的としたデータベースやバイオバンク等においては、同意取得時点では将来的な研究は決まっておらず、また、データベースやバイオバンクから試料・情報を提供して研究が行われる場合、多くのデータベースやバイオバンクが研究を実施する研究者等が個人の研究対象者に対し、具体的研究目的が決まった時点で再同意を取得することは困難である。 しかし、生命・医学系指針におけるインフォームド・コンセント(CIC)規定「他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合」では、将来の研究に関して包括的に同意を得ていた場合でも、立ち上がる研究ごとに具体的な研究内容を示し、繰り返しの手続きを実施することが求められており、データベースやバイオバンク等の積極的な活用を妨げている。 (要望実現により)データベースやバイオバンク等の活用が促進され、生命科学・医学系研究の進捗を速くし、国民の健康の保持増進、患者の痛みの回復、生活の質の向上への貢献が期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会 厚生労働省 文部科学省 経済産業省	「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）第8の13において、個人情報保護法（平成15年法律第57号）第27条の規定に基づき、他の研究機関に対して既存試料・情報を第三者提供する場合は、一部の例外を除き、原則同意を取得することとされています。	人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）第4章第8	検討を予定	ご意見を踏まえ、見直しの必要性を含め検討いたします。	◎
158	令和4年11月18日	令和4年12月22日	医療機器の装着・測定における医療行為該当性の明確化	一般人の使用による危害の恐れが小さい医療機器については、患者が実装せず、本人もしくは家族、介護士等のケアギバーが装着・測定することについて、医療行為に該当しないと通知やガイドライン等において明確化すべきである。	在宅診療や遠隔診療が普及するなか、検査機器の進歩（機器の装着・測定の手軽化に伴い、それらの機器を用いた検査に關しても、患者本人、ケアギバー等によるリモートでの実装が期待できる。例えば、近年市販の心電計は小型化・装着方法の簡便化が進み、本人もしくは家族等ケアギバーによる装着であっても正確な測定が可能となっている。しかし、ホルター心電計の装着は、医師法における医療行為に当たると解釈される場合もあるため、患者もしくは家族等ケアギバーによる装着ができず、医師等による機器の取組のためだけに患者の来院が必要となり、患者のみならずケアギバーにとっても大きな負担となっている。また、介護現場においては、血圧測定等原則して医療行為に該当しないと考えられるものが通知されているものの、記載されていない行為については解釈が曖昧となり、介護士等によるケアの提供に關し、施設ごとの運用のばらつきも懸念される。 (要望実現により)患者やケアギバー、医療従事者の負担軽減につながる医療機器の開発が促進され、持続可能な医療介護提供体制の構築につながるが期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会 厚生労働省	医師法（昭和23年法律第201号）第17条に規定する「医療」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医師法）を、反復継続する意思をもって行うことであると解しております。		その他	心電計の装着については、例えば、病院等において、医師が必要可容を医学的に判断し、その場で医師等の指示の下に看護師等により、装着を行っているなどのケースが考えられますが、二重の自宅や介護施設等、医師や看護師等以外の者により、心電計の装着がユーザーが想定されるのかも含めて、個別具体的に判断する必要があると考えしております。	◎
159	令和4年11月18日	令和4年12月14日	治験の円滑化に向けた説明文書および同意文書の標準化	治験における説明文書および同意文書の標準的な形式を策定し、ガイドランス等に示すことを求める。	治験は人々の健康と医療の向上に資する新たな医薬品の開発に不可欠なプロセスである。治験で用いられる被験者への説明文書の作成は治験責任医師の責務とされており、治験依頼者は、治験ごとに必要な情報を盛り込んだ説明文書および同意文書の雛形を治験責任医師に提供している。この雛形は、治験依頼者ごとに多種多様であり、実施医療機関においても独自の雛形を規定している場合も多い。 そのため、治験依頼者と治験実施医療機関の間、文書の修正・確認作業に大きな負担がかかっている。治験の実施が遅れる原因のひとつとなっている。加えて、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（GCP省令）や個人情報保護法の改正等説明文書および同意文書の内容に影響を与える改正が行われた場合は、改正に準拠した雛形の改訂を個々に行う必要が生じている。 また、今後普及が進むと思われる医療機関への来院に依存しない臨床試験（DCT）においては、動画や音声等の電磁的ツールを使用した被験者への説明・同意取得方法であるe-consentの活用が想定されること。多種多様な規制に合わせたカスタマイズは、紙と比べて一層煩雑となり、DCT推進の阻害要因にもなりうる。 (要望実現により)治験依頼者と治験実施医療機関の間における文書作成の負担が軽減され、治験の円滑化が図れることで、新たな医薬品をより早く患者に届けることが可能となる。新たな医薬品の早期普及によって、より多くの人がより健康な状態で活躍する社会の実現に貢献できる。	一般社団法人日本経済団体連合会 厚生労働省	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（GCP省令）にて、説明文書はGCP省令第9条にて、治験依頼者により作成されるべき者として規定されており、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」のガイダンスにて、治験の依頼をしようとする者は、治験責任医師となるべき者が作成するために必要な資料・情報を提供することを求められています。そのため、説明文書を作成する者は、治験責任医師となるべき者です。その説明文書に記載すべき事項は第5条にて規定しております。	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（GCP省令）第9条、第9条 「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」のガイダンス 第9条	対応不可	治験のデザイン、対象患者等により、説明文書に記載すべき内容は異なると考えられることから、雛形を一概に示すことは困難です。また、治験のデザイン等に左右されない記載事項もございますが、説明文書は治験責任医師等が被験者に対して、治験について、説明するものであることから、各実施機関の状況も踏まえて作成されるものと考えられます。雛形をお示しすることは望んでおりませんが、GCP省令において、治験責任医師となるべき者が説明文書を作成すると規定されており、治験を依頼しようとする者は、治験責任医師となるべき者と説明文書の記載内容について、個々の修正の要否について、ご検討いただきまますようお願いいたします。特に、GCP省令については、ICH(International Council for Harmonisation of Technical Requirements for Pharmaceuticals for Human Use (医薬品規制調和国際会議))での日米欧の調和された枠組みに基づき同様の枠組みで臨床試験が実施されていることから、日本のみ独自に規制を変更することはかつて日本の治験の実施を阻害することになりかねません。また、動画や音声等の電磁的ツールを使用した説明文書につきましては、ご指摘のとおり、個々の修正はDCT推進の阻害になると考えられますので、可能な限り同じ電磁的ツールを使用するよう、周知することを検討してまいります。	◎
160	令和4年11月18日	令和4年12月14日	治験審査の集約による研究開発の迅速化	ガイドランス等において、治験組1つのIRBで審査を行うことを原則化するなど、IRBの集約化を促進すべきである。	治験は人々の健康と医療の向上に資する新たな医薬品の開発に不可欠なプロセスである。日本は欧米と比較し小規模な医療機関が多く、治験に必要な実施医療機関数も多くなる傾向にある。治験の安全性・有効性と倫理を審査する役割を持つ治験審査委員会（IRB）審査は、治験の開始、継続の適否や実施計画書の変更等、治験の開始から終了に至るまで必要になるが、実施医療機関間に行われることが多く、それに伴う人・費用・時間の負担が大きくなっている。また、実施医療機関に設置されたIRBによる審査は質や迅速性も一律に担保されておらず、治験実施に時間を要する原因にもなっている。 平成20年の医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（GCP省令）の改正により、複数の実施医療機関のIRB審査を1つのIRBに集約することが可能となっている。しかし、IRBの集約化は、実施医療機関にとって、施設に設置しているIRBの審査収入減少につながる等の理由により、十分に進んでいない。 (要望実現により)IRB審査にかかる負担を軽減でき、治験の円滑化・効率向上が促り、早期の医薬品開発における国際競争力向上も期待される。新たな医薬品の早期普及によって、より多くの人がより健康な状態で活躍する社会の実現に貢献できる。	一般社団法人日本経済団体連合会 厚生労働省	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（GCP省令）第27条第1項において、治験審査委員会（IRB）の設置する者について規定しており、現在のGCP省令において、複数の実施医療機関で実施する治験の審査を1つのIRBに集約することは可能になっております。	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（GCP省令）第27条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、現行制度下において、IRBを集約することは可能になっております。特に、GCP省令については、ICH(International Council for Harmonisation of Technical Requirements for Pharmaceuticals for Human Use (医薬品規制調和国際会議))での日米欧の調和された枠組みに基づき同様の枠組みで臨床試験が実施されていることから、日本のみ独自に規制を変更することはかつて日本の治験の実施を阻害することになりかねません。引き続き、国内における治験活性化のため、共同IRBの設置、活用について周知してまいります。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
161	令和4年11月18日	令和4年12月14日	遺伝子組換え生物等の申請手続きの迅速化	<p>研究開発段階における遺伝子組換え生物等の第二種使用等拡散防止措置確認申請を迅速化するために、以下の対応を講ずるべきである。</p> <p>①変更申請について、経路変更報告に実験管理者等の変更を含めなくてはならない。また実験室の追加変更等異なる変更申請(2～3週間)に承認することを求める。新規申請については、毎月の審議が可能となるよう、現行の不定期の委員会開催に加えて、書面審議の活用を求める。</p> <p>②文部科学省ホームページ(ライフサイエンスの広場)等において、審議に要する期間の目安や、次回審議日程の確実な提示等、計画的な研究遂行にあたり参考となる情報を提供すべきである。</p> <p>③例えばe-Gov電子申請のようにシステム申請を可能とすることを求める。</p> <p>④将来的には、申請、審議状況確認、審査結果の通知まで、申請に関わる手続きをデジタル化によりワンストップで実施できる仕組みの構築を求める。</p>	<p>遺伝子組換え生物等の使用等に当たっては、生物多様性の確保を図るため、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)」により講ずるべき措置等が定められている。研究開発段階における第二種使用等(拡散防止措置を講じて行うもの)においては、省令および告知に定めるべき措置が定められていない場合には、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けた拡散防止措置を執らなければならない。大臣への承認申請において、現状では、新規申請だけでなく簡易な変更申請であっても、申請から承認まで時間を要し、また、その間に進捗状況の把握ができず承認時期も見積もれないことから、承認後に実施可能となる研究開始時期の見込が立たず、日本における感染症の診断やワクチン開発、あるいは、新しい医薬品の研究開発等の実行/イノベーション創出の障害となっている。</p> <p>また、軽微な変更においては報告のみで承認申請・承認は不要であるが、対象の項目が限定されている。</p> <p>(要望実現により)日本における計画的な研究が促進され、一層の科学技術/イノベーション創出の振興が期待される。さらに、申請手続きのデジタル化は、リモートワークによる感染症対策や手続きの効率化、働き方改革にもつながる。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	文部科学省	<p>遺伝子組換え生物等の研究開発段階における第二種使用等に当たっては、省令に定めるべき拡散防止措置が定められていない場合、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けた拡散防止措置を執らなければならないこととされています。</p> <p>確認に当たっては、省令の別記様式(第9条関係)に沿って提出された申請書について、弊省の担当窓口にて申請書の形式要件のチェックや委員会の審査の要否の判断を行います。必要に応じて委員会での審査を行った上で、確認結果の通知を送付しています。</p> <p>既に確認を受けた申請書の内容の変更が生じた場合、申請書の再提出・確認を不要とする項目を定め、指定の確認に於いて報告のみで良いとする運用としています。</p> <p>また申請に当たり必要な手続きについては、令和4年6月に実施した省令改正により全て電子化されたこととします。</p>	<p>大臣確認申請した項目に変更が生じた場合の報告様式について</p>	<p>① 検討を予定</p> <p>② 対応不可</p> <p>③ 現行制度下で対応可能</p> <p>④ 検討を予定</p>	<p>①既に確認を受けた申請書の内容について変更が生じた場合の対応と、実験管理者の変更を経験の変更報告に含めることを検討します。</p> <p>②実験室の追加変更は、設備・機器が適切な拡散防止措置が執られていることを確認する上で重要な項目であるため、案件により適切に審査しています。できる限り迅速に手続きが完了するよう努めます。</p> <p>③申請内容によって審査期間が異なることから、目安を示すことは難しいと考えています。なお、次回委員会開催予定日は弊省webページ(ライフサイエンスの広場)に掲載しています。</p> <p>④申請に必要な手続きは全て電子化されています。</p> <p>⑤手続きの具体的な流れを弊省webページに掲載した上で、手続きの進捗状況を申請者に適時に共有することを検討します。</p>
162	令和4年11月18日	令和4年12月14日	介護報酬に関する人員基準、加算・減算等の解釈・運用の統一と周知	<p>介護報酬給付対象サービスに係る人員基準や加算・減算の要件は厚生労働省の基準省令や通知で示されているが、その解釈や運用は保険者(各地方公共団体)により異なる場合が多い。そのため、複数の地方公共団体にわたる事業所を抱える法人内で混乱のもととなっており、介護職員の負担増につながっている。また、それぞれの事業所を所管する地方公共団体(多数にわたる)の全てに解釈・運用を周知することは困難であり、事業所を指導している会社内部でも対応に苦慮する場面がある。</p> <p>例えば、介護保険(地方公共団体)による実地指導の機会や、事業者の照会に対する地方公共団体の回答において実際に当該の具体的な「問い」への「答え」が一致しない場合がある。</p> <p>1職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合の勤務時間上の扱いについて</p> <p>令和3年度介護報酬改定において、全サービスについて、「週30時間以上の業務で常勤勤務での計上も(常勤)勤務」と認めるとされている。ある地方公共団体は、「グループホームでの介護従事者の日々の人員配置において週30時間勤務を常勤換算上」ととっており、解釈を異議を呈している。他方で、グループホームについてはこれを認めない地方公共団体もある。</p> <p>2特定施設入居者生活介護での医療機関連携加算の要件について</p> <p>指定居宅サービスに要する費用の額算定に関する基準によれば、「(1)施設医療機関等に対して利用者の健康状況について月に1回以上情報を提供すること(情報提供日)前30日以内において特定施設入居者生活介護を算入した日(1日未満の場合は計算できない)、との要件が示されている。ある地方公共団体は実地指導の場で「情報提供日は介護報酬請求月と同一月でなければならない」との解釈(明文にない要件)を示し、当該要件の不備を理由に連携加算(減算)を指示した。他の地方公共団体からはそのような解釈を示された例はない。</p> <p>これらの解釈の違いは、省令や通知の文面からは読み取れず、事業者によって予断図である。また合理的理由(例えば地域の事情に応じた弾力的扱い等)を見出し難いものがある。</p> <p>こうした介護報酬制度に関わるローカルルールについては、規制改革推進会議でも既に議論されており、「規制改革実施計画」(2022年6月)において、介護分野におけるローカルルール等による事務負担の軽減に向けた実施事項として、国や地方公共団体に対する要望を随時提出できる専用窓口を設けることが記載された。</p>	<p>介護保険給付対象サービスに係る人員基準や加算・減算の要件は厚生労働省の基準省令や通知で示されているが、その解釈や運用は保険者(各地方公共団体)により異なる場合が多い。そのため、複数の地方公共団体にわたる事業所を抱える法人内で混乱のもととなっており、介護職員の負担増につながっている。また、それぞれの事業所を所管する地方公共団体(多数にわたる)の全てに解釈・運用を周知することは困難であり、事業所を指導している会社内部でも対応に苦慮する場面がある。</p> <p>例えば、介護保険(地方公共団体)による実地指導の機会や、事業者の照会に対する地方公共団体の回答において実際に当該の具体的な「問い」への「答え」が一致しない場合がある。</p> <p>1職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合の勤務時間上の扱いについて</p> <p>令和3年度介護報酬改定において、全サービスについて、「週30時間以上の業務で常勤勤務での計上も(常勤)勤務」と認めるとされている。ある地方公共団体は、「グループホームでの介護従事者の日々の人員配置において週30時間勤務を常勤換算上」ととっており、解釈を異議を呈している。他方で、グループホームについてはこれを認めない地方公共団体もある。</p> <p>2特定施設入居者生活介護での医療機関連携加算の要件について</p> <p>指定居宅サービスに要する費用の額算定に関する基準によれば、「(1)施設医療機関等に対して利用者の健康状況について月に1回以上情報を提供すること(情報提供日)前30日以内において特定施設入居者生活介護を算入した日(1日未満の場合は計算できない)、との要件が示されている。ある地方公共団体は実地指導の場で「情報提供日は介護報酬請求月と同一月でなければならない」との解釈(明文にない要件)を示し、当該要件の不備を理由に連携加算(減算)を指示した。他の地方公共団体からはそのような解釈を示された例はない。</p> <p>これらの解釈の違いは、省令や通知の文面からは読み取れず、事業者によって予断図である。また合理的理由(例えば地域の事情に応じた弾力的扱い等)を見出し難いものがある。</p> <p>こうした介護報酬制度に関わるローカルルールについては、規制改革推進会議でも既に議論されており、「規制改革実施計画」(2022年6月)において、介護分野におけるローカルルール等による事務負担の軽減に向けた実施事項として、国や地方公共団体に対する要望を随時提出できる専用窓口を設けることが記載された。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>厚生労働省としては、規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)において、「介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う申請について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時提出できる専用窓口を設ける。とされたことを受け、令和4年度以降、計10回にわたる「社会保障審議会介護部会分科会の文書に係る負担軽減に関する専門委員会(以下「専門委員会」という。)」の中で議論した。手続負担の軽減を目的として、9月29日に「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」(以下「要望受付フォーム」という。)を設置しようとする。また、要望受付フォームには9月28日から11月18日までの期間に寄せられた件数は342件という状況です。</p>	<p>・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法(平成14年法律第151号)</p> <p>・介護サービス事業所に係る電子申請/届け出システムの利用開始に伴う対応等について(令和4年9月29日厚生労働省老健局長通知)</p>	検討を予定	<p>・要望受付フォームに寄せられた要望については、内容を整理し、専門委員会へ報告等を行ってまいります。</p> <p>・また、「制度の現状」の欄でお示ししている行政手続のみならず、人員基準など厚生労働省で定める基準に加えて、独自に手続や規制を課しているなどいかなるローカルルールへの対応については、どのような実態があるのか、また、どのような問題や影響が生じているのかについて、地方公共団体等へのヒアリングを実施すること等により、実態を十分に把握することとされており、その上で必要な検討を行ってまいります。</p>
163	令和4年11月18日	令和4年12月14日	第1種農地の農地転用許可基準の弾力化	<p>農地法において、第1種農地の農地以外への転用が例外的に認められる基準の1つに、「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」がある。この施設のために農地転用許可申請を行う場合、農林水産省通知の規定により、雇用計画、および申請者と先地方公共団体の間での雇用協定の送付が求められる。この雇用計画では、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合が、概ね3割以上となることと確定だと判断される内容が必要となる。しかし、申請者が、雇用協定の締結でこのような内容を提示することは実務上困難である。</p> <p>例えば、マルチテナント型の物流施設を建設する場合、申請者である施設開発事業者が当該施設を建設し、施設運営者(当該施設従業員雇用主)がテナントとして入居するケースが多い。この場合、建物竣工まで約3年程度の期間を要することから、農地転用許可の締結時ではテナントが確定しなかったり、確定しても従業員の雇用条件は検討段階であったりすることがほとんどである。また、人口減少や高齢化が進む中で、大規模物流施設等多くの雇用者が必要な施設の建設や、施設に入るテナントの業種内容が高齢者の希望しないものがある場合には、3割以上の雇用を確保することは実質的に難しい。</p> <p>(要望実現により)大型施設の建設が進み、多くの雇用創出と税収増加の観点から、地方創生に寄与することが期待される。</p>	<p>農地法において、第1種農地の農地以外への転用が例外的に認められる基準の1つに、「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」がある。この施設のために農地転用許可申請を行う場合、農林水産省通知の規定により、雇用計画、および申請者と先地方公共団体の間での雇用協定の送付が求められる。この雇用計画では、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合が、概ね3割以上となることと確定だと判断される内容が必要となる。しかし、申請者が、雇用協定の締結でこのような内容を提示することは実務上困難である。</p> <p>例えば、マルチテナント型の物流施設を建設する場合、申請者である施設開発事業者が当該施設を建設し、施設運営者(当該施設従業員雇用主)がテナントとして入居するケースが多い。この場合、建物竣工まで約3年程度の期間を要することから、農地転用許可の締結時ではテナントが確定しなかったり、確定しても従業員の雇用条件は検討段階であったりすることがほとんどである。また、人口減少や高齢化が進む中で、大規模物流施設等多くの雇用者が必要な施設の建設や、施設に入るテナントの業種内容が高齢者の希望しないものがある場合には、3割以上の雇用を確保することは実質的に難しい。</p> <p>(要望実現により)大型施設の建設が進み、多くの雇用創出と税収増加の観点から、地方創生に寄与することが期待される。</p>	一般社団法人日本経済団体連合会	農林水産省	<p>農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設については、その地域の農業従事者を相対的に増やすことが可能な施設があることを前提に、第1種農地の不許可の例外としています。</p> <p>「就業機会の増大に寄与するか否かは、当該施設に雇用されることとなる農業従事者の割合がおおむね3割以上であるか(都道府県知事等が設定した特別基準がある場合には当該基準を満たすか)否かで判断することとし、当該施設に係る農地転用許可申請に際しては、申請者に雇用計画及び申請者と地元自治体との雇用協定の締結を求めた上で、農業従事者の雇用の確実性の判断を行うことが適当であると通知しているところです。</p>	農地法第4条第6項第1号口 農地法施行令第4条第4項第2号イ 農地法施行規則第33条第2号 「農地法の運用について」第20の1のイ(イ)の2の(c)	現行制度下で対応可能	<p>御提案の内容については、現行制度の運用においても、農地転用許可権者の判断により、</p> <p>①近隣市町村に居住する農業従事者にまで雇用する農業従事者の範囲を拡大すること、</p> <p>②雇用可能な農業従事者の数が十分に確保できない等の特別の事情がある場合には、特別基準として3割を下回る雇用割合等を設定することが可能です。</p> <p>また、一般国道又は都道府県道の沿道等の区域に流通業務施設を設置する場合や、農村産業法や地域未採投資促進法に基づく計画を活用する場合には、農業従事者の雇用割合を要件としているものではないことから、今回例示のあった施設のように、あらかじめ農業従事者の雇用割合を把握することが困難な場合には、これらの第1種農地の不許可の例外措置の適用を受けることで実現することも可能です。</p>

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
167	令和4年11月18日	令和4年12月14日	一般送配電事業者の地域福利増進事業における所有者等間連携の利用に関する本人同意手続きの廃止	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法を改正し、公益性の高い一般送配電事業者の実施する地域福利増進事業においては、関連情報取得に当たり土地所有者の同意手続きを廃止すべきである。なお、地域福利増進事業は、不特定多数の事業者・個人が利用できる事業制度ではなく、関連情報の取得・利用にあたっては、会社名称や社印、個人情報等の管理措置の提出と地方公共団体の受理・承認が必要であることから、同意手続きを廃止して、関連情報の活用等は阻止できるものとする。	一般送配電事業者を営む各社では、事業を進めるにあたって、関係する土地の土地所有者等関連情報(以下、「関連情報」という)を取得し、所有者との任意交渉のうえで、地域福利増進事業である一般送配電設備を建設する。その関連情報の取得に際しては、国・地方公共団体を営む、本人の同意を得る必要がある。しかし、人口減少等の社会情勢の変化から所有者不明の土地(以下、「不明土地」という)が増加しており、居住者がなく所有者が不明の登記上の住所に書面を送付しても、宛先不明で同意なしとみなされてしまう。また、居住者がいる場合でも、意思表示がなされないケースもあると、本人同意の取得が困難な状況もある。以上から、同意取得手続きを経て、関連情報の提供がなされることは少なく、所有者探索と事業計画の変更にも多大な時間とコストがかかっている。十分に探索を行ったうえで所有者が判明しなかった場合、土地の使用権に係る鑑定申請(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第16条)を経て、有期間での利用が可能になるともあるが、不明であった土地の所有者が不明な場合、その利用期間の更新によって改めての交渉が求められる。送電線等の設備用地は半永久的な土地利用が必要であり、リスクを伴う観点からは、鑑定申請は活用されにくい状況にある。このため、関連情報が得られない場合には、当該地を外すため事業計画の変更を余儀なくされることがあり、低コストかつ円滑な送配電事業推進の支障となっている。(要望実現により)送配電線の整備において、所有者不明土地の利用が円滑化され、再生可能エネルギー等の導入拡大、ひいてはカーボンニュートラル目標の達成に資することが期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	国土交通省	都道府県知事又は市町村長は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第43条第2項に基づいて、地域福利増進事業等を実施しようとする者で国及び地方公共団体以外の者に対して土地所有者等関連情報(土地所有者等と意料される者の氏名、住所等)を提供しようとする場合には、あらかじめ、提供することについて本人の同意を得ることが必要です(同法第43条第3項)。	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第43条第2項に基づいて提供される土地所有者等関連情報は個人情報であり、慎重な取扱いが求められます。許可機関が本人の同意なく個人情報を提供することが個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条において制限されていることを踏まえ、国及び地方公共団体以外の者に対して本人の同意なく土地所有者等関連情報を提供することは困難です。なお、本人の同意を得られなかった場合であっても、土地所有者等に関する必要な探索は行ったこととなるため、都道府県知事に対して、同法第10条第1項に基づく特定所有者不明土地の土壌使用権等の取得についての鑑定や同法第27条第1項に基づき特定所有者不明土地の取用等についての鑑定を申請することが可能です。	対応不可	
168	令和4年11月18日	令和4年12月14日	にぎわいある街づくりに向けた道路占用に係る手続のワンストップ化①	①デジタル庁や国土交通省が中心となり、地方公共団体における道路占用申請について、e-Govを利用した標準化した形の手続のオンライン化の早期実現を図るべきである。地方、指定区間内の国道を除く、地方公共団体が管理する道路(指定区間外の国道、都道府県道、市區町村道)は、「道路占用システム」の対象とされていない。政府は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「民間事業者等が社会経済活動を行うために地方公共団体に申し出て申請・届出等については、原則として、既存の共通機能であるe-Gov等を活用した行政手続のオンライン化・標準化を図ることとしており、同計画内で、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進するべき手続として定めた道路占用申請についても、e-Govを利用したオンライン化の促進を検討している。(要望実現により)道路占用に係る手続がオンライン上でワンストップサービスとすれば、飲食店等が屋外席等を設置することが容易になり、オープンスペースの活用が進み、にぎわいのある魅力的な街づくりに貢献することが期待できる。	道路を占用して路上に飲食施設等を設置しようとする際、指定区間内の国道では、歩行者利便増進道路制度に基づき、オンライン上で公開された道路占用許可基準および道路使用許可基準の確認事項を完了する場合、申請者は道路管理者および都道府県警へ事前相談を行うことなく、道路占用許可および道路使用許可(道路占用システム)によりオンライン一括申請することができる。地方、指定区間内の国道を除く、地方公共団体が管理する道路(指定区間外の国道、都道府県道、市區町村道)は、「道路占用システム」の対象とされていない。政府は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「民間事業者等が社会経済活動を行うために地方公共団体に申し出て申請・届出等については、原則として、既存の共通機能であるe-Gov等を活用した行政手続のオンライン化・標準化を図ることとしており、同計画内で、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進するべき手続として定めた道路占用申請についても、e-Govを利用したオンライン化の促進を検討している。(要望実現により)道路占用に係る手続がオンライン上でワンストップサービスとすれば、飲食店等が屋外席等を設置することが容易になり、オープンスペースの活用が進み、にぎわいのある魅力的な街づくりに貢献することが期待できる。	一般社団法人日本経済団体連合会	国土交通省	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、新たにオンライン化等への検討を行う際は、e-Gov等の利用を第一に検討することとされており、	道路法第32条 デジタル社会の実現に向けた重点計画(2022年6月閣議決定)	①対応 ②検討 ③予定	①「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえて、デジタル庁と連携して、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占用申請手続のオンライン化についても、e-Govを利用したオンライン申請が可能となるよう取り組んでまいります。具体的には、令和6年度は試行的にいくつかの地方公共団体への道路占用申請手続についてオンライン化を行い、令和6年度以降、段階的に地方公共団体の対象範囲を広げていきます。 地方公共団体の道路占用申請のオンライン化を進めるに当たっては、その連携状況等も勘案しつつ、デジタル庁とも連携して、地方公共団体と国への道路占用申請がワンストップ等により円滑に行えるよう、検討してまいります。
169	令和4年11月18日	令和4年12月14日	たばこ販売の出店距離規制の撤廃	たばこ事業法とたばこ事業法施行規則を改正し、出店距離規制を撤廃することで、CVSIにおけるたばこ販売の自由度を高め、すべての利用者に利便性の高い店舗・サービスを提供できるようにすべきである。	コンビニエンスストア(以下、「CVS」という)は、食料品から嗜好品まで様々な商品を販売し、地域消費者の利便性向上に寄与している。しかし、たばこの販売においては、たばこ事業法および施行規則によって、その所在地の区分に応じて既存たばこ販売店舗と25〜300メートルの距離を取る必要があり、必ずしも販売できるとは限らない。たばこはCVSの利益を支える主要商品であり、その販売が可能であるか、CVSの出店候補地の選定において重要な判断要素となるが、すでにたばこ販売店が密集している場合、距離基準を満たせず、出店ができないことがある。このため、CVSニーズの高まり、店舗間でも、出店を兼ねたたばこ候補地が全国に多々存在する。また、既存のたばこ販売店は、たばこ販売の許可を取得したものの販売実態がない店舗があり、CVSの出店を妨げている例もある。(要望実現により)CVSの出店は、都市部のみならず、地方や高齢者の買い物負担を軽減でき、出店エリアの利便性を向上させることとなり、地域活性化の推進に資することが期待される。	一般社団法人日本経済団体連合会	財務省	製造たばこの小売販売を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。その際、予定営業所と最寄りの営業所との距離について、財務大臣が定める距離に達していない場合は「不許可」となります。	たばこ事業法第22条、第23条 たばこ事業法施行規則第20条 大蔵省告示第74号 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領	対応不可	たばこ事業法における小売販売業の許可にかかる距離基準については、たばこ小売店の立立を抑制することにより小売販売業者の競争の安定を図ることに加え、たばこの購入価格が適正にならないことによることで、未成年者喫煙防止上の社会的利益やたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の趣旨に応えるという重要な役割を果たしています。したがって、引き続き必要な措置であると考えています。(また、「身体障害者福祉法」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」では、身体障害者等が小売販売業の許可申請をした場合、財務大臣は、当該申請に許可をえるよう努めなければならないと規定されており、これを受け、距離基準の特例として、身体障害者等から申請があった場合、距離基準を緩和し、原則の距離に8割を乗じて得た数値を適用する取扱いをします。仮に、距離基準を撤廃し、小売店が林立することになった場合、これらの者の劣勢支援を図るとする福祉法等の趣旨を損うおそれがある点についても考慮する必要があります。)なお、販売実態がない既設小売店が出店の妨げになっている例があるとの提案理由に関しては、距離基準の特例として、最寄りの小売販売業者の営業所との距離がある場合や販売数量の少ない「低調店」である場合には、予定営業所との距離は測定しないこととしており、新規出店が妨げられる要因とはなりません。財務(支)局では、休業店や低調店の存在確認も含め、現地調査等に基づいて審査を行い、許可または不許可の決定を行っておりますので、申請手続についてご不明な点がございましたら、お近くの財務(支)局の担当課へご相談ください。
170	令和4年11月18日	令和4年12月14日	グリーン成長実現に向けた事業者間連携に関する独占禁止法上の留意点の明確化	公正取引委員会は、グリーン成長の実現に向けた事業者間連携に関し、それが独占禁止法違反となるかどうかを事業者が容易に判断できるように明確な条件や具体例を示し、こうした事業者間連携が促進される事業環境を整備すべきである。	グリーン成長の実現に向けては、研究開発、設備の投資・運営、物流など様々な分野において、事業者間の連携による取り組みの必要性が高まっており、グリーン成長の実現に向けた意識の高まりも促進されるべきものである。しかし、そのような連携(その準備・検討段階における情報交換活動を含む)が独占禁止法違反とならない条件や具体例が不明確であり、法的に確実なことが事業者間連携の障害となるおそれがある。	一般社団法人日本経済団体連合会	公正取引委員会	独占禁止法は、自由経済社会の下、事業活動を行う上で事業者等が守るべき基本ルールを定めた法律であり、公正かつ自由な競争を促進するため、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止しています。 公正取引委員会は、グリーン社会の実現に向けて、これまで以下のような取組を実施して参りました。 ＜ガイドライン＞ 平成13年6月(2001年) リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針 ほか ＜政策提言＞ 平成22年3月(2010年) 地球温暖化対策における経済的手法を用いた施策に係る競争政策上の課題について～国内排出量取引制度における論点～ ＜相談事例＞ 平成7年度(1995年度) 環境対策のために特定原料の使用を自粛すること 平成10年度(1998年度) 安全規格(安全・環境問題へ対応するもの)の制定及び認証 平成19年度(2007年度) レジ袋の利用抑制のための有料化の取組 平成24年度(2012年度) 事業者団体による環境への影響が懸念される製品の製造販売を停止する取組 令和元年度(2019年度) レジ袋の有料化に伴う事業者団体による単価統一等の取組 ほか	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(第2条第6項・第3条(不当な取引制限)、第2条第9項・第19条(公正取引方法)等)	対応	公正取引委員会は、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会」を令和4年10月から開催し、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する競争政策上の課題について、有識者から意見を聴取しているところです。また、事業者等における環境問題への取組の具体的な内容、特に、その取組に関する独占禁止法上の留意点などについて、有識者や事業者等からの意見聴取も実施しております。これらで聴取した意見や既存のガイドラインなどで示されている考え方、諸外国での取組なども参考とした上で、現在、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する独占禁止法上の留意点の更なる明確化に向けて、グリーンに関する色絡的なガイドラインの策定を検討しているところです。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
171	令和4年11月18日	令和4年12月14日	投資法人の投資対象拡大を通じた脱炭素化の推進	GXの推進に向け、「脱炭素関連資産」を投資法人の投資対象に加えるべく、「投資信託及び投資法人に関する法律」等を見直しすべきである。なお、脱炭素関連資産については、現在技術開発中で実装に至っていないものも多いため、今後の技術の進展等も踏まえ、事業者のニーズや当局の政策的観点から、何を「脱炭素関連資産」として規定するかを検討すべきである。	GXの推進に向け、脱炭素関連資産への投資を促進するために、投資家に安定的な投資機会を提供することができる投資の受け皿を作ることが必要であり、投資法人を有効に活用することが考えられる。しかし、現在は、投資法人の投資対象に、再生可能エネルギー発電施設は組み入れることができるものの、その他の脱炭素関連資産（例えば二酸化炭素の回収・貯留装置、蓄電池等）を組み入れることができない。	一般社団法人日本経済団体連合会	金融庁	投資法人は、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として設立されています。特定資産の範囲については、有価証券、不動産、再生可能エネルギー発電設備などが政令で限定列挙されています。	投資信託及び投資法人に関する法律第2条、同施行令第3条	検討を予定	投資法人の特定資産の追加の検討に当たっては、当該資産を投資法人の投資対象とすることについての具体的なニーズが存在すると前提として、資産としての独立性や個別性、投資適格性を総合的に勘案して必要がります。現状の脱炭素関連資産は、技術開発中で実装に至っていないものも多いため、投資対象としての適格性の検討が具体的なニーズ等についての関係者からの幅広い意見の聴取を踏まえて対応している必要があると考えております。
172	令和4年11月18日	令和4年12月14日	都市バイオガス設備の運営に係る規制緩和	事業系一般廃棄物の処理にかかると、かつ、廃棄物処理法第7条および同施行規則第2条の2、第2条の4に定める廃許可の基準を高くする場合には、地方公共団体による業務がなされるべきである。さらに、適切な収集、運搬、保管の確保が可能で「生活環境の保全上支障が生ずるおそれはないと判断できる状況」においては、食品廃棄物であっても再生利用認定制度の対象とするよう要件を緩和し、バイオガス設備の柔軟な運用を可能とすべきである。	食品廃棄物から得られたエネルギー資源の有効利用のため、主に都市部に所在する建物内の食品廃棄物をリサイクルする、バイオガス設備の運用が検討されている。具体的には、建物所有者の保有するバイオガス設備を用いて、当該建物で営業する事業者が排出する食品廃棄物一括してリサイクルし、発生したバイオガスを発電や発熱に利用することも「再生化源を肥料として活用することが想定されている。バイオガス設備の運用に関しては、廃棄物処理法第7条により、一般廃棄物の収集運搬および処理に関する許可（以下、集許可という）が必要となるが、処理、運搬の事業者が多岐にわたる事情により、新たに許可をしないこととする地方公共団体もあるなど、集許可を得ることが困難な状況である。また、廃棄物処理法第9条の8に規定される、環境大臣による再生利用認定制度の認定を受ける方法もあるが、同法施行規則第6条の2において、食品廃棄物同認定の対象である通常の保管状態の下で容易に腐敗し、又は揮発する等の性状が変化することによってその生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるものと判断されている。加えて、同法施行規則第6条の3において、前認定の要件として「燃料として使用される食品廃棄物を得るためのものでないこと」とされているため、バイオガスの生成は認定の対象外とされることがある。廃棄物処理法第8条に規定される通り、事業者は排出する廃棄物については、食品廃棄物以外の知識を有する者が当該廃棄物を収集運搬し、集許可を得る必要があるとされているため、一般廃棄物処理にかかると一般的な事例に基づき、地方公共団体は、事業系一般廃棄物の処理にかかると集許可について判断する規制制度に抵触しない。さらに、食品廃棄物の冷蔵室等による分別保管、専用車による運搬や集積装置の設置といった適切な収集、運搬、保管を確保できる状況においては「生活環境の保全上支障が生ずるおそれはないと判断できるため、食品廃棄物を上記認定の対象とすることは可能であると考えられる。また、バイオガス発電、冷却回収方式とし、生じやすいカーボニアンニュートラルの実現に貢献するものである。（※留意事項）より適切な食品廃棄物の処理および有効利用が促進され、日本における食品廃棄物の有効利用やカーボニアンニュートラルの推進が期待できる。	一般社団法人日本経済団体連合会	環境省	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定による、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者は、例外となる場合を除き、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。また、当該市町村長の許可に当たっては、当該市町村長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であると、許可の申請が一般廃棄物処理計画に適合するものであることが認められなければならない。」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づきごみ処理基本計画の策定に当たって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づきごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について（通知）」（平成26年6月19日付け環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部長通知）にもあり、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要であり、廃棄物処理法第6条第1項の規定によって、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理について一般廃棄物処理計画を定めそれに基づいて適正に処理しなければならないこととされている。市町村自身がその区域の全域にわたって、すべて運搬又は処分によって一般廃棄物の収集又は運搬を行うことが困難である場合もあり、そのような場合においては、同法第7条第1項に基づき許可を付与することになり、当該市町村内の一般廃棄物や、生活環境保全上の支障が生じないように処理する体制を整備することが求められる。また、再生利用認定制度について、環境省令で定める廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、再生利用の指針において生活環境の保全上支障がないものとして環境省令告示で定める基準に適合している場合に環境省令で定めることができるものと、この認定を受けた者については、処理の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理を業として行い、かつ、施設設置の許可を受けずに当該認定に係る廃棄物の処理施設を設置することができる。認定の対象となる廃棄物は、再生利用により生活環境の保全上支障が生じないことを防止するため、廃棄物自身が生活環境の保全上支障を生じさせない自然性の高いものに限定しています。	廃棄物処理法第6条の2第1項、第7条第1項及び第5項 廃棄物処理法施行令第5条 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づきごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について（通知）」（平成26年6月19日付け環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部長通知）	対応不	一般廃棄物の処理については、市町村がその処理全体について統括的な責任を有しており、処理の許可に関する規定は、当該責任を負う市町村が、生活環境保全上の支障が生じないように一般廃棄物の適正な収集及び運搬を確保するためのものです。前項のあった事業者が一般廃棄物処理計画に適合するものであること、適切な処理を確保できる状況である等については、市町村において確認を行い許可をすることが適当です。また、食品廃棄物については、通常の保管状況の下で腐敗し、又は揮発する等の性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないこと等の自然性が担保されないことから、再生利用認定制度において食品廃棄物を対象品目に追加することは適切ではないと考えます。
173	令和4年11月18日	令和4年12月14日	郊外型水素スタンドにおける貯水槽設置要件の緩和	現行一般高圧ガス保安規則に基づき都市型スタンドに求められる要件と同等の安全措置を講じることが前提に、郊外型水素スタンドの取水装置についても、上水道からの水の直接供給を認めるべきである。	カーボニアンニュートラルに向けた水素社会の実現のため、燃料電池自動車等の燃料となる水素を供給する水素スタンドの設置拡大が図られている。現行の一般高圧ガス保安規則では、圧縮水素スタンドに用いられる蓄圧器には取水装置の設置が求められている。郊外型スタンドでは、貯水槽設備として防火水槽の設置が求められており、防火水槽を通じて取水装置に水を供給することが可能であり、上水道から取水装置への水の直接供給が認められていない。一方、都市型スタンドでは、温度上昇防止措置を講じるとともに、貯水槽を介さずに上水道から取水装置に水を直接供給することが認められる。貯水槽の設置には広い場所を必要とし、設置コストもかかることから、貯水槽の設置が郊外型の水素スタンドの設置の障壁となっており、水素スタンドの普及と遅れが懸念されている。（※留意事項）より郊外型スタンドにおいても貯水槽が不可欠ではなくなるため、水素スタンドの設置場所として可能な場所の選択幅が拡大するとともに、初期投資の負担軽減のみならず、貯水槽の点検が不要となる点検工程の効率化等につながる、スタンドの普及促進につながる。	一般社団法人日本経済団体連合会	経済産業省	一般高圧ガス保安規則第7条の3第1項の圧縮水素スタンドについては、同項第1号で準用する同規則第6条第1項第39号に基づき防火設備を設置する必要があり、当該防火設備の具体的な例としては、「一般高圧ガス保安規則の機能基準の運用について」（以下「例示基準」という。）の31. 防火設備にあっては、貯水槽など十分な水量を確保すること等となっている。また、一般高圧ガス保安規則第7条の3第2項の圧縮水素スタンドについては、同条第1項の圧縮水素スタンドでは認められない安全対策が措置されており、同条第2項第31号とおり防火設備の設置のみでないこととする。安全対策のうち、同項第19号に基づき蓄圧器には温度上昇を防止するための装置を設ける必要があり、当該温度上昇防止装置の具体的な例として、例示基準の59(3)において、上水道から水を直接供給する取水設備が示されている。なお、例示基準以外の措置にあっては、高圧ガス保安協会において技術基準への適合性の評価を行う詳細基準事前評価があり、これを利用することで、例示基準よりも、事業者の創意工夫による取組が随時導入可能となっているところである。	一般高圧ガス保安規則第7条の3第1項の圧縮水素スタンドの「防火設備」としての取水設備について、同条第2項で用いられている具体的な防火対策（「温度上昇防止装置」としての取水設備）の技術基準と準用する方向で、すでに業界団体において意見交換の検討が行われているところあり、それによって取りまとめられた業界の見直し案については、同項の安全の確保が担保されることと確認された場合には、見直しを行う予定である。	検討を予定	なお、業界団体において見直し案が取りまとめられ、その提案があって、当方において検証を行うこととなるため、現時点、当方の「検討開始時期（予定）」と結論を得る時期（予定）」は未定である。
174	令和4年11月18日	令和4年12月14日	脱炭素社会に向けた環境配慮型コンクリートの活用促進	建築基準法第37条第1項第2号に掲げる、建築材料ごとの安全上、防火上、衛生上必要な品質に関する技術的基準を定めた平成12年建設省告示第1446号を改めて、コンクリートにセメントを不使用方法も評価の対象とすることにより、セメントを使用しないコンクリートを使用する建築材料として利用することができる道を開くべきである。	セメントを産業副産物に置換する等により、製造時の低炭素化を実現した環境配慮型コンクリートの開発が進んでいる。このうち、セメントを使用しないコンクリートについては、建築基準法第37条の定める指定建築材料として認められていない。そのため、セメントを使用しないコンクリートや、建築物の基礎や主要構造部等の部分に使用する場合、建築基準法第20条により、建築物ごとの構造方法について国土交通大臣の認定を受けなければならない。（※留意事項）よりセメントを使用しないコンクリートが指定建築材料として国土交通大臣の認定を受ければ、建築物への活用が促進され、建築材料の低炭素化が可能と期待できる。とりわけ、高さ60メートル以下の建築物については、セメントを使用しないコンクリートを用いる場合も、建築物ごとの構造方法への国土交通大臣の認定が不要となるため、手続の大幅な簡素化が期待できる。	一般社団法人日本経済団体連合会	国土交通省	指定建築材料であるコンクリートの品質は、建築物に要求される安全性等の性能を確保するため、建築基準法第37条により国土交通大臣が指定しJS規格に適合するもの、若しくは国土交通大臣の認定を受けたものを求めている。なお、当該JS規格に適合しないもの、若しくは当該大臣認定を受けていない材料でも、建築基準法第20条に基づき国土交通大臣の認定を受けるとは、建築物への活用が可能である。	建築基準法第20条 建築基準法第3条 平成12年建設省告示第1446号	対応不	ご提案の建築材料については、一般的なコンクリートと同様に取り扱うことができるものの、か否かの知見が現状十分でなく、従って、建築基準法で定められている鉄筋コンクリート等の仕様規定を適用できるものか否かについて十分明らかとなっていないことから、現時点では指定建築材料として位置付けることはできません。なお、現行制度において、建築基準法第20条に基づく国土交通大臣の認定を取得することで、ご提案の建築材料を建築物の主要構造部等に使用することは可能となります。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
175	令和4年11月18日	令和4年12月14日	非化石系軽油代替燃料の製造(混合)承認義務等の緩和	揮発油等の品質の確保等に関する法律等関係法令に基づく安全性確保や、租税回避行為につながることを抑制し、軽油の定義とは別途「軽油代替炭化水素油」製造項目を新設し、現在混和・譲渡・消費時に必要とされている手続きを簡素化するべきである。	陸上輸送や空港・港湾・工場といった事業場で事業者が利用する軽油については、温室効果ガス排出削減に資する代替燃料として、非化石系燃料であるバイオディーゼル等の軽油代替炭化水素油(以下、軽油代替炭化水素油)が目指され、排出削減を目指す事業者から利用拡大が望まれている。2050年のカーボンニュートラルを見据え、中長期的な技術開発が必要とされる一方、短期的に温室効果ガスの排出削減に資する方策も、近年のSDGsの流れからも必須である。軽油代替炭化水素油は、既存の流通・車両のシステム・インフラをそのまま利用できる性質を備えており、一部製品は欧米・既出の流通が拡大している。しかし地方税法においては、軽油代替炭化水素油は軽油とは異なる区分とされるため、現状これを軽油と混和する場合、また、自動車用燃料として譲渡(販売)・消費する場合には、都道府県知事の事前承認申請が必要とされる。そのため、簡便な供給施設を設ける、給油の際は一時的に空にするなどの対応は進められ、流通コストや手間が追加の負担となっている。	一般社団法人日本経済団体連合会	総務省	軽油引取税は、軽油の引取りに対して課税されるものですが、負担の衡平の観点から、軽油以外の炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として使用する場合等においても、課税されることとなっています。しかし、軽油引取税削減以降、制度の盲点を悪用した混和軽油等に係る脱税事例が発生していたことから、都道府県知事が軽油引取税に係る混和等の実態を把握し、脱税防止及び課税の適正化を図るため、都道府県知事の承認制度が創設され、①軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき、②①以外の場合のほか、軽油を製造するとき、③燃料炭化水素油(炭化水素油で軽油又は揮発油以外のものを)を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき、④燃料炭化水素油③で譲渡されたものを除く)を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、都道府県知事の承認を受ける必要があるとされています。	地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)	対応不可	現在の課税制度においては、都道府県知事が、燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡又は消費する実態等を把握し、脱税防止及び課税の適正化を図るため、承認手段が設けられていますが、①御提案の燃料油を含む燃料炭化水素油は、軽油と異なり、一連の流通を把握するための報告制度等が設けられていないため、仮に御提案の燃料油について承認制度を設けない場合、都道府県知事が譲渡や消費の実態等を把握できず、適正な課税が行われない可能性があること ②仮に軽油や燃料炭化水素油とは別の類型を設けたとしても、前述のとおり、都道府県知事が実態等を把握するための承認等の手続は必要となることから、新たな類型を設ける意義に乏しく、必要性が認められないことから、引き続き、現行制度における承認手続の必要と考えています。
176	令和4年11月18日	令和4年12月14日	容量市場における蓄電池の扱いの改善	容量市場における蓄電池の扱いについて、 ①容量市場における「電源種別」の項目に単独で蓄電池の区分を新設することにより、蓄電池の位置づけを明確化するべきである。 ②蓄電池の運転継続時間を細分化している英国の容量市場も参考に、日本の容量市場における蓄電池に求められる運転継続時間を、例えば1時間ごとに細分化し、選択可能とすべきである。	脱炭素社会の実現に向け蓄電池の導入拡大が期待される中、導入促進のためには設備の持つ能力が事業価値として評価され、収益を獲得できる市場環境の整備が重要である。蓄電池の導入の促進が期待される中、蓄電池が収益を得られる市場のひとつである「容量市場」においては、現在、「発動指令電源」の一環とされる蓄電池は、一律3時間の運転継続時間が条件として設定されている。他方、蓄電池は、種類によってそれぞれ異なる運転時間が異なり、一律3時間間を運転継続時間とする観点からは、種類の特性に応じて効率的に能力を発揮することが困難な場合もある。容量市場における蓄電池の位置づけに不明確が残る中、電源の特性を効率的に発揮できていない現状とあわせて、蓄電池に対する大規模な投資判断につながりにくいのが現状である。	一般社団法人日本経済団体連合会	経済産業省	蓄電池は、単量単位の期待容量が1,000kWh未満の電源・安定の供給力を提供できない自家発電などを単独または組み合わせることで、期待容量が1,000kWh以上の供給力を提供する発動指令電源として容量市場に参加可能です。 発動指令電源は、一般送配電事業者からの発動指令に応じて、容量確保契約容量以上の供給力を年間最大12回かつ1回の発動につき3時間継続して提供することをクワイアメントとして求められます。	なし	検討を予定 ①対応不可	容量市場においては、発動指令電源のリソースとして蓄電池の参加を可能としています。一方、制度設計中の長期脱炭素電源オークションにおいては対象とする蓄電池が比較的規模の大きいものであることから、安定電源に区分する検討が進められ、容量市場における蓄電池の扱いについても、実態を踏まえた取り扱いの検討を予定しています。
177	令和4年11月18日	令和4年12月14日	非化石証書および非化石価値取引市場の改善	①日本の非化石証書取引市場における入札の際に、トラッキング情報として「稼働開始年」等を需要家が選択し得るべきとするべきである。 ②非化石証書の有効期間を、「X年度およびX+1年度」まで延長すべきである。	事業の使用電力を再生可能エネルギー100%で賄うことを目指す国際ニシアティブ「RE100」においては、加盟企業に一定の基準(「Technical Criteria(技術基準)」)を満たすことを求めている。同基準内の再生エネルギーの定義については、新たな再生エネルギーが電力系統に追加されることを重視する観点から、設備の運転開始から15年以内であることを条件とする改訂が提案されている(2023年3月に改訂予定)。しかしながら、日本の非化石価値取引市場では、非化石証書の入札の際に需要家が設備の稼働開始年等の情報を選択して調達することができないため、案の通りに改訂が実現した場合に、当該非化石証書が、RE100が定める再生エネルギーに該当しないリスクが生じることとなる。また、非化石証書の有効期間は証書を取得した年度とされている。企業としては、X年度に必要な証書の量を確実に確保する必要があるが、証書の価値を翌年度に繰り越せないため、年度内の購入量について償還にらざるを得ない。翌年度5月に行われるX年度の最終オークションが証書の不足分を補填する機会にはなるものの、未約定となるリスクがある。	一般社団法人日本経済団体連合会	経済産業省	①現行の証書の電源情報のトラッキングについては、入札前にトラッキング情報に関する電源種や都道府県の選択は可能です。 ②現行の証書の有効期間は毎年6月末までです。	なし	①検討を予定 ②対応不可	①今後は国際ニシアティブなどの動向も踏まえ、トラッキングにおける入札前の稼働年月の選択も可能とすることを目指し検討を深めていきます。 ②高度化法に基づく非化石電源別の算定に非化石証書を用いられるが、証書の有効期間を延長することは、年度別に非化石電源比率をみる高度化法の算定の精度と相容れない可能性が高い。また、温対法においても、繰り越される証書と繰り越される年度に新たに生じる証書における証書のCO2の削減量の決定方法をどう決めるべきか、という点で大きな課題があります。
178	令和4年11月18日	令和4年12月14日	屋上への太陽光パネル設置時における架台の下部空間の有効活用	通常屋上に設置される電気・空調等の設備機器や、屋上庭園・休憩スペース等の上部の空間に太陽光発電設備を設置する場合、防火・安全上問題がないことを前提に、建築基準法上の容積率における床面積の計算対象等から除外すべきである。	カーボンニュートラルの実現に向けて再生可能エネルギーの更なる導入を図るうえで、太陽光発電設備の設置の場所として、建築物の屋上は重要な選択のひとつである。しかし、建築物の屋上に太陽光発電設備を設置する際、太陽光パネルを支える架台の下部の空間を屋内的用途(居住、執務、作業、集客、商業、娯楽、物品の陳列・保管・格納等)に併用する。当該発電設備および架台が建築物の主要構造部と該当するとなれば、下部空間が床面積として容積率の計算対象等に算入される。そのため、例えば既に建築物の屋上にある電気・空調等の設備機器の上部の空間に、太陽光パネルを事後的に設置することなどを断念せざるを得ない場合がある。	一般社団法人日本経済団体連合会	国土交通省	令和4年6月に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」において、市町村が、「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画」を定め、その計画に定められた特例適用要件に適合する建築物については、容積率等の制限の特例対象とした制度が新設されたところ	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第67条の6	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
188	令和4年11月18日	令和4年12月14日	開発要件の緩和	<p>コンビニエンスストアは、社会・生活インフラを担う小売業として、地域密着経営を通じて地域社会の発展に貢献出来るよう、日々取組んでいる。</p> <p>今後、必要とされているエリアへ出店出来るよう、出店規制に関する緩和を検討していただきたい。</p> <p>①第一種住居低層地域、工業専用地域の規制に関する自治体の温度差是正 ②市街化調整区域内への出店規制緩和措置 ③都市計画法34条申請、1号の500mの面積緩和。同業者出店の距離的要件、また地域1店舗の出店から世帯人口に応じた店舗規制の更なる緩和措置 ④農業振興地域の整備に関する法律の見直し</p>	<p>①第一種住居低層地域、工業専用地域での出店においては緩和が進んでおらず、行政その他の自治体の事例を待ってからと前に進んでいない。買い物難民を減らすため出店への規制を緩和することが必要である。また、開発許可制が業者と地方の活性化が進まない。第一種住居低層地域、工業専用地域の規制に関する自治体毎の温度差是正を検討していただきたい。必要とされているに工業専用地域への出店が原則不可となっている。</p> <p>②市街化調整区域内の(主要国道、普通幹線)への出店規制緩和措置を検討していただきたい。特に、既存のコンビニエンスストア推進の一環として、若く、少子高齢化社会を背景にした買い物難民、不便の解消が出来るものとする。</p> <p>③都市計画法34条申請41号の店舗の申請において、建物面積150㎡以下(福岡県等の規制によりコンビニエンスストアにて便利店舗づくりが難しい200㎡は必要)、定客数規制の緩和及び、近接土地の活用も見込めるため、1号の500mの面積緩和を検討していただきたい。</p> <p>④耕作農家戸数1995年201万戸から、2025年37万戸、2030年10万7000戸を減少する予測の中で、農業従事者の収入を確保し農業継続を可能とするため、1種農地を含む開発要件を緩和していただきたい。</p>	<p>一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 国土交通省 農林水産省</p>		<p>①について 建築基準法においては、良好な市街地環境を確保するために、建築物の用途制限等の基準が定められています。コンビニエンスストアについては、第一種住居専用地域及び工業専用地域では原則として建築できませんが、特定行政庁が第一種住居専用地域における良好な住居の環境を確保する必要があると認めると許可した場合及び工業専用地域における工業の利便性を確保する必要があると認めると許可する場合については、建築することが可能です。更に、市街化調整区域の建築基準法改正において、第一種住居専用地域等内の日用品の販売を主たる目的とする店舗で、国土交通省令で定める措置が講じられているものとして、工業専用地域内における許可の適用については、「開発促進計画」(平成28年7月7日付事務連絡)により、特定行政庁に対して認められたとおりです。</p> <p>②、③について 市街化調整区域において土地の利便性を確保する建築(開発行為)を行う場合において、当該区域は市街化を規制する区域であることから、原則として開発行為が禁止されており、都市計画第34条に規定する一定の要件に該当する開発行為に限って認められています。なお、市街化調整区域の原則に該当する者の日常生活のために必要な設備の立地を認めらるるものとする。国土交通省としては、併せて「具体的な敷地や延床面積の基準を定めようとするが、同等も含めて、開発許可権者が定める開発許可の判断の基準については行政手続法5条を踏まえて審査基準として定めて公表することが望ましい」として開発許可制度の運用に関しお答えしております。また、お答えに関し「都市計画法34条第1項において、建築物の用途制限、建築物の規模制限、商業施設の距離等の基準を一律に定める運用しているものについて、法の趣旨に照らして行き過ぎた運用がないよう具体的な見直しを検討することが望まれています。なお、開発許可権者は充分自治体の自治権があり、基準に該当するかどうかの判断は、開発許可権者において上記趣旨を踏まえ、地場の実情に応じた個別具体的に判断することとなりますが、同条第1号の審査基準として延床面積200㎡としている自治体も含まれております。</p> <p>④について 農業振興地域内の農地は、農業上の利用を認めべき土壌であり、当該区域内の農地の転用は原則として認められませんが、このため、農用地域内の農地を転用して農業施設等を設置しようとする場合には、あらかじめ当該区域から除外した上で行うことが必要です。また、良好な農業条件を備えた第1種農地についても原則として転用は認められませんが、一般国道又は普通幹線道路の沿道の区域又はインターチェンジの直線におおむね300m以内の区域に設置する流通業務施設、休憩所、給油所その他のこれらに関する施設については例外的に許可が可能です。</p>	<p>①建築基準法第48条第1項、第13項 ②、③ 都市計画法第34条第1号</p>	<p>①、②、③ 制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	<p>①、②、③ 現行制度 以下で対応可能 ④その他</p>	<p>④について 御提案の内容が必ずしも明確ではないため、具体的な対応策等をお示しすることはできませんが、農用地域内にある土地については、農振法に定められた要件を満たす場合、農用地域からの除外が可能です。また、1種農地以外の外なる流通業務施設等の取扱いについては、主要な道路の沿道において道路に自動車の運転手が休憩所と同等の役割を果たしている場合には、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を備えているコンビニエンスストア及びその駐車場が自動車の運転者の休憩所と同等の役割を果たしていることを踏まえ、休憩所に関する施設に該当するものとして扱って差支えない旨を技術的助言として通知しております。</p>
189	令和4年11月18日	令和4年12月14日	在留資格「特定技能」対象分野へのコンビニエンスストアの追加(政府内検討の追加(政府内検討の明確化・推進))	<p>在留資格「特定技能」対象分野の追加についての政府内検討について内閣府或いは官邸が主導していただきたい。</p>	<p>特定技能制度の分野追加におい求められる「中小・小規模事業者をはじめとした特定化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組みを行なうとな人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野(特定産業分野)において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人をを受け入れる」という点については業所管省庁である経済産業省の指導の下、業所にて十分に検討、説明しており、経済産業省は制度所管省庁である法務省と連携し、政府との協議のタイミングを計るべく取組んでおり、制度見直し議論があることから時間を要することが見込まれる。そのため、内閣府又は、官邸にて政府の議論を主導していただきたい。</p>	<p>一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 法務省 経済産業省</p>		<p>【特定技能制度における特定産業分野の追加の検討体制について】 特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行なうとな人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野(特定産業分野)において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるものであり、現在、介護業等12の特定産業分野での受け入れが認められています。 特定産業分野の追加については、新たに外国人材の受け入れが必要となる分野の所管省庁から、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行なう人材を確保することが困難な状況にあること等をお示していただき、それを踏まえ、その分野での受け入れの適否を法務省を含む関係省庁で検討、判断することとなります。</p>	<p>【特定技能制度における特定産業分野への追加の検討体制について】 まずは業所としての意向や人手不足等の詳しい状況や所管省庁(経済産業省)に示していただき、当該省庁における調査・検討を経て、特定産業分野に追加すべきであるとの判断がなされた場合には、法務省を含む関係省庁においても通知してまいります。</p>	<p>◎</p>		
190	令和4年11月18日	令和4年12月14日	在留資格「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更申請の運用見直し	<p>在留資格「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更申請が不許可となる事例が多くなっている。</p> <p>これは、コンビニエンスストア加盟店の社員(店舗ごと異なる)等とは異なるが、時間帯別賞与者、マネジメント、別当表、店長といった役職を担う方が行う業務が、単なるアルバイトと同様のものにおいて、留學生を卒業後に社員登用する際、技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更申請が不許可となる事例が多くなっている。</p> <p>そこで、コンビニエンスストアの店舗運営管理業務は十分に知識や技術を要する専門業務であるということを出入国在留管理審判にて確認いただき、卒業後の留學生等をコンビニエンスストア加盟店にて「技術・人文知識・国際業務」へ在留資格変更する際に、求められる外国人本人の学術上の素養と、従事出来る業務の関連性について、従来よりも幅広く認めていただきたい。</p> <p>また、各加盟店は独立の事業主であり、入管への申請業務は各店で行なわれるものの、業所に従事する業務は各店共通のものも多いため、一定程度、要件の明確化や添付書類等の統一化をし、それを周知することにより、現場の負担軽減に繋がりたいと考える。</p>	<p>コンビニエンスストア加盟店では、近年、留學生を中心に多くの外国人従業員が勤務している。</p> <p>それに伴い、加盟主から「自店にて手塩にかけて育成し、店の柱に育った留學生アルバイトが、卒業後、自店に就職することを希望している。是非、社員登用をした」との要望が増加している。</p> <p>しかし、コンビニエンスストアにおいて留學生を卒業後に社員登用する際、「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更申請が不許可となる事例が多くなっている。</p> <p>これは、コンビニエンスストア加盟店の社員(店舗ごと異なる)等とは異なるが、時間帯別賞与者、マネジメント、別当表、店長といった役職を担う方が行う業務が、単なるアルバイトと同様のものにおいて、留學生を卒業後に社員登用する際、「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更申請が不許可となる事例が多くなっている。</p> <p>そこで、コンビニエンスストアの店舗運営管理業務は十分に知識や技術を要する専門業務であるということを出入国在留管理審判にて確認いただき、卒業後の留學生等をコンビニエンスストア加盟店にて「技術・人文知識・国際業務」へ在留資格変更する際に、求められる外国人本人の学術上の素養と、従事出来る業務の関連性について、従来よりも幅広く認めていただきたい。</p> <p>また、各加盟店は独立の事業主であり、入管への申請業務は各店で行なわれるものの、業所に従事する業務は各店共通のものも多いため、一定程度、要件の明確化や添付書類等の統一化をし、それを周知することにより、現場の負担軽減に繋がりたいと考える。</p>	<p>一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 法務省</p>		<p>・出入国管理及び難民認定法第1条第一項第二号の基準を定める省令 ・出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令</p>	<p>対応不可</p>	<p>従事しようとする業務が主として接客や品出しなどであれば、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に認められる活動内容に該当しませんが、従事しようとする業務が接客接客又は人文知識の分野に属する技術・知識を必要とする業務であって、当該業務の業務量が確保されている場合には、現状においても「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の許可を交付することができると見られます。</p>		
191	令和4年11月18日	令和4年12月14日	在留資格「特定活動46号」の条件緩和	<p>留學生は卒業後、日本にて就業を希望しても約その半しか就職出来ていない状況である。</p> <p>技能実習、特定技能等、人手不足対策から導入された在留資格があるが、そもそも日本に興味を持ち、日本にて就職したい留學生の就業を支援すべきであり、特に専門学校の卒業生も、より多くの就業機会を支援すべきであり、特に、N1レベルの留學生は在留資格「技術・人文知識・国際業務」にて就職する例が多く、一方、漢字圏外の留學生にとって日常会話が問題なくも認定試験C1を取得することはハードルが高い。</p> <p>現状、在留資格「特定活動46号」の条件は4大卒、日本語レベルN1となっているが、これを専門学校、日本語レベルN2相当と引き下げていただきたい。</p>	<p>留學生は卒業後、日本にて就業を希望しても約その半しか就職出来ていない状況である。</p> <p>技能実習、特定技能等、人手不足対策から導入された在留資格があるが、そもそも日本に興味を持ち、日本にて就職したい留學生の就業を支援すべきであり、特に専門学校の卒業生も、より多くの就業機会を支援すべきであり、特に、N1レベルの留學生は在留資格「技術・人文知識・国際業務」にて就職する例が多く、一方、漢字圏外の留學生にとって日常会話が問題なくも認定試験C1を取得することはハードルが高い。</p> <p>現状、在留資格「特定活動46号」の条件は4大卒、日本語レベルN1となっているが、これを専門学校、日本語レベルN2相当と引き下げていただきたい。</p>	<p>一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 法務省</p>		<p>【特定活動(告示46号)の在留資格については、本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了した学生を授与することや、日本語能力試験1級又はBTEビジネス日本語能力テスト480点以上であることが要件として設けられています。</p>	<p>◎</p>			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
192	令和4年11月18日	令和4年12月14日	外国人材雇用促進	外国人材の雇用の際、「特定活動」の場合が特に煩雑なため、特定活動の種類だけでは判断出来ず、指定書やパスポートを確認する必要がある。特定活動の種類を明確化することにより、在留資格での採用や就労制限の判断を簡易化する。もしくは指定書に記載ではなく、在留カードに記載する等して簡便化を図っていただきたい。 在留カード以外は携帯義務が無く、採用時に携帯していない場合がある。 在留カードのみにて判断出来れば、雇用の促進や正しい雇用に繋がる。	店舗(雇用主)が雇用をする際に確認を要する書類が多く、指定書を携帯していない場合、その日には雇用が出来ない状況がある。またフランチャイズ本部の管理側でも確認が必要になっているため、確認する書類の1本化を検討していただきたい。 例えば、在留カードに就労可否・就労時間等の記載の追加や、「特定活動(ワーキングホリデー)」、「特定活動(就労活動)」、「難民」等の区分を明確にすることにより、「就労時間制限の管理」が行いやすくなる。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	法務省	在留資格「特定活動」は、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動であり、具体的な活動の内容は、個々の外国人ごとに法務大臣が指定することとされています。指定書の交付については、出入国管理及び難民認定法施行規則第7条第2項、第20条第7項及び第44条第2項において規定されており、「特定活動」の在留資格を決定するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載し、指定書を交付することとされています。 在留カードの記載事項については、出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項において規定されており、就労制限の有無や資格外活動許可を受けている場合にはその旨が在留カードに記載されています。	・出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表 ・出入国管理及び難民認定法施行規則第7条第2項、第20条第7項及び第44条第2項 ・出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項	対応不可 制度の現状に記載のとおり、在留カードには就労制限の有無や資格外活動の要旨が記載されていますが、在留資格「特定活動」における指定書の内容については、在留カードの記載事項とはなっており、また、個々の外国人ごとに法務大臣が指定する活動内容も多岐に渡っており、特定活動の種類を明確化することは困難であることから、カード表面の制約により現時点において記載する予定はありません。	△	
193	令和4年11月18日	令和4年12月14日	技能実習申請書類の簡素化	技能実習申請の手続きに関して、2019年以降、数度にわたり必要書類の簡素化や押印書類の削減等が実施され、最近(2022年3月)では、在留資格認定証明書等のオンライン化も開始されており、実習生受入れ側の利便性も向上している。 そのような状況ではあるが、更なる効率化を図り外国人技能実習の促進を推進するため、提出書類の更なる簡素化と在留期間の更新時の作業軽減を検討していただきたい。 現在、在留期間の更新は「技能実習1号」終了時、「同2号」実習中、「同3号」開始時の3回申請し更新している。 在留資格「技能実習2号」(2年間)中の「在留期間の更新」が必要となれば、更新のための書類作成、準備等の作業が軽減されると考える。 上記2点が実現出来れば、官民双方において書類業務が効率化され、各社内での受入環境の整備やITが取組む不適切事例の監査等、より重要な対応に時間を割くことが可能となると考える。	(書類の簡素化) 現在、「技能実習計画 認定申請書」について各実習生1名毎に書類(14枚)を作成し提出している。その内、氏名が記載されている1枚の書類以外の13枚は同一にもかかわらず、受入企業において当該同一書類の印刷・製本(全体で12ページに及ぶ)に時間を費やしているのが現状である。 実習開始日及び、実習場所(事業所)が同一の場合は、個人別から一括申請に簡素化を希望する。それにより申請書作成の時間短縮が見込める。 (在留期間の更新) 現在、在留期間の更新は「技能実習1号」終了時、「同2号」実習中、「同3号」開始時の3回申請し更新している。 在留資格「技能実習2号」(2年間)中の「在留期間の更新」が必要となれば、更新のための書類作成、準備等の作業が軽減されると考える。 上記2点が実現出来れば、官民双方において書類業務が効率化され、各社内での受入環境の整備やITが取組む不適切事例の監査等、より重要な対応に時間を割くことが可能となると考える。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	法務省 厚生労働省	(書類の簡素化について) 技能実習計画の認定制は、平成29年11月に施行された技能実習法において、限られた実習期間の中で、技能実習生ごとに、段階的かつ計画的に技能等を確実に修得させざるを得ない観点から、新たに設けられたものであり、要項内容にある「技能実習計画認定申請書」、これは「技能実習計画」、「入国後講習実施予定表」及び「実習実施予定表」が含まれておりますが、これは技能実習法施行規則第4条第1項において正本・部及び副本一部を提出し行うこととされているものであり、技能実習生ごとに提出していただく必要がありませぬ。 申請書類の簡素化に関しては、出入国管理庁及び厚生労働省では、同時に2以上の申請をする場合や、過去の一定期間に同一の書類を提出している場合にあっては重複する書類の提出を不要とする、様式の統合や申請書類等の押印を原則として不要とするなどの取組を行っています。 (在留期間の更新について) また、「技能実習2号」における在留期間の更新については、「技能実習」の在留資格に係る活動を継続することや納税義務を履行していることなど、在留状況を確認する観点から、1年を超えない範囲において在留期間を決定することとされています。	・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条 ・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第4条	検討し着手 (書類の簡素化について) 今後の取組として、御要望の技能実習計画の認定申請手続等について、令和7年末までオンライン上で実施できるようにするべく、利用者の利便性向上に向けた検討を行っております。 (書類の簡素化及び在留期間の更新について) 技能実習制は技能実習法の原則において定められている見直し時期を迎えているところ、制度のあり方の検討が今後行われることとなり、そういった制度見直しの全体の議論の中においても総合的に検討を行ってまいります。	◎	
194	令和4年11月18日	令和4年12月14日	中小小売商業振興法11条に基づく情報開示にて、書面に加え、電子的な交付も可とすること	中小小売商業振興法11条に基づき、特定連鎖化事業に加盟しようとする者に対して法定の事項を説明するに当たり、紙の書面を交付することとなっているが、昨今のスマートフォン・タブレット等の普及状況、CO削減が求められる社会情勢を踏まえて、書面ではなく、PDFファイルを送付した上で説明する等、電子的な方法も認めたい。 電子的な方法が採用されれば、当該書面の印刷製本に掛かるコストが削減出来る他、省資源・省スペース(管理コストの削減)に資することとなる。 一方で、同法の要旨は適切な情報開示、説明がなされることと理解しており、加盟しようとするものによっては、やはり書面での確認を望むものもあると考える。 よって、特定連鎖化事業を行うものが一方的に方法を決定するのではなく、加盟しようとするものが選択する等の方法にて、柔軟な法定記載事項の交付方法を認めていただきたい。	中小小売商業振興法に基づき、特定連鎖化事業に加盟しようとする者に対して法定の事項を説明するに当たり、紙の書面を交付することとなっているが、昨今のスマートフォン・タブレット等の普及状況、CO削減が求められる社会情勢を踏まえて、書面ではなく、PDFファイルを送付した上で説明する等、電子的な方法も認めたい。 電子的な方法が採用されれば、当該書面の印刷製本に掛かるコストが削減出来る他、省資源・省スペース(管理コストの削減)に資することとなる。 一方で、同法の要旨は適切な情報開示、説明がなされることと理解しており、加盟しようとするものによっては、やはり書面での確認を望むものもあると考える。 よって、特定連鎖化事業を行うものが一方的に方法を決定するのではなく、加盟しようとするものが選択する等の方法にて、柔軟な法定記載事項の交付方法を認めていただきたい。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省	フランチャイズ契約をめぐるトラブルの発生を防止するためには、フランチャイズ事業を行う本部事業者が適切な情報提供を行い、当該フランチャイズ事業に加盟しようとする方が事業に対して内容を十分に理解して契約することが重要である。 このため、中小小売商業振興法第11条第1項に基づき、フランチャイズ事業を行う本部事業者は、当該フランチャイズ事業に加盟しようとする者と契約を締結しようとするときは、あらかじめ、その者に對し、加盟する店舗の営業時間等の一定の事項を記載した書面を交付し、その記載事項について説明しなければならない義務が課せられています。	中小小売商業振興法第11条第1項	その他	デジタル社会の形成に関する施策を実施するため令和3年9月1日に施行されたデジタル社会形成関係法律整備法では、32法律について、当事者の承諾がある場合に書面の交付に代わり電子的記録による提供を可能とする一方、消費者・弱者保護や紛争予防の観点等から書面とすることに留意が認められるものは対象としなしていません。 フランチャイズ契約においては、加盟者保護の観点等から、情報開示に関する制度の強化を求め意見があるところ、ご提案のありました情報開示のあり方については、紛争予防の観点等も考慮し、様々な関係者の意見を踏まえながら慎重に検討することが必要と考えています。	
195	令和4年11月18日	令和4年12月14日	グループ会社間での廃棄物の処理	廃棄物の処理及び、清掃に関する法律(廃棄物処理法)の第12条の7において、親子会社が一体的な経営を行うと認定された場合、廃棄物処理業の許可を受けずに、親子会社間にて産業廃棄物の処理を行うことが出来る。当該条件の親子会社間の条件が発行済み全株式の所有であり、隣壁となっていない。 過半数所有、連結納税等、実態として親子関係が認められるような状況に鑑み検討していただきたい。	廃棄物の資源活用、循環活用をする上で、収集運搬が第一の障壁となる。燃料費、人件費等の諸条件にて運搬費用が上昇する経済環境下において、今後、更にリサイクル事業を構築する上で、収集運搬段階にて逆償となる可能性が高くなる可能性がある。技術的にも資源循環利用は開発途中であり、収集運搬コストが経済的な障壁となり、資源活用を狭めている可能性も危惧される。規制緩和することにより、経済的障壁が低下し資源循環利用に対する可能性は拡大すると考える。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	環境省	二以上の事業者(いわゆる親子会社)が、一体的な経営の基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。))施行規則第8条の3(2)等の基準に適合する前の都道府県知事等の認定を受けた場合には、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができることとされています(廃棄物処理法第12条の7)。	廃棄物処理法第12条の7第1項及び第4項 廃棄物処理法施行規則第9条の3(2)	現行制度下で対応可能 制度の現状欄に記載のとおり、親子会社の株式所有比率が100%に満たない子会社であっても、廃棄物処理法施行規則第8条の3(2)第1号のいずれか又は第2号のいずれにも該当する場合であれば、認定を受けることができるとされています。 したがって、一の実業者が他の実業者の発行済全株式を所有していても、当該認定を受けることができます。 なお、一体的な経営の基準は、当該認定を受けることにより、他の実業者が提出した廃棄物についても一体として提出事業者としてみなされることから、親子会社の株式所有比率が100%に満たない子会社の場合においては、形式的な株式の所有割合だけでなく、親子会社が子会社の経営方針を実質的にコントロールできる関係性を有しているか、親子会社がこれまで一体となって廃棄物処理を行ってきたという実態があるか等の実態的な状況も勘案して認定を行うことができるように定められています。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
196	令和4年11月18日	令和4年12月14日	廃プラスチックや食品残渣等の運搬に関する廃棄物処理法の規制緩和	食品リサイクルを実施する目的の場合には、食品リサイクル品以外の事業系一般廃棄物による運搬と食品リサイクル施設での処理を認めていただきたい。また、国家戦略特別区域にてテストの実施等を検討していただきたい。	現状、廃棄物の処理に関しては許認可行政となっており、法令も厳しく規制されていることから新しく免許取得は難しい状態にある。店舗で発生する販売期限切れ商品品は一般に「廃棄物」に該当するため、廃棄物処理法の規制を受け、許可を受けた業者や車両でないと運搬することが出来ないこととされていることから、一般の配送トラックにて廃棄物の回収が出来ない状況となり、非効率な状況になっている。リサイクル品の運搬について廃棄物処理法にて特例認定制度を設ける等、許可業者でなくても運搬が出来よう規制を緩和していただきたい。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	環境省 内閣府	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の規定により、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うとする者は、例外となる場合を除き、当該業を行うとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。	廃棄物処理法第7条第1項及び第5項 食品リサイクル法第19条、第21条第2項	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり許可に関する規定は、一般廃棄物の結核的な処理責任を負う市町村が、生活環境確保上の支障が生じないように一般廃棄物の適正な収集及び運搬を確保するためのものです。御提案にあるような、食品リサイクルを行うものであることのみならず、許可を同等に適正な収集及び運搬が確保されるはいたないための、許可等について一律の緩和をすることはできません。 なお、再生利用事業計画の認定を受けた場合、認定事業者である食品関連事業者の許可を受けた食品循環資源の収集又は運搬(一般廃棄物に限る)を業として行う者は、廃棄物処理法第7条第1項の規定による許可を受けずに行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができます。
197	令和4年11月18日	令和4年12月14日	廃プラスチックの運搬に関する規制緩和	ペットボトルのリサイクルを促進するため、リサイクル品の運搬について、出来る限り自由に行なえるよう廃棄物処理法の規制緩和を検討していただきたい。	昨今、ペットボトルは、公益財団法人容器包装リサイクル協会での取扱いを中心に有償取り引きが行われ、リサイクラーでの再資源化が進んでいると認識している。 一部のコンビニエンスストアでは店頭で回収を設置し、多数のエリアにおいて各自治体(政令市)の判断のもと、有償回収又は資源循環を行っているのが実態である。 店内に設置しているゴミ箱での取扱いとは区別されており、このような店頭回収事業におけるペットボトルの置きづりについては、国として有償物としてと判断をいたさないような規制を緩和していただきたい。 そのような規制を緩和されることにより、より多くの廃棄物のリサイクルが可能になり、ゴミの削減にも繋がると考えます。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	環境省	「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日環境省発第1001084号)にもあるとおり、廃棄物(占有者が自ら利用し、又は他人に賃借で提供することができないために不潔なつものない、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して都道府県知事等が判断すべきものであるとされています。 廃棄物については、その収集、運搬又は処分(以下「処理」という。)を行う場合は、都道府県知事等の許可が必要ですが、再生利用されること確保であると都道府県知事等が認め、産業廃棄物のみの処理業者であつて都道府県知事の指定を受けたものについては、許可が不要(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第14条第1項、第6項、廃棄物処理法施行規則第9条第2項、第10条の第2号)及び産業廃棄物管理票の交付を要しない(廃棄物処理法第12条の3)という特例が設けられています。 この特例は、「店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について(通知)」(平成28年1月8日環境省発第1001085号、環境省発第1001084号、環境省発第1001084号)にもあり、店頭回収に係る廃ペットボトル等も適用することができますとしています。 また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環法」という。)第39条において、製造・販売事業者による自主回収、再資源化事業計画の認定制が設けられており、同法第41条において、認定製造・販売事業者は、廃棄物処理法第7条第1項又は第14条1項の規定による許可を要しないで、認定を受けた計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として行うことができるとされています。	廃棄物処理法第2条第1項及び第4項、第14条第1項及び第6項、第12条の3 廃棄物処理法施行規則第8条の19第1項第6号及び第7号、第9条第1項第2号、第10条第1項第2号 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第39条及び第41条 「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日環境省発第1001085号、環境省発第1001084号、環境省発第1001084号)にもあり、店頭回収に係る廃ペットボトル等も適用することができますとしています。 また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環法」という。)第39条において、製造・販売事業者による自主回収、再資源化事業計画の認定制が設けられており、同法第41条において、認定製造・販売事業者は、廃棄物処理法第7条第1項又は第14条1項の規定による許可を要しないで、認定を受けた計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として行うことができるとされています。	現行制度 下で対応可能	廃棄物は不要物であるため、占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有しています。このため、廃棄物に該当する物を処理する場合には、当該物の再生行為を含め、法による適正な管理下に置き、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないことを確保した上で、廃棄物の適正な処理を確保していただく必要があります。 その上で、廃棄物の再生利用の推進の観点から、再生利用を容認しに行なうようとするために、制度の現行欄に記載のとおり、都道府県知事の指定を受けた業者の産業廃棄物処理業の許可を不要とするなどの特例を措置しており、店頭回収に係る廃ペットボトル等についても当該特例を適用することができると思います。 また、制度の現状欄に記載のとおり、プラスチック資源循環法に基づく自主回収・再資源化事業計画の認定を受けた場合、認定された自主回収・再資源化事業者計画に基づく自主回収・再資源化事業にあっては、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となります。
198	令和4年11月18日	令和4年12月14日	カーシェアリングを促進するEVバッテリーを加速した定置型バッテリーの活用	BEV、PHEV等のバッテリーパックを活用し(右記の目的を実現する定置型バッテリーサービスの実現に向け、以下の規制・制度の緩和を検討していただきたい。) ①中小規模の店舗、ビル等設置の定置型バッテリーの消防法の適用 ②様々な自動車メーカー・車種幅に異なるバッテリーパックの定置型応用の電気安全規格の適用	グローバルにて加速する環境・資源循環の流れを受け、地域を軸とした複数企業にまたがるコラボレーションが必要となっている。一方で、大規模工場、物流センター等向けのゼロカーボン化の取組みは始まっているが、中小規模店舗等向けに、早く、安全に、フレキシブルかつコストを低減し導入出来る再エネバッテリーの立上げは加速しなければならない課題と認識している。 また、店舗運営に必要な物流ネットワークにて使用するEV搭載のバッテリーパックを定置型バッテリーとして再利用し、限りある資源をカーシェアリングと連携して循環させる取組みも進んで実施すべき課題である。更に、地域社会の要請に応じた出店計画と連携して、再エネバッテリー等を柔軟に運用するために、固定設置型を前提とした補助金に加えサービス利用の補助も課税となっている。これらの課題に対し、以下の改善により事業・企業利用による日本社会のゼロカーボン化の加速に貢献したいと考えている。 ①取組の簡便化に寄与される容量4800Ahを超えるバッテリーの定置型設置において、入替可能なバッテリーシステム導入における規制緩和の導入 ②自動車としての試験を通したEVバッテリーパック再利用における電気安全規格策定	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	総務省 経済産業省	①蓄電池設備は、消防法第9条に基づき各市町村等が定める火災予防条例により規制を受けることとなります。 各市町村等が定める火災予防条例の制定に関する基準は、消防法施行令第5条及び防火電気設備等の位置、構造及び管理並びに防火電気設備等の取扱いに関する基準を定める省令に定められており、規制の対象となる蓄電池設備は、その容量が4,800Vt(アンペア・時)以上のものとされています。 蓄電池設備が火災予防条例の規制対象となる場合、火災予防条例に基づき位置、構造及び管理の基準に従う必要があります。 ②使用済み電池の診断・評価やリユース電池の安全要件等に関する国際規格案(IEC63330)を日本からIEC(国際電気標準会議)に提案し議論中であり、2023年に発行予定です。この規格は一次利用製品とは異なる用途・製品への再利用全般を対象としているため、定置用蓄電池として再利用する製品についても対象となります。	消防法第9条 消防法施行令第5条 防火電気設備等の位置、構造及び管理並びに防火電気設備等の取扱いに関する基準を定める省令第3条 なし	①対応不可 ②対応	①消防法上に基づく規制が火災のおそれのある設備について行われるものであり、4,800Ahを超えないEV搭載のバッテリーパックを活用した蓄電池システムについては、火災の発生のおそれが高まる蓄電池設備より異なることは認識しておらず、他の蓄電池設備と同様に扱われることとなります。 ②制度の現状欄に記載のとおりです。
199	令和4年11月18日	令和4年7月12日	自家消費率の高い小規模事業用太陽光発電(10-50kW)の地域活用要件の緩和と出力制御の免除	小規模事業用太陽光発電(10-50kW)については、2020年度より、 ①再エネ発電設備の設置場所にて少なくとも30%自家消費等を実施し、 ②災害時に自立運転を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること を満たせば認定価格にて買い取れることとなったが、発電のほとんどを自家消費する場合においては、給電用コンセントを不要にしたい。また、このような発電設備は電気需要の多い場所に設定されるため、出力制御も免除されることを検討していただきたい。	太陽光発電の買取価格が下がっており、発電する電気は売るより使った方がメリットになるという状況の中、自家消費を目的に太陽光発電を導入される事業者が増えつつある。 コンビニエンスストア等においては、年中無休ということもあり、安定して高い自家消費等を実施していること、 ②災害時に自立運転を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること を満たせば認定価格にて買い取れることとなったが、発電のほとんどを自家消費する場合においては、給電用コンセントを不要にしたい。また、このような発電設備は電気需要の多い場所に設定されるため、出力制御も免除されることを検討していただきたい。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	経済産業省	10~50kWの太陽光発電設備に関するFITの新規認定においては、2020年度より、認定基準として、①当該発電設備の設置場所を含む一の事業場において発電出力量の少なくとも30%の自家消費等を行うこと、②災害時に活用するための最低限の設備を定めること、災害時のフラクスターが可能なことを確保した上で、給電用コンセントを省し、当該給電用コンセントの災害時の利用が可能であることを求めています。 電力系統においては、常に電気を使った発電する量(需要と供給)のバランスを維持することが必要です。このバランスが崩れると、周波数が乱れが生じ、最悪の場合は大規模停電につながり得ることから、発電電圧ルールに基づき、火力電源の出力制御や系統保護、蓄電池の活用等の対応を要しつつも、なお、供給が需要を上回る場合、再エネ電源の出力制御を行っています。	再生可能エネルギー発電の特別措置法	検討予定	再エネ特措法は、再エネの導入を促進することを目的として、電気事業者が再エネ電気の買取などの義務、小売電気事業者に給電の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 再生可能エネルギーの大量導入のためには、再生可能エネルギーが長期安定的に活用されるものと地域と共生することが重要で、10~50kWの小規模太陽光発電において地域活用要件を設定する趣旨には、系統統合の小さい形で事業運営がなされ、災害時に自主的に活用されること、全体としてレジリエンス強化に資する点も、地域に密着した事業実施を行うことにより、地域において信頼を築き、長期安定的な事業運営に貢献するという点があります。この趣旨を踏まえ、関係省等認定委員会において、災害時に活用するための最低限の設備を定めることとして、災害時のフラクスターが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを省し、その災害時の利用が可能であることを求めることとする趣旨がとりまとめられました。地域活用要件についてはこの趣旨を尊重して決定しております。 余剰買い取りにおいて、自家消費分については、現状においても原則制課されません。一方で、出力制御はエリアの需要と供給のバランスを保つために行われるものであるため、自家消費分を減らして系統に送電する場合には出力制御が必要となります。いただいたご指摘も踏まえつつ、引き続き地域と共生した再エネの最大限の導入を進めてまいります。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
200	令和4年11月18日	令和4年12月14日	エネルギーの自家利用や自家発電電力の蓄電池に関する規制緩和	蓄電池の設置促進のため、蓄電池の設置容量基準の緩和を検討していただきたい。	消防署への届け出無く設置出来るのは4,800Ah未満(17.76kWh)の蓄電池とされるが、日本の平均的な家庭の1日の消費電力が約10kWhとされることから一般家庭の2日分しか確保することが出来ない。 今後、脱炭素社会を目指す上では電力の自家発電の積極的な推進は必要不可欠であり、かつ安定的な発電及び蓄電を行い、定間の有効活用等を実施することにより電力の国内自給率の改善にも寄与すると考える。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	総務省	蓄電池設備は、消防法第9条に基づき各市町村等が定める火災予防条例により規制を受けることとなり、各市町村等が定める火災予防条例の制定に関する基準は、消防法施行令第5条及び対象火災設備等の位置、構造及び管理並びに対象火災器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令に定められており、規制の対象となる蓄電池設備は、その容量が4,800アンペアアワー・セル以上のものとされています。 蓄電池設備が火災予防条例の規制対象となる場合、火災予防条例に基づく位置、構造及び管理の基準に従う必要があります。	消防法第9条 消防法施行令第5条 対象火災設備等の位置、構造及び管理並びに対象火災器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第3条	現行制度下で対応可能	蓄電池の容量は、エネルギー量や可燃物量等と直結しており、消防法に基づく蓄電池容量の基準を変更する場合には、火災の危険性の観点から慎重な検討が必要となると考えています。 なお、「蓄電池を複数台接続して設置する場合の取扱いについて」(令和4年3月31日付け通知)において、蓄電池が日本産業規格(JIS)に適合しているなど火災予防上一定の安全性を有し、個々の蓄電池の容量が規定以下である場合は、これらを複数台設置しても容量を合算する必要はありません。
201	令和4年11月18日	令和4年12月14日	1施設を複数事業者が運営する場合における、食品衛生法上の営業許可の見直し	現在の食品衛生法においては、施設を複数事業者にて共同利用する場合、自治体によっては、主な施設利用事業者1社しか申請出来ないことがある。 しかしながら、1施設を複数事業者が運営するケースにて食中毒等の問題が起こった場合、申請者以外の事業者が問題だったことが明確であったとしても、行政が直接的に該当する事業者を罰することが出来ないだけでなく、申請した事業者のみが罰せられてしまうことになり、そのリスクが事業者の足かせとなっている。 昨今ではシェアキッチン等の取組も増えているため、複数事業者にて1施設を利用するケースも踏まえた営業許可制度の見直しを検討していただきたい。	コロナ禍により飲食店経営の難しさが顕著した今、飲食店設備への投資に躊躇する事業者も少なくない。飲食店経営においては、開店及び、閉店コストは大きく、設備投資は最大の課題であり、特に、新規企業が参入する場合の負担は計り知れない。また、グリーンを目指す社会において、スクラップアンドビルドを容認するような社会では、地球への負担も大きくなる一方で、そのような中、許容ではシェアキッチンや併設施設の共同利用等、新たな形の飲食店営業の可能性が見えてきたところである。しかしながら、食品衛生法の営業許可に関しては、1施設1事業者として申請を求めると自治体もあり、前述のような複数事業者にて1施設を利用することは想定されないのか、自治体ごとの判断も曖昧である。現在在の食品衛生法に沿って、主な施設利用事業者1社が申請し、責任を負うことは可能であるが、明らかに申請者以外において施設が起こったケース(施設に起因しない食中毒等)でも、申請した事業者が罰せられてしまうことになる。申請した事業者と、それ以外の事業者とで、民間同士の「契約」においてリスクを回避することは可能ではあるが、行政が問題を起こした事業者を直接的に罰せられない可能性もでてくる。 繰り返しとなるが、今後の社会においては、シェアリングや共同利用等の考え方が、グリーンへの対策としても有効であり、スタートアップの後押しに繋がると考える。 1施設を複数事業者にて利用することを踏まえた営業許可制度の見直しや自治体統一の基準を検討していただきたい。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	公衆衛生に与える影響が審しい営業(食品処理事業を除く。)であって、政令で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。 営業許可を受ける場合、営業を営む施設は都道府県知事が定める施設の基準を満たさなければならない。 食中毒患者が発生している場合には、保健所長がその調査を行います。営業者が食品衛生法第60条に規定する各事項に違反する場合は、当該営業者に対して、許可の取り消し、又は営業の全部若しくは一部の禁止、又は期間を定めて営業の停止の措置がとられます。	食品衛生法 第54条、第55条、第60条、第63条第2項 食品衛生法施行令第35条	事実調査	食品衛生法においては、公衆衛生に与える影響が審しい営業を営む者は都道府県知事等の許可を受けなければならないとされており、一つの施設において、複数の事業者が個々に許可営業を営む場合であっても、各事業者が許可を受ける必要があります(施設基準を満たしている場合、一つの施設において、複数事業者に対して営業の許可を行うことを妨げておりません。)。 なお、食中毒が発生した施設の場合については、保健所長によりその原因等の調査が行われ、原因食品を提供した施設やその事業者に対し、行政処分等の必要な措置がとられることとなります。
202	令和4年11月18日	令和4年12月14日	たばこ事業法、たばこ事業法施行規則の改正	たばこ小売販売許可手続きの許可基準における距離基準を撤廃していただきたい。	たばこの販売では、たばこ事業法、たばこ事業法施行規則で定められた基準により、自由度が低いという課題がある。 コンビニエンスストア(以下、「CVS」という。)は、食料品から嗜好品まで様々な商品の販売が求められ、地域消費者の利便性向上に寄与する店舗である。 CVSの出店候補地の選定においては、既設たばこ店がたばこ事業法にて定められた距離基準内にあるか、出店候補地にたばこの販売が可能であるかが重要な判断の要素となる。 CVSの出店のニーズの高い土地、商圏でありながら、既設たばこ店との距離基準を満たせず出店が果たせない出店候補地が数多くある。 距離基準が撤廃されることにより、都市部のみならず、特に、地方にて買い物に不便を感じている消費者に対し、CVSの出店を通じ利便性の高いサービスの提供が可能になるものとする。 過去には、たばこの販売を希望しているが距離基準により許可が下りずに出店を断念するケースや、やむを得ない状況となり短期間にて閉店となったケースもあり、また、既設たばこ店において、販売意欲が無い、いわゆる「無関係体店」となっている既設たばこ店もあり出店が果たせないケースもあった。 距離基準の根拠法令であるたばこ事業法とたばこ事業法施行規則を改正し、CVSにおけるたばこ販売の自由度を高め、消費者にとって利便性の高い店舗を提供出来るようにすべきであると考えます。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	財務省	製造たばこ小売販売を行う場合には、たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。その際、予定営業所と最寄りの営業所との距離について、財務大臣が定める距離に達していない場合は「不許可」となります。	たばこ事業法第22条、第23条 たばこ事業法施行規則第20条 大蔵省告示第74号 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領	対応不可	たばこ事業法における小売販売業の許可にかかる距離基準については、たばこ小売店の私立を抑制することにより小売販売業の経営の安定を図ることに加えて、たばこの購入機会が過剰にならないようすることで、未成年者喫煙防止の社会的責任やたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の趣旨等に応えるという重要な役割を果たしています。したがって、引き継ぎ必要な措置であると考えています。(また、「身体障害者福祉法」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」では、身体障害者等が小売販売業の許可申請をした場合、財務大臣は、当該申請に許可を認めるよう努めなければならないと規定されており、これを受け、距離基準の特例として、身体障害者等から申請があった場合、距離基準を緩和し、原則の数の8割を乗じて得た数値を適用する取扱いを行っています。) 仮に、距離基準を撤廃し、小売店が私立することとなった場合、これらの者の就労支援を図ろうとする福祉法令の趣旨を損なうおそれがある点についても考慮が必要となります。 なお、販売意欲がない既設小売店が出店の妨げになっている例があるとの提案理由に関しては、距離基準の特例として、最寄りの小売販売業者の営業所が「休業店」である場合や販売数量の少ない「低調店」である場合には、予定営業所との距離は測定しないこととなっており、新規出店が妨げられる原因とはなりません。 財務(後)局では、休業店や低調店の存在確認も含め、現地調査等に基づいて審査を行い、許可または不許可の決定を行っておりますので、申請手続についてご不明な点がございましたら、お近くの財務(支)局の担当課へご相談ください。
203	令和4年11月18日	令和4年12月14日	理容師法・美容師法の改正	理容師・美容師の混在勤務を一部許可していただきたい。	現在の法律では、美容師は美容所、理容師は理容所でしか就業出来ない現状となっている。 夫々の業務の違いを端的に説明すると、「剃刀」による「髪切り」等の業務を行なえるか否かだけでなく、特に、ヘアカット専門店での技術サービスにおいては、もはや理容と美容の区別はなく、そもそもお客様もその法律の存在すら知らない状況であり、意識されていない傾向にある。 現代の考え方からすれば、そのような区別も時代錯誤であるようにも思える。 業態形態によって理容師の混在勤務を認めていただくことにより、幅広い層用を創出することが可能となり、店舗経営を維持しながら、その地域でのお客様のニーズにも対応出来るようになるものとする。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	理容師法及び美容師法においては、利用者の性別を限定する規定はなく、女性が理容所を、男性が美容所を利用することは、法例に何ら問題ありません。また、理容師及び美容師の免許を有する者が、理容所及び美容所として重複開設されている施設において混在勤務することは可能となっています。	理容師法施行規則第19条第1項第8号・9号 美容師法施行規則第19条第1項第8号・9号	対応	理容師法施行規則及び美容師法施行規則を改正し、平成28年4月1日から、理容所及び美容所の重複開設を可能としています。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
204	令和4年11月18日	令和4年12月14日	理容師法・美容師法の改正	国家資格の技術別認証制度を創設していただきたい。	国内では、カット、カラー、パーマ等、様々な技術習得を目指し、養成校において通学で2年、通信で3年の履修期間が設けられているが、海外では日本のような国家資格ではなく、数カ月の履修期間にてライセンスを取得出来る国もあり、そもそも理容習いについては、ライセンス制度そのものが無い国も存在している。美容師・理容師という括りではなく、習得技術別の認証制度を創設することにより、技術に不安のある方でも、得意な技術に特化してその認証を活かすことが出来、理美容習経費を行なう方にとっても、必要なスキルを持った技術者の採用がし易くなるものと考ええる。例えば、「ヘアカットのみを行なえる認証資格」「ヘアカラーのみを行なえる認証資格」等を導入し、その分、養成期間を短縮することが出来れば、新たな雇用機会の創出も期待出来る。理美容師の資格を取得しても、メインの「ヘアカット」業務をすることなく、道半ばで業務を辞してしまう方もおり、毛髪は常に伸び続けているため、特に、ヘアカットは今後も多くの方々にとって 必要不可欠なものであると考ええる。習得技術別の認証をすることにより、担い手の確保にも繋がっていくと期待される。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	日本においては、公衆衛生の向上に資することを目的として理容師法及び美容師法が定められており、理容師又は美容師の免許を受けたものでなければ、理容師法に定める理容行為または美容師法に定める美容行為を営んで行うことはできないこととされています。理容師又は美容師の免許を受けるためには、理容師養成施設又は美容師養成施設において、昼間課程又は夜間課程であれば2年間、通信課程であれば3年間で、必要な知識及び技能を修得し、理容師試験又は美容師試験に合格することが必要です。	理容師法第2条、第3条、第6条、美容師法第3条、第4条、第6条	対応不可	人の皮膚や毛髪に触れる理容行為又は美容行為を行うためには、単に手技だけでなく、公衆衛生の維持・向上のための知識の修得も必要となります。理容又は美容の中で更に細分化された分野のように選択し、研鑽を積むについては、各理容師・美容師個人の判断によるものですが、基礎的な技術及び知識については、現行の課程において修得する必要があります。	
205	令和4年11月18日	令和4年12月14日	理容師法施行条例・美容師法施行条例の改正	洗髪設備の設置義務の条件を撤廃していただきたい。	本施行条例では、多くの温泉や保健所設置市区にて義務化されている「洗髪設備の設置」については、「設置」は義務化されているものの、必ず「洗髪」をするというものはない。特に、ヘアカット専門店においては、メニューにすらシャンプー（洗髪）は無い状況である。洗髪設備の設置のコストだけが掛かり、営業で使われないものについての設置義務に疑問がある。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	理容師法及び理容師法において、洗髪設備の設置は義務化されていません。		現行制度下で対応可能	理容師法及び理容師法において、洗髪設備に関する規定はありません。理容所及び美容所の構造設備は、都道府県、保健所設置市、特別区が地域の実情を踏まえて条例を定めているものであり、法令の改正は不要と認識しています。	
206	令和4年11月18日	令和5年4月14日	公共料金等代理受領サービスにおける収納票(払込票)の本部控え(済通)の本部控え(済通)の保存義務廃止	公共料金等代理受領サービスにおいて、収納時に顧客から受取った収納票(払込票)の済通(本部控え)は原本(紙)保管を行なっているが、「保管期間の見直し(短期化)」または、データの保存にて代替し、「保管の廃止」を認めていただきたい。	公共料金等代理受領サービスはバーコードデータにて処理されており、EDI取引と考えられることから、収納票(払込票)は法定保存義務に該当せず、保存の必要は無いと認識しているが、地方自治法第二百三十二条及び、地方自治法施行令第百五十八条にある通り、公金の収納事務の委託を受けた者は、自治体による検査を受けることから、コンビニエンスストア本部において、払込取扱票の済通を原本(紙)にて一定期間保管している。原本(紙)を保管することによる情報管理以上のリスク(個人情報漏洩・紛失等)等の問題が生じている。収納後の事務処理や検査等の業務上、電子データ(バーコード等の収納データ、若しくは画像イメージ等)での対応にて支障は無いことから保管期間の見直し(短期化)、または原本(紙)に代えて、電子データによる保存のみとし保管自体の廃止を認めていただきたい。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	総務省	地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条より、地方公共団体は私人に公金の徴収又は収納の権限を委任することは禁止されておりますが、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条、第158条の2等の規定により、一定の歳入について、私人に徴収又は収納の事務を委託することができます。歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、地方公共団体は、必要があると認めるときは歳入の徴収又は収納の事務について検査することができることとされています。しかしながら、検査の方法について地方自治法及び関係法令にその定めはなく、その運用については地方公共団体の判断によることとされております。	地方公共団体の財務規則等	現行制度下で対応可能	地方公共団体が私人に歳入の徴収又は収納の委託を行った場合の検査のため、その関係書類を保存することは、地方自治法上の要請ではなく、関係地方公共団体の運用によるものです。御指摘のあったことが御提案の支障になっているということであれば、当該関係地方公共団体と御相談いただくべきものと考えます。	◎
207	令和4年11月18日	令和5年4月14日	現行3連式収納票の1連式化	現在、コンビニエンスストア支払い用の収納票について、収納企業にて発行している収納票は「お客様控、本部控、店舗控」の3連式となっているが、「お客様控」のみを1連式での発行、運用していただきたい。	コンビニエンスストアでは年間10億件以上の収納代行発行を行っており、各自治体・各収納事業者との委託契約又は、収納代行事務受領の定により、「お客様控、本部控、店舗控」の3連式での収納票発行となっているため、コンビニエンスストア店舗での押印/印刷貼付/控えの切り取り・お渡しに関する運用業務、また、本部控の送付/保管コストが発生している状況となっている。一方、近年では、スマホ上にて収納票バーコードを表示しコンビニエンスストアにて読み取り、支払いが出来るサービスが拡大しており、この場合は、「店舗控、本部控え」が無く、お客様は支払い用内容アプリやラゲージにて確認出来る仕様となっており、当該仕様にて問題なく運用出来る。現在のコンビニエンスストア支払い用の収納票においても「お客様控」のみにて運用可能になるのではと考えており、収納企業においても発行コスト削減に繋がり、コンビニエンスストアにおいても運用ミス削減やコスト削減が考えられているため、各自治体並びに収納事業者との委託契約書又は、収納事務取扱要領から3連式での発行、運用に関する条項を削除していただきたいと考えます。但し、自動車税の収納票については納税証明書が必要と考えており、自動車税の収納票については「お客様控/納税証明書」の2連式での発行、運用になるかと考える。また、お客様控の検収印の押印要否については課題が残る観点と考える。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	総務省	地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条より、地方公共団体は私人に公金の徴収又は収納の権限を委任することは禁止されておりますが、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条、第158条の2等の規定により、一定の歳入について、私人に徴収又は収納の事務を委託することができます。しかしながら、地方自治法及び関係法令上、その様式についての定めはありません。	地方公共団体の財務規則等	現行制度下で対応可能	地方公共団体が私人に歳入の徴収又は収納の委託を行う場合の関係書類の様式については、地方自治法及び関係法令上の定めはなく、地方公共団体の運用によるものです。御指摘のあったことが御提案の支障になっているということであれば、当該関係地方公共団体と御相談いただくべきものと考えます。	◎
208	令和4年11月18日	令和5年7月12日	公共料金等収納代行サービスにおける払込票への個人情報記載廃止	公共料金等収納代行サービスにおいて、現行では払込票に個人情報記載されていることが多いが、情報管理の観点から個人情報記載を廃止していただきたい。	払込票に個人情報(氏名・住所等)が記載されていることにより、紛失・盗難等が発生した際に個人情報漏洩のリスクが生じる。本部・店舗にて預かる各控えには個人情報記載しないルールとすることにより、個人情報漏洩リスクを無くした。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	総務省	地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条より、地方公共団体は私人に公金の徴収又は収納の権限を委任することは禁止されておりますが、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条、第158条の2等の規定により、一定の歳入について、私人に徴収又は収納の事務を委託することができます。しかしながら、地方自治法及び関係法令上、関係書類に記載する事項についての定めはありません。	地方公共団体の財務規則等	現行制度下で対応可能	地方公共団体が私人に歳入の徴収又は収納の委託を行う場合の関係書類への記載事項については、地方自治法及び関係法令上の定めはなく、地方公共団体の運用によるものです。御指摘のあったことが御提案の支障になっているということであれば、当該関係地方公共団体と御相談いただくべきものと考えます。なお、御指摘のある情報が個人情報に該当するものかどうかは、個人情報保護法等の制度に照らして判断されるべきものであり、その判断に従って、同法に基づき取り扱われるべきものと考えます。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
209	令和4年11月18日	令和4年12月14日	電気主任技術者の見解の統一	電気設備に関する技術基準を定める省令の解釈の違い等により、取付方法、新しい規格である節電機器の導入コストが上がってしまうケースがあり、省エネ行為を阻害している形となっている。 省令は本来、安全のための基準であり、新しい規格の導入の障壁になるべきではないため、全国的な見解を統一出来るよう検討していただきたい。	当協会が導入しようとする節電機器は、節電ユニットecomo(以下、「エコモ」という。)であり、トランスの二次側、スプアーに結線接続をし、電力ロスを低減することにより電気使用量を削減する装置である。 エコモ一つには電線が1本しかついておらず回路がオープンであることや、自然鉱石等を使用しており電気機器ではないことから、トランスの二次側への取付けは安全性の観点からしても問題無いと解釈出来る。 《導入先》日立グループ、住友グループ、大和ハウスグループ、大手化粧品メーカー等の工場や、スーパー、ホテル、病院等。 現状、電気主任技術者を抱える大手企業にも数多く導入実績があり、電気使用量を削減することにより、電気代の削減だけでなくCO ₂ 排出量の削減において、国が推進するSDGsの達成やカーボンニュートラルへの取組に繋がると考えられる。 一方、一部の保安協会の見解の相違により、導入箇所を制約を受ける事例が発生しており、導入コストがアップするが、ファンチャイブチューンを展開している企業には水平調音を進めたいという要望を伺っている。 例えば、トランスの二次側への直接の接続を拒まれた場合に、工事費用とは別でプレーカー購入費用が掛かる。更に、変圧トランスとエコモの間にプレーカーが入ることにより、削減効果自体も下がってしまうという実績があり、結果的に費用対効果が下がってしまうリスクも抱えている。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 経済産業省		電気設備の技術基準を定める省令(以下、電技省令)は、電気設備における、感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう施設するための要件を定めています。 また、電気設備の技術基準の解釈(以下、電技解釈)は、電技省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものであり、電技省令に定める要件は、電技解釈に記載の内容に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保ができたと認められれば、省令に適合するものと判断されるものとなります。	電気設備の技術基準を定める省令の解釈 電技省令に定める要件は、電技解釈に記載の内容に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保ができたと認められれば、省令に適合するものと判断されるものとなります。	現行制度下で対応可能	制度の現状で記載した通り、設置者は電技省令の要件を満たすことが求められますが、必ずしも解釈に併せられる手段、方法による必要はありません。ご指摘の製品を設置すること、電技省令の記載内容との関係が明らかではありませんが、設置される電気設備やその保安の状況は必ずしも一概ではないため、電技省令の内容が担保されることを、当事者間で丁寧に調整し、その安全性について合意を得ることが重要であると考えます。	
210	令和4年11月18日	令和4年12月14日	ランドリー洗濯代行のクリーニング師の格範囲からの除外	クリーニング師の資格範囲から、洗濯代行を除外していただきたい。 薬剤師と登録販売者のように、簡易な資格の新設または、届け出制を導入していただきたい。	クリーニングに関わる業務と違い、専門性が無いコインランドリーの機器に投入して洗うとたまたまだけの作業のため、クリーニング師とは別の体系が必要と考えられる。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省		クリーニング業法においては、「クリーニング業」とは、溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること(繊維製品を使用させるために貸出し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行なうことを含む。)を営業することをいう」とされており、コインランドリーの機器を使用する場合であっても、本定義に該当することとなります。 なお、クリーニング師は、公衆衛生及び洗濯処理に関する専門知識等を有する者であり、クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者となるものであり、クリーニング所(洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く)に、一人以上のクリーニング師を置かなければならないことと定まっていますが、クリーニング師でなければクリーニング(洗濯代行を含む)ができないわけではありません。	クリーニング業法第2条第1項、第4条	対応不可	クリーニング業は、人が着用する衣類等を取り扱う業であることから、クリーニング業法は、公衆衛生等の見地から必要な指導等を行い、利用者の利益の擁護を図ることを目的としています。公衆衛生等の見地から、コインランドリーの機器を使用する場合であっても、別個にクリーニング所と同様に衛生管理の必要性があります。	
211	令和4年11月18日	令和4年12月14日	洗濯代行業の機器設備緩和	コインランドリー業の営業から、洗濯代行業務への事業拡大を行なうにあたり、洗濯代行業を営まする場合の法律規制では、顧客の利用する機器とは別に顧客が立ち入ることの出来ない場所に、洗濯代行専用機器を設置する必要が定められている。 これを区分を分けること(コインランドリー一種類しかない機器を使った)による業務遂行が出来れば、業務の効率化が図られるため、検討していただきたい。	現在、洗濯代行業を行う際は、専用の区分を設けて機器を設置する必要があるため、コインランドリーの稼働していない機器を使って洗濯代行業の業務遂行が出来ないこととなっている。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省		クリーニング業法においては、「クリーニング業」とは、溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること(繊維製品を使用させるために貸出し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行なうことを含む。)を営業することをいう」とされており、コインランドリーの機器を使用する場合であっても、本定義に該当することとなります。 一方で、クリーニング所の構造基準として、専用の区分を設けて機器を設置することについては、法令上、規定はありません。	クリーニング業法第2条第1項、第5条第1項	現行制度下で対応可能	クリーニング業法において、専用の区分を設けて機器を設置することに関する規定はありません。都道府県、保健所設置市、特別区が地域の実情を踏まえて条例を定めているものであり、法令の改正は不要と認識しています。	
212	令和4年11月18日	令和5年2月16日	国税等による財産の調査への回答を畫面以外で行えるようにすること	国税等による財産の調査への回答を畫面以外で行えるようにすること ①照会専用のメールアドレス、入力フォーム等を設置する。 ②照会時の送付文書に固有の照会キーを付与し記載する。 ③照会を受けたものは当該キーとともに①に入力、メール送付フォームへの入力等の方法で回答する。	国税等から、滞納処分のための滞納者にかかる調査について、回答を畫面にて行うことを求められている。なお、国税徴収法141条を確認すると、回答の方法についての規定はないと理解している。 一方で、新型コロナウイルス以降、出社勤務が必ずしも当然の前提ではなくなった中、書面作成、押印、送付のために出社している状況である。 左記の提案が実現すれば、不必要な移動、その他のコスト削減を図ることが可能となる。 回答の信頼性については、照会時に固有のキーを付与することにより、照会文書到達先であることが確認可能ではないかと考える。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 財務省 厚生労働省	国税徴収法第141条	国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、滞納となった国税については、納税者層々の実情を踏まえながら、滞納整理の早期着手・早期金にに取り組んでいるところで、その際、一連の強制徴収手続の中で取引のある事業者等に対して監視又は畫面による取引照会を実施しております。 徴収法第141条には、回答方法に関する規定はありませんが、財産調査においては個人情報を取り扱うため、セキュリティの確保を徹底しているところから、畫面以外の方法による回答については、取り扱う情報、取引制限に応じたセキュリティ対策を個別に検討し、対応可否を判断しております。	現行制度下で対応可能	財産調査に対する回答方法については、左記のとおり畫面に限られるものではないと、セキュリティの確保を前提としたITツール整備の状況を踏まえて、対応可能なものからオンライン対応に取り組んでおります。引き続き、ご提案の「照会専用メールアドレスの設置」も参考とさせていただきますながら、照会を受ける事業者等の利便性向上と行政効率化の観点の下、対応を進めてまいります。		
213	令和4年12月15日	令和5年1月20日	スタートアップの更なる活用に向けた公共調達制度の見直し	官公庁や地方公共団体による調達では、情報システムの導入からネットワーク設備まで、構成要素全体を1つの調達範囲として公募するため大規模化するケースが多い。しかし、スタートアップは資金面や実績面が乏しいために入札参加資格の等級評価が低く、求められる成果物を提供する技術等を有している場合でも、現在の官公庁調達では予定価格上限額が500万円以下のランクの調達しか参加できない。 《課題解決により》スタートアップが創意工夫を生かした独自のサービスの提供が可能になるとともに、その組み合わせによって社会変化のタイムリーかつアジャイルな対応を実現できる。公共調達を通じて行政がスタートアップの顧客となることで、売上高の拡大やスタートアップへの信用の付与につながり、補助金等の支援なしに事業継続が可能というスタートアップの自立が期待され、スタートアップの成長に資する。	官公庁や地方公共団体による調達では、情報システムの導入からネットワーク設備まで、構成要素全体を1つの調達範囲として公募するため大規模化するケースが多い。しかし、スタートアップは資金面や実績面が乏しいために入札参加資格の等級評価が低く、求められる成果物を提供する技術等を有している場合でも、現在の官公庁調達では予定価格上限額が500万円以下のランクの調達しか参加できない。	一般社団法人日本経済団体連合会 内閣府 経済産業省 デジタル庁 財務省		「物品の製造」「物品の販売」「サービスの提供等」に関する入札については、中小企業業者が、参加しようとする入札物件等の分野における技術力を証明できれば、保有している入札参加資格の等級(ランク)にかかわらず、国の上位等級入札への参加が可能になります(入札参加の拡大)。 上記「入札参加の拡大」を認める場合の統一基準の一つとして、グローバルに活躍するスタートアップを創出するための旨に沿って集約プログラム(J-Startup)に認定された事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者であることがございます。一方で、J-Startup地域版に認定された事業者については、当該統一基準の対象に含まれておりません。 また、J-Startup認定企業及びJ-Startup地域版認定企業に対する、公共調達において有利になるような加点措置は講じられておりません。	技術力ある中小企業業者の入札参加促進の拡大について(平成12年10月10日政府調達(公共工事を除く)手続の電子化推進有関係合議録(事業決定))	「経済産業省及び内閣府(CSTI)は、財務省と連携しながら、政府調達へのスタートアップの参加を促進する観点から、高度な新技術を有する等一定の要件を満たすスタートアップに対し、保有している入札参加等級よりも上位の等級の入札への参加資格を与えることを含む、一般競争入札におけるスタートアップからの新技術及び新サービスの調達を促進するための入札手法の整備について、令和4年度中に必要な検証・検討を行い、結論を得次第速やかに措置する。」と記載されていることに基づき、必要な検証・検討を行ってまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
214	令和4年12月15日	令和5年2月18日	社会的損失の抑止に向けた相続手続の効率化	相続手続を効率化すべく、各種書類や制度についての通り早期に見直すよう求める。 ①手続に必要な戸籍簿・改製原戸籍謄抄本を電子的に交付すべきである。 ②遺産分割協議書や遺言内容についてマイナンバーカードの電子署名機能を用いた電子的な作成を容認すべきである。 ③マイナンバーカードを用いた法定相続人の認証および、同意を前提とした関係機関でのデータ参照を可能とすることで、相続手続全体のワンストップ化とワンストップを実現すべきである。なお、法定相続人のオンライン認証は、公的個人認証(PKI)を利用した民間サービスで行えるものとすることが望ましい。	わが国内の年間死亡者が140万人を超え、なお増加傾向にあるなか、相続人や行政・司法機関、金融機関等が行う相続手続に係る負担が大きな社会課題となっている。その一つに、相続手続に関する諸制度が書面を前提とし、本人意思の確認に指印や対面を求められることがある。 例えば、戸籍証明書は未だ窓口・郵送で交付されるため、収集する相続人や提出先である金融機関等の事務負担が大変しい。また、相続申告や相続登記の申請等各種手続時に添付する遺産分割協議書は相続人全員の署名捺印を必要とするため、とりわけ相続人が多く、遠方に居住しているケースでは多大な労力が必要となる。そのほか、各関係機関において法定相続人であることを確認する際、相続人・被相続人の戸籍証明書一式を都度提出する必要がある。相続人側、関係機関側双方で都度提出・確認の手間を要している。 〔要望実現により〕相続人や各関係機関における相続手続の負担が大幅に軽減され、デジタル技術によるサポートや行政側からの通知により、被相続人や相続人の知識不足に起因する無用のトラブルや手続遅れの防止も可能になる。また、遺産承継準備の環境整備が進むことで、資産凍結や相続トラブルといった社会的損失の抑止に資する。2024年4月の相続登記の業務効率化を契機に入れ、手続のデジタル化によって相続人や関係機関の負担を軽減すべきである。	一般社団法人日本経済団体連合会	総務省 法務省 デジタル庁	①戸籍事務にオンラインシステムを導入することについては、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされています。 ②遺産分割協議について、共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでもその協議で、遺産の全部又は一部を分割することができます。また、遺言には、一般的に、自筆証書遺言、公正証書遺言、特種証書遺言の3種がありますが、現状では、いずれも書面により作成されています。 ③「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、死亡・相続ワンストップサービスを推進することとされています。	①情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第96条第1項 戸籍法施行規則第79条の5第1項 ②遺産分割協議について、民法第970条第1項、遺言について、民法第967条から同第969条及び同第970条。③なし	①現行制度下で対応可能な ②遺産分割協議に存在しません。 遺言については、令和4年6月に閣議決定された規制改革実施計画に基づき、自筆証書遺言制度のデジタル化について、令和4年度中に必要な検討を開始し、令和5年度中に一定の結論を得ることとされています。 ③制度の現状の記載のとおり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、死亡・相続ワンストップサービスの推進のため、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策等について検討がまいります。御提案の内容については、検討に当たっての参考とさせていただきます。		
215	令和4年12月15日	令和5年1月20日	商号統用の事業譲渡規定を廃止し、eBIFで事業譲渡情報をメール配信すること	会社法22条以下は事業譲渡で商号を続用した場合の債務弁済責任を定めている。この規定は昭和13年の商法改正で新設されたもので、当時の民事局長の説明による。事業譲渡では債務は承継されないけれども商号を続用する場合は債権者が承認するため弁済責任を定めたとする大蔵次官・商法中改正法律及び商法中改正法要綱(附記で99-10「附13」(デジコ))。事業譲渡を生じず附帯で同一屋号の営業をしても同じ問題が生じるから、債権者保護しても不十分である。元来がこのようなアブストラクティブな規定のため争訟もその弊害を避けて百花繚乱あり、現在この規定の(債目ではなく)合理性を説明できる者はいないと思われる。／	一々もその混乱の始まりは、吸収合併では債権者保護手続が厳格に定められているのに、事業譲渡では債権者保護規定が全く無いことによる。／商号統用の弁済責任規定は、この広大な欠陥に当たっては、部分論のみで済ませないで、商号を続用した場合のみ債権者を保護して何の意味があるのか。／そして、商号統用の場合の弁済責任を免れるには登記が必要である規定するため、今度はこの法的リスクからの過剰回避が発生して、事業譲渡で商号を続用する場合まで責任免除の登記が必要となる。／このような悪弊事例は登記実態(混用を禁止)させ、登記の可否を巡って登記所間で解紛が異なる二次被害が生じる。／したがって、事業譲渡手続において、現行制度以上に債権者が保護されるならば、当該規定は不要になる。／経済的価値を生じし理想論としては合併と事業譲渡で債権者保護に差を付ける合理的な理由はないと考えられ、強要論としては「いりふり」な手続を提案する。／債権者がeBIFメールアドレスを登録しおき、事業譲渡の情報を入手したIFJOを個別に登録する。／事業譲渡を行う会社は債権者保護に資する情報をeBIFIFJOに登録し、その時点で、eBIFIFJOが債権者に当該情報をメール配信すればいい。／これなら合併公告よりも情報伝達が迅速かつ確実であるし、手続コストも低減する。／デジタルガバメントの趣旨にも沿って、デジタル時代の問題が生じるが、株主総会手続さえデジタル化を推進しているのだから、商行為がデジタル化されるのは当然ではないか。／また、公告と異なり履歴を表示できるから、事後の検証も可能である。	商業登記 ゲンロン	法務省	会社法上、事業を譲り受けた会社(譲受会社)が譲渡会社の商号を引き続き使用する場合には、その譲受会社も、譲渡会社の事業によって生じた債務を弁済する責任を負うとされています。 ただし、事業を譲り受けた後、譲渡会社がその本店の所在地において譲渡会社の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合には、譲受会社は当該弁済責任を負わないものとされ、また、事業を譲り受けた後、譲渡なく、譲受会社及び譲渡会社から第三者に対して、その旨の通知をした場合においても、その通知を受けた第三者との関係では、当該弁済責任を負わないこととされています。	会社法第22条	事業譲渡においては、合併とは異なり、譲渡会社の契約上の地位や個別の債務は、当然には、譲受会社に承継されません。そこで、会社法第22条は、一定の場合に、譲受会社の弁済責任を認めることにより、債権者の保護を図ったものといえます。 また、同法第22条第2項において、譲受会社がそのような弁済責任を免れるために、その旨の登記を求めていることも、登記を通じて責任の有無を客観的に明らかにするという意図があると考えられます。 そのため、この指論のような法改正をする必要があるものは認識しておりません。		
216	令和4年12月15日	令和5年1月20日	自治体システム標準化の促進には「性能発注方式」の取組みが必要	自治体の基幹システムの標準化の可否は、ソフトウェア開発委託の成否次第です。ところが、我が国では、ソフトウェア開発委託による民間企業の基幹システム更新失敗が頻発しており、その失敗の責任を巡って裁判沙汰となった事例も少なくありません。このような事例に共通するのは、いずれも「仕様発注方式」の取組みであったこと。それゆえ、自治体の基幹システムの標準化についても、「仕様発注方式」の取組みのままで、システムの標準化に失敗・頓挫する自治体が全国で続出する恐れがあります。ここで、「仕様発注方式」とは、「発注側が指示したとおりで作ってくれ」といった発注方法です。ソフトウェア開発に失敗した時の責任の所在が不明確となりがちです。「ニーズベースのペストマッピング」に基づくシステムの全体標準化も困難です。このため、自治体の基幹システム標準化を促進するには、グローバルスタンダードな「性能発注方式」の取組み方、つまり、組織としての意思統一を図るための「開発計画書」と、最適なベンダーを選定して要求条件を明確化(伝達)するための「要求水準書」を作成して、これらに即応するベンダーを選定するといった取組みが必要不可欠です。 1 現状の課題・課題解決案の概要・課題解決により期待される効果を記した「開発計画書」を作成して、組織トップまでの意思統一を図ること。 2 ベンダーに実現を求め「機能と性能の要求条件」を妥協十分に記した「要求水準書」を作成すること。	デジタル庁は、自治体システムの「標準仕様書」を示すことにより、2025年度システムの標準化を自治体に促しています。しかし、この施策は、我が国の多くの民間企業の基幹システム更新プロジェクトの失敗・頓挫を招いてきたこと、他国に類を見ない「仕様発注方式」の取組み方(他)がありません。それゆえ、自治体システム標準化を促進するには、グローバルスタンダードな「性能発注方式」の取組み方、つまり、組織としての意思統一を図るための「開発計画書」と、最適なベンダーを選定して要求条件を明確化(伝達)するための「要求水準書」を作成して、これらに即応するベンダーを選定するといった取組みが必要不可欠です。	個人	デジタル庁	「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」において、情報システムに関する調達について、調達に先立ち、要件定義がプロジェクトの自覚を促すことで、極めて重要な工程である。調達方式の検討にあり、価格及び性能、機能、技術等をもって落札者を決定する総合評価方式の採用について記載しています。	デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン(令和4年4月20日 デジタル社会推進会議幹事会決定)	現行制度下で対応可能	「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」において、情報システムに求める要件として、機能要件及び非機能要件(性能や信頼性、拡張性、運用性、セキュリティ等)を明らかにするための、調達に先立ち、要件定義を行うものとしており、情報システムに関する調達に先立ち、要件定義を行うものは、総合評価方式により性能、機能、技術等の評価を行うこととし、評価方法について、調達内容の特性を踏まえ、重要要素の評価事項を考慮の上、加点の配分割合の重点化等を行うこととされています。 また、「発注者が最適な仕様書を作成できない」または「入力に付しても一者による応れが高い」と想定される「情報システム等の調達を対象に、機動的かつ効率的、効果的なシステム整備に資するよう、契約締結前に、発注事業者と提案内容について技術的対話を実施する調達・契約方法である」技術的対話による調達方法の執行運用に取り組みます。 提案いただいた「性能発注方式」は、一定条件以上の要件は各社による技術提案にすること、技術対話により要件を決めたいことにより現行制度においても実現可能と考えられ、上記の通り、「優れた提案内容を評価する」「技術的対話による調達方法などを活用することで、発注者に選択肢を提示し、案件ごとに最適な調達が出来るように促してまいります。 引き続き、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁は、情報システムに関する政府調達の参入手続における公平性及び迅速性の確保、アジャイル開発等の手法への対応、クラウドを活用したサービス駆動型などを各項目に、スタートアップをはじめ革新的な技術を有する民間事業者の参入促進による担い手拡大及び調達迅速化等に向け、施策の検討を進めます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
217	令和4年12月15日	令和5年1月20日	薬剤師の働き方改革について	A男性薬剤師の育児取得促進について B薬局薬剤師による電話相談の時間制限について	A今月より男性の育児制度変更が行われました。 男性薬剤師は専任の管理薬剤師として登録されていることも多く、育児を取得する期間は管理薬剤師を外れ、会社は他の管理薬剤師を探さなければいけない状況です。 女性薬剤師のように1年間の育児を取得するのであれば、薬剤師自身も会社も割り切った代わりの管理薬剤師を探すことができますが、男性薬剤師が2週間や一ヶ月という短時間で育児を取得する場合でも管理薬剤師登録を外れなければならないなど、育児取得のハードルがとてまもります。 一ヶ月以内であれば、その間代行者を定めることで、管理薬剤師登録から外れなくてもよいなど緩和の検討をお願いします。 B現在薬局では、薬剤師による24時間相談応答体制が求められています。 これにより薬剤師が疲弊してしまい、離職してしまったり、薬剤師自身が鬱病のようになってしまうことも見られます。 現在の相談は薬の服用期間前後がほとんどですので、夕食後の薬を飲んだ後20:00～21:00くらいまでは電話し出せる体制は必要だと思います。 それ以降の深夜帯は、「眠れない」という自分の不安をただただ聞いてほしい方や、「独居でさみしい」という高齢者などの話相手のような電話が多いのが現状です。 現在の24時間対応から、6:00～22:00まで一般的な服薬時間に合わせた時間帯に対応を要望していただくべく検討をお願いします。 どちらの件も、薬剤師の働き方改革、ワークライフバランスを保ちながらキャリアを築いていくために必要なことだと感じています。	個人	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第7条、第10条 「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について(平成21年5月8日薬食発第000800号厚生労働省医薬食品局長通知) A 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、「薬機法」という。)第9条において、薬局の管理者は、その薬局を実際に管理しなければならないとされており、常勤である必要がありますが、その薬局を直接管理できない場合には、管理者以外の薬剤師に専任する薬剤師のうちから代行者を指定して、管理者が業務日誌等の記録によりその状況を確認するとともに、代行の薬剤師にその状況を報告させることにより、代行者にその薬局を実際に管理させることは可能です。 また、一時的な管理者の変更については、薬機法第10条第1項の規定に基づき、届け出することも可能です。 B 地域連携薬局や専門医療機関連携薬局、健康サポート薬局に対しては、厚生労働省令又は告示において、開業時間外であっても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を講じていること」等を求めています。が、かかりつけの薬剤師が対応できない時間帯である場合は、当該薬局においてかかりつけの薬剤師と適切に情報共有している薬剤師が対応することでも可能としており、特定の薬剤師でなければならないという規定ではありません。 また、その他の薬局については、薬機法及び薬剤師法において、薬局や薬剤師に対し24時間の相談対応を求めない規定はありません。	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
218	令和4年12月15日	令和5年1月20日	コンビニで郵便物の重さを量るサービスを解禁する。	コンビニで郵便物の重さを量るサービスを解禁する。	コンビニで郵便物を購入する際に、重さを量ってほしいと聞いたら、法律でダメだと答えてもらえず、結局自分で重さを量る必要が出てくるので、郵便物だけ量ってほしいは、理解できません。こんな馬鹿らしい規制は速やかに撤廃して、コンビニで郵便物の重さを量るサービスを解禁してください。	個人	総務省	郵便物販売所等に関する法律第3条、第4条	郵便物販売所等に関する法律第3条、第4条	事実確認	・日本郵便(株)が郵便物手続の販売を委託する郵便物販売所において、郵便関係法令では郵便物の重さを量ることを禁じる規定はありません。 ・コンビニをはじめとする郵便物手続販売所では、利用者の申し出に応じた額面の切手等を販売することが業務の内容であり、郵便物の重さに応じた料金を正確に測定するための「はかり」を配備していないと日本郵便(株)から聞いております。 ・郵便物の重さについては、郵便物専用のはかりを持つ最寄りの郵便局にご確認ください。
219	令和4年12月15日	令和5年1月20日	独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を返還困難となった障害者への対応	返還が難しいときに申請できる返還猶予額には主治医から「就労困難」と記載された診断書をもらい添えなくてはならない。しかし就労継続支援B型事業所への通所であっても、就労意欲があるとなみなせる障害者に対しては就労困難と診断することに抵抗がある医師は少なくない。また返還の免除制度も存在はするが、死亡もしくは終身となり医学的に日常生活が困難と認められることが条件となるためハードルが高い。現在障害者への公的給付は減少するばかりで、雇用も短時間かつ低賃金の軽作業がほとんどで、奨学金の返還ができるような経済的余裕は皆無だ。関係する省庁は障害者と経済活動について真剣に考えてほしい。	学生支援機構の奨学金に関する各種規定は次の通り https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/kitai/index.htm#n02 厚労省が全国の就労継続支援B型事業所の工資(賃金)調査結果では全国平均でも8万円前後であり、これのみの年収では自立的に生活することも難しく、限られた生活が不可能なことが明らかだ。 https://www.mhw.go.jp/content/12200000/000860080.pdf 規制改革回廊44「高等教育課程を修了した障害者に対する適切な就業環境の整備」で厚労省は一人一人の特性に合わせた就労環境づくりをすすめているが、考え方の根拠にあるのは上記のB型事業所の平均賃金であることと、日本の障害者雇用の大多数は低賃金かつ責任を問われないような単純作業の仕事内容ばかりである。	個人	文部科学省	独立行政法人日本学生支援機構(以下機構)の奨学金制度において、傷病によって返還が困難となり猶予を申請する場合には、就労が困難である旨等の記載がある医師の診断書が必要となっています。なお、返還期限猶予制度は経済困難事由による申請も可能となっており、こちらの申請の場合、課税証明書等を提出した必要がありますが、診断書は不要です。 また、社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出席し、陳述をすることができます。	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
220	令和4年12月15日	令和5年1月20日	社労士制度の充実	要する社労士制度の充実を図るため、閣議決定(規制改革推進のための3ヵ年計画(再改正)平成21年9月31日)がなされた個別労働紛争に関する簡易裁判所における訴訟代理、労働審判における代理権を民事訴訟に関する研修を実施することを前提として特定社労士に付与すべきと考えます。	個別労働関係紛争に係る特定社労士によるADR(裁判外紛争解決手続)が不調に終わり、簡易裁判所での訴訟手続に移行する際に、特定社労士には訴訟代理が認められておらず、代理人として当該訴訟に関与することはできず、依頼者の利便性を兼ねている現状がある。特定社会保険労務士に対し簡易裁判所での訴訟代理権を付与すべきと考える。現在の検討状況を明らかにしていただきたい。	個人	厚生労働省	特定社会保険労務士は、個別労働紛争について厚生労働大臣が指定する団体が行う裁判外紛争解決手続において、当事者の代理(紛争価額が120万円を超える事件は弁護士との共同委任が必要)をすることができます。 また、社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出席し、陳述をすることができます。	社会保険労務士法第2条及び第2条の2	対応不可	平成26年の社会保険労務士法改正により、社会保険労務士の業務の範囲が広がったところであり、まずは、現行制度において、個別労働紛争解決手続代理業務の実績を積み重ねていくことが重要であると考えています。
221	令和4年12月15日	令和5年1月15日	保険業に係る説明書面の電磁的提供方法の多様化	令和3年の保険業法施行規則・監督指針改正により、重要事項説明書(以下、「重説」という。))については、電磁的方法による情報提供が可能だが、従来のメール・ダウンロード・CD-ROMの3つから「顧客専用WEBページ閲覧・一般HP閲覧」を加え5つに多様化されたが、重説と密接に関係するクーリング・オフ説明書の交付の方法については、従来の3つの方式に限定されているため、本本案においても電磁的方法の多様化を要望する。	・保険会社向けの総合的な監督指針は4-2(2)(イ)に基づき、注意喚起情報として重説の中でクーリング・オフについて記載する必要があることから、保険会社は重説とクーリング・オフ説明書を一体化してお客様に交付している。 ・保険会社は、お客様がクーリング・オフ対象契約を選択する可能性を考慮して、重説にはクーリング・オフについて自動的に記載している(保険期間1年超を選択する場合にはクーリング・オフ対象となるため、例えば自動車保険のように保険期間が1年以内の契約が大半である場合でも、お客様が保険期間1年超を選択する可能性を考慮して、重説にはクーリング・オフの説明を記載している)。 ・上記のとおり、契約者がクーリング・オフ対象契約を選択する可能性がある商品の重説を電磁的方法で提供する場合、情報提供については保険業法施行規則第227条の2第5項に基づき5つの方法が認められるが、クーリング・オフ説明書部分と同規則第240条の2第1項に基づき3つの方法に限定されていることから、重説全体としては3つの方法により提供せざるを得ず、顧客利便性が損なわれている状況にある。 ・スマートフォン等の普及など保険契約者を取り巻く情報通信技術は進展しており、クーリング・オフ説明書の交付の電磁的方法を多様化する対応が行われることを希望する。 ・上記の理由から、本件は昨年度に引き続き要望するもの。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	保険業法等が保険契約者に保険契約の申込みの撤回等に関する事項を電磁的方法で提供する場合において、その方法は3種類(電子メール、ダウンロード及びCD-ROM)に限定されています。	保険業法第309条、保険業法施行規則第227条の2、第240条の2等	検討を予定	クーリング・オフ説明書の交付の電子化を検討するにあたっては、書面交付義務が持つ消費者保護機能を確保しつつ、デジタル技術の発展状況等に即して柔軟に改善を図るといった視点で踏まえる必要があります。 クーリング・オフ制度は、申込者がいったん契約の申し込みをした場合であっても、申込者に契約を再考し、撤回できる機会を付与することで、顧客保護を図ることを目的としている。一般的には、申込者は、クーリング・オフ説明書の交付(又は電磁的方法による提供)を受けた日又は申込みをした日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば申し込みを撤回することができることから、その交付(又は電磁的方法による提供)を受けた日が申込者にとって明確である必要があります。クーリング・オフ説明書(書面)の交付に代えて、当該書面に応じた各事項を電磁的方法で提供する場合はその方法を多様化することについては、そのような観点から慎重に検討する必要があります。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
222	令和4年12月15日	令和5年6月15日	同一人・信保規制の対象である「保証」の定義についての緩和と要望	<p>同一人・信保規制(※)の対象である「当該同一人に対する債務の保証」において、「保証子会社の債務を対象とする保証契約」に係る規制を緩和することを要望する。</p> <p>(※) 保証子会社の資産運用が特定の相手方に集中し、契約者に損害を及ぼすことがないよう、同一人に対する資産運用額は制限されている。保証の場合、貸付金と合算して同一人に対する各種規制が総資産および合同勘定の3%を超えてはならないと定められている。</p> <p>・海外の保証子会社は親会社による債務保証(親会社保証)の存在を信用補完として、格付機関より親会社と同水準の格付けの適用を受けており、高格付けは、特に再保険事業の展開において他社対抗上、競争力の源泉となっている。</p> <p>・さらに、一般的に、海外の子会社に対する債務保証は、剰余資本の現地への帰属を阻むつつ効率的な運営を実現することによる取り組みであり、これは、グローバルなグループ経営に必要な不可欠のもの。</p> <p>・近年の海外拠点の事業拡大による保険債務の増額や為替相場の振れ幅の大きさに鑑み、親会社保証が与信限度額に達する可能性が高まっており、これに規制がかかる事柄は、グローバル他社の競争上、日本の不利を招くおそれがあることから、保証子会社への「債務の保証」の規制を緩和していただきたい。</p> <p>・上記の理由から、本件は許年度に続き要望するもの。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	保証子会社の同一人に対する①貸付金の額、②債務の保証の額及び③リース業務に係る運用資産の額を合計した額は、総資産の3%を超えてはならないとされています。	保険業法第97条の第2項、施行規則第48条の3第1項第2号、第2項第1号	検討を予定	保証子会社の同一人・信保規制の対象から保証子会社の債務の保証を除外することについては、実務上の対応が途切れ、通特ペーシス/東ペーシスのリスク管理・財務規制全体の中で、そのあり方を慎重に検討する必要があります。	
223	令和4年12月15日	令和5年6月15日	IFRSの任意適用の解禁	<p>「2021事務年度 金融行政方針 コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築」の4.(4)(3)および2022年6月3日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画「フォロワーアツゴ」のフォローアップ」に記されている金融市場の高度質化およびIFRS任意適用企業の拡大促進のため、IFRS第17号の規定に即適用時期に合わせ、保険および保証子会社に対する各種規制(連結業務報告書・ディスクロージャー資料の作成・提出等)において、IFRS任意適用が可能となるように制度整備を行う。</p>	<p>・保険および保証子会社に対する各種財務報告については、保険および保証子会社は日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRSの任意適用を前提としたものとはなっていない。</p> <p>・このため、現状では、金融商品取引法および会社法に基づく連結財務諸表にIFRSを任意適用したとしても、保険業法に基づき作成・提出する連結業務報告書・ディスクロージャー資料等については引き続き日本基準で作成・提出せざるを得ず、多大な作成コストが生じる。</p> <p>・連結財務諸表の作成コスト負担が大きく、保険および保証子会社のIFRS任意適用の阻害要因となる。</p> <p>また、令和4年6月に公表された「経済成長一歩のルビアン」規制等に関する基本方針の暫定決定について「日本基準に加えてIFRSに基づくバランスシートを出发点としたESRの算出を認めることを基本的な方向性として、具体的な内容については、IFRSとESRの差異に留意しつつ、今後検討を深めていくことが示されている。</p> <p>・上記の理由から、本件は許年度に続き要望するもの。</p> <p>・令和2(2020)年6月にIFRS17号が最終化され発効時期が令和5(2023)年に決定したため、これに向けた検討を要望したい。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	連結業務報告書等については、日本基準により作成・報告することが前提とされておりました。	保険業法施行規則、保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第3条第2項及び第3項等の規定に基づき貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計上し、金額等を定めること 他	対応	2023年1月1日より、IFRS17号(保険契約に関する国際財務報告基準)が発効したことを踏まえ、保険及び保証子会社に対する各種規制(連結業務報告書・ディスクロージャー資料の作成・提出等)に関して、2023年度よりIFRSの任意適用が可能となるよう、府令等の改正を行いました。(2023年3月1日公布、同年4月1日施行)
224	令和4年12月15日	令和5年6月24日	道路運送法旅客自動車運送事業運輸規則に係る国土交通省告示503号の緩和措置について	<p>旅客自動車運送事業運輸規則に係る国土交通省告示503号は現状、旅客運送事業者自ら契約者として、事業用自動車に損害賠償責任保険(共済)契約を締結する事が規定されている。</p> <p>許今の車の所有・使用方法の変化を受けて、旅客運送事業用自動車においても、自動運転事業者等において、車を車両提供者(※)からリースで借り受け、事業を行うことが見込まれる。</p> <p>この場合、車両提供者を保険契約者とする形態がより合理的である場合もことから、旅客運送事業者ではない、車両提供者であっても、保険(共済)契約者となる事が可能な規制の緩和を要望する。</p> <p>(※)リース会社を想定</p>	<p>・上記のとおり、旅客運送事業においても、車をリースで借り受け事業を行うことも見込まれるため、この実態に対応する必要がある。</p> <p>・加えて、自動運転車両L4車両が、旅客運送事業者により提供された場合、自動運転車両を監視する遠隔監視センターは、旅客運送事業者ではない、車両提供者が担う可能性が高い。そして、車両提供者の遠隔監視センターと親会社の情報連携が、迅速かつ正確な事象確認・事象対応に有益となる(例：運転者が不在のため、初期対応、事故報告、事故後援、車載データを遠隔監視センターより保険会社に提供するなど)。このようなケースにおいては、旅客事業者ではない、車両提供者が保険契約者とする方が望ましいと認識される。</p> <p>・なお、国土交通省告示503号の趣旨は、旅客が十分な補償を担保する趣旨の規定と考えられるところ、本規制緩和の要望が認められた後であっても、保険契約の締結主体が旅客事業者以外となるケースが発生するだけで、旅客運送事業者に対して課される補償限度程度等を確保する義務は変わらず、旅客救済の確保の趣旨を淡くさせるものではないと考える。</p> <p>・ついでに、旅客運送事業者ではない、車両提供者であっても、保険(共済)契約者となる事が可能な規制の緩和を要望する。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	国土交通省	旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2においては、旅客自動車運送事業者に対し、国土交通大臣が告示で定める基準に適合した、事業用自動車の運行により生じた利用者その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するなどの措置を講じることが義務付けられており、国土交通省告示第503号も、その基準として、一定の要件を満たす任意保険や共済保険に加入することを定めておりましたが、国土交通省告示第503号で保険締結者と想定されるも、あくまで旅客自動車運送事業者となっております。	道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を定める告示(国土交通省告示第503号)	対応	旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2の規定は、輸送の安全及び旅客の利便を図るために、旅客自動車運送事業者が責任を持って損害賠償措置を講じよう求めているものである。今般、提案主体及び業界団体にヒアリングを実施した結果、保険契約の締結主体を旅客自動車運送事業者のみならず車両提供者についても認めるとしても、旅客自動車運送事業者が自ら保険を締結する場合と同等の補償が受けられ、事故発生時も旅客自動車運送事業者としてその責任を負うことができると判断した。つきましては、車両提供者が保険契約の締結主体となることも可能である旨を事務連絡において明確にすることを。なお、車両提供者が保険契約の締結主体となる場合は、旅客自動車運送事業者が常に契約状況の確認や、必要な書類の入手ができるようにすると、事故時において、旅客自動車運送事業者が保険契約の締結主体となる場合と相違なく対応することを求める。
225	令和4年12月15日	令和5年1月20日	保証子会社が保証業高度化等会社の議決権の保有割合を10%を超えて保有するに認められる場合における独占禁止法11条の適用除外	<p>近年の保証業法改正により、保証子会社の業務範囲規制の拡充がなされ、金融庁への届出又は認可手続の下で保証子会社が「保証業高度化等会社」(保証業法106条第16号)の議決権の10%を超えて保有することが認められたことを踏まえ、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項」に規定する他の国内の会社から譲受したとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則(以下、10条3項による適用除外)について、「保証業高度化等会社」(少なくとも、保証業法施行規則第7条の3に規定する「一定の保証業高度化等会社」)を追加していたいただきたい。</p>	<p>・現行規制では、独占禁止法11条(以下、法11条)により、保証会社が一般事業会社の議決権の10%超を保有する場合、(同条各号に規定する適用除外事由に該当する場合を除き)あらかじめ公正取引委員会の認可を受ける必要がある一方、「金融機関連業等を専ら営む会社等」については法11条の規制対象から外れ、一定の場合限り事前届出義務が生じない特例がなされている。</p> <p>・一方、保証業法改正で増設された「保証業高度化等会社」は法11条の対象となるため、別途公正取引委員会の認可を受ける必要があり、迅速な事業展開を行うためのハードルが高くなっている。</p> <p>・法11条の趣旨は、保証会社等の議決権保有による事業支配力増大の有無や市場競争上の問題の発生の有無をそれぞれ有無として認定する必要があるためのものであり、一方、平成13年度公正取引委員会年次報告によると、金融会社等(10条3項による適用除外)の範囲を決定するにあたっては、保証業法等との整合性を確保することに留意すべきであるとも記載されている。</p> <p>・この点、保証業高度化等会社は、その要件として「保証業高度化等」に資すること等が求められているため、総括たる一般事業会社と異なる市場競争上大きな問題は生じないものと思われる。</p> <p>・また、特に一定の「保証業高度化等会社」は、金融庁の令和2年規制制度等WG報告(7.17)において「金融業法との関連性」があること等を理由に認められたものであり、現行の「金融機関連業等を専ら営む会社等」に準ずるものとして捉えることができると考える。</p> <p>・以上より、保証業法改正を踏まえ改めて適用除外事項の見直しを検討をお願いしたい。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	公正取引委員会	独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保証業を営む会社の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株式の議決権の10%(銀行業を営む会社については5%)を超えて有することとなる場合における議決権の保有を規制しています。この制限を適用する議決権の保有等とは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受ける必要があります(同項ただし書)。認可制度の運用において、申請会社による当該議決権の保有等の必要性、当該議決権の保有等による申請会社の事業支配力増大のおそれの有無及びその程度、並びに株式発行会社の属する市場における競争への影響を考慮して、認可の可否が判断されることがとなります。	独占禁止法第11条	対応不可	独占禁止法第11条の規制の趣旨は、保証会社等が一般の事業会社と結び付くことによる競争上の問題を防止することにあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項に規定する他の国内の会社から除くことにより公正取引委員会規則で定める会社を定める規則(以下「第10条第3項規則」という。)で規定する会社は、特定目的会社及び金融に關連する業務を営む会社に限られています。これに対し、保証業高度化等会社は、情報通信技術の他の技術を活用した当該保証会社の行う保証業の高度化若しくは当該保証会社の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資する見込まれる業務を営む会社(保証業法第106条第1項第16号)と規定されており、金融業務とは連関のない一般の事業会社も含まれます。このような事柄を踏まえ、保証会社が、保証業高度化等会社の議決権をその総株式の議決権の10%を超えて保有しようとする場合、当該保有等による事業支配力増大の有無及び株式発行会社の属する市場における競争上の問題の発生のおそれの有無について、認可制度を通じて審査される必要があります。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
226	令和4年12月15日	令和5年1月20日	提供先と個人データの取扱いについて	外国にある再保険会社に対して、保険会社が提供先である再保険会社に対しては個人データを特定できないようにし、証券番号や性別・経度データの情報のみを提供した場合に、施行規則第16条で定める基準に適合する体制を整備しているものへの提供としてほしい	損害保険会社では、持続可能な社会の構築に資するため、自然災害やサイバーリスクなど様々な社会課題に対する価値の提供を行っているが、経営の安定性の確保の観点から再保険を利用してリスクの分散を図っている。再保険会社は引き受けの判断を迅速かつ自然災害が発生した際などに、迅速なリスクの分析や保険会社が引き受けているデータの集積情報とアンダーライティング情報として物件所在地の精度・経度データを求めることがある。提供するデータは保険会社で契約者の氏名や住所などは削除するなど適宜マスキングを実施し、再保険会社において提供データだけで個人を特定できないようにしている。「個人情報の保護」に関する法律についてガイドラインに準ずる&AのQ1-2-では、委託契約において提供先が個人情報を復元しないことが定められている等の場合には基準適合体制を整備しているものと解すると示しているが、再保険契約においても同様の解釈を許容して頂きたい。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁 個人情報保護委員会	個人情報取扱事業者は、施行規則第16条で定める基準適合体制を整備している者に対して、本人の同意を得ることなく個人データを提供することができる(法第28条第1項、規則第16条)ところ、当該基準適合体制を整備しているものと解される一例として、Q&A12-8を示しています。	個人情報保護法第29条第1項、同施行規則第16条	対応不可	Q&A12-8では、一般論として、提供先の外国にある第三者にとって個人情報に該当しないデータの取扱いを委託する場合において、施行規則第16条で定める基準に適合する体制を整備しているものと解される場合を示しています。その上で、損害保険会社から外国の再保険会社への個人データの提供が、当該Q&Aでお示している場合に該当するかどうかは、個々の再保険契約の内容及び請求事項ごとに判断されるものであるため、一律に該当性を示すことは困難です。	
227	令和4年12月15日	令和5年1月20日	確定拠出年金 企業分割、統合、合併時が発生する場合の、事業所追加対応の標準化	既に企業型確定拠出年金制度が導入されている企業において、企業の分割、統合、合併等で厚生年金適用事業所の追加が発生する場合であっても、かつ企業型確定拠出年金制度を継承する場合であっても施行日2か月前に厚生年金書類申請が必要となっている、この事前手続きを失くす事業主が数見られ、社会保険事務所厚生年金適用事業所の追加を受け付ける企業に対して確定拠出年金制度の手続きを周知いただきたい。もしくは、上記のケースに限定して厚生局への届出要件を緩和(例・事後の届出)いただきたい。	近年、企業の分割・統合・合併が増加している中、運営管理機関である保険会社に連絡が来たタイミングでは厚生局への申請書類の提出期である規約の施行日の2か月前に間に合わない事態が増加している。このようなケースにおいて本来であれば、厚生年金適用事業所が追加になったタイミングで確定拠出年金の企業型年金規約への事業所の追加手続きを行っていたが、止むを得ず断念しているケースが生じ、よって加入者にも資産形成の機会損失が生じている。厚生年金適用事業所の追加手続きを受け付ける社会保険事務所において企業型確定拠出年金を導入しているか否かを判別することは困難であると考え、追加手続きを受け付ける全ての企業に対して企業型確定拠出年金制度における留意事項を書面等で注意喚起いただくことと保険会社への連絡遅れが減少することを考える。なお、このような確定拠出年金制度を導入している企業の分割・統合において確定拠出年金制度を継承する場合には保護法益にも反しないものと考えられるため、このようなケースに限定して事後的な届出を認めることも検討いただきたい。	一般社団法人日本損害保険協会 厚生労働省	企業型確定拠出年金規約の審査には一定の時間を要することから、原則施行日のおおむね2ヶ月前までに厚生局へ申請書類の提出を求めます。ただし、企業の分割等により厚生年金保険の新規適用事業所の追加が発生する場合は、加入者の新設確保の観点から、施行日の2ヶ月前までの申請書類の提出を必須とせず、厚生年金保険新規適用日以降の提出でも差し支えない取扱いとしています。	平成13年9月27日企業発第18号「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」	現行制度下で対応可能	制度の現状に記載のとおり、企業の分割等により厚生年金保険の新規適用事業所の追加が発生する場合、施行日の2ヶ月前までの申請書類の提出を必須とせず、厚生年金保険新規適用日以降の提出でも差し支えない取扱いとしています。また、厚生局においては、申請書類を受理する前に、当該申請に係る事前相談を随時受け付けており、審査の迅速化に努めています。		
228	令和4年12月15日	令和5年1月20日	確定拠出年金「DC・DBの掛金計算管理」からiDeCoの掛金除外	2024年12月に予定されるDC改正の「DC+DB合算管理」が行われる予定だが、このDCの中にはiDeCoも含まれ、かつiDeCoには経過措置が適用されないこと、iDeCoの最低掛金は月額5,000円であることから、iDeCoの掛金除外がほしい加入者が発生するよう考えられる。 22年度の法改正では、企業型DC加入者のiDeCo加入が年毎的の実現が可能になるなど、iDeCo加入を促進する法改正が行われる一方で、本改正によりiDeCoへの拠出、iDeCoを活用した将来資産の形成が出来なくなる2種被保険者が発生する。 iDeCoは公的年金の補完及び個人の生活努力による老後の生活資金の安定形成を目的に促進されてきたものであり、DBの「他制度掛金相当額」の個人算出、管理が困難な中で、「企業型DC+DB」のみを管理対象として、iDeCoは除外することが望ましいと考える。	2024年12月より、確定拠出年金(DC)の拠出限度額について、確定給付企業年金(DB)等の他制度の掛金額の実態を反映し、以下のとおり公平できめ細かい算定方法に見直されます。 ・企業型DCについて、DB等の他制度の加入者の拠出限度額は、現行、月額2万6万円であるところ、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額(事業主毎に算出)を控除した額とする。 ・iDeCoについて、企業型DCのみの加入者の拠出限度額は月額2万円である一方で、DB等の他制度の加入者の拠出限度額は月額1万円であるところ、DB等の他制度の加入者の拠出限度額も月額2万円とする。 既に現行制度下で承認を受けた規約に基づいて企業型DCを実施している企業については、既存規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする経過措置を設けることとしています。 また、DBごとの掛金相当額を個人型DCの拠出限度額に反映すると、DCの拠出限度額を使い切ってしまう個人型DCの掛金拠出ができなくなる場合、企業型DCに代わって、いつでも個人型DCの資産を企業型DCに移換し、引き続き、資産を積み重ねながら適用することができます。また、DBのみに加入する者であって個人型DCの掛金拠出ができないものについては、資産額が一定額(25万円)以下である等の脱退一時金の要件を満たした場合に脱退一時金の受給を認めることとしているほか、DB規約に受換の定めがある場合には、個人型DCの資産をDBに移換することが可能です。	一般社団法人日本損害保険協会 厚生労働省	確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令	対応不可	企業年金に加入している方と加入していない方の公平性を確保しながら、私的年金制度全体で一定額の特典限度額を設けております。そのため、iDeCoの掛金額のみを拠出限度額管理の対象とすることは、企業年金加入者のみさらに税制上優遇することにもつながりかねず、公平性確保の観点から、困難です。			
229	令和4年12月15日	令和5年1月20日	受給開始年齢基準の統一	現在60歳時点で加入期間が10年未満の場合は、5段階に分けて受給開始年齢を後倒しにして選んでいる。新たに60歳以後の新規加入者は加入から5年経過後という根拠がなくなり、全年齢についてこれを統一し、加入から5年経過後とする。	加入より一定期間を積立・運用して年金資産の安定的な育成を図る目的ではあるが、今般60歳以降に新規加入する場合は一律5年規程ができたことで、60歳以上60歳未満で加入した者に不公平な扱いとなった。受給開始年齢を60歳以上かつ加入5年経過後に統一すべきと考える。 例・57歳で加入した場合、通算加入者等期間2年以上4年未満に該当し、現行の受給開始年齢は64歳(加入から7年後)。本提案では62歳(加入から5年後)。	一般社団法人日本損害保険協会 厚生労働省	確定拠出年金では、単なる貯蓄とは異なり、年金性を担保するとい制度趣旨のもと、受給開始可能年齢を設定し、60歳以上としています。また、老後の所得確保のための制度として一定期間の掛金拠出が必要ことから、短期間で支給に結びつけないよう加入期間に応じた受給開始可能年齢を設けています。 ・通算加入者等期間が9年以上10年未満→61歳 ・通算加入者等期間が6年以上8年未満→62歳 ・通算加入者等期間が4年以上6年未満→63歳 ・通算加入者等期間が2年以上4年未満→64歳 ・通算加入者等期間が1年以上2年未満→65歳 また、2020年の制度改正により60歳以上の者の加入が可能となったことに伴い、60歳以上の者で通算加入者等期間を有しない者については、DC加入者となった日から5年を経過した日から老齢給付金の支給を請求することができることとしています。	確定拠出年金法第3条	対応不可	60歳以上の者で通算加入者等期間を有しない者については、DC加入者となった日から5年を経過した日から老齢給付金の支給を請求することができることとしたのは、あくまでも例外的な措置であり、DCが当たる貯蓄ではなく、現時代から一定の金額を拠出した後に備えるものであろう性質を鑑み、支給要件として通算加入者等期間を5年に統一するという提案に対応することは困難です。		
230	令和4年12月15日	令和5年1月20日	資格喪失年齢引上げ時の企業型DCの60歳超における引上り要件の緩和	資格喪失年齢を60歳超に引き上げた事業所においても、加入者が60歳以上で受給開始可能年齢に達すれば支給を可能とする。	・現在企業型DCで資格喪失年齢を引き上げると、加入者である間は受給開始可能年齢に達しているにも関わらず支給することは出来ない。 ・このため、例えばある企業で資格喪失年齢を60歳から65歳に引上げる場合、60歳からの受給開始可能年齢の要件を満たしているはずなのに60歳からの支給を希望する者がいる場合は、この加入者の希望を容れて資格喪失年齢の引上げを断念するか、あるいはこの加入者の受給を断念させ(支給は65歳からとせず)、資格喪失年齢の引上げを行うこととなる。 ・こうしたことから、現状65歳への資格喪失年齢の引上げを躊躇する企業も多い。 ・なお、2022年施行の法改正により企業型の資格喪失年齢の引上げが70歳未満となるが、この改正においても上記と同様の問題があり普及促進の制約になるものと考えられる。 ・60歳以降の受給開始年齢については各加入者それぞれの老後の経済状況により柔軟に対応できるように、60歳以上に受給開始可能年齢に達する者については、企業型DCの資格喪失年齢の如何に関わらず受給開始を認め、受給後の継続拠出も認めるようにするべきと考ええる。	一般社団法人日本損害保険協会 厚生労働省	企業型DCは、原則70歳未満であれば加入することができ、裁定は加入資格喪失後から75歳までの間で、加入者であった者の請求によって行われます。 なお、資格喪失要件は、以下の通りです。 1. 死亡したとき。 2. その要給される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったとき。 3. その要給される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったとき。 4. 第一号等厚生年金被保険者でなくなったとき。 5. 企業型年金規約により定められている資格を喪失したとき。 6. 企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者となったとき。	確定拠出年金法 第11条、第15条、第33条	対応不可	確定拠出年金制度は、拠出と引き出しが自由な貯蓄とは異なり、老後の所得確保に係る自主的な取組を支援することを目的とした制度です。資格喪失年齢の到達や退職等による資格喪失より前に受給開始を可能とし、その後継続した、または再度の拠出を認めることについては、上記の制度趣旨を踏まえ、慎重な検討が必要です。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
231	令和4年12月15日	令和5年8月20日	DeCoの拠出限度額の統一	DeCoの拠出限度額について、第2号被保険者は企業年金の加入状況等に関わらず一律同額としたうえで、第2号被保険者と第3号被保険者についても一律同額(月額23万円に統一)とする。	・現在厚生労働省にて検討されている企業年金(企業型DC・DB)加入者のDeCoの拠出限度額を月額2万円に統一する方針について賛成するが、制度をより分かりやすくする観点から、(企業型、DBの有無に関わらず)第2号被保険者全体で月額2万円に統一することを要する。 ・上記により、第1号被保険者は月額6万円、第2号および第3号被保険者は月額23万円となり、普及促進を行うのに有益と考える。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	DeCoの掛金については、確定拠出年金法施行令において、他の私的年金の実施状況や、公的年金の加入状況等に応じて、拠出限度額を規定しています。 また、令和3年度法制改正において、企業年金(企業型DC・DB)に加入する者のDeCoの拠出限度額の上限を2万円に統一することが認められ、2024年12月から施行することとなりました。	確定拠出年金法第69条、確定拠出年金法施行令第36条	検討を予定	2022年11月に新しい資本主義実現会議で決定された「資産所得倍増プラン」で、DeCoの拠出限度額の引上げ等について2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得ることとされていることを踏まえ、検討します。	
232	令和4年12月15日	令和5年1月20日	企業型DCのマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃	企業型DCにおける「加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限」とする現行の規定を撤廃する。	・企業型DCにおいては、規約に定めることにより、加入者が自らも掛金を拠出することができ加入者掛金の制度(マッチング拠出)があるが、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならない制限が設けられており、公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、マッチング拠出に関する金額の制限の撤廃を要する。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	企業型確定拠出年金の加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)については、当該企業型確定拠出年金における拠出限度額内で、事業主掛金に上乗せして、加入者自らが掛金を拠出する制度です。加入者掛金の額は、事業主掛金の額を超えないよう、企業型年金規約に定めよう法律に規定されています。	確定拠出年金法第4条第1項第3号の2、第19条第3項、第20条	対応不可	企業年金は従業員の福祉の向上を図るものであり、退職給付としての性格を持つものでもあることから、事業主拠出が基本です。このため、企業型確定拠出年金における加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)については、事業主の掛金負担が従業員に転嫁されるようにならないように、従業員が拠出できる掛金額は事業主が拠出する掛金額の範囲内とするしているものです。	
233	令和4年12月15日	令和5年1月20日	独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し	独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権(委託者等が議決権を行使できる場合等を除く、以下同じ。)について、規制の対象から除外していただきたい。	・独占禁止法第11条に定める議決権保有規制については、平成26年4月1日付「独占禁止法第11条の規制に関する実況は情報開示の義務の廃止等の改正についての考え方」(以下、ガイドライン)の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部撤廃等の変更が行われること、また、認可要件を緩和するもの、依然事務負担および信託勘定に係る株式に対する機動的な運用への支障があること、また、認可要件を厳格にするもの、 ・独占禁止法第11条は、「事業支配力の過度の集中の防止」および「競争上の問題の発生防止」の観点から、主要な資金を握り、影響を及ぼす会社に対する影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している(信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を併用し%)以内)、 ・信託勘定で保有する株式に係る議決権は、委託者又は受益者が指図を行うことができるともを除き、信託銀行が自己の意思に基づき行使することができるが、信託等の法令に準じ信託の目的に添って受益者の利益のために行われるものであり、その行使結果を公表している。また、銀行勘定で保有する株式に係る議決権は別個に議決権を行使する旨を登記している。そのように、信託銀行の銀行勘定が議決権定額を利用して事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれはない。 一方でも、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定間で開示の分離を図っているにもかかわらず、銀行勘定・信託勘定それぞれで保有する株式に係る議決権の合計、および議決権を新たに保有する場合だけでなく発行会社の資本総額(自己株式の取得等)に対しても取得する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負担、システム・ルール等の整備負担に及ぶものがある。特にコロナ禍においては、議決権保有割合の管理事務のために職員が出勤せざるを得ないケースもあり、在宅勤務推進の観点からも見直しが必要とされている(後述)。 また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、撤廃、認可を得られず、信託銀行が信託勘定で運用する株式について意図しないタイミングでの処分を余儀なくされるリスクがあることから、認可申請が必要とならない範囲内で株式の取得にとどめる、すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の確保に支障を及ぼすことの問題は避けられない。 以上の趣旨を踏まえ、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権につき、独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制の対象から除外していただきたい。 「債権対価が額面金額、銀行勘定と信託勘定における議決権の別個行使規制について予め認可を受けることで、以後総額が5%を超えた場合にも額面の認可を不要とさせていただきたい。	一般社団法人信託協会	公正取引委員会	独占禁止法第11条第1項では、銀行又は保険業を営む会社が他の国内の会社(以下「株式発行会社」という。)の株式に係る議決権の総株主の議決権の5%(保険業を営む会社については10%)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、同項第3号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託勘定として株式を取得等することによる議決権の保有等(信託勘定での議決権の保有)については、同項の適用が除外されています。 同条第2項では、第1項第3号の場合にあっては、信託銀行が委託者又は受益者から指図を受けず議決権を行使できるような場合に限り、株式発行会社の議決権(信託勘定で保有する議決権と銀行勘定で保有する議決権を合算したもの)をその総株主の議決権の5%を超えて有することとなった日から1年を超えて、当該議決権を行使しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています。当該認可に当たっては、ガイドラインにおいて、信託勘定で保有する議決権が銀行勘定で保有するものとは別個に行使され、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされていること等の要件を満たせば、期限を付す認められます。	独占禁止法第11条	対応不可	信託勘定で保有する議決権が信託法等の法令に基づき信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであること等の信託勘定の特性については、現行の独占禁止法においても既に考慮されており、1年間は認可を要せず総株主の議決権の5%を超える議決権(信託勘定で保有する議決権と銀行勘定で保有する議決権を合算したもの)を保有することが認められていることと、認可を受ければ1年を超えて保有することが可能です。 加えて、提案者の要望内容も踏まえ、公正取引委員会は、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」を改定し、信託勘定で保有する議決権について、認可要件の一部を廃止するとともに、認可に当たっては、期限を設けたいとするなど、規制を大幅に緩和したところですが(平成26年4月)一方、信託勘定で保有する議決権の行使と銀行勘定で保有する議決権の行使が別個に行われる体制の確保については、法令上、これが担保されているものではなから、株式発行会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、認可制度を通じて、信託銀行が事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれの要件を株式発行会社ごとに審査する必要があります。 また、当該規制は、銀行又は保険会社による事業支配力の過度の集中等を防止し、公正かつ自由な競争を促進することが目的であるところ、議決権の取得又は保有と無関係に事前に認可することは適当ではありません。	
234	令和4年12月15日	令和5年7月12日	増改築等の理由による営業所等の一時的な位置変更に係る手続きの緩和	① 信託会社が増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合、② 信託契約代理店が増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合について、営業所等の位置を一時的に変更する場合については、届出不要とした。また、③ ②の措置が難しい場合には、銀行が信託契約代理店を営んでいる場合について、増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合の信託業法上の届出を不要とさせていただきたい。	・信託会社ならびに信託契約代理店は、増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合を含め、営業所等の位置を変更場合には届出が必要とされている。 一方、銀行及び銀行持株会社については、一時的に位置を変更する場合には届出不要とされている。また、銀行代理店についても、平成30年6月1日より、届出不要と規制が緩和されている。 ・銀行代理店における規制緩和の理由として、「対応コストに比して十分な必要性が認められないことが挙げられている」。 また、信託契約代理店を営んでいる銀行は、一時的に位置を変更する場合について、銀行法に基づく届出は不要とされているに反し、信託業法に基づく届出への対応が必要となっており、銀行法と信託業法の両方に課せられていることにより一定の対応コストが発生している。 また、①の措置が難しい場合には、銀行が信託契約代理店を営んでいる場合、② 信託契約代理店が増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合について、営業所等の位置を一時的に変更する場合については、届出不要とさせていただきたい。 また、③の措置が難しい場合には、銀行が信託契約代理店を営んでいる場合について、増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合の信託業法上の届出を不要とさせていただきたい。 この見直しにより、事務負担の軽減につながる。 ※ 金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告書」(平成28年12月27日公表)	一般社団法人信託協会	金融庁	信託会社及び信託契約代理店は、増改築その他のやむを得ない理由により営業所を一時的に位置を変更する場合を含め、営業所位置を変更場合には届出が必要とされています。	信託業法第12条、信託業法第71条、兼営法第9条	検討を予定	信託会社及び信託契約代理店の営業所の所在地については、登録申請事項の変更事項として、顧客保護や行政上の適切な監督を担保する観点から、監督当局が届出を求めているところですが、その必要性を踏まえつつ検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
235	令和4年12月15日	令和5年6月15日	顧客資産にかかる業者の分別管理方法のうち、金銭信託の要件が「元本補填付」に限られている一部の保全対象取引・業種につき、安全資産での運用を条件として元本補填契約のない金銭信託での分別管理も認めること	顧客資産にかかる業者の分別管理方法のうち、金銭信託の要件が「元本補填付」に限られている電子申込型電子募集取扱業務等以外の第二種金融商品取引業および投資運用業にかかる分別管理を目的とした信託については、依然として「元本補填付」であることが求められている。 ・預金保険制度の対象である元本補填付信託は、合同運用を前提とした定型な取引が一般的で、委託者の選性や保全対象取引の特性を考慮して個別に契約条件を定める必要がある金銭信託には向かない点が多い。 ・特にマイナス金利環境下では元本補填付信託の積極的な受託は難しく、顧客資産保護の意識が高い業者であっても信託保全を断念し銀行預金で分別管理を行っているケースが多い。 ・第二種金融商品取引業者の種類によって保全信託にかかる元本補填の要否が異なり、制度が複雑化している。 ・第一種金融商品取引業者向けの顧客分別金(区分管理)信託のように運用財産を安全資産に限定することにより、元本補填のない信託でも安全性に富んだ設計は十分可能であるため、取扱い可としたきたい。 ・この見直しにより、投資家保護の堅強性向上が見込まれる他、多様な金融商品取引等にかかる分別管理方法の差異を解消できる。 ・さらに、上記を通じて個人投資家の安心感が醸成されることにより、貯蓄から投資への動きが期待できる。	一般社団法人 信託協会	金融庁	組合や信託等のプールを利用するスキームでは、当該プールではなく、販売業者が顧客から金銭の預託を受ける必要性があり、これを第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に限定することは必ずしも適当ではないという観点から、本規定は、第二種金融商品取引業を行う法人が、信託受益権及び集団投資スキーム持分の募集・私事の取扱いに関して金銭の預託を受ける行為について、①資本金等の額が500万円以上である第二種金融商品取引業を行う法人であり、②当該金銭が金融商品取引法第42条の4に規定する方法(第一種金融商品取引業者への預託・銀行預金等・元本補填付金銭信託等)に準ずる方法により分別管理される、といった特定の要件の下、「金融商品取引業」の定義から除外するものです。	金融商品取引業等に関する内閣府令第125条第2号 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第14号	検討を予定	第二種金融商品取引業者によるソーシャルレンディングの取扱いの広がりにより第二種金融商品取引業者が金銭の預託を受ける場面に変化が生じたことや、昨今の経済状況の変化を踏まえつつ、他の金融商品取引業者の金銭信託業務を参考にしながら検討を行います。	
236	令和4年12月15日	令和5年6月15日	登録金融機関業務として認められている有価証券等管理業務の範囲に、適用除外電子記録移転権利を追加すること	登録金融機関業務として認められている有価証券等管理業務の範囲に、適用除外電子記録移転権利を追加していただきたい。	・2019年改正金商法により、収益分配を受ける権利がトークン(電子的な記録・記号)に表示される場合における、情報開示の制度や販売・勧誘規制が整備された。 ・金商法第2条第2項各号に掲げる権利がトークン表示される場合、「電子記録移転権利」として第1項有価証券として規制される一方、その流通範囲が適格機関投資家等に限定されるよう技術的な措置がとられている場合は、引き続き第1項有価証券として規制されることとなっている(「適用除外電子記録移転権利」)。 ・また、電子記録移転権利の預託を受ける行為については第一種金融商品取引業とされている。 ・金商法上、登録金融機関は有価証券等管理業務を行うことが認められているが、当該業務での預託を受けることができる範囲に電子記録移転権利は含まれていないもの、適用除外電子記録移転権利は含まれていないことから、例えば信託の受益権・トークン表示・適格機関投資家間のみで流通するスキームにおいて、登録金融機関はその権利の取扱いや売買の場外取引を行う一方、預託を受けることができず、円滑なスキーム組成が妨げられる懸念が生じている。 ・電子記録移転権利・適用除外電子記録移転権利いずれについても金商業者等が扱う場合には相応の体制整備が必要と考えが、その預託を受けることにつき、電子記録移転権利が認められているのであれば、適用除外電子記録移転権利の預託を受けることについて投資家保護の観点から何か懸念があるとは考えられない。 ・については、登録金融機関業務として認められている有価証券等管理業務の範囲に、適用除外電子記録移転権利を追加していただきたい。 ・この見直しにより、金融資本市場の活性化につながる。	一般社団法人 信託協会	金融庁	金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利のうち、電子的方法によって事実上流通し得るものは「電子記録移転権利」とされ、その預託を受ける行為は、第一種金融商品取引業とされている。(1)一方、流通範囲が適格機関投資家等に限定されるような技術的措置がとられていること等の一定要件が充足されている場合には、電子記録移転権利から除外され、その預託を受ける行為は、第二種金融商品取引業とされています。(2)このうち、登録金融機関は、①の預託のみを受けることができるとされてあり(有価証券等管理業務)、②の預託を受けることは認められていません。	金融商品取引法第2条第3項、第25条第1項第5号、同条第2項第4号、第33条の2 金融商品取引法施行令第1条の12第2号 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条の2	検討に着手	登録金融機関が預託を受けることができる業務の範囲については、金融審議会「市場制度ワーキンググループ」において審議が行われ、第二次中間整理(令和4年12月9日公表)がとりまとめられました。令和5年3月には、同中間整理において提言された制度改正のうち法律事項を盛り込んだ関連法案を国会に提出しました。今後、関連する政令・内閣府令の検討を進めてまいります。
237	令和4年12月15日	令和5年6月15日	投資一任契約に係る契約締結前交付書面および契約締結時交付書面記載内容の変更	契約締結前交付書面および契約締結時書面の記載事項を「投資判断者氏名または投資判断者の属する部署および役職(例:〇〇部 部長)としていただきたい。	・投資一任契約の締結に際し顧客に交付する契約締結前交付書面および契約締結時交付書面は、「投資一任契約に基づき顧客のために投資判断を行い、又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名」を記載しなければならぬと定められている。 ・異動等により投資判断者の変更が明らかとなった後、新投資判断者の着任までに、契約締結前交付書面の改定・印刷・営業店への配達を完了することは時間的に難しく、 ・配達完了までの間、営業店では投資判断者の変更を記載した書面を印刷し、旧投資判断者氏名が記載された契約締結前交付書面・契約締結時交付書面とも、旧投資判断者氏名が記載され、差込み等の事務負担が生ずる。 ・投資判断者氏名は内閣府令において、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものと定められているが、現在はチームで運用することが多く、個人の氏名のみで顧客の判断に影響するケースは極めて限定的であると考え。 ・上記より、契約締結前交付書面および契約締結時書面の記載事項を「投資判断者氏名または投資判断者の属する部署および役職(例:〇〇部 部長)としていただきたい」。 ・投資判断者の属する部署および役職を記載する場合には、投資判断者の氏名を記載するかどうかは、金商業者等の任意とする。 ・顧客においては、個人の氏名に代えて、投資判断を行う部署および役職を確認できる方が、実質的な判断につながるものとする。 ・事業者においては、投資判断者の異動時の改定が不要となることで、改定や配達等に係る費用削減が期待できる。また、旧書面の廃棄も不要となることで、紙の廃棄量の削減による環境負荷の低減につながる。 ・営業店においても、改定後の書面が到着するまでの間に、新担当者を記載した書面の差し込み対応が不要となることで、交付・説明漏れのリスクの低減が図れる。	一般社団法人 信託協会	金融庁	金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは契約締結前の書面を、金融商品取引契約が成立したとき等は契約締結時の書面を、それぞれ交付しなければならないこととされています。当該書面の記載内容については、金融商品取引契約の概要等の共通記載事項のほか、契約の類型ごとに特約が定められています。投資一任契約に係る書面については、投資一任契約に基づき顧客のために投資判断を行い、又は当該投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行う者の氏名を含む事項を記載することとされています。	金融商品取引法第37条の3第1項第7号、第37条の4 金融商品取引業等に関する内閣府令第36条第1項第9号、第107条第1項第7号	対応	契約締結前交付書面および契約締結時交付書面の記載事項については、金融審議会「市場制度ワーキンググループ」中間整理(令和4年6月22日公表)における提言を踏まえ、令和4年12月23日に、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正に関するパブリックコメントを実施しています。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
244	令和4年12月15日	令和5年2月16日	パスポートダウンロード申請書の廃止	外務省が公開する「簡形穴埋めWebサービス」の非公開化を提案します https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/02/2315/downloadshinse.html	令和3年の規制改革「行政文書作成における簡形穴埋めWebサービス公開規制緩和」へ総務省は「官公署に提出する書類の簡形穴埋め文書作成をソフトウェア的に行う」ソフトウェアサービスを開発・公開」に対して行政書士の独占業務の侵害が見られるとして否定的な見解を示しているが、外務省はこの見解と無関係にサービスを公開している。 総務省と外務省で縦割りがなく、一貫性のある法運用をお願いしたい。	個人	外務省 総務省	行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の2第1項は、「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類・・・その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること名業とする」、また同法第19条第1項は「行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない」と規定しています。 ・日本のパスポートに係るダウンロード申請書は、外務省の所定のホームページ上において、所要項目(例: 姓名、生年月日)を入力し、ダウンロード印刷のみで書き出すことで、パスポートセンター窓口で提出可能な申請書として、平成27年度から運用しており、申請書の具体的様式については、旅券法施行規則に定めているものです。	行政書士法第1条の2、第19条第1項 旅券法施行規則第1条、4条、9条、10条、13条	対応不可	・行政書士法では、官公署に提出する書類の作成を行政書士又は行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て行うことはできないこととされており、外務省による「簡形穴埋めWebサービス」は官公署に提出する書類であるダウンロード申請書を提供するものであるため、行政書士法に抵触するものではありません。 ・その上で、パスポートの発給業務を所管する外務省は、一般旅券発給申請等に係る手続について、申請書等の様式を旅券法施行規則(外務省令)により定め、申請者の利便性の観点からダウンロード申請書に運用しており、多くの申請者に利用いただいているものであるため、廃止する考えはありません。 ・なお、「簡形穴埋めWebサービス」の活用に際し、行政書士法の規定に抵触することのないように、利用者に周知を図る等の行政書士法に遵守した運用を行ってまいります。
245	令和4年12月15日	令和5年6月15日	クーリング・オフに係る説明書面の電磁的交付方法の拡大	保険契約のクーリング・オフに係る説明書面について、電磁的交付の方法を3種類(HP等)の閲覧を含むものに拡大していきたい。	・現状、クーリング・オフに係る説明書面の交付方法は3種類に限定されているため、これ以外の書面について、令和3年1月の保険業法施行規則改正にて新たに認められた2種類の交付方法(保険業法施行規則第227条の2第7項で準用する同第54条の5第1項1号ハ、ニに規定される方法)により交付しようとする場合、クーリング・オフ書面のみと異なる方法での交付が必要となり、顧客の要望に応じた一律の電磁的交付が困難になるとともに、顧客の認識(何をどの方法で交付されたかの混乱)を招かぬ。 ・また、そのような事態を回避するため、すべての説明書面について従来から認められていた3種類のいずれかの方法で電磁的交付を行うことになりかねず、顧客利便を阻害する。 ・なお、実行認められている電磁的交付の方法においては、クーリング・オフ期間の起算点が「提供した情報が申込者等の使用に係る電子計算機に搬入されたファイルへの記録がされた時」とされているところ、本要望に係るクーリング・オフ期間の起算点についても同等の措置(例えば、起算点をHP等での閲覧に必要な情報が申込者等の使用に係る電子計算機に搬入されたファイルへの記録がされた時または顧客が当該記載事項を閲覧し内容について知ったことを確認した時とする等)を講ずることにより、クーリング・オフの申出が可能な期間を顧客に確実に知いただくことが可能になると思われる。	一般社団法人 生命保険協会	金融庁	保険会社等が保険契約者等に保険契約の申込みの撤回等に関する事項を電磁的方法で提供する場合において、その方法は3種類(電子メール、ダウンロード及びCD-ROM)に限定されています。	保険業法第309条、保険業法施行規則第227条の2、第240条の2等	検討を予定	クーリング・オフ説明書の交付の電子化を検討するにあたっては、書面交付義務が持つ消費者保護機能を確保しつつ、デジタル技術の発展状況等に応じて柔軟に改善を図るといった視点を踏まえる必要があります。 クーリング・オフ制度は、申込者がいったん契約の申し込みをした場合であっても、申込者に契約を再考し、撤回できる機会を付与することで、顧客保護を図ることを目的としているものです。 一般的には、申込者は、クーリング・オフ説明書の交付(又は電磁的方法による提供)を受けた日又は申込みをした日(いずれか遅い日)から起算して8日以内であれば申し込みを撤回することができることから、その交付(又は電磁的方法による提供)を受けた日(申込者にとって明確である必要があります。クーリング・オフ説明書(書面)の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法で提供する場合はその方法を多様化することについては、そのような観点から慎重に検討する必要があります。
246	令和4年12月15日	令和5年1月20日	確定拠出年金における支給要件の緩和	企業型における退職時の脱退一時金について、外国籍の企業型加入者が国外に転居し厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合、企業型・個人型確定拠出年金の加入者資格がなく、使用されなくなった場合等の脱退一時金について支給要件を緩和すること	・現状の規制は以下のとおり。 (1)原則60歳に到達するまで支給不可。 (2)資産が極めて少額(1,5万円以下)である場合は支給可能。 (3)個人型確定拠出年金の加入資格がなく、清算拠出期間が短い(5年以下)または資産額が少額(25万円以下)の場合は、支給可能。 ・上記(2)に該当する外国籍の方の帰国時の措置は、2022年5月に施行される予定であるが、それ以外の外国籍の企業型加入者が国外に転居し厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合、企業型・個人型確定拠出年金の加入者資格がなく、加入者として給付の追放の出発点になりかねず、個人別管理資産に手数料がかかり、場合によっては個人別管理資産が減少するが発生することや国外から日本に対して書面の手続きを行わなければならないことから、退職時において脱退一時金を受け取りたいという強いニーズがある。また、加入者の被災等により厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合に、一時金を受け取りたいというニーズがある。以上をふまえ、企業型の脱退一時金支給要件の緩和を要望するものである。	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	企業型確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・資産額が5,000円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の月日から6月以内	確定拠出年金法附則第2条の2第1項、確定拠出年金法施行令第30条第2項	対応不可	確定拠出年金制度は、老後の所得の確保を図る目的で設けられた年金制度であり、原則として、60歳到達前の中途引き出しは認められていません。 確定拠出一時金の支給要件の緩和については、制度の目的や規制優遇措置との関係の観点等から慎重な検討が必要です。
247	令和4年12月15日	令和5年1月20日	中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力化	中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力化	・現状、中小企業者にとって、中小企業退職金共済は、本来の目的である退職時の所得確保の役割のみならず、公的年金開始までの従業員の後々の所得確保の役割を果たしている。 ・そのような中、現在、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行は、中小企業退職金共済の実施事業主が中小企業者に該当しなくなった場合や合併等を契機として行われる。 ・老後の所得確保に向けて多様な選択肢を与えるよう上記要件に限定することなく、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力化を求めるとともに、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力化を認めることである。 ・合併等においては、退職金制度を統一するにあたって中小企業退職金共済を解約し確定給付企業年金を導入したいというニーズが存在する一方、現状では既存の確定給付企業年金への移行のみ可能である。例えば合併後1年以内に設立された確定給付企業年金への移行を認めるなど、当該制限の緩和することは確定給付企業年金の普及に有用と考える。	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	中小企業退職金共済法は第17条第1項において、共済契約者が中小企業者でない事業主となったことにより共済契約を解除した場合のみ、確定給付企業年金への移行が認められています。	中小企業退職金共済法第17条第1項、同法第8条第2項第2号	対応不可	中小企業退職金共済制度と企業年金制度は、制度の趣旨や規制のあり方が大きく異なるため、合併等のやむを得ない場合に限り資産移換を認めるものです。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
248	令和4年12月15日	令和5年1月20日	確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化	<p>規約変更において、以下事例のように届出で足りる、届出不要の範囲を拡大するとともに、届出・申請書類、届出・申請手続の簡素化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・含債等化に伴う加入者範囲を変更しないための規約変更は、届出不要とする。 ・規約変更理由書、労使協議の経緯の添付を不要とする。または記載要件を明確化・様式化すること。 ・提出申請書類を一律1シートにすること。 ・様式A2・A3の区分を廃止して一本化すること。 ・各申請書類の題名は「厚生労働大臣」又は「〇〇厚生(支)局長」の併記を可能とすること。 ・実施事業所追加等する際の新規適用層等の提出の代替として、当局にて適用事業所検索システムにて確認いただくこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならない。届出で足りる範囲は限定的である。 ・厚生年金基金は最多でも1,800基金程度であったため承認・認可申請制度での運営が可能であったと思われる。一方、令和3年3月末時点で12,000件以上存在する確定給付企業年金においては、承認・認可申請手続きの簡素化が図られなければ、厚生労働省の承認・認可が滞するなどの懸念があることから、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続の簡素化が不可欠であると考えられる。 ・これまでも事務処理の簡素化等が図られてきたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。 	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金規約の変更は、確定給付企業年金法において、厚生労働省令で定める軽微な変更を除き、厚生労働大臣の承認を得なければならないと規定されています。このため、厚生労働省令で定める確定給付企業年金規約については、厚生労働大臣の承認が必要ですが、確定給付企業年金規約については、確定給付企業年金法等により、一定の事項の記載を義務付けています。	確定給付企業年金法第4条、第6条、第7条、第16条、第17条 確定給付企業年金法施行規則第7条、第9条、第10条、第15条、第17条、第18条	検討を予定	確定給付企業年金に関する手続の簡素化については、事務負担を軽減することに加え、加入者の権利保護の観点も踏まえ、引き続き検討します。	
249	令和4年12月15日	令和5年2月16日	確定給付企業年金の非継続基準の掛金拠出の基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金の非継続基準の財政検証において、非継続基準に抵触し「積立比率に応じた方法」により特別掛金を算定する場合において、その算定方法を継続基準による掛金を考慮した額とすること。 ・非継続基準の抵触に伴い実施する「積立比率に応じた方法」に基づく特別掛金の算定基準に、「(1)：非継続基準による掛金額」と「(2)：同一拠出年度の継続基準による掛金額(例として特別掛金額)×リスク対応掛金額の合計額」との「又は」を「+」を行う仕組みを導入し、(1)が(2)を上回る場合に当該上回る額のみを特別掛金として拠出させることとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先般2018年6月の省令改正は、非継続基準の抵触に伴い実施する「積立比率に応じた方法」に基づく特別掛金の計算において、翌事業年度拠出の場合と翌々事業年度拠出の場合の算定基準の両方を算定基調にもとめる。 ・一方、改正後の算定基準は、特別掛金の拠出年度において、すでに拠出することが予定されている特別掛金等だけで非継続基準の積立水準が回復することが見込まれる場合でも、特別掛金の拠出が必要になることが起こり得る。 ・これは、積立不足を継続基準の観点から把握し、継続掛金に追加して拠出する特別掛金等により対応している部分を、重複して非継続基準の掛金拠出の対象としていることに要因がある。 ・本提案は、非継続基準による掛金を含算した掛金を拠出しなかったとしても、非継続基準と継続基準のそれぞれで求めた積立不足の解消に向けた拠出水準は確保でき、受給者保護は図られることから、見直しを求めものである。 ・なお、2021年度における同様の提案に対する回答においては、特別掛金を翌々事業年度に拠出する場合における、翌事業年度末の不足額の見込み方について懸念されているものと理解している。 ・一方、今回の提案内容は、翌事業年度末の不足額の見込みは平成28年の改正後の算定基準のまま、当該不足に対応する特別掛金の計算において、特別掛金と同時期に拠出される特別掛金等を考慮することを意図している。 ・特別掛金は、原則その拠出年度の前事業年度末の不足に対して拠出されるものであるため、その拠出年度における特別掛金等を考慮した場合でも、平成28年の改正前に生じていた問題は再起こらないものと思料する。 	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	事業主は、毎事業年度の決算において、積立金の額が最低積立基準額を下回っている場合には、その不足額を基準として、積立比率に応じた額を、掛金として拠出しなければならないとされており、当該事業年度に翌事業年度又は翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出することとされています。 ・積立不足に伴い拠出すべき掛金を翌事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては、当該事業年度までに発生した債務を分割して償却することを可能としています。 ・積立不足に伴い拠出すべき掛金を翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては、当該事業年度までに発生した債務に翌事業年度の最低積立基準額や掛金の変動による積立金の増減を加味した債務を分割して償却することを可能としています。	確定給付企業年金法施行規則第58条、第59条	対応不可	積立比率方式による非継続基準の特別掛金の算定方法については、平成28年の改正により、翌々事業年度における拠出の際に債務に加味する額を「翌事業年度中の掛金収入」から「翌事業年度中の積立不足額の増加見込額」に変更することで精緻化を図った経緯があります。 ・積立比率方式における他の掛金との相殺は、積立不足の発生時点と拠出時点のタイムラグに伴う積立不足額の変動を掛金収入分のみ考慮するものに相当すると考えられ、平成28年の改正前に生じていた問題を再起こることになりかねないことから、慎重な検討が必要です。 ・なお、慎重な検討が必要点として、ご提案の内容では特別掛金の額が拠出年度における他の掛金収入のみで考慮されており、平成28年の改正前に生じていた、掛金収入以外に起因する積立金の増減を考慮できていない問題を再起こらせてしまうという点も上げられます。	
250	令和4年12月15日	令和5年2月16日	定年延長等に伴う確定給付企業年金の規約変更の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・定年延長等に伴う確定給付企業年金の受給開始時期の変更や内容とする規約変更において、受給権保護の要件を満たす一定の要件を満たす場合には、規約変更時の同意手続きの簡素化を可能とする。 ・具体的には、給付額が下がらない等の場合において、不同意再拠出方式による減額同意等を可能とするよう、規約変更の申請書類を柔軟化する。 	<p>確定給付企業年金の規約において、定年を延長する場合、多くのケースにおいて給付の減額に該当することから、労働組合や加入者等の同意手続きが必要となるが、高齢期の雇用の拡大を推進する面から、簡素な同意手続きとすることが考えられる。</p>	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金制度では、実施事業所の労働協約等と併せて理由に規約変更を行う場合に、給付の額を減額することが可能ですが、また、給付の額を減額する規約変更を行う場合には、減額の対象者から3分の2以上の同意を取得する必要があります。 ・また、加入者の給付の額を減額する場合には、加入者の3分の1以上で組織される労働組合があるときその組合同意が必要となり、受給権者の給付の額を減額する場合には、減額前の規約に基づく最低積立基準額を一時的に支払う措置を設ける必要があります。 ・減額の判断は、加入者や受給権者の給付の現在の価値と最低積立基準額が規約変更前後で減少する場合等が挙げられます。	確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条 平成14年3月29日年発第0329008号「確定給付企業年金制度について」第102	検討に着手	定年延長等に伴う規約の変更手続きについては、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において様々な意見が示されていることも踏まえ、引き続き検討します。	△
251	令和4年12月15日	令和5年2月16日	リスク分担型企業年金の取扱い柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク分担型企業年金について、制度普及の阻害とならざる事項について柔軟な取扱いを可能とすること。 ・柔軟な取扱いとしては、確定給付企業年金からリスク分担型企業年金に制度移行する場合に、制度移行前の確定給付企業年金の最低積立基準額を上限として一括拠出を可能とすることが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金からリスク分担型企業年金に制度移行する際に、将来の財政状況が良好で積立金額と掛金収入現価の合計が過剰予測給付現価と財政悪化リスク相当額の2分の1の合計を上回る場合がある場合であっても、積立金額が移行前の最低積立基準額より小さな場合、リスク分担型企業年金では最低積立基準額が積立金額と同額となるため、移行後の最低積立基準額が減少すると判定され、加入者等から減額同意が必要となる。このことは、事業主がリスク分担型企業年金の導入を躊躇する原因の一つであると考えられる。 ・リスク分担型企業年金は、新たなタイプの企業年金として、企業年金の普及に資する制度と期待される一方、2017年1月の導入、採用件数は21件にとどまっている(2022年7月1日時点)。 ・本要望の実現により、移行前後の最低積立基準額が一致することから減額同意が不要となるため、企業においてリスク分担型企業年金の更なる普及が期待される。 	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への移行時に、制度変更前後で最低積立基準額が減少する者がいる場合には、給付減額となります。	確定給付企業年金法施行規則第5条、平成14年3月29日年発第0329008号「確定給付企業年金制度について」	検討に着手	リスク分担型企業年金における給付減額の取扱いについては、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえ、慎重に検討いたします。	
252	令和4年12月15日	令和5年2月16日	確定給付企業年金の年金支給義務を移転させる仕組みの導入	<p>確定給付企業年金について、欧米における閉鎖型DBの仕組みを導入すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金では、将来的に「年金での受給の増加によるリスクの増大」、「長期金利(割引率)の低下による退職給付債務の増大」等により事業主の維持コストや負債が増大する可能性があるが、年金の資産と債務の全部または一部を保険会社などの第三者に移転するパイアウト等を活用することで、将来リスクが顕在化した際に事業主が被る当該コストや負債の増大の影響を消滅・削減させることが可能となる。 ・また、事業主が終身年金や有期年金受取を採用した確定給付企業年金制度を有し続けることが困難となった場合であっても、年金パイアウト等を活用してリスクオフを行うことが可能となれば、年金受取りが維持されること期待できる。 <p>(参考) 欧米では既に年金パイアウトでDB制度を財務諸表からオフバランスする動きが進んでおり、その市場規模は英国で2007年～2020年上半期の累計で約25兆米、米国で2015年～2020年上半期の累計で約14.2兆円規模に達している。</p>	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金制度では、事業主等が確定給付企業年金を終了するまでは給付に関する支払義務を負っています。	確定給付企業年金法第88条	検討を予定	閉鎖型DBのパイアウト等のような年金支払義務を社外に移転させる仕組みについては、受給権の保護、ガバナンスの確保等の幅広い観点も考慮しつつ、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえ、慎重に検討いたします。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
253	令和4年12月15日	令和5年1月20日	確定給付企業年金、確定拠出年金における申請・届出手続きの電子化	<ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金や確定拠出年金の規約申請時に必要な書類（遺言・遺言執行書等の同意書）について、自署だけでなく「電子証明書付ファイル」による提出も可能とする。 また、確定給付企業年金（基金型）の場合、各申請・届出時に代議員会議議録の抄本又は謄本の写しを添付することが、代議員会議議録については「署名」が前提となっているため、記名等でも可能とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金において、押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）を受けた、「確定給付企業年金に関する承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について」（平成22年4月28日事務連絡）内の「事務処理簡素化にかかる照会及び回答（Q&A）」において、規約申請時に必要な「遺言・遺言執行書の同意書」は「自署であること及び押印を確認すること」から「自署であることを確認することと変更し、押印は省略された。 一方で、e-Gov等紙以外の方法で提出する場合、同意書原本に「自署」のうえスキャナ読み込み等でファイル化する必要がある。在宅勤務等、必要機材が整わない環境においてはファイル化が困難であり、電子申請等が実現出来ない状態となっている。（加入者個人から取得する「確認同意書」は電磁的方法により加入者の同意を得たことを証した書類で対応可能。） なお、確定拠出年金においても、同様の状態となっている。 また、確定給付企業年金（基金型）の規約変更等の手続において作成する代議員会議議録については、確定給付企業年金法施行令第18条第2項では「署名」を前提とした手続きが残存する。昨今の在宅勤務でも対応が難しく、上記同意書と同様に、「署名」を前提としない手続きが必要と見られる。 本要望の実現により、申請書等の電子化に伴う事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金および確定拠出年金の効率的な制度運営に資することが期待される。 	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	<p>確定給付企業年金及び確定拠出年金における同意取得手続に関する押印は省略可能としております。</p> <p>両制度において、労使合意手続きにおける同意書に自署を求めています。電子化等に際しては、その同意は、真に本人が同意したことが推定できると認められる方法によるものであること、その同意を記録した書類を提出すること、その要件を満たす場合に、電磁的方法による同意も認める取扱いをしております。</p> <p>また、規約変更等の手続において作成する代議員会議議録については、確定給付企業年金法施行令第18条第2項で、「議決及び代議員会議において定められた二人以上の代議員が署名しなければならない」とされています。令和の新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、当面の措置として、企業年金基金における代議員会議議録について署名がなくても差し支えないものとして取り扱っているところ等です。なお、この場合、代議員会議において何らかの形で各委員の了承を得てから実施することが望まれています。</p>	確定給付企業年金に関する承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について（平成22年4月28日事務連絡）、平成18年9月27日企業年金第18号「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」、押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令、確定給付企業年金法施行令第18条第2項	検討を予定	両制度における自署を求めている手続について、電子的方法での提出を行う場合に、自署以外のいかなる方法でも対応可能であるか、検討します。
254	令和4年12月15日	令和5年1月20日	確定給付企業年金における総経理に準じた受給権者の権利義務移転に係る同意取得要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 実施事業所の受給権者に関する権利義務移転を申し出る際の同意取得について、個別で同意取得するのでなく、受給権者の権利義務移転に係る同意取得要件の緩和 	<ul style="list-style-type: none"> 受給権者の権利義務移転の申し出にあたっては、対象者の個別同意が必要とされているが、既に退職等している受給権者の同意取得に要する負担は大きく、受給権者は移転の対象外とすることが多い。 権利義務移転・承認理由として、受給権者が明らかに同意を表明していること、同意取得の手続きとして、不同意申出方式での取得を認める等の簡素化等により、受給権者の不利益とはならないものと考えられる。加えて、分割・統合等によるその他の確定給付企業年金制度の移行等が労働組合等の同意取得で対応可能であり、受給権者の同意は求められていない。 企業の事業再編が進む中、確定給付企業年金制度においても権利義務移転・承認の手続きを簡素化する選択肢を設ける事により、受給権保護に配慮しつつ、事業主にとって制度運営の負担を軽減させることができるものと考えられる。 	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	<p>事業主等が受給権者に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る場合には、受給権者の同意を得なければならないとしています。</p>	確定給付企業年金法施行令第50条第7項	検討を予定	受給権者の権利義務移転に係る同意取得要件の緩和については、事業主等の制度運営の負担を軽減させることに加え、受給権者の給付を支給する確定給付企業年金の実施主体が変更となることへの影響等を踏まえつつ、検討します。
255	令和4年12月15日	令和5年2月20日	個人別管理資産額の電磁的方法による提供の目的の同意取得方法の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 確定拠出年金における個人別管理資産額の電磁的方法による通知を行うための加入者等の承諾について、不同意（不承諾）申出方式での取得を可能とすること 	<ul style="list-style-type: none"> 確定拠出年金における個人別管理資産額の通知は書面により行うこととされ、あらかじめ加入者等の承諾を得た場合に限り、電磁的方法での提供ができるとされている。 また、電磁的方法での提供のための加入者等の承諾は、書面又は電磁的方法により個別に取得する必要がある（不同意申出方式による承諾が可能であることは法令上明記されていない）。 個人別管理資産額の通知を電磁的方法により行うことについては、加入者等の承諾を取得することは必要であると考えられている。以下のような観点も踏まえ、当該承諾の取得にあたって不同意申出方式によることを可能とさせていただきたい。 一昨今、様々な場面でのデジタル化が進んでおり、また、法令において電磁的方法で提供する場合も書面と同様、加入者への「通知」が求められることを踏まえれば、電磁的方法による提供であっても加入者等の不利益となるケースは想定されにくいこと。 一加入者等から個別に承諾を取得することに比べ、不同意申出方式の方が、加入者等・運営管理機関ともに効率的に意思確認ができること。 	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	<p>企業型型記録運用管理機関等には少なくとも年1回は加入者等の個人別管理資産額等を加入者等に通知することを義務付けています。</p> <p>この通知は書面により行うことを原則とした上で、加入者等の利便性を考慮し、事前に加入者等から承諾を得ることで電子的方法により通知することを可能としています。</p>	確定拠出年金法第27条 確定拠出年金法施行規則第21条第5項	検討を予定	個人別管理資産額の通知に関しては、デジタル化が普及している昨今の状況を踏まえ、書面通知を原則とする現行制度の見直しを検討します。
256	令和4年12月15日	令和5年2月16日	確定給付企業年金の支払終了企業年金における残余財産分配に関する手続きの柔軟化及び明確化	<ul style="list-style-type: none"> 事業縮小等により、確定給付企業年金の加入者・受給者等及び厚生年金保険の被保険者が0名となり、制度終了となった場合、残余財産分配方法は以下のとおり、一最後の加入者・受給者等の給付直前で制度終了し、その時点の残余財産全額を該当の加入者・受給者等が受け取る。 ただし、規約変更申請を直前に受け承認を得た場合には、最後の加入者・受給者等への通常の給付をし、その後支払終了企業年金として残余財産を事業主返還することが可能。 前者の取扱いの場合、残余財産の状況、加入者・受給権者の数や給付水準等から、既に給付が完了している者との間での公平性を著しく欠くことがある。 そのため、後者の取扱いを希望するも、制度終了の相談時期等から規約変更の事前の承認申請が間に合わず、認められないケースがある。 規約変更手続きを緩和することで、不公平な分配を生み出さない仕組みの構築が必要と考える。 また、D0を複数事業主で実施している場合、残余財産を事業主返還する際の各事業主に対する返還割合が規約に明記されず、取扱いが不明瞭になっている。 	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	<p>終了した確定給付企業年金の残余財産については、終了した日において当該確定給付企業年金を実施する事業主等が給付の支給に関する義務を負っていた者（終了制度加入者等）に分配し、当該残余財産を事業主に引き渡してはならないとしています。</p> <p>ただし、例外的に全ての受給権者等に対して年金又は一時金の支給を完了し、また、加入者が存在しない、かつ新規に加入者が生じない確定給付企業年金（支払終了企業年金）となる場合には、終了するときの残余財産の取扱いとして、例えば、事業主に返還する方法があるとしています。</p>	確定給付企業年金法第89条、平成14年3月29日年金令第323003号、年連発第0328002号「確定給付企業年金の承認及び認可の基準等について」	対応不可	確定給付企業年金法第89条第7項では「残余財産を事業主に引き渡してはならない」としており、これを原則とした上で、支払終了企業年金となった場合に加入者・受給者等への残余財産の分配が困難となる特殊な事例に関しては、例外的な場合として事業主に返還する方法を示していますが、事業主に残余財産を返還することは慎重に判断すべき事案であると考えており、個別の状況に応じて丁寧に相談に応じ、個別事例ごとに判断してきたい。引き続き、このように取り扱うものとしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
257	令和4年12月15日	令和5年11月15日	マイナポータルへの健康診断結果情報の連携	マイナポータルへの健康診断結果情報の連携について、現在連携範囲に含まれていない健康診断結果情報（検診情報）を洗い出し、あらゆる健康診断結果情報がマイナポータルを通じて確認・連携できる仕組みを構築していただきたい。	・マイナポータルへの健康診断結果情報の連携については、令和3年6月11日公布の健康保険法改正等を経て、その範囲が拡大しているが、国民健康保険法第25条に基づき自治体が実施（努力義務）する健康診断、自由診療での健康診断については連携範囲に含まれていないため、40歳未満の無職の方や個人事業主の健康診断結果情報についてマイナポータルを通じて確認・連携することは出来ない状況にある。 ・生命保険会社では保険加入希望者の健康状態を確認するため健康診断結果情報を活用しており、現在は、お客さまより健康診断結果等の現物（または写し）を提出していただいたり、こうした手続きをデジタル化を阻害するだけにとどまらず、健康診断結果のすべてを提出しただけの場合には、複数回お客さまへ確認が必要となる等、お客さま利便性を低下させている。また、保険会社においても、提出しただけの健康診断結果情報の取扱いを入力でデータ化する必要があると、デジタル化の阻害要因となっている。 ・今後、マイナポータル経由で健康診断結果情報の閲覧、活用が進むことにより、当該データを取得することが可能になれば、保険手続きのデジタル化およびマイナポータルの利便性を（それと並立して）マイナンバーカードの発行促進（金庫）が期待できると考える。さらに、保険会社以外でも健康医療サービスの提供は進んでおり、あらゆる健康診断結果情報がマイナポータルを通じて確認・連携できる仕組みの構築は、国民全体の健康寿命延伸にも資すると考えられる。	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省 デジタル庁	厚生労働省を中心した医療DX等の取組の中で、公的な健診（検診）情報について、健康増進を目的として、個人がマイナポータルを介してワンストップで閲覧できる仕組みの整備に取り組んでいます。マイナンバーと紐付けできる情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で規定されており、その中に含まれない法令上の根拠を持たない健診（検診）情報とマイナンバーとの紐付けは行っていません。	健康増進法 高齢者の健康の確保に関する法律 労働安全衛生法 等	対応不可	マイナポータルを介して厚生労働省が提供を行っている、又は検討を行っている健診（検診）情報は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で規定されている法令上の根拠を持つ公的な健診（検診）情報にのみであり、利用者の健康増進を目的に実施しているものです。そのため、法令上の根拠を持たない情報をマイナンバーと紐付け、高い安全性を担保している閉鎖網の中に取り込んで管理することは、制度面・技術面の両方についても困難です。現役、致仕全体で医師の推進に取り組んでいるところであり、関係省庁と連携しつつ、必要な取組を行っています。
258	令和4年12月15日	令和5年10月20日	民間事業者による電子証明書の発行番号の利活用促進	行政が保有する個人番号カードに紐づく電子証明書の発行番号について、顧客本人の事前同意を前提に、電子証明書の発行番号の更新情報を自動的に民間事業者に連携できるようにしたい。	・現行の仕組みでは顧客が保険会社に対し個人番号カードの情報を登録しても、最長5年で電子証明書の有効期間を迎え更新手続を行った後に、再度保険会社に対し個人番号カードの情報を登録し、個人番号カードに紐づく電子証明書の発行番号の更新情報を民間事業者に連携する必要があります。 ・今後、個人番号カードの利活用を保険会社に進めていくにあたり、保険会社に「個人番号カードの利活用増進として、例えば年金受給の現況確認が付けられるが、現況確認は年金の契約形態により10年、20年と長期に亘るため、顧客は最低でも年に一度保険会社に対する登録手続が必要となる。 ・電子証明書の発行番号の更新情報を自動的に民間事業者に連携できるようにするには、顧客からの申出が必要と現状確認が可能となり、国民の利便性向上に資する。	一般社団法人 生命保険協会	デジタル庁 総務省	利用者証明用電子証明書が更新された場合に、更新前と更新後それぞれの利用者証明用電子証明書の保有者の同一性を確認できないことに対応するため、民間事業者向けの付加サービスとして、新しい利用者証明用電子証明書のシリアル番号を用いて公的個人認証サービスに問い合わせると、1世代前の利用者証明用電子証明書のシリアル番号を提供するサービスを、平成29年1月から開始。	その他	利用者証明用電子証明書が更新された場合に、更新前と更新後それぞれの利用者証明用電子証明書の保有者の同一性を確認できないことに対応するため、民間事業者向けの付加サービスとして、新しい利用者証明用電子証明書のシリアル番号を用いて公的個人認証サービスに問い合わせると、1世代前の利用者証明用電子証明書のシリアル番号を提供するサービスを、平成29年1月から開始しております。 なお、署名検証者の求めがあった場合で本人同意があるとは、直接本人に照会することなく、住民の最新の住所情報等を取得することが可能な仕組みを構築し、令和5年6月15日にサービス開始を予定しております。	
259	令和4年12月15日	令和5年3月13日	住所照会申請方法の電子化	確定拠出年金の運営管理機関や確定拠出年金の受託機関については、全国一律に電子的かつ簡素な申請による住所照会を可能とすること。	・確定拠出年金や確定拠出年金において、制度加入者であった方等へ郵便物を送付した際に、郵便物が不着となる場合があり、その場合には、各市区町村の住所に住所照会のための住民票の取寄せを文書で郵送している。 ・その際には、各市区町村の発行所で、取寄せ方法や必要書類が異なることにも、照会の精度、免許番号等の身分証明書の添付が求められる。 ・これらを効率化する観点から、例えば、現在、確定拠出年金の事業主・基金や企業型確定拠出年金の事業主と認められている住基ネットでの住所照会を運営管理機関や受託機関でも可能とする等、全国一律の電子的かつ簡素な申請による住所照会を可能とすることを要望するものがある。 ・特に、確定拠出年金については、事業主側ではなく受給権取得後75歳以上の間に運営管理機関経由で受給権者本人から請求しただけ取扱いであり、事業主に対し企業年金連合会への情報収集業務の委託を依頼することが困難な状況のため、引き続き検討していきたい。	一般社団法人 生命保険協会	総務省 厚生労働省	企業年金連合会は、住基基本台帳法に基づき、住基ネットによる住所照会が可能とされていますが、確定拠出年金（DB）を実施する事業主・基金や企業型確定拠出年金（DC）を実施する事業主は、自ら住基ネットを活用することはできません。 そのため、住基ネットを利用できる企業年金連合会が、DBを実施する事業主・基金やDCを実施する事業主から情報収集業務等の委託を受け住所照会を申し、DBを実施する事業主・基金やDCを実施する事業主に対して、住所情報の提供を行うこととしています。	住基基本台帳法第30条の9、別表第一7の4 住基基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第1条第118項第9号から第16号 確定拠出年金法第48条の2 確定拠出年金法第93条	対応不可	運営管理機関や受託機関が自ら住基ネットを活用することについて、個人情報保護の観点から、住基基本台帳法による情報提供を可能とすることで主体は住基基本台帳法において、行政機関等に限定されます。利用可能の拡大については、上記の観点から、十分な検討が必要です。 なお、DBを実施する事業主・基金やDCを実施する事業主が、企業年金連合会に情報収集業務等の委託を行い取扱い住所情報については、委託業務の範囲内でかつ適正な管理を前提として、受託機関や運営管理機関に提供することは可能です。
260	令和4年12月15日	令和5年4月14日	就労証明書の標準的様式の使用促進・証明内容の簡素化	・就労証明書については、令和3年7月5日付通達「就労証明書の標準的な様式の改定について」において、「就労証明書（簡易版）」と大都市向け様式である「就労証明書（詳細版）」が新たに作成され、令和4年4月入所分（令和3年10月頃）から、いずれかの証明書を使用することを市町村に通知している。しかしながら、民間のコンサル会社が令和4年1月～2月に全国の市町村に行なった調査（日本総研「令和3年度子ども・子育て支援調査研究事業 就労証明書の標準的な様式の活用に関する調査及び企業等の負担軽減に関する実証調査報告書」）によると、市町村の38.2%が、いずれの証明書も活用しておらず、17.6%が今後も活用する予定はないと回答している。「就労証明書（簡易版）」又は「就労証明書（詳細版）」の使用が徹底されて初めて、企業における就労証明書作成業務のシステム化が可能となり、業務負担を軽減できる。 ・公共機関が提供する、および、企業が提供する就労証明書数が増加している一方、後見児童は減少傾向にある。これらの状況を踏まえ、保育の必要性の認定や利用調整のために、就労証明書において真に必要なとなる証明項目を改めて検討していただきたい。項目を限定し証明内容を簡素化することで、現在の二つの様式を全国共通の様式に統一する見地からとり、企業の業務負担の軽減のみならず、「保育所等の利用希望時に必要な手続きのデジタル化に向けた工程表」が自指す、市町村におけるデジタルで完結する仕組みの実現にも資する。	・就労証明書については、令和3年7月5日付通達「就労証明書の標準的な様式の改定について」において、「就労証明書（簡易版）」と大都市向け様式である「就労証明書（詳細版）」が新たに作成され、令和4年4月入所分（令和3年10月頃）から、いずれかの証明書を使用することを市町村に通知している。しかしながら、民間のコンサル会社が令和4年1月～2月に全国の市町村に行なった調査（日本総研「令和3年度子ども・子育て支援調査研究事業 就労証明書の標準的な様式の活用に関する調査及び企業等の負担軽減に関する実証調査報告書」）によると、市町村の38.2%が、いずれの証明書も活用しておらず、17.6%が今後も活用する予定はないと回答している。「就労証明書（簡易版）」又は「就労証明書（詳細版）」の使用が徹底されて初めて、企業における就労証明書作成業務のシステム化が可能となり、業務負担を軽減できる。 ・公共機関が提供する、および、企業が提供する就労証明書数が増加している一方、後見児童は減少傾向にある。これらの状況を踏まえ、保育の必要性の認定や利用調整のために、就労証明書において真に必要なとなる証明項目を改めて検討していただきたい。項目を限定し証明内容を簡素化することで、現在の二つの様式を全国共通の様式に統一する見地からとり、企業の業務負担の軽減のみならず、「保育所等の利用希望時に必要な手続きのデジタル化に向けた工程表」が自指す、市町村におけるデジタルで完結する仕組みの実現にも資する。	一般社団法人 生命保険協会	内閣府 厚生労働省	保育の入所申請の際に同時に行われること多い保育の必要性認定に際して、認定を受けるとなる事項を証明する書類を添付することとされています（子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号）。 また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが必要です（同第1条の5第1項、同附則第2条）。 法令上で書類の指定等はしていません。市町村がそれぞれに定めていますが、就労を理由に認定を受ける場合に、証明する書類として就労証明書を求める市町村が多いことから、就労証明書の様式については、平成29年に標準の様式、令和元年に大都市向け標準の様式を公表しました。また、利用調整のために「標準的様式」よりも多くの項目を求める「大都市向け標準的様式」の改定版を「標準的様式（詳細版）」として、令和3年7月にお示ししました。	子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1項、同第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号、同附則第2条	対応	保育所等の利用申請手続における就労証明書の提出に係る業務負担の軽減をより一層推進する観点から、令和4年12月に通知を発生し、以下の取組を行うこととしています。 標準的な様式については、簡易版と詳細版で様式が異なり、多数の市区町村の様式を記入することによる企業等事業者の負担が大きいため、令和5年4月入所分（令和5年10月頃）に間に合うよう、簡易版を基本とした統一の標準的な様式に改定することとしました。 また、この追加の記載項目については、定期的に各市区町村における認定状況を内閣府において把握・公表し、特視児童の状況等も踏まえつつ、各市区町村における利用調整業務等における必要性に応じて設定項目を限定するよう、継続的に各市区町村に対していく予定です。 また、令和6年4月入所分（令和5年10月頃）に間に合うよう、マイナポータルの「ひつたり」サービスを通じて、企業等事業者が市区町村に就労証明書を直接提出できる環境について、内閣府子ども・子育て本部及びデジタル庁が連携して整備することとしました。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
261	令和4年12月15日	令和5年1月20日	外為法上の外国投資家の子会社における行為時事前届出について、例えは取得時事前届出に代わるような届出を最初に提出することで、以降は行為時事前届出が免除されるような制度をご検討いただきたい。	外為法上の外国投資家の子会社における、取締役又は監査役の選任に係る議案の議決権行使にかかるとして、取得時事前届出を実施し続けること、取得時事前届出を一層提出することによってコストや事務的な負担が大きい。また、生保会社のような投資先を有する投資家は、議決権を株主総会当日ではなく、事前行使することが一般的であり、議決権行使業務に一定の影響が生じる。	・銀行等では、取得時事前届出の承認を終了50%以上の株式を取得している子会社については、取締役又は監査役の選任に係る議案にかかるとして、取得時事前届出が免除できるとされているが、外為法上の「外国投資家」に該当する以前から保有している子会社等においては当該免除事由に該当せず、届出を実施し続ける必要がある。 ・取締役又は監査役の選任に係る議案について、都度、事前届出を実施し続けること、取得時事前届出を一層提出することによってコストや事務的な負担が大きい。また、生保会社のような投資先を有する投資家は、議決権を株主総会当日ではなく、事前行使することが一般的であり、議決権行使業務に一定の影響が生じる。 ・+生保会社となった時点の差異により、このような負担の差が生じることは合理的ではないと思われるため、取得時事前届出に代替する免除事由を設けたい。	財務省	外国為替及び外国貿易法(以下「法」といいます)に基づく投資審査制度は、外国投資家からの株式取得等の対内直接投資等により、国の安全等を損なうことないよう、これを審査する仕組みです。具体的には、株式取得等に係る届出審査を通じて、外国投資家が本邦企業に影響力を行使し、国の安全に係る技術情報の流出や事業活動の喪失等につながることを防止しております。取締役又は監査役(以下「取締役等」)の選任に係る同意については、会社の経営に重要な影響を与える議案であることから、対内直接投資等の一環として、事前届出審査の対象としています(法第26条第2項第5号、対内直接投資等に関する政令第2条第1項第1号)。この点、外国投資家が株式取得等の事前届出を行った50%以上の議決権を保有している会社に対する取締役等の選任に係る同意については、当該外国投資家の事前届出を審査する際、当該会社を支配したとしても、国の安全等の観点から特段問題がないと判断したものであることから、改めて役員選任に係る同意を審査する必要性に乏しいため、外国投資家の議決権軽減の観点から、手続を不要としています(対内直接投資等に関する政令第3条第2項第7号)。	外国為替及び外国貿易法第26条第2項第5号、対内直接投資等に関する政令第2条第1項第1号、対内直接投資等に関する政令第3条第2項第7号	対応不可	取締役等の選任に係る同意は、会社の経営に重要な影響を与える議案であり、もっぱら国の安全等に関する技術情報の流出や事業活動の喪失等につながることを防ぐ目的から、同意の都度審査を行うことが原則です。株式取得等の事前届出を行って、50%以上の議決権を保有する会社について、例外的に同意を不要としているのは、すでに取得時届出審査において、当該会社を支配したとしても、国の安全等の観点から特段問題がないと判断したものであり、新たに取締役等の選任に係る同意を行っても、国の安全等の観点から問題がないと判断的に認められるからです。この点、外国投資家による以前から子会社であった特定業種を営む会社に対して、親会社が、外国投資家となつた後に行う取締役等の選任に係る同意については、上記のような株式取得時等の審査を経ていないことから国の安全等の観点から問題がないと類型的に認められるものではなく、あくまで国の安全等の観点から審査を行う必要があり、届出手続を不要とするは困難です。また、ご指摘の株式取得の届出に代わるような届出については、株式取得時の届出は、届け出日から起算して30日間の投資禁止期間を設けて、当該取得について国の安全等の観点から問題ないか審査を行う仕組みであり、新たな株式の取得等を伴わずに株式取得時の届出に代わる届出を、制度上、設けることは困難です。	
262	令和4年12月15日	令和5年6月15日	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の維持および実効性確保	・銀行等による保険募集に係る弊害防止措置については、消費者保護の観点から、引き続き、「融資先募集規制」を中心とした諸ルールを基本的な枠組みを維持し、かつ、その実効性を確保することが必要不可欠である。 ・また、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金確認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じない懸念がある一時払終身・一時払老老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。	・銀行等は、その業務において、顧客の預金・決済情報という秘匿性の高い情報を独占的に取り扱っており、また、法人・個人の融資先事業者に対して多大な影響力を有することから、保険業法施行規則等において、消費者保護および公正な競争を確保する観点から、非公開金融情報の保護や、融資先への保険募集の制限ならびに融資先担当による保険募集説明等に関するルールが定められている。これらのルールは、銀行等による保険募集が段階的に解禁されていった際に、銀行等の預金・決済業務や融資業務の特殊性と影響力に鑑み、消費者や事業者の保護、ならびに公正な競争を確保するために整備されてきた必要不可欠な制度である。 ・なお、生命保険は保険期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該顧客を救済することは極めて難しい。また、銀行等の融資先事業者等に対する影響力が大きいため、弊害事例が潜在化する懸念もある。銀行等による保険募集については、これらの事情も踏まえた検討が必要である。 ・制度導入時のこれらの課題性は、現時点においても全く解消されていないため、これらのルールについて、消費者・事業者の保護や公正な競争を損なわないよう、引き続き、適切な監督・運用に尽力いただくようお願いしたい。 ・特に、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金確認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払老老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。	日本生命 保険相互 金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムズ規制 ・担当区分規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 ・弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・「融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
263	令和4年12月15日	令和5年6月15日	生命保険募集における従業員等の保護および実効性確保	法人である生命保険募集人等(以下「法人生命代理店等」として、その役員・使用人その他当該法人生命代理店等と密接な関係を有する者)に対する生命保険募集に係るルールについては、引き続き、現在の基本的な枠組みを維持するとともに、その対象に派遣労働者を含めたい。	法人生命代理店等は、母体企業の従業員等(密接な関係を有する者)に対して多大な影響力を有することから、生命保険募集を行った場合、職制上の地位を利用した圧力募集が行われ、従業員が意に反する保険加入を強いられる懸念がある。現行制度は、過去、実際に圧力募集等が発生した事案を踏まえ、一定の保険契約について、法人生命代理店等(法人代理店が密接な関係を有する法人を含む)の役員・使用人に対する保険募集行為その他の保険契約者等に対する業務上の地位等の不当利用による保険募集行為を禁止したものであり、従業員等の保護のために必要不可欠なルールである。従業員等自身が職制上の圧力に抗するとは極めて困難であり、近年の雇用環境の悪化によって、これらのルールの必要性はますます高まっている。 なお、生命保険は、その保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該従業員等を救済することは極めて難しい。また、法人生命代理店等は、その従業員等に対して、雇用関係等に基づく大きな影響力を有していることから、弊害事例が潜在化する懸念もある。当制度については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 また、現行制度の保護対象は、法人生命代理店等の役員・使用人とされており、法人生命代理店等と直接の雇用関係のない派遣労働者は含まれていない。しかしながら、近年、雇用・就労形態の多様化が進んでいること、派遣労働者について派遣先企業が直接雇用するかどうかの決定権を持つなどの影響力を有していること等を踏まえれば、派遣労働者も当制度の保護対象に追加することが必要である。	日本生命 保険相互 金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集の一部の保険商品を禁止されています。	保険業法第300条第1項 第9号 法施行規則第234条 第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(1)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
264	令和4年12月15日	令和5年6月15日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の実効性確保	銀行等による保険販売に関し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置について、保険契約者等の保護の観点から引き続き実効性の確保に努めていただきたい。	・銀行等は、その預金業務や融資業務等を通じて、顧客の資金状況を正確に把握でき立派な立場にあると、特に中小規模企業等の融資先に対しては、その影響力を及ぼす立場に立つことが少なくない。銀行等によりこれらの情報や影響力を不適切に利用して保険募集が行われた場合、仮に不適切な募集行為があったことが事後的に立証されたとしても、生命保険商品の長期性、再加入困難性等の性質から、保険契約者等の救済を図ることがより困難となる場合も想定される。 ・こうした点を踏まえ、銀行等に対しては、非公開情報保護措置、融資先販売規制等の各種措置が講じられているが、これらの弊害防止措置は、消費者利便にも配慮しつつ、消費者保護の観点から中小規模企業等の観点から設けられたものであり、保険契約者保護の観点から必要不可欠なルールである。 ・平成24年4月より、一部見直しが行われたルールが適用されたが、見直し後においてもその枠組みは維持されており、前述のルールの必要性は変わらないと考えられる。今後も、引き続き実効性の確保に努めていただきたい。	住友生命 保険相互 金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムズ規制 ・担当区分規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 ・弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・「融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
265	令和4年12月15日	令和5年6月15日	法人である生命保険代理店による保険募集における消費者保護ルール(いわゆる構成員契約ルール)の維持	法人である生命保険代理店がその従業員等に対して行う生命保険の募集に係るルール(いわゆる構成員契約ルール)について、消費者の権利保護の観点から、引き続き維持していただきたい。	・職制上の地位(職場の上下関係等)を不当に利用した従業員への圧力募集を未然に防止し、従業員による自由な商品選択の機会を確保する等の観点から、法人である生命保険代理店については、当該法人の従業員等の密接な関係を有する者に対して、所定の生命保険契約の申込みをさせる行為が禁じられている(いわゆる構成員契約ルール)。 ・生命保険商品には長期性、再加入困難性等の性質があり、仮に圧力募集等の不適切な行為があったことが事後的に立証されたとしても、保険契約者等の救済を図ることが困難となる場合も想定され、事後的な代替規制では十分な弊害を未然に防止することが不可能と思われる。 このように、本ルールは、生命保険商品の特性を踏まえつつ、従業員として相対的に弱い立場に立つ消費者の権利保護のために設けられたルールとしてこれまで有効に機能してきており、引き続き維持すべきものと考えられる。	生友生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み付けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
266	令和4年12月15日	令和5年6月15日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持	・銀行等による保険募集に際し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。	・保険業法等では、銀行等が保険募集を行う際、預金・融資等の取引で得た情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等がその特性上有する優越的地位や影響力行使して圧力募集をする等、保険契約者等の利益を害することを防止しているため、保険募集にあたり銀行等が遵守すべき弊害防止措置について規定している。 ・銀行等と事業資金等を借り入れている利用者、上り両者の力関係から、銀行等による圧力販売等の問題は表面化しにくく、また生命保険が長期性・再加入困難性といった特殊性をもつことにより、被害者の事後救済が困難であることも想定されるため、弊害防止措置の規定全般について存置する必要があると考えられる。	明治安田生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先取決制限 ・タレント規制 ・担当当番制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時私終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
267	令和4年12月15日	令和5年6月15日	企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルール維持	・法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の募集を行うこと(いわゆる「構成員契約ルール」)については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き現行ルールを維持していただきたい。	・保険業法等では、使用者と使用人間の雇用関係等に基づいた生命保険募集を行うことを禁止するため、法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の募集を行うことを禁止している(いわゆる「構成員契約ルール」)。 ・雇用関係に基づく圧力募集等は問題が表面化しにくく、また生命保険がもつ長期性・再加入困難性にもとめ、被害者を事後的に救済することが困難な場合も想定されることから、保険契約者等の保護の観点から、同ルールが導入されている。昨今の雇用情勢の悪化から、使用者と使用人の雇用関係に基づき、使用者の使用人に対する立場の優越度はさらに高まっており、同ルールの存置が必要と状況にあると考えられる。 ・上記状況を踏まえ、保険契約者等の保護の観点から、同ルールに関しては引き続き現行ルールを維持していただきたい。	明治安田生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み付けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
268	令和4年12月15日	令和5年4月14日	国・地方公共団体との入札手続きの電子化	地方公共団体の入札手続きについて、早急に電子化を図ること。	2021年度の当協会の提言に対し、総務省は「直ちに電子化・統一化することは困難であり、地方公共団体の実情や意見、デジタル庁等の関係省庁の意見も伺いながら、その可否も含め、合意形成を図りつつ、慎重に検討していく必要がある。地方公共団体における入札・契約に関する一連の手續の電子化の促進に向け、競争入札参加資格審査申請に係る標準項目を定め、地方自治法に基づく技術的な動向等として、地方公共団体に対してその活用を促すとともに、標準項目の導入を契機として、当該申請手續の電子化についても検討いただくよう要請した。」と回答されているが、電子化・統一化に向けた検討を早急に進め、これを実施すること。上記が実施されるまでの間は、地方公共団体のホームページに入札関係の申請書等を提出し、リース会社が地方公共団体の窓口に出向いて申請書の手交を受け手続きを取り止めること。	公益社団法人リース事業協会	総務省	地方公共団体における入札・契約に関する具体的事務の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の長が財務規則等で定めて運用しているものです。	地方公共団体の規則等	その他	総務省においては、累次の規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定等)に基づき、令和3年10月に地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等(以下「標準項目」という。)の取りまとめを行い、地方公共団体に対して、その積極的な活用を図ること及び当該申請手續の電子化・オンライン化を促すことについて、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言を行うとともに、地方公共団体の財政担当者が出席する全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において、周知や採用の働きかけを行っているところである。 また、規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年6月に「競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査」を実施し、標準項目の活用状況や、調達関連手續の電子化・オンライン化に係る地方公共団体の意見や実態を把握するとともに、令和4年11月からは、本省において開催している「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」において、この調査の結果も踏まえながら、調達関連手續の標準化等についての議論を開始したところであり、令和5年3月の本研究会においては、経済団体からヒアリングを行ったところであり、引き続き、規制改革実施計画等に基づき必要な取組を行ってまいります。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
271	令和4年12月15日	令和5年3月13日	太陽光発電事業建物における建物の一部に対する登記設定	不動産登記法および不動産登記令の規定により、建物の屋根は不動産の一部であり、独立した権利設定または権利移転をするための登記をすることができないことから、長期的な太陽光発電事業（PPA、リース事業を含む。）の普及推進の阻害要因となっている。建物の屋根に対して、甲区における賃借権設定登記（賃借権または使用賃借権）の設定登記ができるように不動産登記令を改正すること。	太陽光発電設備のリース事業（建物の屋根に設置）やPPA（Power Purchase Agreement）により建物所有者等への電力供給事業を実施する場合には、当該設備を設置する不動産の一部（屋根）に賃借権（賃借権または使用賃借権）を登記できないことから、第三者對抗要件が具備できず、建物所有者の変更時に、設備所有者（リース会社）は第三者（買受後の建物所有者）に対して、太陽光発電設備の所有権を主張できない。建物の一部に賃借権の設定ができれば、建物の所有者変更リスクを低減することができる。長期的な太陽光発電事業（PPA、リース事業含む）の普及推進をため、一定の要件を満たす場合に、建物所有者でない者が建物の一部（屋根）に賃借権（賃借権または使用賃借権）の設定登記ができるように不動産登記令を改正すること。	公益社団法人リース事業協会	法務省 経済産業省	建物の一部である屋根について、当該屋根を目的とする賃借権を使用することは可能ですが、これを登記することはできません。また、登記の対象となる不動産は、土地又は建物をいうこととされており、屋根のみについて分割又は区分による登記をすることはできません。	民法第605条 不動産登記法第2条第1項、第3項及び同法第25条第13号 不動産登記令第20条第4号	対応不可	御提案の内容については、建物の一部分に過ぎない屋根の賃借権に対抗力を認めることと建物の円滑な取引に支障を生ずるおそれがあること、また、賃借権設定の登記を認めるためには、公示上の観点から、その権利の範囲を登記上明確にする必要があるため、特定した範囲を示す図面が必要となりますが、建物の一部である屋根については、立体的かつ複雑な構造となっており、2次元の図面を用いてその範囲を図示するのは限界があること、さらに、既に建物に設定された抵当権等の権利との関係で問題が生ずることなどの公示上の問題が生じます。これらの理由から、屋根等の不動産の一部についての登記を認めることには、慎重な検討が必要であると考えます。
272	令和4年12月15日	令和5年1月20日	域外産業廃棄物の搬入規制の撤廃	域外搬入規制を完全撤廃すること。撤廃をするまでの間は、優良認定を受けた産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託する場合に限り、域外搬入規制の適用除外とすること。	・廃棄物処理法における行政の権限は、都道府県・政令市に移管されているが、都道府県・政令市において、法律に根拠規定のない域外産業廃棄物の搬入規制等が順じられている。 ・当協会は、2021年度に、優良認定を受けた産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託する場合は、域外搬入規制の適用除外とする旨の提言を行い、環境省は「地方自治体に対して事前協議の取組を要請している」と回答しているものの、現状において、事前協議が存続しており、改善されている状況にない。 ・域外搬入規制を完全撤廃すること。撤廃をするまでの間は、優良認定を受けた産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託する場合に限り、域外搬入規制の適用除外とすること。	公益社団法人リース事業協会	環境省	事前協議制等による域外からの産業廃棄物の流入規制は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づきもではなく、都道府県等が自主的に設けているものです。	なし	現行制度下で対応	環境省としては、事前協議制等による域外からの産業廃棄物の流入規制のような廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要の見直しを行うことにより適切に対応されるよう、廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（令和元年9月3日廃棄物適正処理推進課長・後援規制課長通知）や災害により生じた産業廃棄物の処理の迅速化について（令和元年9月3日廃棄物規制課長通知）等に各都道府県等に対して要請しております。また、「優良廃棄物処理業者認定制度の運用について」（令和2年4月1日廃棄物規制課長通知）にて、汚入規制の撤廃等をめざっていない場合については、優良廃棄物業者に対しては流入規制を免除する等の措置を講じ、優良廃棄物業者による適正処理の促進を図るべきとしています。さらに、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等においても、産業廃棄物の処理の滞りにつながるような自治体の不合理な流入規制の廃止や緩和を速やかに実施されたい旨、改めて要請を行っております。
273	令和4年12月15日	令和5年1月20日	古物営業法の各種手続きの電子化について	古物商に係る各種届出の電子化を早急に進めること。	2020年度の当協会の提言に対し、「古物営業法に係る申請等に係る書類・対面規制の在り方について」検討を進めると。上記回答されているが、電子化の検討を早急に進め、実現すること。	公益社団法人リース事業協会	警察庁	古物営業法（昭和24年法律第108号）に係る申請等の様式については、古物営業法施行規則（平成7年国交省公安委員会規則第10号）で規定されており、書面により、都道府県公安委員会に提出することとされています。	古物営業法（昭和24年法律第108号）第5条第1項、第7条 古物営業法施行規則（平成7年国交省公安委員会規則第10号）第1条の3、第5条	検討し着手	警察庁では国民の利便性向上のため、令和3年6月1日から、一部の手続きを対象としてオンラインでの申請を可能とす「警察庁取組手続サイトの試行運用を開始しており、順次、本サイトで申請できる対象手続を追加しております。本サイトは当面の試行として運用しておりますが、より利便性の高いシステムへの導入についても検討を進めております。今後、その状況等を踏まえ、対象手続に古物営業法に係る手続を追加することについて、引き続き検討を進めてまいります。
274	令和4年12月15日	令和5年1月20日	医薬品医療機器等法の手続きの電子化等について	都道府県に対する各種届出書類（特に変更届）の様式統一化及び電子化、届出窓口及び説明書への一本化を図ること。	医薬品医療機器等法に係る各種届出（販売業・貸与業）について、書面による届出が必要とされているが、新型コロナウイルス感染予防のために宅勤務等が推進されている中で、届出をするために会社への出勤及び地方公共団体への届出が必要となる。各種手続きが電子化されることにより、対面接触機会（＝新型コロナウイルス感染リスク）の減少、手作業の削減化、ペーパーレス化による環境負荷低減、在宅勤務によるワークライフバランスの向上が実現可能となる。電子化の検討に際しては、その弊害（事務負担増加等）が生じないように検討いただきたい。 電子化が行われるまでの間は、都道府県ごとに異なる様式を統一化すること。変更届について、複数の都道府県の許可を受けている場合、古物営業法と同様に、一の都道府県への届出をすれば、他の都道府県に変更届を回付する取組も導入すること。 規則第174条では、法人である場合でかつ、都道府県知事がその職員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、診断書に代えて当該役員が法第5条第三号ホ（麻薬、大麻、アヘン又は覚醒剤の中毒者）、ハ（心身の障害により業務開始者の業務を適正に行うことができない者）に該当しない説明書を提出することができるが、法人の場合は、説明書に一本化する。当協会の2021年度提言に対し、「申請・届出は各都道府県等が所管する自治事務であり、電子化等については自治体ごとの判断にゆだねられるため、統一化することは困難である」旨の回答をされているが、行政手続きの電子化を推進する観点から再検討をお願いしたい。	公益社団法人リース事業協会	厚生労働省	○高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可は、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事等が行う自治事務です。 ○管理医療機器の販売業及び貸与業の業は、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事等に届出を必要とします。 ○現行の法制度（令和3年8月施行分）では、診断書及び説明書の添付については、申請者の業務負担が減らすため、原則不要としており、申請者（申請者が法人である場合その役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者である場合にのみ診断書を添付を求めらるることになっています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条、第39条の3	対応不可	・様式の統一について、販売業・貸与業の届出等にかかる各種様式は、薬機法施行規則で規定しており、各地方公共団体には、施行規則で定められた様式により提出を行っても差し支えない旨周知を依拠しているところである。 ・申請・届出は各都道府県等が所管する自治事務であり、電子化等については自治体ごとの判断にゆだねられるため、統一化することは困難であると考えます。 * 記載に誤りがあったため修正（令和5年2月28日）。
275	令和4年12月15日	令和5年2月16日	特定整備における整備実施要件の緩和	特定整備のうち、作業に大きなスペースが不要で大型の専用機械等が不要な作業や特定整備を伴う法定点検項目について、作業実施を整備士資格保有者に限定することや、出張先でも一定のスペースを確保する等の安全性を担保する要件を緩和し、事業場以外の作業が可能となるよう制度改正をすること。	現行法令では、自動車整備における特定整備を事業として実施する際は、認証を受けた事業場で行わなければならない制度とされており、かつ、事業場について、規模、設備、人員（2人以上かつ少なくとも1人は整備士資格保有者）にかかる要件が定められている。 2021年度の有効求人倍率は4.58倍（企業標準平均1.13倍）まで上昇するなど、自動車整備の人手不足が深刻化していることに加え、多発するリコール対応や働き方改革における労働時間短縮などにより、今まで通りの整備を実施することが難しくなってきた。一方で、コンプライアンス意識の高まりや車両技術の進化による不具合の増加など、整備を必要とする車両は増加しており、早急な対策が求められている。 事業場以外での実施が可能な作業が拡大されることになって、業務が集中しているディーラーから訪問整備事業者などへの業務分散が促進され、多忙な整備委員の業務負担軽減になる。また、他業種に拠っている、もしくは整備工場に勤めている整備士資格保有者が、出張時間等を活用して出張整備を行うことで、人手不足が深刻化傾向における人材供給の増加につながる。さらに、自宅や自社から車両を事業場まで運送する負担が軽減され、点検や修理が実施しやすくなり、結果として車両の安全性向上にも寄与すると考える。 加えて、工具等の機械の技術進化による小型化によって、従来より大きなスペースがなくても実施可能な作業が一定数ある。そのため、対象となる作業を特定し、対応する者を整備士資格保有者に限定し、かつ出張先の場所について一定の要件（一定のスペースや平滑な舗装等）を課すことで、従来の整備の質を落とすことなく、出張による一部の特定整備を行うことは可能である。 なお、海外では、例えば米国のカリフォルニア州などで、出張による整備が許容されている。	公益社団法人リース事業協会	国土交通省	ブレーキなどの安全上重要な整備事業は、作業場や工具、管理者等の体制が確保されていることを予め国が確認した整備事業場内で実施することが義務付けられています。	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条	対応不可	自動車や自動車整備士の安全の確保のために設けているものであり、自動車ユーザーの自宅などで作業を行う「出張整備」に関する規制緩和については、自動車の安全に直結する整備の品質や自動車整備士の安全を確保する観点から、極めて慎重に検討することが必要であり、現時点では対応は困難です。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類
276	令和4年12月15日	令和5年1月20日	自動車税(種別割)の還付通知書の電子化について	現状、自動車税(種別割)の納付については、電子データでの対応が可能となっているが、還付通知についても電子データにて受領できるようにしたい。	ペーパーレスの推進と業務の大幅な効率化を図ることができる。	公益社団法人リーナス事業協会	総務省	地方税法(昭和25年法律第226号)第17条	検討に着手	・還付通知等の地方税関係通知のデジタル化については、学識経験者、地方団体、経済団体や金融団体等から構成される「地方税における電子化の推進に関する検討会」の下に、業務者ワーキンググループを設け、令和4年3月から検討を行いました。業務者ワーキンググループの取りまとめを9月に策定し、このためを踏まえた備蓄を、同月から検討対象本体において実行し、令和4年11月に策定しました。今後も還付通知等の電子化に向けて具体的に検討してまいります。
277	令和4年12月15日	令和5年2月16日	自動車ナンバープレートの返納について	自動車関係手続のオンライン化が進む中、一時抹消登録の場合はナンバープレート返納を免除する等の措置を講ずること。	自動車OSSIによるオンライン申請において、一時抹消登録では現自動車検査証とナンバープレートを返納しなければ「登録識別情報等通知書」が受領できない。行政手続において、各種申請のOCR用紙による「紙申請」から「オンライン申請」に移る一方、自動車検査証やナンバープレートの取り回しは現状と変わらず、オンラインでの一時抹消時のナンバープレート返納免除等の措置を講ずること。	公益社団法人リーナス事業協会	国土交通省	道路運送車両法(昭和26年法律第85号)第16条第1項、第20条第1項第2号 道路運送車両法施行規則第9条 自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第6条の16第1項第2号	現行制度下で対応可能	自動車ユーザーの利便性の向上の観点から電子化を推進するため、交付書面を情報化することとして登録識別情報制度が導入されておりますが、自動車の取引の主体がディーラー、個人間でも様々であり、書面として用いる取引があることを踏まえ、流通の現場に混乱が生じないように、一時抹消登録をした場合においては、登録識別情報等通知書を送付することとしております。ナンバープレートについては、別名自動車に付け替える等の不正使用の防止や、自動車が一時的停止状態であることを明確にし、盗難の徴徴を図る観点から、一時抹消登録時にナンバープレートの返納を求めようと思いますが、道路運送車両法施行規則第9条により、切断又は直徑40mm以上の穴あけによる破壊を等真の提示等々真正性が確認できれば返納の必要はありません。
278	令和4年12月15日	令和5年1月20日	支払または支払の受領に関する報告の対象取引基準の緩和	外国為替及び外国貿易法において、支払または支払の受領に関する報告が求められているが、報告対象取引の基準(例:1回あたり3,000万円)の上限引き上げ、為替レートを見直すこと。	報告するための手続きが煩雑であり、合理化することができる。	公益社団法人リーナス事業協会	財務省	外国為替の取引等の報告に関する省令	対応不可	「支払又は支払の受領に関する報告書」は、非居住者との取引を幅広く把握することで、「外国為替及び外国貿易法」の目的(国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与すること等)を達成するための必要不可欠の取組の実施把握及び国際収支統計作成の主要な基礎資料として非常に重要な位置づけとなっております。また、同統計は国民経済計算(GDP統計)の基礎情報としても利用されており、今回ご要望いただいた報告下限金額の引き上げにつきましては、これらの統計の精度にも影響を及ぼし得るため、対応には慎重な検討が必要と考えております。なお、同報告書においては、日本円又は決済通貨(外国通貨)のどちらかの通貨での報告も可能となっております。
279	令和5年1月24日	令和5年3月13日	土地の登記登録届出	土地の名義が異動すると、いろいろな箇所と同じような申請や届出をしなければいけません。法務省、林野庁、農業委員会、市区町村などです。それらの情報は各省庁で管理されていて、いわゆる一元化がされていません。これをまとめてひとつのデータベースに格納し、申請や届出も1回で済まようとしています。法務省の不動産登記制度を廃止して、市区町村の台帳に一元化するよと思っています。不動産登記の申請システムも一併してください。	1 同じ情報を、各省庁宛の申請書、届出書に記載して提出し、各省庁で別々に管理することは、日本国全体の生産性を低下させていることになります。これを1回の情報提供で済み、1ヶ所での管理で済めば、日本国全体の生産性を向上させることになると思います。 2 法務省の不動産登記制度は、あまりにも古く、現在でも、登記簿に記載された所有者は、真の所有者ではないことになっています。情報の鮮度も精度も低く、いまだに、誰の所有かわからない土地も少なくありません。これに対して、市区町村の土地台帳は、そのようにはなく、随時更新され、所有者を随時して特定していることから、情報の鮮度も精度も高く保たれています。法務省の登記簿も、市区町村の土地台帳と同じ情報を保管していることから、二元管理となっております。従って、法務省の不動産登記制度を廃止して、市区町村の土地台帳に一元化することよと思っています。 3 上記に関連して、相続制度が、日本国全体の生産性を上げるための障がいとなっている。抜本的に改正して、シンプルでわかりやすく、取り扱いやすい制度にしてください。国民の全員が理解できて、簡単に相続できるように刷新してください。	法務省 デジタル庁 農林水産省 総務省	デジタル社会形成基本法 不動産登記法第1条	検討を予定 対応不可	デジタル庁においては、令和4年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、不動産登記情報をはじめとする各種台帳の情報をより効率的に行政機関間で相互に連携することができる仕組みの在り方について検討しているところです。預けたいご意見は本検討会の参考とさせていただきます。 (「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の当該取組部分抜粋) 「不動産に関する各種台帳等のデータ連携の高度化が、より質の高い行政サービスの提供や業務の効率化、ビジネス環境の整備のために求められていることから、デジタル庁において、各種台帳のデータを効率的に連携するための方策について、仕組み作りやシステム連携等の観点から全体像を整理する。その際、現行制度を踏まえ、不動産登記情報を始めとする各種台帳の情報をより効率的に行政機関間で相互に連携することができる仕組みの在り方を、デジタル庁において検討する。」 不動産登記制度は、土地や建物の所有者を公示するのみでなく、所有権以外の権利、例えば、抵当権、地上権、賃借権といった権利関係も公示するものです。また、不動産の物理的状況についても、例えば、土地を分譲した場合や、建物を増築した場合などは、その物理的状況を登記という形で公示する必要があります。 このように、不動産の権利関係や物理的状況を公示する制度は、不動産登記以外にはなく、これを廃止することは経済活動などに大きな支障があることから困難です。	
280	令和5年1月24日	令和5年6月15日	銀行本体によるスタートアップ等株式に係るの媒介・勧誘行為の解禁	スタートアップ企業等の成長を支援する観点から、 ①金融商品取引法において、一定の弊害防止措置(情報提供義務や、監督指針への優越的地位の適用・利益相反の防止に係る態勢整備の明記等)を講じた上で、相手方の対象範囲を限定し、銀行本体による非上場株式の売買の媒介・勧誘行為を容認する。 ②投資家保護に配慮しつつ、勧誘可能な非上場株式の取引の範囲を拡大するよう日証協自主規制の見直しを引き続き進めて頂きたい。	・ベンチャー企業や第二創業を目指す中堅企業など、新規事業の立ち上げ段階にある企業には、①エウティによる資金調達ニーズや、②販路や技術の補完を目的とした大企業等との出資を伴うアライアンスニーズが存在。また、③オーナー経営者が高齢である企業では、事業承継に伴う他企業等への株式売却ニーズが存在する。 ・一方、大企業等側にも、④オープンイノベーションの促進や先端技術の獲得、新事業分野への進出等を目的として、優れた技術を有するスタートアップ等へのマイナー出資ニーズが存在する。加えて、個人のいわゆるシリアルアントレプレナーやエンジェル投資家についても、スタートアップへの投資ニーズがある。 ・銀行は、その幅広い顧客基盤を通じて、双方のニーズを把握しているため、スタートアップ企業等の株式の譲渡に関する媒介・勧誘が解禁されれば、より積極的な形でこれらのニーズを結びつけることが可能となり、成長企業の育成、ひいては日本経済の活性化に貢献できるものと考ええる。また、IPO以外の投資の出口を整備することにもつながり、起業の高度化や非上場企業へのリスクマネー供給を促す好循環も期待できる。 ・弊害の発生リスクについても、例えば、①非上場株式の電子募集取扱業務に係る情報提供義務(金融商品取引法第48条の5)に準じた義務の導入や、②優越的地位の適用や利益相反の防止に係る態勢整備を監督指針に明記すること、③投資家の範囲を限定(いわゆる外形基準の導入)することにより投資家保護に欠ける取引を事前に排除することで対応可能と考えられる。	都銀懇話会 金融庁	(要望事項①) 登録金融機関は、株券等について、私費の取扱いや金融商品付介券(金融商品取引業者の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う株券等の売買の媒介等)を行うことができます。 (要望事項②) 日本証券業協会自主規制ルール(店頭有価証券に関する規則)で原則禁止されています。	(要望事項①) 金融商品取引法第33条第2項第4号 その他 (要望事項②) 日本証券業協会「店頭有価証券」に関する規則第3条 その他	(要望事項①) 登録金融機関が、スタートアップ企業等の株式の売買を行うことは、優越的地位の適用や利益相反等の弊害の防止といった規制の趣旨を踏まえれば、現時点で検討することは困難です。 (要望事項②) 日本証券業協会において、店頭有価証券に関する規則第3条の例外として、特定投資家向け銘柄制度が新設され、勧誘可能な非上場株式の取引の範囲の拡大が図られています(令和4年7月1日施行)。 ・勧誘可能な非上場株式の取引範囲については、投資家保護の観点から、引き続き慎重な検討が必要と考えられます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける検討方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281	令和5年1月24日	令和5年7月12日	銀行業務の代理又は媒介範囲の拡大(付随業務関連)	<p><提案理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行法施行規則第十三条の第六号の二として「銀行持株会社、又は銀行若しくは銀行持株会社の子会社の業務(銀行が自ら行うことのできる業務に限る。)に係る代理又は媒介を追加し、もしくは第七号において上記を明確化する告示を制定 <p><提案理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行法改正により、銀行本体の業務範囲が明確化・拡大する一方、銀行本体で営むことができない業務を銀行子会社又は銀行持株会社が営む場合、銀行本体は当該業務の代理・媒介を当然にはできない。尚、当該代理・媒介業務が「その他の付随業務」として営む場合、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性等の一定の要件を満す必要がある。実務上、取扱可否の判断は昏惑ではない。 	<p><提案理由(続き)></p> <ul style="list-style-type: none"> こうした業務の代理・媒介は、銀行法の「他業禁止」の規制趣旨に反しないことが明らかであり、銀行G内の連携を通じて顧客利便性を更に向上させる観点から、当該代理・媒介業務の可否について明文で明らかにされるべき。 近年、改訂済みの資本主義観への関心が窺われ、取引先企業を取り巻く環境は急速に変化。ESG経営や人材育成等に関する支援ニーズが中堅中小企業にも広がっており、銀行に相談が寄せられるケースも増加。係る中、銀行単体の知見では対応し切れないケースも散見。銀行が自前商品等に限らず、各分野に高度な知見を持つ子会社や兄弟会社の商品・サービスも含め、ニーズに合わせた提案が必要。 子会社が専門知見をもって手掛けるサービスの一例として、人材育成のニーズには「役員向けビジネスセミナー」、ESG経営のニーズには「ESGコンサルティング」等あり 銀行の営業担当による一般的な事項に係る説明や顧客の紹介は可能も、規制上の制約から、具体的な商品・サービス内容やコストを説明し、いままでのパンフレット配布に留まり、取引先からの照会や商品理解のための追加説明の要請に対応できず、顧客利便に欠く状況。特にESG関連では、関心を持つ取引先が多数にのぼり、銀行Gとしてそうしたニーズに対応する責務がある一方、子会社・兄弟会社の高度な専門性を有する人材が、サービス概要説明や顧客と具体的な関心事項の確認等の初期的な段階から、都度、同行・同業することはリソース面の制約から現実的ではなく、銀行の担当者が担い手となることで、より丁寧な顧客説明や対応のスピードアップが実現可能 	都銀懇話会	金融庁	銀行の業務の範囲は、法令において規定される業務に限られています。	銀行法第10条第2項柱書 主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2-2	対応	銀行の子会社が取り扱う商品・サービスの当該銀行による代理・媒介については、現行制度下においても、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性等の一定の要件を満たす場合には、「その他の付随業務」として行うことが可能です。そのうえで、銀行や銀行持株会社の子会社の業務のうち、銀行本体が取り扱うことのできる業務に係る代理・媒介が、銀行グループ一体での取引先支援に資するものについては、監督指針において、銀行法上の「その他の付随業務」に該当することを明確化することとし、2023年6月30日に「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表についてを公表しました。
282	令和5年1月24日	令和5年7月12日	ベンチャービジネス会社の議決権保有制限(5%・15%ルール)	<p><投資専門子会社を通じたベンチャービジネス会社への出資における条件の緩和。></p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的には、「中企業」及び「設立後又は新事業活動開始日以降10年未満」と条件を撤廃のうえ、以下の事項を付すこと。 ①非上場または非店頭売買有価証券発行会社(不変)②新たな事業分野の開拓を行う事業者であること(追加) 	<p><2021年11月の業務範囲規制緩和は、金融機関に対して有望な成長企業への積極的な資金供給を促してのものである。一方、日本経済を支える成長企業は必ずしも「中企業等」等に限定されず、中小企業に該当しないこと、及び創業分野等の特定事項において企業が成長するまで10年以上の期間を要する場面もあり、必ずしも一律10年以内で済まない企業も存在すること等を踏まえ、投資目的に対して枠組みが柔軟な場面があるものと考えられる。</p> <p><更なる規制緩和は、金融機関の広範囲な成長企業に対する投資専門子会社を活用した資金供給を促すことに繋がり、新って日本経済活性化に資すると考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、一般事業会社の議決権の保有制限の例外として、投資専門子会社を通じて、一定の要件を満たすベンチャービジネス会社の議決権を保有することができます。	銀行法第16条の2第1項第12号、第52条の23第1項第11号 銀行法施行規則第17条の2第5項、第34条の第3項	検討に着手	銀行グループ及び銀行持株会社グループが出資可能なベンチャービジネス会社については、2021年11月に、金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」報告書の提言を踏まえた改正銀行法等において、その要件の緩和が行われました。そのうえで、2022年6月16日に閣議決された「新しい資本主義のグランドデザイン」及び実行計画2023改訂版」に基づき、成長に時間を要するスタートアップを念頭に、新たな事業分野の開拓を幅広く支援する観点から、銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲を拡充するため、上記要件の緩和を検討します。
283	令和5年1月24日	令和5年6月15日	株式投資型クラウドファンディングに係る規制の見直し	<p>(要望理由①)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「シグネート型株式投資型クラウドファンディング」は、通常の投資運用業と異なり、①第一種・第二種少額電子募集取扱業者が取扱うことを想定しているため、対象となる投資家や一人当たりの投資額に一定の制限があること、②本件スキームでは投資先の選定は投資家判断によるものであり、電子募集取扱業者は、事実上、投資家の出資に係る取次を行っているに過ぎない(投資運用業のように「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券等への投資を行うわけではないこと、一方で電子募集取扱業者には一定の財産要件や職務(情報提供、発行体審査、投資家保護等)が課せられること等を踏まえ、本件スキームにおいて、電子募集取扱業者に対し、さらに加法的に投資運用業の行為規制(含む普通注意義務および忠実義務)や財産要件(投資運用業の場合最低資本金および純資産額が5,000万円以上)を求めるとは過剰であり、一定の機能的な適用も併せ考えらるべきとされる。(例えば、「(ア)投資運用業の登録を不要としたうえで必要な範囲で少額電子募集取扱業者に投資運用業の行為規制等を課す、あるいは(イ)投資運用業の新たな類型を創設、②取次の動向を踏まえ、株式投資型クラウドファンディングにより発行可能な有価証券の総額に係る上限(1億円未満)の引上げあるいは投資家一人当たり投資上限額は維持しつつ発行可能総額の上限は撤廃頂きたい(注)一般的な投資家がシグネート(SiV等)への匿名組合出資を通じて、特定の企業に株式出資する形態。 	<p>(要望理由②)</p> <ul style="list-style-type: none"> ほか国別株式投資型OFにおける発行体の課税上限(1億円未満)は、当時の米国規制における年間107万ドルを参考にしたと思われるが、現在、同上上限は年間500万ドルに引き上げられている。また、英国における投資型OFは、一般投資家一人あたりの投資上限は純資産額(本人の居住用不動産や年金資産等を除く)の10%以内定められている一方で発行体ごとこの年間課税上限はない。 	都銀懇話会	金融庁	<p>(要望事項①)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、匿名組合契約に基づく権利を有する者から出資を受けた金銭その他の財産の運用を行うことを業として行場合は、投資運用業の登録が必要となります。 <p>(要望事項②)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法第29条の4第2項第10項、金融商品取引法施行令第15条の10の3第1項、金融商品取引法第29条の4第2項第10項、金融商品取引法施行令第15条の10の3第1項、金融商品取引法等に関する内閣府令第16条の3第1項 	<p>(要望事項①)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「シグネート型株式投資型クラウドファンディング」のスキームの内容が必ずしも明らかではありませんが、電子募集取扱業者が金融商品の価値等の分析に基づき投資判断を行う場合は、投資者保護の観点から、投資運用業の登録が必要と考えられます。 <p>(要望事項②) 他</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告書の提言を踏まえ、金融商品取引法施行令及び金融商品取引法等に関する内閣府令等を改正し、株式投資型クラウドファンディングの発行体課税(1億円未満)の算定方法等について見直しを行ったところですが(令和4年1月29日施行)。 株式投資型クラウドファンディング制度の在り方については、利用状況や諸外国の事例等を踏まえつつ、開示等の必要な投資家保護策と併せ、検討を行ってまいります。 		
284	令和5年1月24日	令和5年2月16日	提携教育ローンに対する割賦販売法の適用除外	<p><平成20年改正後の割賦販売法下において、学校法人は加盟店として直接の法的義務を負うこととなり、借入人に対する取引条件の事前説明や契約に際しての書面交付、情報管理・苦情対応等に関するコンプライアンス体制の整備等の対応負担が軽減される。</p> <p><現在には①法令解釈の明確化等の実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性があり、かつ、②トラブルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状態に至っており、提携教育ローンについて、個別借入済みあっせんにおける規制対象の見直しの可否を再度検討する必要があるものと思慮。</p> <p><経営情報公開等と関係する基本法第202(2024年7月閣議決定)においても、質の高い教育の実現に向けて「若者始めの種もが、家庭の経済事情にかかわらず学ぶことができる環境の整備を促す」とされている一方で、金融機関でも、割賦販売法に基づく対応負担が発生することから、一部金融機関においては、改正のタイミングで、提携教育ローンの取扱を停止・縮小した事例もあり、法令対応のためのシステム開発コスト等の負担といった法令解釈の明確化等の実務的な取組では対応できない問題により、上記ニーズの高まりに対応できないことが懸念される。</p> <p><提携教育ローンは学生獲得を目的とした営業活動の側面が限定的であり、学校法人による就学支援の性格が強い一方、学生・親権者に対する学校法人側の勧誘行為に係る銀行による調査等一連の法令対応負担が、学校法人・金融機関の双方における提携教育ローン導入(提供)のハードとなっている。</p>	<p><提携教育ローンについては、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と学校・消費者間の教育提供契約との間に「密接な関連性」が存在する場合は、割賦販売法第2条第4項に規定する個別借入済みあっせん案件に該当します。個別借入済みあっせん案件は、支払期間が長期にわたり、契約内容が複雑であるため、消費者保護の観点から、過剰な負担、書面交付、顧客苦情処理等の義務及び支払停止の抗弁等の民事ルールを割賦販売法において設けています。</p>	都銀懇話会	経済産業省	銀行等の取り扱った提携教育ローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と学校・消費者間の教育提供契約との間に「密接な関連性」が存在する場合は、割賦販売法第2条第4項に規定する個別借入済みあっせん案件に該当します。個別借入済みあっせん案件は、支払期間が長期にわたり、契約内容が複雑であるため、消費者保護の観点から、過剰な負担、書面交付、顧客苦情処理等の義務及び支払停止の抗弁等の民事ルールを割賦販売法において設けています。	割賦販売法(第2条第4項、第35条の3の2の3、第35条の3の6第2項)	検討を予定	本提案を踏まえた個別借入済みあっせんにおける規制対象の見直しの要否については、今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が目的に比して過剰と考えられる状況となつた場合には、必要に応じて検討してまいります。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
289	令和5年1月24日	令和5年6月15日	バックファイナンス規制の緩和	規制が金融グループにおいて一体での運用・調達ニーズへの対応をワンストップで提案することに対する障害となっていることから、規制の緩和を要望。	・本規制はあくまで調達を希望する顧客の資金使途が「有価証券の購入」として借入申込みを受けた場合を対象としたものではあるが、他の資金使途が目的であっても流用が懸念される場合には、顧客にとってより具体的な資金使途を疎明するための準備負担を課することに繋がっている。 ・また、6か月という比較的長期の間、当該銀行での同有価証券の購入にかかる資金調達が不可となるため、実質的な投資運用の妨げとなっていると言える。 ・結果として、調達を希望する顧客は必要に応じて別グループでの銀行・証券を使用することに繋がっており、顧客の手間及びコスト増加が懸念される状況となっていることが理由として挙げられる。 ・FW規制緩和をテーマとして市場制度WGの中で第二次報告が繰り上げられたが、継続して行われるとされる「障害防止措置」に係る議論動向を踏まえて、利益相反防止等の措置が確約されると認められる場合には、顧客目利に立った適用の観点から本件緩和を求めたい。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引業者が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等がその顧客に信用供与をしていることとなりながら当該金融商品取引業者が当該顧客にその有価証券を売却することや、登録金融機関がその親法人等又は子法人等有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、信用供与を約束してその顧客に当該有価証券に係る金融商品仲介業務を行うことを禁止しております。	金融商品取引業者等に関する内閣府令第153条第1項第5号、第154条第3号	対応不可	金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和3年6月18日公表）において「銀行の役員が、引受に関するアドバイスや紹介にとどまらない具体的な条件の提示や交渉を行うことを禁止する発行体クロスマーケティング規制や、1993年に業別別子会社形式による銀行・証券の相互参入が認められた際に導入された、主幹事引受規制（証券会社がその親子法人等が発行する有価証券の引受主幹事会社となること）に関し、一定の要件を満たす場合を除き原則禁止）及び引受証券の売却制限規制（証券会社が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、その親子法人等に当該有価証券を売却することが一定の場合を除き原則禁止）について、これらの行為は、利益相反や有価証券の発行条件等が定められる等の懸念が指摘されている。これらの規制については、適切な引受審査を通じたプロセスの透明性を確保することが重要であり、慎重に検討する必要がある。」との提言が示された。 本提言の趣旨を踏まえ、ファイアウォール規制における情報提供規制以外の規制の一本であるバックファイナンス規制は、金融商品取引業者による引受有価証券の売り買いを親法人等または子法人等が支援するための当該有価証券の買入代金の買付けその他の信用の供与を行うことを規制するものであることから、本規制の緩和についても利益相反防止等の観点から慎重に検討していく必要があります。
290	令和5年1月24日	令和5年6月15日	一般債引き受けに関する障害防止措置の緩和	同規制の廃止若しくは、一部緩和（制限期間の短縮化等）	・有価証券の取引公正性を図ることによる経済発展と、投資者保護を目的とした規制だが、法制定以降の一般債市場拡大・流動性向上に伴い、制度加療、若しくは一定の緩和余地ありと見られ、 ・POT方式による起債が拡大し、発行体と投資家の透明性が高まっている市場環境下であること、また、銀行およびその関連金融商品取引業者はアームズ・レングスルールを遵守していることに加え、第三者との通常の取引と異なる条件での金融商品取引が行われることは考え難い。 ・金商法第15条第2項では、目録見書交付期間は8月から3ヶ月に改定されており、有価証券のプライマリーとセカンダリー市場の区別を3ヶ月間と規定している。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法第44条の3第1項第4号の規定に基づく金融商品取引業者等に関する内閣府令第153条第1項第6号の規定は、金融商品取引業者が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、親法人等又は子法人等に当該有価証券を売却することを禁止しております。	金融商品取引法第44条の3第1項第4号 金融商品取引業者等に関する内閣府令第153条第1項第6号	対応不可	金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和3年6月18日公表）において「銀行の役員が、引受に関するアドバイスや紹介にとどまらない具体的な条件の提示や交渉を行うことを禁止する発行体クロスマーケティング規制や、1993年に業別別子会社形式による銀行・証券の相互参入が認められた際に導入された、主幹事引受規制（証券会社がその親子法人等が発行する有価証券の引受主幹事会社となること）に関し、一定の要件を満たす場合を除き原則禁止）及び引受証券の発行条件等が定められる等の懸念が指摘されている。これらの規制については、適切な引受審査を通じたプロセスの透明性を確保することが重要であり、慎重に検討する必要がある。」との提言が示されたところであり、今後引き続き当ワーキング・グループにおいて慎重に検討していく課題です。
291	令和5年1月24日	令和5年7月12日	銀行の海外支店における有価証券関連業務の一部解禁	銀行の海外支店に対し、現地法令等遵守を前提として、有価証券関連業務の一部（発行市場に関する業務（引受・売出し）の解禁）。	・海外では、競合するグローバルバンクが、ローン・債券両限みの営業に始まり、最終的な顧客ニーズが債券発行となっても引受・売出しまでワンストップでのサービスを提供する中、邦銀は証券会社との共同訪問、業務分組で対応しており、顧客に対しても利便性が確保されている状況。 ・現地法遵守を前提とした本件規制緩和を通じて、邦銀がワンストップでのサービス提供あるいはクロス・マーケティングによるニーズ対応を可能にすることは有効であると考えられる。 ・銀行法上の他業禁止規制の趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を防止する等の点にあること（監督指針3-3-1(1)）。また、銀行グループの業務範囲規制についても、銀行の他業禁止の趣旨を営むことによる異種リスクの混入を防止する観点から、銀行グループ全体として銀行に準じた取扱いとする（同3-3-1(2)）とされていることと鑑みれば、現地法令等遵守と管理態勢構築を前提として、海外子会社に認められている一部有価証券関連業務を海外支店に解禁することは、銀行法上の他業禁止規制の趣旨を必ずしも損なうものではないものと考えられる。 ・仮に、銀行の本業業務あるいは財務等の健全性への影響に対する懸念が現れるというのであれば、例えば、自己資本の一定割合とする等の業量を設定した範囲内に留める等の条件付きであっても解禁をお願いしたい。業務範囲として全く否定されるものでなければ、クロス・マーケティングの実施や海外子銀行等の有価証券関連業務の代理・媒介を通じた参入により、本業業務等への影響を極小化した上での対応も可能。	都銀懇話会	金融庁	銀行が行うことのできる有価証券関連業務は、銀行法第10条第2項及び第11条に規定する業務に限られています。	銀行法第10条第2項、第11条	検討を予定	銀行法において銀行の業務範囲として認められていない業務等であった、銀行の海外支店において現地当局が認める業務を行うことの可否については、他業禁止の趣旨、競争力強化等の観点から慎重に検討していく必要があります。
292	令和5年1月24日	令和5年7月12日	都銀等による信託業務に係る規制緩和	・不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、子会社、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。 ・不動産取引一任代理等（宅地建物取引業第50条の2第1項）を都銀本体、子会社、信託銀行子会社に解禁。	・一部の信託業営金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関において当該業務により、不動産仲介を行うとともに当該不動産取得資金を融資する事例もみられるが、経営の健全性が損なわれている状況にもなく、都銀本体、都銀子会社、信託銀行子会社および信託代理店において、併業業務の一を制限することの理論的根拠は不明確。また融資市場においては、公平な競争条件が形成されていない面あり。 ・都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を検討するも、宅地建物取引業、及び取引一任代理が保証されないため、参入できない。都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を実現させるためには、宅地建物取引業及び取引一任代理の解禁が必要不可欠。 ＜メリット・ニーズ＞ ①国土交通省が標榜する「REIT市場30兆円」に資する事業者の拡大。 ②今法で定められたREIT政策において、都銀による支店体制の1つとなる可能性あり、個人投資家を含むREITエグジティブ投資家の保護に繋がる。 ③都銀顧客には不動産売買ニーズ及び情報が数多くあり、顧客からも都銀の不動産ビジネス参入期待有り（上場REITの資産運用会社からの買入不動産売買情報提供ニーズなど） ④都銀で不動産仲介は、利益相反防止など金融機関の基準に基づいた顧客本位の不動産取引に繋がる。	都銀懇話会	金融庁	銀行は、一部の信託業営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの選別、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
293	令和5年1月24日	令和5年7月12日	新しい店舗の在り方やコミュニティハブ化推進のための、銀行保有不動産の賃貸要件緩和	「その他の付随業務」における不動産賃貸規制に関して、公共要請等のないグループ会社以外の第三者への賃貸が柔軟に可能となるよう規制を緩和、容積率・建ぺい率の建替えを行う場合についても、規模による制限を撤廃し、第三者宛に賃貸できるよう規制を緩和。	・昨今のデジタリゼーションの進展・消費者ニーズの変化や銀行来店者数の減少等に対応するため、各銀行は、デジタル化時代に相応しい新しい店舗網構築に注力している。そのなかで既存店舗の統廃合やそれに伴う移転・新設など、店舗を運営する動きが活発化している。 ・このような需要を踏まえ、現状、売却・処分できない建休不動産に加え、業務効率化・店舗軽量化等により発生した現店舗の余剰スペースや、老朽化店舗等の建築時に能動的に生み出した余剰スペースについても、公的要請等の有無に係らず、第三者への賃貸が可能となれば、地域の「ざわい」創出・地域創生、持続可能な社会に向けた多様な貢献に繋がる他、店舗維持コスト削減にも資するもの。 ・また、容積率未消化の自己所有ビル建替えにあたって、自己利用部分の面積に制限されず、余剰区画の第三者への賃貸が可能となることで、銀行が抱える築古物件の建替えが進み、地域の「ざわい」創出・地域創生に繋がるもの。	都銀懇話会 金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務（銀行法第10条第2項）として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年5月の監督指針の改正により、飲食等公共的な役割を有する主体から民間に引き渡す賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないこととしております。	主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	
294	令和5年1月24日	令和5年6月15日	保険募集時の制限に関わる規制の撤廃	保険募集制限先規制、担当者分離規制、タイミング規制、知りながら規制の撤廃、若しくは認知能保険・介護保険に係る上乗せ規制の撤廃、又は、第二分野の保険商品の保険募集制限先規制、タイミング規制及び知りながら規制の撤廃。	・以下の場合等、顧客本位の商品・サービスの提供ができないフィデューシャリーデューティー(FD)に反する。 ①銀行との融資取引に無関係な一般従業員も規制され、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害する顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性(例えば、自動車保険については、一般的に自動車リース会社が車両リースと一体的に提供しているが、自動車リース会社が銀行の特定関係者である場合、本規制による業務負担等を考慮した結果、保険を販売できず、結果として、顧客の利便性が阻害されているケースがある。) ・既に優越的地位を不当に利用して保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰。 ・形式的な禁止措置を行うことで、これを担保しようとする銀行間の取組みに過度の負担がかり、実務上の負担大。 ・加えて、顧客にとっても、専業の保険代理店より顧客に関する情報を豊富に取得することの多い銀行で募集を行うことで顧客本位の良質なサービスをワンストップで享受可能。	都銀懇話会 金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時私終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き美態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
295	令和5年1月24日	令和5年6月15日	コロナ禍における非対面保険募集の推進を目的とした保険事前同意取得規制及び保険募集時の制限に関わる規制等の撤廃	・保険募集時の事前同意取得規制(非公開金融情報保護措置、銀行等の他の取引への影響を与えない説明義務の撤廃) ・保険募集時の制限に関わる規制(保険募集制限先規制、担当者分離規制、タイミング規制、知りながら規制)の撤廃	・足元、コロナの長期化により保障の重要性を改めて考える顧客も多く、保障性ニーズは一層高まっている状況。銀行としても、こうした顧客ニーズに対して、タイムリーに最適な商品・サービスを提供することは社会的使命であり、フィデューシャリーデューティー(FD)の観点からも重要である。然しながら、コロナ下、対面を断ることで自己リスクを感じる顧客も少なくなく、従来の対面ではなく、非対面での保険募集を希望する顧客も多く存在。顧客本位の営業を実現するため、保険ニーズのあるお客さまへの非対面でのアプローチを検討しているが、上記規制もあり、スムーズな保険提案の実施が困難。また、特にネット完結のフローを検討する際において、各種規制を担保する関係者も、大きなハードルとなっている状況。 ・非対面での募集フローを構築することで、対面同様顧客ニーズに対応したく、例えば書面の交付に代えて、電磁的方法による提示(リモート面談時における共有画面での表示や省エネタブレット等での画面表示や電子メール送付など電子媒体での提供)でも可能とすることは検討いただきたい事項として挙げられる。 ・前、令和3年1月21日公布・施行された「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」(「保険会社向けの総合的な監督指針」にて「契約概要」)と「注意喚起情報」の電磁的交付が可能となるも、上記課題を解消するものには至らないと考えられる。	都銀懇話会 金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第227条の2、同第234条第1項、同第234条の21の2等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものであり、非対面での保険募集時においても同様です。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時私終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き美態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
296	令和5年1月24日	令和5年6月15日	保険募集時の制限にかかわる規制の撤廃(スマートフォンアプリ等を通じた非対面募集時限定)	・スマートフォンアプリ等を通じた非対面での募集時における保険募集制限先規制、担当者分離規制、タイミング規制、知りながら規制の適用除外。 ・上記規制の対象先に該当するかどうかの確認業務等開始前・開始後に拘らず書面交付により実施しなければならない各種手続きの撤廃。 ・もしくは、圧力販売への誘引が乏しい商品性を持つ保険商品(「海外旅行保険」に準ずるもの)について、上記規制の適用除外。	・規制の趣旨は銀行の圧力販売防止であるところ、圧力販売の発生し得ない営業プロセス(ウェブページやスマートフォンアプリ等による完全非対面での募集行為)によりお客さまが銀行を通じた保険加入を希望した場合には上記各規制を適用するのは、本来提供されるべき金融サービスを提供できないとの観点で、顧客本位の業務運営(フィデューシャリーデューティー)に反する。 ・また、FinTech進展により、スマートフォンアプリ等を通じた非対面での金融サービス提供が主流となる中、影響遮断措置の説明等、書面による手続を強制する規制は、極めて非合理。 ・加えて、非対面での保険商品の中心となる第二分野・第三分野の保険商品は、その他の保険商品と比べて契約期間が短期かつ比較的少額で保険契約対象が明確であり、保険金額の上限が設定されることを踏まえ、信用供与の案件としての保険募集や優越的地位を不当に利用した保険募集は認められない状況下、本規制が措置するものは過剰である。 ・規制改革推進会議「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和3年6月1日)においては、「デジタル時代に向けた規制改革の推進を進め、経済成長、国民の生産性・効率的性の向上、個々のエンパワーの実現にむけてい必要がある」ともなされている。また、「金融審議会等規制ワーキング・グループ中間整理」(令和4年6月22日公表)、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)におけるデジタル化方針にも資すると考えられる。	都銀懇話会 金融庁	(弊害防止措置) 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法第300条第1項第9号 保険業法施行規則第212条、同第227条の2、同第234条第1項及び第234条の21の2等	検討を予定	(弊害防止措置) 銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものであり、非対面での保険募集時においても同様です。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時私終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き美態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 (構成員契約規制) 生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み付けられている規制であり、非対面での保険募集においても同様です。その趣旨を踏まえ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
297	令和5年1月24日	令和5年6月15日	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	構成員契約規制の撤廃。	・以下の場合等、顧客本位の商品・サービスの提供ができなくフィデュシャリーデューティー(FD)に反する。 ①構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。格式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来る、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害。 ②金融コングロマリット化が進み、資本提携先が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービス機能の充実を阻害している。 ③顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。 ・規制対象となる「密接な関係有する者」(特定関係法人)の範囲が幅広く、直接出資関係のない大企業も含まれるなど、顧客の理解が得られないケースが多い。 直近のケースでいうと、従業員1万人超の大企業に対して、銀行から各業務出向となった場合に、一律特定関係法人と見なされ、当該従業員1万人に対して保険提案が禁止されたケースがある。顧客からの加入ニーズがあっても対応できない等、実態は圧力がかかるはずもない場合にも適用されるため、フィデュシャリーデューティーの観点からも課題。 ・規制対象となる「募集人等の特定関係法人の特定関係法人」や、「募集人等の特定関係法人を特定関係法人とする法人」などは、直接的な取引関係や出資関係がないことが多く、調査負担が極めて重い。	都銀懇話会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
298	令和5年1月24日	令和5年6月15日	保険募集時の知りながら規制の緩和	保険募集時の「知りながら規制」について、手数料不受領の場合における募集受付の許可。	・特定関係者の「知りながら規制」の趣旨は、銀行等が自ら保険募集できない顧客に対し、特定関係者を利用して保険募集を行うといった「保険募集制限先規制」の漏れを防止することであると考えられる。 ・銀行等に対する「保険募集制限先規制」においては、手数料を受領しない場合、不適切な圧力募集が行われることがないとの理由から、特段の事情がない限り手数料を得ないで保険募集を行うことが認められている。 ・「募集制限先への不適切な圧力募集を防止する観点から、銀行の特定関係者による保険募集に際しては募集制限先に対する監督が厳格であるべきである」とする観点から、特定関係者の「知りながら規制」についても、募集に係る手数料を受領しない場合の保険募集を許可すべき。 ・顧客としては、その勤務先に関わらず、他の金融商品(例えば投資信託やファンディング)の比較検討を兼ねた商品選択が可能となる等、顧客本位の業務運営から、特定関係者の「知りながら規制」についても、募集に係る手数料を受領しない場合の保険募集を許可すべき。	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムズ規制 ・担当者分離規制 ・預金の強盗防止措置 銀行等の特定関係者が、顧客が当該銀行等に係る銀行等保険募集制限先等に該当することを知らず、規制対象である保険契約の締結又は媒介を行う行為については、禁止されています。	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時持ち終身保険等を除外するほか、 ・預金との強盗防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。 銀行等の特定関係者が、顧客が当該銀行等に係る銀行等保険募集制限先等に該当することを知らずながら、規制対象の保険契約の締結又は媒介を行う行為を禁止する趣旨は、銀行等による、自らが発行募集できない顧客に対し特定関係者を利用して保険募集を行うといった、融資先への販売規制(保険業法上の規制)の漏れを防止することです。 銀行等による融資先への販売規制の漏れについては、銀行等の特定関係者が手数料を受領しない場合にも起こり得ることから、手数料を受領しない場合における保険募集の許可については慎重に検討を行う必要があります。	
299	令和5年1月24日	令和5年7月12日	銀行業高度化等業務の銀行本体での試行的取組みの許可	当局の認可を前提に銀行本体も上記業務を営むことが可能とする。ただし、銀行の他業務禁止の趣旨を踏まえて、例えば、銀行本体内上記業務を営むことが出来るのは認可取得後5年以内とし、5年経過後は、銀行業高度化等会社として分社化、あるいは当該業務を止めることとする。	・本要望が実現すれば、銀行本体が保有する情報やノウハウを活かし、顧客の利便性や生産性の向上に資する業務を、子会社等を介することなく、直接的に行うことが出来る。 ・また、銀行業高度化等会社として、新会社設立あるいは他社を買収する場合、金融面あるいは人員面等相応のリソース投下が必要となる上、保有した銀行業高度化等会社の業績が結果として振るわなかった場合、事業撤退を行うには銀行本体で実務する業務を止めよめよめ柔軟性も欠く。 ・こうした中で、本要望が実現すれば、「小さく早く大きく育てる」の発想により、より柔軟に業務を展開することが出来る。 ・2021年6月の改正銀行法成立・公布以降も、社会の変化に応じて銀行業界として取り組むべき課題は多岐にわたっており(例えば、カーボ・コントロールの実現への貢献等)、そのような中で、銀行グループとして環境変化のスピードを象徴した事業創出を進めるためには、試行的な取組みを通じて顧客のニーズを汲み取り、機動的に事業展開の可否を判断していく必要がある。銀行グループのリソースを有効に活用する観点でも、銀行業高度化等業務を銀行本体にて試行的に取り組むことで、事業化の見直しに関する確度を向上させる効果があるものと考えられる。	都銀懇話会	金融庁	銀行の業務の範囲は、法令において規定される業務に限られています。	銀行法第10条、第11条、第12条	対応	銀行及び当該銀行のグループ会社等において、銀行業高度化等会社等の設立を目指す上、当該子会社で実施予定の業務と同等の行為を試験的に実施することが可能であることを、主要分野向けの総合的な監督指針等を改正し、明確化した(令和5年6月1日より適用)。	
300	令和5年1月24日	令和5年7月12日	銀行業高度化等会社「グループ」の取得の許可	認可を前提として、銀行業高度化等業務を営む会社を子会社等として保有する銀行業高度化等会社「グループ」の取得を許可すべき(ただし、当該「グループ」内の銀行業高度化等業務以外の業務を専ら営む法人については、一定の制限(例えば、5年)を設けた上で、現行規制に適用(※)を行うことを条件とする)。(※当該法人の議決権の銀行グループ外への売却、「譲渡する業務」や「見込まれる業務」以外の業務の廃止など)	「銀行業高度化等業務」を営む会社のノウハウ等を円滑に銀行グループに取り込み、有機的な統合を図り、銀行業の高度化を推進する観点では、当該会社を傘下に保有する一般事業会社グループごと銀行グループ傘下に収めることが有効となり得るものと考えられる。足下では、経済・社会全体のデジタル化への要請はますます加速しており、国においてはデジタル化が促進されるなど、さらなる取組みの促進が不可欠な状況である。そうした中、銀行業以外の民間事業者においても、ブロックチェーンやAI等の技術革新やオープンAPIを活用した多様な金融商品・サービスの提供が進んでいることに加え、国外においては経済成長を促す観点からデジタル金融サービスによって金融包摂を進める動きも見られる。かかる状況において、国内銀行グループにおいてハイパーバンク的な手段(買収)によってデジタルイノベーションを促進していく機会も増えている。 ・一般事業会社グループごと銀行グループ傘下に収める場合、当該一般事業会社グループ傘下には「銀行業高度化等業務」以外の業務を専ら営む法人が含まれることが想定されることから、時期(例えば、5年)を設けた上で、現行規制に適用し、当該法人の議決権の銀行グループ外への売却や、「銀行業高度化等業務」以外の業務の廃止等を条件とすることで、業務範囲規制や議決権保有制限規制の趣旨に適用を行うことは可能と思考される。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。 銀行の一般事業会社の議決権の保有については、上層規制(本体とその子会社が合算5%以下)が課せられています。 また、銀行持株会社の一般事業会社の議決権の保有については、上層規制(銀行持株会社とその子会社が合算15%以下)が課せられています。	銀行法第16条の2第1項、第16条の4第1項、第52条の23第1項、第52条の24第1項	対応不可	2021年11月に、金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」報告書の提言を踏まえ、業務範囲規制等の見直しを行った改正銀行法等が施行されたところ、まずはその実施状況をフォローアップした上で検討する必要があるため、直ちに措置することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
301	令和5年1月24日	令和5年2月16日	銀行子会社等であるリース会社による再生可能エネルギー関連事業に係るオペレーティングリースの取扱い	銀行子会社等であるリース会社による、再生可能エネルギー関連事業に係るオペレーティングリースの監督指針の取扱い ＜提案理由＞ ・再生可能エネルギー関連事業に対するファイナンス手法の拡充を通じたSDGs達成への貢献。 ・再生可能エネルギー関連事業に対する事業証券化案件において、対象発電所のセル&リースバックを検討する際、非銀行子会社等であるリース会社は土地・建物一体で対応できるものの、銀行子会社等であるリース会社は建物のみしか対象にできない(土地を含める事ができない)事例が発生。	＜提案理由(続き)＞ ・銀行子会社等であるリース会社による土地も含めたオペレーティングリースの取扱いについては、過去にも都銀懇話会要望がなされており、平成29年9月の監督指針の改正により公的施設の整備・運営については土地・建物一体でのオペレーティングリースが原則的に容認されている。以下でカーボンニュートラルの実現が国内外で求められる環境変化が生じていることを踏まえれば、発電設備等のように公共性を有し、かつグリーンエネルギー等サステナビリティ推進に資するものにおいて、同様に監督指針の例外規定への追加を行うことを取扱いを許容して頂きたい。 ・尚、要望が実現した場合のメリットとして、太陽光・風力等でのプロシフトファイナンスによる資金調達で確立しているものを置き、立ち上がり期にある再生可能エネルギー関連事業(水力・地熱・バイオマス等)は、一般に、ポラリティが高い事業であり、キャッシュフロー特性やトラッキングコードの制約から、現時点では銀行による資金提供はハードが高い。そこで、再生可能エネルギー関連事業のポラリティとして、発電実績に応じた従量型型の返済設計が可能となるリース機能の活用ニーズあり。土地も含めた対象発電所全体をセル&リースバックする事により、取り組み可能性が向上し、グリーン投資への呼び水となる事が期待できるもの。また再生可能エネルギー案件に対し、銀行と距離の近い銀行子会社等であるリース会社で取組む事により、投資家招聘は銀行が担い、運営メンテナンスはリース会社が担うといった役割分担を金融グループにて一気通貫で対応でき、資金調達の迅速化や顧客利便の向上に寄与。	都銀懇話会 金融庁	銀行の子会社が営むリース業務について、不動産を対象としたリース契約に当たっては、銀行がリース形態をとって一般向け不動産業務を営むといった他業禁止の趣旨を防ぐ観点から、教育・文化施設、社会福祉施設等の公的施設の整備・運営に係るものを除き、融資と同様の形態(いわゆるファイナンス・リース)に限って認められています。	主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-1(2) 中小・地域金融機関向け総合的な監督指針Ⅲ-4-7-1(2)	検討を予定	銀行子会社であるリース会社が、再生可能エネルギー関連事業を対象としたオペレーティング・リースを営むことについては、銀行に他業禁止が課せられている趣旨に鑑み、銀行の健全性確保の観点から、慎重に検討を行う必要があります。	
302	令和5年1月24日	令和5年2月16日	グループ会社による事業性融資の保証業務の解禁	銀行のグループ会社が、銀行本体および当該銀行グループの他の会社が行う事業性融資に対して保証を行うことを許容頂きたい。	・銀行グループ会社間の事業性融資保証が可能となれば、グループ内の金融子会社が独自に蓄積したノウハウ等を活用して、財務情報に依存しない柔軟なファイナンスが可能となる。 ・例えば、事業法人との貸出取引に関して、銀行と、グループ会社のクレジットカード会社やコンシューマーファイナンス会社では、伝統的に顧客層が異なり、後者の会社では、零細企業や小規模事業者なども多数取り扱っているため、取引先や代表者の属性などをスコアリングして信用力、リスクを評価して貸出するとノウハウが蓄積されている。銀行の事業性融資に対してグループのクレジットカード会社等が保証を行うことで、従来の銀行が貸出し難かつ零細企業や個人事業主に対しては貸付が受けにくい非銀行ファイナンスの課題が対応できる状況。 ・銀行グループ会社間の事業性融資保証については、①グループとしてのリスク管理の適切性、銀行等の経営の健全性の観点から問題が生起する可能性があること、②依然として、事業性ローンは消費性ローンに比べ、リスク管理が複雑かつ多種であること、等が禁止されたことと理解。 ・事業性融資を行う銀行または銀行グループ会社としては銀行グループ会社それぞれがそれぞれの融資審査のあり方やグループベースでのリスク管理態勢の構築状況等を踏まえ、リスクを適切に管理可能な類型から段階的に見直しを進めていくことも検討頂きたい。なお、保証業務を行う銀行グループ会社は、当該保証業務についてグループ外で既に十分な実績があり、一定のノウハウの蓄積があることを前提としている。	都銀懇話会 金融庁	銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社とすることはできません。(銀行法第16条の2、第52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) 貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社としては、担保評価・管理会社(他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事業を行う業務を行う会社)が認められています。(銀行法施行規則第17条の3第1項第9号、第34条の16第2項第9号)	銀行法施行規則第17条の3第1項第9号、第34条の16第2項第9号	検討を予定	現行制度上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う子会社を子会社とすることは、銀行等グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性等の観点から、原則として禁止されています。このため、当該規制の解除については、事業性融資についてグループ会社により保証が行われる場合の銀行・保証を行う子会社間の融資審査のあり方やグループベースでのリスク管理態勢の構築状況等を踏まえ、慎重に検討する必要があります。	
303	令和5年1月24日	令和5年7月12日	銀行における他社資金商品の媒介業務を許容頂きたい。	・銀行における他社の資金商品の媒介業務を許容頂きたい。 ・具体的には、対面獲得時における資金商品のセールス(銀行HP・アプリ等)での推進・申し込み受付を認めて頂きたい。	・クレジットカードにおける金融商品の機能は、付帯サービスとして入会時より当たり前に付与されることが一般的(いざという時に借入れができるという顧客ニーズへの対応)。 ・当該資金商品は、顧客の借入れニーズにスムーズに対応(給付日までのつなぎ、突発的な冠婚葬祭などの入用等)できましか、海外利用において、現地通貨での引き出しが可能であり両替の手間が省けるなど、顧客利便性は高い。 ・地方、上記制限から、銀行がクレジットカード(クレジット機能)販売を状況を見ながら、貸付等も可能であるが、2度手間であり入会時に付与することが望ましい。 ・なお、現状の規制においても、銀行代理業者や保険会社の貸付の媒介を行うことは可能。	都銀懇話会 金融庁	銀行の業務の範囲は、法令において規定される業務に限られています。銀行は、資金業者が営む資金業務の代理・媒介を行うことはできません。	銀行法第10条第2項第8号 銀行法施行規則第13条	対応	銀行が資金商品を取り扱うことについては、利用者利便の向上の観点を中心として、他業禁止の趣旨や多重債務対策等の観点も踏まえ、慎重に検討する必要があります。そのうえで、銀行がクレジットカード・加盟店の発行業務を取り扱う場合において、利用者利便性の観点から、キャッシング機能の付与の媒介を認めることとし、2023年6月9日に「銀行法施行規則の一部改正する内閣府令(案)」等の公表について」を公表しました。	
304	令和5年1月24日	令和5年7月12日	銀行代理業者の主たる業務業務の要件緩和	「主たる業務業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証または手形の引受その他の信用の媒介とを行う業務」である者(すなわち資金業者・クレジット業者・保証業者)についても、所属銀行と銀行代理業者の間の利益相反行為が生じる恐れが僅か認められる一定の場合は、預金等担保貸付以外の貸付の媒介を許容。	・金融グループ内のカード会社、資金業者(以下、「貸付等を主たる業務とする者」)等において貸出対象としない顧客(例えばカード加盟店や資金業者が兼業する他の業務の顧客)から借入の申込みがあった場合、当該貸付を受ける業務とする者」等による貸出の媒介が可能となれば、所属銀行のチャネルの多様化につながるほか、顧客利便性の向上にも資すると考えられる。 ・銀行法が「貸付等を主たる業務とする者」等による預金等担保貸付以外の貸付の媒介を原則として禁止している趣旨は、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反することを防止するものであると考えられる。例えば、(1)所属銀行と銀行代理業者が親子関係や銀行持株会社傘下の兄弟会社関係にあるなど、構造的に利益相反が生じるおそれが高い関係にあって、かつ、(2)当該銀行代理業者が借入の申出をWEBなどの非対面に限定して受け付け、審査に関与しない場合は、所が利益相反が生じるおそれを低くし考えられる。 ・そのため、顧客ニーズや顧客利便性に鑑み、上記等の一定の条件を満たして利益相反行為が生じるおそれが僅かな場合は、「貸付等を主たる業務とする者」等による銀行代理業務として貸付の媒介を認めて頂きたい。	都銀懇話会 金融庁	貸付け等を主たる業務とする者が銀行代理業者である場合は、当該銀行代理業者の銀行代理業務のうち、消費者向けの資金の貸付け等に係る契約締結の代理・媒介業務については、「預金等担保貸付」及び「規格化された貸付商品」で、かつ、貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付に限定されています。	銀行法第52条の36第1項、第52条の38第1項 銀行法施行規則第34条の37第7号	検討を予定	銀行代理業者の主たる業務業務が資金の貸付けの場合、例えば、顧客が銀行から融資を受け、その借入金をそのまま資金業者へ返済するとすると、利益相反の弊害が生じる可能性が少なくないため、このため、利益相反の弊害が生じるおそれが少ないと認められる商品の媒介について、利益相反発生の可能性や顧客保護等の観点も踏まえ、検討を行います。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける検討方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
305	令和5年1月24日	令和5年6月15日	投資法人法制の見直しに係る所要の措置	投資法人が特定資産として投資可能なインフラ資産の範囲拡大(航空機・携帯基地局・道路・空港・鉄道・船舶・ハイブリッド等)。	・平成27年4月に社会インフラ整備への民間資金活用を更に加速させるべくインフラファンド市場が創設されたが、本邦上場インフラファンド市場への参加プレイヤーは限定的で、諸外国対比でも小規模。 一方、経済成長を支えるインフラ整備の重要性が高まるなか、これは投資規模も大きいことから、事業者の負担増加によるオフバランスリスクから、投資家のマイナス金利環境下で比較的高い利回りが見込めるインフラの投資ニーズもあり、益々のインフラファンド市場拡大が期待されている。 このように、インフラ資産について、有価証券・不動産同様投資を容易にする必要性が高まる一方、取捨選択が可能なインフラ資産(①再生可能エネルギー・発電設備②公共施設等運営権)は今も限定的であり、投資法人の市場参加(インフラ市場拡大)の足拠となっていることから日本取引所の有価証券上場規程に規定されるインフラ資産等(①同②同③道路・空港・鉄道・船舶・運送網・ハイブリッド等)をはじめ、今後成長が見込まれる航空機・携帯基地局等のデジタルインフラ等までの対象資産拡大が必要。 ・航空機等、投資対象として期待されているインフラに関しては、セキュリティーを活用した新しい運用商品としての検討も進んでいるもの。 また、海外においても株式会社・信託・組合等のSPCを通じてインフラを保有するケースがよみられることから、投資対象の取得・売買の容易さ、運用コストの削減等の観点で、株式保有制限の見直しも望まれる。	郵政総務委員会 金融庁		(要望事項①) 投資法人は、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として設立されています。特定資産の範囲については、有価証券、不動産、再生可能エネルギー発電設備などが政令で限定列挙されています。 (要望事項②) 投資法人は同一法人の発行する株式の取得割合については50%以下とされています。	(要望事項①) 投資信託及び投資法人に関する法律第2条、同施行令第3条 (要望事項②) 投資信託及び投資法人に関する法律第194条、同施行規則第221条	(要望事項①) 投資法人の特定資産の追加の検討に当たっては、当該資産を投資法人の投資対象とすることについての具体的なニーズが存在することを前提として、資産としての独立性や個別性、投資適性などを総合的に勘査する必要があります。このため、提案の内容についても、まずは具体的なニーズ等について、関係者から幅広い意見を聴取した上で、それを踏まえて対応していく必要があると考えております。 (要望事項②) 投資法人は、運用資産を保有し収益を分配する器(プール)であり、資産の運用以外の行為を営業として行うことができないとされています。また、投資法人による事業支配を制限する趣旨から、同一法人の株式に係る過半数以上の議決権保有が禁止されていることなど。 このため投資法人の性質及び趣旨などに鑑みれば、過半数議決権保有制限の見直しは困難です。		
306	令和5年1月24日	令和5年6月12日	資金登録のない無企業(事業法人等)のシンジケートローンへの参加を認めたこと	・資金登録のない無企業(事業法人等)のシンジケートローンへの参加を認めたこと。 ・若しくは、資金登録第2項第2号の対象に外国で日本の銀行又は資金法に相当する法律により交付の支店を有しない外国銀行のシンジケートローン組成時及び債権譲渡時の交付許可	・現状、投資家層が金融機関等に限定されており、マーケットが伸び悩んでいるため。 ・国内に営業所・事業所のない外国法人による資金登録が制度上予定されているに制限されている。 ・併せて、海外においても株式会社・信託・組合等のSPC等による国内法人向けの交付が必要以上と制限されている。 ・併せて、海外においても株式会社・信託・組合等のSPC等による国内法人向けの交付が必要以上と制限されている。 ・また、交付作業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うものは資金法の対象外とされており(同法第2条第1項第2号)。	郵政総務委員会 金融庁		資金法において「資金法」を営もうとする者は、2以上の都道府県内に営業所を設けて営む場合は内閣総理大臣の、1の都道府県内に営業所を設けて営む場合は都道府県知事の登録を受けなければならないとされており(資金法第3条第1項)。 また、交付作業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うものは資金法の対象外とされており(同法第2条第1項第2号)。	資金法第3条第1項 資金法第2条第1項第5号 資金法施行令第1条の2第1項	対応	日本国内に営業所・事業所のない外国の会社等が、シンジケートローンに参加して行う国内法人への交付については、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。	
307	令和5年1月24日	令和5年2月16日	クラウドサービスの利用と個人データの取扱いの明確化	・個人情報保護法ガイドラインQ&A等により以下の旨を明文化 ①クラウドサービス提供者(OS事業者)がサーバに保存された個人データを閲覧しないことすれば蓄積、更新、加工・編集等を行わずとも、個人データの「取り扱いは」にあらず、「アクセス制御している」と評価可能 ②OS事業者がサーバに保存された個人データを原則として閲覧できないことすれば、保守目的や特定の従業員のみ閲覧等、一定の閲覧できるとしても「適切なアクセス制御している」と評価可能 ③OS事業者が個人データを「取り扱わない」場合は、OS事業者のサーバには保存されていることのみをもって個人情報の「取得」が「利用」に該当しない	・クラウドサービス提供者が個人データを閲覧しないことをもって、「取り扱わない(もしくは「アクセス制御)」といえるのか、または閲覧しないとしても機能的に蓄積、更新、加工・編集等を行う場合は「取り扱わない」とも「アクセス制御」とも評価できないのか現行のガイドラインでは明らかでない。また、災害時を含む障害時等の一時的な場合に外務事業者がアクセスできる場合や、特定の限定された従業員であればアクセスできる場合において、それが「適切なアクセス制御」に評価できるのかも明らかでない。 ・同ガイドラインQ2-Q3においては、「利用」は「取得及び廃棄を除く(取扱い全般を意味する)と考えられます。したがって、保護しているだけで利用に該当しません。」との解釈が示されているが、当該個人データのサーバに保存されている場合、当該外部事業者において、個人情報の「取得」や「利用」は行っているが、個人データは「取り扱わない」という状態が概念されるのか、それとも、個人データを「取り扱わない」場合は、当該外部事業者にとっては、個人情報の「取得」「利用」とも評価されない趣旨なのか明らかでない。	郵政総務委員会 個人情報保護委員会		「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドラインに関するQ&A Q7-53において、個人情報取扱事業者が、第三者の提供するクラウドサービスを利用してその管理するサーバに個人データを保存する場合に、当該クラウドサービス提供者が当該個人データを「提供」(個人情報保護法第27条第1項参照)に該当するか否かの判断基準を示しています。	「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドラインに関するQ&A Q7-53	対応不可	個人情報取扱事業者が、第三者の提供するクラウドサービスを利用してその管理するサーバに個人データを保存する場合において、当該クラウドサービス提供者が当該個人データを「提供」(個人情報保護法第27条第1項参照)に該当しないと考えられます。 当該クラウドサービス提供者事業者が当該個人データを「取り扱わない」となっている場合は、契約事項によって当該クラウドサービス提供者事業者がサーバに保存された個人データを「取り扱わない」旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等と考えられます。 この点、「取り扱わない」となっている場合に該当するかについては、クラウドサービスの具体的な仕様や契約条件等を考慮した上で個別の事案ごとに判断する必要があります。そのため、一律の回答をお示しすることは困難です。また、一般論として、当該クラウドサービス提供者事業者が、サーバに保存された個人データに対して「編集・分析等の処理を行う場合には、当該クラウドサービス提供者事業者が当該個人データを「取り扱わない」となっている場合には該当しないと考えられます。	
308	令和5年1月24日	令和5年2月16日	プログラム販売の媒介の取扱い	銀行が単独で開発、あるいは他の事業者等共同で設計・作成したプログラムに関しては、銀行が単独で開発、あるいは他の事業者等共同で設計・作成したプログラム資産を、銀行本体ではなく他の事業者等が保有して販売する場合、銀行が当該販売契約を媒介する業務についても「銀行法施行規則第13条の2の5第3号」の業務に含まれることを明確化したい。	・銀行が単独で若しくは他の事業者等共同で設計・作成したプログラムに関しては、銀行が単独で開発、あるいは他の事業者等共同で設計・作成したプログラム資産を、銀行本体ではなく他の事業者等が保有して販売する場合、銀行が当該販売契約を媒介する業務についても「銀行法施行規則第13条の2の5第3号」の業務に含まれることを明確化したい。 ・本件媒介業務を「その他の付随業務」として含む場合、例えば、プログラムの販売を確保する専任チームの創設や、媒介するプログラムの外について顧客に対してニーズヒアリングを行うこと等が、いわゆる「4要件」を満たしているかどうか(特に余剰能力の活用と解することができるか)、という判断は難しいため、「媒介」も含めて案文上列記される付随業務として認めて頂きたい。	郵政総務委員会 金融庁		銀行が単独で開発、あるいは他の事業者等共同で設計・作成したプログラム資産を、銀行本体ではなく他の事業者等が保有する場合、銀行が当該プログラムの販売の代理・媒介する行為については、銀行法第10条第2項第21号及び銀行法施行規則第13条の2の5第3号の業務としては認められていません。 銀行法第10条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務に該当しない業務の場合、監督指針に記載されている、いわゆる「4要件」を総合的に考慮し、当該業務が同法第2項第21号の「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかを判断することとされています。	銀行法第10条第2項第21号 銀行法施行規則第13条の2の5第3号 主要行等向けの総合的な監督指針付3-2-2(4)	現行制度下で対応可能	銀行が単独で若しくは他の事業者等共同で設計し、若しくは作成したプログラム資産について、当該他の事業者等が保有して販売する場合に、銀行が当該販売の媒介をする行為は、「その他の付随業務」に該当いたします。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
309	令和5年1月24日	令和5年3月13日	実質的支配者リストの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・(要望1)登録機関への登録を法的に義務化している国もあり、義務化によって情報の拡充や本制度の利用向上といった効果が期待できると考えられるため。 ・(要望2)欧州諸国にはアクセス権を制限していない国もあるところ、マネー・ロンダリング/テロ資金供与対策の重要性に鑑みれば、同対策の一端を担う金融機関が実質的支配者情報を積極的に利用できる環境を整備することが適当と考えられるため。 ・(要望3)実質的支配者情報の登録、写しの請求・受領はすべて書面で手続が行われているところ、利用者法人の利便性向上および上記のアクセス権限の拡大と併せて本制度の実効性向上に寄与するものと考えられるため。 ・(要望4)マネー・ロンダリング/テロ資金供与対策の遂行の観点からは現行制度の対象法人では充分とはいえず、犯罪収益移転防止法施行規則第1条第2項第2・4号に規定される実質的支配者の類型も対象とすることが適当と考えられるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(要望1)登録機関への登録の義務化 ・(要望2)実質的支配者情報へのアクセス権限の拡大 ・(要望3)手続のオンライン化 ・(要望4)対象法人の拡大 	都銀懇話会	法務省	<p>マネー・ロンダリング防止等の観点から、法人の実質的支配者を把握し、その透明性を高めることについては、FATFによる勧告がなされるなど、国内外からの要請が強まっているところです。</p> <p>商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則(令和3年法務省告示第187号)</p> <p>この制度は、FATFの第4次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府において策定・公表した今年度(令和5年度)の行動計画「マネーロンダリング資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」にも盛り込んだものであり、我が国の法人の実質的支配者の透明性向上に貢献するものと考えております。</p>	<p>商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則(令和3年法務省告示第187号)</p>	<p>(要望1及び4)その他</p> <p>(要望2及び3)検討を予定</p>	<p>(要望1及び4)「実質的支配者リスト制度」が広く利用され、マネー・ロンダリング防止等の効果が十分に発揮されるよう、まずは本制度の周知・広報に努めてまいります。法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制の導入等については、本制度の運用状況等も踏まえつつ、政府全体として検討すべき課題と認識しております。</p> <p>(要望2及び3)令和4年12月21日開催のデジタル行政改革推進委員会において公表された「デジタル原則を踏まえたデジタル規制の見直しに係る工程表」において、「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」について、「令和5年度中に設置される審議委員会からの研究会(HIP公表)での法的観点の整理を含め検討を通じて、銀行等がオンラインで実質的支配者リストの写しを取得できる方法など利用者の利便性を向上させるもの」とされており、今後、同研究会における議論も踏まえて検討を進めていく予定です。</p>	△
310	令和5年1月24日	令和5年7月12日	デジタル時代の顧客接点拡充に向けたチャネル規制への見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行の営業時間の柔軟化(顧客のライフスタイルに合わせた自由な営業時間設定の許容) ・国内における支店等の設置等に係る規制の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業のあらゆる分野でデジタル技術が活用される時代となった。個人においてもスマートフォンの保有世帯の割合が約9割に増加する等、生活に欠かせないものとなっている。銀行の提供するサービスも、デジタル技術の進展とともに変容してきており、一部では曜日、時間、場所に関わらず利便性の高いサービスが見られるようになってきている。 ・他方、既存の店舗を前提とした事業展開から脱却し、いっそう顧客利便性の高い総合的なチャネル展開を進め、デジタル時代をフワードルックに見通して新たな銀行像を形成していく上では、規制面からも後押しする必要がある。技術革新等の環境変化の速度がいつそう加速する昨今の状況に鑑みれば、ルールベースで詳細まで規定する現在の規制体系を、プリンシプルベースで金融機関の自律的な取組を促す規制体系に変革することで、顧客本位の店舗運営を深化していく契機とすることが重要であると考えられる。 ・一般事業法人は、基本的に自社の経営判断において自由に営業日、営業時間、店舗のあり方について戦略展開を図ることが可能であり、デジタル戦略と合わせた総合的な経営資源配分を自由度高く行うことができるが、銀行においても、より柔軟な店舗戦略を可能とする規制とすることで、リアルチャネルとデジタルチャネルを組み合わせ、総合的に顧客利便性を高めるチャネル戦略を実現するための経営資源配分を実現することが可能となる。 ・令和5年1月に銀行等の休日承認・臨時休業等に係る手続きの見直しが行われたところであるが、営業日や営業時間といった概念の柔軟化に向けた更なる規制緩和への期待を念頭に置いた上で要望を継続するもの。 	都銀懇話会	金融庁	<p>銀行の休日、営業時間については法令に定めがあります。また、国内における支店等の設置、位置の変更等しようとするときは、内閣総理大臣に届け出ることとされています。</p>	<p>銀行法第8条第1項、第15条、第16条 銀行法施行令第5条 銀行法施行規則第15条、第16条、第17条</p>	対応	<p>銀行の休日、営業時間、国内における支店等の設置、位置の変更等に係る届出は、銀行業務の高い公共性に鑑みられたものであることから、当該観点から慎重に検討する必要があります。そのうえで、銀行監督上の必要性等を踏まえた規制の見直しを行うこととし、2023年6月30日に「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について」を公表しました。</p>	
311	令和5年1月24日	令和5年7月12日	事業者が銀行とのAPI連携を通じて口座番号をエンドユーザーに表示することについて、電子決済等代行業の対象から除外	<ul style="list-style-type: none"> ・口座番号を銀行法2条17項2号の「口座に係る情報」から除外して頂きたい ・もししくは、銀行法2条17項では、1号・2号に該当する行為であって、その他の利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令で定める行為のみ、口座番号の対象から除外されているが、口座番号のAPI連携については「利用者の保護に欠けるおそれがない」と整理して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家計簿事業者や金ソフト事業者による預金取引その他の銀行取引情報の利用のみならず、その他の銀行保有情報についても利活用ニーズは高い。 ・具体的には、属性情報や連絡先情報、本人確認情報を銀行からAPI連携を受け、eKYVの方法により本人確認を完了させるとともに、銀行から取得した各種情報を入力補助に使う(プレ入力)といったニーズがある。 ・このような入力補助の利用情報のラインアップと、口座番号のニーズは強い。具体的には、取引の引落口座や事業者からの入金口座の欄に銀行からAPI連携を受けた口座番号をプレ入力し、エンドユーザーの入力ミスによる口座番号相違に起因するトラブルを防止するといったニーズがある。 ・他方、口座番号は特約的な情報であり一回取得すれば十分であることから、事業者に情報が蓄積する(流出時のリスクが大きくなる)ことは想定しがたい。 ・制度の現状を前提とする限り、このような口座番号の連携であっても電子決済等代行業の登録が必要ということになるが、口座番号は特約的な口座の識別子であって、そのためにクワイピングを行うことは考え難く、性質上では属性情報に近いものであると見做す。 ・また、口座番号のAPI連携ニーズがある場合は、事業者サービスに係る決済等のために利用者の口座番号が必要とされているケースであり、仮にAPIを使えない場合には事業者は利用者に対して口座番号の直接入力を求めるなど、APIの利用有無に関わらず利用者の口座番号を取得することが想定され、口座番号情報の漏洩にかかわらず実質的なリスクは不変。 	都銀懇話会	金融庁	<p>銀行法において、電子決済等代行業(預金者からの委託を受けて、IT技術を活用して、銀行に決済指図を伝達し、又は銀行から口座に係る情報を取得し当該預金者に提供する営業)については、家規制(登録制)が整備されています。これは、</p> <p>①決済に関する銀行システムに接続するため、業者のセキュリティ等に関する場合には、銀行システムとの安全性を厳守する必要があること</p> <p>②利用者の口座に係る情報、口座等の認証情報を預かるため、情報漏洩や認証情報を悪用した不正送金等により、利用者にとって不利益を被るおそれがあること</p> <p>といった理由により、オープン/インボーションを推進しつつ利用者保護を確保する観点から整備されたものです。</p>	<p>銀行法第2条第21項第2号</p>	検討を予定	<p>高齢者を含む多様な利用者の口座番号は極めて重要な情報であり、それを「口座に係る情報」から除外することは、利用者保護の観点から適当ではないと考えられます。ただし、どのような行為類型であれば利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令に規定することができるかについては、引き続き検討いたします。</p>	
312	令和5年1月24日	令和5年7月13日	商業登記電子証明書による電子署名利用促進に向けた利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・商業登記電子証明書に基づく電子署名により作成された文書は電子署名法3条の要件を満たすことを法務省・総務省・経済産業省によるQ&A等により明確化していただきたい。 ・また、商業登記電子署名の普及と利用拡大に向けて、当該電子署名の発行を原則に法務局に申請する運用から、新規会社設立や変更登記申請があった際には、登記完了と同時に商業登記電子証明書を発行する運用を検討いただきたい。 ・なお、商業登記電子証明書が印鑑証明書の代替機能を果たしうる点を踏まえると、印鑑証明書に記載されている代表者の生年月日について、商業登記電子証明書においても記載の検討をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部金融機関においては、民間金融契約サービスを導入しているが、利用開始の手續において押印が必要など印鑑レスの実現には至っていない。 ・印鑑レスの実現方法として、電子署名の利用を想定した場合、商業登記電子証明書による電子署名は、商標・特許・商標・特許等の行政手続での利用が進んでおり、他の民間業者のサービスに比べ導入にかかる障壁が高いと考えられる。 	都銀懇話会	法務省 デジタル庁	<p>(1) 電磁的記録の真正な成立の推定につき、電子署名及び認証業務に関する法律第3条の規定により「電磁的記録であって情報表示のために作成されたものは、当該電磁的記録に記載された情報について本人による電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」こととされており、</p> <p>(2) 商業登記法第12条の2第1項及び第3項による証明の請求については、設立登記申請や変更登記申請と同時に電子証明書の発行申請を行うことが可能です。</p> <p>(3) 商業登記電子証明書により証明される事項は、商業登記法第12条の2第3項の規定により「…被証明者は…自己に係る登記事項であってデジタル庁令・法務省令で定めるものの証明を請求することができる」とこととされており、</p>	<p>(1) 電子署名及び認証業務に関する法律第3条</p> <p>(2) 商業登記法第12条の2第1項、同条第3項</p> <p>(3) 商業登記法第12条の2第3項、商業登記規則第39条の5</p>	<p>(1) 対応不可</p> <p>(2) 対応</p> <p>(3) 対応不可</p>	<p>(1) 電子署名法第3条に規定する電子署名に該当するか否かは、個別の事案における具体的な事情を踏まえた裁判所の判断に委ねられるべき事柄ではあるものの、一般論として、商業登記電子証明書に基づく電子署名が本人にすら電子文書の作成者本人の意思に基づき行われたと認められる場合には、電子署名法第3条の規定により、当該電子文書は真正に成立したものと推定されることとなると考えられることは明白であり、Q&A等により明確化することになじまないと考えます。</p> <p>(2) 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>(3) 商業登記電子証明書に記載されている情報は、その性質上、印鑑証明書と異なり、電子文書と一体となってより広範囲に流通することが想定されているところ、商業登記電子証明書の記載事項には過ぎないと考えます。</p>	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
313	令和5年1月24日	令和5年6月15日	契約締結前交付書面の電磁的交付に関する承諾取得方法の拡充	目録見書以外の契約締結前交付書面についても、電話その他の方法により同意を得ることによって、電磁的交付が可能となるように法令を改正された。	・家計が将来に備えるためには資産形成や投資が肝要であるところ、社会的な要請や近年の新規コロナウイルスの流行等を踏まえ、金融機関においては非対面での金融商品等の動議・販売体制を整備しているが、一部、複雑な動議ルールが法令に定められていることから、顧客や金融機関にとっての負担やそれに伴う顧客の不満を惹起しているため、簡素化を要望する。 ・2009年の金融法改正時における「ブリックコメント」により、目録見書の電子交付手続が簡素化された背景は請求目録見書の電子交付を促進するためであると承知しているが、上記のとおり非対面取引の拡充が極めて重要である環境を迎えていることも踏まえ、目録見書に限定せず、契約締結前交付書面の電子交付手続も可能な書面から随時簡素化された。なお、顧客保護の観点からは、仮に手続が簡素化された場合であっても同意を取得する手段が変わるだけであって同意を取得することには変わりなく、大きな課題は見当たらない（仮に、顧客が同意したことの詳細が残らないことが課題である場合、電話録音等、別途記録方法の検討は可能）。	郵銀懇話会	金融庁	金融商品取引法第34条の2第4項、第37条の3金融商品取引法施行令第15条の22金融商品取引業者等に関する内閣府令第56条、第57条	対応	金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」顧客本位タスクフォース中間報告（令和4年12月9日公表）における提議を踏まえ、より分かりやすい情報提供がなれるよう、令和5年3月14日に、契約締結前交付書面を含む一部の顧客交付書面について書面交付義務から情報提供義務とする改正法案を提出しております。 本改正案が施行された場合には、契約締結前交付書面等について、一定の顧客保護措置を講じたうえで、事業者の任意で電磁的方法による提供が可能となる予定であります。		
314	令和5年1月24日	令和5年4月14日	ペーパーレス化・印刷レス化に向けた預金為替事務に関する各種要望	納税の電子化推進 (1)申告のみではなく、電子納付までを義務化して欲しい。 (2)公金受取口座を任意ではなく、必須化することで、送金通知書を廃止し、振込に変更して欲しい。 (3)請求明細は全てDVD媒体に集約し、紙納付書による口座センターや各口座店宛ての依頼を取り止めて欲しい。	・お客さまの利便性の向上・事務の効率化を目的に従来からペーパーレス化・印刷レス化を推進しているが、コロナ禍において非対面・非接触取引ニーズの高まりやテレワーク時は押印が不可能といった課題が顕在化し、金融機関に対する社会的要請が高まっている状況。 ・かかる状況下において、法令による決めやこれまでの慣習等がペーパーレス化・印刷レス化の進展の阻害要因となっている。 ・上記の背景を踏まえて、官民一体となったペーパーレス化・印刷レス化に取り組み、取引の在り方やお客さまの動き方を変革すべく、各種要望を提出するもの。	郵銀懇話会	財務省	国税通則法第34条、34条の2	その他	(1)電子納税については、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和3年10月18日財務省HP公表（最終更新：令和4年10月21日））において、目標値を設定し、当該基本計画に基づき、普及・拡大に取り組んでおります。 (2)送付金の受取は、振込による受取か、ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取方法があります。 (3)国税の口座振替に係る納付書は、データ交換方式（DVD又はe-Tax）と書面方式があり、内訳としては、データ交換方式DVDが約75%、e-Taxが約22%で全体の約97%を電子化しており、残りの約3%が書面の納付書を各金融機関へ送付しています。	(1)電子納税の義務化については、オンライン利用率を踏まえつつ、納税者の負担にも配慮し、更なる利便性向上や現金管理等に伴う社会全体のコストを削減する観点から、法令、システム、予算面等を含め導入可否等の検討をしていきます。 (2)ご提案いただいた件につきましては、行政コスト削減の観点も踏まえ、振込による送付金の受取を選択していただくよう納税者に広くお願いをしておりますが、送金通知書が必要になります。当庁においては、これらの課題に対応するとともに、口座振替に係る納付書の送付事務のデジタル化を進める観点から、平成27年「e-Taxを活用したデータ交換を導入し、手続のデジタル化を要し推進させる観点から削減がございましたようお願いいたします。	
315	令和5年1月24日	令和5年7月12日	資金移動業者等へのオープンAPIに係る体制整備義務の導入	・アカウント型決済サービス事業者（第二種及び第三種資金移動業者、第三者型前払式支払手段）に対して、銀行等と同様のオープンAPIに係る体制整備義務を導入すべき。 ・公正取引委員会は、競争政策の観点から、アカウント型決済サービス事業者によるアカウント解放の状況と問題点を調査された。	・資金移動業者や前払式支払手段発行者についてはこのような義務は導入されておらず、逆にユーザーの思い込みを目的として、他の決済サービス事業者や金融機関との相互運用性が意図的に確保されていない。そのため、相互運用性が確保されないままキャッシュレス手段が乱立し、他の金融機関のAPI等から資金移動業者に対して決済指図を行ったり、乱立した資金移動業者や前払式支払手段発行者のアカウント残高を他の金融機関が参照系APIで取得し家計簿アプリ等に一覧表示することができない状況となっている。 ・アカウント決済サービス事業者（第二種及び第三種資金移動業者、第三者型前払式支払手段）に対して銀行と同様のオープンAPIに係る体制整備義務を導入すべき。それはオープン・イノベーションの促進の観点のみならず、現在キャッシュレス普及の阻害要因となっている乱立したキャッシュレス手段の相互運用性の確保にも資する。 ・銀行は、資金移動業者や前払式支払手段発行者から接続・アクセスが制度及び競争政策によって事実上義務付けられているが、銀行等から資金移動業者や前払式支払手段発行者への接続・アクセスが制度及び競争政策上確保されていない（一方通行）という制度・競争政策の不均衡・不公平の是正にもつながる。	郵銀懇話会	金融庁 公正取引委員会	銀行法第52条の61の11銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）附則第10条、第11条	対応不可	決済に関する銀行システムと接続する電子決済等代行業者については、預金者に関する情報の安全管理、決済指図の正確性及び銀行システムの安定性の確保等についての懸念や課題が現に指摘されていたことを受け、その健全かつ適切な運営と利用者保護を確保するため、平成29年の銀行法改正により業規制が緩和されたほか、電子決済等代行業者の契約の相手方であり、また接続先となる銀行に対しても、オープンAPIに対応できる体制整備に係る努力義務等、制度の現行/間接規制した規制を課すこととされました。こうした銀行に対する規制は、オープン・イノベーションを推進しつつ利用者保護を確保する観点から、電子決済等代行業者に係る規制の導入に伴い必要な措置として一体的に整備されたものであり、こうした規制を他の事業者に課すことについては、慎重に検討する必要があります。 なお、規制改革推進会議が公表している「規制改革推進に関する答申」（令和4年5月27日）においては、「各種決済サービスを提供する企業の戦略があり、また、APIの整備には費用もかかること、各種決済サービスに一律にAPI公開義務を課すような規制は、新規サービスの導入に対する阻害要因にもならないこと」を留意する必要があるとされています。 【提案の具体的内容の後段について】 公正取引委員会は従来から、競争環境の整備を通じて、消費者の利便性を向上させるといった観点から、取引の実態を調査し、独占禁止法上及び競争政策上の論点を整理を行ってきたところ、従来は銀行等を中心にサービスが提供されてきた金融分野において、新たな金融サービスを提供する事業者の参入が進み、活発な競争が行われれば、イノベーションが促進され、利用者の利便性が一層向上することが期待されることから、フィンテックを活用したサービス分野における競争政策上の課題を把握するための実態調査を実施しました（令和4年4月に報告書を公表）。 その後、本年3月には、関係事業者等の取組状況を踏まえ、フォローアップ調査報告書を公表しました。 フィンテック分野は進展の早い分野であるところ、御提案いただいた点も含め、引き続きその動向を注視して参ります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
316	令和5年1月24日	令和5年7月12日	電子決済等代行業者へのオープンAPIに係る体制整備義務の導入	<p>・電子決済等代行業者にはこのような義務は課せられておらず、電子決済等代行業者は銀行のオープンAPIに不当に差別的な取扱いを受けることなくアクセスが可能である一方、銀行からの電子決済等代行業者が有するデータへのアクセスについては、顧客の同意・指図があっても、正当な理由なく拒否し、データの囲い込みをすることが可能。</p> <p>・電子決済等代行業者に対して、銀行等と同等のオープンAPIに係る体制整備義務を導入した上で、電子決済等代行業者が接続した銀行が同等条件での接続を求めるときは、自らのデータへのアクセスを不当に制限してはならない旨を義務付けるべき(シフト義務)。</p> <p>・公正取引委員会は、公正かつ健全な競争の観点から、電子決済等代行業者によるデータ開放の状況や制限の実態を調査し、必要な対応を検討してほしい。</p>	<p>・電子決済等代行業者に対して、銀行等と同等のオープンAPIに係る体制整備義務を導入した上で、電子決済等代行業者が接続した銀行が同等条件での接続を求めるときは、自らのデータへのアクセスを不当に制限してはならない旨を義務付けるべき。</p> <p>・改正銀行法の趣旨であるオープン・イノベーションは、金融データ×非金融データの組み合わせ・結合によるイノベーションの活性化を期待したものである。非金融データを有する電子決済等代行業者から金融データへのアクセスを可能とする一方で、金融データを有する銀行側から非金融データへのアクセスについて制限を認めることは、銀行を情報面から不当に不利な立場にする。</p>	<p>都銀懇話会 金融庁 公正取引委員会</p>	<p>銀行法においては、 ①電子決済等代行業(預金者からの委託を受けて、IT技術を活用して、銀行に決済指図を伝達し、又は銀行から口座に係る情報を取得し当該預金者に提供する営業)について、業規制(登録制)が整備されていること。 ②銀行に対し、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準の策定・公表義務、電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針の策定・公表義務(銀行法等の一部を改正する法律(平成29年法律第49号、以下「改正法」といいます。))の公布日(平成29年6月2日)から起算して9か月を経過する日までの特例措置)、オープンAPIに対応できる体制整備に係る努力義務(改正法の公布日から令和2年6月31日までの期限措置)が課せられている。 他方で、電子決済等代行業者に対しては、上述の銀行に対する義務や努力義務に相当するような規制は課せられていません。</p>	<p>銀行法第52条の8(1)の11 銀行法等の一部を改正する法律(平成29年法律第49号)附則第10条、第11条</p>	<p>対応不可</p>	<p>【提案の具体的内容の前段について】 決済に関する銀行システムと接続する電子決済等代行業については、預金者に関する情報の安全管理、決済指図の正確性の確保等に関する不安定性の確保等についての懸念や課題が現に指摘されていることを受け、その懸念かつ適切な運営と利用者保護を確保するため、平成29年の銀行法改正により業規制が設けられたほか、電子決済等代行業者の契約の相手方であり、また接続となる銀行に対しても、オープンAPIに対応できる体制整備に係る努力義務等、「制度の現状」欄に記載した規制を課すこととされました。 こうした銀行に対する規制は、オープンAPI/イノベーションに接続しつづける利用者保護を確保する観点から、電子決済等代行業に係る規制の導入に併し必要な措置として一体的に整備されたものであり、こうした規制を他の事業者に課すことについては、慎重に検討する必要があります。</p> <p>【提案の具体的内容の後段について】 公正取引委員会は従来から、競争環境を整備を通じて、消費者の利便性を向上させるといった観点から、取引の実態を調査し、独占禁止法上及び競争政策上の観点整理を行ってきたこと、従来は銀行等を中心にサービスが提供されてきた金融分野において、新たな金融サービスを提供する事業者の参入が進み、活発な競争が行われれば、イノベーションが促進され、利用者の利便性が向上することが期待されることから、フレックシブルを活用したサービス分野における競争政策上の課題を把握するための実態調査を実施しました(令和2年4月に報告書を公表)。 その後、本年3月には、関係事業者等の取組状況を踏まえ、フォローアップ調査報告書を公表しました。 フレックシブル分野は進展の早い分野であるところ、御提案いただいた点も含め、引き続きその動向を注視して参ります。</p>	
317	令和5年1月24日	令和5年2月16日	銀行法及び独占禁止法のルールに係る報告基準の緩和と要望	<p>1.銀行法5%ルール ・発行体による自己株式の取得のケースと同様に、発行体や他株主の行為によって総議決権数が変動し、かつ株主がその事を認識しないケース(※)はすべて、認識日を含む月の翌々月末営業日までに届け出ればよいことを認めたい。また、当該届出日付「総議決権数を超過して取得又は保有した日」として頂きたい。</p> <p>2.独占禁止法5%ルール ・上記1と同様、発行体や他株主の行為によって総議決権数が変動し、かつ株主がその事を認識しないケースはすべて、認識日と保有期間の起算日とし、その旨(11条ガイドライン)等に記載頂きたい。</p>	<p>＜提案理由＞ ・銀行法5%ルールのもと、出資者である銀行は5%超過の事実を認識し得ない状況で5%ルールに抵触する可能性があるという、懸念である発行体株式の取得・保有状況等を定期的に確認しているが、他の株主の保有状況の確認や買戻しに手間や時間を要する為、顧客に負担が生じている状況。また法令上、顧客には当該情報を提供する義務がないため、総議決権数の変動を過遅に把握できないリスクがある。 ・本要望の対象としたケースは、公正取引委員会規則第7号において「他の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合」としてすでに認められているところであり、本要望は、銀行経営の健全性確保や銀行による事業支配の防止といった規制の趣旨に反するものではない。</p>	<p>都銀懇話会 金融庁 公正取引委員会</p>	<p>【金融庁】 銀行又はその子会社は、国内の一般事業会社の議決権について、合算して、その基準議決権数(国内の一般事業会社の総株主等の議決権に100分の5を乗じて得た議決権数)を超える議決権を取得し、又は保有することはできません(いわゆる「5%ルール」)。(銀行法第16条の4第1項) 5%ルールは、担保権の実行による株式等の取得等の一定の事由により、一心を専ら基礎議決権数を超過して議決権を取得し、又は保有することとなる場合には適用されません。その場合であっても、5%超過して議決権については、あらかじめ内部総務大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなった日から1年を超えて保有することはできません。(銀行法第16条の4第2項、同法施行規則第17条の6第1項各号)</p> <p>【公正取引委員会】 独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社(以下「銀行等」という。)が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社については10%)を超えて有することとなる場合には、同項が適用されるため(同項第4号ただし書)、同項第4号により議決権を取得等する場合には、同項の適用が除外されています。しかしながら、この期間において、銀行等が、株式発行会社の総株主の議決権の5%を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています(同条第2項)。</p>	<p>銀行法第16条の4第1項、第2項 銀行法施行規則第17条の6第1項各号 独占禁止法第11条</p>	<p>対応不可</p>	<p>【金融庁】 銀行法における5%ルールについては、銀行経営の健全性確保や銀行による事業支配の防止のほか、他業禁止規制の漸進的防止といった観点から規定されているものです。そのため、銀行が保有する議決権の保有割合は適時に把握する必要があるが、銀行が認識をした日(もしくは認識日を含む月の翌々月末営業日)を基準として届出を行うことと認めざるを得ません。</p> <p>【公正取引委員会】 株式発行会社が自己の株式を取得を行う等、銀行等が当該株式発行会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて有することとなったことを直ちに把握することが困難な場合があることに加え、「他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなる」という要件に「あらかじめ認可を必要としておらず、当該日から1年以上は、公正取引委員会の認可を要せず当該議決権を保有することができる」という場合を定める規則</p>	
318	令和5年1月24日	令和5年2月16日	独占禁止法の5%ルールに係る報告基準の緩和と要望	<p>・銀行が、ファンドへのLP出資を通じた株式出資により企業に資金供給している場合において、平成26年4月の銀行法施行規則の改正により、ファンドが10年を超えて保有した場合も、議決権としてカウントする必要はなくなりました。 一方で、独占禁止法においては、引き続き同様の制約が課されており、ファンドが10年を超えて保有する場合は、議決権保有規制上の議決権として合算する必要があります。5%を超えて保有することは禁止される。そのため、LPに基金が含まれる場合においては、組合の存続期間を10年以上に設定することや、組合の存続期間が10年を超える場合であっても特定の銘柄につき10年を超えて保有しない旨を定めることが一般的とされており、10年を超える長期的な投資の妨げとなっている懸念がある。公正取引委員会の認可を受ければ、5%を超えて10年以上経過後も保有することが可能であるが、認可を必ず取得できるか否かがファンド組成段階では不明確である。 ・独占禁止法の議決権保有規制は、銀行による事業支配力の過度な集約による未然防止と解されるが、ファンドの投資先の会社の議決権行使する権限を有する場合はGPのみであり、LPは当該権限を有せず、また、(独占禁止法11条4号)において除外されているとおり議決権行使についてGPに指図することができないことに基づき契約書に定められている。よってたとえLPが出資をしても、ファンドの投資先の会社に対しLPである銀行の支配力が生じることはいないことから、所有期間の制限は設けなくとも規制の実効性は十分に確保できると考えられ、銀行法との齟齬は撤廃して頂きたい。</p>	<p>・銀行が、ファンドへのLP出資を通じた株式出資により企業に資金供給している場合において、平成26年4月の銀行法施行規則の改正により、ファンドが10年を超えて保有した場合も、議決権としてカウントする必要はなくなりました。 一方で、独占禁止法においては、引き続き同様の制約が課されており、ファンドが10年を超えて保有する場合は、議決権保有規制上の議決権として合算する必要があります。5%を超えて保有することは禁止される。そのため、LPに基金が含まれる場合においては、組合の存続期間を10年以上に設定することや、組合の存続期間が10年を超える場合であっても特定の銘柄につき10年を超えて保有しない旨を定めることが一般的とされており、10年を超える長期的な投資の妨げとなっている懸念がある。公正取引委員会の認可を受ければ、5%を超えて10年以上経過後も保有することが可能であるが、認可を必ず取得できるか否かがファンド組成段階では不明確である。 ・独占禁止法の議決権保有規制は、銀行による事業支配力の過度な集約による未然防止と解されるが、ファンドの投資先の会社の議決権行使する権限を有する場合はGPのみであり、LPは当該権限を有せず、また、(独占禁止法11条4号)において除外されているとおり議決権行使についてGPに指図することができないことに基づき契約書に定められている。よってたとえLPが出資をしても、ファンドの投資先の会社に対しLPである銀行の支配力が生じることはいないことから、所有期間の制限は設けなくとも規制の実効性は十分に確保できると考えられ、銀行法との齟齬は撤廃して頂きたい。</p>	<p>都銀懇話会 公正取引委員会</p>	<p>独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社(以下「銀行等」という。)が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社については10%)を超えて有することとなる場合には、同項が適用されるため(同項第4号ただし書)、同項第4号により議決権を取得等する場合には、同項の適用が除外されています。しかしながら、当該議決権を有することとなった日から法令(独占禁止法施行規則第17条)で定める期間(10年)を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています(同項ただし書)。 当該期間を超えて議決権の保有は、認可制度の運用において、キャビテーションを得ることを目的とした当分の間の議決権の保有であると認められる等の要件を満たせば、一定の期間を付して認められます。</p>	<p>独占禁止法第11条 独占禁止法施行規則第17条</p>	<p>対応不可</p>	<p>独占禁止法第11条第1項第4号が議決権保有に係る期間制限を設けているのは、同項本に規定する議決権保有規制の適用を除外する期間を、議決権保有が投資目的であることが担保され、事業支配を目的とする議決権保有ではないと認められる期間に限る趣旨ですが、組合契約上、議決権の行使及びその指図を行うことができない場合であっても、議決権保有を背景とした実質的な影響力の行使等により、事業支配力の過度の集約等の問題が生じるおそれがあることにより、期間制限を撤廃することは適当ではありません。 なお、当該期間を超えて議決権の保有に係る認可の基準については、「日本再生加速プログラム」について(平成24年11月30日閣議決定)を踏まえ、予見可能性を高める観点から明確化が図られたところであり(平成26年4月「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可について」の考え方を改正)、対応済みです。</p>	
319	令和5年1月24日	令和5年3月13日	議決権の不統一行使に係る事前通知の廃止	<p>・非居住者の常任代理人業務においては、一つの証券口座に複数の株主の残高を纏めて記載する「オムニバス口座」が一般的であり、この場合最終投資家の意思表示によって議決権行使が不統一行使となることは当然の前提となっている。また国内機関投資家の資産管理指図の委託口を兼ねる株主においても議決権行使が不統一行使されることは当然の前提となると考えられる。 ・会社法13条第2項は会社側の便宜を図った会社法の規定に由来するものであるが、現行実務においては、会社は議決権行使をなるべく有効としたと考え、議決権の不統一行使を拒否することがほぼないと思われるため、そもそも不要の規定であると考えられる。</p>	<p>・非居住者の常任代理人業務においては、一つの証券口座に複数の株主の残高を纏めて記載する「オムニバス口座」が一般的であり、この場合最終投資家の意思表示によって議決権行使が不統一行使となることは当然の前提となっている。また国内機関投資家の資産管理指図の委託口を兼ねる株主においても議決権行使が不統一行使されることは当然の前提となると考えられる。 ・会社法13条第2項は会社側の便宜を図った会社法の規定に由来するものであるが、現行実務においては、会社は議決権行使をなるべく有効としたと考え、議決権の不統一行使を拒否することがほぼないと思われるため、そもそも不要の規定であると考えられる。</p>	<p>都銀懇話会 法務省</p>	<p>会社法においては、株主は原則として株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができるとされており、取締役会設置会社において、議決権を統一しないで行使しようとする株主は、株主総会の前三日前までに「会社」に対してその旨及びその理由を通知しなければならないとされています。ただし、会社は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができるとされています。</p>	<p>会社法第313条</p>	<p>対応不可</p>	<p>会社法上、取締役会設置会社の場合、議決権を不統一行使しようとする株主につき、株主総会の日の三日前までに「会社」に対してその旨及びその理由を通知することを要している趣旨は、議決権を不統一行使の拒絶事由の有無の判断の機会を与える等の会社の事務処理上の便宜のためであると考えられることにより、事業支配力の過度の集約等の問題が生じるおそれがあることにより、事業支配力の過度の集約等の問題が生じるおそれがあることにより、期間制限を撤廃することは適当ではありません。 取締役会設置会社については、通常、個々の株主の属性や当該株主が他人のために株式を有する者であるか否かを必ずしも知る必要はないと考え、あらかじめ株主に不統一行使を行う旨及びその理由を通知してもらうことが必要であると思っております。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
320	令和5年1月24日	令和5年7月12日	役員等の再任に係る届出の廃止	役員等を再任時と同一の理由及び適格性で再任しようとする場合には、会計監査人と同様に届出を不要とさせていただきます。	・会計監査人の場合、会社法第338条第2項(定時株主総会で別段の決議がなされたとしても再任されたものとみなされる)に基づき適格でないことから、任期満了に伴う再任は届出の対象外となっているものと認識。 ・役員等については上述の会社法第338条第2項に相当する規定がなく、再任についても選任行為が必要とされているため、当該役員等の選任(再任含む)が適切な評価プロセスに基づいていることを示す観点から届出を求められているものと理解。 ・一方で、選任時と同一の理由等で再任しようとする場合は、上記目的を鑑みても届出の必要性が乏しいものと考えます。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、役員等を再任しようとする場合又は会計監査人を選任しようとする場合、内閣総理大臣にあらかじめ届け出ることとされています。なお、会計監査人については、会社法第338条第2項の規定により再任されたものとみなされる場合、内閣総理大臣への届出は不要とされています。	銀行法第53条第1項第8号、第3項第9号 銀行法施行規則第35条第1項第3号、第3号の5、第3項第3号、第3号の7	対応不可	銀行及び銀行持株会社の役員等の選任に係る届出については、監督上、再任においても再任理由や役員等の適格性等を確認する必要であるため、廃止することは困難です。	
321	令和5年1月24日	令和5年2月16日	業務報告書の作成義務の緩和	・業務報告書の作成義務を緩和頂きたい。 ・具体的には、銀行法で作成が義務付けられている業務報告書および経営実態報告書は、互いに重複する記載項目が散見されることから、重複する記載項目について見直し頂き、経営実態報告書に一本化するなどの効率化に向けた対応をお願いいたします。 ・もしくは、有価証券報告書を提出している銀行持株会社・銀行に対する業務報告書提出義務を免除頂きたい。仮に免除がなされないとしても、今後金融商品取引法下の特定事業会社の第2四半期報告書の簡素化などの見直しを実施された際には、中間(連結)業務報告書の開示項目の見直しを検討頂きたい。	・銀行法で提出が義務付けられている業務報告書は、有価証券報告書、統合報告書および経営実態報告書の内容と重複している内容が散見される。 ・業務報告書については、他書類との重複した記載項目の例としては、以下があげられる。 「第1事業概況書」における「事業の概要」、「子会社等の状況」、「株主の状況」など 「第2連結財務諸表」、「第2中間連結財務諸表」 また、有価証券報告書については業務報告書と同様に内閣総理大臣へ提出しており、その内容には上記同様重複がみられる。 ・そのため、重複感のある業務報告書と経営実態報告書との間で一本化、または有価証券報告書を提出している銀行持株会社・銀行に対する業務報告書提出義務の免除について検討頂きたい。これにより重複的な事務作業が削減され、例えば内閣府への非財務情報開示の充実につなげることも可能と考えます。 ・なお、「経済財政政策実現のための基本方針2022」(2022年6月7日閣議決定)における、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、取引所の四半決算短信に一本化する動きとも整合する要望であると考えられる。 ・なお、現在銀行などの特定事業会社は、第2四半期に中間財務諸表の作成が求められているが、この点も上記四半期報告書の提出と合わせて改訂がなされた場合には、当該改正に合わせる形で中間(連結)業務報告書の記載内容の見直しをお願いいたします。当該見直しがなされない場合、改正の趣旨である重複的な対応の効率化が図られない懸念がある。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成するとともに、銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととされています。	銀行法第19条、第52条の27 銀行法施行規則第18条、第34条の24	検討を予定	業務報告書については、銀行法に基づく主たる監督手段であり、業務報告書の提出義務の免除や記載項目の簡素化は困難です。他方で、金融機関における事務負担軽減の観点から、業務報告書の作成方式について簡素化の余地がないか、監督業務への影響も踏まえながら慎重に検討を行ってまいります。	
322	令和5年1月24日	令和5年3月13日	特定事業会社における中間(連結)財務諸表の見直し	・特定事業会社における中間(連結)財務諸表作成義務の見直し(特定事業会社の第2四半期も、四半期(連結)財務諸表を作成するとは異なる等)。 ・上記見直しに際して、実法が求める各種開示書類、連結業務報告書、ディスクロージャー誌などの開示項目についても、四半期連結財務諸表規則等と整合的な内容に見直し頂きたい。	・四半期報告制度が導入された際に、銀行・保険会社等の特定の事業を行う会社(「特定事業会社」)については、第2四半期連結会計期間にかかる四半期報告書について、通常の一般事業会社に求められる四半期報告書記載事項のほか、中間(連結)財務諸表の記載が必要とされた。 ・他方、中間(連結)財務諸表そのものを作成せず、必要な自己資本比率等に関する開示に基づき投資家や監督当局と適切な対話を行う等により、規制の目的は達成できると考えられる。加えて、中間監査は、四半期報告に対して行われる「レビュー」と比べて作業負担が重く、監査手法別の作業が増加し、監査報酬が高止まりする懸念とみられている。また、年度は異なる中間監査制度は、国際的にみても日本特有の考え方であり、国際的には第2四半期レビューであることが一般的であり見直しの余地がある。 ・金融審議会ディスクロージャーWG報告(2022年6月13日公表)では、「法令上の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、四半期決算短信への一本化を進める」等、四半期報告制度の見直しについて、「引き続き、議論を深めていく」とこととされている。特定事業会社に関しても、上記の要望趣旨を踏まえ、ディスクロージャーWGでの議論とも整合する観点(一般事業会社対比、必要以上の開示義務を課さない方向性)でこの機会を捉えて規制の見直しを頂きたい。 ・また、IFRSへの円滑な移行を促進する観点から、特定事業会社の中間(連結)財務諸表作成義務も見直していただきたい。	都銀懇話会	金融庁	銀行、銀行持株会社、保険会社、保険持株会社及び信金(金融法上「特定事業会社」と定義)は、現在、第2四半期報告書において、四半期連結財務諸表に代えて、連結及び単体の中間財務諸表と中間監査が求められています。	金商法第24条の4の7 第1項、金商法施行令第4条の2の10第4項、開示府令第17条の15第2項、第4号の様式記載上の注(30)、監査証明府令第1条第1項第12号	検討を予定	特定事業会社における中間(連結)財務諸表の作成義務は、銀行、保険会社等の単体かつ半期ベースで自己資本比率に係る規制を受ける会社については、こうした情報も重要な投資情報であると考えられることを踏まえたものであり、この趣旨から、中間(連結)財務諸表から得られる情報は引き続き必要です。また、特に銀行等においてとりわけ重要な勘定科目である貸倒引当金や有価証券の毀損損失等について、検証手段が質問や分析の手続きのみとなることで信頼性確保の水準が不十分になることへの懸念があるため、金融機関の健全性を確保するという監督上の観点から、現在の枠組みは維持される必要があると考えられ、こうしたことも踏まえ、慎重に検討する必要があります。	
323	令和5年1月24日	令和5年3月13日	投資専門子会社によるベンチャービジネス会社等への出資に関する規定(銀行法・会計規則上)	・投資専門子会社によるベンチャービジネス会社等への出資に関する規定(銀行法・会計規則上)	<提案理由の続き> 当該出資により30%超を取得した場合、会計上は「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」16(4)(以下、「VC条項」)により子会社該当性を検討することになる。 ・なお、VC条項には、子会社該当性の基準として、「当該他の企業との間で、当該企業取引して行っている投資又は融資以外の取引がほとんどないこと」が規定されており、銀行グループの子会社にも同様に適用される。 ・また、適用指針16は、「財務上又は営業上または事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合の規定である」と、人員派遣も論点となり得る。投資専門子会社が投資先に対して人員(代表取締役、業務執行取締役等)を派遣するケースがあるから、投資専門子会社から行う人員派遣は、一部の監査法人より、「企業会計基準第22号連結財務諸表に関する会計基準」上の「他の企業の意思決定機関を支配している」状態と見なされ、会計上も子会社と判定されかねず、人員派遣を制約しなければならぬケースが想定される。この結果、投資先へのノウハウを効果的に伝える可能性、投資専門子会社からベンチャー企業に経営ノウハウを伝達する可能性が生じ、将来のEXITを見据えたハンズオンでの投資先の支援に制限がかかってしまうことに繋がる。	都銀懇話会	金融庁	投資専門子会社を通じたベンチャービジネス会社等に係る会計上の(連結)子会社への該当性については、企業会計基準や同適用指針第22号16(4)により判断するものとされています。	企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表」における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針16(4)	検討を予定	投資専門子会社を通じたベンチャービジネス会社等への出資に係る会計上の連結子会社への該当性については、企業会計基準及び適用指針の適用実態について関係者から聴取を行った上で、適切な会計処理が行われるために必要な方策の検討を行ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
324	令和5年1月24日	令和5年7月12日	子会社対象会社・外国特定金融関連業務会社の範囲の見直し	<p>外国特定金融関連業務会社の要件緩和</p> <p>①対象となる金融関連業務について以下を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金移動 ・自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは第三種前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務 <p>②収入基準判定方法の要件についての見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総収入並びに相利益の双方又はいずれかが50%以上を占める外国の会社、に見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年銀行法等の改正により、国際競争力強化の観点から、「外国特定金融関連業務会社」の関連会社・子会社化が認められるようになった。 ・海外において、貸金業や資金移動業務等の金融関連業務を主に営むプレーヤーは、eコマース事業、マーケティング（デジタル、航空券予約等）による代理業、広告業など、本邦銀行法上の業務範囲規制における子会社対象会社以外の一般事業についても、現地法規制で業務として営むことが許容されていること。これらの会社を銀行関連業務化することは引き続き難しいケースあり。（本邦銀行法の業務範囲規制を遵守するよう形で関連法人等とした場合、出資先の現地での競争力を落とすことになりかねない。） ・加えて、「外国特定金融関連業務会社」において、eコマース事業を営む場合、これらは実態として本来のビジネスの目的である金融関連業務を強化する目的で取り扱う業務であるにも関わらず、総収入基準のみでみると、商品売上額が占める割合が会計処理上、金融関連業務による収入よりも高くなること懸念されることから、総収入だけでなく相利益の基準も追加することで、より実態に近い基準で判断することが可能となるため、要件追加を要望。 	都銀懇話会	金融庁	<p>(要望1) 銀行法第16条の2第6項第1号、第52条の23第5項第1号、銀行法施行規則第17条の4の4、第34条の18の3</p> <p>(要望2) 外国特定金融関連業務会社が法令において規定されている業務を主として営んでいるか否かは、総収入の50%以上を当該業務から生じる収入が占めているか否かで判断することとされています。</p>	<p>(要望1) 2021年11月に施行された改正銀行法等の趣旨を踏まえ、銀行グループの「海外で稼ぐ力」の強化の観点から、外国特定金融関連業務会社において営むことができる金融関連業務を追加すること、2023年6月30日に「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表についてを公表しました。</p> <p>(要望2) 外国特定金融関連業務会社が行う業務の「主として」という要件は、当該会社が銀行法施行規則に定める金融関連業務を主たる業務として行っているか否かを判断するために設けられているものです。相利益は、コスト等の調整により業務量や業務割合に関わらず変動しうることから、「主として」という要件の判断基準として適当ではなく、対応は困難です。</p>		
325	令和5年1月24日	令和5年6月15日	銀行持株会社における共通・重複業務の実施の必要性を高めるための例外措置について	<p>非公開情報授受規制の例外規定(金融商品取引等に関する内閣府令153条第7号イ以下)として、有価証券関連業務を行う第一種金融商品取引業者が銀行持株会社に対して共通・重複業務から必要な情報を委託する場合における、委託業務の遂行に必要な情報の授受を行う場合を追加する(委託先における他の情報と混同するといったような弊害を防止することを前提とする)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融法上の非公開情報授受規制は、優越的地位の濫用防止、利益相反取引の防止、顧客情報の適切な保護等を確保する観点から設けられた規制である。一方で、有価証券関連業務を行う第一種金融商品取引業者とその親法人等である銀行持株会社との間の情報授受に関しては、①銀行持株会社と銀行法上の業務範囲規制の観点から発行者等との関係で常時業務を実施することはなく、②銀行持株会社にその子会社等から提供される情報について銀行持株会社内において適切な分別管理(たとえば証券会社の顧客情報が他のグループ会社の情報と混同しないような措置等)等を講ずることができるのであれば、上記規制の趣旨に反するものでもなく、銀行などの親法人等又は子法人等と同等の規制を及ぼす必要はないと思われる。現行法においても、一部の関連会社等に関しては親法人等又は子法人等から除外されており、このことは、委託業務の遂行に必要な情報の授受に関して、必ずしも非公開情報授受規制からの弊害防止措置を取らなければならない場合を念頭に置いたものと理解している。 ・以上のとおり、銀行持株会社が共通・重複業務を実施することによる効率的な業務運営や金融仲介機能の強化という2016年銀行法改正の趣旨を汲み取ったため、また、その一方で銀行持株会社に関しては優越的地位の濫用防止、利益相反取引の防止、顧客情報の適切な保護等の観点から有価証券関連業務を行う第一種金融商品取引業者との間で情報授受することのリスクが必ずしも高くないと思われることを踏まえ、有価証券関連業務を行う第一種金融商品取引業者とその親法人等である銀行持株会社間の情報授受に関する規制緩和を要望する。 	都銀懇話会	金融庁	<p>有価証券関連業務を行う第一種金融商品取引業者とその親法人等又は子法人等との間で発行者等に関する非公開情報を受取るには、基本的に、当該発行者等の書面又は電磁的記録による同意が必要であり、銀行持株会社が有価証券関連業務を行う第一種金融商品取引業者に該当する場合も、この規制の対象となります。</p> <p>ただし、内部の管理及び運営に関する業務を行うために必要な情報を第一種金融商品取引業者がその親法人等である持株会社へ提供する場合等が例外とされており。</p>	<p>金融商品取引法第44条の3第1項第4号、金融商品取引法等に関する内閣府令第153条第7項第7号</p> <p>その他</p> <p>上場企業等の情報授受規制及び手続の簡素化については、金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告(令和3年6月18日公表)における提議を踏まえ、令和4年6月22日に、金融商品取引等に関する内閣府令等を施行し、上場企業等を対象とした新たなオプトアウト制度の導入等を行いました。</p> <p>ファイアウォール規制に関するその他の事項については、回ワーキング・グループ第二次中間整理(令和4年10月21日公表)における「顧客情報管理と利益相反管理、優越的地位の濫用防止の実効的な確保等の利用者保護の状況を適切に確認しながら、外務員の二重登録禁止規制や、中堅・中小企業や個人顧客の情報の取扱い等に際するファイアウォール規制のあり方について、利用者利便の具体的な向上にどのようなつながりがあるのかといった観点から、引き続き検討を行うことが考えられる。この整理を踏まえ、今後引き続きワーキング・グループにおいて検討していく課題です。</p>		
326	令和5年1月24日	令和5年2月16日	「犯罪発生報告」提出基準の見直し	<p>提出基準を「50万円以上」から「200万円以上」に変更する。</p> <p>(盗難カード、盗難通帳、インターネットバンキング、偽造カード一律)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法施行より18年経過した現在、各金融機関による報告義務の履行により、当初の目的である「同業を踏まえた業務の健全かつ適切な実施は、概ね達成されているもの」と思料。 ・一方、法施行時と比べ、近年詐欺やすり替え被害が急増し、各金融機関の報告負担が過大となる中、200万円未満の事案は、類似の手口が多かつ金融機関から上記の実態を踏まえ、真実及び金融機関間の事務負担を軽減しつつ、効率的に報告の目的(各金融機関の対応状況の把握、犯行態様の把握)を達成する手段として、提出基準の見直しを提案するもの。 	都銀懇話会	金融庁	<p>平成17年頃に偽造キャッシュカードを用いた犯罪が多発していたこと、また、平成18年に施行された予防金者保護法において、「罰は、金融機関が不正な払戻しを防止するために講じた措置について実施状況を把握すること、必要であると認めるときは、金融機関が適切な措置を講ずるよう必要な措置を講じなければならぬ」とされていることを踏まえ、所管の金融機関に対して、銀行法第24条第1項等に基づき、各金融犯罪に係る犯罪発生状況及び補償状況について報告を求めています。</p> <p>現在は、盗難キャッシュカード、盗難通帳に係る犯罪は被害金額50万円以上の事案について、偽造キャッシュカード、インターネットバンキング、連携サービスを通じた不正出金等に係る犯罪は被害金額に関わらず事案について、「犯罪発生報告」の報告対象としています。</p>	<p>予防金者保護法 銀行法第24条第1項</p> <p>検討を予定</p> <p>近年の銀行態様や金融機関からの報告内容等を踏まえ、「犯罪発生報告」の提出基準等の見直しについて、検討を開始する予定です。</p>		
327	令和5年1月24日	令和5年7月16日	銀行法と独禁法における出資規制の統一	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行業高度化等会社を、独禁法10条2項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社に追加し、金融庁の認可をもって、公正取引委員会の審査を不要として頂きたい。 ・あるいは、株式の同一性、意図の一本化によって所管省庁が異なるという理由で事業者の事務負担が増えないよう配慮頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行法と独禁法とは、法の趣旨が異なるとはいえ、類似の規定によって、各当局による二重の審査負担が生じており、直接銀行を監督する金融庁が、公正取引委員会と連携して事業者支配力の過度な拡大等を一併して審査することが効率的。 ・少なくとも、銀行持株会社グループ傘下にある銀行については、対象外にしていただきたい。 	都銀懇話会	公正取引委員会	<p>独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株式の議決権の5%(保険業を営む会社については10%)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制している。</p> <p>この制限を超過する議決権の保有等は、あらかじめ公正取引委員会の認可を受ける必要があり(同項ただし書)、認可制度の運用において、申請会社による当該議決権の保有等の必要性、当該議決権の保有から除くものとして公正取引委員会の事業者支配力増大のそのの有無及びその程度、並びに株式発行会社の属する市場における競争への影響を考慮して、認可の可否が判断されることとなります。</p>	<p>独占禁止法第11条</p> <p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項</p> <p>対応不可</p> <p>独占禁止法第11条の規制の趣旨は、銀行等が一般の事業会社と結びつくことによる競争上の問題を防止することにあるため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則で規定する会社は、特定目的会社及び金融に関連する業務を営む会社に限られています。これに対し、情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の特種可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社(以下「銀行業高度化等会社」という。)(銀行法第16条の2第1項第15号)には、一般の事業会社も含まれます。</p> <p>このような事情を踏まえ、銀行持株会社グループ傘下にあるかどうかとは関係なく、銀行業高度化等会社の議決権をその総株式の議決権の5%を超えて保有しようとする場合、当該保有等による事業者支配力増大の有無及び株式発行会社の属する市場における競争上の問題の発生のおそれの有無について、認可制度を通じて審査される必要があります。</p> <p>また、銀行法と独占禁止法は法の趣旨が異なるため、認可にあたっての審査の内容が異なり、銀行等による事業者支配力の過度の集中等の防止という独占禁止法第11条の規制趣旨の観点から当該委員会が審査をする必要があります。</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
332	令和5年1月24日	令和5年6月15日	保険募集における非公開情報保護措置の徹底	非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は徹底。	・銀行が保険を販売する際のみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外、銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。 ・すでに個人情報保護法に基づく利用同意を取得しているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、手続きが煩雑となっている(実務上、保険募集と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、総合的な金融サービスの提供を阻害)。 ・平成29年3月30日に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」原則のとおり「金融事業者は、顧客の資産状況、取引経歴、知識及び取引目的ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの提供を区分することにより顧客保護管理態勢の整備が求められるグループ金融機関間であれば、不正取引が起こるリスクは少ないと考える」。 ・後述的地位の適用リスクについては、非公開情報の保護措置に採らず、所属銀行およびグループ会社において後述的地位の適用防止に係る適切な管理態勢を整備することで対策する(必要に応じてその旨を監督指針等に明記する)ということも、十分考えられる。 ・実務上、金融機関が銀行代理業者となっている場合、銀行代理業者と他の金融サービスの提供を区分することは困難であるとして、グループ全体で総合的な金融サービスを展開する金融機関にとっては、本規制により結果として顧客へのより適切なサービス提供機会を阻害することとなり得る。	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置 保険募集業務以外の業務(融資等)において取り扱う顧客の情報(非公開金融情報)の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立ちて書面又は電磁的方法による説明を行い、事前に顧客の同意を得ることなく、保険契約の締結の代理や媒介をすることは禁止されています。また、保険募集において取り扱う顧客の情報(非公開保険情報)を保険募集業務以外の業務に利用する場合も同様です。	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 ・弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で内閣府内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時私終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。		
333	令和5年1月24日	令和5年7月12日	銀行代理業者における非公開情報保護措置の徹底	非公開情報保護措置について、個人情報保護法に一本化する方向で見直しを行い、銀行代理業者に適用する行政法施行規則の規程を撤廃(但し、所属銀行のグループ会社間の限定範囲とする)。	・すでに債権法に基づき、予め利用目的を明示して顧客の理解を得ているため、銀行代理業者を行う前に事前同意を取得する必要は乏しいものと考える。 ・債権法においては、グループによる個人データの共同利用の場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならないとする第三者提供から除かれ、グループ会社間の個人データの共同利用につき柔軟な対応が可能とされているところ(法23条5項3号)。銀行代理業者から所属銀行への情報提供である場合に、あらかじめ書面等による同意を取得が必要とされることにより、債権法の認定を受ける柔軟な共同利用の取り扱いが困難となっている。 ・非公開情報保護措置の趣旨は、銀行代理業者が他業を兼業する場合の一般事業者としての取引関係を利用した不正取引(抱き合わせ販売や情実融資および顧客情報の利用等)を防止するための措置であり(監督指針第2条(参照)、各業法等)により顧客保護管理態勢の整備が求められるグループ金融機関間であれば、不正取引が起こるリスクは少ないと考える。 ・後述的地位の適用リスクについては、非公開情報の保護措置に採らず、所属銀行およびグループ会社において後述的地位の適用防止に係る適切な管理態勢を整備することで対策する(必要に応じてその旨を監督指針等に明記する)ということも、十分考えられる。 ・実務上、金融機関が銀行代理業者となっている場合、銀行代理業者と他の金融サービスの提供を区分することは困難であるとして、グループ全体で総合的な金融サービスを展開する金融機関にとっては、本規制により結果として顧客へのより適切なサービス提供機会を阻害することとなり得る。	都銀懇話会	金融庁	銀行代理業者は、銀行代理業者において取り扱う顧客に関する非公開金融情報について、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得なければ、兼業業務に利用することができません。また、同様、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報を銀行代理業者に利用する場合についても、顧客の同意が必要となります。 ・銀行代理業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報を所属銀行に提供する場合、顧客の同意が必要となります。	銀行代理業者において、個人情報の利用目的を明示している場合であっても、非公開情報の利用について顧客の同意無しに認めることは、兼業する一般事業に係る取引者に対する後述的地位の適用防止等の顧客保護の観点から問題であると考えられます。 一方、銀行グループに属する銀行代理業者の場合、銀行持株会社又は親銀行によるグループ管理を通じて、顧客情報を適切に取り扱う体制が整備されていることなどから、非公開情報保護措置を講ずる義務を非適用することとし、2023年6月30日に「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について公表しました。		
334	令和5年1月24日	令和5年2月16日	子法人等・関連法人等新取得時等の重複的な行政手続きの簡素化	重複的な行政手続きについて、添付書類含め、一本化等簡素化。	・重複的な行政手続きを簡素化することにより負担軽減、手続き遅れの防止	都銀懇話会	金融庁	銀行法上、銀行又は銀行持株会社が特殊関係者を新たに有することとなった場合及びその特殊関係者以外の他の適切な方法により当該顧客の同意を得なければ、兼業業務に利用することができません。また、同様、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報を銀行代理業者に利用する場合についても、顧客の同意が必要となります。 ・銀行代理業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報を所属銀行に提供する場合、顧客の同意が必要となります。	銀行法第52条の39第1項、第2項、第53条第1項第8号、第3項第9号 銀行法施行規則第34条の39、第35条第1項第15号、第16号、第3項第12号、13号 金融商品取引法第50条第1項第8号 金融商品取引業等に関する内閣府令第198条第3号、第200条第4号	銀行法に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分(適格格付機関に関する告示) ・金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第25条	各業法に基づく届出は、各業法の趣旨に照らし、監督上、必要なものとして届出を求めているものでありますが、その要否については引き続き検討してまいります。 なお、各業法等に基づく届出内容に重複がある場合については、手続きの簡素化の観点から、運用上の課題として引き続き検討してまいります。
335	令和5年1月24日	令和5年2月16日	サブスクリプションモデルによる信用格付に関する法制整備	「サブスクリプションモデル」による信用格付行為を、バーゼルⅢの適格格付として参照することが可能とする措置をお願いしたい。	・2024年に我が国で施行されるバーゼルⅢでは、IOSCO基本行動規範においてサブスクリプションモデルが認められていることを前提に、当該格付をバーゼルⅢの適格格付として参照することが認められているが、本邦では金融法の内閣府令が改正されていないために、邦銀に関しては、斯かる枠組みが利用できない事態になりかねない状況。 ・特に、我が国では、「信用格付業者」の信用格付は主に社債発行の際に付与されるが、本邦上場企業、非上場企業(上場企業子会社を含む)とも社債を発行していないケースが多く、信用格付のメリットは限定的となっている。そのため、本邦格付が利用できない場合、外部格付を有しない企業は、バーゼルⅢ施行後、当該企業の実態の信用力に関わらず、銀行の規制上のリスク評価において「無格付先」として一律不利(RW100%)な取扱が行われることになる。 ・我が国の金融システムの構造や社債発行の状況を鑑みれば、我が国こそ斯かる枠組みを活用して格付カレッジを拡大し、より円滑な金融の確保を図る必要があり、国際的なルールと国内法制の不整合は速くとも2024年3月までに解消された。サブスクリプションモデルによる信用格付が法令上規制された適格格付となることで、格付機関における新たな格付サービスも検討可能になるものと考えられる(現在は法整備が行われていないため、民間において、斯かるサービスの検討が開始できない状況)。	都銀懇話会	金融庁	本邦の自己資本比率規制上、標準的手法による審査法人等に対するリスク・ウェイトは信用格付に応じて取扱われることとなっており、無格付先の場合は基本的にリスク・ウェイト100%が適用されます。また、同規制上、リスク・ウェイトの判定に用いられる信用格付は、非依頼格付であってはならないほか、金融庁長官が適格格付機関に関する告示に定める格付機関により付与されたものに限られます。	・銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分(適格格付機関に関する告示) ・金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第25条	ご提案の「サブスクリプションモデル」による信用格付は、適格格付機関に関する告示における適格性の基準等に照らし、客観性や透明性の確保等について課題があるものと考えられます。自己資本比率規制上の適格格付として参照することの可否については、これらの点を踏まえつつ、本邦規制枠組みとの整合性にも配慮した上で、慎重に検討する必要があります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
336	令和5年1月24日	令和5年2月16日	健全なカードボンド市場の発展のためのルールの明確化	銀行法上の監督指針において、以下に関するカードボンド発行に係るルールを明確化していただきたい。 ・発行体の資格性に関するルール ・カーブール(裏付資産)に関するルール 一適格担保 一担保として差し入れる額(総資産対比) 一超過担保の金額 一担保評価の回数 ・カーブールの管理に関するルール 一独立の監視人によるモニタリング ・カーブールが主要契約の附示に関するルール ・当別発行報告に関するルール	・本邦では、2018年11月に初めて住宅ローン債権を担保としたカードボンドの発行が行われ、今後も、邦銀が海外展開の拡大を図る上で、重要な外資調達手段の一つとして発行が拡大する可能性がある。 ・現在、本邦ではカードボンドに関する明確なルールが存在しないため、投資家は上記バーゼルIIIコンプライアントなカードボンドとみなすことができず、邦銀は、①飲銀対比高い調達コストとなるを避け、②安定的な投資家層の確保に制約が生じるなど、国際競争力の観点からも本邦が劣っている。実態上も、現に邦銀においてカードボンドの発行事例が出てきている中で、当局の監督対象とすることは、預金者・カードボンド債権者、金融システム安定等の観点から意義があると考えられる。 ・以上の状況を踏まえ、カードボンドの発行が本格的に拡大する前に、監督指針において一定のルールを定めていただくことを要望する。	都銀懇話会	金融庁	日本においては、諸外国で見られるようなカードボンド発行に係る特別のルールは整備されておらず、	なし	検討を予定	カードボンドは発行体の資産の一部を担保として発行され、発行体が破綻した際にカードボンド保有者に対する優先弁済に充当するため、一般の預金者に対して弁済率の低下を通じた損失を与える可能性も否定できず、預金者保護の観点から検討する必要性があると考えられます。 また、ルール下で発行されたカードボンドにバーゼルIII規制が認められた場合には、投資家等その野の拡大により発行体の安定した外資調達と調達コストの低減にも資すると考えられますが、必要なルール内容に関しては、諸外国のルールと比較しながら、慎重に検討する必要があります。
337	令和5年1月24日	令和5年2月16日	FVA(ファンディング詳細)ヘッジ取引のマーケットリスク相当額の資本賦課適用除外	FVAヘッジ取引に対するマーケットリスク相当額の資本賦課適用除外	・規制上のルールが不備であることにより、本来不要な資本賦課を行わなければならないことは本邦金融機関の国際競争力を低下させることに繋がるため。 ・OVAR(リスク相当額)に対する金利・為替のヘッジ取引が資本賦課適用除外の取り扱いとなっていることと整合的ではなかった。	都銀懇話会	金融庁	銀行がFVAの変動を抑制するためのヘッジ取引を行う場合にあっては、当該ヘッジ取引に対するマーケットリスク相当額の資本賦課を適用除外とする旨の規定が置かれていないため、告示第11条等に規定される、マーケットリスク相当額の計対象とすることが求められます。	銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に関する自己買入の売却の状況が適当であるかどうかを判断するための基準	検討を予定	FVAヘッジ取引に係るマーケットリスク相当額計測のあり方については、国際的な動向や本邦金融機関の実態等を踏まえながら、FVA及びFVAヘッジ取引の両面から検討してまいります。 なお、OVARのエクスポージャー変動をヘッジする目的で行うヘッジ手段について、一定のものに限り、マーケットリスク相当額から除外することができる現行規制上の取扱いには、バーゼルIIIにおける「OVARの枠組みの見直し」の実施を見据えて導入されたものです。
338	令和5年1月24日	令和5年2月16日	資本関連規制(自己資本比率等)の適用対象の整理	・自己資本比率およびレバレッジ比率の適用対象の整理。 G-SIBsに関しては、主要子会社である傘下銀行に対する損失吸収能力はTLAC規制により確保されていることから、銀行連結と銀行単体規制を並列に規制対象とする場合は過剰であり、少なくとも銀行連結が規制対象である上は銀行単体への規制は廃止すべき。 ＜整理案＞ 自己資本比率: 持株連結、銀行連結(銀行単体を廃止) レバレッジ比率: 持株連結、銀行連結(銀行単体を廃止) 資本ハフナー比率: 持株連結(不変) 外部TLAC比率: 持株連結(不変) 内部TLAC額、銀行連結(不変)	・持株会社の機能拡充に伴う銀行法改正やシングルポイント・オブ・エントリー(SPE)アプローチでの破綻処理態勢の整備等、持株会社および傘下銀行を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、既存規制の枠組みに新たな規制を併に追加するのではなく、それぞれ規制の目的や意図を踏まえつつ、重複する枠組みに関しては、随時整理を行っていく必要があり。	都銀懇話会	金融庁	持株連結・銀行連結・銀行単体について、自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制を課しています。	銀行法第14条の2、52条の25 関連施行令・銀行規則・告示	対応不詳	銀行法の目的である信用維持、預金者等の保護及び金融の円滑を図るためには、銀行の健全性を確保することが必要です。連結規制のみでは銀行の健全性を確保することは困難であるため、自己資本比率及びレバレッジ比率における銀行単体の規制を廃止することは適当ではないと考えられます。
339	令和5年1月24日	令和5年6月15日	銀行持株会社のIFRS任意適用に向けた子証券会社の業務負軽減(川下連結規制によるIFRS適用解禁)	金融商品取引法(以下、金商法)上の証券連結規制(財務報告)のうち、川下連結規制では認められているIFRSの適用、川下連結規制適用会社にも許容して頂きたい。また、IFRS適用の取り扱い、厳格な要件を課することが無いようにご留意頂きたい。	・銀行/銀行持株会社のIFRS任意適用に向けた課題の一つとして、グループ会社の決算関連業務負担の増大がある。 ・銀行証券会社が子会社を持つ場合、金商法上の川下連結規制の適用を受け、証券会社を親会社とするサブ連結決算および連結自己資本規制対応が必要な状況である。 ・川下連結規制に用いる会計基準に関しては、現行法上、日本基準のみが認められており、条文上IFRS適用は不可。 ・現行法のまま銀行証券会社の親会社である銀行持株会社(以下、FG)がIFRSを任意適用した場合、証券会社では、FGグループの連結IFRS、証券サブ連結(=川下連結)は日本基準となり、二者の連結決算が必要となり、業務負担が認められて大きい。(※) ・銀行証券会社の業務負軽減のため、川下連結規制における財務報告において、IFRSの適用も容認していただきたい。 また、IFRSの適用を許容する場合、次の点にご留意頂きたい。有価証券報告書提出義務がない銀行証券会社は、金商法上連結財務諸表の監査を受けておらず、川下連結規制上は、非監査の連結財務諸表をベースに計算が行われる(現在の日本基準も同様)。したがって、川下連結規制上、IFRSの適用を容認するにあたっては、「連結財務諸表等規則上の特定会社を要件を適用する」といった、厳しい要件を課することが無いようご留意頂きたい。 (※)FGの子銀行の場合には、FGが任意適用した場合には、子銀行もIFRSを任意適用することを前提として、子銀行の連結自己資本比率規制をIFRSベースで算定することが可能。	都銀懇話会	金融庁	特別金融商品取引業者が提出する事業報告書(連結)は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行(日本基準)に従い作成することとしています。	金融商品取引業者等に関する内閣府令第208条の12、第208条の13、別紙様式第17号の4 特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に関する当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実に係る状況が適当かどうかを判断するための基準を定める件(金融庁告示第128号)	検討に着手	銀行法施行規則等の改正(平成28年11月)により、銀行/銀行持株会社における各種報告書等についてIFRS対応が可能となった。IFRSの任意適用企業の拡大促進及び業務負担軽減の観点等も踏まえ、改正について検討したいと考えております。
340	令和5年1月24日	令和5年7月12日	海外金融機関発行のカード取付時の利息制限法の適用明確化	訪日外国人が海外金融機関発行のカードを用いてATMで出金した場合に徴求するATM利用手数料は、利息制限法施行令(条)で定められた利率とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の額に制限されるものではないことを明確化していただきたい。	・将来的な訪日外国人増加を見据え、主要行等では、政府の要請等も受けて、海外金融機関が発行するカードでも現金自動機(ATM)から現金を引き出せるサービスを開始。 ・一方、当該カードの保有者である非居住者が出金した際に当該者の海外金融機関の預金残高が不足する場合、当該海外金融機関において当座貸越や貸出等が行われる可能性あり。したがって、かかる貸付行為はあくまで当事者間の取引であって、邦銀は、当該貸付を通知せず、約定条件を不通知。 ・この場合、当該海外金融機関に対しては、資金決済法や利息制限法が適用されるものと理解。また、ATMの利用手数料が現金で定める範囲(1万円以下の額:110円、1万円を超える額:220円)を超える場合には、当該手数料は利息とみなされ、約定金利とあわせて計算した利率が利息制限法の上限を超えるときは、その超過部分が無効となり得るものと理解。 しかし、これらの法令の名義人はあくまで貸出当事者である海外金融機関であって、邦銀は取引に関与せず、約定内容についても不通知であることに鑑みれば、海外金融機関が発行するカードの利用手数料は、利息制限法施行令で定める利率とみなされない額に制限されるものではないと考えるのが合理的と考えられる。 ・仮に、かかる取引において当事者でもない邦銀が徴求するATM利用料が利息制限法に制限されるとすれば、本サービスにおいて、海外ブランドのネットワーク利用、国際セレクト・ITP+基準の適用により、収益対比、多額のコストが発生するなど、適切な収支の維持が不可成となり、海外発行カードのキャッシュポイントの拡大に大きな制約になることが危惧されるもの。	都銀懇話会	金融庁 法務省 消費者庁	出資法上の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して貸付け取り、又は支払金額が1万円以内の場合には110円、1万円を超える場合は220円までとされており。	利息制限法施行令第2条 その他	訪日外国人が海外金融機関発行のカードを用いてATMで出金した場合に徴求するATM利用手数料が利息制限法の適用を受けるか否かは、ATMを設置している金融機関と海外金融機関との契約の内容や具体的な金融の流れ等に応じて個別に判断されるべきものであり、一律に是解をお示しすることは困難です。 なお、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえ、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
341	令和5年1月24日	令和5年2月16日	(マイナンバー)本人確認書類について、本人確認を対面で行う場合の取扱いはどうしている	本人確認書類(要理由目録に掲載の図をご参照)において、本人確認を対面で行う場合は、本人確認書類(原本)の「提示」を受けることが原則とされているが、郵送を行う場合と同様、本人確認書類の写しの「提出」で可していたいただきたい。	・マイナンバーカードの普及率が低く、マイナンバーの提供を受ける取引について、対面(店頭・渉外等)での円滑な申込受付等に支障をきたしている。有効性(住所変更の有無等)を確認したうえであれば、郵送の場合と同様に、本人確認書類(写し)の提示でも取扱可能と考えられる。 ・特に中小法人の役員は、総務部署にマイナンバーの写しを提出しているケースが相対的にあり、写しの提示で取扱が許容されれば、原本を持たない役員からの新たな取扱取引等の申し出に対処可能なもの。 (長期、法人取引先への訪問時、法人オーナーや当該取引先の役員から控役口座開設等の申し出を受けるも、原本はないが、会社し写しなどという事例が散見。現行ルールでは、先方に当日取引の意向があっても、至日以降の書類を案内せず事務終了。顧客利用に一部支障の発生が先取り確認の旨を旨と合わせていうこと。) ・また、非対面チャットでの控役口座開設においても、撮影された本人確認書類が写しの場合、取扱不可としている現状。上記要望が実現すれば、円滑な非対面取引の普及にも繋がるもの。	都銀懇話会	デジタル庁	マイナンバーの提供を受ける際、その真正性の確認を行わないと、他人の個人番号を告知してなりすましを行う行為を防ぐことができないため、本人から対面によりマイナンバーの提供を受ける際には、マイナンバー(法)に基づき、「個人番号カード」又は「マイナンバー」の記載された住民票の写し及び運転免許証、運転経歴証明書など身元確認を行うことが必要である。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第16条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第12条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条、第2条及び第11条	対応不可	制度の現状に記載のとおり、なりすましを防止する観点からは、原本による本人確認措置を実施するべきであると考えますので、ご理解いただけますと幸いです。	
342	令和5年1月24日	令和5年2月16日	商品先物取引法における6年ごとの外務員登録更新の徹底	外務員登録後、6年ごとに更新を受けなければならないという規定を撤廃。	・銀行が取り扱うデリバティブ取引は、事業会社等の金利上昇リスク、為替変動リスク、商品価格変動リスク等のヘッジを目的としたものが大半であり、個人を対象としたデリバティブ取引は行っていない。その中で店頭商品デリバティブ取引については、金利スワップ等に比べ販売対象となる事業会社が限定的、かつ規制対象外または特定委託者に該当しない場合であっても、特定当事者に該当することが多く、所謂プロに該当する顧客の割合が金融法よりも多いという事実がある。 ・また、デリバティブ取引の結算等を行う上で更新の旨を旨と合わせていうこと。) ・銀行は日本証券業協会、金融先物取引協会および日本商品先物取引協会がそれぞれ日本証券業協会、金融先物取引協会および日本商品先物取引協会がそれぞれ外務員登録時に求める試験・研修以外にも職員に対し様々な研修コンテンツ・研修機会等の提供を行い、十分な顧客保護、説明責任を立っている。 ・我が国の商品市場の発展・活性化の観点からも、業者に対する過度な負担は排除すべきであり、6年ごとに更新を必要とする規定を撤廃していただきたい。 ・一方で商品市場の発展・活性化には顧客保護が大前提となることも事実であることから、外務員の更新に係る規定は、日本商品先物取引協会の「会員等の外務員の登録制に関する規則」に定めるところとし、その場合にのみ法人のみを販売対象とする業者については、更新の対象外としていただきたい。	都銀懇話会	経済産業省 農林水産省	商品先物取引法(昭和25年法律第239号。以下「法」といいます。) 第200条第1項及び第7項の規定により、商品先物取引業者の外務員は主務大臣(農林水産大臣及び経済産業大臣)の行う登録を受けなければならない。一度登録を受けてもその更新を受けないまま6年を経過すればその効力は失われる(6年ごとに更新を受けなければならない)とされています。法第200条第5項の規定により、主務大臣は、法第201条第1項の規定に該当しない限りは登録を行わなければならない。	検討を予定	外務員登録の更新制度については、外務員の資質の向上により委託者保護の一層の充実に資する観点から設けられております。こうした間制度の趣旨を踏まえつつ、法執行の実効性を確保する観点から、検討を行ってまいります。	
343	令和5年1月24日	令和5年2月16日	商品先物取引法における6年ごとの商品先物取引業者の許可更新の徹底	商品先物取引業者が行う法第190条第2項の規定に基づく6年ごとの許可更新の徹底もしくは許可更新の簡素化。	・商品先物取引業者が通常提出している書類(届出事項)と6年ごとの許可更新時に提出する申請書類との間に重複がある。 ・許可を受けてから次回許可更新までの6年間の間に、商品先物取引業者に問題がなかった場合には、許可取り消しがなされることが法第208条に規定されている。 ・許可申請書類提出後、更新の旨を旨と合わせていうこと。) ・商品先物取引業者の処分規定があることから、6年ごとの許可更新を廃止していただきたい。 ・しかし、許可更新の簡素化を次の観点で検討していただきたい。具体的には、年次での事業報告の提出(前年期末)と年次更新の旨を旨と合わせていうこと。) ・また、重複する事項はどちらかの書類に片寄せし、年度作業と6年ごとの作業を統合したことを検討していただきたい。また、提出書類が会社HP上にあるものについては、HPアドレスでの提出を認めていただきたい。	都銀懇話会	経済産業省 農林水産省	商品先物取引法(昭和25年法律第239号。以下「法」といいます。) 第190条第1項及び第2項の規定により、商品先物取引業者を行うためには主務大臣(農林水産大臣及び経済産業大臣)の許可を受けなければならない。一度許可を受けてもその更新を受けないまま6年を経過すればその効力は失われる(6年ごとに更新を受けなければならない)とされています。主務大臣は、法第193条各号に掲げる基準全てに適合していると認めるときでなければ、許可(許可の更新)をしてはなりません。	検討を予定	商品先物取引業者の更新制度については、商品先物取引業者の資質の向上により委託者保護の一層の充実に資する観点から設けられております。こうした間制度の趣旨を踏まえつつ、法執行の実効性を確保する観点から、検討を行ってまいります。	
344	令和5年1月24日	令和5年6月15日	投資一任契約に係る契約締結前交付書面および契約締結時交付書面記載内容の変更	契約締結前交付書面および契約締結時書面の記載事項を「投資判断者氏名または投資判断者の属する部署および役職」(例:〇〇部部長)としていただきたい。	・異動等により投資判断者の変更が明らかとなった後、新投資判断者の着任までに契約締結前交付書面の改定・印刷・営業店への配達を完了することは時間的に困難。 ・配達完了までの間、営業店では投資判断者の変更を記載した書面を印刷し、旧投資判断者氏名が記載された契約締結前交付書面・契約締結時交付書面とともに説明・交付する必要があるが、差込み対応等の事務負担が発生する。 ・投資判断者氏名は内閣府において、「顧客の判断に影響を及ぼす」として重要なものと定められているが、現在はチームで運用することが多く、個人のみで顧客の判断に影響するケースは極めて限定的であると考えられる。 ・むしろ、個人の氏名に代えて、投資判断を行う部署および役職を記載する方が実質的な判断につながるのではないかと考える。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは契約締結前の書面を、金融商品取引契約が成立したとき等は契約締結時の書面を、それぞれ交付しなければならないこととされています。当該書面の記載内容については、金融商品取引契約の概要等の共通記載事項のほか、契約の種類ごとに特別が定められています。 投資一任契約に係る書面については、投資一任契約に基づき顧客のために投資判断を行い、又は当該投資判断を行うとともに、これに基づき投資を行う者の氏名を含む事項を記載することとされています。	対応	契約締結前交付書面及び契約締結時等交付書面の記載事項については、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理(令和4年6月22日公表)における提言等を踏まえ、令和4年12月23日に、金融商品取引業者に関する内閣府令の改正に関するパブリックコメントを実施しています。	
345	令和5年1月24日	令和5年3月13日	賃貸住宅の騒音基準について	建築基準法で賃貸住宅の床(天井)や壁の遮音性の厳格な基準を設けて、自宅というプライベートな空間の一般的な生活音を隣室との騒音トラブルという問題に矮小化していたいただきたい。	マンションやアパートの騒音トラブルが後を絶ちません。会社の借り上げ社宅制度などで物件を選べないのにも関わらず、日本の紙でできたような壁を持つテラスハウスやアパートは欧州の集合住宅と違いまったく防音の役も立ちません。 この防音性の低さから隣人から夫婦の会話を英語教材として録音・販売されたり、他にもプライベートな生活音が漏れ出しています。 https://39mag.benesse.ne.jp/lifestyle/content/?id=19493 https://twitter.com/natsu3711/status/1465738905320283887?vid=20&t=0HcXLUl3lyDIYjXSECBgw	個人	国土交通省	共同住宅や長屋における各戸の独立居住性を確保するため、建築基準法第30条では、各戸の扉壁に遮音性を求めるとともに、扉壁を小壁又は天井裏に達せしめることを規定している。具体的には、建築基準法施行令第22条の3において、対象となる扉壁の透過損失の下限を定めている。この性能を確保する構造としては、一般的な仕立てとして告示に定める構造と、国土交通大臣による構造方法等の認定を受けた構造がそれぞれ定められているところである。 また、日本住宅性能基準及び評価方法基準においては、扉壁の扉壁や上下階との扉壁に関して基準が設けられているところである。	対応不可	建築基準法第30条、建築基準法施行令第22条の3 建築基準法は国民の健康、生命及び財産の保護を図ることを目的として建築物の構造に関する最低の基準を定めるものであることから、扉壁の遮音性を確保しているところ。より高い性能の住宅については、住宅性能表示制度等の活用を積極的に促進しているところ。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
346	令和5年1月24日	令和5年2月16日	指定自動車教習所におけるオンライン学科教習に係る規制の緩和	指定自動車教習所で行われる録画配信方式によるオンライン学科教習について、当該指定教習所を選任された教習指導員以外の教習指導員も認めてほしい。	現在道路交通法により指定教習所では、管理者の義務として、教習をその教習所を選任された教習指導員以外の者に行わせてはならないと規定されています。これは録画配信方式によるオンライン学科教習についても例外ではありません。交通の安全を高めるためとした交通ルールや教本による指導内容はおおむね全国一律であるにも関わらず、たとえば当該学科教習中に指導員が交通情勢や地域特性について付け加えたとしても必ず、それぞれの教習所において、現に選任されている者によって録画された録画ファイルが使えないと一律に決まっていることに合理的理由はないと思います。また指導員数が20年前より割増減していることや、受験資格特殊教習の導入や取替講習/高齢者講習等によって指導員の負担は増え続けており、例えば教習所によっては指導員不足で二種の学科教習を行えないために現に他の二種免許を取得している者についてのみ二種の教習を行う等といった措置をとっているところもあります。教本がどこでもおおむね同じものが使われているように、学科教習で行う部分のうち、全国で共通する内容は全国で共通する録画ファイルを使えるようにすればそうした指導員の負担軽減だけでなく、昨今のバストラックドライバー不足を和らげる一助にもなるのではないのでしょうか。	個人	警察庁	自動車教習所の設置者又は管理者は、当該自動車教習所において行う自動車の運転に関する教習の水準の維持向上に努めなければならないこととされており、また、指定自動車教習所の管理者は、技能教習及び学科教習を行わせるため、教習指導員を選任しなければならないこととされています。	道路交通法第98条第1項、第99条の3第1項	対応不可	学科教習の水準を維持するため、学科教習は指定自動車教習所の管理者が選任した教習指導員が行うこととされており、この点はオンライン学科教習においても同様であることから、御提案に対応することは困難です。	
347	令和5年1月24日	令和5年2月16日	使用済乾電池およびリチウムイオン電池の回収体制強化	電池回収は自治体及び業界団体が行っているが、電池販売チャネルの多様化に現行の回収体制が追いついていない現状がある。そのため一般の可成りごみと一緒に回収され、ごみ収集車や焼却場の火災危険につながっている事業者が毎年起きている。このような事態を防ぐためにも改めて徹底的な回収ルールの整備や回収チャネルを増やすなどの対策をお願いしたい。	乾電池・ボタン電池の回収は自治体(市区町村)と(一社)電池工業会が、リチウムイオン電池の回収は(一社)JBRCが行っている。 https://www.baj.or.jp/battery/recycle/index.html https://www.jbrc.com/ 乾電池回収ボックスの設置場所は市町村の判断にゆだねられており、地方では地元商店街・商工会の個人商店や地場資本のスーパー等に設置されていることが多く、地場資本以外の商店やコンビニに回収ボックスが設置されることはほぼ稀だ。 リチウムイオン電池の回収場所は上記のJBRCのサイトから検索可能であるが、検索ページがスマートフォン非対応かつ利用可能なのが朝7時から24時50分までと時間制限がある。また検索でヒットした回収店に持ち込んで、発火の恐れがあるため回収ボックスを置かずジャンクセンターでの対応回収に限定されている企業や、店内商品を購入した人限り電池を回収するという社内ルールを設けている企業もある。またJBRCによる回収は会員企業が販売した電池のみであるため、ネット通販で購入したような海外メーカー製品はリサイクルに結びつかない。そうした製品については自治体に相談するようJBRCは呼びかけているが、電話を受けた自治体はJBRCに問い合わせるよう伝えるだけで返りとなり。 国が強制的ではなくても標準ルールや回収方法を幅広く示すだけでも、資源のリサイクルが一層進むことが期待できる。	個人	経済産業省 環境省	一般廃棄物の処理については、市町村がその処理全体について統括的な責任を有しており、分別回収の方法は市町村の状況に沿って決められております。リチウム蓄電池等についても、市町村の収集・処分体制に応じた回収方法がとられています。 収集・運搬については、市町村が自ら行うほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき許可や委託を受けた者が実施できます。 これに加えて、廃棄物処理法に基づく広域認定制度の認定を受けたリチウム蓄電池等の製造・販売メーカーは、自社製品のリチウム蓄電池を回収・処理することができます。 また、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下「小型家電リサイクル法」という。)に基づき再資源化事業者の認定を受けた者は、同法施行令に規定する28品目について、リチウム蓄電池を搭載した小型家電を回収・処理することができます。	廃棄物処理法第7条第1項 廃棄物処理法第9条の9 広域的処理に係る特別の対象となる一般廃棄物(環境省告示) 小型家電リサイクル法第10条 資源有効利用促進法第21条 資源有効利用促進法第22条 密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の廃棄物密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令	現行制度下で対応可能	一般廃棄物の処理については、市町村がその処理全体について統括的な責任を有しております。また、資源有効利用促進法及び広域認定制度による製造・販売事業者による自主回収や小型家電リサイクル法の認定事業者による回収が実施されています。廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるという国の責務に基づき、環境省では、リチウム蓄電池等を原因とした火災発生状況や、市区町村における先進的な対策事例等を取りまとめたリチウム蓄電池等処理困難物対策を令和4年4月1日に公表しており、例えば、公共施設において小型家電の回収ボックスを設置するなどの回収事例や、JBRC回収対象外製品は他の乾電池等の回収と併せて水銀含有廃棄物処理委託業者へ引き渡している事例等についても紹介し、自治体において活用いただけるよう横展開を図っております。	
348	令和5年1月24日	令和5年2月15日	銀行等による保険募集に関する弊害防止措置等の実効性確保	銀行等による保険募集に關し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置について、保険契約者等の保護の観点から引き続き維持し、実効性を確保していただきたい。	・銀行等による保険募集においては、銀行等による事業性資金の融資先や融資申込中の顧客が当該銀行等の影響力を受けやすい(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)ことから、銀行等が事業性資金の融資業務を通じて有する多大な影響力を利用して不適切な保険募集を行うことにより顕在もしくは潜在的に弊害が生ずる等、特有の弊害が生じる。このため、銀行等による保険募集は「保険契約者等の保護に資するおそれが少ない場合(保険業法第275条)」に限り認められるものとされ、消費者や中小企業等の視点から見て弊害防止措置等が設けられている。 ・銀行等による保険募集の実態に係る3年間のモニタリング結果等を踏まえて必要な見直しが行われた際にも、モニタリング結果では、銀行等による優越的地位の濫用防止に向けた体制整備が不十分であるといった検査指摘が引き続き見られたことから、これらの規制は引き続き維持する(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)こととされている。 ・これらの措置等は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護を図る上でいずれも必要不可欠なことから、その実効性を確保していただきたい。	第一生命 保険株式会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムズ規制 ・担当当局規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講ずる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
349	令和5年1月24日	令和5年2月15日	法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールの維持	生命保険募集人である法人がその従業員等に対して行う生命保険の募集に係るルールについて、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。	・生命保険募集人である法人がその従業員等に対して生命保険の募集を行うことについては、法人がその従業員等に有する強い影響力を利用して不適切な保険募集を行う等の弊害が発生する蓋然性が高い。このため、現行の制度では、生命保険募集人である法人が行う生命保険の募集の範囲について、一定の制限が設けられている。 ・現行の制度は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護を図る上で必要不可欠なものであり、引き続き維持していただきたい。	第一生命 保険株式会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(1)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑みられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
354	令和5年1月24日	令和5年2月16日	法定経営指導員の外部人材開放	<p>小規模事業者支援の現場においては、コンサルティング能力が高い外部人材に経営診断を任せたいが、このような外部人材は、商工会・商工会議所との専任雇用契約を締結しているわけではなく、顧問契約・業務委託契約の形で従事している。</p> <p>一方、現在、法定経営指導員に就任できるのは、商工会・商工会議所等の役員に限定されている。このため、どれだけの能力・経験・実績があったとしても外部人材は法定経営指導員に就任することができない。これは、よほど支援拠点のコーディネーターは業務委託契約で外部人材を活用していることからむしろ逆効果を誘っている。極端な例では、実質的に小規模事業者支援事業に従事している外部人材が法定経営指導員に就任できないため、事業に従事している「商工会・商工会議所の職員が名ばかり法定経営指導員になって体裁を整えている。支援を受ける小規模事業者側からしても、誰が本当の責任者なのか分からない状況にある。また、経営発達支援計画を作成する商工会・商工会議所にとっても実態にそぐわない規制となっているため、商工会・商工会議所等の役員要件を撤廃すべきである。</p> <p>この規制を導入した令和元年改正法では、改正法の施行後5年を目途に見直しを検討することある。現場の実態を踏まえて、商工会・商工会議所等の役員要件を撤廃に向けた手続きを進めていただきたい。</p>	個人	経済産業省	<p>法定経営指導員は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第5項に規定する経営指導員を指しております。現状の制度としては、法定経営指導員になれる者の範囲として、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則第7条第1項から第5号のいずれかに該当することが要件とされており、そのうち第1項にて「商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成会員とする団体の役員又は職員である者」であることが要件とされているものとなります。</p>	<p>商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第5項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第5項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則第7条第1項第1号</p>	対応不可	<p>法定経営指導員は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に位置付けられている計画の策定・実行の責任者となるが、計画の実行に際して、なんらかの問題が生じた場合、商工会及び商工会議所の役員員であつて、法定経営指導員の自身としての責任問題に加え、商工会及び商工会議所の職員の問題として、組織としての対応も可能になるものと見えます。</p> <p>こうした観点から、第7条第1項に規定する「商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成会員とする団体の役員又は職員である者」の要件は、引き続き、必要ないと考えています。</p>	
355	令和5年1月24日	令和5年2月16日	銀行等による保険販売の抑制の維持・強化及び実効性確保	<p>銀行等による保険販売については、消費者保護や公正な競争条件の確保の観点から弊害防止措置が定められているが、2012年4月に一部の規制が緩和された以降も依然として圧力募集等の問題事例が発生しているため、弊害防止措置の維持・強化、実効性確保に向けた対応が必要と考える。</p> <p>具体的には、「融資先販売規制」については2012年4月に除外された一時払終身保険、一時払養老保険を対象商品に戻すことも含めた規制の強化、「非公開金融情報保護措置」(保険商品と預金のとの誤認防止措置)についてはその維持と実効性確保に向けた対応をお願いしたい。</p>	<p>銀行等による保険販売には弊害防止措置が講じられているが、生保労連が再三に亘り圧力募集等の問題が生じている実態を踏まえて、2012年4月に「融資先販売規制」の対象商品から一時払終身保険・一時払養老保険が除外された。</p> <p>しかし、2006年9月以降、生保労連が社外の調査機関に委託し定期的に実施している事業主を含む一般消費者約1000名を対象としたモニターアンケート(全11回、最近2022年9月実施)では、いずれにおいても一時払終身保険・一時払養老保険を含む各種生命保険商品について、「銀行との取引を考えたやむを得ず加入した」との回答が多数あった。また、「生命保険の加入条件とを比べる」等の消費者の声も数多く寄せられている。このように、銀行による圧力募集が依然発生していることと併せて、一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含め、「融資先販売規制」を強化し願う。</p> <p>また、2012年4月に改正された「非公開金融情報保護措置」(「保険商品と預金のとの誤認防止措置」)についても、前記のモニターアンケート及び問題事例収集活動において「遺言が作成された直後に銀行に生命保険の加入があった」「提供された商品が生命保険であることさえもよく理解できなかった」等の回答、消費者の声が多数あり、このことから弊害防止措置が有効に機能しておらず、消費者保護上の問題が生じている実態が浮き彫りになっている。こうした状況から、「非公開金融情報保護措置」(「保険商品と預金のとの誤認防止措置」)の維持とその実効性確保に向けた対応が必要と考える。</p>	全国生命保険労働組合連合会(生保労連)	金融庁	<p>銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タミミ規制 ・担当者分離規制 ・預金の誤認防止措置 	<p>保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等</p>	検討を予定	<p>銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。</p> <p>弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を一時的に一時払終身保険等を除外するほか、「預金との誤認防止措置」について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。</p> <p>銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。</p>
356	令和5年1月24日	令和5年2月16日	生命保険販売に係る構成員契約ルールの維持	<p>生命保険募集人である企業代理店は当該企業の従業員等に対し雇用関係等に基づく大きな影響力を持っている。企業代理店が当該企業の従業員等に対し生命保険販売を行った場合、影響力を利用した圧力募集が行われる懸念がある。直近でも「お告ぐまが企業代理店等から圧力を受け、生命保険等の加入を強要された」等の声が多く寄せられている。</p> <p>一般の募集チャネルでは、問題があれば苦情等によりその問題が顕在化する一方、強者(企業、上位役員者等)への苦情や批判は潜在化する傾向にあるため、雇用関係に基づいた圧力募集は問題が生じても顕在化しにくく、消費者(従業員等)が泣き入りしを強いられる、かかる懸念は、いわゆる非正規労働者の増加に見られるように労働者の置かれた状況が不安定化し、雇用関係に基づく消費者の雇用者に対する影響力が強い状況下では一層深刻化する可能性があるが、構成員契約ルールの必要性はさらに高まっている。</p> <p>また、圧力募集により従業員等が不本意な生命保険商品に加入した場合、保険金等の支払には長期滞りしていることが多く、また、一般的に「生命保険商品は、契約加入時の年齢や健康状態等によって保険料等の引渡条件が決定されることから再加入の困難性があり、問題が発生しても事後的に救済することは極めて難しい。加えて、生命保険の保障額は高額なことが多く、消費者被害は甚大となる。生命保険商品の募集には消費者ニーズに合った細かく対話し、コンサルティングが不可欠である中、構成員契約ルールは圧力募集から消費者である従業員を保護し、保険商品の主体的な選択機会を十分確保する上で必要不可欠なルールであるため引き続き維持していただきたい。</p>	<p>生命保険募集人である企業代理店は当該企業の従業員等に対し雇用関係等に基づく大きな影響力を持っている。企業代理店が当該企業の従業員等に対し生命保険販売を行った場合、影響力を利用した圧力募集が行われる懸念がある。直近でも「お告ぐまが企業代理店等から圧力を受け、生命保険等の加入を強要された」等の声が多く寄せられている。</p> <p>一般の募集チャネルでは、問題があれば苦情等によりその問題が顕在化する一方、強者(企業、上位役員者等)への苦情や批判は潜在化する傾向にあるため、雇用関係に基づいた圧力募集は問題が生じても顕在化しにくく、消費者(従業員等)が泣き入りしを強いられる、かかる懸念は、いわゆる非正規労働者の増加に見られるように労働者の置かれた状況が不安定化し、雇用関係に基づく消費者の雇用者に対する影響力が強い状況下では一層深刻化する可能性があるが、構成員契約ルールの必要性はさらに高まっている。</p> <p>また、圧力募集により従業員等が不本意な生命保険商品に加入した場合、保険金等の支払には長期滞りしていることが多く、また、一般的に「生命保険商品は、契約加入時の年齢や健康状態等によって保険料等の引渡条件が決定されることから再加入の困難性があり、問題が発生しても事後的に救済することは極めて難しい。加えて、生命保険の保障額は高額なことが多く、消費者被害は甚大となる。生命保険商品の募集には消費者ニーズに合った細かく対話し、コンサルティングが不可欠である中、構成員契約ルールは圧力募集から消費者である従業員を保護し、保険商品の主体的な選択機会を十分確保する上で必要不可欠なルールであるため引き続き維持していただきたい。</p>	全国生命保険労働組合連合会(生保労連)	金融庁	<p>企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員等に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。</p>	<p>保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第9号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総論的な監督指針Ⅱ-4-2-2(1)</p>	検討を予定	<p>生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があり。</p>
357	令和5年1月24日	令和5年2月16日	調剤外部委託の完全実現及びネット医薬品販売に特化した業態の容認	<p>1. 調剤製薬業務外部委託の実現・対象業務の適度な規制及び他業種への波及 2. 処方箋枚数/日につき薬剤師1名という配置規制の撤廃 3. オンラインに特化した業態の容認・対面機能を持たない薬局・店舗の容認(薬局における調剤業務・付帯業務の緩和、店舗における医薬品陳列ルールの緩和、保険薬局における「公道に面する」規制の緩和と営業時間の義務</p>	<p>処方箋の薬師指導・調剤・販売を同一薬局の薬剤師のみに行わせる規制や、「1日あたり処方箋40枚につき薬剤師1名」という配置規制は、薬剤師の「対物から「対人」業務に特化を抑制するため、こうした規制の改革が求められている。</p> <p>薬剤師の業務の外部委託が認められ、業務内容は、対象業務は一部化のみ、委託先は同一政府府等の多の規制を有しているが、中小薬局の在庫管理適正化や業務効率の向上・調剤ミス防止等のメリットを生かすためにはこうした規制を設けるべきではない。</p> <p>併せて、薬局の役割を明確にする対面販売・薬業指導を前掲とした構造規制等を変更することで、薬局の役割を明確に取り除き、オンライン完結できる仕組みを導入すべきである。</p>	一般社団法人日本打団体連盟	厚生労働省	<p>1. 調剤については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(以下、「施行規則」という。)第11条の11において、「薬局開設者は、調剤の求めがあった場合には、その薬局で調剤に従事する薬剤師にその薬局で調剤させなければならない。ただし、正当な理由がある場合には、この限りではない。」としており、原則として、処方箋を受け付けた薬局において調剤することとしている。</p> <p>2. 薬局において調剤に従事する薬剤師の員数については、薬局における薬剤師の業務の実態を踏まえ、また、患者等との対話、薬歴管理、服薬指導、疑難問案などの薬剤師としての業務量を織り込んで、最低基準を定めています。</p> <p>3. 薬局医薬品については、医療において用いられることを前提としていることから、処方箋に基づく調剤の交付を原則としており、一定の条件の下、オンライン診療及びオンライン服薬指導を行った上で、調剤した薬剤を配送することは可能です。</p> <p>4. 薬局医薬品については、施行規則第1条第2項第2号に規定する特定販売によりインターネットにより販売することは可能です。</p> <p>なお、服薬指導及び情報提供は、薬剤師や登録販売者の判断でオンラインで実施可否を判断することになるため、オンラインでの実施が可能となるための業務量を織り込んで、最低基準を定めています。</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第11条の11</p>	<p>1. 2. 検討に着手 3. 対応不可</p>	<p>1. 2. 薬局における対人業務の充実のための調剤業務の取扱いについては、「患者への服薬フォローアップなど薬剤師の高度な学術的専門性をいかに対人業務を円滑に行い得る環境を整備するとともに、調剤の安全性・効率性の向上を図る観点から、薬局における調剤業務のうち、一定の薬剤に関する取組業務を、患者の処方ニーズを尊重しつつ、当該薬局の判断により外部に委託することを可能とする方向で、その際の安全確保のために委託元や委託先が満たすべき基準、委託先への監督体制などの技術的詳細を検討する。(令和4年度検討・結論)」 「調剤業務の機能化や技術発展による安全性及び効率性の向上を踏まえ、薬剤師の対人業務を強化する観点から、規制の在り方の見直しに向け、課題を整理する(令和4年度措置)」(「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)) こととしております。</p> <p>3. 制度の現状欄に記載のとおりです。</p>

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
358	令和5年1月24日	令和5年3月13日	ラストワンマイルにおける自家用車運送の実現	<p>貨物軽自動車運送事業の規制合理化・届出の完全オンライン化、郵送でナンバープレートの変更を可能にするなどを要望。</p> <p>貨物軽自動車運送事業の規制合理化・届出の完全オンライン化、郵送でナンバープレートの変更を可能にするなど。軽乗用車の実績を踏まえ、普通乗用車による貨物運送に関する議論を始めていきたい。</p>	<p>配送需要の急激な高まりに対し、ドライバーは不足。時期によっては配送の遅延等の問題が発生している。さらに、フードデリバリーや、キットコメース(衣料品・日用品等を注文してから30分以内で届けるサービス)も急増。自家用車の活用が解決策の一つとなる。本項目はIT運送が規制改革推進会議にて要望。2022年6月の行政改革実施計画を経て、前10月から、軽乗用車に限ってはであるが、構造変更せずに、貨物軽自動車運送事業に利用することが可能となる。しかし、同事業車のオンライン化は2025年度を目途としており、届出やナンバープレート変更の手続きに要する時間がドライバーの就業意欲をそこが懸念される。</p> <p>※国土交通省「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」(2022.10.24): https://www.mlit.go.jp/report/press/jidousha04_hh_000260.html</p>	一般社団法人日本IT団体連盟	国土交通省	<p>①現行制度において、貨物軽自動車運送事業を始めるときは、運輸支局への届出が必要とされていること。当該届出をしようとする者は、運輸支局への訪問又は郵送により行う必要があります。</p> <p>②また、運輸支局において届出が受理された後、軽自動車検査協会において発行された新たな車検証によりナンバープレート頒布者から事業用のナンバーが交付されますが、行政士等を活用することで申請者本人は軽自動車検査協会を訪問しなくても郵送で手続きすることが可能となっております。</p> <p>③他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、輸送の安全の確保や利用者利益の保護の観点から、貨物自動車運送事業法に基づき許可の取得等を行っていただくことも、事業用自動車を用いて事業を行うに不可欠であります。</p> <p>一方、生活圏運送物の輸送需要に際し贈答用品を中心とした輸送需要が大幅に増大し、事業用自動車のみではその輸送力の確保が困難となっている年末年始や夏季等繁忙期においては、貨物自動車運送事業者による自家用自動車の運転者に対する適切な指導の実施を前記に、道路運送法第78条第3号に基づき、公共の福祉を確保するためやむを得ないものとして自家用自動車の有償運送の許可を例外的に行っているところです。</p>	<p>①貨物軽自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第36条第1項</p> <p>②貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第36条第1項</p> <p>③道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条</p>	<p>①対応</p> <p>②その他</p> <p>③現行制度下で対応可能</p>	<p>①貨物軽自動車運送事業の届出の完全オンライン化については、令和7年末までの完全オンライン化に向けて、令和4年度末より関東運輸局管内にてパイロット事業を実施し、当該事業の結果を踏まえ、全国での円滑なオンライン化に向けた、検証・調整等を実施してまいります。</p> <p>②国土交通省では、軽自動車のナンバープレート頒布方法について、規制は設けていないところですが、ご提案いただいた郵送でナンバープレートの変更を可能にすることをご要望に引き続きは、軽自動車検査協会に伝えさせていただきます。</p> <p>③事業用自動車のみでは輸送力の確保が困難な繁忙期については、制度の現状に記載のとおり、貨物自動車運送事業者による自家用自動車の運転者に対する適切な指導の実施を前記として、自家用自動車による有償運送を例外的に認めているところです。一方、繁忙期以外の期間については、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から、貨物自動車運送事業法に基づき許可の取得等を行っていただくことも、事業用自動車を用いて事業を行うに不可欠であると考えます。</p>	◎
359	令和5年1月24日	令和5年2月16日	自治体DXの更なる加速・完全実施に向け後押し	<p>1. 国・先進団体からの自治体DX応援職員(常駐)の派遣の仕組みの整備。国による地方公共団体の既存システムの統一評価の実施等、人材・ノウハウ面での支援を充実させること</p> <p>2. 標準化第9条第2項に基づく標準様式の採用等に関する国の調査等の結果を定期的に公表する等により、幅広い住民・国民による自治体DXの状況のモニタリングを確保すること</p> <p>3. 国としての目標がすべての地方公共団体における完全実施であることを明確化し、現在示されている移行等の期限経過後も、その達成まで必要な支援を継続するの意志を明確に示すこと</p>	<p>国の思い切った改革により、自治体DX推進の環境は劇的に進化。デジタル庁の設置、地方公共団体情報システム標準化法の制定が「インターネット」の導入・びたりサービスを利用した標準様式、デジタル基盤改革推進基金等が実現した。一方、一部の自治体ではオンライン化未対応又は独自システムを継続している。</p> <p>・マイナンバーサービスを利用したオンライン申請手続き、マイナンバーカードの普及の遅れやガバメントクラウドへの移行などの作業の重複もあり、2022年度末とされている対応目標が各団体において明確に意識されておらず、2022年3月現在、約7割の団体において、びたりサービスと基幹システムとの連携が未対応。</p> <p>・クラウドへの移行を含めた基幹システム標準化、既に独自システムを採用している大規模団体及びスケールメリットに乏しい小規模団体を中心に取組みのメリットを十分に把握・説明することができず取組みの推進を躊躇するものがみられ、2022年3月現在、約4割の団体においてオンライン申請手続きのものに未対応。</p>	一般社団法人日本IT団体連盟	総務省	<p>◎自治体DX推進のための人材・ノウハウ面での支援</p> <p>地方公共団体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策等を取りまとめ「自治体DX推進計画」や、地方公共団体がDXを推進するに当たって想定される一連の手順を定めた「自治体DX推進手順書」を策定・公表し、地方公共団体におけるDXの取組を支援しています。</p> <p>また、市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費について、地方財政措置を講じています。</p> <p>◎地方公共団体の情報システム標準化・共通化、行政手続のオンライン化</p> <p>令和4年10月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を閣議決定しています。「デジタル基盤改革支援補助金」で標準化及び行政手続のオンライン化の財政的な支援を実施しています。</p>	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和三年法律第四十号)第8条第2項、第9条第2項等地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和四年法律第二号)第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和四年政令第一号)	現行の制度下で対応可能	<p>・ご提案の内容等について不明瞭な部分があることから、回答が困難な部分もございますが、以下のとおりお答えいたします。</p> <p>・自治体DXを推進するため、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画」や、地方公共団体がDXを推進するに当たって想定される一連の手順を定めた「自治体DX推進手順書」を策定・公表し、地方公共団体におけるDXの取組を支援しています。引き続き、国の取組の進捗を踏まえ、計画等の必要な見直しを行うことで、地方公共団体におけるDXの取組を充実してまいります。</p> <p>・人材面では、令和3年度から、市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費について、地方財政措置を講じています。令和7年度までの移行を目指すこととされているところであり、新たな地方財政措置を講ずることとしているほか、総務省と地方公共団体情報システムの共同事業である「標準・財政・システム強化事業」において、新たに地方公共団体DXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣することとしています。引き続き、各種支援策により、地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成を推進してまいります。</p> <p>・地方公共団体の情報システム標準化・共通化の取組については、令和4年10月に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、令和7年度までの移行を目指すことが示されているところであり、地方公共団体が円滑に移行することができるよう、引き続き、その実情やご要望等丁寧に対応しながら、必要な支援を継続してまいります。また、行政手続のオンライン化については、令和4年度末を目指して、原則、全ての地方公共団体で、特に国民の利便性の向上に資する行政手続について、マイナンバーからマイナンバーカードを用いたオンライン手続きを可能にするため「デジタル基盤改革支援補助金」で財政的な支援をすることも「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」及び「自治体の行政手続のオンライン化に係る標準化システム等の構築に関する標準化様式」で技術的な支援しているところです。手順書等については、令和5年度以降も引き続き改定を行い自治体への支援を行ってまいります。</p>	
360	令和5年1月24日	令和5年4月14日	税務調査のデジタル化	<p>税務調査のデジタル化・極力オンライン化し、Web会議、e-mail、クラウド等を活用していきたい。</p>	<p>税務調査のデジタル化、調査は対面、資料は郵送やFAX、お問い合わせは代表電話番号のみである。</p>	一般社団法人日本IT団体連盟	財務省	<p>・税務調査については、税務調査の効率化を進める観点から、納税者から要望があった場合には、納税者の機器・通信環境を利用したリモート調査を必要に応じて実施することとしています。</p> <p>・また、税務調査において担当職員から提出を求められた調査関係書類については、郵送やFAXに代えて、データ(PDF形式・CSV形式)によりTax-eで提出することが可能です。</p> <p>・なお、令和4年10月からは、納税者の理解を得ることを前提として、一部の大規模法人を対象に、国税庁の「標準・通信環境を利用したリモート調査(Web会議システムを介したビリングやオンラインストレージサービス)を活用した調査関係書類の受け渡しを実施(試行)しています。</p>	国税通法第74条の2ほか	対応	<p>・制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	
361	令和5年1月24日	令和5年2月16日	公的給付のデジタル払いの実現	<p>マイナンバーカードでの公金受取口座登録に係る資金移動事業者アカウントの容認を提案する。</p>	<p>・給付金が消費に回されず、2020年に政府が新型コロナ対策として支給した特別定額給付金10万円のうち、消費として利用されたのは6~2%に留まった。</p> <p>・迅速・非接触により資金移動業者アカウントの利用率は急成長。預貯金口座と違い、支払いや送金といった為替取引のために使われるものであり、決済スピードが速く非接触、公的給付を資金移動業者アカウントで受取可能となれば、国民に適切な消費を促し、公的給付による経済効果のより効果的な実現が可能となる。</p> <p>公的給付支給口座登録法に基づき登録できる受取口座は銀行等金融機関の口座に限られるが、上記「要望の理由・背景」に記載通り、資金移動業者の口座も可能とするべきである。2023年4月には資金移動業者口座での資金受取が認められることを考えると、国民生活のスマホ決済アプリ等への接続時間・機会も増加し、公的給付受取への阻害的ニーズも高まる。なお、2021年の規制改革ホットラインへの同旨要望に対し、デジタル庁は「各公的給付の支給等において、資金移動業者アカウントへの振込を予定しているか等を踏まえ、検討を行う必要があります」と回答。この点、支給主体の意向を全て確認することは困難であるから、まずは消費喚起策として給付されることの多い民法上の特定公的給付(緊急時の給付金)から解禁することも考えられる。</p>	一般社団法人日本IT団体連盟	デジタル庁 金融庁	<p>特定公的給付制度は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、個別の法律の規定によらない給付のうち、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある災害等若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの又は経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものとして内閣府大臣が指定するものです。これにより、給付の事務のためには必要行政機関等が保有する情報について、マイナンバーを利用して管理することができるようになります。なお、給付手段として公金受取口座を利用することができますが、本制度により給付手段を限定しているものではありません。</p>	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事実調査	<p>制度の現状に記載のとおり。特定公的給付の支給にあたり給付手段に制約はありませんので、資金移動業者口座を含めどのような手段で給付するかは給付主体の判断になります。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
362	令和5年1月24日	令和5年3月13日	レイズへのアクセス権の拡大等による不動産市場の透明性向上	<p>以下の措置を提案したい。</p> <p>1. アクセス権の拡大、守秘義務を課した上で民間ポータル事業者等、不動産仲介業者以外にもアクセスを拡大、公開可能情報については一般消費者による検索等の利用を許可。</p> <p>2. 登録の徹底及び義務範囲の拡大：不動産IDやベースレジストリとの照合による未登録物件の発見等により登録義務の遵守を徹底。一般媒介契約について登録負担軽減のための措置を講じつつ登録を義務化。</p> <p>3. 成約価格情報の開示・内容の充実：レイズマーケットプレイスにおける成約価格情報につき、価格モデル構築を目的としたデータの利用許可・データの提供・公開項目の充実・地域カテゴリーの細分化。</p>	<p>レイズ(REINS: RealEstateInformation NetworkSystem)※は、法令上位置付けられた不動産物件情報に関するデータベースであり、そのデータは公共財的性質を有しているが、その運営には問題がある。</p> <p>・レイズへのアクセス権者が不動産仲介業者に限定、かつ、仲介契約の形態を通知・登録義務の対象外である一般媒介契約に切り替えれば登録義務の範囲から概念的に除外することも可能。このように、他のデータとの整合可能性に乏しい上に網羅性に乏しい仕組みであることが、一部の不動産仲介業者による「おとり広告」や優良物件の「面い込み」と呼ばれる不正な慣行の温床と指摘されている。</p> <p>・成約価格情報の公開内容・範囲はともにと不十分。成約価格情報は物件の売出し価格の設定を行う上で重要な基礎であるが、情報的位置にある売主が価格設定に際し不動産仲介業者に対抗することが困難。市場における価格相場の不安定性や不透明性といった問題にもつながっているものと考えられる。</p> <p>データのオープン化の促進、データの網羅性・正確性の向上を図ることにより、公正な慣行の排除や不動産仲介業者への過度な情報の偏在の解消、不動産の流通の一層の円滑化を通じた大都市圏や空き家問題の改善、ひいては市場の安定性・透明性の向上につながる。</p>	一般社団法人 日本団体連盟	国土交通省	<p>1. 指定流通機構が運営するレイズは、宅地建物取引業者間で物件情報を共有することで、不動産取引が円滑・迅速に行われることを目的として構築されたものであり、消費者に対して公開することを想定しておらず、宅地建物取引業法において、指定流通機構の業務として、宅地建物取引業者への情報提供を規定しているところ（同法第50条の3第1項第2号）。また、レイズの運営は、指定流通機構である不動産流通機構（全国に7団体ある公益法人）が行い、運営に係る費用も、不動産業界団体が負担しています。</p> <p>2. 宅地建物取引業法第34条の2第5項において、他の業者に重ねて媒介を依頼することできない専任媒介契約の場合、宅地建物取引業者は依頼者の探索の機会を独占することができてしまうため、依頼者の利益の保護・増進の観点から「宅地建物取引業者は、専任媒介契約を締結したときは、指定流通機構に登録しなければならない。」と規定されておりますが、一般媒介契約については、他の業者に重ねて依頼することを禁ずる特約がないことに加え、依頼者が情報公開しない事項を有する場合もあることに加え、宅地建物取引業者に登録を義務付けることについては困難であるものの、一般媒介契約の登録は不動産流通市場の円滑化を図る上で重要であること、引き続き登録の促進を図られるよう努めてまいります。</p> <p>3. 国土交通省として、不動産流通市場の活性化のためには、市場の透明性・信頼性の向上が不可欠と認識しており、レイズマーケットプレイスにより、レイズが保有する成約価格情報を使った消費者への情報発信を実施しているところ。</p>	<p>1. 対応不可</p> <p>2. 対応不可</p> <p>3. 対応</p>	<p>1. レイズに登録されている情報は、販売価格や成約価格など機微な情報を含むものであることから、業務上知り得た情報については、国・都道府県の指導監督の下、守秘義務（宅地建物取引業法第45条）が課されている宅地建物取引業者のみが、これを取り扱うことができることとしています（違反した場合、行政処分や罰則の対象）。一方、こうした規制がなければその他の事業者側については、宅地建物取引業者と異なり、その実効性を担保することができないため、レイズ登録情報の提供は困難であると考えております。</p> <p>2. 専任専任媒介契約・専任媒介契約における登録義務の遵守については、これを義務付けている宅地建物取引業法第34条の2第5項及び第7項の規定に違反した場合には、指示処分等を受けらることになっており、これによって実効性を担保しているところです。一般媒介契約については、制度の現状に即載した通り、他の業者に重ねて依頼することや禁ずる特約がないことに加え、依頼者が情報公開しない事項を有する場合もあることに加え、宅地建物取引業者に登録を義務付けることについては困難であるものの、一般媒介契約の登録は不動産流通市場の円滑化を図る上で重要であること、引き続き登録の促進を図られるよう努めてまいります。</p> <p>3. レイズマーケットプレイスにおける成約価格情報の充実については、令和3年12月に「不動産取引情報提供システムの改善に関する検討委員会」（以下「検討会」といふ。）を設置し、情報提供項目等の見直しや消費者の利用環境の改善など、機能向上について検討を行い、令和4年5月によりまとめを公表したところです。今後、検討会のとりまとめに基づき、価格表示や取引コスト表示の精緻化など情報項目の詳細化・情報の充実、対象都道府県拡大、掲載期間の拡大といった所定の改善を実施したところであり、令和5年3月1日をもってリニューアルされたサイトが運用開始となります。</p>		
363	令和5年1月24日	令和5年2月16日	時間と切り離した働き方・副業を可能とする意向による労働生産性の向上	<p>副業・兼業制度につき、副業・兼業先に雇用されるが業務委託等であるかによって労働時間管理・賃金の支払い等に著しい相違が生じないよう、両者のイコールフットリングを要望する。</p> <p>具体的には、例えば、副業・兼業先に雇用される場合であっても、労働者からの特別な申出がある場合等には、副業・兼業先との労働時間の合算義務を免除したり割増賃金の支払いからのオプトアウトを可能とする仕組みを導入する等、柔軟な制度の選択を可能とするなど「適当」。</p> <p>これらの改革による上述の制度的バイアスの解消等により、副業・兼業を行う労働者が余すところなくポテンシャルを発揮することが可能となり、労働市場全体の生産性向上、我が国の潜在成長率の押し上げに繋げることが可能となるものと考えられる。</p>	<p>企業が副業・兼業を望む者を雇用する場合には使用者として労働時間の管理や割増賃金の支払い等の義務が発生する一方で、業務委託等の形態をとればそれらの義務が発生せず、企業は後者を選択するという制度的バイアスが発生。その結果、労働者は副業・兼業先において不安定な立場に置かれがちであり、企業も当該労働者の中長期的コミットメント確保が困難となっている。</p> <p>現行の労働法制は、副業・兼業のように複数の事業場に雇用される場合を必ずしも前提としておらず、新たな制度の創設も含めた検討を行うべき。具体的には、副業・兼業元及び副業・兼業先の企業がそれぞれ独立して労働時間等を行う仕組みを導入すべきである。例えば、労働者から特別な申出がある場合等には、労働時間の合算義務を免除したり割増賃金の支払いからのオプトアウトを可能とする仕組みを導入する等、柔軟な制度の選択を可能とするなど「適当」。</p>	一般社団法人 日本団体連盟	厚生労働省	<p>労働基準法第38条第1項では「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。」と規定されており、「事業場を異にする場合」とは事業主を異にする場合も含む（労働基準局長通達（昭和23年5月14日付け基発第769号））とされています。また、使用者はそれぞれその事業場での所定労働時間・所定労働時間を通算した労働時間を把握し、その労働時間について、自らの事業場の労働時間制度における法定労働時間を超える部分のみ、自ら労働者と合意の上、時間外労働の割増賃金（労働基準法第37条第1項）を支払う必要がある（労働基準局長通達（令和2年0月1日付基発0901第3号））とされています。</p>	<p>労働基準法第38条第1項</p>	<p>対応不可</p>	<p>労働者の副業・兼業における労働時間の通算については、これまで、副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会（平成30年7月から令和元年8月）、労働政策審議会（令和元年9月から令和2年8月）において議論され、成長戦略実行計画「成長戦略フェーズアップ」令和4年度革新事業創出に関する実行計画（令和4年1月17日閣議決定）も踏まえて、令和2年9月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（平成30年1月策定）を改定し、</p> <p>・労働時間の通算が必要となる場合、労働時間を通算して適用される規定の明確化</p> <p>・所定労働時間の通算の方法（原則的な労働時間の管理方法）の明確化</p> <p>・「管理モデル」による労働時間管理の方法（簡便な労働時間管理の方法）の明確化等を行ったことである。</p> <p>厚生労働省においては、使用者も労働者も安心して副業・兼業に取り組めるよう、労働時間の通算の考え方等については、引き続き、ガイドライン等の取組を行うとともに、「規制改革推進に関する中間報告」（令和4年12月22日）を踏まえ、</p> <p>・ガイドラインにおける労働時間の通算等について、使用者が実際に行うことと、</p> <p>「規制改革推進に関する中間報告」（令和4年12月22日）を踏まえ、</p> <p>に当たって具体的な想定されるケースにどのように対応すればよいのかのわかりやすくなるよう、随時必要な措置を講ずること</p> <p>・企業における副業・兼業の取組事例の収集、周知を行うことにより、副業・兼業がより行いやすくなるよう環境づくりを進めてまいります。</p>	
364	令和5年1月24日	令和5年2月16日	単元株制度を廃止する意向	<p>単元株制度を廃止して、証券市場で1株単位で購入できるようにする。</p>	<p>政府は、資産所得増進計画を作り、貯蓄から投資へとの流れを変えることに躍起になっているが、単元株制度による規制により個人投資家が証券市場で株を購入するには多額の金が必要となり、証券市場から個人投資家を排除するという真逆なことをしている。</p> <p>しかし、単元株制度により高利回り・優良株を購入するNISAの枠を簡単にオーバーしてしまい、NISAを利用できない弊害が生じている。</p> <p>単元株制度は、会社の株主管理費用を節約するためだけに導入されたが、今やデジタル化で管理費用はほとんど安くなっており、単元株制度を維持する立派な理由は無い。</p> <p>資産所得増進計画と真逆の規制を課している単元株制度を直ちに廃止して、1株単位で購入できるようにし、個人投資家を証券市場に参加させて、経済を活性化させるべきである。</p>	個人	法務省 金融庁	<p>・株式会社は、一定の数の株式をもって1個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨を定款で定めることができます（会社法第188条第1項）。</p> <p>・また、東京証券取引所等における株式の投資単位については、取引所の規則において、①売買単位を単元株式数とする、②単元株式数を100株とすること、が定められているほか、望ましい水準として「5万円以上90万円未満」が示され、当該水準を満たさない場合は、投資単位引下げに係る考え方や方針等との開示を行うこととされています。</p>	<p>会社法第188条第1項</p>	<p>その他</p>	<p>・会社法上の単元株式数は、1個の議決権を構成する株式数を定めるものであり、投資単位を定めるものではありません。</p> <p>・なお、東京証券取引所等の投資単位は、取引所の規則で定められており、投資単位のあり方は、市場関係者等において検討されるべき事項と考えております。</p> <p>・東京証券取引所等における投資単位の範囲は、投資単位の範囲から個人投資家にも投資しやすい水準とする観点からその下限（5万円）が定められています。現在、上場企業全体の売買取引の観点からその下限（5万円）が定められています。現在、上場企業全体の95%がこの投資単位の水準を満たしています。また、東京証券取引所等においては、望ましい投資単位の水準を定めない以上上場企業（19社）に対し、投資単位の引下げに係る要請を發出（2022年10月27日）するなどの取組を行っております。こうした取組みを受けて、投資単位が50万円を超えていた会社のうち14社が株式分割による投資単位の引下げを決定・公表しています（2023年1月末時点）。</p> <p>・指摘の通り、近年、株主管理のデジタル化の進捗が導入される中で、個人投資者の投資促進の観点から投資単位の引下げが課題となっていることであり、投資単位のあり方については、上場企業の株主管理負担や取引所の市場関係者等のシステム負荷、さらには投資単位の引下げが上場企業のガバナンスに与える影響等も踏まえて検討されていくべきであると考えております。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
369	令和5年2月16日	令和5年3月13日	関税ポンドにおける法人保証人の押印	保険法第6条第2項および関税法施行規則第1条の17第6項第2イにおける「押印」の取扱いの統一	損害保険の証券では、保険者の代表者の(署名または)記名押印が必要とされている(保険法第6条第2項(参考1))。同様、法人(損害保険会社)による関税ポンド保証書面も、保証人の代表者の記名押印が必要とされている(関税法施行規則第1条の17第6項第2イ(参考2))。上記の「押印」につき、前者は印刷刷り込みが認められている一方、後者は印刷刷り込みが認められておらず、現行業務上、保証証券に押印するという作業が必要とされている。働き方・生産性の観点から、上記相違を解消したい。すなわち、損害保険証券と同様に、法人(損害保険会社)による関税ポンドについても、押印を予め印刷刷り込みした保証証券(保証書面含紙)を用いることを認めていただきたい。	一般社団法人日本損害保険協会	納期限延長制度など担保を提供することを条件としている制度を利用するために提供できる担保の種類は、関税法第9条の11で準用する関税通則法第50条各号に規定されております。同条第6号の税務署長等(税関長)が確實と認める保証人の保証を担保として提供する場合の手続は関税法施行令第9条の2第4項の規定により、関税法施行規則第1条の17第6項に定める書類を税関長に提出することとされており、保証人が法人の場合には以下の書類となります。①当該保証人の保証を証する書面(当該保証人の代表者の記名押印があるものに限る。)②当該保証人の代表者の印鑑証明書③保証を担保とする旨の誓約(担保を提供する者以外の第三者が有する財産を担保として提供する場合に、当該第三者がその提供について承諾した旨が記載されたものに限る。)④その他担保の提供に關し必要と認められる書類	・関税法第9条の11 ・関税法施行令第8条の2第4項 ・関税法施行規則第1条の17第6項 ・関税通則法第50条	対応不可	保険法第6条に規定する保険証券は、保険締結時において契約当事者間における契約の成立及び契約内容を証する書類として、保険者が契約者に対し交付すべき書面であり、第1項各号の事項を記載した書面に、第2項の署名、押印したものを交付する旨が任意規定として定められているものと認識しております。一方で、関税法施行規則第1条の17第6項で提出することとされている書類としての法令保証証券は、納税者と保証人の間で締結された保証契約に基づき、保証人が納税者の納税義務を保証する旨の意思表示を、契約の当事者ではない税関に対し証明する書類となります。民事訴訟法第228条により、法令保証証券等の私文書に、本人の押印があれば、当該私文書は本人の意思により作成されたものであると推定されることから、税関は、実印が押印された法令保証証券の原本の提出を求め、当該法令保証証券に押印された印章と印鑑証明書により、法令保証証券が保証人本人の意思に基づいて作成されたものであることを確認しております。押印を予め印刷刷り込みした保証証券(保証書面含紙)は、実印を押印した書面ではなく、保証人本人が押印した書面であると推定できるものではないため、税関において保証人本人の意思に基づいて作成された書面であることを立証することが困難となりますので、実印が押印された原本と同等の取扱いとすることはできません。	
370	令和5年2月16日	令和5年3月13日	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第8条3項9号の制限を改正し、司法書士を加えること。	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第8条3項9号の制限を改正し、司法書士を加えること。	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第8条3項9号の制限については、(続)民事信託業務の発達(民事信託(設定)支援業務の法的根拠論)について、(続)民事信託業務の発達(民事信託(業務)の法的根拠論)東京地裁令和3年9月17日判決において、司法書士による民事信託支援業務の記載があるように、高齢社会において司法書士が民事信託に関する業務を行っている現実があります。現実に法令を合わせていただきますよう、検討をお願いします。	個人 警察庁 法務省	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)は、一定の範囲の事業者(以下「特定事業者」といいます。)に対して、一定の範囲の業務(以下「特定業務」といいます。)を行う際に疑わしい取引の届出義務等を課すことで、マネーロンダリングを防止するために制定されたものであり、その下位法令である犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号。以下「犯罪法施行令」といいます。)第8条第3項第9号は、特定事業者である司法書士等が行う業務のうち、信託法第2条第12項に規定する限定責任信託を特定業務として定めるものです。		対応不可	犯罪法施行令第8条第3項第9号は、司法書士が行う全ての業務の中から、特定業務となるべきものを選択して規定しているものであり、特定業務として規定されていない業務が、司法書士が行うことのできない業務であるということにはなりません。すなわち、犯罪法施行令の規定が、司法書士が民事信託支援業務を行う上で支障となっている事実はないと考えています。以上のことから、同号を改正する必要はないと考えています。	
371	令和5年2月16日	令和5年3月13日	労働基準法第57条の労働者証明書の備え付けの緩和について	労働基準法第57条第1項は事業場に対して、年少者を雇っている場合、その労働者の戸籍証明書の備え付けを義務付けている。政府が現在マイナンバーカードの普及促進に努めており、年齢の確認及び本人確認はマイナンバーカードの写しを持って足りるのではないかと考えられる。さらに備え付けと書かれているが、わざわざ役所に行つて証明書の原本をもちつて紙で管理するより、写をとってデジタル化して管理する方が書類の紛失に悩まないのではないかと考えられる。そもそもマイナンバーカードでの確認と住民票での確認を比較すると写真付きのマイナンバーカードでの確認の方が年齢及び本人確認が厳格ではないか。	年少者がわざわざ役所に行かなくて済むこと、監督機関は年少者の年齢確認を簡便化することができ、国民にとって負担が軽減し手数料がからず済むこと、コンビニでもマイナンバーカードを使用すれば住民票等は発行できるが手数料がかかるのが問題。地方自治体では原則、戸籍証明書は無料で証明をしてくれるが、住民票は労働基準法に根拠がないため有料で発行するケースがあり、処理が統一されておらず。申請者に負担がかかっている。本籍地と居住地が同一でない場合もあり、本籍地が遠隔地である発行まで時間がかかる。証明書については本籍地の記載がなされるおそれがある等懸念がある。マイナンバーカードは本人が持っているのだから証明できる。厚生労働省の通達では住民票でも可能としているが、マイナンバーカードの普及がなく、デジタル化への対応が遅いと書かれているを得ず、定期的に古い通達(昭和50年)を見直していない。	個人 厚生労働省	「年齢を証明する戸籍証明書」は、戸籍簿(抄)本又は年少者の姓名及び生年月日を記載して本籍地を管轄する地方自治体の長が証明したもののほか、住民基本台帳法第7条第1号(氏名)及び第2号(出生の年月日)の事項についての証明がなされている「住民票記載事項の証明書」を提出すれば足りることとしています。また備付けについて、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令に基づき、書面の保存が代えて当該書面に係る電磁的記録による保存により行うことが可能です。	労働基準法第57条第1項	その他	年少者の証明書に係るマイナンバーカードの写しの取扱いについては、年少労働者の保護の確保のために監督上必要な年齢証明書の備付けを義務づける趣旨であることを踏まえたと、慎重な検討が必要であり、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	
372	令和5年2月16日	令和5年3月13日	特定社会保険労務士制度の改訂にかかる提案	特定社会保険労務士による紛争解決手続代理業務の取扱い、民事調停および労働審判における代理業務の追加は検討されるべきと考えます。	労働・社会保険制度や労使トラブルに関する問題について、労使の話し合い等のあらゆる手を尽くしてもなお解決されない場合に民事調停や労働審判に発展しますが、この時、代理人となる弁護士だけでなく、当初より相談を受け、事の次第を把握する特定社会保険労務士を民事調停や労働審判の代理人として参加させることで、より正確な事実確認と紛争解決が行えるようになる。また、依頼者にとっては、事態がこじれてから依頼した弁護士だけでなく、当初から関与する特定社会保険労務士が対応にあることで「安心感が得られる」という点もある。	個人 厚生労働省	番号220の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
373	令和5年2月16日	令和5年7月12日	リハビリ技術(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)への容易なアクセス実現	整形外科等の特定科目を標榜する医療機関の混雑はかたてから問題となっており、医師の診察や投薬を受けるのが目的ではなくリハビリ技術による運動処方やマッサージが目的である場合が多い(特に毎日のように通院する高齢者等)。現状医師の診察がない限り保険適用とならない(現行条件を維持する)ことをい、重症度に応じた適切な医療の提供をおこなうべき。	医療機関でのリハビリテーションは医師の指示・処方によるものであれば健康保険が適用となる。そのため医師の診察後でないリハビリテーションを実施できない。医療機関がほとんど。医師が院長一人のみの医療機関の場合、リハビリ目的の患者は保険適用のために一時間以上待たされつらうに診察が間診のみ1分程度となっている。高齢者や慢性期患者は毎回診察するのではなく定期検診のような形でリハビリの効果測定を行えばいいのではないだろうか。またそういった目的の患者に対しては自己負担を月額定額制(サブスクリプション)として、口座振替や年金天引き(住民税特別徴収と同手法で理論的には可能)といった支払に移行させたほうが医療側の事務負担も軽減される。	個人	厚生労働省	診療報酬における疾患別リハビリテーション料の算定に照しては、リハビリテーション提供時に基本的な診察を前提としているところ。その上で、外来リハビリテーションに係る医師の診察について、医師の包括的な診察に関する外来リハビリテーション診療料を設け、状態の安定した患者については、リハビリテーションスタッフが十分な観察を行うことや、直ちに医師の診察が可能な体制をとる等を要件とし、再診料を算定せず)にリハビリテーションを提議できるようにする。また、医師は、医療提供施設または医療を受ける者の居宅等において提供しなければならないこととされている。	診療報酬の算定方法(平成20年度厚生労働省告示第59号)、診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(令和4年3月4日保医発0304第1号)医療法第1条の2	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。
374	令和5年2月16日	令和5年3月13日	教育訓練給付に係る手続きのデジタル化推進	教育訓練給付を受けるにあたっては、キャリアカウンセリング(一般教育訓練を除く)、受講開始一か月前までの管轄ハローワークへの支援申請、受講終了後一か月以内に管轄ハローワークへ受給申請を行うこととなっている。しかし、今後の概算要求において、キャリアカウンセリングの遠隔化が計上されているものと理解しているが、申請のオンライン化を実現することで、次の効果が期待できる。(1)在職者や日中に教育訓練を受けている職業者による同時申請可能化(2)前記事情のある者は前述による申請が可能となつていとしても)多数の書類、数字、記号を記入、転記する作業量の削減(3)網に記録した内容のハローワーク職員による転記作業が不要になることによる業務の効率化、コスト削減(4)前後一か月以内となっている理由は不明であるが)前記効率化によって、支援申請、受給申請期間の柔軟化(5)手続きの煩雑さ解消によって利用者拡大(特に今後、デジタル人材の育成・高度化に資する教育訓練を充実し利用を推進していくため、手続きのDXは親和性が高いと考えられる)	空港以外で給油作業を行う航空機は消防法の航空機給油取扱所の設置が必要であるが、その手続きが煩雑で許可を受けずに給油することが多い。適用除外とするため、運搬中の車両から200ドラム缶一本ずつ降ろして、給油を一時的ではあるが、一度に大量に給油するため、ドラム缶を置留するために屋外貯蔵所を設置したいが、消防法の工事と許可を待つ3か月以上かかる。(仮貯蔵は期間の延長や、反復利用ができず条件が厳しい。)正統の手続きを取る一時的な利用である場合も、工事が必要でコストが大きい。特殊な事例であり、所轄消防署に設置の基準を定める。取扱タービン燃料はガソリンと比べ危険性が低いため、利用者にヤンキーの外、実現可能な例外を設けるべきかと思う。無申出であるよりは、簡便に所轄消防署へ通知するシステムがある方がよほどまである。	個人	厚生労働省	教育訓練給付金の受給資格確認及び支給申請については、e-Govによる電子申請に対応しています。	・雇用保険法施行規則第101条の2の11の2第1項第1号及び第3項 ・雇用保険法施行規則第101条の2の12第1項第1号、第2項第1号、第5項及び第6項	対応	制度の現状に記載のとおりです。
375	令和5年2月16日	令和5年3月13日	消防法・航空機給油取扱所について	航空機への給油については、屋外貯蔵所や給油取扱所などの区分によらない例外を設けるべき。	空港以外で給油作業を行う航空機は消防法の航空機給油取扱所の設置が必要であるが、その手続きが煩雑で許可を受けずに給油することが多い。適用除外とするため、運搬中の車両から200ドラム缶一本ずつ降ろして、給油を一時的ではあるが、一度に大量に給油するため、ドラム缶を置留するために屋外貯蔵所を設置したいが、消防法の工事と許可を待つ3か月以上かかる。(仮貯蔵は期間の延長や、反復利用ができず条件が厳しい。)正統の手続きを取る一時的な利用である場合も、工事が必要でコストが大きい。特殊な事例であり、所轄消防署に設置の基準を定める。取扱タービン燃料はガソリンと比べ危険性が低いため、利用者にヤンキーの外、実現可能な例外を設けるべきかと思う。無申出であるよりは、簡便に所轄消防署へ通知するシステムがある方がよほどまである。	個人	総務省	航空機のタービン燃料は、消防法で規定する危険物(第四種第二石油類)に該当します。1日の航空機への給油量が指定数量(第四種第二石油類の場合は1,000L)以上となる場合は航空機給油取扱所の許可を受けなければならないとされています。また、屋外ドラム缶で指定数量以上のタービン燃料を貯蔵する場合は屋外給油取扱所の許可を受けなければならないとされています。航空機給油取扱所及び屋外貯蔵所は、その位置、構造及び設備について、政令で定める技術上の基準に該当して設置しなければなりません。ただし、貯蔵又は取扱いの期間が10日以内である場合は、所轄の消防長又は消防署長の承認を受けられ、市町村長の許可は不要となります。	消防法第10条第1項、同第4項 危険物の規制に関する政令第16条、第17条	現行制度 下で対応可能	屋外貯蔵所や給油取扱所については、貯蔵又は取り扱う危険物の危険性等に応じた安全対策を求め、設置に係る手続きも必要とされています。なお、一時的な利用については、10日以内の危険物の貯蔵又は取扱いであれば、消防法第10条ただし書きに基づく仮貯蔵・仮取扱いの承認を消防長又は消防署長から受けることにより行うことが可能です。
376	令和5年2月16日	令和5年4月14日	処方箋の押印について	押印廃止の流れで廃止してもいいのではないのでしょうか？	処方箋によって、三文判、シヤチハタと色々ありますが、所詮認証インプレであれば、偽かの押印印にも薬の偽れにできないものなのでしょうか？処方箋の真偽の担保のために押印を求めているのであれば、三文判、シヤチハタは誰でも購入できるものだと思いますので、その目的で押印を求めているのであれば、失当だと思います。	個人	厚生労働省	処方箋は、患者の生命・健康に関わる文書であり、医師が最終的に当該書類を確認し、その内容に責任をもつことを明確にするものであり、また、実際に健康被害等が生じた場合は、当該処方箋に署名等を行った医師が責任を負うこととなることから、その性質上、一定の真正性が求められるものと考えております。	医師法施行規則第21条	対応不可	左記のとおり
377	令和5年2月16日	令和5年4月14日	災害になりうる気象情報が発出された際の医師法19条「応召義務」の取り扱い	重大な被害が予見される気象情報が国及び自治体から発出され、不要不急の外出を控えるようメッセージが発せられることがある。しかし医療機関は医師法19条及び権利により、そうした場合でも休診とすることは少なく、被害が発生しない限り開け続ける。基本的に医療機関は医師だけでなく看護師や臨床技師、事務員等多くの職員も勤務しており、医師が出動することはそれ以外の職員も出勤しなくてはならないことを意味する。災害予測が発出された際の応召義務の取り扱いについて明確化し、医療従事者についても身の安全を守る行動ができるようにしてもらいたい。	2022年12月に新潟県を含む北陸地方を中心に大雪となり、24時間以上電線や道路網が寸断されるなど社会活動に甚大な影響が出た。このうち12月23日ごろからの大雪では事前に国土交通省や気象庁から緊急情報が発出され、不要不急の外出を控え命を守る行動をとるようメッセージも添えられた。 https://www.mhl.go.jp/report/press/mcu04040619_000243.html しかし医療機関は、先述の応召義務により休診はしないためそこに勤務する関係者は出勤義務が課される。また門前の調剤薬局や検査機器の納入業者等医療機関周辺の関係者も閉鎖されている限りは営業しなくてはならない。医師本人だけでなくその周囲の多くの職員に影響が出ている。医師法が制定された1949年当時と現在とは社会を取り巻く環境は激変しており、医療技術だけでなく(気象予測等の各種技術の革新に法律が追いついていない現状)。 医師法で臨時休診が認められる「正当な理由」については、医療機関を直接監督する都道府県や各地方厚生局で報知が分かれており(ローカルルール)、その解釈にばらばらと医療機関の資格停止など重いペナルティが課されるためそれに従わざるを得ない事情もある。	個人	厚生労働省	医師法の「応召義務」については、個々の事情に即して具体的に判断する必要があることから、一概にお答えすることは困難と考えております。	医師法第19条第1項 医師法第19条第2項	その他	左記のとおり

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
378	令和5年3月14日	令和5年4月14日	デジタルプラットフォームにおける不正情報共有のための取組の推進	国内のすべてのデジタルプラットフォーム(DPF)から迅速かつ効果的な形で不正利用者を排除するため、国が中心となり、 1. 不正利用に関する情報、とりわけ不正利用者の個人情報等を共有するための要件を明確化していただきたい。 2. DPF運営事業者が連携して不正利用者に関する情報を共有・一元管理することのできるデータベース構築を要望したい。	コーパス系デジタルプラットフォームは、各自で不正利用者に対処しているが、一社がアカウント停止等の措置を講じても他のDPFに逃げこまれ、同一の者による被害が継続するという実態がある。不正利用者への対応には、業界横断的な取組が求められる。個人情報保護法による制限や利用規約の違い等により、民間企業間において不正利用者の情報を共有することができない。したがって、不正利用者の情報については、少なくともグループ会社間で共有することが可能である要件とともに明確化し、より効果的な対応を実現することにより、不正利用者を我が国のDPF市場から排除する仕組みが必要である。これらの取組は、AMUL/GIT対策強化にも貢献するものである。現在、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律に基づき取引デジタルプラットフォーム官民協議会において、個別事案への対応方法等について話し合われているものの、具体的な情報共有や一元管理のシステム構築については議論されていない状況である。	一般社団法人 消費者庁 個人情報保護委員会 経済産業省	【個人情報保護委員会】 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供するにあたっては、原則として、本人の事前同意を得る必要があります(個人情報保護法第27条第1項)。 【個人情報保護委員会】 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供するにあたっては、原則として、本人の事前同意を得る必要があります(個人情報保護法第27条第1項)。 【消費者庁】 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律(令和3年法律第32号。以下「取引DPF消費者保護法」という。)第6条第1項に基づき組織される取引デジタルプラットフォーム官民協議会(以下「官民協議会」という。))は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的として、現在2回ほど開催されています。	【個人情報保護委員会】 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供するにあたっては、原則として、本人の事前同意を得る必要があります(個人情報保護法第27条第1項)。 【個人情報保護委員会】 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供するにあたっては、原則として、本人の事前同意を得る必要があります(個人情報保護法第27条第1項)。 【消費者庁】 取引DPF消費者保護法第6条、第7条等 【消費者庁】 取引DPF消費者保護法第6条、第7条等 【経済産業省】 官民協議会の運営要領2項(7)の活動内容において、「個別事案(悪質業者の手口の情報...)の共有」などとされているところ、今後の官民協議会での議論状況などを踏まえて、必要に応じて、個人情報保護委員会など関係省庁と連携して対応を検討していきます。	【個人情報保護委員会】 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供するにあたっては、原則として、本人の事前同意を得る必要があります(個人情報保護法第27条第1項)。 【個人情報保護委員会】 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供するにあたっては、原則として、本人の事前同意を得る必要があります(個人情報保護法第27条第1項)。 【消費者庁】 取引DPF消費者保護法第6条、第7条等 【消費者庁】 取引DPF消費者保護法第6条、第7条等 【経済産業省】 官民協議会の運営要領2項(7)の活動内容において、「個別事案(悪質業者の手口の情報...)の共有」などとされているところ、今後の官民協議会での議論状況などを踏まえて、必要に応じて、個人情報保護委員会など関係省庁と連携して対応を検討していきます。		
379	令和5年3月14日	令和5年5月17日	ヘリコプター離着陸場の条件緩和	飛行場以外でヘリコプター離発着を行う場合航空法79条の審査を受けるが、離着陸場の条件が厳しく、設置することが困難である。そのため災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場と限定されている条件を、条件にかかわらず認めてほしい。	ヘリコプターは垂直離陸でき、機体の性能上は狭い地でも離着陸できます。航空法79条の一般の離着陸場を指定する場合、広大な土地が必要となり設定できる場所がかなり限られます。また建設物上の離着陸場条件も不透明かつ設備のコストがかかり、簡単に設置することもありません。ヘリコプターを利用する利点として移動時間の短縮がありますが、現行の基準であると離着陸場が設定できず、空港やへき地の離着陸場となってしまう移動時間短縮のメリットはありません。	個人 国土交通省	ヘリコプターを含む航空機は、航空法79条の規定により、一定の基準に従って設置管理されている空港等(航空法第38条)以外の場所における離着陸を原則として禁止し、当該離着陸がやむを得ない事由に基づくものであり、かつ、安全上支障がないと認められる場合に限り航空法第79条ただし書に規定する許可を行っております。	航空法(昭和27年法律第231号)第38条、第79条 航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第172条の2	対応不可	法第79条ただし書の規定による許可基準は、地上又は水上の人の又は物件の安全及び航空機の安全を確保するため、ヘリコプターの性能や使用ニーズに対応する形で離着陸地帯等の条件や安全対策等の基準を設けていることです。また建築物上における離着陸は、救助・防災訓練や災害時における人員・物資の緊急輸送等、当該離着陸が真にやむを得ないと認められるものに限り許可の対象としており、これに該当しないものについては、航空法第38条に基づく空港等(陸上ヘリポート)に離着陸して頂くことが原則となります。以上のことから、当該離着陸がやむを得ない事由に基づくものであり、かつ、安全上支障がないものと認められる飛行については法第79条ただし書の規定による許可を行うとする現行基準の改定は考えておりません。	
380	令和5年3月14日	令和5年4月14日	生活環境保全に関する項目(水質汚濁防止法)の緩和	有機物負荷量指標の項目であるBOD(生物化学的酸素要求量)をTOC(全有機態酸素)に変更、または両者どちらかの選択性への移行をお願いしたい。	現在、規制項目の一つであるBODはその測定に時間を多く要し(5日間)、サンプリング時と測定時に時間の乖離が存在するため、放流時点での状況を正確に把握しづらいため、測定に用いる河川水や井戸水の水質が常に一定ではなないため、BOD数値は厳密に言えば地域差が出る可能性がある。そこでBODと比較的相関があるとされ、専用の分析機を用いることで短時間(10〜20分)で測定できるTOCを規制項目に置き換え、BODはあくまで参考値としていただきたい。 TOC:BODの測定原理は同一ではないため、生物負荷と有機物負荷の違いがあるが、地球生物や生活環境への影響度合いを表す指標としての差は少なく、問題ないものと考えられる。	団体 環境省	公共用水域の水質環境基準のうち、河川の有機汚濁指標については、微生物の作用によって河川が浄化されることを踏まえて、BOD(Biological Oxygen Demand:生物化学的酸素要求量)を採用しています。BODは、好気性微生物によって水中の有機物が分解される際に消費される酸素量を測定するものです。炭素系有機物の約70%が分解するために20°Cで5日間必要とされることから、その測定には5日間を要します。河川の水質環境基準を達成するために、工場又は事業場が河川に排水する場合の排水基準についても、BODを採用しています。	・環境基本法(平成5年法律第91号)第16条 ・水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号) ・水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項 ・排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)	対応不可	TOC(Total Organic Carbon:全有機体炭素)は、水中に存在する有機物の総量を、有機物中に含まれる炭素量によって表わした指標です。BODの測定対象である易分解性有機物の炭素量だけでなく、微生物による分解が困難な難分解性有機物の炭素量も合わせて測定されます。河川の浄化は微生物による作用であることを踏まえれば、水質環境基準及び排水基準として易分解性有機物の炭素量を測定できるBODを採用することが適当であり、指標をBODからTOCに変更することは困難です。	
381	令和5年3月14日	令和5年5月17日	長大トンネル等における危険物を積載する車が通行する車両の通行規制緩和	延長5,000m以上の長大トンネルについて、危険物を積載する車両の通行を許可いただきたい。	2022年8月5日の大雨により生じた北陸道事故IC-豊生IC間と国道8号線の土砂流出災害によって、関西方面、中部方面から北陸方面への危険物輸送アクセスルートが非常に乏しいことが判明した。エネルギー資源は危険物に該当するため、被災地へエネルギーを供給できないことは危機的状況に陥ることが懸念される。今後気候変動の影響により集中豪雨などによって、天災が発生することは容易に想像ができるため、北陸道迂回ルートとして東海北陸道の飛騨トンネルの規制を緩和いただきたい。 2020年7月には九州豪雨への被災地に石炭製品を供給するため、長大トンネルの肥後トンネルの通行が許可されたものの、許可の要件は明確にされていないことから、少なくとも、ガイドライン等により具体的な指針を示す等、災害時の通行規制緩和措置手続きの簡素化も含め、規制改革をお願いします。	団体 国土交通省	道路法第46条第3項の規定では、道路管理者は、水底トンネルやこれに類するトンネル(水底トンネル※1、長大トンネル※2)について、構造保全、交通の危険防止の観点から、爆発性又は可燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止したり、制限することができることとされています。	道路法第46条第3項	対応	平成28年8月に、災害時に被災地への迅速なエネルギー輸送を確保するため、石油等を輸送するタクローリーについて、前述した標準配置(エスコート通行方式)するなど通行の安全が確保される場合には、災害時に限定して水底トンネル等の通行を可能とする旨を通行規制の公示に反映するよう依頼し、対象トンネルの道路管理者へ向けよう通知を发出しております。 この通知においては、対象車両、適用条件、災害時のエスコート通行方式の運用等について定めており、石油運送等に周知しています。 東海北陸自動車道の飛騨トンネルにつきましては、平成29年12月に上記の通知に基づく公示改定がされており、規制緩和済みとなっております。 独)日本高速道路保有・債務返済機構HPより https://www.jehdra.go.jp/torikumi/ikenbutsu.html また、災害時のエスコート通行方式の運用、対象車両及び適用条件等については、平成29年3月に「道路法第46条第3項に基づく危険物積載車両の通行制限の緩和に関する基本的考え方(案)」として資源エネルギー庁、高速道路機構、石油連盟との連名で定めています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類
382	令和5年3月14日	令和5年4月14日	トンネルコンポスト由来の固形化燃料の扱いをRPF並みに見直し	<p>RDFの貯蔵については、電気事業法の「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」の第9章で貯蔵設備の仕様が定められている（同様に消防法でも規制）。この規制は、平成15年5月、「三重ごみ固形燃料発電所」のRDF貯蔵での火災、爆発事故を教訓に作られた。</p> <p>RDFに含まれる可燃性有機物が発熱による発熱で自然発火の可能性が高いことや可燃性ガス（主にメタン）の発生による爆発の危険性があるから同規制がなされているとの認識。</p> <p>しかし、トンネルコンポストから出てくる燃料は、トンネルコンポスト内で微生物が分解性有機物を分解しているため、RPFと同様に発熱による自然発火の危険性は低いと認識している。</p> <p>トンネルコンポスト由来の燃料を、RDFとは別扱いをすることで設備投資を抑えることが可能となり、これにより利用先が増えることで自治体のトンネルコンポスト採用も進むと考えられる。</p> <p>今後カーボンニュートラルに向けたトランジション技術として、有効活用されていない廃棄物を燃料として有効利用し、化石燃料を削減する重要性は増していると考えられる。ことからトンネルコンポスト由来の燃料はRDFとは別扱いとし、RPF相当の扱いしてもらいたい。</p>	<p>電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十九条第一項の規定に基づき定められている、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号、以下「火技省令」という。）において、「第九章 可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料の貯蔵設備」として、廃棄物固形化燃料（主としてRDFの貯蔵設備）に設置を求めている。技術基準を定めています。</p> <p>・温度測定装置（第69条） ・湿度測定装置（第70条） ・気体濃度測定装置（第71条） ・燃焼止装置（第72条） ・消火装置（第73条）</p>	<p>火技省令第九章において技術基準を定める装置のうち、湿度測定想定、温度測定装置、気体濃度測定装置、燃焼防止装置については、いずれも、ただし、発熱、化学反応その他の事由によって、廃棄物固形化燃料が異常に発熱し、又は可燃性ガスが発生するおそれがない場合は、この限りでない。」と規定されています。つまり、対象となる燃料が「発熱、化学反応その他の事由によって、異常に発熱し、又は可燃性ガスが発生するおそれがない」という科学的根拠があれば、当該措置については適用しないことも可能となっております。</p> <p>なお、火技省令第73条で規定する「消火装置」については、火災発生を要因とする固形化燃料の発熱や可燃性ガス発生に限定されることから、全ての「可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料の貯蔵設備」において必須の設備としております。</p>	<p>事実確認</p>			
383	令和5年3月14日	令和5年4月14日	著しい騒音を発生する屋内作業場の騒音測定回数見直しについて	<p>著しい騒音を発生する屋内作業場について、6月以内ごとに1回、定期的に、等価騒音レベルを測定しなければならないという規定があるが、これを12月ごとに1回に変更してほしい。</p> <p>少なくとも、測定回数を「6月以内ごとに1回」とする根拠を示してほしい。</p>	<p>著しい騒音を発生する屋内作業場については、労働安全衛生規則第590条に従って、6月以内ごとに1回、定期的に、等価騒音レベルの測定を実施している。</p> <p>また第591条には屋内作業場の施設もしくは設備を変更し、又は当該屋内作業場における作業工程もしくは作業方法を変更した場合には、遅滞なく、等価騒音レベルを測定しなければならないと定められている。</p> <p>屋内作業場の騒音を測定する手順とコストは、工場内の設備数に比例して多くなり、測定を行う従業員の労働時間削減の妨げになっている。また屋内作業場の騒音レベルは設備や作業工程などを変更した場合に変化するものであり、この場合には第591条に従って測定している。</p> <p>よって、第590条に定める測定回数について、6月以内ごとに1回から12月以内ごとに1回に変更してほしい。測定回数を減らすことで測定を行う従業員の労働時間削減に繋がる。</p> <p>少なくとも、平成26年6月24日に閣議決定された「規制改革実施計画」の見直し基本方針では、「社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し」とされており、従業員に対する騒音障害防止対策も十分に行っている中で、18月以内ごとに1回の測定を必要最小限の測定回数とするのであれば、その根拠を示してほしい。</p>	<p>騒音性難聴は治療が困難な疾病であることから、著しい騒音を発生する屋内作業場の等価騒音レベルの測定について、労働安全衛生規則第590条第1項及び第591条第1項において定められており、事業者は、6月以内ごとに1回、定期的に、測定を行うこと、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合には、遅滞なく、測定を行うこととされています。</p> <p>なお、同規則第591条第1項に基づく測定については、施設、設備、作業工程又は作業方法の変更が軽微な場合であって、かつ当該変更の前後で騒音のレベルの差動が小さいと認められる場合には、本案による等価騒音レベルの測定を行う必要がないとされています。（平成4年8月24日付発第480号「労働安全衛生法及び労働災害防止法の一部を改正する法律（建設労働者に対する関係）、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令並びに労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」）</p>	<p>労働安全衛生規則第590条第1項、第591条第1項</p>	<p>検討を予定</p>	<p>治療が困難な疾病である騒音性難聴を防止する観点から、事業者が取り組んでいる騒音対策がきちんと機能しているかどうかを確認するために、定期的に作業場の騒音レベルを測定することは非常に重要である。</p> <p>測定を行うのは負担軽減の観点から、機器を設置して常時測定を行う場合と、法令の要件を満たす測定のみなどについて検討してまいります。</p>	
384	令和5年3月14日	令和5年5月17日	特殊車両通行許可制度の改正および申請手続きの簡素化	<p>1. 特殊車両通行許可制度の改正 (1)22年4月から特殊通行確認制度ができ、Web登録・即時走行可能となったが、発着地が未登録で検索できなかったり、未収録のため登録できないルートは従来の申請となるため、システム利用が進まない状況。また全ての経路の通行許可を取得する必要のあるため経路が取り許可取得しづらい状況。狭小な道路や荷重制限のある橋梁等を指定道路として許可を取得する方法を希望。</p> <p>2. 特殊車両通行許可制度の申請手続きの簡素化 ・許可申請はトラック型式、トレーラー型式の組み合わせで行うようにし、申請手続きを簡素化させること。</p>	<p>1. 特殊車両通行許可制度の改正 ・セトレーラー（全長17m、車両総重量約44トン）までは基本部内車両とし、制度の対象車両としない。ただし、狭小な道路や荷重制限のある橋梁などは指定道路として指定し、その指定区間においてのみ通行許可を取得させること。</p> <p>2. 特殊車両通行許可制度の申請手続きの簡素化 ・許可申請はトラック型式、トレーラー型式の組み合わせで行うようにし、申請手続きを簡素化させること。</p>	<p>道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、一定の寸法や重量を超える車両が道路を通行する場合には、車両や経路ごとに道路管理者が必要な条件を付して通行許可することができるとしております。</p> <p>また、令和4年4月より、ETC2.0搭載を前提に、あらかじめ国の登録を受けた車両について、通行可能な経路をオンラインで即時に確認し、通行できる特殊車両通行確認制度の運用を開始しました。</p>	<p>道路法第47条、第48条の2</p>	<p>1. 対応不可 2. 対応</p>	<p>1. 特殊車両通行許可制度の改正(1)(2)(3) 令和4年4月よりあらかじめ国の登録を受けた車両について、通行可能な経路をオンラインで即時に確認し、通行できる特殊車両通行確認制度の運用を開始しました。通行確認制度では、道路情報が電子化された道路を対象とするため、道路情報の電子化を進め、特殊車両通行確認制度の対象道路を拡大する取組を進めます。</p> <p>また、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、一定の寸法や重量を超える車両が道路を通行する場合には、車両や経路ごとに道路管理者が必要な条件を付して通行許可することができるとしております。その際に、橋梁等において道路構造物の耐荷力をを超える車両の通行を制限することや交差点等において交通の安全を確保することを目的として、誘導車の配置や区間に限定した通行を義務づけておくこととご理解ください。</p> <p>2. 特殊車両通行許可制度の申請手続きの簡素化 (1)特殊な車両の通行の許可に係る複数の車両について、その車種、積載貨物、通行経路及び通行時間が同一である場合においては、それらの車両について、それぞれ申請書を提出させることを省略し、一の申請書により申請させることができるとしています。</p> <p>(2)申請者の利便性向上を図るため、自動車検査登録証の写ししたものを提出することにより事前審査が可能とされているところである。</p>	
385	令和5年3月14日	令和5年7月12日	FIT制度を利用したバイオマス発電事業者への木質バイオマス燃料調達について、以下の規則およびガイドラインに沿った調達の徹底を図るため、違反及び逸脱行為に対する指導基準等の規制の明確化	<p>FIT制度を利用したバイオマス発電事業者への木質バイオマス燃料調達について、以下の規則およびガイドラインに沿った調達の徹底を図るため、違反及び逸脱行為に対する指導基準等の規制の明確化</p> <p>・当該発電に利用するバイオマスと同じ種類のバイオマスを利用して事業を営む者による当該バイオマスの調達に著しい影響を及ぼすおそれがない方法で発電すること（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第11号ロ）</p> <p>・当該計画が既存用途との関係で与える影響を最小限にするように努めること（事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築）</p>	<p>製紙向け原木とFITバイオマス発電向け原木が競合している状況で、原木の集荷時にFITバイオマス発電所向けに限定した都道府県補助金が支払われているなど、規則及びガイドライン（調達）に関する影響を及ぼす恐れがないに反する事例が発生しているところもあり、こうした状況が定正されない場合、製紙原料調達において製紙コストアップのリスクが数回の安定確保し、著しい影響を生じ得る。</p> <p>具体的には、山からの搬出コストが製紙向け原木価格と含み合いのため山林放棄されていた未利用材を撤出する目的で制定したFIT制度の価格に追従し続けることは、製紙業界にとって著しいコストアップになっている。</p> <p>この問題に対して、監督官庁は問題意識を持っているが、基準や指針方法等が不明確で規則及びガイドラインが十分に機能していないと思慮している。</p>	<p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第11号ロ及びハ</p> <p>事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>FIT/FPPの認定件数の増加による、地域における木材需給のひっ迫懸念に対応するため、FIT/FPPの認定件数が増加していること、都道府県の燃料の安定調達のための方策や既存事業者との調整状況の確認を強化したところである。</p> <p>具体的には、令和4年8月に、都道府県が行う燃料調達及び使用計画の事前確認に付いての事務連絡を見直し、「再生可能エネルギーに関するバイオマス燃料の安定調達について（依頼）」令和4年8月30日付「再生可能エネルギー庁新エネルギー課長及び林野庁木材利用課長の連名による通知」として、各都道府県木質バイオマス担当表等に発出し、都道府県がチェックすべき点についてより詳細に提示するとともに、都道府県と林野庁との間の情報共有を強化するなどの対応を行っている。</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
386	令和5年3月14日	令和5年4月14日	医療法人理事長の原則的に医師・歯科医師限定規定の廃止	現在、医療法人理事長は原則的に医師か歯科医師に限定されていますが、この規定を廃止して、以前のように医師・歯科医師以外の人でも就任出来るようにする。つまり、企業家の代表取締役と同じように、自由に就任出来るようにする。	規制緩和が大きな流れとっていますが、いまだに医療法人理事長を原則として医師・歯科医師に制限している事は合理的な観点からいって、理事長には医学知識が必要との理由があげられています。医学知識なくして看護師の方が歯科医師よりあるのではないのでしょうか。業判師には医学知識がいとでもいうのでしょうか。診療をしないのに医師免許を求めるとは職業選択の自由を保障した憲法にも違反するところで、一日も早く理事長要件を自由化し、有為な人材が数多く医療界で仕事ができる様に配慮すべきです。実際に病院内施設を運営している人が理事長になるべきであり、名ばかり理事長や不在理事長の横行の方が問題ありです。現実的には医師は診療に専念していることが多く医療法人の経営や管理は事務長等の非医師に委ねられていることが多いです。現実を追求するためにも規制緩和は必要と思います。	個人	厚生労働省	医療法人の理事長は、都道府県知事の認可を受けた場合を除き、医師又は歯科医師である理ののうちから選出するとされています。	医療法第46条の6	対応不可	医療法第46条の6第1項ただし書きにおいて、都道府県知事の認可を受けた場合には、医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出することができるとされています。具体的には、候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、都道府県医師審議会の意見を聴いた上で、適切かつ客観的な法人運営を担うおそれがないと認められる場合には、医師又は歯科医師以外の理事のうちから選出することが可能である旨、「医療法人制度の改正及び都道府県医師審議会について」(昭和61年6月28日健政発第410号厚生省健康政策局長通知)により技術的助言を行っています。なお、本規定の趣旨は、医師又は歯科医師でない者の実質的な支配下にある医療法人において、医学的知識の欠落に起因し問題が惹起されるような自体を未然に防止しようとするものであり必要なるものであることから、当該原則自体を見直すことは困難と考えています。	△
387	令和5年3月14日	令和5年4月14日	商業登記規則旧姓併記81条の2で、抹消した旧姓の再登録と、2つ以上の旧姓への変更を認めること	商業登記規則旧姓併記81条の2で、抹消した旧姓の再登録と、2つ以上の旧姓への変更を認めること	の連続性を遮断することになり、本来転倒である。申請人のインセンティブを見据えている。2この規定が閉鎖した登記事項を除く場合に適用されるのも変更である。履歴事項証明書に記載されないものが閉鎖した登記事項だから(44条1項)、3年を経過して閉鎖登記事項証明書に記載されている旧氏なら、それと同じかそれより前の旧氏でも併記できることになる。なぜ3年を経過すると、旧姓の先相対りが可能になるのか? 登記事項の閉鎖は証明書が取れないからというの理窟であって、役員の間一性はいわねはずである。3.7項は、旧姓が記録されている状態からの旧姓変更について定めている。意味不明なのは、「当該変更の登記の直前に称していた旧氏」しか変更できない点である。たとえば、A→Bに氏名変更した役員がAと登記されている場合、B→Cに氏名変更したときはC(A→D)と氏が変更され、D(A)がEになったとき、なぜBまたはCを旧姓として選択できないのか? 旧姓として使ってたたるうツッコムは成り立たない。なぜなら家で旧姓抹消の申出をすれば1項に戻って、「最後に記録されていた旧氏より後に数えた旧氏」に限り併記出来るようになるからである。この規定によって、結局「当該変更の登記の直前」より前「に称していた旧氏」であるBまたはCを旧姓として併記できることになる。前述の閉鎖リセットを噛まれば、なおさらである。なぜ一旦抹消すれば旧・旧姓への変更が可能なのか? 何を規制したいの?	商業登記官	法務省	旧氏変更申出を無制限に認めること、濫用的な申出がされるおそれがあることから、商業登記規則第81条の2第1項及び第7項による一定の制限を行っています。	商業登記規則第81条の2第1項、第7項	その他	御提案の内容については、今後、各種法令等の改正を検討する際の参考とさせていただきます。	
388	令和5年3月14日	令和5年4月14日	農業を農業以外にも売却できるようにする	現状、農地を購入するには、既にそれなり農業を営んでいないと農業委員会から許可ができず、農地の流通が難しい。	現状は、売買のアンマッチが起きている。農地を持っている人は、都市部に住んでいるたり、会社員で農業を営むことができないが、簡単に手放せない。逆に、農地を持っていない人は、カントリーライフやテレワークなどで農業をしたいのに農地を買おうとが困難になっている。本来農業振興のためのルールが、逆に逆かかって、耕作放棄地などが増え、本来転倒になっている。本当に農業振興したいのなら、売買を自由化し、市場経済に任せよう。農業が活性化し、食料自給率も向上すると考える。	個人	農林水産省	農地は、食料を安定供給するための基盤であり、地域の貴重な資源であることから、農地の権利を取得する際には農業委員会の許可が必要となります。農地法においては、①農地の全てを効率的に利用して耕作を行うこと、②必要な農作業に常時従事すること、③周辺の農地利用に支障がないことといった許可要件を満たせば、新規就農希望者も農地の権利を取得することは可能です。	農地法第3条	現行制度下で対応可能	1.本年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法では、①市町村が、農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、将来の農地利用の姿を示した目標地図を定め、②目標地図に位置づけられた受け手に対し、農地バンクの活用により、農地の集約化を進めていくこととしています。農地の出し手・受け手の意向については、本年4月から稼働した農地の全国データベースに集約されます。本データベースを活用することにより、都市部に居住して農地を売りたい方や、都市部に居住して農村に新規就農したい方も自身の希望を実現できると考えています。	
389	令和5年3月14日	令和5年4月14日	障害者の農地売却を容易にする	身体障害者等、農業を営むことが困難な農地所有者の農地売却を従常より容易にする。(農業者以外の売却も容易にする。)(農地以外の売却も容易にする)また、それを支障する機能を役所に持たせる。極端な話、無償で自治体に引き取って活用してもらっても構わない。	私は身体障害者下級4級の会社員です。兼業農家だった両親が亡くなり、実家の農地を相続しましたが、農機を使用しても、障害のために営農することができません。(農機を使わない作業も多く、そこがさらに大変です。)兼業する立場で日常生活に影響を及ぼします。さらに、中山間地域にて、近隣の農家に売却しようにも、担い手、買い手自体が存在しません。耕作放棄地として、荒れていくばかりです。したもできない障害者に対する特例を希望します。	個人	農林水産省	農地の貸借や売買を希望している場合、農業委員会に相談していただくことで、農業委員会によるおせえを活用することが可能です。また、農地バンクの申し出によりバンクと貸借先(農地中間管理種の設定)を行うことも可能です。	農地法第3条	現行制度下で対応可能	農業者の減少・高齢化が加速化する中、担い手への農地集約・集約化が急務となっていますが、現状では農地が分散しており、集約等の阻害要因となっています。本年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法では、地域での話し合いにより、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画(目標地図)を作成し、農地の集約・集約化を進めることとしています。目標地図は、農業委員会が農地の貸借や売買を希望する者の意向把握を行い、一筆ごとに農地を耕作する者(受け手)を明確化するものです。これらの制度が円滑に機能するように、農業委員会が出し手(農地の所有者)や受け手の意向を積極的に把握する役割を担っていますので、まずはお近くの農業委員会にご相談いただきたいと思います。	
390	令和5年3月14日	令和5年4月14日	大規模小売店舗立地法の見直し	大規模小売店舗立地法第2条 この法律において「店舗面積」とは、小売業(飲食業を除くものとし、……)を行うための店舗の用に供される床面積をいう。と定義されているが、(飲食業を除くものとし、……)を削除する。	大規模小売店舗を代表するショッピングセンターでは、人口減少、競合相手の増加等の厳しい経営環境を踏まえ、顧客の来店頻度を向上させるため、飲食店等を導入させ、滞在型の店舗づくりを進めている。魅力ある飲食店の存在は顧客の重要な来店動機となり、交通量の増加等により、周辺地域の生活環境に大きな影響をもたらしている。周辺住民の安全な生活環境を保持することを最優先と考えられるならば、大規模小売店舗立地法第2条で定める、店舗面積の算出において、飲食業を除く理由はなく、改める必要があると考え。	愛知県商店街振興組合連合会	経済産業省	法第2条第1項において、本法の適用対象を明確にするため、店舗面積の定義を明らかにしている。(該当条文) 第二条 この法律において「店舗面積」とは、小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。)を行うための店舗の用に供される床面積をいう。	法第2条第1項	対応不可	本法は大規模な集客や物流といった特性に着目し、その出店によって生ずる事象(具体的には、交通渋滞や交通不安、騒音や廃棄物)への配慮を求めたものであることから、前述の事象を生じさせる振興・集約に限定しております。ご要望の飲食店については、この法律の趣旨に鑑みず、大規模小売店舗と同等の集客や物流といった特性は備えていないと考えられることから、法規制の対象となりません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
394	令和5年3月14日	令和5年7月12日	「事業承継支援・事業再生支援」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁	従来から、地域においては事業承継、事業再生は重要な課題であるが、経営者の高齢化が進展する中、今後更にM&Aによる事業譲渡、事業再生に関する銀行への相談が増加すると見込まれる。地域社会の持続的な発展、地域企業の活力向上のため、「事業承継支援・事業再生支援」が必要な場合に限って、銀行による不動産仲介業務の取扱いを認めていただきたい。	1. 制度の現状 ・銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を実施できない。 2. 現状制度の弊害 (地域の実情) ・中企業では、経営者、経営者の親族等が、自身の所有不動産を事務所・工場等として保有している事例は多数存在。 ・地方では、大手不動産会社が少なく、不動産情報は銀行に集まる傾向。また、銀行は取引先への定期的な訪問により、支援対象企業だけでなく、地域の幅広い企業の不動産情報(ニーズ)を取得・保有。 【事業承継・事業再生支援】 ・事業承継・再生支援では、企業本体だけでなく、経営者等の個人不動産の取扱い(売買、賃貸継続等)の調整が必要。支援に深く関するほど、不動産相分の調整が必要となるが実情。 ・地方、事業再生局面では、業種の悪化した取引先が、会社又は経営者所有の不動産売却による債務圧縮を検討する事例が往々にある。 (現行制度の弊害) ・地域企業が所有不動産の売却先や賃貸先を探る際、不動産業者の情報に限定されるため、業種ごとのマッチ(案件の不成立、進展の遅れ)が生じ、事業承継・事業再生の進展の阻害要因の一つになっている。 3. 想定される効果 ・銀行が保有している地域の不動産情報やコネクションを活用して、引受先を探すことができ、事業承継・再生支援の進展が期待。 ・企業は、地域の不動産業者に加えて、銀行にも売却先等の選定を依頼することで、不動産に関する情報をより広く取得可能。結果として、企業は、より早くより有利な条件で不動産取引を行う可能性が高まる。	第二地方銀行協会	金融庁	銀行本体及びその子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第12条、第16条の2第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの選断、銀行業に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
395	令和5年3月14日	令和5年4月14日	「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外	顧客に不利益を与える可能性が極めて低い国公立大学法人や、文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と連携し「教育ローン」について、割賦販売法の規制の対象外としていただきたい。 なお、現行規制下においても、国や地公体が関わる取引は適用除外とされており、同様の取扱いとして頂きたい。	1. 制度の現状 ・銀行等の取扱う提携教育ローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合、割賦販売法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業に該当。 ・「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的な一体性や金融機関と役務提供者事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断している。 2. 現状制度の弊害 (制度の趣旨) ・割賦販売法改正は、悪質な販売業者からの消費者保護の観点で行われたもの。 (現行制度の弊害) ・学校法人や保護者等の利用者からは、一般に低利となる銀行の提携ローンを利用したいとの希望がある。 ・地方、金融機関にとって、提携教育ローンを取り扱う場合に必要な負担(割賦販売法に基づき「規制」・ルールへの対応)は大きく、提携教育ローンを取り扱うことを躊躇するケースもある(顧客のニーズに円滑に対応できないのが実情)。 3. 想定される効果 ・国等の一定の関与が認められる教育機関(国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受け学校法人等)の提携先であれば、消費者(顧客)に不利益を与える可能性が極めて低い。 ・新型コロナウイルス、近年の物価上昇の影響により、収入減となる家庭の増加も想定され、教育ローンの必要性は今後高まる可能性。こうした中で、銀行が取り扱う教育ローンは、家計の経済的な負担軽減が可能。 ・地域金融機関が地元教育機関と提携することで、首都圏への学生集中の是正等にも寄与する可能性。	第二地方銀行協会	経済産業省	銀行等の取扱う提携教育ローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、割賦販売法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業に該当します。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的な一体性や金融機関と役務提供者事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	割賦販売法第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の6第2項	対応不可	本提案に関し、個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの可否については、産業構造審議会割賦販売小委員会において同様の趣旨に係る審議をした上で、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あっせん業者が法の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されているとはいえません。」とされています。今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。	
396	令和5年3月14日	令和5年7月12日	海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法の緩和	従前より、政府は、訪日観光客数増加に向けた施策を実施。日本のキャッシュレス決済は増加しつつあるが、未だ現金取引が中心であり、観光庁の「訪日外国人の消費動向」調査によると、訪日観光客の95.3%(2020年1~3月期)が現金決済を利用している状況。 訪日観光客の利便性向上に向けた海外発行カード対応ATM(以下、「当該ATM」という)の維持・拡充のため、海外発行のクレジットカードやキャッシュカード(以下、「海外発行カード」という)対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できよう、利息制限法等で定めるATM利用料の上限の例外としていただきたい。	1. 制度の現状 ・「利息制限法施行令」及び「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされないATM利用料の上限は、1万円以下の額110円、1万円を超える額220円と定められている 2. 現状制度の弊害 ・国内銀行は、当該ATMを設置・維持する場合、国際ブランドのATM利用ネットワークや、当該ネットワークと自らのシステムを併用する国内クレジットカード会社への費用を支払う。これらの費用は、当該ATM手数料の上限を上回る場合もあり、赤字となる例もある。 ・手数料収入は、銀行にとって設備維持の原資の一つであるため、利息制限法施行令の規定は当該ATM設置数の増加に向けた支援とるだけでなく、得利的な観点から当該ATMを廃止した銀行もある。 3. 想定される効果 ・海外発行カード対応ATMの維持・増加は、訪日外国人観光客の利便性向上に資する。 (参考：設置状況) 2022年9月末現在、営業態の当該ATM設置台数は172台。	第二地方銀行協会	金融庁 法務省	出資法上の貸付及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う金額が1万円以下の場合には110円、1万円を超える場合は220円までとされています。	利息制限法施行令第2条	その他	海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
401	令和5年3月14日	令和5年4月14日	法人の「実質的支配者情報リスト制度」の更なる拡充	マナー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の観点から、銀行が、法人の実質的支配者の情報を把握することは、国際的・国内的にも重要な課題である。上記を踏まえ、商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その新を証明する「実質的支配者リスト制度」の登記の義務化をご検討いただきたい。	1. 制度の現状 銀行は、「マナー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき、継続的顧客管理の一環として、「実質的支配者情報」の把握に努めている。 また、2022年1月より、商業登記所が法人の実質的支配者情報を保管し、その新を証明する「実質的支配者リスト制度」が開始された。 2. 現状制度の弊害 「実質的支配者リスト制度」は、法人に登記の義務はなく任意であること、対象とならない法人が株式会社および特別有限会社になっており法人全体がカバーされていないこと、対象となる実質的支配者の預託が当該法人の議決額の25%を超え保有するもの(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2項第1号)に限定されていること等の課題がある。 3. 想定される効果 本制度の拡充は、実質的支配者情報を把握することの強化・効率化につながり、銀行におけるマナー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の強化につながる。	第二地方銀行協会	法務省	マナー・ローンダリング防止等の観点から、法人の実質的支配者を把握し、その透明性を高めることについては、FATFによる勧告がなされるなど、国内外からの要請が強まっているところである。この要請を受け、外部有識者による議論の結果を踏まえ、「実質的支配者リスト制度」を創設し、令和4年1月からその運用を開始しています。	商業登記所における実質的支配者情報一貫の保管等に関する規則(令和3年法務省告示第167号)	その他	「実質的支配者リスト制度」が広く利用され、マナー・ローンダリング防止等の効果が十分発揮されるよう、まずは本制度の周知・広報に努めてまいります。 法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制度の導入等については、本制度の運用状況等も踏まえつつ、政府全体として検討すべき課題と認識しております。	
402	令和5年3月14日	令和5年7月12日	公的個人認証サービスで取得できる情報の氏名読み仮名の追加	より適格・適正な本人確認のため、公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき提供される基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)に「氏名読み仮名」情報を追加していただきたい。	1. 制度の現状 2016年1月より、行政機関等の利用に限られていた「公的個人認証サービス」(注)の利用対象が、民間事業者へ拡大された。 銀行は、同サービスを活用することで、顧客の初回取引(例：口座開設等)の際に、申込書の実在性および基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)を正確・確実に把握することが可能となった。 (注)公的個人認証サービスは、オンラインでの申請や届出といった行政手続やインターネットサイトへのログインを行う際などに、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段。顧客は、ICカードリーダーやスマートフォンなどのマニピュレーターを介し、顔認識や本人確認することで電子証明書と民間事業者へ送信し、民間事業者は顧客から送信された電子証明書の有効性を地方公共団体システム機構へ確認することで、本人確認を行うことが可能。 また、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(2021年5月19日公布)により、公的個人認証サービスにおいては、本人同意に基づき、事業者が基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)を取得することが可能となる予定である。これによって、顧客が氏名・住所変更手続き等をすることができ、銀行は効率的に基本4情報の最新化を図ることが可能となる見込み。 2. 現状制度の弊害 上記情報においては、氏名の読み仮名がなく、銀行の顧客情報データベースの精度向上、事務手続きにおいて支障となっている。 3. 想定される効果 銀行の顧客情報データベースの精度向上、円滑な事務手続きによる顧客利便性の向上。	第二地方銀行協会	総務省 デジタル庁	本人同意に基づき最新の住所情報等の提供においては、氏名、生年月日、性別及び住所を提供しており、氏名の振り仮名は提供されていません。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第7条第3号、第18条第3項	対応	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第40号)第4条の規定により、公布の日から起算して6年を超えない範囲内において政令で定める日より、署名用電子証明書の記録事項として氏名の振り仮名が追加され、結果として、本人の同意に基づき最新の住所情報等の提供においても、氏名の振り仮名が提供されることとなります。	
403	令和5年3月14日	令和5年5月17日	宅地建物取引士証の住所欄の削除について	提案事項名の通りです。住所の記載ですが、不要かと思っております。法改正により、削除していただけだと思います。(そもそも現在は宅建業法の解釈より個人情報の観点からして、良い運用ですよ?)	・個人情報観点から不要であると思われるから。 ・「住所を隠す」という行動をしなくてよい。 ・コスト削減	個人	国土交通省	宅地建物取引業法施行規則第14条の11において、宅地建物取引士証の様式等が規定されており、同条第1項第1号において、住所を記載することとされています。なお、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方(平成19年国総発第3号)において、宅地建物取引士証の提示に当たり、個人情報保護の観点から、宅地建物取引士証の住所欄にシールを貼ったうえで提示しても差し支えないこととされています。	宅地建物取引業法施行規則第14条の11、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方	対応不可	宅地建物取引士証(以下「宅建士証」という。)の住所の記載については、宅地建物取引士個人責任の明確化による消費者保護の進展を図ることや、宅地建物取引士が各種調査業務において関係機関より身分証明書の提示を求められた際に宅建士証が運転免許証等と同様に身分証明書として使用できるようにすることを目的として、平成9年の宅地建物取引業法施行規則の改正により、記載事項として住所が追加されました。一方で、個人情報保護の観点からの懸念については、制度の現行状態に記載のとおり、宅建士証の提示に当たり、宅建士証の住所欄にシールを貼ったうえで提示しても差し支えないこととしています。 そのため、現行制度においても個人情報保護の要請は満たしていると考えられ、また、引き続き宅建士証を身分証明書として使用するニーズも存在すると考えられるため、直ちに宅建士証の住所欄を削除することは困難です。	
404	令和5年3月14日	令和5年4月14日	障害者雇用の法定雇用率決定対象に障害者を加えて、重度障害者同様ダブルカウントの対象とする	障害者雇用の法定雇用率決定対象に障害者を加えて、重度障害者同様ダブルカウントの対象とする	法定雇用率に障害者を加えるかどうかについては厚労省の会議にて議論されており、昨年意見書が厚労大臣に提出された。 https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/000952601.pdf 意見書内にて「難病と自費の負担の両面に一律性がないため、今後継続しての議論が必要とされた。しかしこれは医学的な見地からの意見であり、実際の採用現場では「私は難病患者」と自ら明らかにしてきた志望者は不採用となっている。また事後が不明なことから合理的配慮に必要なコストの算定ができず算化ができなかったことも述べられている。一方、これまで特定医療費対象者証をもたない心身障がい者の難病患者はそれを証明できる公的書類が無かったが、令和5年度以降に「登録者証」の発行が厚労省内にて検討されている。 https://www.mhlw.go.jp/content/10905000/000988965.pdf この登録者証は、障害者手帳の代替として活用することで法定雇用率のカウントが可能となるはずだ。 これには厚労省本省内部の問題もある。難病は医療政策として健康局主管の疾患研究に重きを置かれている。しかし障害者の就労は福祉政策に位置づけられるため、社会・福祉局や労働政策担当が窓口だ。これに限らず臨時的労働団体事務局とハローワークが関係機関と連携して行っている厚労省は説明しているが、規制改革推進会議でも議論となったように失業認定や雇用保険手続がオンライン化されず対面・紙提出となっているためハロワは機能的に遅延しており、ハロワ職員はそれだけで手一杯で他の業務を行える余裕がない。	個人	厚生労働省	障害者雇用の法定雇用率制度における取扱いについては、難病患者等の団体を含む関係団体にもヒアリングを行い、令和4年6月に、労働政策審議会障害者雇用分科会においてとりまとめられた意見書において、疾病ごとの個別性や治療の状況による個人差などを踏まえることなど、一律に就労困難性があると認めることは難しかった。これに関わる調査・研究を進め、その結果等も参考に、その取扱いを引き続き検討することが適当とされたところです。 これを踏まえ、まずは、難病患者の就労困難性や、企業側の支援ノウハウ等の直近の実態を把握するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)において、調査・研究を進めています。また、厚生労働省としては、難病患者に対して、ハローワークの難病患者就労ポータルサイトの活用や難病相談支援センターと連携した就労支援など、難病患者の個人の状況等に応じたきめ細かな支援が行えるよう、支援体制の強化を図っていくこととしています。	障害者雇用の促進等に関する法律第43条第1項	検討を予定	「制度の現状」に記載した、「JEEDにおける調査・研究は複数年度にわたり実施するものであり、この研究結果も踏まえ、労働政策審議会障害者雇用分科会において、引き続き検討してまいります。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
405	令和5年3月14日	令和5年4月14日	コンビニで郵便はがきや切手を電子マネーで買えるようにして下さい。	コンビニで郵便はがきや切手を電子マネーで買えるようにして下さい。	コンビニで年賀はがきを電子マネーで買おうとしたら現金払いしかできませんと断られました。切手もダメらしいです。法律で決まってると思います。でも、郵便局では電子マネーで年賀はがきや切手を普通に買えます。おかしいですか？コンビニでもどこのお店でも郵便はがきや切手を電子マネーで買えるようにして下さい。不便です。	個人	総務省	はがきや切手を電子マネーで購入することについて、郵便関係法令には規制はありません。	—	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。購入可能かどうかは販売店等にお問い合わせください。	ワーキング・グループにおける処理方針
406	令和5年3月14日	令和5年6月15日	銀行窓口に係る弊害防止措置（融資先販売規制・担当客分離規制）の徹底	「人生100年時代」を見据え、個人が安定的な資産形成を検討する際に、融資先販売規制・担当客分離規制という弊害をもたらすケースもある。老後の安定的な資産形成支援、顧客利便性向上等のために、本規制を撤廃していただきたい。	1.制度の現状 銀行の圧力販売防止や利用者保護の観点から設けられているが、本規制の該当する場合には、顧客の希望があっても、銀行は商品販売ができない。 2.現状制度の弊害 【融資先販売規制における弊害】 (1)安定的な資産形成支援の阻害 銀行は、DeCoと並んで、資産形成手段として、早準備いの変換業者保険を勧誘する可能性がある。しかし、顧客が本規制に該当する場合、保険に加入できない又は保険金額の制限が発生するため、顧客本位の資産形成支援に大きな支障。 (2)顧客利便性の低下 ・医療保険やがん保険も定期的な見直しが必要だが、顧客ニーズに即した総合提案を行えない ・顧客の大半は、勤務先の銀行取引内容や本規制の存在を知らず、勤務先を理由に利用商品が限定される事は顧客の理解を得にくい ・対応できない職員が不在の場合、顧客に再度の来店が必要 (3)銀行の事務負担 勤め先の融資者無確認、規制の説明等、規制対応の負担が大きい 【担当客分離規制における弊害】 (4)顧客利便性の低下 ・銀行が特定地域金融機関を選択している場合、小口規制により顧客の必要保障額を満たす保険提案を行えない ・規制対象商品と対象外商品を比較説明する際、複数の担当者が説明しなければならず、顧客利便性が低下する ・人員が少数の店舗では内勤職員が融資も業務しているケースが増え、募集可能な人員が少ない 3.想定される効果 個人が銀行で選択できる商品の幅が広がり、老後の安定的な資産形成の促進、顧客の利便性向上が期待できるとともに、銀行側の事務コスト削減が促進される。	第二地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公報情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムズ規制 ・担当客分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
407	令和5年3月14日	令和5年6月15日	規模が大きい特定保険募集人の該当基準の緩和	顧客の保険の選択増加・利便性向上、銀行の事務効率化の観点から以下の見直しをお願いしたい。 (1)規模が大きい特定保険募集人の該当基準の見直し 規模が大きい特定保険募集人の該当基準の一つとされている、「直近の事業年度において、(生保・損保・少額短期保険の業態ごとの)所属保険会社等の数が15社以上」という条件を撤廃していただきたい。 (2)事務手続きの緩和 いずれかの業態が「規模が大きい特定保険募集人」に該当した場合に、該当する業態だけについて、事業報告書を作成することとしたが、条件に該当しないよう所属保険会社数を制限する。また、事業報告書の作成に当たり保険会社からの情報収集等に時間を要するため、報告項目を削減していただきたい。	1.制度の現状 「規模が大きい特定保険募集人」には、次のいずれかの条件にあてはまる場合に該当。なお、「所属保険会社等の数」、「手数料・報酬等の合計額」、生命保険・損害保険・少額短期保険のそれぞれの業態ごとに判定する 【条件1】直近の事業年度において、所属保険会社等の数が15社以上 【条件2】所属保険会社等の数が2社以上かつ直近事業年度の手数料・報酬等の合計額が10億円以上 上記条件に該当する場合、帳簿書類の備付け及び事業報告書の作成・提出が義務づけられており、いずれかの業態で該当すれば、「規模が大きい特定保険募集人」に該当し、全ての業態で帳簿書類の備付け、事業報告書の作成・提出が必要 2.現状制度の弊害 (1)顧客利便性の低下 ・事業報告書作成は、全業合保険会社からの情報収集等、業務負担が非常に大きく、対応負荷を考えた場合、所属保険会社を14社以内に抑えることにもつながる。 ・「豊富な選択肢」というニーズを満たそうとした場合、所属保険会社が15社以上になることは十分考えられるが、条件に該当しないよう所属保険会社数を制限することにより、顧客利便性の低下を招きかねない。 (2)事務負担の増加 ・いずれかの業態が条件に該当した場合、全ての業態で事業報告書を作成しなければならず、事務負担となっている 3.想定される効果 (1)顧客利便性の向上 ・15社以上の保険会社の取扱いをいくことで、多くの保険商品を揃えることが可能となり、顧客のニーズに沿った商品を提供しやすくなる。 (2)事務負担の減少 ・事業報告書作成業務軽減による事務効率化	第二地方銀行協会	金融庁	規模が大きい特定保険募集人に該当する場合、帳簿書類の備付け及び事業報告書の作成・提出が義務づけられています。	保険業法303条、304条、保険業法施行規則第236条の2	対応不可	規模が大きい特定保険募集人に対する規制は、監督当局が大規模な兼業代理店等の募集形態や販売実績等を把握する観点から設けられたものであり、平成30年4月より制度の本格的な運用が開始されたものであるため、現状において特段の事情変更等は認められないため、今後も引き続き実態把握に努めてまいります。 また、事業報告書については、モニタリングの継続としてより有効に活用するとともに、保険代理店の作成負担の軽減を図りつつ、保険代理店による自律的な体制整備等にも活用できるよう、当報告書における必要な情報を選択・再検討の上、令和4年7月4日付で関係内閣府令等を改正し、当報告書様式の改訂など、所要の見直しを行ったところです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
408	令和5年3月14日	令和5年7月12日	地公体が主導する「まちづくり」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁	地域の人口減少・少子高齢化が進むなか、地域金融機関が担べき役割が大きく、持続的な地域経済の発展に向けた貢献が求められている。 こうした状況を踏まえ、「まちづくりのための特定の事業」に限定し、銀行が再開発事業やコンパクトシティ形成事業等に係る不動産仲介業務を取扱うことを認めた。 上記「まちづくりのための特定の事業」には、金融機関と自治体等が締結している「地方創生等に関する連携協定」に係る事業(注)が考えられる。 (注)地域経済を活性化し、たわみあふれる暮らしの創出、まちの活性化・観光の振興、子育て支援、まちづくりの推進、定住・移住の促進、空き家の利活用、空き家の発生・未然防止等の観点が提示	1.制度の現状 銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を実施できない。 2.現状制度の弊害 ・自治体等から銀行に対し、地方創生に向けた「まちづくり」に深い関与を望む声もあるが、銀行は主体的に関与できない。 ・遠隔地では、大手不動産会社が少ないにもかかわらず、銀行が補完できない。 ・銀行は、不動産開発に係る地域のニーズ・情報を保有しているが活用できず、地場企業が、物件を探る際の情報取得先は不動産業者に限定。 銀行は、移住促進・空き家対策ローンを提供しているが、関与が限定的となり、地方移住希望者は、銀行と不動産業者それぞれに対応する必要あり 3.想定される効果 (1)自治体への貢献 銀行が自治体事業に深く関与することにより、効果的な計画策定の支援が可能。また、複合商業施設開発等では、情報力を活用し、地域内外からのテナント誘致も期待。特に、大手不動産会社等が手掛けない遠隔地において、地域金融機関が不動産仲介業務を行うことで、地域活性化が期待。 (2)事業者の利便性向上 企業は、地域の不動産業者に加え、銀行にも不動産業務に関する依頼を行うことで、情報を広く取得可能、より良い条件で取引できる可能性が高まる。 また、銀行が物件購入資金と合わせて、地域内の古民家活用等も推進すれば、顧客利便性の向上や地域活性化の効果も期待できる。 (3)空き家対策への貢献 「平成30年度～土地統計調査」によると、全国の空き家は平成10年から1.5倍の約948万戸に増加。銀行が、移住促進・空き家対策ローンと併せて、移住希望者に不動産情報を提供することで、顧客利便性向上・空き家対策への貢献が可能。	第二地方銀行協会	金融庁	銀行本体及びその子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第12条、第16条の2第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの選断、銀行業に専念すること等による銀行等の経営の健全な確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するもの、直ちに措置することは困難です。
409	令和5年3月14日	令和5年4月14日	リフォームローンの創設 創設後の規制対象からの条件付適用除外	政府は、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家や中古住宅活用を促しており、特に、地方では高齢化・人口減少により、空き家対策や移住・定住に向けた取組みの必要性が高まっている。加えて、近年の災害増加により、災害に備えた住宅改修需要も増加。 こうした空き家の活用や住宅改修に当たっては、リフォームが必要となるケースが多いことから、一定条件を満たす提携住宅ローンに限り、創設後の規制対象外として取りたい。例えば、提携先をリフォーム登録事業者又は自然災害関連の改修に限定する、あるいは、提携先の財務内容チェック等の方策をとる場合には、規制対象外として取りたい。	1.制度の現状 ・銀行等の取扱いリフォームローンについて、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、リフォーム業者・消費者間の投資提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん案件。 ・「密接な牽連性」の判断は、金銭消費貸借契約と投資提供契約の「手続的・内容的・一体的な金融機関と投資提供事業者との一体的(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断している。 なお、上記規制(改正創設法)では、高齢者によるリフォーム等のクレジット取引での利用が追加で確保された。 2.現状制度の弊害 ・現行規制下では、銀行がハウスメーカー等と業務提携(提携住宅ローン)を締結する際、改正創設法適用規制の対象となるため、銀行は、リフォーム業務を業務提携の内容から除外している。 ・銀行は、提携しているハウスメーカー等に対し、新規物件は紹介可能であるにもかかわらず、リフォーム工事は対象外となっており、顧客の理解が得られ難く、利用者の利便性の阻害要因になっている。 ・銀行が、空き家対策、移住・定住、災害対応に係るリフォーム需要にも対応でき、顧客にとって利便性が向上する。	第二地方銀行協会	経済産業省	銀行等の取扱いリフォームローン等は、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約とリフォーム事業者・消費者間の投資提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、創設法第4項に規定する個別信用購入あっせん案件に該当します。「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と投資提供契約の「手続的・内容的・一体的な金融機関と投資提供事業者との一体的(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断しています。	創設法第2条第2条第4項、第35条の3の23第35条の3の6第2項	対応不可	本提案に関し、個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否については、産業構造審議会創設販売小委員会において同様の趣旨の提案に係る審議を踏まえて、平成27年7月に取りまとめた報告書において、「中小企業を含めた登録個別信用購入あっせん業者が法の規定を遵守している中、現制度において、法の規定を適用除外とする措置を要するなどの具体的な必要が示されているとはいえません。」とされています。今後、具体的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討してまいります。
410	令和5年3月14日	令和5年4月14日	中小企業信用保険制度の対象業種の追加	農業・林業・漁業および関連事業が主要かつ重要な産業である地域があることに加え、日本国内での自給体制が様々な分野で課題として挙げられる中、1次産業の持続的発展は重要な地域課題である。 中小企業政策審議会金融WGとりまとめ(平成28年12月20日)を踏まえ、農工業と農業を合わせ含む事業者に対して信用保証を行う枠組みの整備が進んでいるが、取手先のニーズにあった融資を行う観点から、中小企業信用保険制度の対象業種(農業等)を追加して取りたい。また、農業信用保証保険制度について、農業を新たに含む経営者が借入れしやすいよう、農業信用基金協会会員となる際の承認フローや銀行の負担金等の見直しを検討したかった。	1.制度の現状 ・中小企業信用保険制度の対象は中小企業であり、農業・林業・漁業は非対象。ただし、セーフティネット保証5号の指定業種として、指定期間付で一部が対象になるケースは存在する。 ・農業関連事業者であっても、製造加工設備を有する等により信用保証協会の保証制度が利用できるケースや、中小企業が農業に参入する場合には農業信用基金協会の保証制度が利用できるケースがある。 ・農業信用保証保険制度を利用するには、農業協同組合員でない場合、農業信用基金協会の会員になる必要がある。会員になるには、同協会の理事会にて承認を得なければならない。理事会の開催時期次第では、資金が必要なタイミングで融資を実行できない場合がある。 ・また、農業信用基金協会を利用する際には、都道府県や市町村の利子補給認定を受けなければならない。利子補給認定を得た後、同協会の審査を経て融資の実行となるが、当該審査会開催の時期次第では、融資実行までに相当の時間を要する。 加えて、銀行側の負担として、農業信用基金協会に対し、融資額の1/10を負担金として積み立てる必要がある。過去に行った負担金積立を現在も継続している場合には融資実行時に、負担金の確立を確認し、負担金が不足があれば、更なる積立が必要となり事務負担が大きい。 ・新規で農業を開始する事業者を支援する際、中小企業信用保険制度の選択が考えられることで、事業者のニーズやタイミングに合った資金供給が可能となる。	第二地方銀行協会	経済産業省 農林水産省	中小企業信用保険法に基づく信用保証協会の保証制度は中小企業・小規模事業者が対象であって、農業、林業、漁業、金融・保険は対象とついていません。農業が対象外と整理されている理由は、農業信用保証保険制度が存在しているためです。そして、信用保証協会の保証制度と農業信用保証保険制度が併設されているのは、それぞれ対象事業者に対する保証の提供に際して要する審査に係る見解や、いかなるべき適な審査を要する上で、又は支援政策を講じる上で必要な知見に大きな相違があることによるものです。よって、国の政策的資源を最も効率的に活用するためには、それぞれの専門性の集約に即ちて制度運営の責を分けることが合理的であると考えられます。ただし、農業関連事業者であっても製造加工設備を有する等により信用保証協会の保証制度が利用できるケースや、中小企業・小規模事業者が農業に参入する場合には農業信用基金協会の保証制度が利用できるケースもありません。なお、提案理由に添付しているウェブサイト「セーフティネット保証5号」も、もと信用保証協会の保証制度の対象となっている業種のうち、特に企業の業種について指定を行うものであり、規制の対象外の業種を指定するものではありません。また、農林水産関係の事業において製造活動を行っている場合、一定の設備を有し、これにより製造加工を行っているときは、当該製造活動は製造業に該当すると整理しており、農産物の生産を行っていることから一概に信用保証協会の保証制度の対象外とするものではありません。 ※「提案の具体的内容のうち農業信用保証保険制度の御提案及び「提案理由」の2「現状制度の弊害」の記載等に関して、事業関係を確認いたします。 (御提案及び「2.現状制度の弊害」の1点目の記載について) ・農業信用基金協会の会員に該当するかどうか判断する手続きについては、各農業信用基金協会が自主的に定めています。例えば、その審判や行為の判断が明らかなときと異なるとして、理事会での確認を行うといった運用がなされているものと知っています。 (「2.現状制度の弊害」の2点目の記載について) ・都道府県や市町村の利子補給の承認は保証の条件ではありません。 ・農業信用基金協会は会員(協賛系金融機関が含まれる)からの出資金を財源として保証業務を行っています。が、会員資格を有さない銀行等の貸付金については債務保証する場合には、各農業信用基金協会の自主的な判断として、既に出資を拠出している協賛系金融機関の公平性を確保する観点から保証義務にのじた貸付金(注)、負担金を拠出した際に保証を拒否しない限り、追加の負担金は発生していません。 (注)銀行等が農業信用基金協会に対して貸出すべき負担金の額は農業信用基金協会が定めています。	中小企業信用保険法施行令	現行制度 下で対応可能	現行制度上、農業等が必要とする資金については、農業信用基金協会が専ら対応しております。中小企業信用保険法に基づく信用保証協会の保証制度の対象業種に農業を追加するというのは、国の政策的資源の効率的な活用の観点からも、相応しくないと考えられます。また、中小企業等者の円滑な取引受のための体制を整備するため、平成27年7月に信用保証協会と農業信用基金協会の連携強化を周知徹底し、同一地域の信用保証協会と農業信用基金協会が相互に連絡を取り合う体制を整備する等の取組みが行われているところ、こうした取組みを後押ししてまいります。 また、中小企業政策審議会金融WGとりまとめ(平成28年12月20日)の報告も踏まえた上で、中小企業信用保証制度の見直しの中で、平成30年7月に関連要綱(平成30年6月26日中企第1号「農業ビジネス保証制度要綱」)等を整備し、農業者が農業を実施する際に必要となる事業資金の借入に際して、中小企業向けの信用保証を利用可能とし、当該制度を創設する際には各自治体からの事前協議に即ちて適切に対応してきているところ、今後こうした取組を通じて、地方創生への貢献を進めてまいります。 加えて、農業信用保証保険制度について、御提案は、各農業信用基金協会が自主的に定めることに関するものであり、引き続き事業者の御要望等は、各農業信用基金協会にもお伝えしつつ、適正な運営の確保に努めてまいります。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
411	令和5年3月14日	令和5年4月14日	会社役員が就任承諾書を政府サーバー上で電子化し、各役員が直接電子署名して、登記申請にヒモ付けする	R4「規制改革実施計画」は、法人設立ワンストップサービスの審査自動化を挙げています。/現在、職員が直接で行っている審査業務の自動化には、印刷された書類をスキャンする「オンラインもどき」をデジタル完結に置き換える必要はない。/そこには役員の就任承諾書も含まれる。/会社役員が選任されたことを承諾する書面であり、現在でも押印が必要とされている。/また、印鑑証明書や住民票の添付も必要。/この審査を自動化する場合、形式が定まっている就任承諾書をプログラムで自動作成するなり発起人が人数分を用意するなり就任承諾書ファイルをオンライン上で作り、	一各役員が直接にマイナンバーで電子署名をする仕組みを導入すべきである。/政府はマイナンバーを普及させたいし、会社を設立する人々も迅速に設立登記を処理してほしい。/双方の利害が一致する政策であると考える。/これにより既読の有無や承諾書の形式を自動審査できるし、印鑑証明書や住民票の添付も不要になる。/会社や役員が就任承諾書にオリジナリティを求めているが、処理が迅速化するため多くの利用者が見込める。/既成フォーマットで外国語対応も可能。/代表取締役が申請書に案件番号を併記することで、申請書データと政府サーバーに記録されている承諾書データとを紐付けする方式を導入する。/資格証明書が政府データである会社法人番号と紐付けした上で、就任承諾書を政府サーバー上のある就任承諾書データ番号に置き換えるのである。/そもそも文書作成者が異なるのだから、代表取締役を通じて意思確認をするより、作成者本人の意思を直接確認したほうが行政手続として確実である。/役員の気が変わったら登記申請前であれば撤回できるし、登記申請しなかった場合は有効期限を決めて自動失効させることもできる。/就任承諾書を提出するという現在の方法が時代錯誤ではないか?として、この仕組みは立派な役員変更登記にも使いたい。今後、設立登記自動化の軌いで役員変更登記まで自動化するとき設立ついでだろう。/さらには、令和3年度規制改革632で提案したように、現在は役員を辞任しても会社が登記申請をしなければ訴訟をするしかないけれど、辞任の意思を行政に伝えて、行政から会社に辞任意意を通知する仕組みにも応用できるはず。	商業登記 ゲンロン	法務省	設立の登記の申請書には、設立時取締役等が就任を承諾したことを証する書面(就任承諾書)を添付しなければならないこととされており、当該就任承諾書に押印した印鑑につき町村長の作成した証明書を添付しなければならないこととされています。 なお、電子情報処理機構を使用する方法によって登記の申請をする場合において、申請人等が、添付書面等として、就任承諾書に代わるべき情報であって当該就任を承諾した取締役等が電子署名を課したものを送信し、併せて、電子証明書を送信したときは、当該就任を承諾した取締役等についての印鑑証明書の添付は不要とされています。	商業登記法第47条第2項第10号 商業登記規則第61条第7項、第103条	対応不可	就任承諾書に代わるべき情報については、当該就任を承諾した取締役等において作成・保管するものであり、これを「提案事項」欄でいう「政府サーバー」上で電子化し、各役員が直接電子署名して、登記申請にヒモ付けする「対応を行う」とは困難です。
412	令和5年3月14日	令和5年4月14日	事業者が、監督署長に工事計画の届出後、当該工事を実施やかに着手できるように工法の見直しを求め、	労働安全衛生法第88条が事業者が工事開始30日前の計画届出を求めるとは、現在の社会状況・技術進歩に即しておらず、企業の迅速な意思決定を阻害するため、工事が速やかに開始できるよう見直しを求め、同法第88条が法律の効力を確保するために行政機関の役割を規定しており、安全衛生を確保する趣旨は理解する。しかし、同法施行時(昭和47年)と比べ多くのことが効率化されており、デジタル化による企業の意思決定スピードが速まっている。環境変化に対応しない制度の硬直化が、国内投資を阻害している。そのため、グローバル競争下でも国内の設備投資を促すよう、工事計画の届出処理をもっと工事開始を可能とすることを求める。	当社は、同法第88条に則った設備投資を行うことで、研究開発等を一時中断する事態を心配している。そのため、新たな投資を確保することや国内でなく他国の投資を優先すること、投資そのものを見送ることもある。本年、研究開発のスピードアップを図るため当社は国内に新棟を建設したが、既存設備の移転でも届出から再使用まで90日間の空白期間が生じている。多棟に亘る設備の移転でもそれと空白期間が生じてきて、複数回設備を使用する連続的な研究開発は中断期間が数ヶ月に及ぶ。技術進歩により設備の新旧や変更の頻度が増えているにもかかわらず、国内で研究開発を先進的に行うことの妨げになっている。 日本全体を見て、2050年カーボンニュートラルや2030年の温室効果ガス削減目標達成まで時間が限られる中、日本発の研究開発を促進する必要があるが、社会と技術が変化している中、日本のビジネスはなかなか変わっていない。その理由の一つに法規制があり、日本のビジネス環境は法規制に縛られて現在に至る。このような状況を変えるためにも、同法88条の見直しは急務。 本提案が実現すれば、設備費用で1日待たずにフル稼働し、企業の研究開発スピードが速まり新製品の上市までの期間が短縮される。研究開発が該行頻度により絶え間なく進歩する性質から、その効果は30日に限らず年単位となる。	三菱ケミカルグループ株式会社	厚生労働省	労働者に危害が発生するおそれがあるような建設物や機械等が事業場に設けられ、又は労働者の安全衛生を害するおそれのある生産方法や工法等が採用されることを事前防止し、労働者の保護の徹底を期することを目的として、危険有害な作業を必要とする一定の機械等を設置する事業者は、その計画を当該工事の開始の日から30日前までに労働基準監督署長に届けなければならないこととしています。 なお、労働安全衛生法第88条第1項ただし書の規定により、リスクアセスメントを労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施していると労働基準監督署長が認定した事業場については、計画の届出義務が免除されます。	労働安全衛生法第88条第1項 労働安全衛生規則第85条~第88条	現行制度下で対応可能	本制度については、労働安全衛生法第88条第1項ただし書の規定により、リスクアセスメントを含め労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施していると労働基準監督署長が認定した事業場については、計画の届出義務を免除する規制緩和を既に実施しております。 なお、設置等工事の開始日は事業者が定めるものであり、同項では、当該工事開始日の30日前までに計画を届け出たことを規定していますが、計画を届け出た後であっても、当該工事開始日までは既存の設備を使用することは可能であり、届出から再使用まで90日間の空白期間が生じることは制度上想定されないと考えます。
413	令和5年3月14日	令和5年4月14日	毒物又は劇物の製造の登録は、法指定で定められている名称で申請できるような見直しを求め、	毒物又は劇物の品目ごとに製造の登録をすることは、研究の推進を阻害するものである。そのため、別記第一号様式に記載する化学名は毒物及び劇物取締法(指定)で定められている名称とするよう見直しを求め、毒物及び劇物取締法が、化学物質の製造に際して、迅速で個別に登録を求める趣旨は理解する。しかしながら、商用化された化学物質と同様に、研究段階で譲渡先が限定された少量の化学物質に個別登録を求めるとは、多量の化学物質を創出する研究の負担が大きい。特に登録頻度の多い有機シアン化合物で、その影響が大きい。そのため、毒物又は劇物の製造の登録について、多品種少量の製造を行う研究現場を踏まえた見直しを求め、	化学の研究分野で活用範囲が広い「シアン基」を有する有機化合物は、指定令2-32で「有機シアン化合物及びこれを含有する製剤」として劇物に指定し、その中で安全性試験により安全が確認された化学物質については、個別に品目名で除外している。このように、構造上「シアン基」を有すれば、原則劇物指定を受け、事業者は厳重な管理対応を行っている。研究の現場では、市場ニーズや顧客要望に対応した様々な種類の化学物質を製造し、販売・譲渡している。劇物指定による製造・譲渡する場合、社内法規後登録の届出を併せて化学物質を譲渡するまでに1ヶ月程度の時間を要する。この化学物質は研究開発目的で製造されたものであり、市場に流通せず一般人が手にすることはないが、現行の通達(業発第9号、昭和三年二月九日、等)により、物質の製造・譲渡した時点で劇物指定を受ける。国内企業が研究分野で国際競争に打ち勝つためにも、一般流通前の化学物質の譲渡にかかわる登録手続きを見直す必要がある。本提案の実現により、化学物質の構造を変更するたびに登録登録していた手続きが簡略化できれば、研究開発スピードの加速化により、新製品の上市までの期間が短縮される。国内企業の国際競争力の強化につながる。なお、手続きが簡素化されれば、企業が当該化学物質を毒物・劇物として厳重に管理対応を行うことには変わりはないため、保健衛生上の安全性を損なうことはない。登録手続きが簡素化されることで、手続きの手間だけが減らず、企業が新たな価値を創造するエネルギーとなり、生産性の向上にも及ぶ。その先には国内の経済成長、消費者の生活の質向上といった効果も期待できる。	三菱ケミカルグループ株式会社	厚生労働省	毒物及び劇物取締法では、保健衛生上の危害の防止のため、主として急性毒性の観点から物質を毒物又は劇物に指定し、必要な取締りを行っております。そして昭和41年から「有機シアン化合物」を包括的に劇物に指定しております。 同法において、毒物及び劇物を販売又は授与の目的で製造する場合は、事前に製造物の登録を管轄の製造所長等に行う必要があります(同法第4条)。また、製造物の登録をする際は、品目の登録が必要(同法第6条)であり、製造する品目を追加する場合は、事前に登録の修正を行う必要があります(同法第9条)。 なお、登録する品目について、通達等COAS番号ベースで行うよう示しており、包括的に指定している物質についても、例えば「有機シアン化合物」のような範囲での登録は認められており、個別物質ごとに登録を求めるところです。	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号) 毒物及び劇物指定令(昭和40年政令第2号) 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)	検討し着手	「有機シアン化合物」などの、包括的に毒物又は劇物に指定している物質について、性状が大きく変わらない範囲で個々の製造品目を把握することは、必ずしも保健衛生上の危害の防止に必須ではなく、性状が類似すると考えられる範囲で包括的に登録することの可否について検討を進めます。 実際の登録事務を行っている自治体や、関連する企業・業界団体へのヒアリングを行い、令和6年度中期に方針を決定し、その後所要の手続きを経て必要な措置を行う方向で進めます。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
417	令和5年4月17日	令和5年5月17日		「現行制度上、共有物持分放棄で権利の活用して許されない案件」を明確にして換装借等を可能にする	「現行制度上、共有物持分放棄で権利の活用して許されない案件」を明確にして換装借等を可能にする	商業登記 ケンロン	法務省	権利の活用は、これを許さない。共有者の一人が、その持分を放棄したときは、その持分は、他の共有者に帰属する。	民法第1条第3項、第255条	対応不可	ご提案は、共有持分の放棄が権利活用に当たる要件を明確化することを求めるものですが、どのような場合に共有持分の放棄が権利活用にあたるかは、個別具体的な事案の下で裁判所により判断されるべき事柄であるため、法律において、共有持分の放棄が権利活用にあたる要件を明確化することは相当ではないと考えられます。なお、共有持分の放棄が権利活用にあたらぬケースでは、その持分は他の共有者に帰属することになり、他の共有者にとって、その持分の取得自体が利益となることも想定されます。	
418	令和5年4月17日	令和5年5月17日	農地バンク事業の無試案作業について	現在のうちの売買、賃借について農業委員会が農業経営基盤強化法に基づき農地所有、利用者など直接契約を行っているが、今後法律改正により農地バンク事業となり、農地利用者、利用者の間に狭まって作成書類及び時間が余計かかることになっている。	従来の契約方法であれば時間も手間もかからずにはしたが、今回のやり方では売買、賃借に農地バンクが必ず介入することから二倍の契約・登記が必要となり、そのようなことを行うのは経済的及び事務の合理的な面から不合理であると考へる。	個人	農林水産省	本年4月に旅行された「改正農業経営基盤強化促進法」においては、 ①「人・農地バンク」を地域計画として法定化し、将来の農地利用の姿を目標地図として明確化し、 ②目標地図に位置づけられた受け手に対して、農地バンクの活用により農地の集約化を進めていくこととしています。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、第26条の2、施行規則第12条第3項	対応不可	1 目標地図を実現すべく農地の集約化を進めていくに当たり、市町村が作成する農地利用集積計画等の相対での貸借を重ねることは、集約化等の実現は困難であることから、「改正農業経営基盤強化促進法」において、分散している農地をまとめて引き受けで、一箇の形で受け手に再配分する機能を有する農地バンクが作成する農地利用集積等促進計画に統合一体化したとす。2 農地利用集積等促進計画の策定に当たっては、地域計画に位置付けられた書への農地の権利設定・移転について、農地の全部効用等を確認するための送付書等を省略する等の措置を講じたことである。3 また、これまで出し手から農地/バンク、農地バンクから受け手とそれぞれ別の計画で権利設定していたものを、今後は、農地利用集積等促進計画により一気通貫で権利設定・移転が行われることとなります。4 さらに、農地/バンクを通じて所有権が移転したときは、農地バンク自らが所有権の移転の登記を行うこととなりますので、登記義務者の負担は増えることはありません。	
419	令和5年4月17日	令和5年5月17日	国税庁の国税還付金振込通知書の電子化	国税庁の国税還付金振込通知書の電子化。郵送での提供は、政府の事務等をIT化してワンストップで国民に提供することに反しているため。	電子申告の現状については承知しておりますが、郵送による申告や税務署等での対面の申告を行い、送付される国税還付金振込通知書が郵送されてきます。近年はインターネット入出金の履歴を確認できますし、入金時やスマートフォンやスマホアプリで通知される金融履歴もあります。いつまでも振込通知書を送る必要性もないと思います。電子申告の場合なら、国税還付金振込通知書が郵送されないとも通知されるので、電子申告も検討したいと思います。国税還付金振込通知書が電子化されることで、紙資源や運送資源の節約になります。	個人	財務省	還付金を預貯金口座に振り込んだ場合には、国税収納金整理資金事務取扱規則第78条第2項の規定に基づき、国税還付金振込通知書を送っています。	国税収納金整理資金事務取扱規則第78条第2項	対応	令和5年6月以降、e-Taxにより電子申告をされる場合には、希望に応じて国税還付金振込通知書をe-Taxで自動的に受信することができるようになります。	
420	令和5年4月17日	令和5年5月17日	再使用証明をした収入印紙を同一代理人が別の申請人のために使用するの禁止	昭和34年1月29日民事第125号通達によると、未使用証明がなされた印紙を再使用できるのは「未使用証明のされた申請と同一の申請人(代理人を含む)」において使用する場合に限りである。この文面からは「申請人」と「代理人」とが共に同一である場合のみ再使用可能であるようにも読める。これに対して登記研究434号回答は本人が同一であれば別の代理人でも可能としており、登録免許税の解からも種々な運用であろう。ところが、後の民事局長の著作である「登録免許税法解説」では「申請代理人においても再使用することができる」とし、民事局第三課職員が編纂した「不動産登記関係先例要旨解説」でも「申請人又はその代理人」	一と要約されている。この解釈は他の解説書でも同様であり、実務でもそうなっているはずである。法務省としても承知しておりませんと言えないはず。この取扱いの問題は、第1申請人が納付した印紙を同一代理人経由で第2申請人が使用することになり、納税主体が変更されてしまうことになる。仮に第1申請人に送られた印紙が、第1申請人に知られないまま登録機を連通して第2申請人に移転している。登記研究449号回答も、再使用印紙を譲り受けた者は自己の登記には使用できないとする。登録免許税法の規定は、「登記等を受ける者が納税義務者であり、再使用申請者であり、還付金受領権者とされている。再使用印紙の譲受けができないの。なぜ代理人が知りたければ他人が納付した印紙を再使用できるのか?登録免許税の還付についてはH26.5.9第272号通達により代理人が受領するには特別の控権を要するとしているのに対し、再使用証明については同様の規制がなく、申請人からの授権もなしで申請人の代理人への還付が可能になっている。そもそも登録免許税法の再使用手続は再申請する際に連付手続を取ること煩雑であるために規定されているもので、納税主体の変更まで可能とする制度ではない。したがって、再使用印紙を同一代理人が別の申請人のために使用する場合は、還付金受領と同様の控権がなければ辻褄が合わない。これは還付金放棄が保証であるように、再使用証明において法務省が業務上横領を可能にした公式見解であるといえる。還付金放棄については現場の暴走としてウヤムヤにしたいようだが、こっちは無理じゃないですか?	商業登記 ケンロン	法務省	訂正の上再提出する予望のもとに登記申請を取り下げ、貼付用紙の未使用証明を受けた収入印紙につき、事情の変更により再提出を中止した場合、同一登記所でこれ別の登記申請に使用しても差し支えありません。本人Aの代理人Aが受けた再使用証明を、後日、同一事案につき本人Aから依頼を受けた代理人Bが当該再使用証明を添付して登記申請することができます。再使用の証明の付された領収書又は印紙を他人から譲り受け、自己の登記申請に使用することはできません。	昭和34年1月29日民事第125号登記研究434号登記研究449	事実確認	制度の現状欄に記載した再使用証明に関するこれらの例等は、いずれも、再使用証明をした収入印紙を同一代理人が別の申請人のために使用することを認めたものではありません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
421	令和5年4月17日	令和5年5月17日	過大に納付した登録免許税の放棄につき、S29第2254号通達における「小額」の範囲を明確にする	R3規制改革607提案に、法務省は「登録の申請において、申請人が過大に登録免許税を納付して登記を受けたときは、登記官は、登録免許税の額その他法令で定める事項を所轄の税務署長に通知するとされており、御指摘にあるような(未満)でなければ、登記官による随時追付を拒否して放棄できるという取扱い」は承認しておりません。】と回答した。しかし、S29 1026民事第2254号通達は、再使用した印紙が多かった場合にその差が「小額」であれば申請人は放棄できるとする。この通達は登録免許税法制定前のものであるが、平成8年に出版された法務省民事第三課職員が編集した先例集にも掲載されて	一おり、少なくとも平成8年当時には効力があつたはずである。なぜなら、この先例集の凡例には効力を失つていれば(変更)と表示されたとあり、当該先例にはその表示がないからである。／当時の民事局長が序文を置いていて、この先例集は法務省の公式見解のはず。／607提案回答は、代理人による放棄や再使用印紙に限定すること、追付金放棄を全額認めない立場である。／登録免許税法の強制連付制度は平成8年当時から変更されていないと思われるが、なぜ平成8年当時昭和29年の通達が効力をもっていたのか？／平成8年先例集と令和3年度607回答が矛盾しなければ、平成8年以降はこの通達を変更して、放棄は一切禁止する通達が発行されたはずである。／しかし、司法書士のブログ(https://blog.goo.ne.jp/charameko/e/7f48a3a8d8141a24b075a66c39a1a)(https://www.shihou-syoshinet.yuribo/2019/09/1000.html)では再使用どころか通常の納付でも1000円までは放棄しているとしており、そのような通達が出されたとは信じがたい。／空に言え、再使用証明を使用者の申請人は、昭和29年通達に基づいて小額であれば放棄ができていた。法務省が過大に納付した印紙の取扱いを変更したために放棄ができなくなっている。この矛盾を突き詰めれば、昭和29年通達、平成8年先例集、令和3年度607回答のうち少なくとも一つは間違っているはずである。／登記手続の透明性を高めるためにも、この点を明確にすべきである。	商業登記 ゲロン	法務省	未使用証明印紙の貼付された旧申請書を添付し新登記を申請する場合には、未使用印紙の額が申請事務の登録免許税より高額であるとせば、その差額については、これを放棄したものとして取り扱われる。	昭和29年10月26日付け民事第2254号通達	事実確認	制度の現状に記載のとおり、昭和29年10月26日付け民事第2254号通達は、再使用した印紙が、当該申請に係る登録免許税より多く貼付されている場合の取扱いです。	
422	令和5年4月17日	令和5年5月17日	電子納付をした登録免許税の還付請求をする場合、還付請求書に納付番号の記載が必要であるかを明確にする	法務省が公開している還付請求書の様式(https://hoomikyoku.moj.go.jp/homu/content/001188701.pdf)には、納付方法及び収納機関の名称とを記載させる欄がある。しかし実務上は、電子納付である場合は納付番号の記載がなければ還付請求が受理されない取扱いになっている。仮に納付番号が法令第31条に定める「その他参考となるべき事項」であるとしても、それは当然に法務省の様式に読み込まれているはずであり、還付請求書様式に記載されていないことは「その他参考となるべき事項」には当たらないであろう。	そうすると、納付番号の記載がない還付請求書の受領を拒否することは違法な返戻ではないか？ そもそも納付情報と登記申請情報とをリンクしているからオンライン申請が成立するのであって、行政機関がオンラインで確認できる納付番号を申請に記載されている手続は、デジタルガバナメントの方向に反すると思われる。 登録簿には法的権限のない取扱いが大量にあり、登記官の判断という名目で不透明な行政が横行している。 還付請求書には納付番号が必要なら必要で、法務省が公開している様式には記載欄を容易すべきであるし、代理人による追付金放棄のように法務省が承認していないのであれば、還付請求書の受領拒否は違法であることを徹底すべきである。	個人	法務省	登記機関は、申請人が過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合には、当該過大に納付した登録免許税の額等について、所轄の税務署長に通知しなければならないとされています。また、登記等を受けた者は、登録免許税の過納額等がある場合には、その旨を登記機関に申し出て、上記の通知を受け取ることで、この場合、登録免許税法施行令第31条に規定する所定の事項を提出し請求することとなります。	登録免許税法第31条 登録免許税法施行令第31条	事実確認	登録免許税の還付請求に当たっては、制度の現状に記載したとおり、登録免許税法施行令第31条に規定される所定の事項を登記機関に提供する必要があります。御提案いただいた納付番号は、登録免許税法施行令第31条に直接的に規定されていないため、還付請求書の様式には記載していませんが、登録免許税額の還付を受けるに必要な事項については、その他参考となるべき事項として記載していただく必要があります。	
423	令和5年4月17日	令和5年5月17日	抵当権者について会社法人等番号を記録し権利物一覧を発行するとともに、清算終了時に残余財産を確認する	改正不動産登記法70条の2は、1 抵当権者たる法人が帰属してから30年以上経過し、2 清算人が見つからず、3 被担保債権の弁済期から30年以上経過している場合に、所有者(単独)が抹消登記を申請できる。しかし、金融会社であれば清算終了をしているはずで、そうした会社は担保権が現れているのは、所有者が抹消登記手続を完了していないと思われる。／すなわち、法務省が相続登記未了を放置してきた結果が相続登記義務化につながったように、抹消登記未了問題がそもそも原因であると考える。／権利者が単独で抹消登記を申請するときに「登記の真正の理由」(R3規制改革59)提案回答に反する手段を採用している	一ため、上記のような30年待たなければ抹消できないという、おそろしく使い勝手の悪い制度にせざるを得ない。／上記改善は権利者未土地活用を促進経済活動を促進しようとする趣旨であろうが、30年待つことを前提とした開発事業がほとんどあるのか？／したがって、この問題へのアプローチは抹消登記未了不動産を発生させないことだ。／裏を返せば、残存担保権登記を会社資産として管理する制度が必要である。／そこで、被担保権者(会社法人等番号を記録し、同一法人が所有している担保権の物件一覧を作成し、法人自身に抹消手続させるとともに、商業登記の清算終了時に登記官に調査させる。／また、相続登記未了と同様の啓発を解散登記申請時にすることで抹消登記申請を促進する。／法務省はR4規制改革63提案回答の「所有権について会社法人等番号を記録するのは所有者不明土地の発生予防の観点から設けられた仕組みであるが担保権には記載できないとするが、同じ改正された抹消登記未了問題を認識しながらもその発生防止については対策を取っていないのは矛盾している。／そしてこの方法は、合併による移転登記の添付書類を被合併会社の証明書に裏書きすべきであるとしたR3行政改革139提案の解決策である。／所有権については会社法人等番号を記録する改正ができた。／上記提案で指摘した合併偽装は使えなくなるけれど、抵当権については依然として合併偽装が可能である。／抵当権者について会社法人等番号を記録すれば、被合併会社を確認できなくなるため、問題も解決できる。／権利者の単独申請というアクロ/テックな方法よりも、義務者の単独申請で問題発生を抑制すべきではないか？	商業登記 ゲロン	法務省	法人の清算人の所在が判明しないためその法人と共同して先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請することができない場合において、被担保債権の弁済期から30年を経過し、かつその法人の解散の日から30年を経過したときは、単独で当該登記の抹消を申請することができます。	不動産登記法第70条の2	対応不可	御提案の内容は、登記官が、個別の法人について、法人情報を収集することを可能とするものであり、その実施については極めて慎重な判断を要することから、対応は困難です。	
424	令和5年4月17日	令和5年5月17日	清算終了登記申請に「抹消登記未了担保権放棄申請書」を提出させ、当該法人の残存担保権を抹消する	改正不動産登記法では、解散後30年以上かつ弁済期間30年以上の清算人不明法人が担保権者となっている登記を登記権利者が単独抹消できることになった。しかし、R3規制改革59)提案に対する回答で法務省が指摘しているように、共同申請の原則は申請内容が真実であることを担保する手段であるから、抹消登記によって利益を受ける登記権利者の単独申請は自己申告で登記することになり、真実性の証明を低下させている。／そのような取扱いを採用するくらいなら、最初から登記義務者による単独申請を目指すべきではないか？／と今回の改正のように登記義務者が解散している場合、その多くは金融機関であらうから清算状態のまま放置される一	一これは考えにくく、多くの場合は清算終了していると思われる。／そして、清算終了登記においては残余財産が存在しないことを自己申告しているため、被担保債権も消滅しているはずである。／そうであれば、残余財産が存在しない証明の一部として「抹消登記未了担保権をすべて放棄する」という証明書を出させ、残存している担保権は職権で一括抹消する。／解散法人一括抹消登記を申請させるか、登記権利者の単独申請による担保権放棄の申請がなければ、必ずしも改正不動産登記法が規定する不動産所有者からの単独申請よりはるほど真実性を確保できるだろう。／この3つの手続のうち、どれが最適かは後で考えればよい。／この方法であれば30年以上という要件も不要になり、改正趣旨である「不動産の円滑な取引を促進する」という担保権者側からの担保権の発生を抑制する。／そもそも今回の改正で「所有不動産記録証明書」を利用すれば、清算終了登記を審査する登記官には残余財産の無を審査義務が生じらぬと思われる。／不動産登記で商業登記が参照されるよう、商業登記でも不動産登記を参照すべきであろう。／ならばそれと同じプロセスを担保権についても行うはずで、自然人が所有する不動産を一覧にすると同様の方法で、法人が担保権者になっている担保不動産一覧を調査できるはずである。／これは登記官が申請内容を真実であるかを判断するという審査プロセスの問題ではなく、登記情報システムのプログラムの問題にすぎない。／登記権利者による単独申請という手続を用いにくいなら、まずは行政の内側努力で問題発生を抑えるのが最も速いと考えられる。	商業登記 ゲロン	法務省	清算終了の登記の申請書には、清算に係る計算の承認があったことを証する書面を添付しなければなりません。	商業登記法第102条	対応不可	会社・法人の清算終了の登記は、清算中の会社又は法人において、債務の弁済及び残余財産の分配が完了した後に行われる登記手続であるため、御提案の申請書を提出させ、当該法人の残存担保権を抹消させることはできないと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
425	令和5年4月1日	令和5年5月17日	高速道路の休日割引を一部の中型車にも適用してほしい	休日のレジャー等で、高速道路の利用の促進のため、「休日割引」が実施されており、その対象車は「レジャー等」ということで、「軽自動車」普通車と限られている。一方、レジャーのため、キャンピングトレーラーを普通車でけん引する場合、「中型車」として扱われるため、「休日割引」が適用されない。 けん引による場合、「中型車」として扱われるため、「休日割引」が適用されない。 けん引による場合、「中型車」として扱われる場合は、「普通車」と同様に割引を受けられるようにしてほしい。	この場合の車両は、通常時は「普通車」として扱われ、「牽引装置あり」ETC車載器をセットアップすることで、けん引時は「中型車」として扱われるため、元々「中型車」として、車載器をセットアップしている貨物車等とは異なるため、ETCシステム側で、判別が可能と思われる。 当該時間帯の走行が一部でもあれば全区間割引となる「深夜割引」を、当該時間帯に走行した部分のみを割引引くことに変更するとの報道も取りましたが、このようにETCシステムによる走行情報を詳細に収集し、料金を計算するシステム改修を行うのであれば、中型車登録の「中型車」と、普通車登録のけん引による「中型車」の判別もシステムにより可能と考えられる。	個人	国土交通省	普通車・軽自動車等(二輪車)を対象に休日(繁忙期を除く)にNEXCO3社が管理する高速道路を利用する場合、高速道路料金を3割引きとする休日割引を実施。 高速道路料金の車種区分は車両の重量や軸数など、道路構造物などに基づいて区分。	対応不可	高速道路料金の休日割引は、観光振興を通じて地域経済の活性化を図る目的で、土日祝日、地方部の料金割引を行うこととしています。 主に観光目的に利用される車は、軽自動車等と普通車を想定しているため、対象車種を普通車以下としているところです。 観光目的で利用するキャンピングカーをけん引する普通車を休日割引の対象とすることについては、けん引された車両がキャンピングカーかどうかを料金で判断することが困難なことから、割引を適用することは難しいと考えています。		
426	令和5年4月17日	令和5年5月17日	失業認定と職業相談をセットでオンライン化	失業認定のオンライン化は規制改革推進会議の議論が多い。ハローワークでの職業相談は厚労省内で対応ベースの現状維持の方向で検討されているように思われる。職業相談がオンライン化しないと結局ハローワーク来場が実質必須となる。オンライン上で両方ともできるように整備していただきたい。	厚労省内で失業認定を含む雇用保険制度の研究會を立ち上げ議論している。 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuan_504711_00065.html その中で委員から梅田のハローワークを視察し、(対面での失業認定から職業相談までの流れは素晴らしいので維持すべき旨の意見が出てそれに対し他の構成員から異論がなかった。梅田のハローワークは西日本で屈指の規模を誇っており規模としては全国トップクラスである。民間の小売店では店舗員に相当する。店舗店の対応が素晴らしいのは当たり前であり、さらに厚労省本省から視察が入る事前予告があったのならば当日の現場の人員を確保して対応していた可能性も否定できない。	個人	厚生労働省	ハローワークにおいては、オンラインでの求職申込みや職業相談、職業紹介なども可能となっています。	なし	対応	ハローワークにおける職業相談のオンライン化については、制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、失業認定のオンライン化については、原則4週間1度、全員一律に来所を求めている実施をデジタル技術を活用して見直すこととしており、市町村取次対象地域の試行実施の結果や諸外国の実態を踏まえながら、今後も検討を進めてまいります。	◎
427	令和5年4月17日	令和5年5月17日	マイナンバーのグループ会社間共有及び利活用	1. 特定個人情報について、約款やプライバシーポリシーにおける告知的な同意とは別に、提供の都度、個別に利用者の同意を取得することを前提に、グループ企業間におけるマイナンバーの第三者提供を可能となし措置していただきたい。 2. デジタル改革関連法の成立で実現した第三者提供禁止の例外をさらに進め、本人の個別の同意があれば、グループ企業間等における役員・従業員マイナンバーの共有を可能していただきたい。	個人情報保護法が要配慮個人情報を含む個人情報について、本人同意を前提に第三者提供を認める一方、特定個人情報(マイナンバー)については、本人の同意があっても番号法第19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供を禁止している。その結果、銀行・証券・生命保険等の金融機関において、同一グループ内であっても、サービスの利用に当たってマイナンバーの取得が必要となっている。法令によりサービスの利用に当たってはマイナンバーの取得が必要期間に義務付けられているため、利用者がサービスを利用する上でマイナンバーは必ず必要に登場するにもかかわらず、金融機関等に利用者その個人のマイナンバーの登録手続きを行うことは、利用者利便を著しく阻害し、事業者にも大きな負担となっている。 令和3年成立「預貯金者の意に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」により、銀行口座への付帯が促進された。銀行からグループ内の金融機関への提供が可能となれば証券会社等の付帯促進も考えられる。また、各種行政手続きや国家免許制度においてもマイナンバーの利活用促進が検討されており、これらの改革のなかでグループ会社間共有に係る議論も進めていただきたい。	一般社団法人 日本IT団体連盟	デジタル庁 金融庁	特定個人情報については、悪質性、唯一無二性、視認性を有する個人番号を含むため、一般法である個人情報保護法や地方公共団体の個人情報保護条例の特別法として規定されている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づき、マイナンバーの提供、責任等について、個人情報と比べて厳格な制限が定められています。また、特定個人情報の提供、収集等は、マイナンバー法第19条各号いずれかに該当する場合に限り、認められています。 なお、マイナンバー法第19条第4号に基づき、従業員等(従業員、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員等)の出身・経歴・退職等があった場合において、当該従業員等の同意があるときは、出身・経歴・退職等前の使用者等(使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいいます)から出身・経歴・再就職等先の使用者等に対して、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で、当該従業員等の個人番号を含む特定個人情報を提供することができます。	対応不可	個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人であっても番号法19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されています。 これは、「個人番号は、悪質性、唯一無二性、視認性を有し、「長一民一官」で流通するものであるため、より厳格に制限しなければ、不正なデータマッチングが行われる悪質性が高い」からとされています。 グループ企業間等における顧客・役員・従業員のマイナンバーの共有については、こうした点に十分留意しつつ、慎重に検討が必要であると考えているため、直ちに実現することは困難です。		
428	令和5年5月23日	令和5年7月12日	NFT・暗号資産・ブロックチェーンに係る法制整備	3. NFTが標準する権利関係の表示およびメタバース上のNFTに関する権利関係のガイドライン、海外で発行され日本でも保有可能な超境型NFTの取り扱いに関する注意喚起の整備 (1) NFTが標準する権利関係、ユーザー権利保護のための表示に関するガイドラインの整備を求めたい。 (2) メタバース上のNFTに関する権利関係、自身が著作権を保有していないアバター-NFTに関する肖像権、メタバースの土地に關し、現実の土地における所有権・占有権のような権利保護の仕組みなどを求めたい。 (3) 超境型NFTの取り扱い、日本の法令を考慮していないNFTに関する注意事項の明確化を求めたい。	政府の骨太の方針や新しい資本主義グランドデザインでは、Web3.0やNFTの推進に向けた環境整備の検討を進めることが明記されており、向分野は成長戦略の柱の一つとして注目されている。しかし、権利関係の整備、賭博等の適用や権利関係の取扱いに係る判例が難しく、従来のオンラインゲームよりも金銭との関わりがより複雑化しており、事業者が抱えるリスクが大きい。Web3.0の起爆剤としてのNFTビジネスを発展させていくため、利用者・発行者の権利を十分に保護し環境の整備を求めたい。 (1) NFTが標準する権利関係、NFTごとに標準する権利が異なる。 (2) メタバース上のNFTに関する権利関係、自身が著作権を保有していないアバター-NFTに関する肖像権、メタバースの土地に關し、現実の土地における所有権・占有権のような権利保護の仕組みなどを求めたい。 (3) 超境型NFTの取り扱い、日本の法令を考慮していないNFTの取り扱いに関する判断が難しい。	一般社団法人 日本IT団体連盟	デジタル庁 内閣府	【デジタル庁】 (1)(3): 一律の対応について該当なし。 【内閣府】 (2): いわゆる肖像権については裁判例において認められた権利であるが、アバターの肖像権に関しては、本年5月に公表した「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する論点の整理」において、その考え方を示した。	検討を予定	【デジタル庁】 (1)(3): NFTは、表着する対象の権利の性質や取引の実態が多様であるため、一律の対応は困難ですが、「Web3.0研究報告書」において、「表着する権利の内容に応じ、制度を所管する関係府省庁において、その実態把握に努めるとともに、関係者の権利の保護が適切に図られているか等につき、所要の対応を講じていく必要がある」旨を記載しており、今後、いただいた観点も踏まえつつ、必要に応じ、関係府省庁において対応が進められていくものと考えられます。本件に關し、さらに具体的な御提案がございましたら、NFTが表着する権利に関する所管府省庁や、デジタル庁のWeb3.0相談窓口まで御意見をいただけますと幸いです。 【内閣府】 (2): アバターの肖像権に関しては、本年5月に公表した「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する論点の整理」において、その考え方を示した。今後には「論点整理」を各ステークホルダーごとに再編集し、ガイドライン等として速やかに周知を行っていくとともに、アバターの肖像権に関する今後の裁判例の議論の動向をフォローしたいと考えています。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
429	令和5年5月2日	令和5年6月15日	NFT・暗号資産・ブロックチェーンに係る法制整備	2. P2Eゲームのトークン審査基準簡素化、メタバース上の土地NFTに関するルールの明確化 (1)資金決済法:P2Eゲームはトークン発行のガバナンスと実業を担保したゲーム設計が可能であるため、トークン審査基準を簡素化し、最大のポテンシャルとなる上場審査期間を短縮していただきたい。 (2)資金決済法:P2Eゲームはトークン発行のガバナンスと実業を担保したゲーム設計が可能であるため、トークン審査基準を簡素化し、最大のポテンシャルとなる上場審査期間を短縮していただきたい。 具体例)土地NFTの所有により別のNFTを得られる権利、メタバースサービスのアクセス権、メタバース上での商品の購入を行うことができる権利	政府の骨太の方針や新しい資本主義ブランドデザインでは、Web3.0やNFTの推進に向けた環境整備の検討を進めることが明記されており、同分野は成長戦略の柱のひとつとして注目をされている。しかし、規制やガイドラインが不明確であるため、賭博罪の適用や権利関係の取扱いに係る判断が難しく、従来のオンラインゲームよりも金額と関わりがより複雑化しており、事業者が抱えるリスクの大きい、Web3.0の起爆剤としてのNFTビジネスを発展させていくため、利用者・発行者の権利を十分に保護した環境の整備を求めている。 (1)資金決済法:従来のトークンはガバナンスと利用場所(実業)が不十分でユーザー保護に欠けるケースが取り残され、メタバースではトークン発行のガバナンスと実業を担保したゲーム設計が可能である。 (2)金融商品取引法:メタバース上の土地NFTに關し、集団投資スキーム等に該当しないケースが明確化されていない。	一般社団法人日本団体連盟	金融庁	(1)提案内容や提案理由に記載いただいている「トークン」が資金決済法上の「暗号資産」に該当していることを前提として回答いたします。暗号資産の新規取扱いについては、利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う日本暗号資産取引業協会において、審査基準や着眼点を明確化したほか、一定の審査体制のある暗号資産交換業者については、対象となる暗号資産の事前審査を軽減する取扱いを認める取扱いを入念にしております。 (2)金融商品取引法では、出資又は拠出を受けた金銭等を充てて行う出資対象者から生ずる収益の配当又は当該出資対象者に係る財産の分配をすることができる権利は、例外規定に該当する場合を除き、集団投資スキーム持分に該当します。	(1)資金決済法 (2)金融商品取引法第2条第2項第5号 金融商品取引法施行令第1条の3～第1条の3の3 金融商品取引法第2条に規定する内閣府令第5条～第7条	その他	(1)制度の現状に記載のとおりです。 (2)金融商品取引法では、投資者保護ルールの徹底を図るために規制のすき間を埋める観点から、集団投資スキーム持分および指定者を設けております。こうした措置を踏まえて、例示しただけのような権利の集団投資スキーム持分への該当性については、当該権利の性質を踏まえて個別具体的に検討が必要であると考えられます。その判断に必要な情報と共に、個別にお問い合わせいただようお願い致します。
430	令和5年5月23日	令和5年6月15日	会社設立時に出資金振込用通帳を発起人が預書付きで完成し、設立登記後に発起人が変更できるようにする	会社の設立登記の際、出資金が入金されたことを証する書面として、通帳の写しを添付する。このとき通帳に振り込まれた事実の記載がなければならず、発起人が1人で設立する場合でも自分の口座に振り込まなければならない。令和4年286号通知で定款作成日直前の振込も許可されたけれど、自分で自分の口座に入金するムダは減った。R4規制改革実施計画では設立登記時の自動化の仕組みの検討とあるが、現在の通帳の写しを自動処理することは困難であろう。自動化を進めるためには、会社設立時に会社口座を開設して付した口座を開設し、その口座の残高を確認する方法が合理的である。個人事業主は番号を付した名義で一	一銀行口座を開設できるように、作成した定款を開業届の代わりとして銀行に提示し、定款に記載された番号を番号として、発起人を名義人として口座開設を認める。これは法人格がないための便宜的口座であるから、会社成立後はその事実を証明して名義人を会社に変更すれば、残高をそのまま出資金として利用できることになる。もちろん、各金融機関がこのサービスを開始するかは任意であるが、そのまます法人口座に移行できるならメリットがあるだろう。会社不成立の場合は個人口座として肩書を探すればよく、1年とか3年とかの期限を定めて肩書付口座の期間を定める。会社用口座を用意してその残高を出資者が管理できる仕組みを整備すれば、より透明性のある設立手続を実現できると思う。出資者にとっては他人の口座に振り込んでもその使途を監視できないため、出資金の目的外使用や横領の不安が残るであろう。これに対して会社の肩書を付した専用口座を用意すれば、当該口座は設立関係者全員が共同管理となるから、関係者が全員で口座情報を共有して監視すれば不正防止が可能になると思う。現在の個人口座への払込制度はオンラインバンキングという概念がなかった時代の遺物であって、通帳を介さなければ口座情報を得られないという前提に基づいている。それ故に残高証明では出資の事実が保証できず、形式的な払込みの事実を要求する。これがデジタル・ガバナンスなのか、政府が自動化の仕組みの検討するならば、払込みの時期が定款成立前であるとか後であるとかといった些末な改善ではなく、「払込みとは何なのか」という根源的な問いについて深く考えるべきではないか	商業登記センター	法務省	設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第34条第1項の規定による払込みがあったことを証する書面を提出しなければならないこととされています。なお、当該書面については、設立の登記の申請をオンラインにより行う場合の添付書面情報として送信することが可能です。	会社法第34条第1項 商業登記法第4条第2項第3号 商業登記規則第102条第2項	事実確認	制度の現状欄に記載のとおり、払込みがあったことを証する書面については、オンライン申請の添付書面情報として送信することが可能であるところ、当該書面が、規制改革実施計画に記載されている「法人設立フロントワー」に含まれる各手続の審査や判断における具体的な審査業務フローの一環の、(中略)自動化の仕組みの検討等、(中略)行政機関内部の審査や判断の自動化とを困難にする要因であると認識しております。したがって、御提案の内容についての対応は不要と考えます。
431	令和5年5月2日	令和5年9月13日	歯科技工士による歯科訪問診療の同行と診療点数加算について	歯科訪問診療で歯科医師が在宅患者等に行う歯菌修理等の技工作業には規制がないが、歯科技工士が業とする歯菌修理や技工作業については届け出があり決められた設備を持つ歯科工所や歯科医院等にに限られる。このため歯菌や補綴装置に對しての問題は、歯科医師がその場で実行する安易的な処置に留まる事や歯科工所が依頼して長い時間を要する機会が多い。歯科技工士が訪問診療に同行することで保険点数も無いため、複雑な歯菌修理等もその場で歯科医師が行い、かえって口腔内の菌に繋がっているケースも懸念している。また技工士が患者に直接触れる事や歯菌の取り外し等、家族や介助者が入り決める範囲の事も法で認められていない事から、適切な歯菌修理・修繕のための診察が行えない上、その都度歯科医師や歯科衛生士による歯菌の取り外しや補助をお願いしている現状であり、非常に理に即しない。加えてインプラント治療を行ったばかりの歯科医院に患者が過院訪問になった事等から、在宅や施設で様々なインプラントや補綴装置が没在し、問題が起きているケースも多数報告されている。私が勤めている歯科医院でインプラントと歯菌治療を行った患者が骨折により自宅から一歩も動けなくなり、義歯修理により歯科技工士の私が歯科医師と衛生士と共に同行し、その旨に即座で歯菌改善が行えたという経験がある。提案した内容が認可されれば清潔な歯菌にする事で歯菌性肺炎等の疾患の予防、口腔機能改善による健康寿命の延伸、患者の楽業状態向上、歯科医院の作業効率向上、患者の口腔の健康の維持による医療費の削減、介助負担軽減に寄与できる事が見込まれる。どうかお願い致します。	歯科訪問診療で歯科医師が在宅患者等に行う歯菌修理等の技工作業には規制がないが、歯科技工士が業とする歯菌修理や技工作業については届け出があり決められた設備を持つ歯科工所や歯科医院等にに限られる。このため歯菌や補綴装置に對しての問題は、歯科医師がその場で実行する安易的な処置に留まる事や歯科工所が依頼して長い時間を要する機会が多い。歯科技工士が訪問診療に同行することで保険点数も無いため、複雑な歯菌修理等もその場で歯科医師が行い、かえって口腔内の菌に繋がっているケースも懸念している。また技工士が患者に直接触れる事や歯菌の取り外し等、家族や介助者が入り決める範囲の事も法で認められていない事から、適切な歯菌修理・修繕のための診察が行えない上、その都度歯科医師や歯科衛生士による歯菌の取り外しや補助をお願いしている現状であり、非常に理に即しない。加えてインプラント治療を行ったばかりの歯科医院に患者が過院訪問になった事等から、在宅や施設で様々なインプラントや補綴装置が没在し、問題が起きているケースも多数報告されている。私が勤めている歯科医院でインプラントと歯菌治療を行った患者が骨折により自宅から一歩も動けなくなり、義歯修理により歯科技工士の私が歯科医師と衛生士と共に同行し、その旨に即座で歯菌改善が行えたという経験がある。提案した内容が認可されれば清潔な歯菌にする事で歯菌性肺炎等の疾患の予防、口腔機能改善による健康寿命の延伸、患者の楽業状態向上、歯科医院の作業効率向上、患者の口腔の健康の維持による医療費の削減、介助負担軽減に寄与できる事が見込まれる。どうかお願い致します。	個人	厚生労働省	歯科医療の用に供する補つ物等については、通常、患者を直接診療している病院又は診療所内において歯科医師又は歯科技工士が作成するか、病院又は診療所の歯科医師から委託を受けた歯科工所内において、歯科医師から交付された歯科工指示書に基づき歯科技工士が作成しているところです。	歯科技工士法	検討を予定	ケアサイトや訪問診療の場における歯科技工等、歯科技工士の業務の在り方について検討を行っているところです。 (なお、診療報酬に係る取扱いについては、まず上記の検討が進められ、結論が得られる必要があります。)
432	令和5年5月2日	令和5年9月15日	マイナンバーカードの電子証明更新期間がカード有効期間10年の半分の5年は10年にして欲しい	5年前に取得したマイナンバーカードの電子証明を更新しないと電子証明が無効になるので、誕生日前に区役所窓口で更新の手続きをするように、と言う杉並区からの要請を受け取りました。マイナンバーカードの有効期間が10年なのでその中に入っている電子証明の有効期間が5年と半分の5年までを希望いたします。杉並区の窓口の方に理由を聞いたところ「国の決まりです」と言うだけ、この人達の運用を守る為かと思っていました。マイナンバーカードを運転免許証、健康保険証に使うと苦い顔をしています。不合理な電子証明有効期間等改めで頂けないと心配であり、負担感が大きいです。再度見直しをお願いします。	5年と言う理不尽な電子証明更新期間をマイナンバーカード有効期間と同じ10年に合わせ、マイナンバーカード利用者の負担を減らし(住所変更の場合を除き)、窓口でも地方自治体の作業を減らしして無償な人的資源の使い方をより明確にするという思いに変える。 更に、マイナンバーカードと言うものに対する取得者の信頼感、安心感を高める。	個人	総務省	電子証明書の有効期間は、原則として発行から5回目の誕生日までとなっております。電子証明書の発行・更新業務については市区町村窓口及び郵便局でのみ可能な事となっております。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第13条、第49条、地方公共団体情報システム機構の定める取扱いに関する法律第2条第6号、第7号	対応不可	電子証明書の有効期間については、有効期限を長期化すれば、計算機処理能力の向上や暗号技術の進歩により、暗号の安全性が低下することから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日までとなっております。有効期限の3ヶ月前から更新の申請が可能となることについては、カード交付時や電子証明書発行時に配布している「利用のご案内」等において周知するとともに、更新の申請が可能となるタイミングで、地方公共団体情報システム機構からのお知らせを送付しております。なお、未了負担の軽減や窓口混雑解消という観点については、郵便局に電子証明書の発行・更新などの事務を委託できるようしたところです。
433	令和5年5月2日	令和5年9月15日	マイナンバーカードの電子証明更新期間がカード有効期間10年の半分の5年は10年にして欲しい	5年前に取得したマイナンバーカードの電子証明を更新しないと電子証明が無効になるので、誕生日前に区役所窓口で更新の手続きをするように、と言う杉並区からの要請を受け取りました。マイナンバーカードの有効期間が10年なのでその中に入っている電子証明の有効期間が5年と半分の5年までを希望いたします。杉並区の窓口の方に理由を聞いたところ「国の決まりです」と言うだけ、この人達の運用を守る為かと思っていました。マイナンバーカードを運転免許証、健康保険証に使うと苦い顔をしています。不合理な電子証明有効期間等改めで頂けないと心配であり、負担感が大きいです。再度見直しをお願いします。	5年と言う理不尽な電子証明更新期間をマイナンバーカード有効期間と同じ10年に合わせ、マイナンバーカード利用者の負担を減らし(住所変更の場合を除き)、窓口でも地方自治体の作業を減らしして無償な人的資源の使い方をより明確にするという思いに変える。 更に、マイナンバーカードと言うものに対する取得者の信頼感、安心感を高める。	個人	総務省	電子証明書の有効期間は、原則として発行から5回目の誕生日までとなっております。電子証明書の発行・更新業務については市区町村窓口及び郵便局でのみ可能な事となっております。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第13条、第49条、地方公共団体情報システム機構の定める取扱いに関する法律第2条第6号、第7号	対応不可	電子証明書の有効期間については、有効期限を長期化すれば、計算機処理能力の向上や暗号技術の進歩により、暗号の安全性が低下することから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日までとなっております。有効期限の3ヶ月前から更新の申請が可能となることについては、カード交付時や電子証明書発行時に配布している「利用のご案内」等において周知するとともに、更新の申請が可能となるタイミングで、地方公共団体情報システム機構からのお知らせを送付しております。なお、未了負担の軽減や窓口混雑解消という観点については、郵便局に電子証明書の発行・更新などの事務を委託できるようしたところです。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
433	令和5年5月2日	令和5年7月12日	不動産仲介業務の一部解禁	取引先・地域から、信用金庫が不動産仲介業務を取扱うことについて強いニーズがあるケース、具体的には、 (1)取引先の担保不動産の売却、経営改善・事業再生及び相続・事業承継に係る支援、(2)地域において公的な役割を有する主体が関与する地方創生事業—において取扱う不動産に関し、当該業務を行うことを認めていただきたい。	(1)取引先の担保不動産の売却、経営改善・事業再生及び相続・事業承継に係る支援 取引先の事業・経営課題等を熟知し、地元の不動産を含む様々なニーズ情報が集まる信用金庫が仲介サービスを提供できれば、顧客利便性は大幅に向上する。また、戦略的かつ顧客にとって最適な提案を行うことが可能となり、ひいては取引先の円滑な経営改善等に資することに加え、不動産を取扱うケースは複雑な案件も多く、取引先からは「第三者に情報開示しず」に案件を解決したい、信金に不動産の売買を任せたい等の声も多く寄せられている。 ついでには、取引先の担保不動産の売却、経営改善・事業再生及び相続・事業承継に係る支援に限らずに取扱う不動産において仲介業務を解禁いただきたい。 (2)「地域において公的な役割を有する主体」が関与する地方創生事業 信用金庫は地方版総合戦略策定への協力を含め地方創生の中心的役割を果たすことが期待されており、自治体の街づくり事業等において、戦略策定期間から関与する信用金庫が中立的立場から不動産活用提案等ができれば円滑な事業遂行に資する。例えば、空き家・空き店舗の活用促進や地方創生に関する様々な課題に対して、地域では様々な取組みが行われているが、この課題に対し、信用金庫が仲介サービスを提供できれば、地元の不動産情報のみならず、全国24金庫の情報ネットワークを活用することで全国レベルでの実効的なマッチング支援も可能となる。 ついでには、「地域において公的な役割を有する主体」が関与する地方創生事業で取扱う不動産において仲介業務を解禁いただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫本体又は信用金庫の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	信用金庫法第53条、第54条の21	検討を予定	信用金庫における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、信用金庫法に定められた業務に専念すること等による信用金庫の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
434	令和5年5月2日	令和5年7月12日	事業用不動産の有効活用の範囲のさらなる柔軟化	「公的な再開発事業に該当しない場合や公的な役割を有していると考えられる主体からの要請がない場合であっても、金融機関の自主的な判断により、(1)事業用不動産の余剰スペースや統廃合等により事業の用に供さなくなった不動産の賃貸等を一層柔軟に行うこと、(2)店舗の新築や既存店舗の改装・建替えの際に賃貸用の余剰スペースをあらかじめ確保し、地域での活用を図ること—等ができるよう、金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を見直しいただきたい。	昨今、信用金庫では、店舗機能の見直しやデジタル化の推進等により、店舗の余剰スペースや不稼働の店舗・土地が増加している。こうした余剰スペース等について、地域住民等からは、地域活性化・地域産業の振興等の観点から、事業用不動産を有効に活用してほしいとの声が寄せられるほか、店舗の老朽化に伴う建替えや新築に際しても同様のニーズがある。 事業用不動産の有効活用については、現状では、「公的な再開発事業」が公的な役割を有していると考えられる主体からの要請と主要な要件に該当しない場合は、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ-4-2-2(注1)〜(注3)に掲げられた要件の充足状況について事案毎に判断することとなるが、金融機関によっては保守的に検討した結果として活用を断念することも少なくない。 そこで、「公的な再開発事業に該当しない場合や公的な役割を有していると考えられる主体からの要請がない場合であっても、金融機関の自主的な判断により、地域インフラ(教育・医療・福祉等)の充実、地域の賑わい創出、地域産業・取引先の支援、近隣の建物と平仄を合わせた景観の確保等の観点から、(1)事業用不動産の余剰スペースや統廃合等により事業の用に供さなくなった不動産の賃貸等を一層柔軟に行うこと、(2)店舗の新築や既存店舗の改装・建替えの際に賃貸用の余剰スペースをあらかじめ確保し、地域での活用を図ること—等ができるよう、同監督指針を見直しいただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年5月の監督指針の改正により、自治体等の公的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や都市中心街の活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないこととしております。	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ-3-2-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	
435	令和5年5月2日	令和5年7月12日	事業承継会社に対する出資規制の緩和	信用金庫本体及びその子会社(投資専門子会社を除く)が「事業承継会社」に対して100%まで議決権を取得・保有できるよう信用金庫法施行規則を改正していただきたい。	中小企業における経営者の高齢化、少子化による後継者不足が深刻化するなか、信用金庫において取引先の事業承継支援は喫緊の課題となっている。 現行法上、「事業承継会社」に対しては、信用金庫法上の特定子会社である投資専門子会社を経由する場合に限り、100%まで議決権を取得・保有することができるが、信用金庫本体及びその子会社(投資専門子会社を除く)の場合は、100%でしか議決権を取得・保有することが認められていない。一方で、「事業承継会社」のため「投資専門子会社」を設立・運営することは、中小(中)金融機関にとっては人的・費用的な側面から負担が大きく、事業規模から子会社としての採算性の確保が困難である。 上記のような中小企業等を取り巻く環境も踏まえ、中小金融機関において事業承継支援をより一層積極的に行い続けることができるよう、投資専門子会社を経由する場合に限らず、信用金庫本体及びその子会社(投資専門子会社を除く)についても、「事業承継会社」に対して100%まで議決権を取得・保有できるよう信用金庫法施行規則を改正していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫及びその子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。また、信用金庫の子会社の一般事業会社の議決権の保有については、上規規制(信用金庫とその子会社で合算10%以下)が課せられています。これらの例外として「投資専門子会社」を経由する場合については、上規規制を超えて一般事業会社の議決権を保有することが可能です。	信用金庫法第54条の21第1項、第54条の22第1項 信用金庫法施行規則第70条第5項、第6項	対応不可	利用者から預金を直接受け入れる主体である銀行等本体が、出資に係るリスクを直接抱えるようなことは、基本的には避けることが望ましいと考えられ、こうしたことなどから、銀行による出資は、銀行本体に対する一定のリスク遮断効果を有する「投資専門子会社」を経由して行うと原則としてききた(信用金庫も同様)。この考え方は、業務範囲規制や議決権取得等制限をはじめとする銀行制度等のあり方を議論した金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ報告」(2020年12月)においても、預金者保護の重要性に鑑み、引き続き、堅持しているところであり、直ちに措置することは困難です。	
436	令和5年5月2日	令和5年7月12日	投資専門子会社の業務範囲の拡大	投資専門子会社の業務範囲にM&A仲介業務等を追加していただきたい。	信用金庫法上の特定子会社である投資専門子会社の業務範囲は、出融資とそれに付帯する業務に加え、ハンズオン支援能力を強化する観点から、2021年11月の内閣府令改正により、コンサルティング業務等が追加された。信用金庫の取引先の経営課題には、後継者不足、雇用確保、既存事業の拡大、新分野への進出などがあり、その有効な解決策として取組むことが期待される。 信用金庫はこうした取引先の経営課題に対し、コンサルティングを通じて、出融資やM&A仲介等の支援を行っているが、M&A仲介業務を業とする子会社は、現行法上の投資専門子会社には該当しないことから、議決権取得の上限10%にとどまり、M&A仲介業務は、コンサルティングや出融資等と併せて実施し、併せて、取引先に対してよりワンストップな対応も可能になるものと考えられる。 ついでには、投資専門子会社の業務範囲にM&A仲介業務等(信用金庫法施行規則第64条第3項第14の3号)を追加していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。投資専門子会社の業務は、出融資とそれに付帯する業務及びコンサルティング業務に限定されています。	信用金庫法第54条の21第1項第2号 信用金庫法施行規則第70条第13項	対応を検討	・業務範囲規制や議決権取得制限をはじめとする銀行規制等のあり方が検討された金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」における報告書(2020年12月)では、「投資専門子会社のハンズオン支援能力を強化するため、コンサルティング業務などを業務に追加することが考えられる」とされ、投資専門子会社の業務範囲を拡大したところで、 ・投資専門子会社の業務範囲については、上記経緯も踏まえて改正の必要性を慎重に検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
437	令和5年5月23日	令和5年7月12日	認可事項実行届出書の取扱いの柔軟化	信用金庫法上の認可事項実行届出書については原則として提出不要としたいただきたい。	信用金庫は、信用金庫法の規定による認可を受けた事項を実行した際に、認可事項実行届出書を内閣総理大臣に届出を行うことが規定されている。届出書の内容は、通常、事前に提出している認可申請書の記載内容と同様であることから、認可を受けた事項や承認と同等に実行されること、特筆な事象が生じない限り、届出書の提出を不要とするなど、届出書の提出事由について柔軟化していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫は、信用金庫法の規定による認可を受けた事項を実行したときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならないとされています。	信用金庫法第87条第1項第5号、信用金庫法第87条の3	対応不可	信用金庫法の規定による認可を受けた日から6か月以内に認可した事項を実行しなかったときは当該認可は効力を失うところ、予定通りに実行されたかを確認する必要があるため、措置は困難です。なお、本件届出は半期ごとに一括して行うことが可能です。	
438	令和5年5月23日	令和5年7月12日	臨時休業の届出等の緩和	生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあると判断される、「危険度の高い感染症」等の事由における届出等の手続きを簡素化していただきたい。	上記の自然災害以外の場合においても、例えば新型コロナウイルス感染症においては、自然災害と同様に、役員及び利用者の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、事務所を休止せざるを得ない事例が生じていた。このような点も踏まえ、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるとの判断を得る「危険度の高い感染症」や「技術的災害（自然災害以外を要因とする大規模停電やシステム障害等）」、「人的災害（テロ、地震等）」等についても、信用金庫法施行規則の改正により、当局への届出等の手続きの簡素化を検討していただきたい。なお、これが難しい場合には、金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に明記するなどの対応を検討していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫は、内閣府等で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由により、事務所を臨時に休業するときは、その旨を届け出るとともに、公告し、かつ店頭に掲示しなければならないとされており、また、臨時休業を行った事務所が業務を再開した場合も同様の措置を行うこととされています。	信用金庫法第89条第1項で準用する銀行法第16条第1項、信用金庫法施行規則第130条	対応不可	信用金庫の事務所の臨時休業等に係る法令の定めは、業務の高い公共性に鑑みためであることから、当該観点から慎重に検討する必要があります。その上で、監督上の必要性等を踏まえ、見直しを行ったところ（令和4年7月15日「信用金庫法施行規則の一部改正」を含む）銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令を公布）ですが、現時点で更なる関係法令の改正予定はありません。	
439	令和5年5月23日	令和5年7月12日	特定融資特契約（コミットメントライン契約）の借主の範囲の拡大等	協同組織金融機関の会員に限り、コミットメントライン契約の資本金要件や純資産要件等の一部緩和を行うなど、借主の範囲の拡大・柔軟化について検討していただきたい。	信用金庫の取引先のうち、コミットメントライン契約の借主の対象範囲に該当しない中堅・中小企業からは、新型コロナウイルス感染症に加え、エネルギー価格や物価高等の影響により先行きの見通しが立たない不安や、社会経済構造の変化を踏まえ、柔軟かつ機動的な事業展開といった観点から、取扱いが困難な、機動的な資金調達可能なコミットメントライン契約を活用したいとのニーズが寄せられている。コミットメントライン契約は、借主保護の観点から法令により対象範囲が限定されている。このため、信用金庫はその預金者保護に際し必ず事業性融資先の割合が従業員10人以下の小規模な企業（20人以下の場合は全額）であることから、コミットメントライン契約の借主の対象範囲に該当しない中堅・中小企業（資本金や純資産が億円規模の先等）であっても、信用金庫が顕著な優越的地位を有しているとは言い難い。さらに、相互扶養を基本とする協同組織金融機関においては、その会員に対して圧力的な契約締結が行われる懸念は少ないことから、保護型取扱いにおいて会員特例が設けられている。ついては、こうした実態面及び上記会員特例が措置されている趣旨に鑑み、例えば、協同組織金融機関の会員に限って資本金要件や純資産要件等の一部緩和を行うなど、借主の範囲の拡大・柔軟化について検討していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 法務省	特定融資特契約に関する法律において、借主の対象範囲は大会社、資本金が3億円を超える株式会社、特定資産額10億円を超える株式会社等である場合に限定されている。	特定融資特契約に関する法律第2条	検討を予定	特定融資特契約に関する法律の借主の対象範囲を拡大することは、貸主との関係において強い立場にある借主が過度の負担を強いられる可能性があり、こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、慎重に検討する必要があります。	
440	令和5年5月23日	令和5年6月15日	提携ローン全般、または教育ローン・リフォームローン等を割賦販売法の対象から除外	預金取扱金融機関が提供するローン全般を割賦販売法の適用除外していただきたい。なお、これが難しい場合は以下の提携ローンを適用除外していただきたい。 ○業者と預金取扱金融機関が提携したリフォームローン（既存住宅の購入を伴わないリフォームを含むリフォームローン全般）や太陽光発電設備等の住宅設備等のローン。 ○大学の教育機関と預金取扱金融機関が提携した教育ローン。	2009年12月1日に施行された改正割賦販売法によって割賦販売法の規制対象となる範囲が拡大し、適用除外項目を除く全ての商品・役務を取扱う提携ローンが割賦販売法に定める「個別信用購入あっせん」に該当する可能性を有することになった。2017年6月には、いわゆる「既存住宅購入・リフォーム工事一体型提携ローン」（一体型提携ローン）については、一定の要件を充足することにより同法の適用除外となること明確化されたものの、金融機関が信借できる業者と提携した（一体型提携ローン以外の）リフォームローンや太陽光発電設備等のローン、大学等と提携した教育ローン等を取り扱うためには、「個別信用購入あっせん業者」として登録することが必要となり、この登録業者となるためには事務負担・費用面で相当程度の負担がかかることから、実質的に取り扱ったことが少ない。これらの提携商品は顧客ニーズも高く、また、金融機関としても金利優遇を行いやすい商品であったため、着しく顧客利便を損ねている。ついては、預金取扱金融機関が提供するローン全般を同法の適用除外としていただきたい。なお、これが難しい場合には、以下の提携ローンを適用除外していただきたい。 ○住宅に関する提携ローンが現行法で適用除外とされている趣旨のほか、政府が推進する空き家・中古住宅の活用促進や再生可能エネルギーの普及促進などの観点から、業者と預金取扱金融機関が提携したリフォームローン（既存住宅の購入を伴わないリフォームを含むリフォームローン全般）や太陽光発電設備等の住宅設備等のローンは適用除外とする。 ○学生及びその家族の経済的な負担軽減や地域の大学等における学生確保などの観点から、大学等の教育機関と預金取扱金融機関が提携した教育ローンは適用除外とする。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	経済産業省	番号395の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
441	令和5年5月23日	令和5年6月15日	保険販売業務に係る融資先販売規制の見直し	保険販売業務に係る融資先販売規制を見直していただきたい。	(1)小規模事業者の従業員等に対する規制の見直し 本規制は、融資先法人等に加えて、小規模事業者の従業員等についても圧力販売の懸念があると見て設けられた規制であるが、一般的に従業員等は、自らの勤務先における融資取引の内容を承知していないのが通常であることから、勤務先の融資取引状況による事前規制は合理性がないうえ、従業員等の勧誘的な保険加入の機会を一方的に阻害しており、顧客本位にそぐわない過剰な規制といわざるを得ない。 また、協同組織金融機関は、相互扶助の理念を踏まえて、法人会員の融資先については代表者を首のて保険販売が認められているにも拘わらず、当該法人の従業員等には一律に保険販売が認められない不合理が生じていることから、本規制について見直しを行っていただきたい。 (2)販売規制に係る保険契約の範囲の見直し 一時払終身保険等の法人契約については融資先販売規制が課せられているが、信用金庫の主要取引先である中小企業は、経営者の高齢化に伴う事業リスクへの備えや事業承継等といった課題を抱えており、本規制により、これらの課題解決に適切に対応することができない。取引先事業者の課題に対して、適切なコンサルティング機能を発揮するためにも、本規制の見直しを行っていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信用金庫中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分層規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
442	令和5年5月23日	令和5年6月15日	保険販売業務に係る保険金額制限の撤廃	保険販売業務に係る保険金額制限を見直していただきたい。	保険金額制限は、融資先へ特定の生命保険商品等を販売する際に、万一の弊害を抑制するために設けられた規制であるが、そもそも協同組織金融機関では会員に対する圧力販売の懸念がないうえ、同種の終身保険であっても保険料の払込方法によって規制の対象となるなど、合理的な説明が困難なケースが発生している。 また、信用金庫は顧客のライフプランと意向を踏まえたうえで、業横断的な商品やプランの提案及び適切なフォローアップを行う必要があるが、例えば、疾病入院給付金日額の平均が約1万円(2021年度「生命保険に関する全国実態調査」となっている)にもかかわらず、2007年の規制導入以降、償還額は年平均のままで見直しされており、本規制により顧客の意向に沿った最適な提案ができなくなっている。顧客本位に反するような規制は撤廃もしくは金額設定の見直しを行っていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信用金庫中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分層規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
443	令和5年5月23日	令和5年6月15日	生命保険の募集に係る構成員契約規制の見直し	生命保険の募集に係る構成員契約規制を見直していただきたい。	本規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的としたものであるが、損害保険や第三分野商品には及ばない、特定の生命保険商品のみで設けられた規制であり、妥当性を欠いている。 また、特定関係法人とされる「密接な関係を有する者」の範囲に、企業による圧力が及び得ない国・地方公共団体といった行政団体も含まれるなど幅広であることから、代理店における調査・管理責任がかかっている。 本規制は、外資的な企業により顧客の勧誘的な保険加入の機会を一方的に阻害する過剰な規制であり、顧客の利便性を損なっている。顧客本位の業務運営の観点からも、信用金庫が顧客に対するコンサルティング機能を十分に発揮できるよう、本規制を見直していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信用金庫中央金庫	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を禁止禁止しています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-a(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
444	令和5年5月23日	令和5年6月15日	共済代理店の範囲の見直し(生協法における共済代理店の範囲に信用金庫を追加)	生協法における共済代理店の範囲に信用金庫を追加していただきたい。	2006年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫はこれら共済の代理店になることが認められていない。 生協や労働金庫と同じく協同組織である信用金庫が共済代理店になることができれば、役員・組合員に対する利便性はもちろん、基本サービスや福利厚生の変更の向上につながる。利益第一主義ではなく地域の相互扶助を経営理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、共済代理店になることができるかと追加していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信用金庫中央金庫	厚生労働省 金融庁	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、①消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、②労働金庫、③自動車分解整備事業者を定めています。	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令第2条、同施行規則第187条、同施行規程第5条	検討を予定	協同組織金融機関(以下、「信用金庫等」という。)のうち労働金庫については消費生活協同組合をその会員とすることができるため、共済代理店になることができる者として規定されましたが、更に信用金庫等も拡大することは、共済代理店制度の実情や共済を取り巻く状況等を踏まえつつ、引き続き、関係団体等も含めた慎重な検討が必要です。	
445	令和5年5月23日	令和5年6月15日	保険販売業務に係る非公開情報保護措置の撤廃	保険販売業務に係る非公開情報保護措置を撤廃していただきたい。	信用金庫などの金融機関が保険募集を行うにあたり、業務に際し知り得た顧客の非公開情報(非公開金融情報)を顧客の事前同意なしに利用することは禁止されている。顧客の個人情報の利用に関しては個人情報保護法に基づき利用同意を得ているにもかかわらず、信用金庫が保険募集を行う際のみ適用されるこのような規制は必要ないと考えられる。 また、信用金庫には、それぞれの顧客の状況や意向を踏まえた資産活用や保険など多様な商品・サービスの提供が求められており、各業態の枠を超えた多様な商品の比較等、顧客に対する情報提供に向けた取組みとして「重要情報シート」を活用している。同シートは業横断的に使用されているが、非公開金融情報利用の事前同意は保険募集のみで適用されており、イコールマーケティングの観点から、国民の安定的な資産形成に向けたコンサルティング機能を十分に発揮するためにも、本措置を撤廃していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信用金庫中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分層規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
446	令和5年5月23日	令和5年6月15日	信用金庫がオンライン上で保険商品を提供する際の連携整備	信用金庫におけるオンライン上の保険販売においても、弊害防止措置等による煩雑な手続きを行うことなく、利便性の高い金融サービスが同等に提供できるようにしていただきたい。	「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一都を立する法律」では、多様な商品・サービスをワンストップで提供する「金融サービス仲介業」が創設されるが、イコールマーケティングの観点から、例えば信用金庫におけるオンライン上の金融商品販売においても、保険商品の弊害防止措置等による煩雑な手続きを削減するなど、顧客に対して利便性の高い金融サービスが同等に提供できるようにしていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものであり、オンライン上での保険商品の販売時においても同様です。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・預金先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったことであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。
447	令和5年5月23日	令和5年6月15日	確定拠出年金の脱退要件の緩和	「マッチング拠出」における加入者掛金の脱退要件について、一定の条件（例えばペナルティ課税）のもと、年金資産の中途引出しを可能とするなど、規制のさらなる緩和を検討いただきたい。	確定拠出年金における脱退要件は、2021年4月に個人型の要件緩和（遺算の掛金拠出期間が5年から5年に拡大）、2022年5月に企業型の要件緩和（個人別管理資産が15万円超でも、DeCoの脱退要件を満たしていれば、DeCoへの移換後に企業型DCの脱退可能）および個人型の要件緩和（国民年金被保険者となることができない場合で一定の要件を満たす場合に脱退可能）と、一部要件緩和がなされたが、引き続き、原則として脱退のハードルが高い制度となっている。加入者の中には不測の事態が生じたとしても資産を受け取れないことについて不安感を抱く者が少なくないと考えられることから、他の企業年金制度と同じく、一定の条件（例えばペナルティ課税）のもと、年金資産の中途引出しを可能とするなど、規制のさらなる緩和を検討いただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 【企業型確定拠出年金】 ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が15万円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内 【個人型確定拠出年金】 ・60歳未満であること ・企業年金加入者でないこと ・個人型年金加入できないこと ・障害給付金の受給権者でないこと ・遺算の掛金拠出期間が5年以下又は資産額が少額（25万円以下） ・最後の企業型又は個人型確定拠出年金の資格喪失から2年以内	確定拠出年金法附則第2条の2第1項、第3条第1項、確定拠出年金法施行令第59条第2項、60条第2項	対応不可	確定拠出年金制度は、老後の所得の確保を図る目的で設けられた年金制度であり、原則として、60歳到達前の中途引き出しは認められていません。脱退一時金の支給要件の緩和については、制度の目的や税制優遇措置との関係の観点等から慎重な検討が必要です。
448	令和5年5月23日	令和5年6月15日	「マッチング拠出」における加入者掛金の上限規制の緩和	「マッチング拠出」における加入者掛金の上限規制（事業主掛金を超えてはならないとの規制）をできる限り早期に撤廃していただきたい。	マッチング拠出の加入者掛金の設定にあたっては、①事業主掛金との合計額が拠出限度額の範囲内で、かつ、②事業主掛金を超えてはならないとされている。事業主掛金が少額の加入者については、上記①の限度額にゆりがあったとしても、上記②の規制により、加入者掛金を少額しか拠出することができない。また、2017年1月から、個人型確定拠出年金（DeCo）の同時加入も認められたが、DeCoの自己管理手数料を加入者が負担するなどのデメリットがあることから、マッチング拠出が可能な企業型確定拠出年金加入者は、当該拠出を活用した方がメリットが大きい。については、自助努力による更なる老後資産形成の観点から、上記②の規制を撤廃するよう検討願いたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	企業型確定拠出年金の加入者掛金（いわゆるマッチング拠出）については、当該企業型確定拠出年金における拠出限度額内で、事業主掛金に上乗せして、加入者自らが掛金を拠出する制度です。加入者掛金の額については、事業主掛金の額を超えないように企業年金規約に定めるよう法律に規定されています。	確定拠出年金法第3条第1項第7号の2、第4条第1項第3号の2、第19条第3項、第20条	対応不可	企業年金は従業員の福祉の向上を図るものであり、退職給付としての性格を持つものであることから、事業主拠出が基本です。このため、企業型確定拠出年金における加入者掛金（いわゆるマッチング拠出）については、事業主の掛金負担が従業員に転嫁されるようなことがないように、従業員が拠出できる掛金額は事業主が拠出する掛金額の範囲内とするとしています。
449	令和5年5月23日	令和5年6月15日	確定拠出年金運営管理機関の登録事項の簡素化	確定拠出年金運営管理機関の登録事項として、「役員兼職状況」を除外していただきたい。	確定拠出年金運営管理機関は、役員の兼職状況について、主務大臣に届け出ることとされているが、以下の観点を踏まえ、当該項目を登録事項から除外していただきたい。 ・信用金庫の常務に従事する役員等の兼職、兼業については、信用金庫法で制限が設けられ、内閣総理大臣の認可を要するとされている。こうした認可を経て、兼職・兼業が行われていることを踏まえ、信用金庫の役員等においては、確定拠出年金運営管理機関の登録拒否事項に係る法人との兼職はないものと思料される。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省 金融庁	金融機関等が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける際は、申請書に役員の氏名や業務状況等を記載する必要があります。また、これらの事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その旨を主務大臣に届け出ることと規定されています。	確定拠出年金法第89条第1項、第92条第1項、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2条、第3条	対応不可	確定拠出年金運営管理機関の役員の兼職状況については、年金関連業務を担う者としての適性を判断するため、役員が確定拠出年金法第81条第1項第5号に該当する者でないかを確認することとしています。これは、登録取り消された確定拠出年金運営管理機関の役員であった者が当該取消の日から5年を経過しないものが役員に在る法人から登録を拒否するものであり、信用金庫法に基づき確認とはその内容が異なることから、ご提案に対応することは困難です。
450	令和5年5月23日	令和5年6月15日	確定拠出年金運営管理機関の登録申請等に係る添付書類の簡素化	確定拠出年金運営管理機関の登録申請等に係る添付書類のうち、「役員住民票の抄本又はこれに代わる書面」の添付を不要といただきたい。	確定拠出年金運営管理機関は、登録申請及び役員の変更（役員の新規就任）が生じた場合の届出に際して、「住民票の抄本又はこれに代わる書面」を添付書類として提出することとされているが、これと併せて、役員住居や生年月日、職歴等を記載するうえ、当該記載内容に相違がない旨を代表者が誓約した「役員履歴書」（確定拠出年金運営管理機関に関する命令様式第2号）を提出している。また、直前に上記措置が困難な場合は、e-Govによる登録申請・変更届出に際しても原本の届出による届出が必須とされている住民票について（※）、デジタル手続法において登録申請等を含めた一連のプロセスのデジタル完結を目指していることを踏まえ、例えばe-Sキャンした住民票の抄本又はこれに代わる書面の電子データの提出を認めるなど、オンラインで提出できるようにしていただきたい。 ※ 厚労省「変更届出書（命令様式第4号）」の届出に係る08A№.47の回答参照	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省 金融庁	確定拠出年金運営管理機関に関する命令第3条第1項第1号において、確定拠出年金運営管理機関の登録申請及び役員の変更が生じた場合の届出に際して、「住民票の抄本又はこれに代わる書面」を添付書類として提出することが規定されています。	確定拠出年金法第89条第2項、第92条第1項、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第3条第1項第1号、第5条第3号	対応不可、検討に着手	「住民票の抄本又はこれに代わる書面」は、様式第2号に記載されている役員住居等の記載の真正性を確認する観点から提出いただいていたものであり、廃止は困難です。e-Govによる登録申請・変更届出に際して、住民票の抄本又はこれに代わる書面のオンラインでの提出を可能とすることについては、現在検討中です。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
451	令和5年5月23日	令和5年6月15日	確定拠出年金運営管理機関の登録事項に変更に係る届出期限の延長	確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは変更日から2週間以内(主務大臣に届け出ることを要するものがあることから、届出期限を延長していただきたい。 なお、2016年の銀行法等の改正では、銀行代理業者等の登録事項の変更および信託契約代理店の登録事項の変更にかかる届出の期限が「2週間以内」から「30日以内」に延長されている。	確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは変更日から2週間以内(主務大臣に届け出ることを要するものがあることから、届出期限を延長していただきたい。 なお、2016年の銀行法等の改正では、銀行代理業者等の登録事項の変更および信託契約代理店の登録事項の変更にかかる届出の期限が「2週間以内」から「30日以内」に延長されている。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省 金融庁	金融機関等が確定拠出年金運営管理機関の登録を受けようとする者は、申請書に役員の氏名、資本金額等を記載する必要がある。また、これらの事項に変更があったときは、その日から2週間以内、その旨を主務大臣に届け出なければならないとされている。	確定拠出年金法第89条第1項、第92条第1項、第104条	対応不可	確定拠出年金運営管理機関に対しては、適時適正に監督を行う必要があるところ、加入者の利益の保全や保護を図るため、登録変更事項については、速やかに確認する必要があることから、ご提案に対応することは困難です。	
452	令和5年5月23日	令和5年6月15日	信託契約代理店登録申請における役員・住民票抄本提出に係る要件の緩和	信託契約代理店の登録の申請にあたっては、役員の本籍地が記載された住民票抄本を提出することとされているが、本籍地の記載を不要とさせていただきたい。	信託契約代理店の登録の申請にあたっては、役員の本籍地が記載された住民票抄本を提出することとされている。本籍地については、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに規定する機微情報に該当する趣旨を踏まえ、金融機関においては役職員の本籍地についても通常より慎重な事務処理を行っており、上記対応に相応の負担が生じている。については、監督上の必要性等を考慮のうえ、本籍地の記載を不要とするよう検討いただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信託契約代理店の登録を受けようとする者は、信託業法第68条第2項第4号、信託業法施行規則第71条第1項第1号及び第2号に基づき、申請書に住民票の抄本を添付しなければなりません。また、信託会社等に関する総合的な監督指針3-2-1(4)及び10-2-3において、住民票の抄本には、本籍が記載されているものを提出することとしています。	信託業法第68条第2項第4号 信託業法施行規則第71条第1項第1号、第2号 信託会社等に関する総合的な監督指針3-2-1(4)、10-2-3	対応不可	信託契約代理店の登録審査において、登録要件を満たすかどうかを確認するに当たり必要とするため、住民票の本籍地の記載を不要とすることは困難です。	
453	令和5年5月23日	令和5年7月12日	信託契約代理店の登録事項変更に係る届出期限の撤廃	信託業法における信託契約代理店になっている信用金庫は、役員が就退任、店舗の出店または廃止等があった場合、同法に基づき変更日から30日以内に届け出ることとされているが、届出期限を撤廃していただきたい。	信託契約代理店になっている信用金庫は、役員が就退任、店舗の出店または廃止等があった場合、信用金庫法および信託業法に基づきそれぞれ内閣総理大臣に届け出ることが義務付けられているが、信用金庫法には、役員が就退任、店舗の出店または廃止等があった場合、同法に基づき変更日から30日以内の届出期限が規定されている。このように、同様の事象にもかかわらず法律により取扱いルールが異なることから、信用金庫については、信託業法に基づく届出期限を撤廃していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信託契約代理店の登録を受けた者は、登録事項に変更が生じたときは、信託業法第71条第1項に基づき、30日以内に、その旨を届け出ることがあります。	信託業法第71条第1項	検討を予定	登録申請事項に変更があった場合の30日以内の届出は、信託契約代理業者を適時適切に監督する観点から必要なものです。届出期限については、その実務の実態も踏まえて、慎重に検討する必要があります。	
454	令和5年5月23日	令和5年6月15日	自己信託の登録および登録の更新にかかる役員・住民票抄本提出に係る要件の緩和	自己信託の登録の申請および更新にあたっては、役員の本籍地が記載された住民票抄本を提出することとされているが、本籍地の記載を不要とさせていただきたい。	自己信託の登録の申請および更新にあたっては、役員の本籍地が記載された住民票抄本を提出することとされている。本籍地については、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに規定する機微情報に該当する趣旨を踏まえ、金融機関においては役職員の本籍地についても通常より慎重な事務処理を行っており、上記対応に相応の負担が生じている。については、監督上の必要性等を考慮のうえ、本籍地の記載を不要とするよう検討いただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	自己信託の登録(登録の更新を含む)を受けようとする者は、信託業法第50条の2第4項第5号、信託業法施行規則第51条の4第3号に基づき、申請書に住民票の抄本を添付しなければなりません。また、信託会社等に関する総合的な監督指針3-2-1(4)及び7-2-2において、住民票の抄本には、本籍が記載されているものを提出することとしています。	信託業法第50条の2第4項第5号 信託業法施行規則第51条の4第3号 信託会社等に関する総合的な監督指針3-2-1(4)、7-2-2	対応不可	自己信託の登録(登録の更新を含む)審査において、登録要件を満たすかどうかを確認するに当たり必要とするため、住民票の本籍地の記載を不要とすることは困難です。	
455	令和5年5月23日	令和5年7月12日	自己信託の登録事項変更に係る届出期限の撤廃	信託業法における自己信託の登録を受けた者は、役員が就退任、店舗の出店または廃止等があった場合、同法に基づき変更日から2週間以内に届け出ることとされているが、届出期限を撤廃していただきたい(撤廃が不可の場合は届出期限を延長していただきたい)。	信託業法第50条の2に規定する自己信託の登録を受けた信用金庫は、役員が就退任、店舗の出店または廃止等があった場合、信用金庫法および信託業法に基づきそれぞれ内閣総理大臣に届け出ることが義務付けられているが、信用金庫法には一部を除き届出期限はないものの、信託業法には変更日から2週間以内の届出期限が規定されている。このように、同様の事象にもかかわらず法律により取扱いルールが異なることから、信用金庫については、信託業法に基づく届出期限を撤廃していただきたい。 また、撤廃が対応不可の場合は、届出期限を延長していただきたい(2016年の銀行法等の改正では、銀行代理業者等の登録事項の変更および信託契約代理店の登録事項の変更にかかる届出の期限が「2週間以内」から「30日以内」に延長されている)。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	自己信託の登録を受けた者は、登録事項に変更が生じたときは、信託業法第50条の2第12項で適用する信託業法第12条第2項に基づき、2週間以内に、その旨を届け出ることがあります。	信託業法第50条の2第12項で適用する信託業法第12条第2項	検討を予定	登録申請事項に変更があった場合の2週間以内の届出は、自己信託登録者を適時適切に監督する観点から必要なものです。届出期限については、その実務の実態も踏まえて、慎重に検討する必要があります。	
456	令和5年5月23日	令和5年6月15日	登録金融機関業務における「関係会社に関する報告書」の提出義務の緩和	登録金融機関業務における「関係会社に関する報告書」に関して、対象となる関係会社を有しない金融機関においては、関係報告書の提出を不要とさせていただきたい。	金融商品取引法に基づき(有価証券発行者)登録金融機関は、同法令に基づき毎事業年度経過後4月以内に「関係会社に関する報告書」を提出することとなっているが、関係報告書は、対象となる関係会社を有していない場合にも提出が義務付けられている。については、登録金融機関業務上の報告義務等に係る負担軽減のため、対象となる関係会社を有しない金融機関においては、「関係会社に関する報告書」の提出を不要とさせていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	登録金融機関は、同法令に基づき毎事業年度経過後4月以内に「関係会社に関する報告書」を提出することとなっています。	金融商品取引法第48条の2第2項 金融商品取引業等に関する内閣府令第188条第1号、同令様式第13号	検討を予定	対象となる関係会社を有していない場合において、当該報告書の提出を不要とすることに關しては、監督上の必要性等を踏まえ、検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
457	令和5年5月2日	令和5年6月15日	認定経営革新等支援機関に関する手続きの簡素化	認定経営革新等支援機関に関する届出のうち、信用金庫法に基づく変更届出と重複する事項(「事務所所在地」や「役員等」)に関して、手続きの簡素化(届出の省略や廃止等)をしていただきたい。	信用金庫は、信用金庫法に基づき、「事務所所在地」や「役員等」について変更が生じた場合には、内閣総理大臣に届出を行っている。 地方で、信用金庫が認定経営革新等支援機関の認定を受ける際、中小企業等経営強化法に基づき、信用金庫は経営産業大臣および内閣総理大臣に認定申請書提出する必要がある。また提出した申請書の記載事項(「事務所所在地」や「役員等」)に変更が生じた際は変更の届出を提出する必要がある。 信用金庫法に規定する事項(「事務所所在地」や「役員等」)に関しては、手続きの簡素化(届出の省略や廃止等)を検討していただきたい。 なお、2022年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、民間企業等の負担軽減や行政の効率化を掲げているが、例えば、信用金庫法に基づく報告や届出の内容を各府省間・制度間で実質的に共有する仕組みを構築していただくことで、重複した報告や届出の廃止が実現可能なものもと期待する。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	デジタル庁 金融庁 経済産業省	以下のように、現状「事務所所在地」や「役員等」に関する事項の変更が生じた場合には、制度毎に届出を行う必要があります。 まず、信用金庫及び信用金庫連合会(以下「金庫」という。))は、「事務所所在地」や「役員等」の変更について、内閣総理大臣に届出を行う義務があります。 また、経営革新等支援機関の認定を受けようとする者は、「事務所所在地」や「役員等」について申請書に記載して提出する義務があるほか、この認定を受けた以降にこれらの事項について変更が生じた場合は、届出を行う義務があります。このため、金庫が、経営革新等支援機関の認定を受ける場合には、当該申請書提出する必要がある。この認定を受けた以降にこれらの事項に変更が生じた場合には、変更の届出を行う必要があります。	信用金庫法第87条第1項第6号、信用金庫法施行規則第100条第1項	【デジタル臨時行政調査会】 https://www.digital.go.jp/council/administrative-research/ (第7回)資料1 アナログ規制の削減に向けた取組の進捗とデジタル化の今後の検討課題(5.1.12) 【デジタル臨時行政調査会作業部会】 https://www.digital.go.jp/council/administrative-research-wg/ (第1回)資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について (第10回)資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について (第2回)資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について (第2回)資料1 ベース・レジストリと制度的課題について	検査に着手	現在、デジタル庁においては、関係省庁と連携しながら、法人について、各制度・行政手続において重複する事項に関して、申請/届出の省略=ワンストップ(再提出不要)を実現するために必要な制度やシステムの論点を検討を進めております。
458	令和5年5月2日	令和5年6月15日	成年後見人等との取引時確認の簡素化	金融機関における成年後見人等との取引時における犯罪収益移転防止法上の取引時確認の手続きを簡素化していただきたい。	成年後見人、保佐人、補助人または任意後見人(以下、「成年後見人等」という。)が被後見人等名義の口座開設を行う際に、金融機関は被後見人等の本人確認書類の提出を受ける必要があるが、その際に金融機関が登記事項証明書(本人確認を行う場合には、犯罪収益移転防止法に基づき、併せて転送不要郵便等)による追加確認が必要となる。 この場合、例えば、被後見人等が施設への入居等により住所に居住していない場合には、その判断が確認できず、口座開設に阻まれることができない場合があるなど、被後見人等の財産管理に支障をきたすケースもあり、成年後見人等からは手続きの簡素化を求める声が寄せられている。 また、被後見人等の本人確認は法定代理権を有する成年後見人等の選任時に既に行われていること、判断能力を欠く被後見人等に転送不要郵便を送付することによるマネロン等のリスク低減の実効性は乏しいこと等を踏まえ、登記事項証明書の提示のみによる本人確認で足りるものと考えられる。 については、例えば登記事項証明書の提示のみで手続きを完了できるようにするなど成年後見人等との取引時確認の手続きを簡素化していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	警察庁 金融庁	成年後見人等が被後見人等の銀行口座開設を行う場合に、特定事業者は、成年後見人等及び被後見人等の両方について、本人特定事項の確認を行わなければなりません。 被後見人等の本人特定事項の確認を一本の本人確認書類(=を限り発行又は発給された写真付きのものを除く。)の提示により行う場合には、別途転送不要郵便等による取引関係文書の送付等が必要です。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号、以下「法」といいます。))は、特定事業者に対し、特定取引を行うに際して、原則として、取引による財産の移転の効果が帰属する顧客等及び代理人両者の本人特定事項の確認を特定事業者自らが行うことを義務付けており、特定事業者は、代理人が法定代理人であることや委任状を有すること等の確認も求めているところ、これは、マネーロンダリングのプロセスにおいては、代理人が行う特定取引によって移転する犯罪による収益が、真に顧客等のものであるか、あるいは実際には代理人として行動する者のものであるかが不明瞭な場合が生じておため、当該特定取引に係る特定事項以外の取引によって行われた後見人等の選任手続がなされていることをもって、取引時確認を簡素化することはできません。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第6条第1項第1号	対応不可	具体的には、現状は、法人の名称や本店所在地、役員が変更された際、個別制度毎に、当該法人から変更届出を行っていること、制度間で共通するための横断的な行政機関がバックオフィスで情報連携することで、変更届出を不要とするための横断的な法整備やシステム整備の検討を進めています。 ご指摘いただいている点は、信用金庫法と中小企業等経営強化法の変更届出等において共通する項目については、届出等の省略ができるのではないかという提案であると認識しており、デジタル庁としては、これまでの検討も踏まえ、制度所管省庁の金融庁や経済産業省と積極的に相談してまいります。
459	令和5年5月2日	令和5年6月15日	「実質的支配者リスト制度」の制度拡充等	法人における実質的支配者情報の登録義務化を含め、「実質的支配者リスト制度」の制度拡充を検討してください。 また、併せて、特定事業者に対しても、本制度によって保管される実質的支配者情報のアクセス権限を認めていただきたい。	2022年1月から、法務省による「実質的支配者リスト制度」が開始されたが、同制度の創設は、マネロン対策における実質的支配者情報の円滑な把握推進にとって意義深いものと理解している。 一方で、①制度利用は法人の任意、②実質的支配者が犯罪収益移転防止法施行規則第11条第2項第1号に該当する類型の場合のみ利用可、③株式会社及び特有限責任会社のみ利用可—など実効性の低さの懸念もある。 については、我が国全体のマネロン対策等において、実質的支配者情報の把握が重要課題となっていることを踏まえ、法人における実質的支配者情報の登録義務化を含め、同制度の拡充を検討してください。 また、併せて、信用金庫を含む特定事業者は、本制度によって保管される実質的支配者情報のアクセス権限を認めると、迅速かつ継続的な情報把握のための環境整備をしていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	法務省	番号308の回答をご参照ください。				
460	令和5年5月2日	令和5年6月15日	経営業務管理責任者について	建設業法第7条第1号、同法施行規則第7条第1号に規定されている、建設業許可基準(経営業務管理責任者)について、現在規定している「役員等」の基準に加え、経営業務を管理するにふさわしい知識を担保する講習受講者を加える。	経営業務管理責任者体制は、令和2年10月に持続可能な事業環境確保という趣旨で改正されたところであるが、当該基準について、持続可能な事業環境が特に深刻な問題となっている中小企業にとって、あまり活用できていない実情があると思われる。 少子高齢化に伴う担い手不足を有効に解決する手段の一つとして、農業物産法施行規則第10条第2号イで活用されている講習受講のような制度を検討するのが良いのではないか。	日本行政書士会連合会	国土交通省	建設業の許可要件である「経営業務管理責任者」については、そもそも建設業は一品ごとの注文生産であり一つの工事の受注ごとにその工事の内容に応じて資金の調達、資材の購入、技術者及び労働者の配置、下請負人の選定及び下請契約の締結を行わなければならない。また工事の目的物の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要であることから、適正な建設業の経営を行うため課せられている要件であります。	建設業法第7条第1号、建設業法施行規則第7条第1号	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、建設業の許可要件である「経営業務管理責任者」については、適正な建設業の経営を行うため課せられている要件とされています。許可要件として講習受講のような制度を設けることについては、建設業の経営に係る十分な業務経験のない者による経営をめぐるとを懸念し、建設工事の適正な施工を確保し、発注者の保護をその目的として、建設業法の趣旨に抵触する内容であるため慎重な検討が必要なものと考えますが、御提案につきましては、御意見として承ります。	
461	令和5年5月2日	令和5年6月15日	経営事項審査における完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げについて	経営事項審査において、完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げについて、積み上げができる業種等を全国で統一していただきたい。	当該審査は入札参加資格申請の「客観的事項」と位置付けられており、どこかの許可行政庁が審査しても同一の基準で評価をしなければならない。しかし、業種間の積み上げについては、行政庁により積み上げができる業種等に差異が生じている。	日本行政書士会連合会	国土交通省	経営事項審査における完成工事高及び元請工事高(以下、「完工高」という。))の評価については、許可を受けている建設業のうち一工事業以外の建設業に係る建設工事の完工高をその建設工事の内容に応じて、他の建設業種の完工高に含まれることができます。 建設工事の内容は、多様多岐であるため、地方整備局や都道府県等の審査を行う行政庁では、必要に応じて、請負契約等により、建設工事の内容を個別に確認し、当該取扱いの可否を審査しております。	平成20年国総建第289号「経営事項審査の事務取扱いについて(通知)」11(1)及び以下	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、建設工事の内容は、多様多岐であることから、審査の際には、建設工事の内容を個別に確認することが必要な場合があり、統一の基準を定めるにあたっては、慎重な検討が必要ですが、御提案につきましては、御意見として承ります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
462	令和5年5月29日	令和5年6月15日	入札参加資格審査申請について	入札参加資格審査申請については、全国の地方自治体で、申請書統一化は検討されていると思われるが、申請方法等についても標準化を呼びかけていただきたい。	各自体によっては、申請書をファイルに纏めて提出する自治体やファイルの色や品番を指定している自治体もあり、申請者に対して過大な負担を強いられている現状がある。	日本行政書士会連合会	総務省	地方公共団体における入札・契約に関する具体の事務の実施方法については、国の法令で定められているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、当該地方公共団体の長が財務規則等で定めて運用しているものです。	地方公共団体の規則等	検討に着手	◎ 総務省においては、累次の規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定等）に基づき、令和3年10月に地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目（以下「標準項目」という。）の取りまとめを行い、地方公共団体に対して、その積極的な活用を図ること及び当該申請手続の電子化・オンライン化等することについて、地方自治法第245条の3第1項の規定に基づき技術的助成を行うとともに、地方公共団体の財政担当者が出席する全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において、周知や採用の働きかけを行っているところです。 また、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、令和4年6月に「競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ調査」を実施し、標準項目の活用状況、関連関連手続の電子化・オンライン化に係る地方公共団体の意見や実態を把握するとともに、令和4年11月からは、当事者において開催している「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」において、この調査の結果も踏まえながら、関連関連手続の標準化と電子化・オンライン化等について議論を行っているところです。引き続き、規制改革実施計画等に基づき必要な取組を行ってまいります。
463	令和5年5月29日	令和5年6月15日	相続放棄の申述について	家庭裁判所の手続中、相続放棄の申述手続きを行政書士も代理できるよ法令改正してほしい。	相続の手続きを行っている中で「相続放棄」を行う場面が多々あります。相続人からよく依頼されますが、現状では委任できず、本人申請として支援しあけるが、非識士に回っています。国民にとって不都合であるとともに、不合理且つ、不経済であります。よって、家庭裁判所の手続中、相続放棄の申述手続きは行政書士にも門戸を開いていただきたいと思ひます。	日本行政書士会連合会	法務省 総務省	現行法上、行政書士は、依頼を受け報酬を得て、相続放棄の申述手続において代理することを業とすることができません。	弁護士法第72条、行政書士法第1条の2、第1条の3	対応不可	相続放棄は、相続人が相続により不利益を受ける場合に、当該不利益を回避するために利用されること、相続の放棄をした者は、その相続に関し、初めから相続人とならなかつたものとみなす（民法第939条）とされることから、相続放棄をする者の権利義務に大きな影響を及ぼす手続であり、相続放棄を行う（捨言すれば、その申述をする）か否か判断した場合には、相続人の権利義務の存否や内容等を慎重に吟味するなどの必要があると考えられます。 そのため、当事者の権利・利益の保護等の観点から（弁護士法72条参照）、業としてこの手続の代理を行うことが出来る者は、民事法上でも幅広い専門的知識・能力を有する弁護士に限られており、法令の改正は考えておりません。
464	令和5年5月29日	令和5年6月15日	被担保債権の解除又は外債による抵当権抹消登記は債務者の同意書を添付して抵当権者の単独申請を認める	令和3年度規制改革591提案は、弁済又は解除を原因とする抵当権の抹消登記申請は原因事業の発生を抵当権者のみが証明するものであるため、抵当権者による単独申請を認るべきとしたものである。これに対して、法務省は、「登記は形式的審判しか行ないないため、「共同申請の原則は登記の真正の確保のために」必要であると回答する。なお、「登記の真正の確保とは「実体法上の権利変動があるとして登記申請された内容が真実である」ということを担保するという意味である。したがって、行政手続の簡素化が政府方針には含まれる。したがって、抵当権者の同意書は金融会社であり、単独申請したほうが政府が自ら完全オンライン化に近づけるはず。改正不動産登記法は権利者の単独申請という「登記の真正の確保」とはかけ離れた制度を導入しているが、そもそも抵当権について抹消登記が発生しないよう、もっとマイルドな手続を導入すべきではないか？」「不動産の内部取引のために法改正したのに、30年待てという感覚が分らない。したがって、登記が増えただけ	一物上保証であった場合、抵当権設定者は被担保債権の弁済について全然関与していない。債務者と抵当権者との間で発生した事実を知り得ない設定者が申請人となって、どのように「登記申請された内容が真実である」ということを担保するのか？「真に「登記の真正の確保」を目指すなら、登記申請手続には抵当権設定者ではなく債務者と関与させる必要がある。したがって、債務者と抵当権者間で「登記」につき「登記上、直接に利益を受ける」ではないから、申請人ではない。したがって、「実体法上の権利変動」の事実を知りうる者を登記申請手続に関与させて「登記の真正の確保」するには、そもそも共同申請という枠組みは適切ではないといえる。したがって、抵当権者が被担保債権の解除又は弁済の事実につき債務者の同意書を添付して抵当権抹消登記を申請できるというよりは、申請人の負担を軽減するだけでなく、「登記の真正の確保」により同意書を出せることである。この同意書は弁済や解除の事実発生につき要件として同意するものではないから、印鑑証明書は不要である。この方法であれば法務省の主張にも合致するし、行政手続の簡素化が政府方針には含まれる。したがって、抵当権者の同意書は金融会社であり、単独申請したほうが政府が自ら完全オンライン化に近づけるはず。改正不動産登記法は権利者の単独申請という「登記の真正の確保」とはかけ離れた制度を導入しているが、そもそも抵当権について抹消登記が発生しないよう、もっとマイルドな手続を導入すべきではないか？」「不動産の内部取引のために法改正したのに、30年待てという感覚が分らない。したがって、登記が増えただけ	商業登記 ケンロン	法務省	権利に関する登記の申請は法令に別段の定めがある場合を除き、登記権利者及び登記義務者が共同して行う必要があります。	不動産登記法第60条	対応不可	制度の現状に記載したとおり、不動産の権利に関する登記は、法令に別段の定めがある場合を除き、その登記をするにことよじて、登記上、直接に利益を受ける登記権利者（登記権利者）と、登記上、直接に利益を受ける登記義務者（登記義務者）との共同申請である必要があります。 この理由は、不動産の権利に関する登記において、登記官は、提供された申請情報及び添付情報に基づいてのみ審査を行うこととされているため、登記権利者及び登記義務者の共同申請とすることによって、登記申請意図を担保することにあります。 これは抵当権の抹消の登記についても同様であり、共同申請することによって登記権利者（抵当権設定者）及び登記義務者（抵当権者の双方）に抵当権抹消の登記の申請意図があることを担保しています。これに抵当権者による単独申請した場合、抵当権設定者が認知していないことで登記申請が可能となり、相当ではないと考えます。 また、抵当権がある債務者について、一般には、抵当権設定契約の前提となる金融消費貸付契約等の債権契約の当事者であると考えられます。不動産登記は物権変動を登記するものであるところ、その当事者は両者で抵当権設定契約の当事者である抵当権設定者と抵当権者であるため、この両者に申請意図があれば足り、債務者の同意は不要と考えます。
465	令和5年5月29日	令和5年6月15日	専有部分についての「建物の名称」の変更方法を明確化し、区分建物の流通を促進する	区分建物登記では、一棟の建物の名称とは別に、専有部分についても建物の名称を付することができる。表題部に記載される建物の名称も当然に変更可能であるが、その変更方法の変更手続については全業者がない。しかし、この専有部分の建物の名称を容易に変更できるようにすれば、スタートアップ企業の信用補完として利用可能であると考えられる。たとえば、山田太郎が個人で所有する区分建物の専有部分を本店として株式会社山田太郎を設立したとする。この区分建物は「鈴木マンション」の101号室で、専有部分には表題登記時に101号という名称が付けられたとする。もしここで当該専有部分の建物の名称を「山田マンション101号」に変更	一更できれば、自己所有の区分建物であることをアピールでき、スタートアップ企業の信用がいくら増すであろう。ちなみにマンションの部屋は住居らしく、意味は関連してない。では、どのような手続で可能なのか？「変更、申請人は専有部分所有者としかありません。次に、現状の変更、他の区分所有者の同意が必要か？「そもそも表題部は不動産の外観を事実を公示するものであり、建物の名称として外部から認識可能であれば他の区分所有者の同意は不要であると考えます。したがって、表題部の変更が必要であるとしても、分譲段階で専有部分所有者は自分の専有部分の建物の名称を単独で変更できると認識を受ければ、専有部分の名称の変更したという必要を喚起できるだろう。したがって、認識が広がれば、普通建物について建物の名称を登記するには、外部から認識可能な看板等が設置されていないければならないと認識があった方が、これを区分建物について言えば、一棟の建物の建物の名称は普通建物と同様に外部から認識可能な看板が必要であるとしても、専有部分の建物の名称は当該専有部分の玄関ドアに表示するのと同じように、表題登記時に設定した建物の名称でさえ、外観としての表示はせいぜい表札の上にと書いてある程度である。したがって、表札部分または玄関ドアの外側に、専有部分所有者が公示したい建物の名称を表示しておけば外部から認識可能な状態にあるといえる。したがって、専有部分の建物の名称は一種看板で視覚的に付けなければならないという規定はなく、専有部分所有者が自由に定められるようにすべきである。したがって、専有部分の建物の名称を活用して不動産取引を活性化できるのではないか？	商業登記 ケンロン	法務省	不動産登記法第44条第8号において、一棟の建物の名称として、「建物又は附属建物が区分建物である場合であって、当該建物又は附属建物が属する一棟の建物の名称があるときは、その名称が登記事項として定められており、同条第4号においては、専有部分の名称として「建物の名称があるときは、その名称が登記事項として定められています。また、不動産登記令第3条第8号において「建物又は附属建物が区分建物である場合であって、当該建物又は附属建物が属する一棟の建物の名称があるときは、その名称」を申請情報として申請し登記することができる。同条第9号二においては「建物の名称があるときは、その名称」を申請情報として申請し登記することができるものとされています。その上で、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、「第四十回法第一項各号（第一号及び第六号を除く。）に掲げる登記事項については変更があったときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合にあつては、所有者）は、当該変更があつた日から一月以内、当該登記事項に関する変更の登記を申請しなければならない（不動産登記法第101条第1項）」と定め、区分建物における専有部分の名称についてもこれに該当しています。そして当該登記申請における添付情報については不動産登記令第7条及び別表に規定されております。今回の申請の場合、必要な申請情報としては、変更後又は更正後の登記事項が必要であるとされており、添付情報は不要とされています。なお、専有部分の建物の名称は、主に部屋番号（308などの）の表示として利用されています。	不動産登記法第44条 不動産登記法第51条 不動産登記令第3条 不動産登記令第7条	現行制度下で対応可能	現状として、区分建物における専有部分の建物の名称については、規約により建物の名称の変更について何らかの制限が設けられている場合は別として、登記申請は可能であり、登記の審査により、登記の可否が決定されているところです。また、提案にあるような「鈴木マンション」の101号室を「山田マンション」と登記することは建物の名称の表示としては必ずしも問題を抱へないと考えられます。また、不動産登記法第66条第11号により、一棟の建物の名称と専有部分の名称が相違することを理由に、却下されることも考えられます。 したがって、専有部分についての「建物の名称」の変更方法を変更する必要性や余地はなく、現行の制度により、対応は可能と考えます。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
466	令和5年5月23日	令和5年6月15日	輸入食品に対するモニタリング検査の再検討	効率的な輸入食品モニタリング検査の実施するため、過去の検査の少ない食品の検査件数を削減、対象食品の選択を変更、もしくは実施する検査項目、検査方法等の再検討を行う。加えて、現在の輸入食品監視指導計画別表に記載のない検査項目、放射能物質、重金属汚染、ダイオキシン、農薬の残留などを除き、幅広い検査を実施し、輸入される食品の安全性をより高める。	厚生労働省管轄の検査所では、年度ごとに輸入食品監視指導計画を作成し、輸入食品の取次検査を実施している。しかし、過去5年の実施状況を見ると、違反が出ていない食品群と検査項目の組み合わせが見受けられる。厚生労働省ホームページに掲載されているモニタリング検査実施状況の平成28年度から令和4年度を参考にすると、その組み合わせは、畜産食品と病原微生物、水産食品と病原微生物、農産食品と病原微生物、農産加工品と病原微生物の組み合わせである。それ以外にも違反件数が1〜2件の組み合わせが見受けられる。しかし、本公文書の令和年度の計画では、農産加工品の病原微生物の検査件数が令和3年度と比べて100件増加している。無償の食品取次で輸入者に負担をかけるモニタリング検査を実施し、国費で検査を実施しているが、各食品に対して適切な検査項目を実施しているのか疑問である。それ以外に関しても検査項目選択や対象の食品の選択、検査方法が不適切であり、見直しが必要ではないだろうか。また、検査項目に関して、放射能物質、環境ホルモン、ダイオキシン、重金属等の項目が見受けられないが、これらは食品の安全に関係しないだろうか。過去を見ても検査項目の追加がほとんど見受けられない。より幅広く、検査を実施すべきではないだろうか。	個人	厚生労働省	輸入食品の監視指導は、輸入食品監視指導計画に基づき実施されていますが、同計画は、食品衛生法(昭和22年法律第23号)第23条第1項の規定により、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平成15年厚生労働省告示第301号)に基づき毎年決定することとされており、また、同法第70条の規定により、同計画を定めようとするときは、広く国民の意見を求めることとされています。輸入食品の具体的な検査内容としては、初回輸入時等に輸入者の自主的な衛生管理の一環として実施を指導する「指導検査」、多種多様な食品等について食品安全の状況を幅広く監視することを目的として計画的に実施する「モニタリング検査」、モニタリング検査等の結果、食品衛生法に違反する可能性が高いと判断された食品を対象として、輸入された全量を留め置いて検査する「命令検査」等、違反リスクに応じた検査を実施しています。このうち、モニタリング検査は、統計的に一定の信頼度で食品衛生法に違反する食品を検出することと可能な検査数を基本として、171の食品群ごと、大別した検査項目別で、輸入件数、輸入重量、違反率、違反内容の発生に及ぼす影響の程度等を勘案して検査件数を決定し、これを積み上げてモニタリング計画としています。食品等輸入輸出の受付窓口である各検査所においては、モニタリング計画を参照し、個別の届出について、検査の必要性の有無、検査項目等の判断を行っています。	食品衛生法第23条第1項 食品衛生法第28条第1項 食品衛生法第30条第1項 第4項 食品衛生法第70条第1項 第3項	対応 一部承認	モニタリング計画における検査件数に関しては、 ・モニタリング検査の性質上、過去の検査において違反が発見されない品目や検査の項目に限らず、幅広く検査を実施することとした。 ・輸入届出件数、輸入重量、違反率、違反内容の発生に及ぼす影響の程度等を勘案して、食品群・検査項目別の具体的な検査件数を設定していること から、違反件数の状況のみに応じて検査件数を決定しているものではありません。 また、モニタリング検査で設定する検査の項目は、検査の内容を大括弧にまとめたものであり、例外は、放射能物質、PCB、総水銀が「ミウム等の検査」として、「成分規格の検査」としてとらえられている。 輸入食品監視指導計画の内容については、計画書の策定段階で幅広く国民の意見を求めることとし、意見交換後の場で丁寧に説明を行うなど、引き続き、リスクコミュニケーションの取組を通じて、国民の理解が深まるよう努めてまいります。	
467	令和5年6月19日	令和5年7月12日	個人情報の第三者提供の制限に係る適用除外事由の拡大(マネロン対策・金融犯罪防止等に基づく情報提供)	マネロンのリスクが高い取引に関する仕向・被仕向金融機関間での取引詳細情報の授受などについては、個人情報の第三者提供の制限に係る適用除外事由に追加していただきたい。	個人情報の取扱事業者は、個人データの第三者提供を行う際には原則としてあらかじめ本人の同意を得て行うこととされており、本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる場合の例外事由については、個人情報保護法第27条第1項第1号〜第3号に規定がされている。 この点に関して、例えば、マネロン対策に関する対応が我が国の重要課題とどこか、マネロン対策をはじめとする金融犯罪防止の観点から必要な範囲での金融機関間での取引詳細情報の授受などを例外事由とする点(例：マネロンのリスクが高い取引に関する仕向・被仕向の金融機関間での取引の詳細情報に関する仕向/取引等)、マネロン対策・金融犯罪防止の効果を向上するうえで有効と考えられる。つまり、上記例外事由に関する条項に、例えば「その他前号に掲げる場合に準ずるものとして主務省令で定める場合」等の条項を新設し、マネロン対策や金融犯罪防止のために実施して必要な金融機関間で情報の授受については、当該条項で整理できるようにしていただきたい。	個人情報保護委員会 金融庁	個人情報保護委員会 金融庁	個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供する場合には、原則として、事前の本人同意を得る必要がありますが、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号の例外事由に該当する場合には、本人の同意を得る必要はありません(個人情報の保護に関する法律第27条第1項)。これは、本人同意なき個人データの第三者提供を制限することによって本人の権利利益侵害を未然に防止しつつ、例外的に、他の権利利益の保護を優先すべき場合に限り、本人同意を得ることを不要とするものです。かかる趣旨からして、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号の例外事由の追加は慎重であるべきと考えます。	対応不可	個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供する場合には、原則として、事前の本人同意を得る必要がありますが、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号の例外事由に該当する場合には、本人の同意を得る必要はありません(個人情報の保護に関する法律第27条第1項)。これは、本人同意なき個人データの第三者提供を制限することによって本人の権利利益侵害を未然に防止しつつ、例外的に、他の権利利益の保護を優先すべき場合に限り、本人同意を得ることを不要とするものです。かかる趣旨からして、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号の例外事由の追加は慎重であるべきと考えます。 なお、CRSに基づく情報交換とは異なり、FATCAに基づく情報交換は完全に双務的なものとはされおらず、我が国から米国に提供を必要とする一方、米国から我が国には提供されない情報項目が存在すること等に鑑み、FATCAに対応する国内法を制定することには慎重であるべきと考えています。むしろ、我が国これらで、米国にCRSへの参加を積極的に呼びかけ、今後ともこれを続けて行っていただきたいと考えています。		
468	令和5年6月19日	令和5年7月12日	個人情報の第三者提供の制限に係る適用除外事由の拡大(政府当局間の査察等に基づく情報提供)	個人情報の保護法に基づく個人情報の第三者提供の制限における適用除外事由として、国際的合意である条約、条約に該当しない政府当局間の合意(声明等)など、国内の法令と同等の法的拘束力を持つと評価できる取決めに基づく場合を追加していただきたい。 少なくとも外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に基づく報告手続については、個人情報保護法第28条の適用(外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意取得)を除外していただきたい。	その点に関して、例えば、外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に係る米国内閣輸入庁への米国内口座情報(口座保有者の氏名等)の金融機関間における報告手続は、自米当局の声明に基づき実施することから、外国にある第三者提供の制限(同法第28条)が適用され、金融機関と口座保有者からの第三者提供の同意取得及び米国の個人情報保護制度の概要等の情報提供を行う必要がある。 FATCAのように本邦の法令に基づくものではなくても、例えば、国際的合意である条約、条約に該当しない政府当局間の合意(声明等)など国内の法令と同等の法的拘束力を持つと評価できる取決めに基づく場合を追加していただきたい。 また、FATCAに類するCRS(非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度)は国内法が整備されているため、本人の同意を得ず務務当局への口座情報の提供が可能となっている。FATCA-CRSは同様の制度趣旨(外国金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処)、同様の個人情報提供先(外国政府当局)にも関わらず前者のみ同法の規定の適用があるのは合理的と見られる。FATCA導入の際の経緯や制度趣旨、CRSとの互換性を踏まえ、少なくともFATCAに基づく報告手続は同法第28条の適用除外としていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	個人情報保護委員会 財務省 金融庁	個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者に提供する場合には、原則として、事前の本人同意を得る必要がありますが、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号の例外事由に該当する場合には、本人の同意を得る必要はありません(個人情報の保護に関する法律第27条第1項)に ついて、「法令」には、外国の法令、条約は含まれません。	対応不可	個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者に提供する場合には、原則として、事前の本人同意を得る必要がありますが、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号の例外事由に該当する場合には、本人の同意を得る必要はありません(個人情報の保護に関する法律第27条第1項)。これは、本人同意なき個人データの第三者提供を制限することによって本人の権利利益侵害を未然に防止しつつ、例外的に、他の権利利益の保護を優先すべき場合に限り、本人同意を得ることを不要とするものです。かかる趣旨からして、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号の例外事由の追加は慎重であるべきと考えます。 なお、CRSに基づく情報交換とは異なり、FATCAに基づく情報交換は完全に双務的なものとはされおらず、我が国から米国に提供を必要とする一方、米国から我が国には提供されない情報項目が存在すること等に鑑み、FATCAに対応する国内法を制定することには慎重であるべきと考えています。むしろ、我が国これらで、米国にCRSへの参加を積極的に呼びかけ、今後ともこれを続けて行っていただきたいと考えています。		
469	令和5年7月18日	令和5年8月24日	NFT・暗号資産・ブロックチェーンに係る法制整備	4. NFTは暗号資産と異なり、固有性とトレーサビリティがあり、また用途に応じて異なる性質を持っている。この点に鑑み、NFTに関するAML/CFT規制を検討する場合には、当該NFT取引に係るAML/CFTリスクに応じたリスクベースでの対応が可能となるようにするべきである。	政府の骨太の方針や新しい資本主義ブランドデザインでは、Web3.0やNFTの推進に向けた環境整備の検討を進めるとが明記されており、同分野は長戦略の柱のひとつとして注目されている。Web3.0の起爆剤としてのNFTビジネスを進展させつつ、利用者・発行者の権利を十分に保護し環境の整備を求めるとともに、AML対策に關しても過度な制約は避け、現実的な規制の範囲に留めていただきたい。 現行法の下では、NFTは暗号資産や電子記録移転権利に該当しないため、NFTに関連するサービスの事業者は特定事業者(取次2条2項各号)ではなく、取引時の義務等がない。一方、FATF報告を要する「国のAML/CFT規制強化の流れ外」については、NFTも政府等では暗号資産と同様の規制に關するべきと議論が起きている。しかし、NFTはトレーサビリティが高く、固有性がある点で、暗号資産とは異なる。NFT取引で懸念すべきリスクは、美術品の取引に存在するリスクと類似しており、これらは個別事案として事業者が対応力を高めるべきものと承知している。新たなAML/CFT規制が作られる場合には、当該NFTの特性に沿ったリスクベースでの対応を可能とし、Web3推進とのバランスをとった方向性となるよう、業界団体と共に規制のあり方を議論していただきたい。	一般社団法人日本NFT団体連盟	警察庁 金融庁	いわゆるNFTについては、基本的には暗号資産に該当しないものと承知しています。 暗号資産の売買の紹介業者として行う事業者は、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に基づき、暗号資産交換業者としての登録が必要であり、暗号資産交換業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「法」といいます。))に基づく取引時確認等の義務が課されています。他方、暗号資産に該当しないNFTについては法の規制が及んでいない状況にあります。	なし	その他	マネロン等対策の国際基準であるFATF勧告において、リスクベース・アプローチによるマネロン・ラウンダリング等対策を実施することが求められているものと承知しており、警察庁としては、国際的な議論の動向を踏まえつつ、今後NFT関連業者を所管することになった省庁において検討がなされる場合には必要な協力をしてまいりたいと考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける 処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
470	令和5年9月24日	令和5年10月18日	本人確認手続のデジタル化のための本人確認書類の見直し	本人確認手続のデジタル化のため、本人確認書類のフォーマットを統一するとともに、本人特定事項の手書きを廃止していただきたい。	1. 制度の現状 本人確認書類として使われる住民票・印鑑証明書・健康保険証等については、フォーマットが発行主体によって区々である。 例えば、全国健康保険協会（協会けんぽ）によって発行される健康保険証は、裏面に住所が記載されており、国民健康保険被保険者証は表面に住所が記載されているなど違いがある。また、健康保険証の住所は、手書きで記されているものもある。 2. 現状制度の弊害 フォーマットが異なる本人確認書類は、機械的な読み取りが難しく、手入力になっており、デジタル化の支障となっている。 3. 想定される効果 本人確認書類の機械的な読み取りによるデータ取得・事務の効率化。	第二地方 銀行協会	総務省 厚生労働省	【住民票】 住民票については、住民基本台帳事務処理要領において、その様式例を自治体にお示しているところですが、あくまで例示であることから、各自治体がそのレイアウトでこれを作成し、住民に写しを交付しているところです。 【印鑑登録証明書】 印鑑登録証明書については、印鑑登録及び証明に関する窓口手続が正確かつ迅速に処理されるために技術的助言として「印鑑登録事務処理要領」を作成しており、印鑑登録証明書についても、記載すべき事項等について市町村に通知しています。 【被保険者証】 健康保険の被保険者は、健康保険法第39条第1項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行ったとき等においては、様式第九号による被保険者証を被保険者に交付することとされています。被保険者証には、必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができます。 また、国民健康保険の被保険者においては国民健康保険法第9条第2項及び第22条の規定により被保険者証の交付の求めがあったとき、様式第一号による被保険者証を被保険者に交付しています。規則の備考により、被保険者証には、必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができます。	【住民票】 住民基本台帳事務処理要領 【印鑑登録証明書】 印鑑登録事務処理要領 【被保険者証】 健康保険法施行規則様式第九号 国民健康保険法施行規則様式第一号	【住民票・印鑑登録証明書】 住民票の写し、印鑑登録証明書については、住民記録システム標準仕様書、印鑑登録システム標準仕様書においてフォーマットが示されており、これらのシステムの標準化線において、様式が統一されます。 【被保険者証】 被保険者証は被保険者等が医療機関等において保険給付を受ける資格の確認を受けるために、保険者が被保険者に対して交付しているものです。 このため、 ・各被保険者の加入する医療保険によって資格の確認に必要な情報が異なること ・交付を行う各被保険者の判断で、被保険者証の記載について所用の変更又は調整を行うことを認めていること ・また令和6年秋以降マイナンバーカードと保険証の一体化が始まり、マイナンバーカードへの移行もあることから被保険者証の記載内容を統一することは困難であると考えております。		
471	令和6年4月22日	令和6年5月22日	ヤフーオークションの生き物売買の規制	1.水生生物の販売を規制(観賞魚) 2.一般愛好家と店舗の線引き 3.納税義務の遵守(ネット上の売買の為、雑所得として申告しているか不透明) 4.規制、ルールが無い為誰でも販売が可能 5.生産者の権利の保護 6.自然界への投棄による在来生物の保護	現在ヤフーオークションで観賞魚全般において取引が行われており、誰でも簡単に売買が行われております。 愛好家が観賞魚を販売する事により、市場価格を下回り、店頭価格よりも安く入手できる為、店頭での買い控えが発生し、売上に直結する問題となっております。さらには、開業届を出さずに販売する者もあり、納税の申告をしていない事が現実になっております。 観賞魚だけで、年間10数億円の売上が横行しており、納税義務をしない者が生き残り、開業届も出し、申告もしている業者が潰れている現状です。 このままでは、ルールも秩序も無い業界となってしまい、いずれ観賞魚の文化すらも無くなる恐れすら感じます。 是非とも、観賞魚販売に関する最低限の資格、要件を設けて頂けないでしょうか。このまま進めばやがて作り手も居なくなり、問屋やメーカー、小売店の存在意義すらなくなる現状です。 どうか、規制へ向けて動き出して頂けることを切に願います。	個人	環境省	環境省では、観賞魚販売業の振興や事業者の保護を目的とした規制は行っておりません。	なし	対応不可	環境省では、観賞魚販売業の振興や事業者の保護を目的とした規制は行っておらず、ご提案の理由に沿った規制について検討することは予定しておりません。	